

# 水源地域対策便覧

資料編

昭和57年5月

建設省河川局開発課水源地对策室監修  
財団法人 国土開発技術研究センター

# 水源地域対策便覧

## 資料編

建設省河川局開発課水源地对策室監修  
財団法人 国土開発技術研究センター

## 推せんのことば

昨年12月18日、建設省の附属機関である河川審議会から「総合的な水資源対策の推進方策について」答申が行われました。

福岡渇水にみられるような大都市地域の渇水に対する脆弱性、地方中小都市等における水需要の増大、ダム包蔵エネルギーの活用等に対応して多角的な水資源開発を推進すべきことを答申するとともに、多目的ダム等の建設に当たっての水源地域対策の拡充・強化が提言されています。

周知のように、多目的ダム等の建設は、多数の住居、農地、山林等の生活基盤を一举に水没させ、また地元地方公共団体の行財政に多大の影響をもたらすため、これら水没関係者への補償、生活再建措置の実施、関係地域の生活環境・産業基盤等の整備等を通じ、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることは多目的ダム等建設の重要な課題であります。

しかも、水源地域対策は全て画一的なものであってはならず、各地域の特性、水没戸数、水没関係者の生活状況、地元地方公共団体の行財政状況等を総合的に考慮した対策を、各種補助制度等を駆使して、真に水没関係者、関係地方公共団体等にとって効果のあるものを策定・推進しなければなりません。

今度、時宜を得て発刊の運びとなった本書は、これらの要請に応えられるよう水没関係者への補償・税金をはじめとして、水源地域対策特別措置法の解説、水源地域整備計画の実例、関係補助制度等水源地域対策に必要な事項は全て網らされ、また懇切な編集がされていますので関係各位の初心者からベテランまで広く活用できるものと思料しています。

より良き水源地域対策の推進を願望し、ここに推せんする次第であります。

昭和57年5月1日

建設省河川局開発課長

廣瀬利雄

## 監修のことば

本書の刊行の目的は、多目的ダム等を建設する上で重要なファクターである水没関係者の生活再建措置、水源地域の整備等いわゆる水源地域対策の総合的マスタープラン作り、あるいはダム事業の計画から調査、建設及び管理段階に到るまでの各過程において関係者間の理解と協力を得て事業を実施するために参考となる情報を網ら・整理した形で提供しようとするものである。

昭和48年、水源地域対策特別措置法、通称「水特法」が制定され、爾来約8年を経過し、多目的ダムの建設に当たっての総合的な水源地域対策の推進の重要性は関係者の間に定着した感がある。現在、これら水源地域対策を行うに当たっては、起業者による補償、水特法による水源地域整備、地元地方公共団体等による生活再建措置、関係する地域開発のための制度あるいは水源地域対策基金をはじめとする上下流域の相互理解を図るための各種措置、ダム税制等多くの制度・施策等の充実が図られている。しかしながら、水源地域対策は、水没関係者の生活状況、水源地域の社会経済条件等地域特性に合致した真に水没関係住民の生活の安定と福祉の向上に効果のあるものを実施する必要があるため、水源地域対策に係る制度・施策等を関係者の理解と協力を得ていかに適切に運用・実施していくかが大きな課題となっている。こうした課題に若干でも応えようとするのが本書の刊行目的でもある。

昭和52年、開発課水源地対策室より水特法の適正な運用を主眼として「水源地域対策便覧」が刊行され関係者間に活用されてきたところであるが、発行以来既に5年近くを経過し制度の内容が大幅に改正された部分があること、生活再建措置、水源地域整備等の各種施策の実績もかなり蓄積されていることなどから、関係者間では新しい情報を盛り込んだ改訂版の発刊が渴望されていた。

そこで、今度旧版の内容はもちろん、形式も大幅に改訂して全く新しい形

で水源地域対策便覧を刊行することとした。改訂に当たっては、初心者からベテランまで活用されるものであること、ハンディなものであることを主眼として編集したところであるが、意図したものとなったか大方の叱正を願い、今後とも充実したものにしていきたいと考えている。本書の発刊に当たり、協力願った関係各位に感謝するとともに、本書がダム建設関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、真に適切な水源地域対策の推進に有効な参考図書となることを期待してやまない。

昭和57年5月1日

建設省河川局開発課水源地対策室長

佐藤幸市

## 便覧の概要

本便覧はダム事業に伴って実施する各種の水源地域対策について関連する各種の制度、施策等の解説を行うとともに、必要な資料を集大成したものであり、解説編及び資料編によって構成されている。内容は個人の生活再建対策、地域整備を中心とし、それらを円滑に進めるための水源地域対策基金、上下流の交流、ダム税制、国有林野活用等についておよそ水源地域対策に関連する事項について広く概括的に示すよう努めている。従って個々のさらに詳しい事項については参考文献等に頼ることとなるが、本便覧のみによっても大よその水源地域対策のマスタープランをつくることは十分可能なように編集したつもりである。各章毎の概要とそのねらいとするところは次に述べる通りである。

なお、本便覧に紹介した制度、実態等については、特にことわりのない限り、昭和57年1月1日現在のものを用いている。

### <解説編>

#### 第1章 水源地域対策の概要

ダム事業に伴って水源地域対策が必要とされる理由及びその構成について概述するとともに、水源地域対策をすすめる上での関係組織、ダム事業の各段階において必要とされる調査の概要について紹介し、事業の進捗状況に応じた水源地域対策のすすめ方について説明する。

#### 第2章 生活再建対策

一般補償を軸として広く生活権を確保する意味も含めての生活再建対策の必要性について述べ、一般補償の補償項目の例、起業者や地方公共団体等が行う代替地確保の事例及び事務手続のフロー、生活再建に係る融資・助成制度、その他の起業者や地方公共団体等が行う就業

あっせん等の生活再建措置概要、直轄ダムにおける生活再建対策費の概要について紹介する。

### 第3章 水源地域の整備

水源地域の過疎化の防止、財政悪化の防止、上下流の利害調整、水没関係住民の生活再建等をふまえて各種の制度等を活用して行う水源地域整備の考え方について述べ、補償と並んで水源地域整備の柱である水源地域対策特別措置法による水源地域整備、それらを補完するものとしての電源三法による周辺地域整備、関連地域開発制度の中で、水源地域対策ともかかわりの深い過疎地域振興特別措置法及び山村振興法による地域振興対策、ダム事業者等によるダムの周辺環境整備事業、その他個別の観光、スポーツ、レクリエーション開発に関連する補助制度及び日本自転車振興会等の公益法人が行う施設整備に対する補助制度について各種事例も混じえて紹介し、水源地域整備におよそ関係の深い事項についてその概要を把握することとしている。

### 第4章 水源地域対策基金

水没関係住民の生活再建等を上下流の相互理解のもとに基金という形を通じて実施していこうという考えが発生した経緯、その後の各地における基金の設立の過程について述べ、現状の水源地域対策基金の概要について基金の性格、対象地域、関係団体、事業の内容等を紹介する。

### 第5章 上下流の交流

水源地域住民の下流受益地に対する犠牲者意識を解消するためには下流から上流への利益還元のみならず上下流の住民相互間の接触を多くして互に理解し合える場を創出する必要があるが、ここでは一般的な都市と山村の交流、水を媒介とした上下流の交流の2つに分けて各種事例を紹介する。

### 第6章 ダム税制

ダム建設を促進する措置としては、税制に関するものがその1つと

してある。ここでは、地域財政の緩和措置としてダムの利水用途に係る市町村交付金、固定資産税の制度の概要及び計算例を示すとともに、個人対策に係るものとして補償金等に係る税制優遇措置について説明する。

### 第7章 国有林野の活用

ダムの周辺地域対策を行う上で国有林野を活用することは有効な施策のひとつである。ここでは、国有林野の活用に関する法律に基づいて国有林野の活用を行う際の活用する方途、事務手続等について解説するとともに関連事項としてダム事業をすすめる上で必ずといってよい程関係するであろう保安林解除に関する事項についても解説する。

### 付 録

#### <資料編>

#### 1. 水源地域対策に関する国の行政機関

水源地域対策に係る深い国の行政機関の機構図及び各課毎の所掌業務の概要を示す。

#### 2. 各都道府県水源地域対策担当部課等一覧

ダム事業及び水源地域対策に係る深い各都道府県の課室名、電話番号、関係業務について示す。

#### 3. 水源地域対策に必要な調査の例

水源地域対策に係る調査のうち、生活再建及び水源地域のアフターケアに必要な調査の各種調査票の例等を示す。

#### 4. 水源地域整備計画のダム別概要表

水特法の整備計画が決定されているダム等について、その概要及び整備計画の総括表を示す。

#### 5. 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

水源地域整備事業 22 事業のうち、水特法の水源地域で適用される可能性

## 資料編目次

- の高い事業を中心に、国庫補助の採択基準、補助率等の概要を示す。
6. 水源地域整備事業の国庫補助率の地域特例等の一覧  
水特法整備事業のうち国庫補助が適用されるものについて各種特別法等に基づく補助率の一覧を示す。
7. 過疎地域振興計画の例  
過疎地域振興特別措置法に基づいて作成される過疎地域振興計画の例を示す。
8. 山村振興計画の例  
山村振興法に基づいて作成される山村振興計画の例を示す。
9. 水源地域対策基金に関する資料  
各種水源地域対策基金の寄付行為、業務方法書、条例、要綱等の資料及び琵琶湖総合開発の下流負担に係る資料を示す。
10. 地方財政制度の概要  
地方財政制度のうち、特に地方交付税制度を中心に解説したものを示す。
11. 「税金のあらまし」  
ダム税制のうち個人の補償金課税について地権者向けにわかり易く解説したものを示す。
12. 参考法令  
水源地域対策に大きく関係する法令を紹介する。

1. 水源地域対策に関連する国の行政機関	
1) 国の組織の概要	2
2) 環境庁	4
3) 国土庁	6
4) 大蔵省	8
5) 文部省	10
6) 厚生省	12
7) 農林水産省	14
8) 林野庁	16
9) 通商産業省	18
10) 資源エネルギー庁	20
11) 運輸省	22
12) 建設省	24
13) 自治省	28
14) 消防庁	29
2. 各都道府県水源地域対策担当部課等一覧	33
3. 水源地域対策に必要な調査の例	
1) ダム建設に対する住民意識調査の例	41
(1) 調査手法	41
(2) 調査内容	42
(3) 住民意識調査票の例	43
(4) 間接調査	47

2) 代替地希望調査票の例	49	19) 長島ダム	140
3) 墓地移転に関する調査票の例	51	20) 阿木川ダム	146
4) 住民の生活と意向調査票の例	53	21) 蓮ダム	151
5) 職業の希望に関する調査票の例	56	22) 一庫ダム	154
6) ダム移転者の移転後の生活に対する実態調査票の例	57	23) 布目ダム	156
7) 移転先における生活実態調査票の例	58	24) 滝畑ダム	162
8) 移転後の就職に関する調査票の例	61	25) 青野ダム	164
9) 代替地(移転地先)等の取得状況に関する調査票の例	62	26) 権現ダム	167
		27) 吞吐ダム	169
4. 水源地域整備計画のダム別概要表		28) 大滝ダム	171
1) 水源地域対策特別措置法に基づくダム等の総括表	67	29) 椿山ダム	178
2) 愛別ダム	69	30) 賀祥ダム	181
3) 美利河ダム	71	31) 弥栄ダム	184
4) 浅瀬石川ダム	73	32) 生見川ダム	187
5) 御所ダム	75	33) 末武川ダム	189
6) 南川ダム	78	34) 新湯の原ダム	192
7) セツ宿ダム	82	35) 野村ダム	195
8) 玉川ダム	91	36) 耶馬溪ダム	197
9) 寒河江ダム	94	37) 霞ヶ浦開発事業	199
10) 真野ダム	98		
11) 川治ダム	102	5. 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧	
12) 桐生川ダム	107	1) 土地改良	203
13) 亀山ダム	109	2) 治山	234
14) 高滝ダム	111	3) 治水	246
15) 宮ヶ瀬ダム	116	4) 道路	265
16) 大川ダム	127	5) 簡易水道	277
17) 手取川ダム	130	6) 下水道	296
18) 荒川ダム	138	7) 義務教育	302



8) 診療所	312
9) 公営住宅	335
10) 林道	339
11) 造林	346
12) 公民館等	355
13) スポーツ・レクリエーション	360
14) 保育所・児童館等	371
15) 老人福祉センター	383
16) 消防	390
17) し尿処理	394
18) ごみ処理	396
6. 水源地域整備事業の国庫補助率の地域特例等の一覧	399
7. 過疎地域振興計画の例	411
8. 山村振興計画の例	457
9. 水源地域対策基金に関する資料	
1) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金	475
(1) 設立趣意書	475
(2) 寄附行為	476
(3) 業務方法書	484
(4) 業務細則(滝沢ダムの例)	487
2) 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金	490
(1) 設立趣意書	490
(2) 寄付行為	491
3) 埼玉県の水源地域対策基金制度	497

(1) 埼玉県水源地域対策基金条例	497
(2) 埼玉県水資源対策協議会規約	498
4) 新規水源地域対策費及び新規水源地域開発基金の処理要綱(東京都)	500
5) 琵琶湖総合開発の下流負担金	503
(1) 概要	503
(2) 下流負担金の使途	504
(3) 琵琶湖総合開発にかかる下流融資金制度	506
(4) 琵琶湖管理調整基金の概要	507
10. 地方財政制度の概要	
1) 概説	511
2) 地方税	512
3) 地方譲与税	513
(1) 地方道路譲与税	513
(2) 石油ガス譲与税	514
(3) 自動車重量譲与税	515
(4) その他の譲与税	515
4) 地方交付税	515
(1) 基準財政需要額	516
(2) 基準財政収入額	538
(3) 特別交付税	540
5) 国庫支出金	541
(1) 国庫負担金	542
(2) 国庫補助金	543
(3) 国庫委託金	543
6) 地方債	543
7) その他の収入	543

11. 「税金のあらまし」の例	549
-----------------	-----

## 12. 参考法令

1) 地方債関連の法令（解説編 3-2, 4）水源地域整備事業の財源措置関係	563
● 地方自治法(抄)	563
● 地方自治法施行令(抄)	565
● 地方自治法施行令第174条の規定による地方債の許可に関する件	565
● 地方行政調査委員会議の地方債に関する勧告に対する措置要綱	566
● 地方財政法(抄)	568
● 地方財政法施行令(抄)	570
● 地方公営企業法(抄)	571
● 地方公営企業法施行令(抄)	575
● 自治省組織令(抄)	576
2) 電源三法関連の法令（解説編 3-3 電源三法による水源地域整備関係）	578
● 水源地域対策特別措置法と発電用施設周辺地域整備法の条文対比	578
● 発電用施設周辺地域整備法第3条1項及び附則第2項の規定に基づく地点の指定	594
● 電源開発促進税法(抄)	600
● 電源開発促進対策特別会計法(抄)	601
● 電源開発促進対策特別会計法施行令(抄)	602
● 発電用施設周辺地域整備法及び同法施行令中内閣総理大臣の権限を科学技術庁長官に委任した件	605
● 火力発電施設及び水力発電施設に係る電源立地促進対策交付金交付規則(抄)	605
3) 過疎地域振興特別措置法, 山村振興法関連の法令（解説編 3-4 過疎地域振興特別措置法, 山村振興法による水源地域整備関係）	611

● 過疎地域振興特別措置法	611
● 過疎地域振興特別措置法施行令	625
● 過疎地域をその区域とする市町村	634
● 山村振興法	642
● 山村振興法案に対する附帯決議	648
● 山村振興法施行令	648
● 山村振興法施行規則	650
● 山村振興法の一部を改正する法律の施行に伴う山村振興計画の取扱いについて	651
4) ダム税制関連の法令（解説編第6章ダム税制関係）	652
● 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(抄)	652
● 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令(抄)	668
● 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則(抄)	670
● 水道法(抄)	674
● 工業用水道事業法(抄)	674
● 地方交付税法(抄)	674
● 特定多目的ダム法(抄)	677
● 地方税法(抄)	677
● 地方税法施行令(抄)	702

## 解説編目次

第1章 水源地域対策の概要

第2章 生活再建対策

第3章 水源地域の整備

第4章 水源地域対策基金

第5章 上下流の交流

第6章 ダム税制

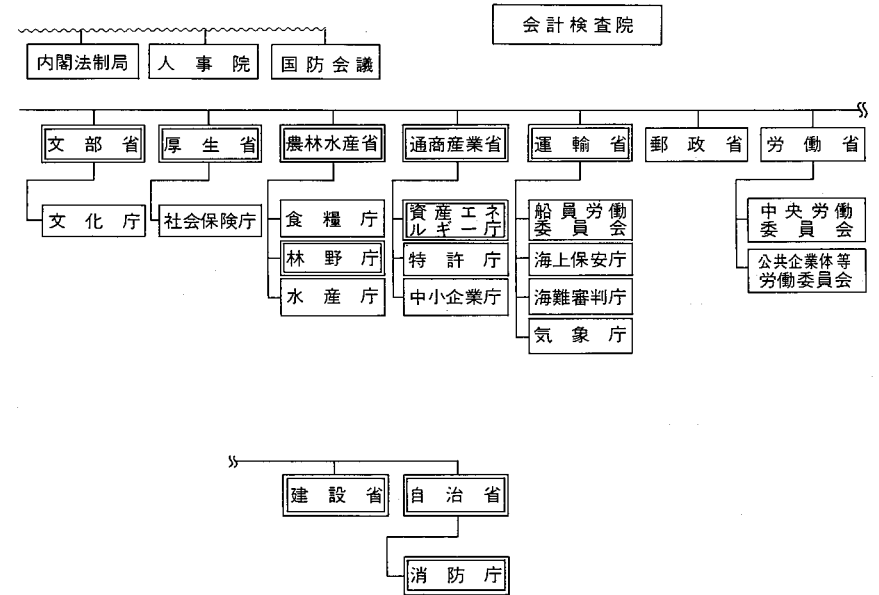
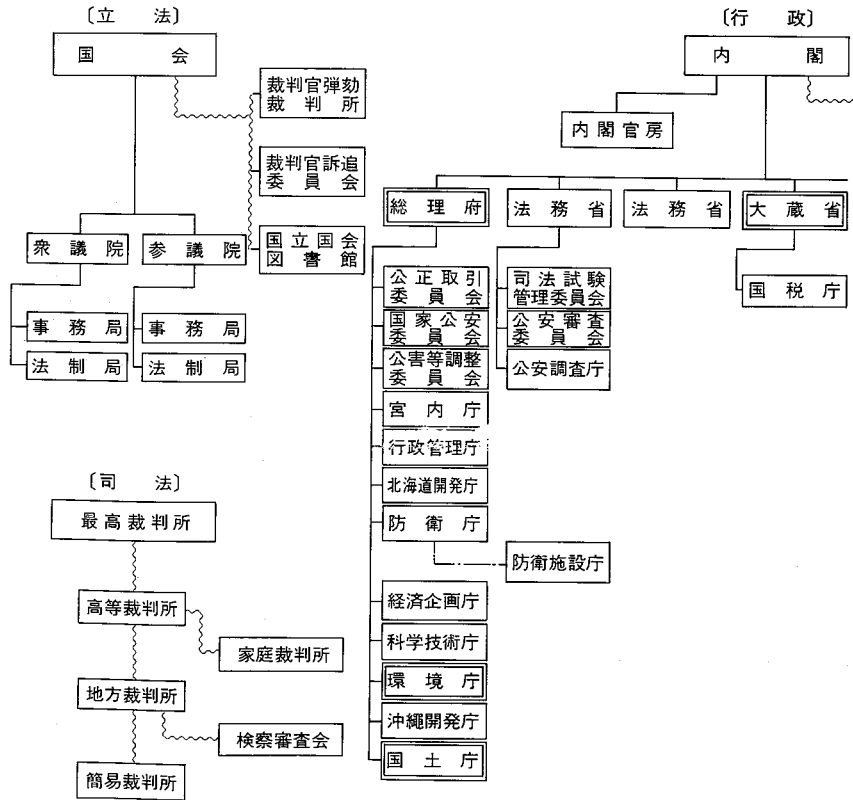
第7章 国有林野の活用

付録

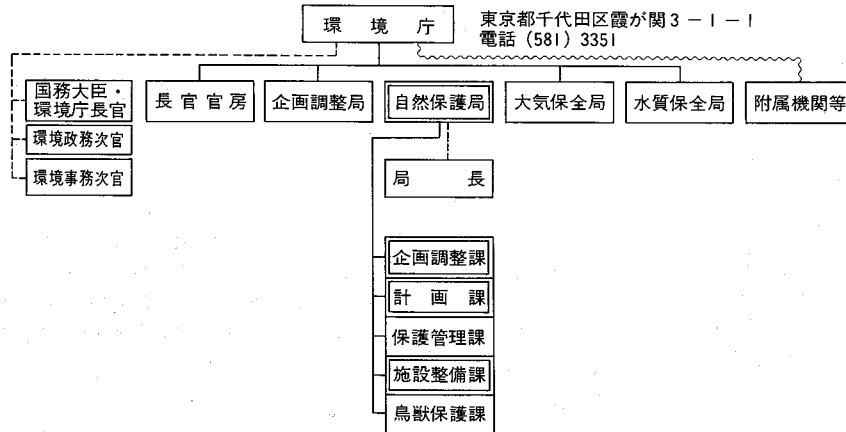
## 1 水源地域対策に関連する 国の行政機関

1) 国の組織の概要

(注      で囲んだものが特に関連の深いもの)



2) 環境庁



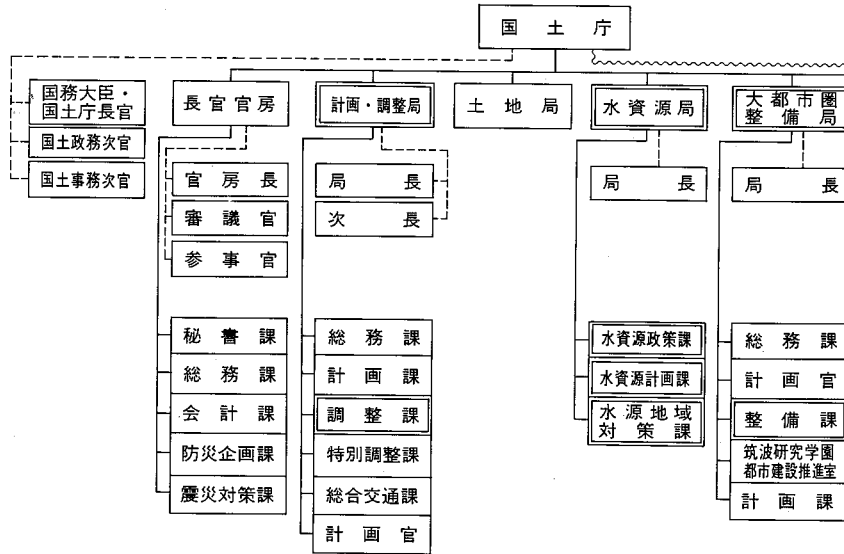
— 自然保護局 —

〔企画調整課〕 局事務の総合調整。自然環境の保護及び整備に関する基本的政策の企画、立案、推進。関係行政機関の自然環境の保護及び整備に関する事務の総合調整。自然環境保全法の施行（他課の所掌を除く。）。皇居外苑京都御苑、新宿御苑、千鳥ヶ淵、戦没者墓苑の維持管理。自然環境保全審議会の庶務。

〔計画課〕 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定、保全計画の決定。原生自然環境保全地域の区域内における立入制限地区の指定、自然環境保全地域の区域内における特別地区、野生動植物保護地区、海中特別地区の指定。都道府県自然環境保全地域の区域内における特別地区、野生動植物保護地区の指定。国立公園及び特定公園の指定、公園計画の決定。国立公園及び国定公園の区域内における特別地域、特別保護地区及び海中公園区の指定。国立公園の公園事業の決定。公園、景勝地及び休養地（施設整備課の所掌を除く。）。

〔施設整備課〕 自然公園等の利用の普及向上。国民の休養施設の整備についての助成、指導。国民休暇村の建設についての助成、指導。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の保全事業の執行（保護管理課の所掌を除く。）。国立公園の公園事業の執行（保護管理課の所掌を除く。）。温泉法の施行。自然に親しむ各種の運動の普及発達。国立公園、国定公園、温泉に関する観光事業の指導育成。自然公園等に係る観光及び休養に関する調査。

### 3) 国土庁



#### － 計画・調整局 －

〔調整課〕 国土利用に関する総合的かつ基本的計画についての調査の調整。国土利用に関する総合的、基本的計画の実施の調整。

#### － 水資源局 －

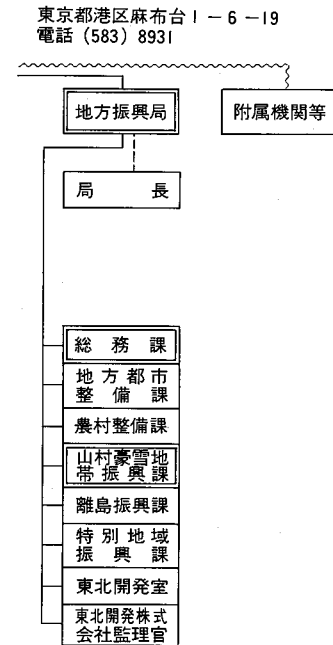
〔水資源政策課〕 局事務の総合調整。長期的水需給に関する総合的、基本的な政策の企画、立案、推進。水資源開発の経済効果の測定。共同費用配分。水資源開発公団。水資源開発審議会。

〔水資源計画課〕 長期的水需給に関する総合的、基本的な計画の企画、立案推進。水資源の開発、利用に関する調査。水資源開発水系の指定、水資源開発基本計画の決定、及び指定、決定のための政府が行う基礎調査の調整。その他水資源開発促進法の施行。

〔水源地域対策課〕 指定ダム等の指定。水源地域の指定、水源地域整備計画の決定。その他水源地域対策特別措置法の施行。

#### － 大都市圏整備局 －

〔整備課〕 首都圏整備計画等の実施に関する事務調整、実施の推進。琵琶湖総合開発特別措置法の施行。総合的、計画的に実施すべき特定地域の開発整備のための大規模事業（首都圏、近畿圏、中部圏の地域に係るものに限る。）についての関係行政機関の事務調整。

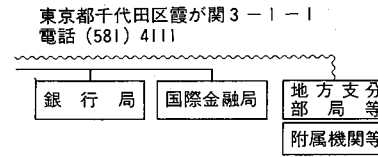
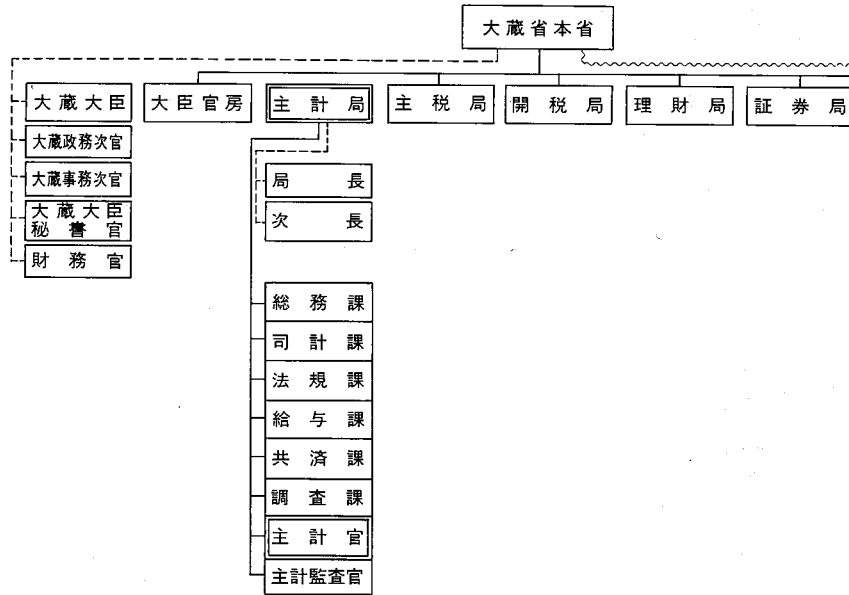


#### － 地方振興局 －

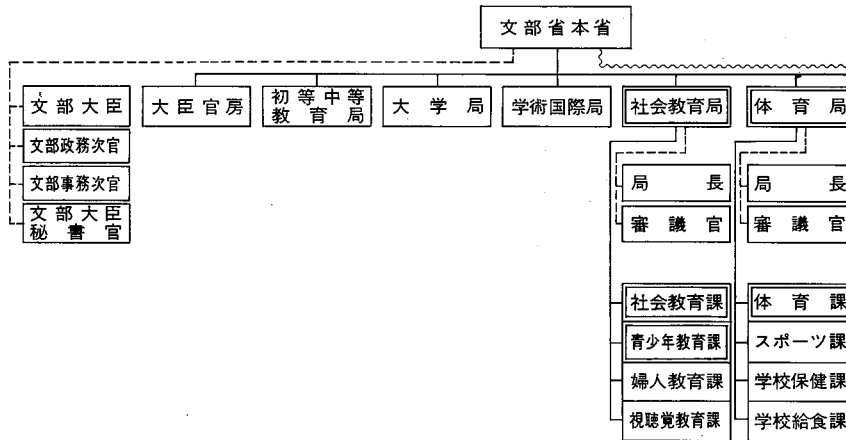
〔総務課〕 局事務の総合調整。地方の振興整備に関する総合的、基本的政策の企画、立案、推進。九州地方開発促進計画、四国地方開発促進計画、北陸地方開発促進計画、中国地方開発促進計画の作成及び実施に関する事務調整。総合的、計画的に実施すべき特定地域の開発整備のための大規模事業についての関係行政機関の事務調整（他の所掌に属するものを除く。）。過疎地域の指定、その他過疎地域の振興。防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の施行。国土審議会。奄美群島振興開発審議会、小笠原諸島振興審議会。

〔山村豪雪地帯振興課〕 振興山村の指定、その他山村振興。豪雪地帯の指定、その他豪雪地帯対策特別措置法の施行。特殊土じょう地帯の指定、その他特殊土じょう地帯の災害防除及び振興。

4) 大蔵省



5) 文部省



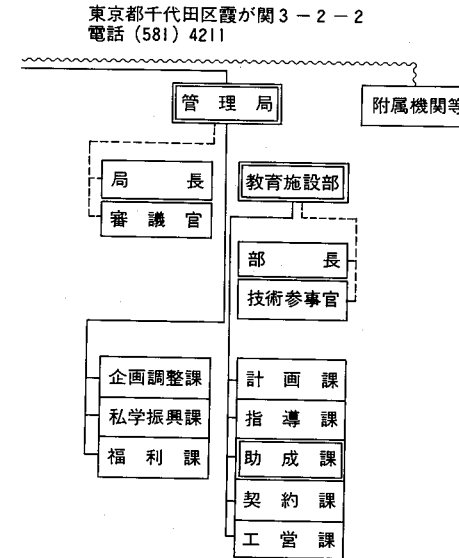
— 社会教育局 —

〔社会教育課〕 社会教育振興の企画、連絡調整。社会教育に関する情報収集・提供、研究集会等の開催、教材等解説目録の作成・提供。社会教育施設に関する事務。国立科学博物館、国立社会教育研修所に関する予算案の準備。学校開放・社会教育の講座等に関する援助、助言。社会通信教育の援助、助言。読書指導に関する援助、助言。社会教育主事等の講習資格の認定、研修。社会教育関係団体に関する事務。社会教育向上、普及に関する援助、助言。社会教育法、図書館法、博物館法に関する事務。社会教育審議会に関する事務。

〔青少年教育課〕 青少年教育に関する情報収集・提供、研究集会の開催等、教材等の解説目録の作成・提供。青少年教育施設に関する事務。国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家及び国立少年自然の家の管理・運営。青少年の生活指導に関する援助、助言。青少年教育指導者の研修。青少年教育に関する社会教育関係団体に関する事務。青少年教育の向上、普及に関する企画、援助、助言。青年学級振興法に関する事務。青少年教育分科会に関する事務。

— 体育局 —

〔体育課〕 学校体育の基準の設定、実施に関し指導、助言。学習指導要領の編修、改訂。出版物等の作成、提供。研究集会、講習会、展示会等の主催、これらへの参加。教育職員の現職教育に関し援助、助言。実験学校、調査指定校に関する事務。体育振興の企画。スポーツ施設の整備。菅平高原体育研究場の管理、運営。児童、生徒又は学生の対外運動競技に関する事務の体育に関する団体との連絡。スポーツ振興法、国立競技場法に関する事務。保健体育審議会に関する事務。



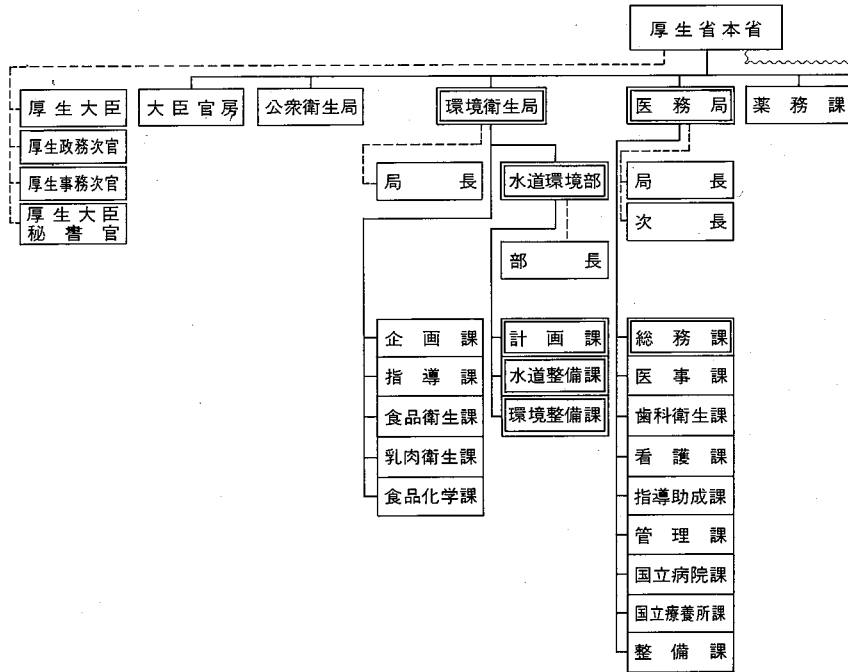
— 管理局 —

(教育施設部)

〔助成課〕 公立文教施設の復旧整備のための財政的援助。公立文教施設に関し資料の収集、提供。産業教育振興法に関する事務のうち公立大学の施設に係る事務。公立文教施設の復旧整備に関し指導、助言。義務教育諸学校施設費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法、公立養護学校整備特別措置法第2条、第3条に関する事務。



6) 厚生省



— 環境衛生局 —

(水道環境部)

[計画課] 総合的企画・調整。水道用水供給に関する調査・企画。水資源開発公団の監督。廃棄物処理方式に関する調査・企画。水道・廃棄物処理施設の整備に関する計画立案。

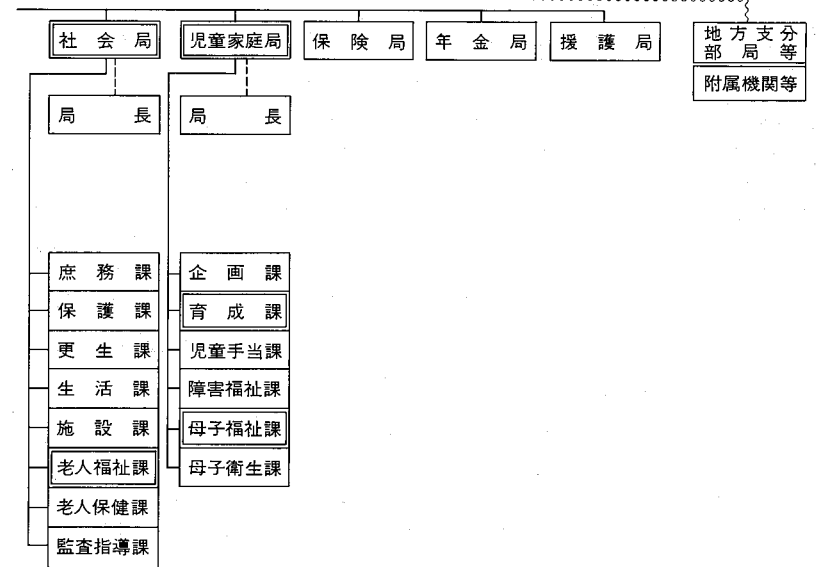
[水道整備課] 水道法の施行。水道の布設，維持管理の指導監督。水道の調査研究（計画課の主管を除く。）。井戸水等水の衛生。

[環境整備課] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行。廃棄物処理施設の築造・維持管理の指導監督。廃棄物処理施設に関する調査研究（計画課の主管を除く。）。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行。下水道の終末処理場の維持管理。清掃（ねずみ，こん虫等の駆除を含む。）。

— 医務局 —

[総務課] 総合的企画・調整。医療制度の調査研究・総合的企画・医療の普及向上。医師・歯科医師等医療関係者，医療，看護，助産に関する法規の総括。医療法（医療監視員に関することを除く。）・角膜移植に関する法律の施行。医療金融公庫の監督。医療に関する情報処理体制の整備。医療の調査。医道審議会・医療審議会。日本医療団の清算の指導監督。

東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話 (503) 1711



— 児童家庭局 —

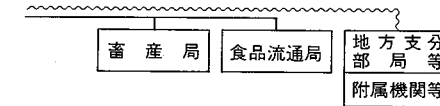
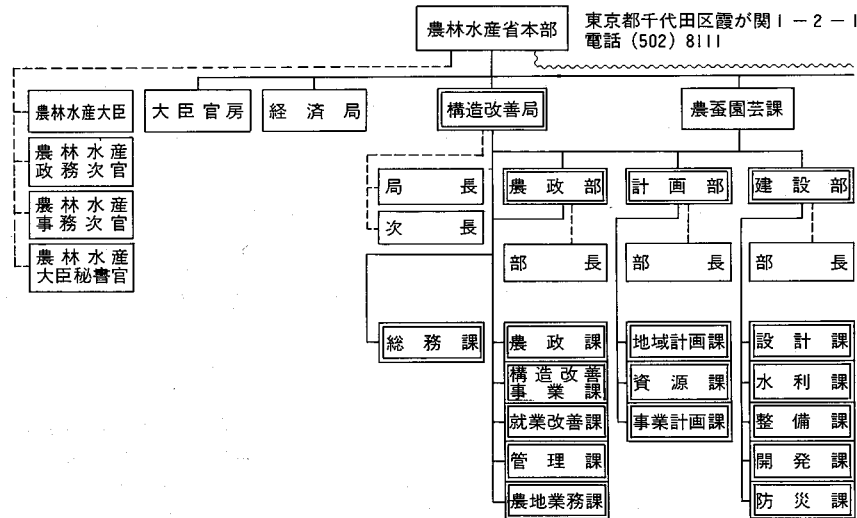
[育成課] 保護者のない児童・不良行為をなし又はなす虞れのある児童等の保護。児童厚生施設・養護施設・情緒障害児短期治療施設・教護院・これらの職員の養成施設の設備・運営の指導監督・助成とこれら施設職員の指導・養成訓練。児童の不良化防止。里親・保護受託者の指導監督。児童の虐待の防止。児童の生活指導，児童文化の向上。児童の育成に関する家庭の指導。児童・妊産婦等の福祉に必要な物資のあっ旋。国立教護院及びこれに附置された教護事業教職員養成所。こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律の施行。

[母子福祉課] 母子・寡婦の福祉向上。乳児・幼児等の保育。保育所・母子寮・これらの職員の養成施設の設備・運営の指導監督・助成とこれらの施設職員の指導・養成訓練。保母の養成機関，保母試験。

— 社会局 —

[老人福祉課] 老人福祉の向上に関する調査・企画。老人福祉法の施行，老人の福祉の向上（老人保健課・監査指導課の主管を除く。）。

## 7) 農林水産省 (林野庁を除く)



〔農地業務課〕 自作農の創設及び維持を図るための農地その他の国有財産の管理、処分。自作農の創設及び維持に関する金融。農地及び農業用施設の鉱害復旧（防災課の所掌に属することを除く。）。農地の利用関係の調整，自作農の創設及び維持に係る不服申立て，訴訟。入植及びこれに伴う営農の指導助成。農業者の海外移住に関し，その募集，選考及び教育並びに移住地の調査。自作農創設特別措置特別会計の経理。

### 〔計 画 部〕

〔地域計画課〕 農業振興地域整備計画の樹立及び実施についての指導及び助成。土地改良事業を基幹事業とする農業開発のための地域計画。土地及び水等の資源の農業上の利用区分に関する事務の総括。土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画（資源課の所掌に属することを除く。）。農業水利制度に関する企画，調査。土地改良事業に関する長期計画の樹立，進捗記録の作成。

〔資源課〕 土地等開発資源の調査及び開拓適地の選定。土地改良事業に係る環境の保全に関する企画及び調査。土地改良事業計画の基準の作成。土地改良事業地区における営農

〔事業計画課〕 土地改良事業の経済効果の測定及び着手順位。土地改良事業に係る営農計画。土地改良事業に係る自然的立地条件の測定及び土地利用計画。土地改良事業の工事計画の調査及びその技術的可能性の測定。かんがい排水審議会。

### 〔建 設 部〕

〔設計課〕 開懇建設工事，土地改良事業工事の設計基準の作成，設計の審査。開拓，土地改良事業に用いる機械器具，資材の管理，あっせん。

〔水利課〕 国営のかんがい排水事業その他の土地改良事業の実施。かんがい排水事業その他の土地改良事業の技術上の指導監督，助成。

〔整備課〕 土地改良事業を基幹事業とする農業開発のための地域計画に係る土地改良事業で農業生産の基盤の総合的な整備のためのもの及び土地改良事業である区画整理の技術上の指導監督，助成。

〔開発課〕 国営の開懇建設工事及び干拓建設工事の実施。開懇建設工事，干拓建設工事及び土地改良事業である農業用道路の新設又は変更の工事の指導監督，助成。

〔防災課〕 農用地，農業用施設に関する国営の災害復旧事業，災害防除事業の実施，技術上の指導監督，助成。干拓堤とうの維持補修事業の技術上の指導監督，助成。農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業の実施，監督。農用地，農業用施設に関する国営の災害復旧事業，災害防除事業の施行に伴い必要を生じた工事又は農用地，農業用施設に関する国営の災害復旧事業，災害防除事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託，受託に係る当該工事の実施。農地の保全に係る地すべり防止事業の実施，地すべり及びばた山の崩壊の防止に関する事業の助成，監督。

### 一 構造改善局 一

〔総務課〕 構造改善局の所掌事務の総合調整。農用地開発公団及び水資源開発公団の指導監督。特定土地改良工事特別会計の経理。

### 〔農 政 部〕

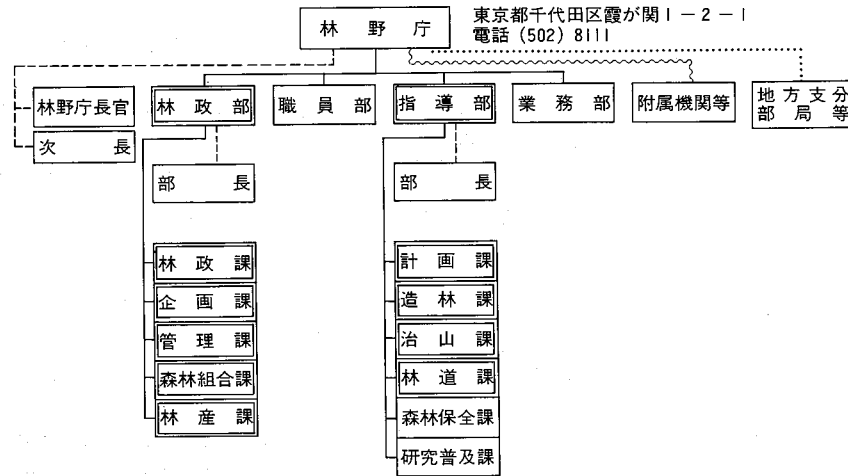
〔農政課〕 農業経営の改善に関する企画その他農業行政の企画，施設の調整。農地制度に関する企画，調査。農業構造の改善の施策の調整，調査。農地利用関係の調整並びに自作農の創設及び維持（農地業務課の所掌に属することを除く。）。農住組合が行う農地利用規約の設定，農地利用の契約の締結。

〔構造改善事業課〕 農業構造改善事業に関する指導助成。農山漁村の総合的な振興計画の樹立，実施についての指導，助成。農山漁村における電気導入。

〔就業改善課〕 農業就業構造の改善。農業団体等が行う農業労働力に関する事業の指導，助成。農村地域工業導入促進法の施行。農業者年金基金の指導。農林水産省の所掌事務に係る山村振興。過疎地域の振興に関する対策で農林水産省の所掌事務に係るものについての連絡調整。

〔管理課〕 土地改良事業に関する企画，調査。土地改良区，土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の組織，管理についての指導監督。農地等の交換分合その他土地改良事業の指導監督，助成（他課の所掌に属することを除く。）。農住組合が行う交換分合，土地改良事業。

## 8) 林野庁



### (林政部)

〔林政課〕 人事。官印。林野庁の所掌事務に関する取りまとめ。林業経営その他林業に関する調査、資料の取りまとめ。予算、決算、会計及び会計監査。一般会計と特別会計との調整。庁内取締。森林開発公団の指導監督。営林局、営林署。中央森林審議会。林政審議会。

〔企画課〕 林業行政に関する企画、総合調整。林業経営の改善。金融、税制。林業信用基金の指導監督。林業の動向及び林業に関する施策に関する年次報告の取りまとめ。

〔管理課〕 国有林野事業特別会計に属する国有財産の管理、処分。公有林野等官行造林地の管理。国有林野整備。

〔森林組合課〕 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会の指導監督、助成。林業構造改善事業の指導、助成。入会林野整備及び旧慣使用林野整備。林業労働。

〔林産課〕 木材、薪炭その他の林産物、加工炭の生産、流通、消費の増進、改善、調整。木材、薪炭その他の林産物、加工炭の検査。

### (指導部)

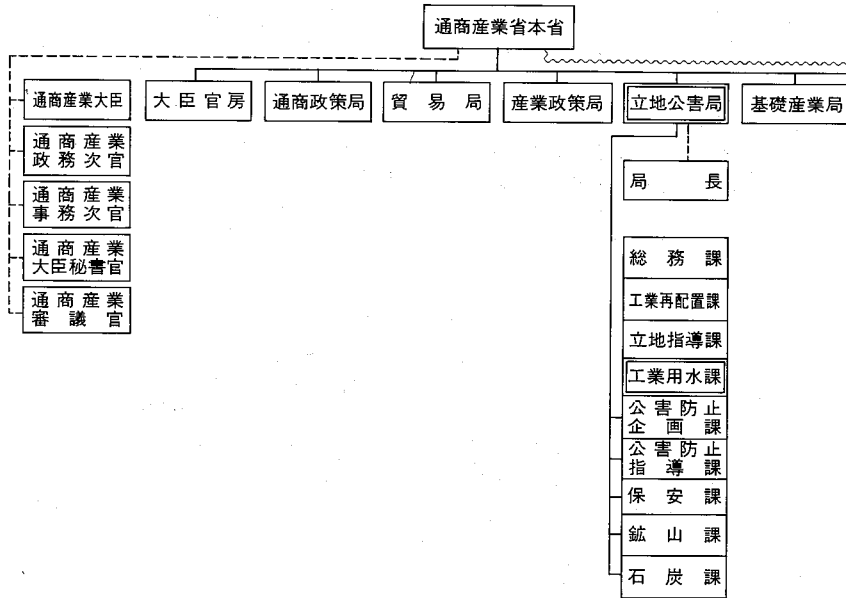
〔計画課〕 国有林野、民有林野の総合立地計画、経営計画。

〔造林課〕 国有林野、民有林野の造林計画。民有林野の造林、営林に関する指導監督、助成。国有林野、民有林野の林業種苗の需給計画の調整。民有林野の林業種苗。林木育種場。

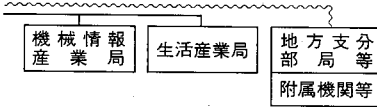
〔治山課〕 国有林野、民有林野の治山計画。民有林野の治山に関する指導監督、助成。民有林野の治山事業。保安林、保安施設地区の指定、解除。林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施、地すべり及びまた山の崩壊の防止に関する事業の助成、監督。林野の保全に係る地すべり防止に関する事業と密接な関連のある工事の受託、実施。

〔林道課〕 国有林野、民有林野の林道計画。民有林野の林道。

9) 通商産業省（資源エネルギー庁を除く）



東京都千代田区霞が関1-3-1  
電話(501)1511

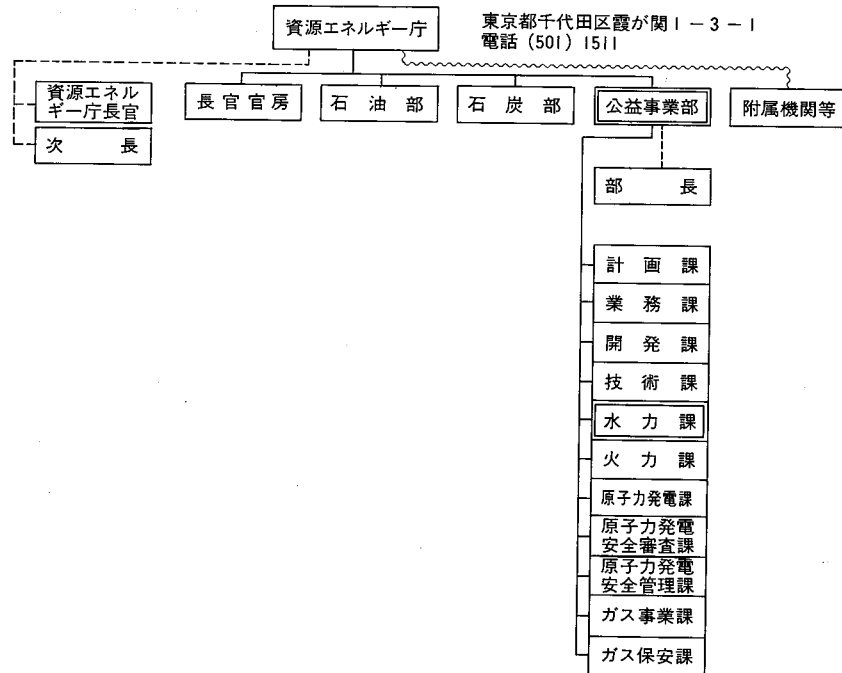


一 立地公害局 一

〔工業用水課〕 工業用水に関する政策、計画の立案。工業用水道。工業用水法の施行。工業用水に係る  
 廃水の再生、海水の淡水化。水資源開発公団の監督。

# 10) 資源エネルギー庁

## 1 水源地域対策に関連する国の行政機関

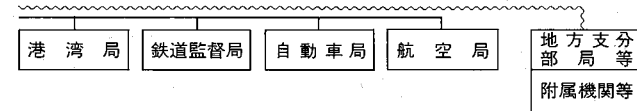
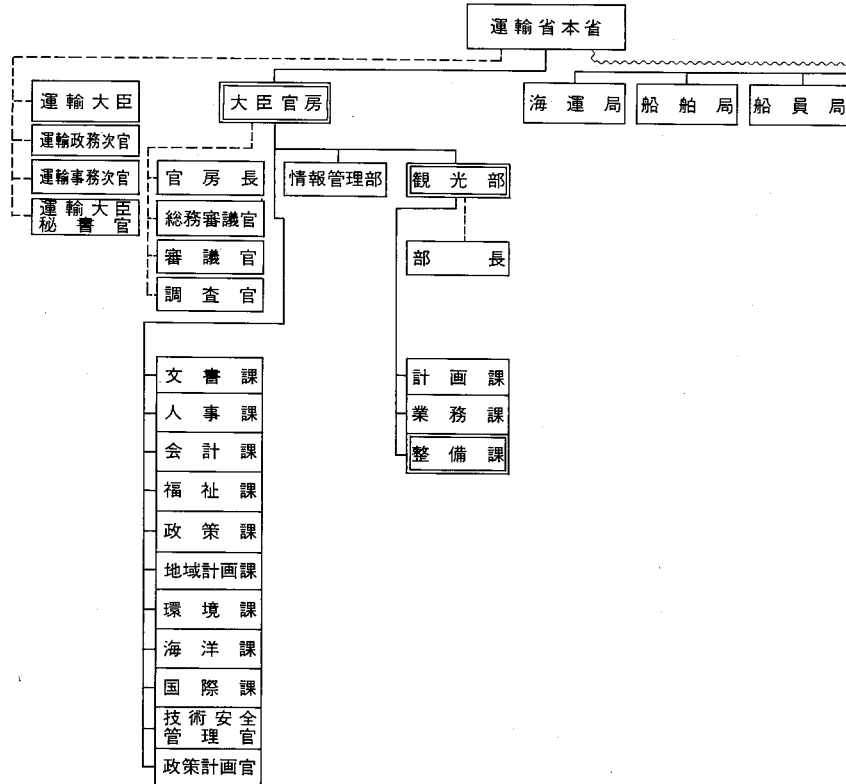


### (公益事業部)

〔水力課〕 発電用水力施設の工事、維持、運用。発電用ダム。発電水力利用に関し都道府県知事に意見をのべ、及び勧告すること。電源開発のための水土地に関する権利の調整。発電用共用施設の費用の負担。発電水力開発調査。発電に関する河川の流量、気象等の調査、流速計係数試験。

11) 運輸省

東京都千代田区霞が関2-1-3  
電話 (580) 3111

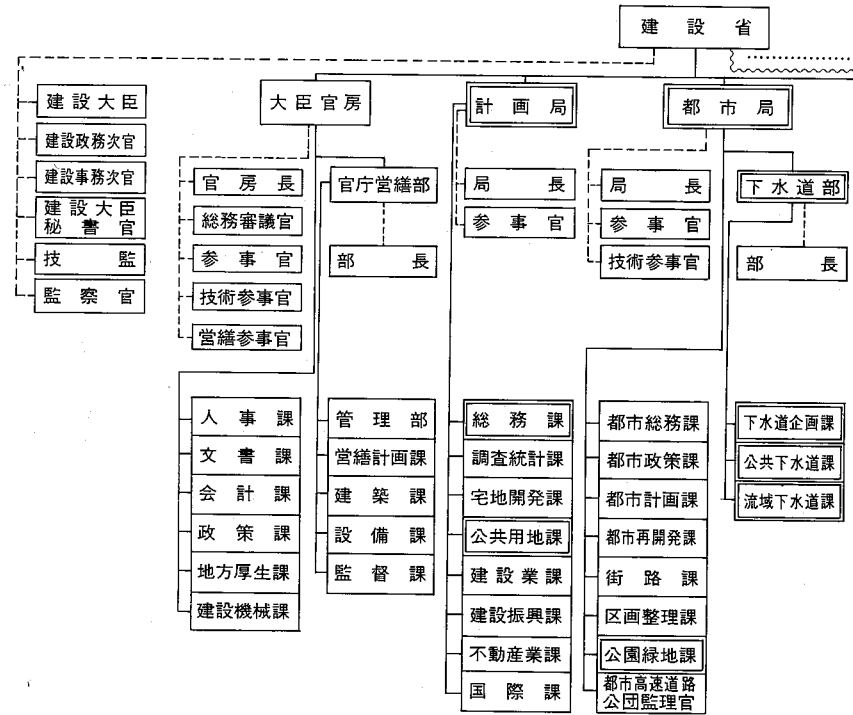


— 大臣官房 —

(観光部)

〔整備課〕 観光施設整備計画の設定。観光施設の改善指導。その他観光地、観光施設の調査、改善。観光に係る国土総合開発。ホテル、旅館の登録。登録旅館の施設、経営の改善の勧告。ユースホステルセンター。観光施設の用に供する物資等の需給調査、あっせん、配分。

12) 建設省

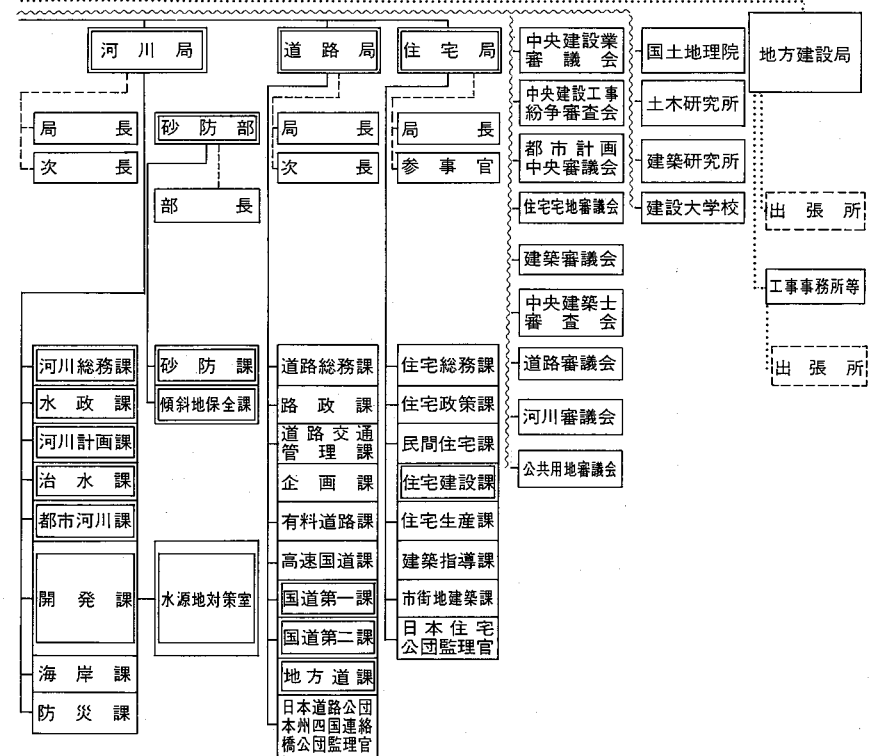


— 計画局 —

〔総務課〕 局内事務の連絡調整。局内人事予算。土地収用法の施行，土地の収用使用。公共用地審議会。公共用地取得制度の調査。公共用地取得の損失補償基準。省所管公共物管理の総括。行管行政に係る技術の試験及び研究の助成。所管行政に係る国土計画，地方計画の調査立案。所管行政に係る建設事業総合計画，長期計画の調査立案。所管行政に係る建設事業の経済効果の基本的調査。所管行政に係る環境の保全に関する事務の連絡，調整。所管行政に係る建設事業の施行方式の改善指導。年次報告作成。

〔公共用地課〕 公共用地の取得に関する連絡，調整。地方建設局等の公共用地取得に関する事務運営の指導，改善。公共用地取得価格の調査。公有地の拡大の推進に関する法律の施行。

東京都千代田区霞が関2-1-3  
電話 (580) 4311



— 都市局 —

〔公園緑地課〕 都市公園法の施行。公園，緑地，運動場その他公共空地の調査，整備，維持，管理，助成，監督。都市公園等整備事業計画の立案。遊園地，競技場の施設の調査，指導。市場，と畜場，墓地，火葬場，じんかい焼却場その他都市公共施設の整備。都市緑化の指導，推進。都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の施行。古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特別保存地区内における歴史的風土の維持保存。首都圏近郊緑地保全法，近畿圏の保全区域の整備に関する法律の緑地保全地区における近郊緑地の保全。都市緑地保全法の施行。生産緑地法の施行。風致地区，保勝地，観光施設の維持整備，育成。皇居外苑，新宿御苑，京都御苑の建設業務。屋外広告物法の施行。

## (下水道部)

〔下水道企画課〕 部内事務の連絡調整。都所管法令の立案。下水道法の施行。下水道整備事業計画の立案。日本下水道事業団法の施行。

〔公共下水道課〕 公共下水道事業・都市下水路事業の調査、指導、監督、助成。土地区画整理事業のうち下水道整備事業の指導、推進。

〔流域下水道課〕 流域下水道事業の調査、指導、監督、助成。流域別下水道整備総合計画。

## － 河川局 －

〔河川総務課〕 局内事務の連絡調整。局内人事、予算。治水特別会計の管理。河川審議会。

〔水政課〕 局所管法令の立案。水利使用許可。河川・海岸の行政監督。一級河川・一級河川の指定区間の指定。公有水面の埋立。運河法の施行。砂利採取法による砂利採取業の指導、監督。

〔河川計画課〕 河川事業・海岸事業の総合企画。治水事業計画の立案。総合河川計画の策定、調査。工事実施基本計画。水理・水質の調査。河川事業・海岸事業の経済効果の調査。河川・海岸に関する統計、資料の収集、作成。

〔治水課〕 直轄河川工事・河川維持の調査、計画、実施と河川の管理。河川工事・河川維持の指導、監督、助成。河川附帯工事の調査、計画、実施、指導、監督、助成。河川管理施設等の規格構造。洪水予報・水防警報。水防の発達・改善の助長・水害予防組合の助成、監督。(いずれも都市河川課に属する事務を除く。)

〔都市河川課〕 人口集中の著しい大都市地域に係る河川で総合治水対策特定河川事業に係るものの直轄河川工事の調査、計画、実施と河川の管理。人口集中の著しい大都市地域に係る河川の河川工事の指導、監督、助成。準用河川の河川工事・河川維持の指導、監督、助成。以上の河川工事に伴う河川附帯工事の調査、計画、実施、指導、監督、助成。河川環境整備事業の調査、計画、実施、指導、監督、助成。防災調節池・雨水貯留施設の規格構造。

〔開発課〕 特定多目的ダム法に規定する多目的ダムの建設の調査、計画、工事の実施、管理。特定多目的ダム法の規定に基づく負担金、納付金、ダム使用権の設定、登録。直轄河川総合開発事業の調査、計画、実施、管理。河川総合開発事業の調査、計画、実施の指導、監督、助成。水資源開発公団法の施行。水利使用許可の技術的審査。河川法44条1項のダムの管理の指導、監督。ダムの規格構造。

〔水源地对策室〕 特定多目的ダム法に規定する多目的ダムの建設の調査、計画、工事の実施、管理及び直轄河川総合開発事業の調査、計画、工事の実施、管理並びに河川総合開発事業の調査、計画、実施の指導、監督、助成に係る事務のうち水源地对策及び自然環境の保全に係る事務。

## (砂防部)

〔砂防課〕 部内事務の連絡、調整。砂防指定地の指定。砂防工事の調査、計画、実施、指導、監督、助成。砂防設備の災害復旧工事指導。砂防設備の地盤変動対策事業の調査、計画、実施、指導、監督、助成。砂防の行政監督。砂防設備の維持、管理、指導、監督、助成。

〔傾斜地保全課〕 地すべり防止区域・ばた山崩壊防止区域の指定。地すべり防止工事の調査、計画、実施並びに地すべり防止工事・ばた山崩壊防止工事・急傾斜地崩壊防止工事の調査、計画、実施の指導、監督、助成。地すべり防止・ばた山崩壊防止・急傾斜地崩壊防止の行政監督及び施設維持の指導、監督、助成。

## － 道路局 －

〔国道第一課〕 一般国道の工事の実施。指定区間内の一般国道及び北海道の一般国道の維持。一般国道の除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業の実施。一般国道の整備。

〔国道第二課〕 一般国道の工事の指導、監督、助成。災害復旧工事の指導。一般国道の除雪、防雪、凍雪害の防止事業の指導、監督、助成。

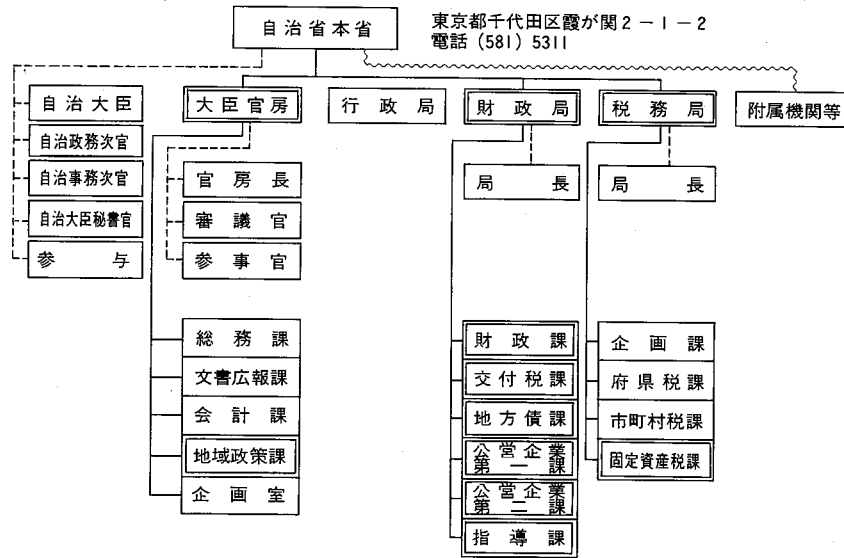
〔地方道課〕 都道府県道、市町村道の工事の指導、監督、助成。都道府県道、市町村道に関する災害復旧工事の指導。都道府県道、市町村道の地盤変動対策事業、除雪、防雪、凍雪害の防止事業の指導、監督、助成。北海道開発道路の同上事項。

## － 住宅局 －

〔住宅建設課〕 住宅建設の技術の指導、監督。住宅建設計画法による建設基準。公営住宅法による公営住宅、共同施設の建設、災害補修の指導、監督。住宅金融公庫の融資の住宅建設基準の指導、監督。防寒住宅の構造設備の技術的事項の設定。住宅宅地関連公共施設整備促進事業等。



### 13) 自治省 (消防庁を除く)



#### — 大臣官房 —

〔地域政策課〕 国土総合開発法, 新産業都市建設促進法, 低開発地域工業開発促進法, その他地域開発に係る事務で所管行政に係るものとりまとめ。公有地の拡大の推進に関する法律に基づく所掌事務の企画, 立案。地方における広域行政及び地方公共団体が実施する地域開発等に関する国と地方公共団体との連絡。

#### — 財政局 —

〔財政課〕 地方財政制度。特別交付税の額の決定。交通安全対策特別交付金。地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費見積書について意見申出。地方公地方公共団体歳入歳出見込総額原案の作成。地方財政特別措置。その他。

〔交付税課〕 普通交付税の額の決定。資料の検査。異議申立。地方交付税の減額の聴問。

〔地方債課〕 地方債制度。地方債の発行許可。地方公共団体の財政資金の調達のため。当せん金附証券の発売許可。地方競馬・自転車競技・モーターボート競走を行うことのできる市町村の指定。

〔公営企業第一課〕 公営企業制度。交通事業, 電気事業, ガス事業, 市場事業, 有料道路事業, 駐車場事業の地方債の発行許可及び助言。公営企業金融公庫。

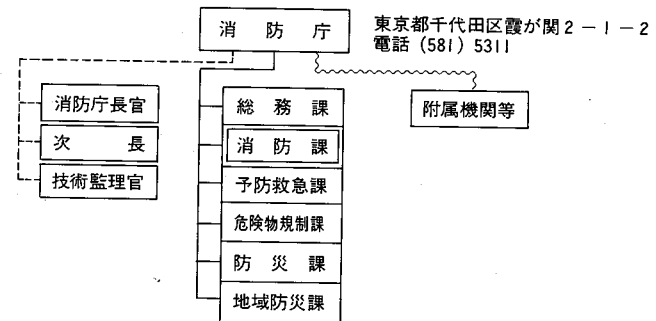
〔公営企業第二課〕 水道事業, 工業用水道事業, 簡易水道事業及び病院事業の地方債の発行許可及び助言。

〔指導課〕 地方公共団体の財務に関する助言。地方財政状況報告案の作成。財政調査。地方財政再建促進特別措置法に関する企画立案, 施行。

#### — 税務局 —

〔固定資産税課〕 固定資産税, 特別土地保有税, 都市計画税制度の企画, 立案。固定資産評価基準・実施の方法・手続・技術的援助。日本専売公社, 日本国有鉄道, 日本電信電話公社の固定資産の評価決定, 配分・不服申出の処理。国有提供施設等所在市町村助成交付金額の決定, 交付。中央固定資産評価審議会。

### 14) 消防庁



〔消防課〕 市町村の消防に必要な人員, 施設, 消防本部等の運営の基準の研究, 立案。消防に関する市街地の等級化。市町村の作成する消防計画の基準の研究, 立案。消防に必要な水利の基準の勧告。消防団員等公務災害補償等共済基金。教養訓練の基準の研究, 立案。消防操法, 階級, 訓練, 礼式, 服務の準則。消防技術。消防大学校。消防学校及び市町村の消防訓練機関。消防施設の強化拡充, 指導, 助成。

2 各都道府県水源地域対策  
担当部課等一覧

## 各都道府県水源地域対策担当部課等一覧

(昭和56年8月現在)

都道府県名	部(局)名	課(室)名	電話番号	摘要
北海道	開発調整	土地水対策	011(231)4111 (代)	水特法指定ダム(愛別、美利河)及び直轄ダム
	土木	河川	"	補助ダム
青森	土木	河川	0177(22)1111 (代)	水特法指定ダム(浅瀬石川)及び補助ダム
岩手	企画調整	エネルギー水資源	0196(51)3111 (代)	水特法指定ダム(御所)
	土木	河川	"	直轄ダム及び補助ダム
宮城	"	水資源開発	0222(63)2111 (代)	水特法指定ダム(七ヶ宿、南川、長沼)及び補助ダム
秋田	土木	河川	0188(60)1852 1845	水特法指定ダム(玉川)直轄ダム及び補助ダム
山形	企画調整	企画調整	0236(30)2312	水特法指定ダム(寒河江)
	土木	河川	0236(30)2620	直轄ダム及び補助ダム
福島	"	河川開発	0245(21)1111 (代)	水特法指定ダム(大川、真野、三春)、直轄ダム及び補助ダム
茨城	企画	水資源対策	0292(21)8111 (代)	利根川・荒川水系に係るダム等及び直轄ダム
	環境局	霞ヶ浦対策	"	水特法指定ダム等(霞ヶ浦)
	土木	河川	"	補助ダム
栃木	企画	水資源	0286(23)2267	水特法指定ダム(川治)、直轄・公団ダム及び利根川・荒川水系に係るダム等
	土木	河川	0286(23)2435	補助ダム
群馬	企画	水資源	0272(23)1111 (代)	水特法指定ダム(桐生川)直轄・公団ダム及び利根川・荒川水系に係るダム等
		水源地域対策室	"	八ツ場ダム
	土木	河川	"	補助ダム

2 各都道府県水源地域対策担当部課等一覧

都道府県名	部(局)名	課(室)名	電話番号	摘要
埼玉	企画 財政	水 資 源	0488(24)2111 (代)	水特法指定ダム(滝沢、浦山、合角)及び利根川・荒川水系に係るダム等
		土 木 ダム 砂 防	"	補助ダム
千葉	企 画	水 政	0472(23)2273	水特法指定ダム等(霞ヶ浦)及び利根川・荒川水系に係るダム等
		土 木 河 川	0472(23)3151	水特法指定ダム(亀山、高滝)、直轄ダム及び補助ダム
東京	都市計画局	総合計画部広域計画水資源課	03(212)5111 (代)	利根川・荒川水系に係るダム等
神奈川	企 画	水資源対策室	045(201)1111 (代)	水特法指定ダム(宮ヶ瀬)
		土 木 河 港	"	補助ダム
新潟	企画 調整	企 画	0252(23)5511 (代)	直轄ダム
		土 木 河 川 開 発	"	補助ダム
山梨	土 木	河川開発室	0552(37)1111 (代)	水特法指定ダム(荒川)及び補助ダム
長野	土 木	河川開発	0262(32)0111 (代)	直轄・公団ダム及び補助ダム
富山	土 木	河川開発	0764(31)4111 (代)	直轄ダム及び補助ダム
石川	企 業 局	管 理	0762(61)1111 (代)	水特法指定ダム(手取川)
		土 木 河 川 開 発	"	補助ダム
岐阜	開発企業局	水 資 源	0582(72)1111 (代)	水特法指定ダム(阿木川、徳山)及び木曾川水系に係るダム等
		土 木 河 川	"	直轄ダム及び補助ダム
静岡	生活環境	長島ダム対策室	0542(21)2304 3066	水特法指定ダム(長島ダム)
		土 木 河 川	0542(21)3030	補助ダム
愛知	企 画	水資源対策室	052(961)2111 (代)	直轄ダム及び木曾川水系に係るダム等
		土 木 河 川	"	補助ダム

都道府県名	部(局)名	課(室)名	電話番号	摘要	
三重	企画 調整	総 務	0592(24)2011	木曾川水系及び淀川水系に係るダム等	
		土 木 河 川	0592(24)2681	水特法指定ダム(蓮)、直轄ダム及び補助ダム	
福井	企画 開発	企 画 調 整	0776(21)1111 (代)	直轄ダム	
		土 木 河 川 開 発	"	直轄ダム及び補助ダム	
滋賀	企 画	水 政 室	0775(24)1121 (代)	琵琶湖総合開発	
		土 木 河 川 開 発	"	淀川水系に係るダム等、直轄ダム及び補助ダム	
京都	企画 管理	企 画 調 整 室	075(451)8111 (代)	水特法指定ダム(日吉)及び淀川水系に係るダム等	
		土 木 河 港	"	補助ダム	
大阪	企 画	企 画 室	06(941)0351 (代)	淀川水系に係るダム等	
		土 木 河 川	"	水特法指定ダム(一庫)、直轄ダム及び補助ダム	
		農 林 耕 地	"	水特法指定ダム(滝畑)	
兵庫	企 画	企 画 参 事	078(341)7711 (代)	淀川水系に係るダム等	
		土 木 河 川	"	水特法指定ダム(一庫)及び直轄ダム	
		"	河 川 開 発	"	水特法指定ダム(青野)及び補助ダム
		企 業 庁	工 業 用 水 道	"	水特法指定ダム(権現)
奈良	企 画	農 林 水 産	"	水特法指定ダム(吞吐)	
		開 発 調 整	0742(22)1101 (代)	水特法指定ダム(大滝、布目)及び淀川水系に係るダム等	
		土 木 河 川	"	補助ダム	
和歌山	企 画	水 土 地 対 策	0734(32)4111 (代)	大滝ダム	
		土 木 河 川	"	直轄ダム	
		土 木 河 川	"	水特法指定ダム(椿山)及び補助ダム	

2 各都道府県水源地域対策担当部課等一覧

都道府県名	部(局)名	課(室)名	電話番号	摘要
鳥取	土木	砂防利水	0857(26)7111 代	水特法指定ダム(賀祥)及び補助ダム
島根	土木	河川	0852(22)5111 代	補助ダム
岡山	土木	河川開発室	0862(24)2111 代	苫田ダム及び補助ダム
広島	土木	河川開発	0822(28)2111 代	水特法指定ダム(八田原、弥栄)、直轄ダム及び補助ダム
	土木建築	河川開発	0839(23)1942	水特法指定ダム(弥栄、生見川、中山川、末武川)及び補助ダム
山口	土木建築	河川開発	0839(25)1005	水特法指定ダム(新湯ノ原)
	企業局	建設		
徳島	土木	河川	0886(21)2627	直轄ダム及び補助ダム
香川	土木	河川	0878(31)1111 代	補助ダム
愛媛	土木	河川	0899(41)2111 代	水特法指定ダム(野村)、直轄ダム及び補助ダム
高知	企画	地域振興	0888(23)1111 代	直轄ダム
	土木	河川	"	補助ダム
福岡	企画開発	水資源対策局	092(781)1111 代	筑後川水系に係るダム等及び直轄・公団ダム
	企業局	総務課	"	竜門ダム
	土木	河川開発	"	補助ダム
佐賀	企画室		0952(24)2111 代	筑後川水系に係るダム等
	土木	河川開発室	"	直轄ダム及び補助ダム
長崎	土木	河川開発	0958(24)1111 代	補助ダム
熊本	企画開発	地域振興	0963(83)1111 代	筑後川水系に係るダム等
	"	川辺川・菊池川総合開発室	"	水特法指定ダム(川辺川、竜門)
	土木	河川	"	補助ダム
大分	企画総室	水資源対策事務局	0975(36)1111 代	水特法指定ダム(耶馬溪)、直轄ダム及び筑後川水系に係るダム等
	土木建築	河川	"	補助ダム

都道府県名	部(局)名	課(室)名	電話番号	摘要
宮崎	土木	河川	0985(24)1111 代	補助ダム
鹿児島	土木	河川	0992(26)8111 代	補助ダム
沖縄	企画調整	開発局水資源開発班	0988(66)2369 代	直轄ダム
	土木建築	河川	0988(66)2074 代	補助ダム

### 3 水源地域対策に必要な調査の例

## 1) ダム建設に対する住民意識調査の例

ダム建設のみならず、下流受益地をも含めた住民がダム建設に対して、どのような意識をもっているかを適確に把握することが、住民の理解を得てダム建設を行うための重要条件である。

また、単に意識の把握のみにとどまらず意識調査を通じて、ダム建設に対する住民の認識を深め、特に下流受益地の住民には、水資源の重要性とダム建設の必要性を認識させねばならない。

### (1) 調査手法

#### ア 地域住民へのアンケート調査またはヒヤリング

当初から住民へ直接アンケート調査またはヒヤリングして意識調査をすることは、住民の意識を明確に把握でき意義は大きいですが、実際問題として困難な場合が多く、反対運動をかきたてたり、みだりに期待感を与えたりすることがある。

#### イ 間接調査

直接住民への調査を行うことは問題が多いと思われるので、住民から知りたいことを間接的に調査する方法として、下記の手法が考えられる。

- ・ 県市町村の関係者からのヒヤリング
- ・ 住民自治組織関係者からのヒヤリング
- ・ 住民自治組織関係者への調査依頼

#### ウ 類推調査

他の調査からの意識分析による間接調査として、下記の類推調査があげられる。

- ・ 類似ダム（前例）における意識調査からの類推
- ・ 多数の前例における「条件 $\leftrightarrow$ 意識」相関分析からの類推調査
- ・ 複数の人間を集め、当該ダム関係住民の立場によるアンケート調査又

はブレン・ストーミング

#### エ 下流受益者への調査

ダム建設に下流受益者の協力を得る体制を作るために、下記のような調査が考えられる

- ・多数の中から無作為抽出による住民のアンケート調査、ヒヤリング調査
- ・受益者代表へのアンケート調査、ヒヤリング調査又はブレン・ストーミング

### (2) 調査内容

調査内容としては下記の項目が考えられる。

- ア ダム建設の必要性、水資源問題の重要性についての認識調査
- イ 当該地域の住民の意識を形成すると思われる社会的条件の調査  
「地域の習慣、宗教、指導者の有無、出身有力政治家の有無、政治的背景、思想的背景、豊かさ（貧しさ）、住民の和（対立）、歴史的背景、生業、代替地、転業可能性の有無、年齢構成等」
- ウ 前例に対する認識の調査  
他のダム建設に対して、どのような意識を持っているかの調査
- エ 残存地域の発展に対する認識の調査  
ダム建設が残存地域に対してプラスとなるか、マイナスとなるかの認識とその原因を何と考えているかの調査
- オ 個人的利害についての調査  
特定の個人（特定の立場）が、自分にとってダム建設がプラスになるかマイナスになるかの判断を立場毎に調査または類推する。
- カ ダム建設に対する賛成条件の調査  
当該ダム建設に伴って実施される各種補償道路整備等の条件の評価とさらに希望している条件の調査

### (3) 住民意識調査票の例

————アンケート御記入上のお願ひ————

- 1 御記入は世帯主をお願いします。
- 2 回答は、該当するものの番号に○を1つだけつけて下さい。その他、記入方法を指定しているものは、それによって下さい。
- 3 質問に対してご面倒ですが、もれなくお答え下さい。

問1 世帯主の年齢および性別をお伺いします。

年齢 満 \_\_\_\_\_ 才 性別 (男・女)

問2 家族、就業者、通学者についてお伺いします。

- 1 家族数は何人ですか \_\_\_\_\_ 人
- 2 働いている人は何人ですか \_\_\_\_\_ 人
- 3 学校に通っている人は何人ですか \_\_\_\_\_ 人

問3 お宅の主な職業は何人ですか。(兼業の方は2つ以上○をつけて下さい)

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 1 農 業                   | 2 林 業              |
| 3 商 店 (酒屋, 八百屋等)        | 4 運送業              |
| 5 経営者 (工場, 会社等)         | 6 会社員 (製造, 建設業は省く) |
| 7 個人サービス業 (理容, クリーニング等) | 8 店 員              |
| 9 工 員 (製造業)             | 10 建設業             |
| 11 公務員                  | 12 無 職             |
| 13 その他 (具体的に _____)     |                    |

問4 ダム建設の目的には、洪水調節（治水）用のため、農業用水のため、上水道用水のため、発電用水のため、また、これら2つ以上の目的のためなどいろいろありますが、○○ダムはどんな目的のダムかご存知ですか。下記の中から選んで下さい。

- 1 洪水調節と農業用水と上水道用水のため



- 2 洪水調節と農業用水と上水道用水と灌漑用水のため
- 3 農業用水と上水道用水のため
- 4 上水道用水のため
- 5 工業用水のため
- 6 工業用水と発電用水のため

問5 ××ダムは、比較的建設がスムーズに行われたダムとして一般に知られていますが、あなたはその原因をどのようにお考えになりますか。

(2つ以上○をつけて下さっても結構です)

- 1 ダム建設が地元大きなメリットをもたらすから
- 2 下流受益者が生活再建等の手助けをしたから
- 3 県、国が地元と協力して地域振興を考えたから
- 4 起業者との交渉が団体交渉だったから
- 5 起業者との交渉が個別交渉だったから
- 6 条件闘争が下手だったから
- 7 地元のリーダーが建設に賛成だったから
- 8 補償金が十分支払われたから
- 9 スムーズに建設が行われたとは思わない
- 10 分からない
- 11 その他(具体的に記入: \_\_\_\_\_)

問6 △△ダムは完成まで様々な問題により、長年月を要したダムとして一般に知られていますが、あなたはその原因をどのようにお考えになりますか。(2つ以上○をつけて下さっても結構です)

- 1 ダム建設が地元にも何もメリットをもたらさなかったから
- 2 下流受益者が何も手助けをしなかったから
- 3 県、国が地元の地域振興に非協力的だったから
- 4 起業者との交渉が団体交渉だったから
- 5 起業者との交渉が個別交渉だったから
- 6 条件闘争が上手だったから

- 7 地元のリーダーが建設に反対だったから
- 8 補償金が少なかったから
- 9 それ程長年月を要したとは思わない
- 10 分からない
- 11 その他(具体的に記入: \_\_\_\_\_)

問7 ○○ダム建設は、地域にとってプラスになると思いますか、マイナスになると思いますか。

- 1 プラスになる
- 2 マイナスになる
- 3 どちらでもない

問8 (問7)の理由はどのようにお考えですか。(2つ以上○をつけて下さっても結構です)

- 1 産業基盤が整備される(道路整備等)からプラスである
- 2 地価が上がるからプラスである
- 3 観光客が増えるからプラスである
- 4 学校や公民館などの施設が良くなるからプラスである
- 5 町が豊かになるからプラスである
- 6 交通事故が増えたり、環境が悪くなるのでマイナスである
- 7 人が入りこんできて風紀が悪くなるのでマイナスである
- 8 地域のまとまりが悪くなるのでマイナスである
- 9 地価が上がるのでマイナスである
- 10 その他(具体的に記入: \_\_\_\_\_)

問9 ○○ダム建設はあなた個人にとってプラスになると思いますか、マイナスになると思いますか。

- 1 プラスになる
- 2 マイナスになる
- 3 どちらでもない

問10 (問9)の理由をどのようにお考えですか。(2つ以上○をつけて下

さっても結構です)

- 1 生活が何かと便利になるからプラスである
- 2 補償金が入って家が立派になったりするからプラスである
- 3 生活の転換をはかる良い機会だからプラスである
- 4 かけがえのない土地を失うのでマイナスである
- 5 仕事を失い転職しなければならなくなるので、マイナスである
- 6 見も知らぬ土地へ移転しなければならなくなるので、マイナスである
- 7 収入が減るからマイナスである
- 8 その他(具体的に記入: )

問 11 ダム建設に伴ってどのような地域開発を望みますか。

各項目について重要と思われるものを一つ又は二つ選んで○をつけて下さい。

① 農林業の振興について

- 1 畜産中心の農業の奨励
- 2 そ菜園芸中心の農業の奨励
- 3 作目ごとの地域集団化
- 4 椎茸栽培の奨励
- 5 共販体制の確立等、流通体制の強化
- 6 観光農業の奨励
- 7 協業化による生産性の向上
- 8 その他(具体的に記入: )

② 教育、文化施設の整備について

- 1 学校の統合による施設整備
- 2 校舎の増改築
- 3 幼稚園の設置等、幼児教育の振興
- 4 図書館等の文化施設の整備
- 5 その他(具体的に記入: )

③ 交通、通信施設の拡充整備について

- 1 市町村道の新設、改良、整備
- 2 農林道の新設、改良、整備
- 3 観光道路の開発
- 4 電話の普及
- 5 その他(具体的に記入: )

④ 生活環境の整備

- 1 上水道施設の整備
- 2 下水道施設の整備
- 3 福祉施設の整備
- 4 消防施設の整備
- 5 医療、保険施設の整備
- 6 その他(具体的に記入: )

⑤ 商工業の振興

- 1 企業誘致
- 2 観光開発
- 3 商工業の協業化等による近代化
- 4 その他(具体的に記入: )

(4) 間接調査

初期の段階において、起業者が直接水没住民あるいは周辺住民に接することが困難な場合等において、県、市町村関係者および住民自治組織関係者からのヒヤリング調査によって、住民の意識を把握することができる。ヒヤリング調査については以下に示すマニュアルを作成した。

ヒヤリング調査票の例

〇〇ダム建設につきましては、数年来いろいろと議論がなされてきています。つきましては〇〇ダムの建設に関し下記の項目について、率直なご

意見およびアドバイスをお聞かせ下さい。

1 ダム建設のメリット、デメリットについて

(ダム建設のメリット、デメリットを何と考え、またその根拠が何であるかをつかむ。)

2 水没者の生活再建について

(水没者が強く望む生活再建措置が何であるかを把握し、反対要因の根本をつかむ。)

3 地域社会の振興について

(地域振興の推進者の有無およびこのリーダーの役割を踏まえ、地域社会の将来像をどのように考えているかをつかむ。)

4 地元住民との交渉について

(地元との折衝をスムーズに行なうために、最も有効な方策が何であるかをつかむ。)

5 下流受益者への要望について

(下流受益者に対し、どのような役割を担ってほしいと考えているかをつかむ。)

2) 代替地希望調査票の例

1 現在の居住地について

	1	2	3	4	5
部 落 名					
世帯主氏名					

2 代替地取得経過及び希望について

1	取得している	取得時期	場所	面積
2	取得していない	予定時期	場所	面積

3 代替地取得資金について

1	自己資金	金額	千円		
2	借入資金	金額	千円	借入先	金利
				借入期間	

4 代替地取得資金の融資希望について

1	融資を必要とする	必要時期	希望額	千円
2	融資を必要としない			

5 公営住宅希望について

1	希望する	場所	
2	希望しない		

## 3) 墓地移転に関する調査票の例

墓地所有者氏名	
---------	--

\* 次の調査事項について該当するものに○印をつけて下さい

## 1 菩提寺に関する事項

イ. あなたの菩提寺はどこですか。

a. ○○寺	b. ○○寺	c. ○○院	d. ○○寺
e. ○○寺	f. ○○寺	g. 神道	

## 2 墓地の所在地に関する事項

イ. あなたは水没地, 付替道路用地, それ以外の土地のどこに墓地を所有(使用)していますか。

a. 水没地	b. 付替道路用地
c. 水没地, 付替道路用地以外の土地(残存地)	

ロ. 水没地, 付替道路用地以外の土地(残存地)に墓地を所有(使用)している方は, その墓地の所在地はどこですか。

残存地の墓地の所在地	
------------	--

## 3 水没, 付替道路用地以外の土地(残存地)に所在する墓地の所有者の希望に関する事項

イ. あなたは水没, 付替道路用地にかからないで残存する墓地をどのようにしたいと考えていますか。

a. 移転を希望する	b. 移転を希望しない
------------	-------------

## 4 墓地の移転の希望に関する事項

イ. あなたは代替墓地をどこに求めたいと考えていますか。

a. 菩提寺の墓地	b. 菩提寺以外の墓地
-----------	-------------

ロ. [菩提寺の墓地に移転したいと答えた方だけ記入して下さい]

現在ある墓石が菩提寺の墓地に収容しきれない場合には, どのようにしたいと考えていますか。

- |  |
|--|
| a. 水没地外に共同で供養塔を建てたい<br>b. 菩提寺の墓地に共同で供養塔を建てたい<br>c. その他 ( ) |
|--|

(注) その他と答えた方は具体的な処理方法を記入して下さい。

ハ. [菩提寺以外の墓地に移転したいと答えた方だけ記入して下さい]

あなたは菩提寺以外の墓地に移転することによって現在の菩提寺から離檀しようと考えていますか。

- |         |          |
|---------|----------|
| a. 離檀する | b. 離檀しない |
|---------|----------|

(参考) \*現在、菩提寺側で提供を考えている代替地の面積

- ○ 寺      5尺×6尺      ( 参道は別 )
- ○ 寺      9尺×9尺      (    "    )
- ○ 院      5尺×6尺      (    "    )

#### 4) 住民の生活と意向調査票の例

<1> 現在の状況

1 世帯の構成 (現在一緒に住んでおられる方記入)

番号	氏名	続柄	性別		生年月日	職業 (勤め先・学校名)
			男	女		

2 生業と生活の基盤

(1) 収入の多いものから順位をつける。

収入源	農業収入	商売等 自営業 収入	勤め先 からの 収入	日 雇 人夫賃 収入	林業収入	恩 給 年金等 収入	その他 収入

〈2〉 将来の問題

1 移転地

(1) 移転先

町内移転	集 団			戸
	個 人	ダ ム 周 辺		戸
		付 替 道 路		戸
		公 営 住 宅		戸
		そ の 他 ( 地 域 )		戸
町外移転			戸	
			戸	
			戸	
			戸	

(2) 移転用地確保について

区分	取 得 済		未 取 得	
	戸 数	面 積	戸 数	面 積
町内移転	戸	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>
町外移転				

2 農用地の希望

(1) 農用地必要面積・希望場所

区分	地 目	戸 数	必要面積	希 望 場 所
町外移転	田	戸	a	
	畑			
町内移転	田			
	畑			

(2) 農用地を必要としないもの

区分	
町内移転	戸
町外移転	戸

3 水没移転後の職業について

職 種	町内移転	町外移転

### 5) 職業の希望に関する調査票の例

就職の希望に関する調査票

地区名	調査番号	世帯主
-----	------	-----

1. 現在の職業とこれに関連する事項について記入して下さい。

氏名	続柄	満年齢	現在の職業	年収	健康の状態	最終学歴	免許、資格等	移転先地
					a.健康 b.普通 a.や $\times$ 不健康		a.あり(種類,取得時期) b.なし	
					a.健康 b.普通 b.や $\times$ 不健康		a.あり(種類,取得時期) b.なし	
					a.健康 b.普通 b.や $\times$ 不健康		a.あり(種類,取得時期) b.なし	
					a.健康 b.普通 b.や $\times$ 不健康		a.あり(種類,取得時期) b.なし	
					a.健康 b.普通 b.や $\times$ 不健康		a.あり(種類,取得時期) b.なし	

2. 移転後の就職の希望について記入して下さい。

氏名	職業紹介の希望について		就職の希望地について		希望する職業について			希望する年就職希望の年収について		その他希望事項
	a.希望する	b.希望しない	a.移転先地	b.通勤可能範囲	第1希望	第2希望	第3希望	最低	別	
	a.希望する	b.希望しない	a.移転先地	b.通勤可能範囲	第1希望	第2希望	第3希望	最低	別	
	b.希望しない	a.希望する	c.住込みでもよい	d.その他						
	a.希望する	b.希望しない	a.移転先地	b.通勤可能範囲						
	b.希望しない	a.希望する	c.住込みでもよい	d.その他						
	a.希望する	b.希望しない	a.移転先地	b.通勤可能範囲						
	b.希望しない	a.希望する	c.住込みでもよい	d.その他						
	a.希望する	b.希望しない	a.移転先地	b.通勤可能範囲						
	b.希望しない	a.希望する	c.住込みでもよい	d.その他						

### 6) ダム移転者の移転後の生活に対する実態調査票の例

(注) この調査票は部外 $\text{\textcircled{R}}$ につき御協力下さい。

住	氏名	住居建築状況		非住居建築状況		家族構成				
		建築年度	建築面積	建築費	建築面積	建築費	男	女	計	
家族1か月当り収入	円	年	坪	円	年	坪	円	人	人	人
人	円	公租公課		(過去1か月当り)						
	円	固定資産税	住民税	国民健康	その他税	水道料	電気料	電話料	光熱ガス	その他
学校通学(小,中)距離		その他の交通		生活環境(周囲の状況等)						移転前と移転後の比較対照
小	km	便利								
中	km	不便								
当所に対する要望事項										

## 7) 移転先における生活実態調査票の例

住所		世帯主名	
----	--	------	--

なつかしい故里を離れ、新しい地に住居を構えて早い方は半年になりましたが皆様お元気でお過しですか。

さて、今回、新生活の実態を調査し、その反省の上に立って、よりよい生活再建の途を講じたいと思いますので、下記調査項目について率直な意見を御記入くださるようお願いいたします。

## ◎記入の方法

- ① 該当する数字1つだけに○印をつけてください。
- ② 主婦の立場で記入してください。
- ③ この調査は公開しませんので率直な意見を御記入ください。

## 1 経済生活について

## 問1 生活費について

- 1 移転前より増えた 2 移転前と変わらない 3 移転前より少ない

## 問2 収入について

- 1 生活費は現在の収入で賅っている  
2 預貯金や補償金をつかわなければ暮して行けない

問3 次の内一番増えたものに◎印、増えたものに○印を記入してください。

- 1 食費（副食を含む） 2 衣服費  
3 交際費（冠婚、葬祭、見舞など） 4 教育費（授業料、校費、給食など）  
5 交通費 6 光熱費（電気、ガス、水道など）

## 問4 職業希望について

- 1 就業を希望する 2 就業している 3 就業を考えない

## 問5 就業を希望する方だけ記入してください

- 1 家計の足しにする 2 ただいるのは、もったいないから

## 問6 就業している方だけ記入してください。

- 1 現在の職業で満足している  
2 もっとよい条件のところにかわりたい

## 2 精神生活について

## 問1 近所つきあいについて

- 1 うるさい所だ 2 移転前より楽になった  
3 移転前と変わらない 4 困っている

## 問2 移転後の生活について

- 1 まだ不安である 2 環境になれ落付いた  
3 まだ少し落付かないが永住の場として暮して行けそうだ

## 問3 移転後の住居と移転前の暮しとくらべて

- 1 健康的である 2 不健康である 3 変わらない

## 問4 故里について

- 1 忘れることができない 2 時々おもい出す  
3 おもい出すことがない

## 3 その他

## 問1 移転して

- 1 よかったと思う 2 わるかったと思う 3 やむを得ない

## 問2 将来機会があったら元の故里へ

- 1 ユータンしたい 2 帰って行く気持はない 3 わからない

## 問3 移転してから故里へ

- 1 一度も行ったことがない 2 時々行く 3 行く気持がない

## 問4 子供の交友について（子供さんのある方だけ記入してください。）

- 1 友達がすぐ出来た 2 なかなか出来ない



3 心配が多くなった

問5 学校について（子供さんのある方だけ記入してください。）

1 学級が多くなり以前より勉強する 2 学級が少ない方が勉強する

3 移転前と勉強について変らない 4 以前より勉強に熱意がない

問6 お年寄りの方の日常生活について（お年寄りの方だけ記入してください。）

1 移転前の方がよかったと思う 2 移転をしてよかったと思う

3 移転前と変らないように思う 4 移転して困っていると思う

問7 ご主人の日常生活について

1 移転前の方がよかったと思う 2 移転をしてよかったと思う

3 移転前と変らないように思う 4 移転して困っていると思う

4 その他考えていることや、困っていること、意見、感想などを記入して下さい。

8) 移転後の就職に関する調査票の例

調査番号	/	調査時期	住所
------	---	------	----

氏名	生年月日 M T S ( 才 )	続柄	移転前の 職 業	移転後の 職 業	勤務先の所在名称	就職の希望（現在就職していない人だけ記入して下さい）		希望する 年 収	希望する 時 期	希望する 月 日	免許・資格等
						希望の有無	希望の種類				
	M T S ( 才 )					あり なし			年	月	あり なし
	M T S ( 才 )					あり なし			年	月	あり なし
	M T S ( 才 )					あり なし			年	月	あり なし
	M T S ( 才 )					あり なし			年	月	あり なし
	M T S ( 才 )					あり なし			年	月	あり なし

その他の  
希望事項

9) 代替地（移転先地）等の取得状況に関する調査票の例

地区名		調査番号		世帯主	
-----	--	------	--	-----	--

1 代替地（移転先地）の取得状況に関する調査

イ. あなたは、代替地（移転先地）を求めましたか。

- a. 求めた      b. これから求める      c. 求める予定はない

ロ. [求めたと答えた方だけ記入して下さい。]

あなたは、代替地（移転先地）をどのようにして捜しましたか。

- a. 自分で捜した      b. あっせんしてもらった      c. その他

ハ. [あっせんしてもらった、と答えた方だけ記入して下さい]

あなたは、代替地（移転先地）をだれにあっせんしてもらいましたか。

- a. 不動産業者      b. 知人      c. 親せき      d. 建設省      e. その他

ニ. あなたは、代替地（移転先地）をどのくらい求めましたか。それは、移転前と比較した場合どうですか。また、求めた単価はいくらですか。

地 目	求めた代替地		移転前の土地の面積
	面 積	単 価	
宅 地	m <sup>2</sup> 坪	m <sup>2</sup> 当り 坪当り	m <sup>2</sup> 坪
田	m <sup>2</sup> 反	m <sup>2</sup> 当り 反当り	m <sup>2</sup> 反
畑	m <sup>2</sup> 反	m <sup>2</sup> 当り 坪当り	m <sup>2</sup> 反
山 林	m <sup>2</sup> 反	m <sup>2</sup> 当り 反当り	m <sup>2</sup> 反

(注) 移転前の土地の面積は、〇〇〇グラム建設用地として買収された土地の面積を記入して下さい。

ホ. あなたは、代替地（移転先地）をどこに求めましたか。

- a. 〇〇町      b. 〇〇〇市      c. 〇〇市  
d. 〇〇市      e. その他

2 建物の取得状況に関する調査

イ. あなたは、建設の新築を完了しましたか。

- a. 完了した      b. 現在工事中  
c. 〇〇年度に行う      d. 新築の予定はない

ロ. [完了した、現在工事中、と答えた方だけ記入して下さい。]

あなたは、建築業者をどのようにして選びましたか。

- a. 自分で捜した      b. あっせんしてもらった      c. その他

ハ. [あっせんしてもらった、と答えた方だけ記入して下さい。]

あなたは、建築業者をだれにあっせんしてもらいましたか。

- a. 知人      b. 親せき      c. その他

ニ. あなたは、どの程度の面積の建物を新築しましたか。それは移転前と比較した場合どうですか。

区分	移転前の物 建	新築した物 建	摘 要	(注) 設問イでc. 〇〇年度に行う、と答えた方は「新築した建物」の欄に、新築する予定の面積を記入して下さい。
住 部	m <sup>2</sup> 坪	m <sup>2</sup> 坪	延面積で記入して下さい	
非住部	m <sup>2</sup> 坪	m <sup>2</sup> 坪		
計	m <sup>2</sup> 坪	m <sup>2</sup> 坪		

ホ. あなたの建設した建物の単位当たり単価はいくらにつきましたか。

区 分	単 価	摘 要
住 部	m <sup>2</sup> 当り 坪当り	
非住部	m <sup>2</sup> 当り 坪当り	

(注) 設問イでb「現在工事中」またはc「〇〇年度に行う」と答えた方は、新築予定単価を記入して下さい。

#### 4 水源地域整備計画の ダム別概要表

水特法の整備計画が決定されているダムについて、その概要及び整備計画総括表を示す。整備計画総括表は整備計画案を定める際の参考としたものであり、総事業費の概算はこれに基づいて定められているものである。

1) 水源地域対策特別措置法に基づくダム等の総括表

(○で囲んだものが整備計画決定ダム)  
(◎を付したものは法第9条指定ダム等)

番号	ダム等の名称	水系河川名	事業主体	ダム高 (m)	総貯水量 (千m <sup>3</sup> )	目的	ダム等の所在地	水没地区所在市町村	水没総面積 (ha)	水没戸数 (戸)	水没農地面積 (ha)	ダム等の指定年月日	水源地域指定年月日	整備計画の公表年月日
①	愛別ダム	石狩川水系愛別川	北海道	390	9500	F・N・W・I	北海道	愛別町	100	15	63	55.4.11	56.3.6	56.3.30
②	美幌河ダム	後志利別川水系後志利別川	建設省	340	18000	F・N・A・P	北海道	今金町	185	64	48	55.4.11	56.3.6	56.3.30
③	湧葉石川ダム	岩木川水系湧葉石川	建設省	965	53100	F・N・W・P	青森県	黒石市、平賀町	222	201	59	49.7.20	50.2.17	50.3.15
4	世増ダム	新井田川水系新井田川	農林水産省	492	31400	A・W・I	青森県	附原村(津森区)、碓米町(岩手県)	173	60	54	52.3.23		
⑤	長沼ダム	北上川水系沼川	宮城県	153	38500	F・N	宮城県	足町、基町	630	120	206	56.6.2		
⑥	御所ダム	北上川水系菅石川	建設省	500	65000	F・N・W・P	岩手県	盛岡市、菅石町	640	440	390	49.7.20	50.2.17	50.3.15
⑦	南川ダム	北上川水系菅石川	建設省	430	10000	F・N・W・P	宮城県	大崎町	109	28	40	54.4.17	56.3.6	56.3.30
⑧	七ヶ宿ダム	阿蘇川水系白石川	建設省	930	109000	F・N・A・W・I	宮城県	七ヶ宿町	410	159	120	53.3.28	54.10.25	54.12.6
⑨	三番ダム	阿蘇川水系大滝線川	建設省	700	42800	F・N・A・W・I	福島県	三郷町	290	118	155	55.4.11		
⑩	玉川ダム	利根川水系玉川	建設省	1000	254000	F・N・W・I・P	秋田県	田沢町	830	118	123	52.3.23	54.1.29	54.3.26
⑪	栗河江ダム	荒瀬川水系栗河江川	建設省	1150	109000	F・N・A・W・P	山形県	西川町	340	105	55	52.3.23	54.1.29	54.3.26
⑫	真野ダム	奥野川水系奥野川	福島県	680	36200	F・N・W・I	福島県	飯沼村	191	60	73	54.4.17	55.3.1	55.3.28
⑬	川治ダム	利根川水系川治川	建設省	1400	83000	F・N・A・W・I	栃木県	栗山村、藤原町	192	75	8	49.7.20	50.6.21	50.11.20
⑭	柳生川ダム	利根川水系柳生川	群馬県	615	12200	F・N・W	群馬県	桐生市	82	59	13	49.7.20	54.1.29	54.3.26
⑮	亀山ダム	小瀬川水系亀山	千葉県	345	14750	F・N・W・I	千葉県	君津町	159	38	62	49.7.20	51.11.13	51.12.24
⑯	滝山ダム	叡臨川水系滝山	千葉県	245	13350	F・N・W	千葉県	市原市	186	108	108	53.3.28	55.3.1	55.3.28
17	合角ダム	荒川水系合角川	埼玉県	600	10250	F・N・W	埼玉県	小川町、吉田町	56	71	18	54.4.17		
18	浦山ダム	荒川水系浦山川	水資源開発公社	1650	50000	F・N・W・I	埼玉県	秩父市、荒川村	120	49	1	53.3.28		
19	滝沢ダム	荒川水系中津川	水資源開発公社	1400	63000	F・N・W	埼玉県	大崎村	182	112	16	52.3.23		
⑳	宮ヶ瀬ダム	利根川水系宮ヶ瀬川	建設省	1550	210000	F・N・W	神奈川県	南川村、龍久井町、愛川町	90	300	19	52.3.23	55.3.1	55.3.28
㉑	新宮川ダム	阿蘇川水系宮川	農林水産省	810	18000	A	福島県	会津高田市	89	48	8	55.4.11		
㉒	阿蘇川ダム	阿蘇川水系阿蘇川	建設省	780	57500	F・W・I・P	福島県	会津若松市、下郷町	231	49	37	52.3.23	52.8.10	52.9.29
㉓	手取川ダム	手取川水系手取川	建設省	1530	231000	F・W・I・P	石川県	尾口村、白鷺村	525	330	33	49.7.20	50.2.17	50.3.15
㉔	荒川ダム	荒川水系荒川	建設省	870	10800	F・N・W	山梨県	甲府市	41	31	14	52.3.23	55.3.1	55.3.28
㉕	長島ダム	大井川水系大井川	建設省	1120	78000	F・N・A・W	静岡県	本川町、静岡市	233	43	12	54.4.17	56.3.6	56.3.30

番号	ダム等の名称	水系河川名	事業主体	ダム高 (m)	総貯水量 (千 m³)	目的	ダム等の所在因果	水没地区所在市町村	水没面積 (ha)	水没戸数 (戸)	水没農地 面積 (ha)	ダム等の指定年月日	整備計画の 公表年月日
26	万場ダム	根田川永楽橋川	農林水産省	300	5,450	A-W	愛知県	豊橋市	42	42	42	56.6.2	
27	徳山ダム	木曾川永楽橋川	水資源開発公社	1,610	660,000	F-N-W-I	岐阜県	恵島村、藤橋村	1,410	460	150	52.8.23	
28	阿木川ダム	木曾川永楽橋川	水資源開発公社	1,000	480,000	F-N-W-I	岐阜県	恵島村、中津山市、若科町	178	30	27	49.7.20	53.2.8
29	粟田ダム	徳田川永楽橋川	建設省	780	326,000	F-N-W-P	三重県	飯高町	147	65	9	53.3.28	54.10.25
30	一草ダム	淀川水系一草川	水資源開発公社	750	333,000	F-N-W	兵庫県	川西市、淡路市(兵庫県)、 垂穂町(大坂市)	149	32	17	49.7.20	50.6.21
31	日吉ダム	淀川水系雄川	水資源開発公社	715	660,000	F-N-W-I	京都府	白草町、京北町、八木町	274	188	94	56.6.2	
32	希目ダム	淀川水系希目川	水資源開発公社	720	173,000	F-N-W	奈良県	奈良市、山添村	95	48	36	55.4.11	56.3.6
33	滝野ダム	大坂府	大阪府	620	100,000	F-A-W	大阪府	河内長野市	53	80	20	49.7.20	50.6.21
34	岩手ダム	兵衛野川	兵衛野川	310	151,000	F-N-W	兵庫県	三田市	247	86	143	49.7.20	53.10.5
35	柳現ダム	加古川水系柳現川	兵庫県	325	115,235	I	兵庫県	加古川市、高方町	123	33	48	49.7.20	52.8.10
36	岩手ダム	加古川水系岩手川	兵庫県	650	188,600	A-W	兵庫県	神戸市、三木市	95	32	25	49.7.20	51.11.13
37	春山ダム	加古川水系春山川	建設省	1,000	84,000	F-W-I-P	兵庫県	川上村	240	399	8	49.7.20	54.1.29
38	大滝ダム	加古川水系大滝川	建設省	565	490,000	F-N-P	和歌山県	美山町、竜井町	179	165	56	54.4.17	55.3.1
39	新山ダム	和歌山県	建設省	460	60,000	F-N	鳥取県	若御町	51	38	25	49.7.20	50.6.21
40	八田ダム	八田川	鳥取県	849	600,000	F-N-W-I	広島県	甲山町	253	58	68	52.8.23	
41	狭野ダム	小瀬川水系狭野川	建設省	1,200	112,000	F-N-W-I	広島県	大庄町(広島県)、 若田町(山口県)	383	104	51	49.7.20	50.6.21
42	生見川ダム	錦川水系生見川	山口県	870	340,000	F-N-I	山口県	岩国市、玖和町、美川町	95	51	6	49.7.20	50.6.21
43	中山川ダム	島田川水系中山川	山口県	380	7500	F-N-W	山口県	高東町	57	36	28	55.4.11	
44	来武川ダム	来武川水系来武川	山口県	860	190,000	F-W-I	山口県	下砥町、徳山市	82	42	20	52.8.23	53.2.8
45	新湯の原ダム	木彫川水系新湯川	山口県	185	27,600	W-I	山口県	萩市、湯田町	87	3	36	54.4.17	55.3.1
46	野村ダム	野川水系野村川	建設省	600	160,000	F-A-W	愛媛県	野村町、宇和町	75	36	16	49.7.20	51.11.13
47	瑞島ダム	山西川水系瑞島川	建設省	650	233,000	F-N-W-I	大分県	野馬渡町	110	71	34	49.7.20	52.8.10
48	竜門ダム	菊池川水系竜門川	建設省	1,005	42,500	F-N-A-I	熊本県	菊池町	137	87	66	49.7.20	52.9.29
49	川辺川ダム	西郷川水系川辺川	建設省	1,075	133,000	F-N-A-P	熊本県	五木村、相良村 (藤井町市町村)	391	460	66	49.7.20	51.3.29
50	観ヶ浦	利根川水系	水資源開発公社			F-N-W-I	千葉県	土浦市他45市町村					

(注) F:洪水調節 W:水道用水 N:不特定用水 A:発電かんがい  
P:発電 I:工業用水

2) 愛別ダム 愛別ダムの概要

愛別ダム	所在県名	形	総貯水量	9,500千 m³	型式	建設費	873億	有効貯水量	8,000千 m³	水没の状況	水没面積	100ha	水没戸数	21戸	水没農地	63ha	主要水没公共施設	旭川水没公共施設
愛別ダム	北海道	重力式コンクリート								技術調査	昭和47年10月18日							
阿川	事業主体	建設省								一筆調査	昭和52年8月30日							
愛別川	北海道	390m								基本発表	昭和53年10月11日							
目的		計画	460m³/s		概要					基本発表	昭和54年10月26日							
洪水調節				30 m³/s						熟慮者対策協議会	昭和54年7月							
特定かんがい		地域		ha						水没者の移転完了	昭和55年4月							
上水		m³/s								水没者の移転完了	昭和55年4月							
工事		m³/s								(その他は動転)								
発電		kW																
<b>(事業)</b>																		
<b>予備調査</b> 昭和47年																		
<b>実施計画調査</b> 昭和49年																		
<b>建設</b> 昭和54年																		
<b>全体計画</b> 昭和54年6月23日																		
ダム	54年55年56年57年58年59年60年61年62年63年									技術調査	昭和47年10月18日							
事業										一筆調査	昭和52年8月30日							
工										基本発表	昭和53年10月11日							
程										基本発表	昭和54年10月26日							
										熟慮者対策協議会	昭和54年7月							
										水没者の移転完了	昭和55年4月							
補償工事										旭川土現及び町が調査及び補償に係る現地説明会を開催								
取壊										(S524)								
取壊										旭川土現及び町が現地説明会を開催(S5311)								
本体据置										旭川土現、町との三者間で損失補償基準算定書締結								
本体打設										愛別町が熟慮者対策について説明(S547)								
水没市町村の概況	愛別町	人口	5,815人	世帯数	1,686世帯	面積	2,471.9ha	財政力指数	0.20		55年度							
水没法水源地	字藤和、字旭山																	
指定外整備計画実施地域	字伏古、字北野、字南町																	
地域開発法の適用	週地域地域整備特別措置法、山村開発法、農村地域工業誘入促進法、豪雪対策特別措置法																	

整備備計画面総括表

(※別アム)

区分	事業種別	事業内容	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		備考
			事業量	総事業費(円)				国	受益者	
道	※1	町道本町堂園線改築事業 道路延長 ・新設舗装 100m ・改良舗装 100m ・歩道新設舗装 100m ・歩道新設舗装 100m	212000	212000	愛別町	愛別町	57~58	106000	106000	農村総合整備モデル事業
共同利用施設	※2	常用林産物栽培施設整備事業 栽培施設 5棟 300㎡ ・歩道延長 110m 370㎡ $\times$ 3=1110㎡	528000	528000	下伏士連業生産組合	"	55~60	264000	132000	新農業構造改善事業
公民館等	※3	農村環境改善センター建設事業 鉄筋コンクリート3階建 1棟 1621.5㎡	262000	262000	愛別町	"	58~59	131100	131100	農村総合整備モデル事業
	※4	農業資料館建設事業 鉄筋コンクリート2階建 1棟 400㎡	60000	60000	"	"	58	30000	30000	新農業構造改善事業
	小計		322200	322200				161100	161100	
スポーツ	※5	運動公園建設事業 運動広場 農村公園	355700	355700	"	"	55~60	157850	157850	新農業構造改善事業 農村総合整備モデル事業
老人福祉	※6	老人福祉センター建設事業 鉄筋コンクリート2階建 1棟 5967㎡	96222	96222	"	"	56	17410	17410	
合		計	1514122	1514122				706360	17410	132000

(注) ※の事業は水特法第5条のただし欄により行われる事業です。

3) 美利河ダム 美利河ダムの概要

ダム名	所在地名	形式	総貯水容量	総貯水容量		水没市町村	水没面積	水没戸数	水没農地	主要水没公共施設
				有効貯水容量	有効貯水容量					
美利河ダム	北海道	コンクリートロックアップ	1,800千 $\text{m}^3$	1,450千 $\text{m}^3$	48ha	今金町	185ha	71戸	48ha	美利河小中学校、福祉会館
河川名	後志利別川	堤	流域面積	115 $\text{km}^2$						消防施設1棟
建設省	建設省	35.5m	湛水面積	185ha						国道2km 国道0.75km
目的	計		費用負担率			計	185	71	48	国道1.9km
洪水調節	1,000 $\text{m}^3/\text{s}$	→ 350 $\text{m}^3/\text{s}$	92.6%							宮林帯担当区事務署
不特定	最大	2,900ha	6.4%							
特定かんがい	最大	2,900ha	%							
上水	3.5 $\text{m}^3/\text{s}$		%							
工業	4,000kWh (北海道電力)		1.0%							
発電		総事業費	230億円							
(事業)		(水特法)								
予備調査	昭和44年	ダム指定	昭和55年 4月11日							
現設計調査	昭和50年	地蔵指定	昭和56年 3月6日							
建設	昭和54年	整備計画決定	昭和56年 3月30日							
基本計画	昭和55年10月24日									
ダム	55年56年57年58年59年60年61年62年	人口	世帯数	面積						
補償工事										
設備										
仮排水路										
本体排水										
本体排水										
本体排水										
ダム事業の工期										
水没市町村の状況	今金町	9242人	2824世帯	5699 $\text{ha}$						
水特法水源地域指定対象事業地域	今金町字美利河									
地域開発法の適用	山村振興法、農村地域工業誘導特別措置法、過疎地域振興特別措置法									

整備備蓄計画画面概括表

(説明欄ダム)

区分	事業名	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域 (昭和年度)	年度工期 (昭和年度)	費用負担区分		備考			
			事業量	総事業費(円)				国	市町村		受益者		
土地改良	1	国海農地開発事業 (牛久保北部地区)	農地造成 387ha L=2240m W=55m	201240	国	今金町	56~60	160972	20124	20124			
	2	通商島牧美利河線改善事業	道路延長 L=1378m W=40m W=45m W=15m	106000	北海通	"	59~60	53000	53000	補償と合併施行			
	3	町道美利河線改善事業	道路延長 L=2000m W=55m W=2000m W=35m	41480	今金町	"	55~60	13900	13900	"			
	4	町道美利河温泉線改善事業	道路改良 L=2000m W=35m	300000	"	"	57~60	205000	95000	"			
道	小計							271900	53000	122580			
	簡易水道	5	美利河簡易水道施設整備事業	計画給水人口 170人 日最大給水量 6.8m³	134639	"	"	55~57	49279	85360			
	宅地造成	6	住宅団地造成事業	22戸分 3か所 (5500坪) 26500坪	39000	今金町土地 開発公社	"	53~57		14836	24164		
	公営住宅	7	美利河公営住宅建設事業	第2種 1棟4戸	22830	今金町	"	56	14476	8334			
	共同利用施設	8	淡水魚養殖施設整備事業	取水施設 管理施設 1式 7式	25000	"	"	59		25000			
	スゴーツ又はレクリエーション施設	9	緑地等利用施設整備事業	2000m 中央管理場外 キャンプ場	40000	"	"	58~60			40000		
		10	スキーヤー場建設事業	敷地面積 195000m² 日別 1300m	140000	"	"	60			140000		
	小計				180000				496667	73124	180000		
	合計				1050189					496667	436110	44288	

(注) ※の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

4) 浅瀬石川ダム

浅瀬石川ダムの概要

ダム名	所在県名	形状	総貯水量 5,310.0千m³	有効貯水量 4,310.0千m³	水没面積	水没戸数	水没農地	水没市町村	補償額	交遊団体等	交遊団体等	補償額	備考
浅瀬石川ダム	青森県	重力式コンクリート堤			22.65ha	161戸	584ha	黒石市	83億円	ダム水没者連合会	昭和46年4月	0.333	主要水没公共施設 沖浦小学校、沖浦郵便局
南川	事業主体	堤			2.20ha	51	2.1	黒石市	27	袋部菅園系地権者会	昭和48年8月5日	0.237	菅林署担当区事務所 公民館、共同浴場、消防屯所
岩木川	建設省	堤			2.20ha			黒石市		温泉地区地権者会	昭和52年3月25日		沖浦ダム管理所、公衆便所
計					9.07ha			計		黒石市	昭和52年11月23日		東北電力一の渡山事務所
洪水調節	2000m³/s	→	500m³/s					計		黒石市	昭和46年4月		
不特定かんがい	黒石市外	地域	7700ha					計		黒石市	昭和48年8月5日		
特定かんがい	黒石市外	地域	7700ha					計		黒石市	昭和52年3月25日		
上水	1,468m³/s	(津軽川水運企業用)						計		黒石市	昭和52年3月25日		
工業用水	m³/s							計		黒石市	昭和52年3月25日		
発電	17,100kW	(東北電力)						計		黒石市	昭和52年3月25日		
(事業)													
経子調査	昭和42年							計		黒石市	昭和46年4月		
実施計画調査	昭和46年							計		黒石市	昭和48年8月5日		
建設	昭和48年							計		黒石市	昭和52年3月25日		
基本計画	昭和49年							計		黒石市	昭和52年3月25日		
55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	年	年	年	年	年	年	年
事業の工期													
工事本体打設													
水没市町村の概況													
黒石市		人口		世帯数		面積		財政規模		財政力指数		備考	
41,951人		10,673世帯		216.32ha		83億円		0.333		0.237		(竹巻道路)	
2,410		5,383		220.87		27		2.7		0.237		(竹巻道路)	
水特法水源地域													
指定外整備事業実施地域													
地権者等の活用													

整備備計画画面総括表

(採掘石川ダム)

区分	事業種別	事業内容	事業量		事業主体	施行区域	受益者	費用	受益者	備考		
			総事業量(千円)	受益者数								
土地改良	1	農道整備事業	L=2400m W=5.0m	55000	黒石市	大字内 大字清瀬	16500	8250	30250	水特法 特別適用		
	2	農用地造成事業	L=1054m	40000	"	大字花巻	51~54	24000	6000	10000	"	
道	3	国道102号新道拓修事業	L=9440m W=35m	95000	青森県	大寺一ノ瀬	2854342	14250	5250	26500	公共補償関連 後進地域	
	4	県道大崎一の渡橋橋梁整備事業	L=2470m W=2.5m	3119500	"	大字一ノ瀬	22610	2690	22610	49~54	"	
	5	県道黒石七戸線橋梁改良第1号事業	L=510m W=10m	11400	"	大字南平野	5700	5700	5700	51~52	"	
	6	市道榎ノ木出石田橋梁整備事業	L=540m W=8.0m	49500	黒石市	大字東野添	37125	12375	37125	50~52	水特法 特別適用	
	7	市道	L=12718m W=30~60m	72749	"	青山町他	2919577	273348	2919577	50~51	72749	
	8	平賀町商水運新設事業	給水人口 300人 50m <sup>2</sup> /日	30000	平賀町	大字切明	51	12000	18000	18000	水特法 特別適用	
	9	小面診療所新設事業	1棟 200m <sup>2</sup>	12000	"	大字小面	52	12000	12000	114300		
公営住宅	10	つばくら団地造成事業	60ha	114300	"	大字切明	49~50		10566	7734		
	11	黒石市公営住宅建設事業	新1種 5戸 新2種 5戸 計 10戸	18300	黒石市	大字松井野	50	10566	44200	53200	44200	
自然公園	12	県立自然公園黒石瑠璃島整備事業	敷地 20000m <sup>2</sup> 野営場 40000m <sup>2</sup> 駐車場 100000m <sup>2</sup>	88400	"	大字内 大字清瀬	51~55	9300	5400	14600	53200	
	13	黒石市中部公民館建設事業	1棟 600m <sup>2</sup>	62500	"	大字小面	51	9300	5400	14600	5400	
公民館	14	小面公民館建設事業	1棟 330m <sup>2</sup>	20000	平賀市	大字小面	52	14700		67800		
	15	小面保青所新設事業	1棟 225m <sup>2</sup>	82500	"	大字小面	52~53	5535	3233	3233		
消防施設	16	防火貯水槽	40m <sup>2</sup> 5基 40m <sup>2</sup> 5基	8400	黒石市	北沢他	50~51	1560	6840	4500		
	17	し尿処理施設	1式	4500	平賀町	大字切明	51			18000		
ごみ処理施設	18	ごみ処理施設	1式	18000	黒石市	大字切明	51~52			3018168	26500	
	合計			3761449				3018168	335031	381730	26500	

(注) ※の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

5) 御所ダム 御所ダムの概要

御所ダム名	所在地	形式	総貯水量	有効貯水量	流域面積	流域面積	湛水面積	費用負担率	目的	洪水調節	不特定	特定かんがい	上水	工業用水	発電	総事業費	事業期間	事業開始	事業完了	事業内容	事業種別	事業費	受益者	費用	受益者	備考
御所ダム	岩手県	中央式重力式コンクリートダム	65,000千m <sup>3</sup>	45,000千m <sup>3</sup>	635km <sup>2</sup>	635km <sup>2</sup>	640ha	98.09%	中央式重力式コンクリートダム	24.50m <sup>3</sup> /s → 1,200m <sup>3</sup> /s	0.83%	0.75m <sup>3</sup> /s(盛岡市)		1,300.0kW(岩手県)	4,888億円	昭和28年	昭和42年	昭和44年	昭和46年	昭和46年	洪水調節、発電、かんがい、工業用水、上水供給	16,500	16,500	16,500	16,500	水特法 特別適用
河川名	事業主体	高さ							事業主体																	
宇石川	建設省	5.25m							建設省																	
目的																										
洪水調節																										
不特定																										
特定かんがい																										
上水																										
工業用水																										
発電																										
総事業費																										
事業期間																										
事業開始																										
事業完了																										
事業内容																										
事業種別																										
事業費																										
受益者																										
費用																										
受益者																										
備考																										



整備備計計画画面総括表

(別添アム.1)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	受益工区 (延床面積)	費用		受益者 分(円)	備考
		事業量	総事業費(円)				県	市町村		
1	磐前地区区画整理事業	2,224a	589,000	岩手県	磐石町	4.9~5.3	328,662	98,363	161,975	繰越事業
2	栗山地区区画整理事業	4,924a	808,640	"	"	"	451,221	135,043	222,376	"
3	御所地区区画整理事業	1,704a	279,000	"	"	4.9~5.1	155,682	46,593	76,725	"
4	御明神地区排水改良事業	頭道工改修1ヶ所 用水路新設改修 4,943.5m	267,900	"	"	4.9~5.3	166,098	34,827	66,975	"
5	栗山地区排水改良事業	頭道工改修2ヶ所 用水路新設改修 1,075.0m 排水路改修 64.5m	1,128,200	"	"	"	694,484	146,666	282,050	"
6	戸穴地区総合農地開発事業	田669ha	373,143	"	"	4.9~5.2	239,184	63,809	70,150	繰越事業 水特法特例適用
7	岩手地区開発事業	826ha 4,844m	135,900	"	"	"	95,130	20,385	20,385	"
8	大森地区防災事業	堤体積 63,000 m <sup>3</sup>	321,000	"	"	4.9~5.3	258,726	62,274		繰越事業
小計			3,902,783				2,394,187	607,960	900,636	
9	県道常盤盛岡線道路付帯事業	改良 L=6320m 補修 L=4549m L=3658.7m	445,700	岩手県	盛岡市 磐石町	4.9~5.3	360,990	84,710		公共補償と合併施行
10	県道盛岡横手線道路付帯事業	改良 L=833m 補修 L=4725m L=1665m	80,300	"	磐石町	4.9~5.1	69,710	10,590		"
11	県道御所宗波線道路付帯事業	改良 L=1319m 補修 L=3783.5m L=319m	53,900	"	"	"	37,090	16,810		"
12	県道盛岡泉線道路付帯事業	改良 L=950m 補修 L=2,000m	298,000	"	盛岡市	5.0~5.3	248,400	49,600		" (市道尾入線)
13	市道盛岡2号線道路整備事業	改良 L=1100m 補修 L=1,100m	66,388	盛岡市	"	5.1~5.3	49,791	16,597		水特法特例適用
14	町道御所尾入野線道路付帯事業	改良 L=1900m 補修 L=270m L=1900m	190,676	磐石町	磐石町	4.9~5.2	143,007	47,669		公共補償と合併施行 水特法特例適用

(注) 本事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計計画画面総括表

(別添アム.2)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	受益工区 (延床面積)	費用		受益者 分(円)	備考	
		事業量	総事業費(円)				県	市町村			
15	町道黒沢川線道路付帯事業	改良 L=280m 補修 L=80m	17,400	磐石町	磐石町	5.1~5.3	13,050	4,350		公共補償と合併施行 水特法特例適用	
16	町道安黒線道路付帯事業	改良 L=250m	52,300	"	"	5.0	20,920	31,380		公共補償と合併施行	
小計			1,157,994				92,208	16,380	71,754		
17	紫地区公共下水道建設事業	計画処理面積 55ha	385,000	盛岡市	盛岡市	5.1~5.8	28,200	318,300	38,500		
18	磐石地区公共下水道建設事業	計画処理面積 332ha	232,400	磐石町	磐石町	"	780,600	131,100	232,400		
19	北上川上流流域下水道建設事業		320,000	岩手県	盛岡市ほか	4.9~5.8	192,000	64,000			
小計			570,400				272,880	64,000	226,930	270,900	
20	町立磐石総合中学校施設事業	改築工事 屋内 運動場 建設工事	61,497	磐石町	磐石町	4.9~5.1	64,269		55,064		繰越事業 水特法特例適用
21	御所診療所移転改築事業	木造、鉄骨 763.39m <sup>2</sup>	123,640	磐石町	磐石町	4.9~5.0			123,640		公共補償と合併施行
22	七ツ森公民館建設事業	鉄骨、モルタル 330m <sup>2</sup>	330,000	磐石町	磐石町	5.3	5,400	27,600			
23	七ツ森保育所建設事業	木造平屋建 332m <sup>2</sup>	216,300	磐石町	磐石町	5.0	7,380	36,900	10,560		
24	消防施設	鉄骨造1部2階建 2746m <sup>2</sup>	48,480	盛岡市	盛岡市	4.9			48,480		公共補償と合併施行
25	天戸消防屯所移転改築事業	木造重葺屋根 748m <sup>2</sup>	82,260	磐石町	磐石町	4.9~5.0	260	79,660			
26	七ツ森消防屯所建設事業	"	15,000	"	"	5.0~5.2	1,320	13,680			
小計			71,706				1,580	70,126			
27	磐石職労共済会施設整備事業	鉄骨造 1日20t	150,000	磐石町	磐石町	5.2	16,640	13,360			
合計			11,984,270				6,140,294	1,415,452	3,256,788	1,171,536	

(注) 本事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

6) 南川ダム 南川ダム の概要

ダム名	南川ダム	所在県名	形式	総貯水量	10,000千m <sup>3</sup>				
南川ダム	重力式コンクリート	宮城県		有効貯水量	9,200千m <sup>3</sup>				
河川名	事業主体	事業主体	高さ	延長面積	225 ㎡				
吉田川	宮城県	宮城県	46.0m	湛水面積	90 ha				
目的	計画概要	費用負担率							
洪水調節	4.40 m <sup>3</sup> /s → 32.0 m <sup>3</sup> /s	79.3%							
不特定かんがい	大和町・大和町・大和町・大和町・大和町								
特定かんがい	0.463 m <sup>3</sup> /s (大和町、大和町、大和町、大和町、大和町)	20.7%							
上水	m <sup>3</sup> /s								
工業用水	m <sup>3</sup> /s								
発電	kW								
総事業費	107.6億円								
(事業)	(水特法)								
予備調査	昭和45年	昭和54年	4月17日						
実施計画調査	昭和48年	地域指定	昭和56年	3月6日					
建設	昭和50年	整備計画決定	昭和56年	3月30日					
全体計画	昭和56年	6月24日							
ダム事業	55年	57年	58年	59年	60年	61年	年	年	
橋樑工事									
施設整備									
放射水路									
本体掘削									
本体打設									
水没市町村の概況	大和町	人口	18,584人	世帯数	4,194世帯	面積	225.7 ㎡	世帯/面積	0.339
水特法水源地域	大和町大字吉田、宮城地域								
指定外整備事業実施地域	山村指定法、刃地法、農地法								
地域開発法の適用									

整備計画画総括表

区分	事業種類	事業内容	事業計画		事業主体	施行区域	完成工期(昭和何年)	費用負担		受益者	備考
			事業量	総事業費(円)				国	市町村		
土地改良	1	難波地区圃場整備事業	10ha	82000	難波地区共同施行	大和町	55~57	36400	16400	28700	
	2	難波西地区圃場整備事業	33ha	297000	難波西地区	大和町	57~59	133650	59400	103950	
	3	金沢堰一号用水路改修事業	L=4.200m	50000	金沢堰	大和町	57~59	22500	5000	22500	
	4	担ノ原堰用水路改修事業	L=2300.0m	46000	担ノ原堰	大和町	60	20700	4600	20700	
	小計			475000				213750	85400	175850	
道路	5~1	町道宮床難波筋道路改築事業	改良 L=1.200m W=2.0m (7.0)	154200	大和町	大和町	55~57	97300	56900	56900	行替補償工事と合併
	5~2	町道宮赤難波筋道路改築事業	改良 L=5.00m W=7.0m 舗装 W=5.5m	51000	"	"	55~57	32000	19000	19000	
	5~3	町道宮床難波筋橋梁(樋田橋)整備事業	L=45m W=7m	106000	"	"	57~58	70666	35334	35334	

(注) 事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面総括表

(単位千円)

区分	事業		事業量	事業費(円)	事業主体	旅行区域	工事工期 (昭和年度)	費用負担			備考
	種	名						国	県	市町村	
道	5~4	町道吉原難波線道路改良事業	改築 L=37.00m W=7.0m	333000	大和町	大和町	57~61	208000	125000		
			舗装 L=37.00m W=5.5m								
			橋梁 L=26.0m W=2.0m(9.0m)								
6	町道魚坂兵士ヶ原線橋梁(古橋)整備事業	94000	"	"	56~59	62666	31334			竹替補償工事と合併	
7	町道起ノ原線道路改良事業	144000	"	"	57~60	92000	52000				
	小計		882200			562632	319568				
簡易水道	8	難波簡易水道事業	戸数 63 給水人口 310人	120000	大和町	大和町	58	48000	72000		
			戸数 24 給水人口 120人	60000	"	"	57	24000	36000		
	小計		180000			72000	108000				
林道	10	普通林道高山線開設事業	L=700m W=4.0m	60000	大和町	大和町	57~60		60000		

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面総括表

(単位千円)

区分	事業		事業量	事業費(円)	事業主体	旅行区域	工事工期 (昭和年度)	費用負担			備考
	種	名						国	県	市町村	
メポーラズはレクリエーション施設	11	保業センター建設事業	建物面積 1,000㎡	150000	大和町	大和町	60~61		150000		
			2,500㎡								
			2,500㎡								
12	水辺リクリエーション広場	50000	"	"	59~60		50000				
13	総合運動公園	50000	"	"	59~60		50000				
	小計		250000				250000				
消防施設	14	消防施設整備事業	40㎡級 有蓋 1基	3000	大和町	大和町	56	650	2350		
				1850200			849032	85400	739918	175850	
	合計										

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

七ヶ宿ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量 10,000千m <sup>3</sup>	水没市町村	水没面積	水没戸数	水没農地	主要水没公共施設
七ヶ宿ダム	宮城県	ロックアップル	有効貯水量 9,050千m <sup>3</sup>	七ヶ宿町	391ha	167戸	127ha	民 館 3 郵便局 1
河川名	事業主体	高さ	流域面積 236.6km <sup>2</sup>	白石市	14	1	5	郵便当区 1 神社 3
白石川	建設者	9.3m	湛水面積 410ha	計	405	168	132	
目	計画概		費用負担率	補償	交	参	の	現
取水調節	1,750 m <sup>3</sup> /s	→ 290 m <sup>3</sup> /s	44.3%	技術調査立入	昭和 49年 7月 29日	55年度では水没稼働に係る補償契約を約90%		況・見直し
不特定かんがい	白石川沿岸	28.07 ha	3.5%	一筆調査立入	昭和 52年 5月 12日	完了し、56年度において残りの補償七ヶ宿		
特定かんがい	水	6,899 m <sup>3</sup> /s (宮城県)	47.7%	基金受給	昭和 54年 6月 29日	道路の用地取得を行い、一般補償は概算の見込		
上水	水	0.648 m <sup>3</sup> /s (宮城県)	4.5%	基金受給	昭和 55年 8月 27日	みである。		
発電	電	kW		(その他正な動線)	昭和 55年 11月 4日	公共補償は56年度・特殊補償は56、57年度		
			535億円	個人補償契約開始		に行き予定である。		
(事業)		(本特法)		交	参	団	体	等
継予備調査	昭和 42年	ダム相定	昭和 53年 3月 28日	渡瀬ダム対策協議会	七ヶ宿町内の水没及び代替道路関係組織	会	員	164名
実施計画調査	昭和 48年	地域相定	昭和 54年 10月 25日	七ヶ宿ダム対策小原地区地権者会	白石市小原地区の水没関係組織	"	"	14
建設	昭和 51年	整備計画決定	昭和 54年 12月 6日	七ヶ宿ダム道路対策常務水没地権者会	" 冷清水地区の代替道路関係組織	"	"	24
基本計画	昭和 53年 12月 27日			七ヶ宿ダム大原代替道路対策委員会	" 大原地区の	"	"	23
ダム事業の工程	55年 56年 57年 58年 59年 60年 61年 62年 63年 64年							
補償工事				交	参	団	体	等
施設整備				渡瀬ダム対策協議会	七ヶ宿町内の水没及び代替道路関係組織	会	員	164名
取排水路				七ヶ宿ダム対策小原地区地権者会	白石市小原地区の水没関係組織	"	"	14
本体掘削				七ヶ宿ダム道路対策常務水没地権者会	" 冷清水地区の代替道路関係組織	"	"	24
本体打設				七ヶ宿ダム大原代替道路対策委員会	" 大原地区の	"	"	23
水没市町村の概況	七ヶ宿町	人口 2,877人	世帯数 790世帯	財政規模	財政指数	人口、世帯数は56年7月1日現在		
水特法水源地域	七ヶ宿町			132億円	0.147	財政規模は56年度		
指定外整備事業実施地域								
地域開発法の適用	山村振興法、通称地域振興特別措置法、豪雪地帯対策振興法、農地帯対策振興法、農地帯対策開発促進法							

整備備計画面総括表

区分	事業種別	事業内容	事業量	総事業費(円)	事業主体	施行年度	予定工期(昭和年度)	費用負担		備考	
								国	市町村		
土地改良	1	団体営長老地区農道整備事業	開設 L=500m W=4.0m	10,000	七ヶ宿町	七ヶ宿町	56	5000	2000	3000	
	2	団体営河向地区農道整備事業	改良 L=500m W=4.0m	70,000	"	"	57-58		70000		
	3	団体営大谷地区農道整備事業	改良 L=500m W=4.0m	10,000	"	"	56		10000		
	4	団体営七ヶ宿地区草地開発整備事業(長老地区外6地区)	草地造成 4.5ha	151,799	"	"	55-59	71,005	26,601	26,877	27,316
	5	沼ノ内地区かんがい排水事業	受益面積 6ha L=500m	10,000	"	"	56			10,000	
	6	秋地区かんがい排水事業	受益面積 8ha L=500m	10,000	"	"	56			10,000	
	7	団体営滑津地区かんがい排水事業	受益面積 30ha L=1,700m	58,000	"	"	55-57	26,100	5,800	26,100	
	8	七ヶ宿開拓地整備事業(胡崎谷地帯外3箇所)	道路改良 L=8,160m W=4.0m ~6.0m	222,000	宮城県	"	55-58	148,000	37,000	37,000	
小計			541,799				250,105	71,401	192,977	27,316	

(注) \*の事業は水特法第5条のただし欄により行われる事業です。

整備備計画面総括表 (七ヶ宿ダム2)

区分	事業種別	事業名	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		備考
			事業量	総事業費(円)				国	負担額	
治山	9	長老地区復旧治山事業	谷止工 2基	2,900,000	宮城県	七ヶ宿町	54~58	21750	7250	
			谷止工 2基	1,500,000	"	"	55~58	11250	3750	
			谷止工 2基	1,500,000	"	"	55~58	11250	3750	
			床固工 2基	4,000,000	"	"	54~59	30000	10000	
	小	計		9,900,000			74250	24750		
治水	13	茨崎・柏木山地区 荒廃砂防事業	堰堤工 L=142m H=13m	51,000,000	宮城県	七ヶ宿町	54~60	382500	127500	
			築堤 L=990m H=2~3m W=4m 堰 L=965m	12,100,000	"	"	54~59	40333	80667	
	小	計		63,100,000			422833	208167		

(注) \*の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面総括表 (七ヶ宿ダム3)

区分	事業種別	事業名	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		備考
			事業量	総事業費(円)				国	負担額	
道	15	国道113号筋改善事業	改良 L=4692m W=325m (110m) トンネル 2カ所 L=540m W=20m (975m) 橋梁 12橋 L=1368m W=275~325m (105m~110m)	15,490,000	宮城県	七ヶ宿町	54~60	1,161,750	387,250	ダム行橋補植工事之合併 施工
			舗装 L=4,692m W=325m (110m)		"	"	60	25333	12667	
	16	国道113号線 消雪工設置事業	L=500m	38,000	"	"				
	17	県道七ヶ宿白石筋 改善事業	改良 L=890m W=7.0m	200,000	"	"	56~58	109,000	91,000	
			舗装 L=890m W=7.0m							

(注) \*の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面総括表 (七ヶ宿ダム4)

区分	事業種別	事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担		受益者	備考
							国	市町村		
道	18 県道上ノ山七ヶ宿線 改良事業	改良 L=1500m W=7.0m	160000	宮城県	七ヶ宿町	54~57	95000	65000	受益者	
		舗装 L=1500m W=7.0m								
19	町道不忘線改良事業	舗装 L=1600m W=4.0m	16000	七ヶ宿町	"	59~60	25000	16000	受益者	
		舗装 L=2810m W=5.0m								
20	町道大原線改良事業	舗装 L=2810m W=5.0m	50000	"	"	55~56	25000	25000	受益者	
		新設 L=400m W=7.0m								
21	町道潮見原線新設事業	舗装 L=400m W=7.0m	50000	"	"	58	27500	22500	受益者	
		舗装 L=400m W=7.0m								
22	町道萩崎線改良事業	改良 L=600m W=7.0m	64000	"	"	56~57	51750	17250	受益者	
		舗装 L=856m W=7.0m								
23	町道長崎平線改良事業	改良 L=430m W=2.0m	108000	"	"	58~59	79750	28250	受益者	ダム付替補償工事と合併 施工
		橋梁 L=240m W=2.0m (7.0m)								
		舗装 L=430m W=2.0m (7.0m)								

(注) ※の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備計画画面総括表 (七ヶ宿ダム5)

区分	事業種別	事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担		受益者	備考
							国	市町村		
道	24 町道関神林線改良事業	橋梁 L=70m W=120m	200000	宮城県	七ヶ宿町	54~55	150000	50000	受益者	通称代行事業
		舗装 L=144m W=7.0m								
25	町道船下線改良事業	改良 L=500m W=7.0m	50000	七ヶ宿町	"	57	25000	25000	受益者	
		舗装 L=500m W=7.0m								
26	町道神林線改良事業	改良 L=1000m W=4.0m	40000	"	"	55~56	20000	20000	受益者	
		改良 L=1250m W=5.0m								
27	町道茂ヶ沢線改良事業	舗装 L=1250m W=5.0m	72000	"	"	54~55	48750	23250	受益者	
		舗装 L=1250m W=5.0m								
28	町道まノ上線改良事業	舗装 L=1504m W=6.0m	40000	"	"	58	20000	20000	受益者	
		改良 L=1100m W=6.0m								
29	町道五郎山線改良事業	舗装 L=2440m W=6.0m	130000	"	"	57~58	84500	43500	受益者	
		舗装 L=2440m W=6.0m								

(注) ※の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画総括表

(七ヶ宿アム7.6)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		負担区 市町村	受益者 分(円)	備考
		事業量	総事業費(円)				国	県			
道路	小計		2772000				1923333	605917	242750		
簡易水道	矢立地区 簡易水道施設事業	計画給水人口 100人 計画給水量 20 m <sup>3</sup> /日	17077	七ヶ宿町	七ヶ宿町	57			17077		
	湯原地区 簡易水道施設事業	計画給水人口 650人 計画給水量 180.5 m <sup>3</sup> /日	174328	"	"	54	68920		105408		
	千瀬地区 簡易水道施設事業	計画給水人口 150人 計画給水量 30 m <sup>3</sup> /日	85887	"	"	55	34354		51533		
	小計		277292				103274		174018		
下水道	特定環境保全 公共下水道事業	計画面積 24 ha 計画人口 2500人	1300000	"	"	56-60	610000		690000		
	普通林道大壺線 開設事業	L=2600 m W=4.0 m	104000	"	"	55-57	52000	10400	41600		
	普通林道大穴支線 開設事業	L=2000 m W=4.0 m	80000	"	"	56-57	40000	8000	32000		
林道	普通林道手塚山線 開設事業	L=1000 m W=4.0 m	30000	"	"	59	15000	3000	12000		

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画総括表

(七ヶ宿アム7.7)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		負担区 市町村	受益者 分(円)	備考
		事業量	総事業費(円)				国	県			
林道	普通林道柏木山線 開設事業	L=600 m W=4.0 m	24000	七ヶ宿町	七ヶ宿町	58	12000	2400	9600		
	普通林道すき沢線 開設事業	L=800 m W=4.0 m	25000	"	"	59	12500	2500	10000		
	普通林道北沢線 開設事業	L=1200 m W=4.0 m	48000	"	"	58	24000	4800	19200		
小計			311000				155500	31100	124400		
造林	滝平地区人工造林事業	スアカマツ計 13 ha 17 ha 30 ha	8000	宮城県	七ヶ宿町	55-57		8000			県行造林事業
	愛宕山地区 人工造林事業	スアカマツ計 25 ha 25 ha 50 ha	19250	宮城県 林業公社	"	"	8662	2888	(7700)		( )は宮城県林業 公社
	竹ノ沢地区 人工造林事業	スアカマツ計 15 ha 10 ha 25 ha	9785	"	"	"	4403	1468	(3914)		
	鶴ヶ沢地区 人工造林事業	スアカマツ計 12 ha 8 ha 20 ha	7828	"	"	"	3523	1173	(3132)		
造林	茂庭地区 人工造林事業	スアカマツ計 15 ha 15 ha 30 ha	11550	"	"	"	5197	1733	(4620)		

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表

(七ヶ沼ダム8)

区分	事業種別	事業名	事業内容	事業量	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		備考
								国	県	
造林	小計			5,641.3				21,785	15,262 (19,366)	
民俗・有形文化財施設	45	地方歴史民俗資料館建設事業	資料館RC平屋300㎡ 収容庫RC平屋100㎡	9,300	七ヶ沼町	七ヶ沼町	58-59	6,000	87,000	
スポーツ施設	46	町民総合運動場整備事業	整備面積20,000㎡	4,300	"	"	55		43,000	
保育所	47	保育所建設事業	体RC 本平屋360㎡ 定員60名	6,100	"	"	55	30,752	18,716	
消防施設	48	消防施設整備事業 (関地区外6地区)	防火水槽40m <sup>3</sup> 級 有業20基	4,000	"	"	55-59	26,666	13,334	
合計				62,255.04				362,498	1,586,195 (1,938,6)	27,316

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

8) 玉川ダム 玉川ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水容量	有効貯水容量	流域面積	洪水調節	発電	灌漑	その他	
玉川ダム	秋田県	重力式コンクリート堤	254,000千m <sup>3</sup>	229,000千m <sup>3</sup>	287km <sup>2</sup>	280m <sup>3</sup> /s → 200m <sup>3</sup> /s	712kw			
河川名	事業主体	堤高	287m							
玉川	建設省	100.0	830ha							
洪水調節	玉川下流	地城	10,200ha							
特定かんがい	2169m <sup>3</sup> /s									
上水	1319m <sup>3</sup> /s									
工業用水	5237m <sup>3</sup> /s									
発電	23,600kW									
(事業)	昭和46年	ダム指定	昭和52年	3月23日						
竣工	昭和48年	地域指定	昭和54年	1月29日						
完成	昭和50年	整備計画決定	昭和54年	3月26日						
基本計画	昭和52年	8月25日								
補償工事	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年
仮設橋										
排水路										
本体掘削										
本体打設										
水没町村の概況	田沢湖町	人口	15,184人	世帯数	4,403世帯	面積	6,735.1ha	財政規模	財政力指数	0.346
水特法水源地域指定外整備事業実施地域	大字玉川、大字生保内、大字田沢									
地域開発法の適用	山村既設法、農業振興法、刃地法、農村地域工業誘入促進法、美濃道法									

水没町村	水没面積	水没戸数	水没農地	水没面積	水没農地	水没戸数	水没農地	水没農地	水没農地
田沢湖町	830ha	118戸	122.6ha	830ha	118戸	122.6ha	830ha	118戸	122.6ha
計	830	118	122.6	830	118	122.6	830	118	122.6

技術調査立入 昭和48年 7月 23日  
一般調査立入 昭和49年 10月 9日  
基準免状 昭和52年 8月 31日  
基準受給 昭和53年 1月 11日  
(その他主な動き)

一般補償については、移転、補償ともすべて完了。  
公共補償及び特殊補償として、高電圧1ヶ所、送電線、通橋線及び就業権等の補償を要している。



整備計画画概括表

区分	事業種別	事業量	事業費(円)		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和何年何月)	費用負担		受益者	備考	
			総事業費	国				県	市町村			
土地改良	団地保内地区 向生保内地区 かんがい排水事業	A=1150 ha L=3051.0 m	100257	45338	田沢湖町	田沢湖町	53~56	5038	0	50376		
治水	玉川川上流 局部改良工事	河道掘削 L=335.0 m	60000	20000	秋田県	田沢湖町	53~58	40000	0	0		
道	国道34号 1号線	改良舗装 L=62.0m W=0.3m(7.5m) 橋梁 16橋 W=25m(10m) トンネル L=181.1m W=7.5m(9.45m)	1195324	896493	秋田県	田沢湖町	53~60	298831	0	0	0	公共補償工事と合併
	国道34号 1号線	改良舗装 L=20.0m W=1.0m L=20.0m W=1.0m L=20.0m W=1.0m	2640000	1980000	秋田県	田沢湖町	58~62	660000	0	0	0	
	国道34号 1号線	改良舗装 L=60.9m W=1.0m 橋梁(1橋) L=43.0m W=1.0m	1235000	926250	秋田県	田沢湖町	53~57	308750	0	0	0	
	町道武蔵野 池野街排水事業	L=58.0 m W=1.20 m	174900	116600	田沢湖町	田沢湖町	53~56	0	58300	0	0	
	町道病院 池野街排水事業	L=29.5 m W=1.20 m	118500	58250	田沢湖町	田沢湖町	55~58	0	58250	0	0	
	町道山居	改良舗装 L=9.0m W=0.5m 橋梁(1橋) L=9.0m W=1.0m	99000	19500	田沢湖町	田沢湖町	55~60	0	79500	0	0	
	小計		5462724	3998093				1267581	197050	0	0	
	下水道	田沢湖町 公共下水道事業	処理面積 70 ha	1870000	904000	田沢湖町	田沢湖町	54~60	0	964000	0	0
宅地造成	上滝沢地区 土地区画整理事業	宅地造成 6.5区画	70000	0	田沢湖町	田沢湖町	53	0	0	70000	0	

(注) 案の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画概括表

区分	事業種別	事業量	事業費(円)		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和何年何月)	費用負担		受益者	備考	
			総事業費	国				県	市町村			
宅地造成	浮世坂地区 土地区画整理事業	宅地造成 1.6区画	120000	0	田沢湖町	田沢湖町	53	0	0	120000	0	
宅地造成	柳沢地区 土地区画整理事業	宅地造成 8.5区画	112000	0	田沢湖町	田沢湖町	53	0	0	112000	0	
	仙岩地区 土地区画整理事業	宅地造成 3.2区画	124000	0	田沢湖町	田沢湖町	53	0	0	124000	0	
	小計		426000	0				0	0	426000	0	
林道整備	普通林道 前郷沢線	L=2,500 m W=4.0 m	97500	48750	田沢湖町	田沢湖町	56~59	14625	34125	0	0	
公民館その他の 集会施設を整備 に供する事業	町民会館	鉄筋コンクリート造 面積 2111㎡	592000	0	田沢湖町	田沢湖町	54~55	0	0	592000	0	0
	田沢湖高車 原場整備	駐車場整備 面積 2,480㎡	21600	7200	田沢湖町	田沢湖町	53	7200	7200	0	0	0
合計		8630576	5028644	1336330	2217375	48227						

(注) 案の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

栗河江ダムデータの概要

ダム名	栗河江ダム	所在地	山形県 栗川町	形式	中央コア型ロックアップル	総貯水量	109,000千m <sup>3</sup>		
河川名	栗川	事業主体	栗川町	有効貯水量	98,000千m <sup>3</sup>	流域面積	2,310km <sup>2</sup>		
築上川水系	栗河江川	建設費	115.0m	高さ	340ha	築水面積	340ha		
目的	洪水調節、特定かんがい、上水、工業用水	計画概要	費用負担率	2,000m <sup>2</sup> /s → 300m <sup>2</sup> /s	73.0%	9,047ha			
不特定かんがい	栗河江及び最上川沿岸	7.7m <sup>2</sup> /s	5,085ha	11.9%					
上水	3,049m <sup>2</sup> /s (山形県)	9.8%							
工業用水	7.5,000kW (東北電力)	5.3%							
発電		9.80億円							
(事業)									
予備調査	昭和43年	ダム指定	昭和52年3月23日						
実施計画調査	昭和47年	地域指定	昭和54年1月29日						
建設	昭和49年	概算計画決定	昭和54年3月26日						
基本計画	昭和50年	7月19日							
50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年
補償工事									
仮設									
排水設備									
本体設備									
本体打設									
水源地	栗川町	人口	9,473人	世帯数	2,421世帯	面積	39.39km <sup>2</sup>		
指定外整備事業実施地域	栗川町								
地盤開発法の適用	栗川町(大字柳川)								
	栗川町(大字柳川)								
	栗川町(大字柳川)								

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備計画画面概括表

区分	事業種別	事業名	事業計画		事業主体	施行区域	受益者	費用	受益者	備考				
			事業量	総事業費(円)										
土地改良	1	団体管理 場	区画整理	29,223.5	大井沢 土地改良区	西川町	53-56	131,506	490,99	87,670	23,960			
	2	団体管理 (大井沢地区)	A=67.6ha											
	3	排水事業 (不動堰)	A=1.39ha L=1,000m	300,000	西川町	"	"	55-57	13,500	1,500	15,000			
治水	1	農業用水排水施設整備事業 (大井沢堰)	A=4.88ha L=7,000m	269,000	"	"	"	53-57	134,500	53,800	80,700		農村総合整備モデル事業	
			小計	591,235										
			2	栗河江 局部改良	護岸L=1,400m 供田L=460m	188,600	山形県 西川町	西川町	53-59	62,866	12,573	34		
	3	栗河江 局部改良	改良L=325.8m W=4.25m (9.25m) 橋長L=59.2m W=4.25m (9.25m)	842,461	山形県	"	"	54-59	561,641	280,820			ダム行替補償工事と合併	
	4	栗河江 局部改良	改良L=2,550m W=1.57m 橋長L=1,080m	130,000	"	"	"	55-60	79,000	51,000				
	5	栗河江 局部改良	改良L=1,000m 橋長L=1,080m	229,000	"	"	"	59-60	152,667	76,333				
	6	栗河江 局部改良	改良L=2,500m 橋長L=2,500m 災害防除L=100m	83,000	西川町	西川町	58-59	41,500			41,500			
7	栗河江 局部改良	改良L=5,400m 橋長L=4.5m 災害防除L=84.0m	254,000	"	"	"	54-58	127,000		127,000				

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面総括表 (表河江ダム2)

区分	事業種別	事業量	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担		受益者 分(円)	備考
						国	市町村		
道	町道月間入間線 改良工事	改良L=300m W=50m 鋪装L=1000m W=4.5m	西川町	西川町	56~57	17500	17500	17500	
	町道横手七田山線 改良工事	鋪装L=3850m W=4.0m	"	"	54~58	30800	30800	30800	
10	町道仁田山上島線 改良工事	改良L=850m W=50m 鋪装L=3850m W=4.5m	"	"	54~59	80000	80000	65000	
	町道仁田山開拓線 改良工事	鋪装L=4450m W=4.0m	"	"	55~58	55000	55000	55000	
	小計					2518108	1095153	345200	
龍易水道	志津戸龍平地区 龍易水道整備事業	計画給水人口110人 配水管L=2400m 貯水池 75㎡	西川町	西川町	56~58	14920	14920	22380	
診療所	大井沢へき地 診療所整備事業	鉄骨造りピロチナー方式 2階建 209㎡	"	"	55	8045	8045	27955	
林	普通林道寛ヶ沢線 開設工事	L=1000m W=4.0m	"	"	56~57	25000	10000	15000	
	普通林道大倉線 開設工事	L=1500m W=4.0m	"	"	55~56	30000	12000	18000	
16	普通林道上の山線 開設工事	L=2000m W=4.0m	"	"	55~56	20000	8000	12000	

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面総括表 (表河江ダム3)

区分	事業種別	事業量	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担		受益者 分(円)	備考
						国	市町村		
林	普通林道大井沢西岡線 開設工事	L=5000m W=4.0m	西川町	西川町	57~59	100000	40000	60000	
	小計					175000	70000	105000	
共同利用施設	山花菜も共同集出荷 貯蔵加工施設整備事業	庫物 230㎡ 貯蔵施設 46㎡ <sup>3</sup>	西川町	西川町	56	—	—	53000	
	波水魚井河ふ化 養殖施設整備事業	ふろ場 100㎡ 2池 稚魚養殖池 160㎡	"	"	58	—	—	21000	
	小計					—	—	7400	
集会場	檜原集会所 建設工事	鉄骨造りピロチナー方 式 92㎡	西川町	西川町	55	—	—	16000	
消防	小型動力ポンプ 積載車設置事業	ポンプ 1台	"	"	54	1312	—	2288	過疎法
	小型動力ポンプ 設置事業	小型動力ポンプ 5台	"	"	54~58	—	—	4350	
23	防火水槽 設置事業	防火水槽(鉄筋コン クリート)1基 4.0㎡ <sup>3</sup> 11基	"	"	54~59	13200	—	6600	過疎法
	小計					14512	—	13238	
合	小計					3074957	1395286	787143	23960

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

10) 真野ダム

真野ダム の 概 要

ダム名	所在県名	形式	総貯水容量	36,200千m <sup>3</sup>
真野ダム	福島県	重力式コンクリート堤	有効貯水容量	34,800千m <sup>3</sup>
河川名	事業主体	堤 高	堤長	728 延
真野川	福島県	6.9 m	湛水面積	155 ha
目的	計画概要	費用負担率		
洪水調節	800 m <sup>3</sup> /s → 210 m <sup>3</sup> /s	49.3%		
不特定かんがい	地域 1,351.89 ha			
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s			
上水	0.232 m <sup>3</sup> /s (福島県企業局)	14.0%		
工業用水	0.728 m <sup>3</sup> /s (福島県企業局)	36.7%		
発電	kW	%		
	総事業費	233 億円		
(事業)				
監 査	昭和45年	昭和54年4月17日		
事業の	昭和46年	地蔵相定		
工 程	昭和49年	整備計画決定		
	昭和50年5月19日			
	55年5月6日	58年5月8日	60年6月1日	62年6月3日
	64年			
事業の				
工 程				
本体打設				
完成				
人口	世帯数	面積		
飯館村	8,143人	1,765世帯	231 延	
水源地	飯館村(大倉)			
指定外整備事業実施地	鹿島町			
地域開発法の適用	山村振興法、過疎地域振興特別措置法、美浜道法、農村地域工業導入促進法			
水源地	飯館村	人口	世帯数	面積
飯館村	8,143人	1,765世帯	231 延	
水源地	飯館村(大倉)			
指定外整備事業実施地	鹿島町			
地域開発法の適用	山村振興法、過疎地域振興特別措置法、美浜道法、農村地域工業導入促進法			

整備計画画面総括表

区分	事業種別	事業内容	事業計画		事業主体	施行区域	工期 (昭和年度)	費用		備考
			事業量	総事業費(円)				国	負担者	
土地改良	1	島地開発事業	造成 3.6 ha	40,000	飯館村	飯館村	55	—	25,474	14,526
	2	平地開発事業	造成 15.0 ha	45,000	"	"	58~59	—	30,000	15,000
治山	小計			85,000				—	55,474	29,526
	3	中井谷下沢地区	予防治山 6.0 ha 1基	8,100	福島県	飯館村	59	5,400	2,700	—
	4	中島地区	予防治山 5.0 ha 1基	7,600	"	"	"	5,066	2,534	—
	5	宮内地区	予防治山 2.10 ha 2基	12,000	"	"	55	8,000	4,000	—
	6	渡戸地区	予防治山 4.90 ha 5基	53,200	"	"	56~57	35,466	17,734	—
	7	戸内地区	予防治山 8.0 ha 2基	10,400	"	"	55	6,933	3,467	—
	小計			91,300				60,865	30,435	—
治水	大滝地区	堰堤工事 1基	18,000	福島県	飯館村	54~56	—	—	18,000	—

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表 (真野ダム2)

区分	事業名	事業量		事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担			備考	
		延長	幅					国	県	市町村		受益者
道	9-1	県道草野大倉鹿島線 改築	L=4.320m W=2m(7m) 鋪設新設L=4.900m W=7m	20,550	福島県	鹿島町 飯館村	54-59	137,000	68,500	-	-	公共補償工事と合併
	9-2	"	L=2.155m W=2m(7m) 橋梁整備L=6.7m W=2m(7m) 鋪設新設L=2.155m W=7m	18,060	"	飯館村	54-59	120,400	60,200	-	-	公共補償工事と合併
	9-3	"	L=2.430m W=7m 鋪設新設L=2.830m W=7m	9,243	"	"	54-59	61,620	30,810	-	-	
10	村道松ヶ平線 改築	L=6.50m W=4m	9,300	9,300	飯館村	"	58	-	-	9,300	-	
11	村道上ノ倉羽白線 改築	L=2.590m W=5m	4,000	4,000	"	"	58-60	20,000	-	20,000	-	特殊役員4種事業
	小計			13,597				89,360	43,680	28,300	-	
スポーツ又はレクリエーション施設	12-1	大倉地区スポーツ・レクリエーション施設整備	屋内運動場 1棟	42,600	飯館村	飯館村	57	14,200	-	28,400	-	

(注) ※の事業は、水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表 (真野ダム3)

区分	事業名	事業量		事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担			備考	
		延長	幅					国	県	市町村		受益者
スポーツ又はレクリエーション施設	12-2	大倉地区スポーツ・レクリエーション施設整備	運動場夜間照明灯4基 見聞台 1棟 駐車場 560㎡ 遊歩道 L=800m W=1.5m	24,600	飯館村	飯館村	59	-	5,533	19,067	-	
	小計			6,720				14,200	5,533	47,467	-	
合	計			1,621,200				968,665	546,242	76,767	2,9526	

(注) ※の事業は、水特法第5条のただし書により行われる事業です。

川治ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水重	83,000千m <sup>3</sup>	主要水没公共施設					
川治ダム	栃木県	アーチ式コンクリート	有効貯水重	76,000千m <sup>3</sup>	水没農地					
河川名	事業主体	堤高	堤長面積	3,236 畝	水没戸数					
利根川	建設省	140m	湛水面積	220 ha	水没市町村					
目的	計画概要	費用負担率		46.7%	藤原町 87.27ha 栗山村 94.13					
洪水調節	鬼怒川・利根川地域	4,000 m <sup>3</sup> /s → 2,620 ha		181.4	計 75					
特定かんがい	3.34 m <sup>3</sup> /s	7,149 ha	1.46%		技術調査立入 昭和37年4月1日 一葉調査立入 昭和47年1月5日 基準発表 昭和47年9月26日 基準安結 昭和48年9月12日 (その他任意な動き)					
上水	2.63 m <sup>3</sup> /s (栃木県宇都宮市・藤原町・宇都宮)		1.40%							
工業用水	4.49 m <sup>3</sup> /s (栃木県・千葉県)		2.47%							
発電	KW		%							
(事業)	総事業費	753億円								
予備調査	昭和37年	昭和49年	昭和49年	7月20日						
実施計画調査	昭和43年	ダム指定	昭和50年	6月21日						
建設	昭和45年	地域指定	昭和50年	6月21日						
基本計画	昭和48年	整備計画決定	昭和50年	11月20日						
事業	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年
補償工事										
仮設設備										
仮設水路										
本体掘削										
本体打設立										
市町村名	人口	世帯数	面積							
栗山村	2,843人	801世帯	42,676 畝							
藤原町	13,574	3,883	27,213							
水没市町村の概況										
栗山村(大字湯西川、大字西川、大字黒部)、藤原町(大字川治)										
指定外整備事業実施地域										
栗山村(大字湯西川、大字西川、大字黒部)、藤原町(大字川治)										
地域開発法の適用										
選定地域振興特別措置法(栗山村)、山村振興法(栗山村)										

整備計画画面総括表

区分	事業名	事業額	事業量		事業主体	施行区域	工事工期(昭和年度)	費用負担		備考
			床掃整備	面積				国	市町村	
土地改良	日向地区単独反掃整備事業		20,000	栗山村	栗山村	50		6,000	14,000	
治水	鬼怒川流域日向・日産地区区山事業		51,000	栃木県	栗山村	50~55	32,967	18,033		
治水	日向地区通常砂防事業		357,000	栃木県	栗山村	50~57	238,000	119,000		
治水	県道川俣温泉川治橋道路整備事業		118,500	栃木県	栗山村	50~55	790,000	395,000		
治水	県道川俣温泉川治橋道路付帯事業		427,450	栃木県	栗山村	50~52	239,600	187,850		公共補償と合併施行
治水	村道戸中付橋道路改良事業		30,000	栗山村	栗山村	52~53			30,000	
治水	村道野尻竹ノ上橋道路整備事業		24,000	栗山村	栗山村	51~52	16,000		8,000	
治水	村道老西川橋道路改良事業		165,000	栗山村	栗山村	53~56			165,000	

(注) 事業は本表添付表のたし欄により行われる事業です。

整備計画画面概括表

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
		面積	総事業費(円)				国	負担率		
道	9 村道野尻大王線舗装新設事業	L=800m W=2.2m	4,000	栗山村	栗山村	51	-	4000	-	
	10 村道戸中イラクホ日藤線道路改良事業	L=1,300m W=4.0m	78,000	栗山村	栗山村	53~56	-	78000	-	
	10 村道戸中イラクホ日藤線道路改良事業	L=600m W=4.0m	36,000	栗山村	栗山村	56~57	-	36000	-	
道	11 村道松ノ木平羽根久藤線道路改良事業	L=500m W=4.0m	7,000	栗山村	栗山村	50	-	1,400	-	継続事業
	小計		195,6450					104,5600	58,4250	
簡易水道	12 日向簡易水道施設整備事業	給水人口 103人	10,000	栗山村	栗山村	51	-	-	10000	
義務教育施設	13 日向小学校移転改築事業	鉄筋コンクリート 3階建 1,816㎡	266,000	栗山村	栗山村	50~51	-	266000	-	
	14 川治中学校用水泳プール建設事業	25m 6コース 1カ所	30,000	藤原町	藤原町	51	4,468	-	25,532	-
小計			296,000				4,468	-	291,532	

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備計画画面概括表

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考	
		面積	総事業費(円)				国	負担率			
林	15 広瀬森林道前沢沼ヶ沢線整備事業	L=1,433.0m W=4.0m	796,591	栃木県	栗山村	50~56	517,784	199,148	796,591	-	継続事業
	16 普通林道野尻芦刈場和仁田線整備事業	L=3,200m W=4.0m	192,000	栗山村	栗山村	51~55	96,000	48,000	48,000	-	
小計			988,591				613,784	247,148	127,659	-	
造	17 游西川、日向、日藤地区人工造林事業	3.6ha	15,400	栗山村	栗山村	51~53	4,620	3,080	7,700	-	
自然公園	18 日光国立公園川治ダムの貯水池休憩所 木造2階建 野営場 キャンプ場 駐車場 5,000㎡ 駐車橋 船遊場等 展示館 660㎡	登山道 1.41ha 園地 8,000㎡ 休憩所 木造2階建 野営場 キャンプ場 駐車場 5,000㎡ 駐車橋 船遊場等 展示館 660㎡	539,700	栃木県 栗山村 藤原町	栗山村 藤原町	51~54	534,000	139,190	347,110	-	
	19 日向公民館建設事業	鉄筋コンクリート 2階建 700㎡	110,250	栗山村	栗山村	51	108,000	-	99,450	-	
公民館	20 日向公民館分館建設事業	木造平屋建 66㎡ (3カ所)	120,000	栗山村	栗山村	50	-	-	12,000	-	
小計			122,250				108,000	-	111,450	-	

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画画総括表

区分	事業種別		事業量		事業主体	施行年度	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者		備考
	種別	種別	事業量	事業費(円)				国	市町村	受益者	受益者	
消防施設	21	日向地区防火水そう建設事業	40㎡	3基	栗山村	栗山村	51	1740	-	1860	-	
ごみ処理施設	22	栗山村ごみ処理場建設事業	ごみ処理場 処理能力 1日5.1基		栗山村	栗山村	50	7530	-	81300	-	
合		計						2012909	1116701	1319211	-	

(川路ダム4)

(注) 案の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

12) 桐生川ダム 桐生川ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量 12,200千㎡		水没市町村	水没戸数	水没農地	水没公共施設	
			有効貯水量 11,300千㎡	湛水面積 4.2ha					
桐生川ダム	群馬県	重力式コンクリート堤	有効貯水量	11,300千㎡	桐生市	59戸	1,441ha	寺院 1棟 担当区事務所 1棟 鉄道 5.9km 市道 1.8km 林道 3.8km	
河川名	群馬県	堤	湛水面積	4.2ha					
桐生川	群馬県	61.5m	湛水面積	62ha					
目的	計	湛水面積	費用負担率		計	77,07	1,441		
洪水調節	560 m <sup>3</sup> /s	→	410 m <sup>3</sup> /s	86.1%					
不特定	地蔵								
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s								
上水	0.4 m <sup>3</sup> /s (桐生市)			13.9%					
工業	m <sup>3</sup> /s								
発電	kW								
(事業)	総事業費			220億円					
経予備調査	昭和43年	(本報法)							
実施計画調査	昭和47年	ダム指定	昭和49年	7月20日					
建設	昭和49年	地蔵指定	昭和54年	1月29日					
全体計画	昭和54年	電機計画決定	昭和54年	3月26日					
49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年
補償工事									
仮設									
仮設水路									
本体掘削									
本体打設									
交差団体等	梅田町全体委員 梅田ダム連合対策協議会 財政力指数 0.569 人口、世帯数は56年6月1日現在 財政関係は55年度								
水没市町村の状況	桐生市	132,674人	38,958世帯	13,173ha	財政力指数	梅田町全体委員 梅田ダム連合対策協議会			
水没市町村の状況	桐生市(梅田町4丁、5丁目)				財政力指数	梅田町全体委員 梅田ダム連合対策協議会			
指定外整備事業実施地域	桐生市(夢町上段)				財政力指数	梅田町全体委員 梅田ダム連合対策協議会			
地域開発法の運用	山村振興法				財政力指数	梅田町全体委員 梅田ダム連合対策協議会			



整備備計画画面総括表

(相生川ダム)

区分	事業種別	事業一計		事業主体	施行区域	工事工期 (昭和年度)	費用負担区分		備考	
		事業量	総事業費(円)				国	市町村		
治水	1 米沢川通常砂防事業	砂防ダム工 1基	57,000	群馬県	桐生市	54~55	380,000	14,000		
	2 中川通常砂防事業	砂防ダム工 2基	165,000	群馬県	桐生市	55~57	110,000	55,000		
	3 皆沢川局部改良事業	護岸 L=680m	138,000	群馬県	桐生市	54~57	460,000	92,000		
	小計		360,000				194,000	166,000		
道	4-1 県道上藤生本町線改良事業	改良・舗装 L=1360m W=20(6.75)m 橋梁 3橋	324,596	群馬県	桐生市	53~57	216,397	108,199	公共補償と合併施工	
	4-2 県道上藤生本町線改良事業	改良・舗装 L=810m W=70m	151,000	群馬県	桐生市	53~57	65,000	86,000		
	5 県道梅田田沼線改良事業	改良・舗装 L=1800m W=20(7.0)m 橋梁 4橋	384,294	群馬県	桐生市	53~57	256,194	128,100	公共補償と合併施工	
	6 市道菱町1号線改良事業	改良 L=2500m W=70m	450,000	桐生市	桐生市	53~57	300,000	-		
		小計		1,309,890			837,591	322,299	150,000	
		合計		1,669,890			1,031,591	488,299	150,000	

(注) 本事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

13) 龜山ダム

龜山ダムの概要

ダム名	所在地	形式	総貯水容量	有効貯水容量	流域面積	湛水面積	費用負担率	水没市町村	水没面積	水没戸数	水没農地	主要水没公共施設
龜山ダム	千葉県	重力式コンクリート	1,475.0千m <sup>3</sup>	1,335.0千m <sup>3</sup>	697km <sup>2</sup>	139ha	4.59%	君津市	159ha	38戸	6.2ha	県道2路線、市道8路線、農道4路線 農業排水設備13ヶ所、上水道施設 1式、神社3棟、公会堂1棟、消防 器具庫場1棟
小復川	千葉県	3.50m						計	159	38	6.2	
洪水調節	840m <sup>3</sup> /s	→495m <sup>3</sup> /s						技術調査立入	昭和41年4月	日		
不特定	m <sup>3</sup> /s	ha						一審調査立入	昭和45年10月	日		
特定かんがい	0.75m <sup>3</sup> /s (千乗県)							基準発表	昭和47年2月	日		
上水	1.24m <sup>3</sup> /s (千乗県)							基準要結	昭和48年12月	日		
工業	ha							(その他主次動産)	昭和50年12月	日		
発電	kw							代替宅地完成				
			総事業費	117,355億円				交渉団体等				
予備調査	昭和40年	ダム指定	昭和49年7月20日					亀山ダム対策委員会	昭和44年4月~昭和45年6月			
実施計画調査	昭和44年	地域指定	昭和51年11月13日					亀山ダム特別委員会	昭和45年6月~昭和56年3月			
建設	昭和46年~55年	総論計画決定	昭和51年12月24日					亀山ダム反対同盟	昭和44年4月~条件付賛成者が増加し解消			
全体計画	昭和51年11月16日	総論計画決定	昭和54年度で整備事業完了)									
ダム	47年48年49年50年51年52年53年54年55年56年							交渉団体等				
事業の												
工期												
本体打設												
水没市町村の概況	君津市	人口	78,812人	世帯数	21,764世帯	面積	318.90km <sup>2</sup>	財政規模	財政力指数	1.374	56.331現在	
水特法水源地域指定外整備事業実施地域	君津市大字川後、折水沢・森田・笹・藤林・草川原・坂田・坂田・釜生・龍原											
地質調査法の適用												

整備計画画面概括表

区分	事業種別		事業量		事業費(万円)		事業主体	施行区域	天工期間(昭和年度)	費用負担区分(万円)		備考
	区	種	事業量	事業費(万円)	事業費(万円)	受益者						
道	1	市道川俣線舗装新設事業	舗装 L=1100m W=4.5m	17600	君津市	君津市	52	17600				公共補償工事と合併
	2	国道三島大多喜線改築事業	改良 L=1090m 橋梁 L=610m } W=6.2m 舗装 L=1090m W=10.5m	793385	千葉県	"	51~54	264462	528923			
	3	市道栗畑原線改築事業	改良 L=160m 舗装 L=570m } W=50m	18325	君津市	"	51~52	5000	13325			
	4	市道折木沢川原線改築事業	改良 L=550m } W=4.0 橋梁 L=175m } W=1.0m 舗装 L=350m W=4.0m	66550	"	"	52~53		66550			
	5	市道折木沢線舗装新設工事	舗装 L=900m W=4.0m	14400	"	"	54		14400			
	6	市道滝原線改築事業	改良 L=700m 橋梁 L=50m } W=4.0m 舗装 L=700m W=4.0m	68400	"	"	52~54		68400			
	7	市道川俣線改築事業	改良 L=540m W=20~40m(4.0) 橋梁 L=8.0m W=2.0m 陸道 L=100m W=4.0m 舗装 L=340m W=4.0m	113600	"	"	53~54		113600			
公民館		小計		1092260	君津市	君津市	54		528923	269462	293875	
		合計		30000			54				30000	
		合計		1122260					528923	269462	323875	

(注) 本事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

14) 高滝ダム

高滝ダムの概要

高滝ダム名	所在地名	形式	総貯水量	14,200千立	水没	水没町村	水没面積	水没戸数	水没農地	主要水没公共施設
高滝ダム	千葉県原	重力式コンクリート	有効貯水量	12,400千立	水没	市原市	185.6ha	108戸	108.1ha	部寄集会所5棟、電話局柱1式
河川名	事業主体	堤	流域面積	107.1km <sup>2</sup>	の概況	市原市				農協事務所(倉庫)1式、水道管1式、かんがい施設1式、鉄軌道1式、防火水槽4ヶ所
築老川の	千葉県	24.5m	湛水面積	199ha	費用負担率	計	185.6	108	108.1	
日	計	概	要	49.7%						
洪水調節	1,110 m <sup>3</sup> /s	→830 m <sup>3</sup> /s								
不特定かんがい	市原市地域	1,187.3ha								
上水	1.6 m <sup>3</sup> /s (千原線、市原市)									
工業	m <sup>3</sup> /s									
発電	kW									
(事業)	総事業費 24.2億円									
経予備調査	昭和43年	地区指定	昭和53年3月28日							
実施計画調査	昭和45年	地域指定	昭和55年3月1日							
建設	昭和49年	整備計画決定	昭和55年3月28日							
竣工	昭和54年									
ダム	52年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	
事業の										
工期										
本体内打設										
水没町村の概況	市原市	22,196.3人	世帯数	366.68戸	財政規模	財政力指数	2.32億円	1.378	56.3.3.1現在	換
水特法水源地域指定外整備事業実施地域	市原市大字築老・大和田・高滝・不入・古敷谷・新井・本郷・小谷田・平野・大戸・築給・徳氏・梅本台・田湖・田湖旧日竹・月崎									
地成開発法の適用	発電用施設周辺地域整備法									

整備備計画面括表 (高橋Z1.1)

区分	事業種	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	国	費用負担		受益者 分(円)	備考
		事業量	総事業費(円)					国	市町村		
土地改良	団地営 相野地区区役所整備事業	A=2.2.2 ha	14,268.0	市原市	市原市	5.5~6.0	5,707.2	21,402	35,670	28,536	
		A=1.6.4 ha	12,064.5	"	"	5.7~6.0	4,825.8	18,096	30,161	24,130	
		A=1.6.1 ha	9,110.5	"	"	5.6~6.0	3,644.2	13,665	22,776	18,222	
		A=1.1.3 ha	13,943.5	"	"	5.6~6.0	5,577.4	20,915	34,858	27,888	
		A=1.0.8 ha	7,645.0	"	"	5.7~6.0	3,058.0	11,467	19,112	15,291	
6	農村基盤総合整備事業	区役所整備 A=8.3 ha 農道整備 L=5.0.4.0m W=5.0.4.0m 農村機整道整備 L=1.5.2.0m W=4.0~5.0m 集落防災安全施設整備 (防火水槽) 6ヶ所 農村公園緑地整備 A=1,000~1,300㎡ 8ヶ所 農村基盤整備施設 1.50m 1ヶ所	35,599.0	"	"	5.6~6.0	19,579.4	65,393	6,506.4	2,973.9	

(注) 8の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備備計画面括表 (高橋Z1.2)

区分	事業種	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	国	費用負担		受益者 分(円)	備考	
		事業量	総事業費(円)					国	市町村			
土地改良	小計		92,630.5				42,392.0	150,938	207,641	14,380.6		
		7-1 県道市原天津小浜線改善事業	道路延長L=631.5m 改良・舗装L=51.0m 橋梁L=6.0m(1.20m) 橋梁L=12.5m W=3.5m(1.20m)	6,920.0	千葉県	市原市	5.5~5.6	4,613.3	23,067			補償と合併
7-2 "	道路延長L=54.0m 改良・舗装L=43.5m W=4.6m(1.20m) 橋梁L=1.05m W=6.6m(1.20m)	9,800.0	"	"	5.8~5.9	6,533.3	32,667					
道	8-1 県道鶴舞馬場田停車場線改善事業	道路延長L=97.5m 改良・舗装L=64.0m W=4.6m(1.00m) 橋梁L=3.35m	12,560.0	"	"	5.5~5.7	8,373.3	41,867				
		道路延長L=122.0m 改良・舗装L=122.0m W=6.0m(1.00m)	15,390.0	"	"	5.5~5.8	7,900.0	74,900				
9	県道南総月出線改善事業	道路延長L=52.0m 改良・舗装L=2.0m W=5.1m(1.00m) 橋梁L=10.0m W=6.15m(97.5m)	10,450.0	"	"	5.6~5.8	6,966.6	34,834				
		道路延長L=42.0m 改良・舗装L=33.0m W=4.1m(1.00m) 橋梁L=9.0m W=4.1m(1.00m)	8,790.0	"	"	5.8~5.9	5,860.0	29,300				
11	市道西原底蔵線改善事業	道路延長L=12.0m 改良 L=12.0m W=2.6m (7.0m)	6,500.0	市原市	市原市	5.7			6,500			
		舗装 L=12.0m W=7.0m										

(注) 8の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面総括表

(高池Z1.3)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	市町村		
道	12 市道大和田線改善事業	道路延長 L=663m 改良・舗装 W=40m	42,400	市原市	市原市	56~57		42,400		補償と合併
		橋梁 L=124m W=4.0m								
	13 市道林線改善事業	道路延長 L=210m 改良・舗装 L=140m W=0.6m(4.0m)	34,400	市原市	市原市	57~58		34,400		"
		橋梁 L=70m W=1.0m(4.0m)								
14 市道平野山口線改善事業	道路延長 L=2400m 改良 W=5.6m(10.0m)	97,360	市原市	市原市	55~60	649066	324534		"	
	橋梁 W=10m W=3.5m(97.5m) ~5.6m(10.0m)									
15 市道127号線(本駒平線)改善事業	道路延長 L=1410m 改良・舗装 L=1125m W=5.7m(10.0m)	84,480	市原市	市原市	55~60	563200	281600		"	
	橋梁(2橋) L=285m W=6.25m(97.5m) 10.0m									
16 市道本郷市野々線舗装新設事業	道路延長 L=390m 舗装 W=4.2m	1,400	市原市	市原市	58		1,400		"	
	道路延長 L=838m 改良 L=748m W=4.0m 舗装 L=748m W=4.0m									
17 市道深沢村水台線改善事業	道路延長 L=90m W=2m (4.0m)	10,410	市原市	市原市	58~59		10,410		補償と合併	
	道路延長 L=422m 改良・舗装 L=310m W=6.4m(4.0m)									
18 市道石名坂線改善事業	道路延長 L=112m W=0.6m(4.0m)	22,300	市原市	市原市	55~58		22,300		"	
	道路延長 L=1015m L=947m W=2.7m(4.0m)~4.0m 舗装 L=947m W=4.0m 橋梁 L=6.0m									
19 市道瀬頭血郷田茂線改善事業	道路延長 L=1015m L=947m W=2.7m(4.0m)~4.0m 舗装 L=947m W=4.0m 橋梁 L=6.0m	120,600	市原市	市原市	57~60		120,600		"	
	道路延長 L=1015m L=947m W=2.7m(4.0m)~4.0m 舗装 L=947m W=4.0m 橋梁 L=6.0m									

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面総括表

(高池Z1.4)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	市町村		
道	小計		278,920				1,614,731	23,6635	937,834	
		20 加茂公民館改善事業 (5.5体育室が 2,000㎡ 1,000㎡)		460,500	市原市	市原市	60	50000	30000	380500
合計			417,605				208,8651	417,573	1,525,975	143,806

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

15) 宮ヶ瀬ダム 留 ケ 瀬 ダ ム の 概 要

ダム名	所在地名	形式	総貯水量	193,000千m <sup>3</sup>					
宮ヶ瀬ダム	神奈川県	重力式コンクリート	有効貯水量	183,000千m <sup>3</sup>					
河川名	事業主体	高さ	流域面積	1,014 km <sup>2</sup>					
中津川	建設省	15.9m	湛水面積	460 ha					
目的	費用負担率								
洪水調節	1,700 m <sup>2</sup> /s → 1,600 m <sup>2</sup> /s			37.3%					
不特定	地盤	6.1967 ha							
特定かんがい	m <sup>2</sup> /s	ha		%					
上水	15 m <sup>2</sup> /s(神奈川県内広域水道企業団)			6.27%					
工事	m <sup>2</sup> /s			%					
発電	kW			%					
(事業)	総事業費 1,700億円								
貯水調査	昭和44年	指定	昭和52年	3月23日					
東洋建設調査	昭和46年	地域指定	昭和55年	3月1日					
建設	昭和49年	整備計画決定	昭和55年	3月25日					
基本計画	昭和53年12月4日								
53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年
調査	設計	建設	完成	運転	完成	完成	完成	完成	完成
ダム事業の工程	調査	設計	建設	完成	運転	完成	完成	完成	完成
水源地	市町村名	人口	世帯数	面積	財政規模	財政力指数	備考		
濁川村	3,546人	912世帯	71.95km <sup>2</sup>	4.7億円	0.241				
津久井町	21,049	5,561	1,221.8	183	0.539				
愛川町	30,330	8,717	3,411	550	0.996				
水源地	濁川村(谷村)、津久井町(大字青山、大字長者、大字柳小屋、大字鳥屋)、愛川町(大字半原、大字田代)								
指定外整備事業実施地域	厚木市(大字中森野)								
地域開発法の適用	山村整備法(濁川村、津久井町、大字鳥屋)								

整備計画画面総括表

区分	事業系	事業名	事業量	総事業費(円)	事業主体	行政区(昭和年度)	行政区	費用負担区分			備考
								国	県	市町村	
1	煤ヶ谷地区	復旧治山事業	山谷地区	200,000	神奈川県	58~62	濁川村	国	150,000	50,000	
			山谷地区					50,000			
2	宮ヶ瀬地区	復旧治山事業	水無沢地区	382,500	"	55~62	"	国	286,875	95,625	
			水無沢地区					95,625			
3	煤ヶ谷地区	予防治山事業	山谷地区	267,300	"	55~62	"	国	200,475	66,825	
			山谷地区					66,825			
4	鳥屋地区	復旧治山事業	鳥屋地区	117,000	"	55~60	津久井町	国	87,750	29,250	
			鳥屋地区					29,250			
5	半原地区	復旧治山事業	宮ノ沢地区	295,500	"	55~62	愛川町	国	221,625	73,875	
			宮ノ沢地区					73,875			
6	半原地区	予防治山事業	大月地区	90,000	"	58~61	"	国	67,500	22,500	
			大月地区					22,500			
小計				1,352,300				1,014,225	338,075		

(注) \*の事業は本表第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画 括画 括表 (宮ヶ瀬ダム2)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域 (昭和年度)	受益者	費用		備考												
		長さ	面積				国	県													
治水	7 築谷地区 通常防砂事業	金型沢 流路工 600m		900,000	神奈川県	清川村	55~62	675,000	225,000	-											
		水の尻沢 流路工 240m																			
		柿の木平川 流路工 330m																			
		ダム工 1基																			
		法善堂川 流路工 450m																			
		ダム工 1基																			
		不動沢 流路工 100m																			
		ダム工 1基																			
		鳥屋待沢 ダム工 1基																			
		早戸川 ダム工 1基																			
8 島通地区 通常防砂事業	深沢 流路工 300m		200,000	"	津久井町	55~58	75,000	25,000	-												
9 島通地区 通常防砂事業	深沢 流路工 300m																				
10 小川川局部改良事業	河川局部改良 L=660m																				
河川局部改良事業	河川改良 L=330m																				
11 中河川局部改良事業	小規模河川改修 堤防工事 L=980m 築堤工事 L=1,320m 築堤工事 L=1,510m 河川局部改良 L=80m 河川局部改良 L=350m 河川改良 L=200m 築堤工事 L=250m																				
826,000	289,000	537,000								289,000	55~63	537,000	289,000	-							
12 茨野川局部改良事業	護岸工 L=1,660m									249,000	"	厚木市	55~63	83,000	166,000	-					
249,000	166,000	83,000															166,000	55~63	83,000	166,000	-
2426,000	872,000	1554,000															872,000	-	1554,000	872,000	-

(注) \*の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画 括画 括表 (宮ヶ瀬ダム3)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域 (昭和年度)	受益者	費用		備考							
		長さ	面積				国	県								
13	13 茨野川局部改良事業	道路延長 L=3300m		1,202,430	神奈川県	清川村	55~62	901,822	300,608	-						
		道路改良 W=16m(40m)														
		トンネル (1か所) W= (85m)														
		橋梁整備 L=810m														
		橋梁整備 W=22m														
		舗装新設 (873~400m)														
		舗装新設 W=80m~400m														
		道路改良 L=950m														
		道路改良 W=9.0m														
		道路改良 W=10.0m														
14 島通地区 通常防砂事業	道路延長 L=110m		2,840,460	"	清川村	55~62	213,034	710,115	-							
道路改良 W=26m(40m)																
トンネル (1か所) W=21m(85m)																
橋梁整備 L=1100m																
橋梁整備 W=25m																
舗装新設 (70~900m)																
舗装新設 L=5900m																
道路延長 L=5020m																
道路改良 L=3310m																
道路改良 W=30m(60m)																
15 島通地区 通常防砂事業	トンネル (2か所) W=35m(85m)		3,338,120	"	清川村	55~62	253,809	846,030	-							
橋梁整備 L=1,090m																
橋梁整備 W=8.0m																
舗装新設 L=3310m																
舗装新設 W=8.0m~9.0m																
16 島通地区 通常防砂事業	道路特殊改良 L=1,100m									840,000	"	津久井町	55~63	420,000	420,000	-
道路特殊改良 W=1,100m																
道路延長 L=1,560m																
道路新設 L=1,490m																
橋梁新設 L=8.0m																
橋梁新設 W=8.0m																
舗装新設 L=1,490m																
舗装新設 W=8.0m																
17 茨野川局部改良事業	護岸工 L=1,660m		630,000	清川村	清川村	57~63	472,500	-	157,500							
630,000	472,500	472,500														

(注) \*の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

表 括 面 計 画 備 整 括 表 (宮ヶ瀬ダム4)

区 分	事 業 種 類	事 業 量	事業主体	施行年度	工事工期 (昭和年度)	費用		受益者 分(円)	備 考	
						国	市町村			
道 路	18 ( 医 称 ) 土山高畑新設事業	道路延長 L=8100m I=7646m W=10m(40m)	清川村	清川村	59~62	-	1150000	-	公共補償と 合併施行	
		橋梁新設 L=454m (139)所W=10m(40m) 舗装新設 W=4.0m								
	19	村道改善事業	中級小学校線 道路改良 L=400m W=5.0m	#	#	57~60	-	188000	-	
			舗装新設 全線L=400m W=5.0m							
			道路改良 L=300m W=5.0m 舗装新設 L=300m W=5.0m							
	20	町道宮ノ前島原線 改善事業	道路改良 L=1040m W=5.0m	津久井町	津久井町	57~61	102000	-	34000	
			舗装新設 W=5.0m							
	21	町道道名倉日比良野 線新設事業	道路延長 L=2300m W=8.5m	愛川町	愛川町	57~63	-	665000	-	
			トンネル L=90m W=8.5m							
	22	町道馬場馬渡線 改善事業	道路改良 L=1640m W=4.0m	#	#	#	483000	-	161000	
舗装新設 W=8.5m										
23	町道日比良野向原線 改善事業	道路改良 L=1640m W=4.0m	#	#	#	-	-	177000		
		舗装新設 W=4.0m								
24	市道中森野飯山線 新設	道路新設 L=2481m W=120m	厚木市	厚木市	55~56	1122837	-	374213		
		舗装新設 W=120m								
	小 計	14353860				8920394	2526753	2906713		

(注) 本事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

表 括 面 計 画 備 整 括 表 (宮ヶ瀬ダム5)

区 分	事 業 種 類	事 業 量	事業主体	施行年度	工事工期 (昭和年度)	費用		受益者 分(円)	備 考
						国	市町村		
簡易水遣	25 整備事業	計画給水人口5000人 計画貯水容量20000m <sup>3</sup> /日 取水施設・導水施設 海水施設・配水施設 その他	清川村	清川村	55~63	561200	-	841800	公共補償と 合併施行
		総事業費(円)							
下水遣	26 施設設置事業	A代善地 300人槽 管理棟(機検査) 流入槽・処理槽 用地 500m <sup>2</sup> B代善地 700人槽 管理棟(機検査) 流入槽・処理槽 用地 700m <sup>2</sup>	#	#	55	-	320000	-	
		総事業費(円)							
義務施設	27 緑小学校整備事業	用地取得 3500m <sup>2</sup> 用地造成 3500m <sup>2</sup> 校舎構築 1634m <sup>2</sup> 屋内運動場新設 600m <sup>2</sup> プール新設 37m <sup>2</sup>	#	#	55~58	162994	-	272457	
		総事業費(円)							
義務施設	28 緑中学校整備事業	屋内運動場新設700m <sup>2</sup> 用地取得造成 1000m <sup>2</sup> 用地造成 1000m <sup>2</sup> 校舎構築 2300m <sup>2</sup> 屋内運動場新設 950m <sup>2</sup>	#	#	57	45443	-	77157	
		総事業費(円)							
義務施設	29 鳥屋中学校整備事業	用地取得 2200m <sup>2</sup> 用地造成 2700m <sup>2</sup> 校舎新設 3520m <sup>2</sup> 屋内運動場新設 9155m <sup>2</sup> プール新設 325m <sup>2</sup>	津久井町	津久井町	56~57	50437	-	388813	
		総事業費(円)							
義務施設	30 飯山小学校 校舎建設事業	用地取得 2200m <sup>2</sup> 用地造成 2700m <sup>2</sup> 校舎新設 3520m <sup>2</sup> 屋内運動場新設 9155m <sup>2</sup> プール新設 325m <sup>2</sup>	厚木市	厚木市	55~56	288283	-	1203117	
		総事業費(円)							

(注) 本事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面概括表

(官公庁用)

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用			受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	県	市町村		
義務教育施設	小中学校舎増築 小点校舎増築 小計	校舎増築 1638㎡ プーン新設 325㎡	249500	厚木市	厚木市	56	119838	-	129662	-	
			2738201				666995	-	2071206	-	
林道	普通林道	林道新設 L=2000m W=40m	400000	清川村	清川村	61~63	200000	80000	120000	-	
		林道新設 L=1300m W=40m	260000	"	"	61~62	130000	52000	78000	-	
	改良延長 L=3000m W=40m	140000	神奈川県	清川村	57~63	-	140000	-	-	-	
	路面改良 L=2000m 法面保全 A=2100坪			愛川村							
	林道延長 5630m 改良延長 L=4866m W=10m (50m) トンネル L=170m 橋梁 L=594m W=50m(14ヶ所)	1420000	"	清川村	57~62	-	1420000	-	-	-	公共補償と 合併施行
	林道延長 8000m 局部改良 L=1000m W=40m 保全改良 W=7000m W=40m	600000	"	清川村	56~63	80000	520000	-	-	-	
	林道改良 L=1100m W=50m	160000	津久井町	津久井町	57~58	-	80000	80000	-	-	
	林道改良 L=2754m W=40m	180000	神奈川県	"	57~62	-	180000	-	-	-	
普通林道 改良 L=2350m W=40m	320000	愛川町	愛川町	57~60	108000	100000	112000	-	-		

(注) \*の事業は水林法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面概括表

(官公庁用)

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用			受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	県	市町村		
造林	宮ヶ瀬地区 造林・保育事業	雑林 35 ha 保青 118 ha 防風帯 10500 m	3480000	清川村	清川村	56~61	518000	2572000	390000	-	
			72700				12990	38060	21650	-	
自然公園	県立宮ヶ瀬公園 整備事業	園地造成 20000㎡ 林内駐車場 48000㎡ 運動広場 50000㎡ 展望台 2000㎡ トイレ 34㎡ 雑草 1=70m W=20m ピクニックセンター800㎡ テニスコート(6面) 4800㎡ 園芸センター5000㎡ 公園用地 10000㎡	561400	神奈川県	"	60~62	-	561400	-	-	
			30900				15400	15500	-	-	
登山	高畑野外観 整備事業	散策歩道 L=5000m 休憩施設 30㎡ 2棟 野鳥園 1式 四季の道 1000m	75000	"	"	62	16500	58500	209120	-	
		歩道新設、改良 クヤキ沢歩道他13 箇所 路線延長約50km	209120	清川村	"	59~61	16500	58500	-	-	
金沢キャンプ場 整備事業	金沢キャンプ場 整備事業	テントサイト 炊事棟木造2棟106㎡ 管理棟 木造180㎡ 給水施設 2か所 御野原式 4か所 駐車場 L=50m W=20m 2000㎡ 新設 L=1600m 改良 L=1800m	876420	清川村	"	62~63	-	635400	209120	-	
			876420				31900	635400	209120	-	

(注) \*の事業は水林法第5条のただし書により行われる事業です。



整備計画画概括表

(宮ヶ瀬ダム8)

区分	事業種別	事業内容	事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	工事工期(概年)	費用負担		備考
								国	市町村	
集会所設	4.4	地域集会所	地域集会所建設 鉄筋コンクリート造 2階建 850㎡	150000	清川村	清川村	57~58	-	150000	-
	4.5	地域集会所	地域集会所建設 鉄筋コンクリート造 300㎡	37000	津久井町	津久井町	58	-	37000	-
	4.6	地域集会所	地域集会所建設 鉄筋コンクリート造 300㎡	37000	"	"	60	-	37000	-
	4.7	地域集会所	地域集会所建設 木造2階建 350㎡ 用地取得 700㎡	62000	愛川町	愛川町	61	-	62000	-
※	4.8	地域集会所	地域集会所建設 木造2階建 500㎡ 用地	41000	厚木市	厚木市	56	-	41000	-
		小計		327000				-	327000	-
スポーツ又はレクリエーション施設	4.9	運動公園建設事業	グラウンド土盛造成 10000㎡ 用地取得 10000㎡ 野球場 10000㎡ テニス・バレーコート 710㎡ 附属建物 150㎡	356100	清川村	清川村	58~60	13871	342229	-
	5.0	申川総合運動公園建設事業	用地取得造成 18600㎡ 野球場(2面) 11200㎡ テニスコート(2面) 1250㎡ 公園緑地 4200㎡ 駐車場 1574㎡ 管理棟 40㎡ その他道路等 245㎡	408800	津久井町	津久井町	56~57	13130	395670	-
5.1	南山園地整備事業	園地 6000㎡ 展望台 100㎡	21800	"	"	"	862	-	21800	-

(注) ※の事業は本計画第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表

(宮ヶ瀬ダム9)

区分	事業種別	事業内容	事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	工事工期(概年)	費用負担		備考
								国	市町村	
5.2	南山遊歩道整備事業	遊歩道新設改良 L=8000m W= 15m	10,400	10,400	津久井町	津久井町	61~63	-	10,400	-
		用地取得造成 22200㎡ 野球場 10000㎡ テニス・バレーコート 4800㎡ プール 2500㎡ 附属建物 150㎡ 園地 2000㎡ 駐車場 2000㎡ 管理棟 180㎡	673400	673400	愛川町	愛川町	56~60	22571	650829	-
5.4	弘果山遊歩道整備事業	平山~経ヶ岳 3500m 経ヶ岳~弘果山~ 石小屋 7600m 郷原~弘果山 2400m 展望施設 2か所	24500	24500	"	"	62	-	24500	-
		小計	1,495,000	1,495,000				49572	1,445,428	-
※	保育園	児童館 800㎡ 鉄骨造平家建 来客室・遊戯室・ 図書室・事務室・ トイレ等	33750	33750	厚木市	厚木市	56	-	33750	-
		し尿処理施設 整備事業	160680	160680	清川村	清川村	56	53560	107120	公共補償と 合併施行

(注) ※の事業は本計画第5条のただし書により行われる事業です。



整備備計画面面総括表

(大川ダム1)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (概ね年度)	費用		負担区分 市町村	受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	県			
治山	1 三沢山地区 復旧治山事業	復旧治山 38.4a 浚間工(谷止工)1基	13660	福島県	下郷町	53	8789	4891	-	-	
	2 龍防治山地区 浚間工(谷止工)2基	子防治山 83.4a 浚間工(谷止工)2基	27370	福島県	下郷町	55~58	17580	9790	-	-	
	3 大復旧治山地区 山腹工	28.4a	89290	福島県	下郷町	52~56	57332	31958	-	-	
	4 喜瀬平地区 復旧治山事業	復旧治山 33.4a 浚間工(谷止工)3基	11730	福島県	下郷町	56	7534	4196	-	-	
	5 深沢地区 復旧治山事業	復旧治山 84.4a 浚間工(谷止工)2基	33520	福島県	会津若松市	54~56	21527	11993	-	-	
	6 野馬平地区 治山施設管理事業	400	400	福島県	会津若松市	52	-	400	-	-	
	小計		175890				112762	63228	-	-	
道路	7 国道 121号線改良事業	改良L=1991m W=15m(80~85m) (内トンネル1646m) 橋梁L=129m W=15m(15m)	912000	建設省 福島県	下郷町	52~56	684000	228000	-	-	公共補償工事 と合併
	8 県道 桑原停車場線改良事業	改良L=874m W=20m(70m) 橋梁L=435m W=20m(70m)	187600	建設省	会津若松市 下郷町	52~56	110233	77367	-	-	公共補償工事 と合併

(注) \*の事業は本特措法5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面面総括表

(大川ダム2)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (概ね年度)	費用		負担区分 市町村	受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	県			
道路	9 県道 須賀川・田島線改良事業	改良L=2390 m W=80 m 橋梁L=85 m W=80 m	612000	福島県	下郷町	52~58	408000	204000	千円	千円	
	10 県道 高津・田島線舗装事業	舗装L=3000 m W=45 m	540000	福島県	下郷町	52~57	-	40500	13500	-	
	11 市道 幹II-8号線改良事業	舗装L=4550 m W=50 m 橋梁L=540 m W=20m(70m)	360000	建設省	会津若松市	52~53	-	-	36000	-	公共補償工事 と合併 (継続事業)
	12 町道 湯野上御本橋橋梁新設事業	橋梁新設 L=14.47 m W=100 m	414000	下郷町	下郷町	53~56	276000	-	138000	-	
	小計		2215600				1478233	549867	187500		
簡易水道	13 小出簡易水道施設整備事業	給水計画人口 150人	30000	下郷町	下郷町	57	12000	-	18000	-	
	合計		2421590				1602995	613095	205500		

(注) \*の事業は本特措法5条のただし書により行われる事業です。

手取川ダムの概要

ダム名	所在地名	形式	総貯水量	231,000千m <sup>3</sup>						
手取川ダム	石川県	ロックアップ	有効貯水量	190,000千m <sup>3</sup>						
河川名	事業主体	堤高	流域面積	24,723km <sup>2</sup>						
手取川	石川県(国営)	153m	湛水面積	52,540ha						
目的	計画	必要	費用負担率	33.1%						
洪水調節	2,400 m <sup>3</sup> /s → 1,600 m <sup>3</sup> /s	ha								
不特定かんがい	m <sup>3</sup> /s	ha								
上水	4.83 m <sup>3</sup> /s (石川県)		1.51%							
工業	1.24 m <sup>3</sup> /s (石川県)		6.2%							
発電	36,7000 kW (電源開発、北陸電力)		4.5%							
	総事業費		759億円							
(事業)										
予備調査	昭和45年	ダム指定	昭和49年	7月20日						
実施計画調査	昭和46年	地域指定	昭和50年	2月17日						
建設	昭和49年～56年	整備計画決定	昭和50年	3月15日						
ダム事業の工程	4.8年	4.9年	5.0年	5.1年	5.2年	5.3年	5.4年	5.5年	5.6年	年
補償工事										
仮設橋										
仮設水路										
本体掘削										
本体打設										
水源地	尾口村・白峰村									
指定外整備事業実施地域										
地域開発法の適用	山村振興法(白峰村)、過疎地域振興特別措置法(尾口村)、過疎地域振興特別措置法(尾口村、白峰村)、水源地帯対策特別措置法(尾口村、白峰村)、水源地帯(尾口村、白峰村)									

整備備計画画面概括表

区分	事業名	事業内容	事業量	計画画面		事業主体	施行区域	工事工期(昭和年)	費用負担		受益者	備考	
				総事業費(万円)	面積				国	市町村			
土地改良	1	団体営かんがい排水事業(瀬戸野地区)	水路 L=3166m [コンクリート三方張] L=1473m 1.4m×0.86m ~1.1m×0.6m ベンチフリューム 4.0~6.0型 L=1693m	21,400	尾口村	尾口村	尾口村	4.9~5.0	9,630	1,070	10,700	-	継続事業
治山事業	3	手取川流域白峰・尾口地区治山事業	復旧 治山 面積 443.0ha 予防 治山 面積 86.0ha	31,380	石川県	石川県	白峰村 尾口村	4.9~5.5	1,4620	3,066	11,698	1,976	継続事業 水特法特別適用

(注) 本表は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画画総括表

区分	事業種別	事業内容	画計		事業主体	施行区域	平成工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
			総事業費(円)	画				国	負担区 市町村		
治水事業	4	手取川局部改良事業 (白峰地区)	低水位遷移 L=500m	200000	石川県	白峰村	50~54	66666	133334	-	-
	5-1	白山砂防事業	手取川(白峰) 砂防ダム工 28基	2700000	建設省	白峰村	49~55	1800000	900000	-	継続事業
	5-2	白山通常砂防事業 (白峰村)	砂防ダム工 20基 渡路工 2ヶ所	1730000	石川県	白峰村	49~55	1297500	432500	-	継続事業 水特法特例適用
道	5-3	白山通常砂防事業 (尾口村)	砂防ダム工 5基	270000	"	尾口村	49~55	202500	67500	-	継続事業 水特法特例適用
		小計		4900000				3366666	1533334		
道	6	国道157号線1次改良 事業	改良 白峰~谷トシネル 改良L=1725m 舗装L=6940m 橋梁4橋 L=246m 他区防災工	960000	建設省	白峰村	49~52	720000	240000	-	継続事業
		小計		4900000				3366666	1533334		

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備備計画画総括表

区分	事業種別	事業内容	画計		事業主体	施行区域	平成工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
			総事業費(円)	画				国	負担区 市町村		
道	7-1	国道157号線道路改良 事業	改良L=12632m W=6.0m (8.5m) 道路(明り)L=72m トシネル1.0ヶ所 L=42m 女原~白峰	4389000	石川県	白峰・尾口	49~53	3291750	1097250	-	補償工事と合併
	7-2	国道157号線橋梁整備 事業	橋梁整備 女原~白峰 L=1230m W=6.0m(8.0m) 橋梁9橋	1291000	"	"	49~53	968250	322750	-	補償工事と合併
道	7-3	国道157号線舗装新設 事業	改良 女原~白峰 L=12632m W=6.0m(8.5m)	79000	"	"	51~54	59250	19750	-	補償工事と合併
	7-4	国道157号線道路改良 事業	改良 瀬戸新~女原 L=1420m W=6.0m (8.5m)	286000	"	尾口村	49~51	214500	71500	-	補償工事と合併

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面括表

(手取川ゲム4)

区分	事業名	事業内容	事業計画		事業主体	施行区域 (昭和年度)	受益者 分(円)	費用		備考
			事業量	総事業費(円)				国	県	
7-5	国道157号線舗装新設事業	舗装 瀬戸野~女原 L=1,420m W=6.0m (8.5m)	40000	40000	石川県	尾口村	-	30000	10000	-
8-1	県道白山公園線道路改良事業	改良 河内谷地内 L=1,740m W=5.5m (7.0m)	262000	262000	"	白峰村	-	196500	65500	継続事業
8-2	県道白山公園線改良事業	舗装 白峰~市ノ瀬 L=1,040.0m W=4.5~5.5m	282000	282000	"	"	-	141000	122200	継続事業
8-3	県道白山公園線道路改良事業	新設 白峰地内 L=700m W=5.5m (7.0m) (トンネルL=450m) 取付 L=250m	490000	490000	"	"	-	367500	122500	-

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面括表

(手取川ゲム5)

区分	事業名	事業内容	事業計画		事業主体	施行区域 (昭和年度)	受益者 分(円)	費用		備考	
			事業量	総事業費(円)				国	県		
9-1	県道若間・瀬戸野線 道路改良事業	改良 瀬戸野~尾原 L=4634 m W=5.5m(7.0m)	566000	566000	石川県	尾口村	-	424,500	141,500	継続事業 水特法特例適用	
9-2	" 舗装新設事業	舗装 瀬戸野~尾原 L=6380 m W=5.5m(7.0m)	190000	190000	"	"	-	142,500	47,500	継続事業 水特法特例適用	
9-3	" 防雪事業	スノーシューフト L=297.0m W=5.5m (7.0m)	237000	237000	"	"	-	158,000	79,000	継続事業	
10	村道女原・瀬戸野線 道路改良事業	改良 L=60.0m W=4.0m (5.0m) (トンネルL=300m) 取付 L=300m	300000	300000	石川県	尾口村	-	223,000	75,000	水特法特例適用	
小計								6,938,750	241,4450	18,800	-

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域 (昭和年度)	費用 円	費用負担区分(円)		備考
		事業量	総事業費(円)				市町村	受益者	
簡易水道 事業	11 白峰村簡易水道施設整備 事業	計画給水人口 2,200人	286,300	白峰村	白峰村	56,300	-	230,000	公共補償関連 水特法特例適用
		計画給水量 1,180m <sup>3</sup> /日							
義務教育 施設	12 東二口簡易水道施設整備 事業	計画給水人口 150人	20,000	尾口村	尾口村	8,000	-	12,000	水特法特例適用
		計画給水量 4.5m <sup>3</sup> /日							
宅地造成	13 白峰小中学校総合校舎等 の新築事業	小学校総合校舎 R3 1,890m <sup>2</sup>	306,300	白峰村	白峰村	64,300	-	242,000	公共補償関連 水特法特例適用
		屋内体育館 R1 504m <sup>2</sup>	452,320						
	14 桑島地区宅地造成事業	代替地内 30戸分	342,412	石川県	白峰村	-	-	342,412	

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備計画画面概括表

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域 (昭和年度)	予定工期 (昭和年度)	費用負担区分(円)		備考	
		事業量	総事業費(円)				市町村	受益者		
公営住宅 建設	15 桑島地区公営住宅建設事業	嵐山漁村向 公営住宅 中層耐火 4階建 1種 1棟24戸 2種 1棟24戸	423,693	石川県	白峰村	50~51	140,904	282,789	-	
合 計			16,965,855				115,976,000	48,604,488	505,771	1,996

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

荒川ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量	10,800千m <sup>3</sup>					
荒川ダム	山梨県	中央部水曜型ロックアップル	有効貯水量	8,600千m <sup>3</sup>					
河川名	事業主体	堤	流域面積	724 km <sup>2</sup>					
荒川	山梨県	8.80m	壅水面積	4.1 ha					
目的	計画	概要	費用負担率						
洪水調節	670 m <sup>3</sup> /s	→	180 m <sup>3</sup> /s	78.0%					
不特定	荒川沿岸地	766 ha							
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s								
上水	1,157 m <sup>3</sup> /s	(甲府市)	2.20%						
工業	m <sup>3</sup> /s								
発電	kW								
(事業)	総事業費		29.8億円						
予備調査	昭和44年	(水特法)							
実施計画調査	昭和48年	ダム指定	昭和52年3月23日						
建設	昭和50年	地域指定	昭和53年3月1日						
全体計画	昭和56年	整備計画決定	昭和55年3月28日						
53年	54年	55年	56年	57年	58年	年	年	年	年
補償工事									
仮設設備									
仮排水路									
本体掘削									
本体打設									
ダム工事	人口	世帯数	面積						
	甲府市 205,431人	64,128世帯	17,111ha						
水没市町村の概況	甲府市								
水特法水源地域	甲府市大字川根町、同市大字高町、同市大字上希那町								
指定外整備事業実施地域	甲府市(大字横井町、大字御岳町、大字黒平町)								
地域開発法の運用	なし								
水没戸数	水没面積	水没戸数	水没距離	主要水没公共施設					
31戸	41ha	31戸	14.3km	県道 2.35km					
計	41	31	14.3						
技術調査立入	昭和44年	4月	日	現況					
一環調査立入	昭和51年	8月	5日	<現況・見直し>					
基準免状	昭和52年	4月	21日	遊水線97m、付帯道路96m工事用道					
基準免状	昭和53年	3月	27日	82m、土橋等の用地77mが買取済					
(その他主な動き)				みあるいは用地済みであり、遊水線付帯道					
				路の未買収地については契約等の手続問題					
				が、また工事用道路、土橋等の未契約地					
				については一部地元要求の解決という問題					
				がありそれぞれ早期解決すべく交渉してい					
				る。					
交 渉 団 体 等	財 政 規 模	財 政 力 指 数	備 考						
荒川ダム水没者対策協議会(甲府市)	14.8億円	0.77	昭和55年度調べ						
荒川ダム水没者対策連盟(甲府市)									

整備計画画面総括表

区分	事業名	事業額	事業内容	事業量		事業年度	施行区域	予定工期(昭和年)	費用負担区分(円)		備考			
				総事業額(円)	事業量				県	市町村		受益者		
治山	川根地区予防治山事業		谷止工1 A=2.5ha	7800		山梨県	甲府市	57~58	5200	2600	0	0		
治水	上帯那地区通常防砂		堰堤1 H=140m L=970m	360000		山梨県	甲府市	57~58	240000	120000	0	0		
	高町地区砂防事業		堰堤1 H=70m L=300m	40000		山梨県	甲府市	56~58	0	40000	0	0		
道路	小計			400000					240000	160000	0	0		
	果道川窪猪狩線改良・舗装		改良・舗装 L=2632m W=160m(70m) 橋梁(12箇所) L=524m W=160m(70m) トンネル(2基) L=163m W=160m(70m) 取付橋梁 L=181m W=160m(70m)	773964		山梨県	甲府市	54~58	515976	257988	0	0	0	公共補償工事と合併
林道	小計			773964					515976	257988	0	0		
5-1	普通林道野瀬谷線改良事業		改良・舗装 L=2450m W=40m	185000		山梨県	甲府市	55~58	92500	92500	0	0		
5-2	普通林道野瀬谷線改良事業		改良・舗装 L=888m W=4.0m	75000		甲府市	甲府市	55~58	37500	11875	25625	0		
小計				260000					130000	104375	25625	0		
合計				1,441,764					891,176	524,963	25625	0		

(注) 本事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。



長島ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量	78,000 千 <sup>3</sup> m					
長島ダム	静岡県	重力式コンクリート	有効貯水量	68,000 千 <sup>3</sup> m					
河川名	事業主体	堤	流域面積	534 ㎏					
大井川	建設省	11.2 m	貯水面積	233 ha					
目的	計画	概観	費用負担率	64.0 %					
洪水調節	6,600 m <sup>3</sup> /s	→ 1,600 m <sup>3</sup> /s							
不特定	最大	3,045 m <sup>3</sup> /s	5.145 ha	2.1 %					
特定かんがい	最大	6 m <sup>3</sup> /s (大井川区域水道企業団)		33.9 %					
上水									
工業									
発電									
(事業)									
予備調査	昭和41年	ダム指定	昭和54年	4月17日					
実施調査	昭和47年	地蔵指定	昭和56年	3月6日					
建設	昭和52年	整備計画決定	昭和56年	3月30日					
基本計画	昭和53年								
56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年
補償工事									
仮設橋									
仮設水路									
本体掘削									
本体打設									
水没市町村の概況	市町村名	人口	世帯数	面積	概況				
	本川根町	4,718 人	1,316 世帯	375 ㎏					
	静岡市	456,365 人	136,914 世帯	1,146 ㎏					
水源地域	本川根町	大字大間、大字梅地、静岡市字間蔵							
指定が整備事業実施地域	本川根町	大字奥泉、大字藤川							
地域開発法の適用	山村振興法、農村地域工業誘入促進法								

整備計画の概観表

区分	事業種別	事業内容	事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	市町村	費用負担率(%)		備考
								市町村	受益者	
土地改良	1	犬間梅地地区農村基盤総合整備事業	農道整備 L=2,850m W=3.0m 農業排水路整備 L=1,200m 集落防災安全施設整備等一式	213,000	本川根町	本川根町	57~60	117,150	42,600	53,250
	2	高野地区畑地造成事業	造成面積 3 ㏎	60,000	本川根町	本川根町	60	18,000	27,000	15,000
	3	梅地地区農地造成事業	造成面積 0.5 ㏎	60,000	本川根町	本川根町	56~60	45,000	45,000	15,000
	4	梅地地区畑地かんがい事業	受益面積 9ha 導入パイプφ250mm L=4,000 m	120,000	本川根町	本川根町	59~60	48,000	42,000	30,000
	5	長島地区畑地かんがい事業	受益面積 5 ㏎ 導入パイプφ250mm L=2,000 m	80,000	本川根町	本川根町	59~60	32,000	28,000	20,000
	6	農道開設事業	L=350 m W=3.0 m	25,000	静岡市	静岡市	57	10,000	14,250	750
	小計		558,000				150,600	117,150	204,500	80,750

(注) 各事業は本表記載の表のたしに書により行われる事業です。

整備備計画面概括表

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	市町村		
治山	7 神の沢予防 治山事業	谷止工 1基	7000	静岡県	本川根町	57	4660	2340		
	8 長島日影予防 治山事業	谷止工 1基 採園工 2基	17000	静岡県	本川根町	58	11330	5670		
治水	小計		24000				15990	8010		
	9 神の沢治水事業	護岸工 L=25.0m	33000	本川根町	本川根町	60		11000	22000	
道	10-1 (仮称) 県道梅地・奥泉線 整備事業	道路延長 L=5300m 道路改良 L=340m W=(55)m 24~35m 道路改良 L=100m (トンネル) W=55m 橋梁整備 L=(387)m (1ヶ所) 150m W=(55)m 16m 舗装新設 L=3508m W=55m 道路特殊改良一種 L=1010m W=(55)m 16~55m 道路災害防除 L=2498m W=(55)m 0m	1110000	静岡県	本川根町	58~60	688500	424500		ダム事業と合併事業

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面概括表

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	市町村		
道	10-2 (仮称) 県道梅地・奥泉線 整備事業	用地費	40000	静岡県	本川根町	58~60		34000	6000	ダム事業と合併事業
	11 町道梅地上線改良事業	舗装 L=900m W=36m	15000	本川根町	本川根町	57			15000	
簡易水道	小計		1165000				688500	453500	21000	
	12 梅地長島簡易水道施設 整備事業	計画給水人口 300人 計画給水量 65m <sup>3</sup> /日	40000	本川根町	本川根町	58~59	10000	4000	26000	
簡易水道	13 平田飲料水供給施設 整備事業	計画給水人口 45人 計画給水量 13m <sup>3</sup> /日	7500	本川根町	本川根町	57		3750	3750	
	小計		47500				10000	7750	22750	
義務教育施設	14 北小学校プール新築事業	25m×9m	36000	本川根町	本川根町	59			36000	
診療所施設	15 患者輸送車整備事業	9人乗ワゴン 1台	1600	本川根町	本川根町	57	480		1120	
宅地造成	16 町営住宅宅地造成事業	造成戸数 3戸 造成面積 360m <sup>2</sup>	3600	本川根町	本川根町	57			3600	
	17 町営住宅宅地造成事業	第一種公営住宅 建物 3戸 1戸当り建坪 70m <sup>2</sup>	31500	本川根町	本川根町	57	7140		24360	
林	18 普通林道開闢 施設事業	L=800m W=30m	120000	本川根町	本川根町	57~60		60000	60000	I=3300mの内、局部 改良とする舗装L=1300m
	19-1 幹線林道開闢 改良事業	改良舗装 L=3300m W=36m	50000	本川根町	本川根町	56~60	25000	7500	17500	

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表

(長島アム4)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者 市町村	備考	
		事業量	総事業費(円)				国	県			
林道	19-2 幹線林道開取線改良事業	改良安全施設 L=6300 m W= 36 m	70000	静岡市	静岡市	56~60	35000	10500	24500	L=6300mの内局部改良安全施設を行う	
	20 幹線林道平田線改良事業	改良 L=4030 m W= 36 m	40000	本川根本	本川根町	56~58	16000	16000	24000	防災、安全施設は補設者	
共同利用施設	小計		280000				60000	94000	126000		
	21 梅地茶工場施設整備事業	建物及び製茶機械 建物 320㎡ 60K 1741ン	49000	本川根町	本川根町	60	16330		20420	12250	
	22 平田茶工場施設整備事業	建物及び製茶機械 建物 235㎡ 35K 1741ン	27000	本川根町	本川根町	58	13500	5400	1350	6750	第三期山内振興農林漁業対策事業
	23 堆肥製造施設整備事業	建 昇 100㎡ 付置器具 一式	7000	本川根町	本川根町	60	3500	1400	350	1750	#
24 圃園地防霜施設整備事業	防霜ファン 一式 受益面積 23ha	14000	本川根町	本川根町	58			10500	3500		
資料館	小計		97000				33330	6800	32620	24250	
	25 資料保存倉庫兼集会所施設整備事業	建 坪 500㎡	150000	本川根町	本川根町	59~60	7000		143000		
スガーツ又はレクリエーション施設	26 遊歩道整備事業	吊 橋 L=120m W= 20m 取合道路 L=200m W= 15m	20000	本川根町	本川根町	58		6670	13330		

(注) 各の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表

(長島アム5)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者 市町村	備考
		事業量	総事業費(円)				国	県		
スガーツ又はレクリエーション施設	27 温泉休憩棟整備事業	引揚延長 L=1300m 浴場施設 160㎡ 他一式	58000	本川根町	本川根町	57~58		19330	38670	
	28 運動場整備事業	整備面積 15000㎡	12000	本川根町	本川根町	60			12000	
保育所	小計		90000					26000	64000	
	29 泉保育園改築事業	建 坪 200㎡	50000	本川根町	本川根町	57			50000	
有線放送電話施設	30 有線放送電話施設整備事業	有線放送電話施設 一式	173000	キャハイ 農協	本川根町	56		51900	121100	
	31 消防施設整備事業	自動車ポンプ 1台 可搬ポンプ 2台 防火水槽 3基 林野火災可搬式 散水装置 1式	19900	本川根町	本川根町	59~60		3720	8840	
し尿処理施設	32 し尿浄化槽施設整備事業	対象戸数 45戸	22500	本川根町	本川根町	58			22500	
	33 ごみ処理施設整備事業	施設数 3ヶ所	6000	本川根町	本川根町	60			6000	
合 計			2788600				946930	763380	852190	226100

(注) 各の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

20) 阿木川ダム

阿木川ダムスキームの概要

ダム名	阿木川ダム	所在地名	岐阜県 野田地区	形式	総貯水庫 48,000 千㎡ 有効貯水庫 44,000 千㎡	水没町数	水没面積	水没農地	主要水没公共施設
河川名	阿木川	事業主体	阿木川水資源開発公社	形状	堤 102m 蓄水面積 158 ha	水没戸数	67 ha	0 ha	国道 257 4.2 km 市道 3 路線 2.3 km 町道 " 1.0 km 林道 " 3.6 km
目的	洪水調節	計画概要	850 m/s → 0 m/s	費用負担率	50%	水没市	71.2	19.1	
不特定	かんがい	地蔵	m/s			中津川市	40	8	
特定かんがい	水	1.902 m/s (岐阜県、愛知県)	ha			岩村町	17.82	3.0	
上	水	2098 m/s (愛知県)	ha			計	178.2	27.1	
工	電	総事業費	730 億円			市町村名	恵那市	中津川市	岩村町
発電		(本邦定)				技術調査立入	S46.12	S46.12	S46.12
(事業)		ダム指定	昭和 49 年 7 月 20 日			一筆調査立入	S52.12	S53.1	S52.12.25
予備調査	昭和 40 年	ダム指定	昭和 49 年 7 月 20 日			基準発表表	S54.3.30	S53.1	S52.12.25
実施計画調査	昭和 44 年	地域指定	昭和 53 年 2 月 8 日			基準発表表	S54.3.15	S53.1	S52.12.25
建設	昭和 50 年	整備計画決定	昭和 53 年 3 月 29 日			基準発表表	S54.3.15	S53.1	S52.12.25
実施方針	昭和 51 年 4 月 27 日					公共補償要結	S54.3.31	S54.7.25	S54.3.30
ダム事業の工程	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	年	年
補償工事									
仮設									
仮排水路									
本体排水									
本体打設									
水没町数の概況	恵那市	3,471人	9,478世帯	17,249戸					
水没町数の概況	中津川市	526.26	1,420.2	2,759.3					
水没町数の概況	岩村町	5.911	1,536	3,436					
水没町数の概況	恵那市(大字東野)、中津川市(大字阿木)、岩村町								
指定外整備事業実施地域	該当なし								
地域開発法の適用	山村振興法(中津川市、恵那市)、低開発地域工果開発促進法(岩村町、恵那市)								

整備計画画面総括表

(阿木川ダム)

区分	事業名	事業概要	事業計画画面		事業主体	施行区域	下付工期(昭和年度)	費用負担区分(円)		備考	
			事業費	総事業費(円)				国	市町村		
1	団体営 野田地区 団地整備事業	区画整理 180 ㏒	162,300	17,249 戸	中津川市	中津川市	52~54	7,3035	24,345	64,920	-
2	団体営 八屋岬地区 団地整備事業	264	202,700		"	"	53~55	9,1215	30,405	81,080	-
3	団体営 飯野 かんがい排水事業	L=3820 m W= 08 m	45,000		"	"	54~55	20,250	6,750	15,750	2,250
4	団体営 牛久ヶ湖 北村池等整備事業	堤高=50 m 堤長=36 m	10,000		"	"	54~55	5,000	1,000	3,500	500
5	野田農地造成事業	1.7 ha	5,060		"	"	53~54	-	-	5,060	-
6	団体営 上正家地区 団地整備事業	区画整理 20 ㏒	14,000		恵那市	恵那市	54~57	63,000	14,000	56,000	7,000
7	団体営 三船地区 かんがい排水事業	L=10265 m W= 08 m	40,000		"	"	52~54	18,000	6,000	14,000	2,000
8	向嶋用水整備事業	L=1000 m W= 08 m	16,500		"	"	54~57	-	6,600	9,075	825
9	山本用水整備事業	L=2000 m W= 08 m	45,000		"	"	54~57	-	18,000	24,750	2,250
10	団体営 花無地区 かんがい排水事業	L=3500 m W= 08 m	87,500		"	"	52~57	38,375	8,750	35,000	4,375
11	泉営 岩村地区(能利町) 団地整備事業	区画整理 787 ㏒	384,855		岐阜県	岩村町	52~57	173,184	96,213	96,213	19,245
12	県営 上ノ平 泉免越整備事業	L=4200 m W= 65 m	49,000		"	"	52~57	32,666	8,166	8,166	-
小計			1,673,915					80,9725	293,729	532,016	38,445
山 13-1	阿木地区復旧治山事業	谷止工 7基 091 ㏒	145,200		岐阜県	中津川市	53~56	93,231	5,1969	-	-
13-2	阿木地区予防治山事業	谷止工 2基	110,000		"	"	54~55	7,063	3,937	-	-

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表 (阿木川ダム2)

区分	事業種別	事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期(単位年度)	費用負担			備考	
							国	市町村	受益者		
治山	14 正夜地区予防治山事業	谷止工 1基	12000	岐阜県	恵那市	53~56	7705	4295	-		
	15 東野地区予防治山事業	谷止工 6基	62000	"	"	53~56	39810	22190	-		
	16-1 岩村地区復旧治山事業	谷止工 3基 0.474a	45300	"	岩村町	53~57	29087	16213	-		
	16-2 岩村地区予防治山事業	谷止工 2基	15500	"	"	53~57	9952	5548	-		
道路	小計		291000				186848	104152	-		
	17 国道257号線 道路改良事業	L=6410 m W= 295(10)m	1608000	岐阜県	中津川市 新市岩村町	53~57	1206000	402000	-	○公共補償と合併施行	
	18 県道阿木～大井線 道路改良事業	部分改良 5ヶ所	50000	"	中津川市	53~56	-	44000	6000	-	
	19 国道363号線 道路改良事業	L=3200 m W= 100 m	560000	"	中津川市 岩村町	53~57	420000	140000	-	-	
	20 市道阿木2号線 道路改良事業	L=1209 m W= 40 m	85000	中津川町	中津川市	53~56	-	-	85000	-	
	21 町道31号線 道路改良事業	L=1500 m W= 50 m	120000	岩村町	岩村町	54~57	-	-	120000	-	
	22 町道32号線 道路改良事業	L=3000 m W= 70 m	255000	"	"	54~57	120000	-	135000	-	
	小計		2678000				1746000	586000	346000	-	
	簡易水道	23 阿木地区 簡易水道整備事業	給水人口 2,000人	214000	中津川市	中津川市	54~55	81600	8160	114240	10000
		24 岩村地区	" 3,900人	390225	岩村町	岩村町	52~53	114089	11408	159726	105002
25 鹿羽開地区		" 2,100人	423300	"	"	54~56	148800	14880	208320	51300	
小計			1,027,525				34,4489	34,448	482,286	166,302	

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表 (阿木川ダム3)

区分	事業種別	事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期(単位年度)	費用負担			備考
							国	市町村	受益者	
診療所	26 岩村町 診療所整備事業	延1650㎡	333719	岩村町	岩村町	54	17848	-	315871	-
	小計		333719				17848	-	315871	-
林道	27 普通林道上野田線 整備事業	L= 700 m W= 40 m	10000	中津川市	中津川市	53~55	-	5000	5000	-
	28 普通林道大洞線	L=2750 m W= 40 m	70000	"	"	54~57	35000	14000	21000	-
	29 普通林道不動線	L=2600 m W= 40 m	100000	"	"	54~57	30000	20000	40000	10000
	30 普通林道北山線	L=1500 m W= 40 m	40000	"	"	56~57	-	20000	16000	4000
	31 普通林道丸山線	L=3000 m W=28~40 m	130000	"	"	52~57	67250	25500	24250	13000
	32 普通林道円通寺線	L=1600 m W= 40 m	28000	恵那市	恵那市	53~56	-	13200	12000	2800
	33 普通林道正家嶺山線	L=1200 m W= 40 m	24000	"	"	54~57	-	12000	9600	2400
	34 普通林道花無山線	L=2000 m W= 36 m	7000	"	"	57	-	2100	4200	700
	35 普通林道番屋線	L=2628 m W= 40 m	138000	"	"	52~57	62100	27600	34500	13800
	36 普通林道八本木線	L=3800 m W= 40 m	160000	岩村町	岩村町	53~57	80000	32000	32000	16000
小計		707000				274350	171400	198550	62700	
造林	37 阿木地区 人工造林事業	5.2 ha	46748	中津川市	中津川市	53~56	9672	3224	24502	9350
	38 正家嶺地区	5.0 4a	50000	恵那市	恵那市	53~56	9300	3100	27600	10000
	39 東野地区	7.5 4a	72500	"	"	53~56	13950	4650	39400	14500

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面括表 (阿木川ダム4)

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用負担区分		備考	
		事業量	総事業費(万円)				国	市町村		
造林	岩村地区 人工造林事業	5.0 ha	35,000	岩村町	岩村町	53~57	6300	15600	7000	
	小計		204,248				42,222	107,102	40,850	
公民館	東野公民館建設事業	1,166 m <sup>2</sup>	121,515	恵那市	恵那市	52	24,000	8,951	-	
	岩村地区 "	1,663.4 m <sup>2</sup>	280,627	岩村町	岩村町	52~53	48,902	215,725	-	
消防施設	小計		402,142				73,902	305,240	-	
	東野地区 消防自動車 及び車庫、建設事業	A2BD1型 車庫~1棟	10,500	恵那市	恵那市	52	15,400	-	8,960	
44	正家地区 消防自動車整備事業	A2BD1型 車庫~1棟	5,500	"	"	54	15,400	3,960	-	
	岩村地区 消防自動車 及び車庫、建設事業	A2BS1型 車庫~1棟	9,774	岩村町	岩村町	52~53	14,410	-	8,364	
小計			25,774				4,490	2,1284	-	
合			734,3323				349,8874	1,226,803	230,8349	308,297

(注) ※の事業は本報誌第5巻のただし欄により行われる事業です。

21) 運ダム 運ダムの概要

運ダム名	所在地名	形式	総貯水量		水没市町村	水没面積	水没戸数	水没農地	主要水没公共施設
			有効貯水量	有効貯水量					
運ダム	三重県	重力式コンクリート	2,940.0千m <sup>3</sup>	2,940.0千m <sup>3</sup>	飯高町	147 ha	65戸	9.2 ha	県道 6.4 km 町道 2.3 km
河川名	事業主体	堤	流域面積	8.09 km <sup>2</sup>					公民館 1 保育園 1
運川	建設省	78 m	湛水面積	12.0 ha					プール 1 小学校 1
目的	計	1,700 m <sup>3</sup> /s → 700 m <sup>3</sup> /s	費用負担率	66%	計	147	65	9.2	集会所 1
洪水調節	2 m <sup>3</sup> /s	ha							
不特定	ha								
特定かんがい	2 m <sup>3</sup> /s (三重県)		33.6%						
上水	m <sup>3</sup> /s		0.4%						
工業	3,200 kW (三重県)		55.0億円						
発電									
(事業)									
(水特法)									
予備調査 昭和37年									
採算調査 昭和46年									
地城指定 昭和53年3月28日									
建設 昭和49年									
概算計画決定 昭和54年12月6日									
基本計画 昭和51年3月24日									
補償工事	56年57年58年59年60年61年	年	年	年	年	年	年	年	年
医設									
仮設水路									
本体掘削									
本体打設									
立									
技術調査立入 昭和47年3月24日									
一筆調査立入 昭和49年 月 日									
標準掲表 昭和52年12月9日									
基準妥結 昭和53年3月30日									
(その他主な動き)									
補償交渉の現況									
八瀬協									
56年4月20日、補償額を提示し、現在補償交渉中。									
財政規模									
財政力指数									
30億円									
0.16									
56年6月現在									
水特法水源地域									
飯高町(大字運、大字吉田、大字清瀬、大字藤、大字新谷、大字菅本、大字七日市)									
指定外整備事業実施地域									
飯高町(大字乙栗子、大字栗野、大字富木)									
地域開発法の適用									
通称地域開発特別措置法、山村振興法、農村地域工業導入促進法、奨励法									

整備備計画面総括表 (面Z-1.1)

区分	事業種別	事業量	事業費(円)	作業主体	施行区域	年度工期 (昭和年度)	費用負担区分(円)		備考
							国	市町村	
治水	1 蓮川河川局部改良事業	築堤護岸 L=367.5m	142,000	三重県	飯高町	54~60	47,300	94,700	
	2-1 果道運送線改良事業	改良舗装 L=571.65m W=20m(70m)	725,000	三重県	飯高町	54~60	539,000	186,000	ダム事業と合併施行
		橋梁(4橋) L=69.55m W=20m(70m)							
		トンネル L=238m W=20m(70m)							
		改良舗装 L=2500m W=50m	250,000	三重県	飯高町	57~60	184,250	65,750	
	2-2 泉道運送線改良事業	改良 L=4322m W=10m(50m)	201,000	三重県	飯高町	54~55	134,000	67,000	ダム事業と合併施行 過渡代行事業
3-1 町道吉田新谷線改良事業	橋梁(1橋) L=20m W=10m(50m)	240,000	飯高町	飯高町	56~57	160,000	80,000		
3-2 町道吉田新谷線改良事業	改良舗装 L=1600m W=50m	60,000	飯高町	飯高町	56	40,000	20,000		
4 町道名倉線舗装整備事業	L=58m W=50m	75,000	飯高町	飯高町	55~56	50,000	25,000		
5 町道柏野線舗装整備事業	L=70m W=50m	9,000	飯高町	飯高町	55~56	6,000	3,000		
6 町道柏野線改良事業	改良舗装 L=500m W=50m	1,560,000				1,113,250	318,750	128,000	
	小計								

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画面総括表 (面Z-1.2)

区分	事業種別	事業量	事業費(円)	作業主体	施行区域	年度工期 (昭和年度)	費用負担区分(円)		備考
							国	市町村	
簡易水遣	7 西部簡易水遣施設整備事業	計画給水人口3000人	581,800	飯高町	飯高町	59~60	177,200	404,600	
		計画給水量1020m <sup>3</sup> /日							
養猪敷	8 養猪敷内運動場改良事業	A=700m <sup>2</sup>	80,000	飯高町	飯高町	55	40,907	39,093	
宅地造成	9 柏野団地造成事業	宅地造成面積 11,000m <sup>2</sup>	100,000	飯高町	飯高町	55~56		100,000	
		宅地造成面積 15,000m <sup>2</sup>	162,200	飯高町	飯高町	55~56		162,200	
			262,200					262,200	
		小計							
林道	11 普通林道宮の谷線開設事業	L=1,300m W=4.0m	168,000	飯高町	飯高町	55~57	84,000	336,000	50,400
スロープ又は、スクリーン設置	12 飯島山及び唐谷川遊歩道整備事業	L=6,600m W=1.0m	231,250	飯高町	飯高町	58~60		6,400	16,725
保育所	13 保育所改良事業	A=550.9m <sup>2</sup>	67,645	飯高町	飯高町	54	30,487	11,433	25,723
消防施設	14 防火水槽整備事業	40m <sup>2</sup> ×3基 ポンプ庫3	6,840	飯高町	飯高町	54~55	3,960	2,880	
合	計		2891,610				1,497,106	464,883	929,621

(注) \*の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

一 庫 ダ ム の 概 要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量	33,300千m <sup>3</sup>					
一庫ダム	大阪府、兵庫県	重力式コンクリート	有効貯水量	30,800千m <sup>3</sup>					
河川名	事業主体	堤	流域面積	11,511 畑					
一庫川	水資源開発公団	75m	湛水面積	140 ha					
目的	計画	断面概要	費用負担率	6.24%					
洪水調節	1,320m <sup>3</sup> /s →	650 m <sup>3</sup> /s							
不特定	地域	ha							
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s	ha							
上水	2.5m <sup>3</sup> /s (兵庫県、川西市、)	37.6 %							
水	m <sup>3</sup> /s (北田市、豊能町)	%							
発電	kW	%							
(事業)	総事業費	6.25 億円							
予備調査	昭和41年	ダム指定	昭和49年	7月20日					
実施計画調査	昭和43年	地域指定	昭和50年	6月21日					
建設	昭和44年	概算計画決定	昭和50年	11月20日					
実施方針	昭和53年	10月14日							
49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年
灌漑工事									
仮設橋									
仮橋水路									
本体掘削									
本体打設									
竣工									
市町村名	人口	世帯数	面積						
川西市	131,023人	38,707世帯	5,375 畑						
豊能町	13,440	3,450	3,447						
水源地	大阪府：豊能町(大字吉川)	兵庫県：川西市(大字一庫、岡崎、黒川、笠部、橋路)	尾名川町(大字民田、内馬場)						
指定外整備事業実施地域	大阪府：能勢町(大字下田原)	兵庫県：川西市(大字東畦野、山下、下段)							
地域開発法の適用									

整 備 計 画 總 括 表

区分	事業名	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期(昭和年度)	費用負担区分(円)		備考
			事業量	総事業費(万円)				国	市町村	
治水	一庫川同部改良事業	藤岸延長	570 m	65,000	兵庫県	川西市	50~54	21,700	43,300	
		国道173号線	L=4,620m 内橋梁 L=1,124 m	4,662,000	建設省	川西市 尾名川町	50~54	3,496,500	1,165,500	公共補償と合併施行
		県道野間出野一庫線	L=4,774m 内橋梁 L=6,922 m	4,016,000	兵庫県	川西市	50~54	677,300	3,338,700	公共補償と合併施行
		府道	L=6,45 m 内橋梁 L=1,366 m	1,200,000	大阪府	東能勢町	51~54	800,000	400,000	公共補償と合併施行
		府道吉野下田尻線	L=4,812 m 内橋梁 L=30 m	282,000	"	能勢町	50~53	188,000	94,000	公共補償と合併施行
道路	県道岡崎野間口線	付帯改良事業	L=680 m	72,000	兵庫県	川西市	50~54	37,000	35,000	公共補償と合併施行
		小計		615,200				44,788,000	1,673,200	
合	計			6,217,000				45,005,000	1,716,500	

(注) \*の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。



布目ダムの概要

布目ダム名	所在県名	形式	総貯水量	17,300千m <sup>3</sup>
布目ダム	奈良県	重力式コンクリート	有効貯水量	15,400千m <sup>3</sup>
河川名	事業主体	堤高	流域面積	75 km <sup>2</sup>
布目川	水資源開発公団	7.20m	湛水面積	96 ha
目的	計画	概観	要員負担率	47.2%
洪水調節	460 m <sup>3</sup> /s → 150 m <sup>3</sup> /s		ha	
不特定	地域		ha	
特定かんがい	m <sup>2</sup> /s		%	
上水	1,136 m <sup>2</sup> /s (奈良市、天理市、磯辺町)		5.28%	
工業	m <sup>2</sup> /s		%	
発電	kWh		%	
(事業)	総事業費	410億円		
経予備調査	昭和45年	昭和55年	4月11日	
実施計画調査	昭和50年	昭和56年	3月6日	
建設	昭和54年	昭和56年	3月30日	
実施方針	昭和54年	昭和56年	3月30日	

ダム事業の工程	57年	58年	59年	60年	61年	年	年	年	年	年
補償工事										
仮設										
排水路										
本体掘削										
本体打設										
水没町村の概況	奈良市	2,911人	世帯	919	世帯	2,191	世帯	6,752	世帯	0,770
	山添村	5,986	世帯	1,329	世帯	6,752	世帯	0,196	世帯	0,196

水没水源地域	奈良市(丹生町、北野山町)	山添村(大字堂津、松尾、峰寺、柳山、北野)
指定外整備区域	奈良市(色地町)	山添村(大字野)
地盤開発法の適用	山村振興法(山添村)、工業再配置促進法(山添村)	

水没町村の概況	奈良市	2,911人	世帯	919	世帯	2,191	世帯	6,752	世帯	0,770
	山添村	5,986	世帯	1,329	世帯	6,752	世帯	0,196	世帯	0,196

整備計画の概観

区分	事業	事業種類	事業量	事業計画			経年	事業費	事業主体	旅行区域	平定工割 (個別年割)	費用負担		受益者	備考
				総事業費(円)	事業費	事業費						国	市町村		
1		北野聖徳地区 農地開発事業	造成面積A=4.0 ha	48,000	農林水産省	山添村	58	36,000	6,000	-	6,000	6,000	6,000	国営総合農地開発事業	
			管理道路L=300m	36,000				59	27,000	4,500	-	4,500	4,500	"	
2		桐山和田地区 農地開発事業	造成面積A=30.6												
			管理道路L=300m												
3		西部地区新農業 構造改善事業	農道整備4路線 L=4,900m W=30m												
			緑茶集出荷施設 建物 147.2 m <sup>2</sup> 設備一式 (400 m <sup>2</sup> )												
4		農道コーベイ線 整備事業	蔬菜集出荷施設 建物 162.4 m <sup>2</sup> 設備一式 (400 m <sup>2</sup> )												
			水稲育苗施設 建物 120 m <sup>2</sup> 設備一式 ライオンセンター 建物 54.8 m <sup>2</sup> 設備一式	735,500	山添村	57~61	319,350	76,890	187,310	152,250					一部補償と合併施工
5		農道コーベイ線 整備事業	緑茶加工施設 500 m <sup>2</sup> 設備一式												
			農村広場 8,000 m <sup>2</sup> 農業者健康管理施設 建物 300 m <sup>2</sup>	20,000	奈良市	58~60		6,600	13,400	-					
小計		農道大橋整備事業	改良舗装 L=52.0m W=4.5m	27,000											
			改良舗装 L=47.0m W=4.5m	86,680											
小計				866,800											

(注) 事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面総括表

(科目アム2)

区分	事業種別	事業量	事業主体	施行区域	工事工期 (昭和年度)	費用負担		受益者	備考
						国	市町村		
道	6 県道月ヶ瀬斜線改善事業	道路改良 L=5060m W=20~45m (70~45m)	奈良県	奈良市 山添村	57~60	940666	470334	-	公共補償と合併施工
		橋梁整備 L=400m 大橋(B) W=325m (825m)							
		舗装新設 L=5060m W=20~45m (70~45m)							
		道路改良 L=550m W=375m (875m)							
	7 県道奈良名張線改善事業	橋梁整備 L=86m 大橋(A) W=375m (875m)	奈良県	山添村	57~60	285333	142667	-	"
		戸戸橋 L=64m W=375m (875m)							
	8 県道大保邑尾線改善事業	道路改良 L=1100m W=20m	"	"	"	57~60	173333	86667	"
		舗装新設 L=1100m W=20m (70m)							
	9 村道津越牛ヶ嶽線 改善事業	道路改良 L=700m W=50m	山添村	山添村	57~60	88000	53000	-	"
		特改4種 L=2550m W=50m							
10 村道壺井柳山線改善事業	道路改良 L=900m W=50m	"	"	"	87000	48000	-	"	
	特改4種 L=1250m W=50m								

(注) 8の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備計画画面総括表

(科目アム3)

区分	事業種別	事業量	事業主体	施行区域	工事工期 (昭和年度)	費用負担		受益者	備考	
						国	市町村			
道	11 村道石橋匠越線改善事業	道路改良 L=1200m W=10m (50m)	山添村	山添村	57~58	-	-	-	公共補償と合併施工	
		橋梁整備 L=35m W=10m								
		特改4種 L=1200m W=50m								
		道路改良 L=1300m W=50m								
	12 村道桐山北野山線 改善事業	特改4種 L=1300m W=30m	"	"	"	"	120000	64000	-	"
		道路改良 L=850m W=30m								
	13 村道峠寺線改善事業	橋梁整備 L=200m W=30m	"	"	"	60	-	93000	-	"
		舗装新設 L=850m W=30m								
	小計						1694332	699668	412500	
	前易水道	14 東山地区備易水道 施設整備事業	計画給水量 1,140人	山添村	山添村	57~59	179320	112075	164605	-
計画給水量 449m <sup>3</sup> /日										
計画給水量 102m <sup>3</sup> /日										
15 備易水道施設整備事業	計画給水量 370人	奈良市	奈良市	58~60	113760	-	202240	-	"	
	計画給水量 102m <sup>3</sup> /日									
小計						293080	112075	366845		
養育施設	16 村立北野小学校整備事業	校舍改善 1,243m <sup>2</sup>	山添村	山添村	57~59	59885	-	384115	"	
		屋体 800m <sup>2</sup>								
		アール2.5m×6コース								

(注) 8の事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画総括表 (布目Z.4.4)

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行年度	予定工期 (明細年度)	費用負担		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	市町村		
診療所	17 東山診療所整備事業	建物 44.9㎡ 設備一式	104,600	山添村	山添村	57~58	174,660	-	87,140	
	18 柳生診療所整備事業	建物 200㎡	40,000	奈良市	奈良市	57	-	-	40,000	
	小計		144,600				174,660	-	127,140	
林道	19 林道至草柳山線開設事業	L=1200m W=30m 開設	60,000	山添村	山添村	59~61	30,000	30,000	21,000	
	20 東山地区公民館建設事業	建物 600㎡	112,700	山添村	山添村	58	21,000	-	91,700	
公民館	21 東山地区公民館分館建設事業	建物 80㎡ 120㎡	48,000	"	"	56~59	-	4,000	44,000	
	22 柳生地区公民館分館建設事業	建物 50㎡ 70㎡ 130㎡	39,000	奈良市	奈良市	56~58	-	2,700	36,300	
	小計		199,700				21,000	6,900	171,800	
スポーツ又はレクリエーション施設	23 丹生市民運動場整備事業	運動場造成 2,600㎡ 附帯施設	170,000	奈良市	奈良市	57	-	-	170,000	
	24 邑地区民運動場整備事業	運動場造成 5,000㎡	465,000	"	"	58~60	-	-	465,000	
	小計		635,000				-	-	635,000	

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画総括表 (布目Z.4.5)

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (明細年度)	費用負担		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	市町村		
消防施設	25 柳生地区防火水槽設置事業	40㎡貯水蓋6基	10,800	奈良市	奈良市	56~60	5226	-	5,574	
	26 東山地区消防施設整備事業	40㎡貯水蓋14基 消防ポンプ自動車 BD-11台 消火栓 50基 煙物 60㎡	71,200	山辺広域 消防組合	山添村	56~59	11,772	-	-	59,428
	小計		82,000				16,998	-	5,574	59,428
合	計		543,910				251,5105	930,633	477,1184	222,178

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

滝畑ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量	9,340万m <sup>3</sup>						
滝畑ダム	大阪府	曲線式重力ダム	有効貯水量	8,018万m <sup>3</sup>						
河川名	事業主体	堤高	流域面積	229km <sup>2</sup>						
大和川水系	大阪府	6.2m	湖水面積	523ha						
目的	計画									
洪水調節	534m <sup>3</sup> /s → 395 m <sup>3</sup> /s		費用負担率	46.38%						
不特定	地域									
特定かんがい	1.151 m <sup>3</sup> /s	39.95 ha		6.99%						
上水	0.405 m <sup>3</sup> /s (河内長野市、豊田橋市)			46.63%						
工業										
発電										
(事業)	総事業費 178億円									
経子備調査	(水審法)									
実施計画調査	ダム指定 昭和49年 7月20日									
建設	地域指定 昭和50年 6月21日									
	整備計画決定 昭和50年 11月20日									
ダム事業の工程	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年
補償工事										
仮設										
仮排水路										
本体掘削										
本体打設										
水没市町村の概況	市町村名	人口	世帯数	面積						
	河内長野市	60,759人	17,277世帯	10,957ha						
水特法水源地域	河内長野市(滝畑)									
指定外整備事業実施地域	" (日野)									
地域開発法の適用										

整備備計画面総括表

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	水没工脚(昭和年度)	費用負担区分(%)		備考
		事業数	総事業費(万円)				市町村	受益者	
沿道	1 砂防事業	2基	168,000	大阪府	河内長野市	52~53	112,000	56,000	
	2 府道河内長野野かつらぎ橋付帯改良事業	付帯改良事業	259,000	大阪府	"	50~53	172,000	87,000	公共権限関連継続事業
	3 府道野かつらぎ線付帯改良事業	改良事業	1,001,000	"	50~54	667,000	334,000	"	"
	4 市道天野日野線改良事業	改良事業	373,000	河内長野市	51~53	248,000	-	125,000	
簡易水道	小計		163,300			108,700	42,100	12,500	
	滝畑簡易水道施設整備事業		145,000	河内長野市	"	51~53	58,000	-	
義務教育施設	滝畑小学校建設事業		181,000	"	"	50~51	22,821	-	158,179
	小計		17,500			50~54	7,875	61,250	350,000
林道	御光滝林道整備事業		24,000	"	"	54~56	108,000	84,000	48,000
	千石谷林道整備事業		18,500	"	"	53~55	83,250	64,750	37,000
保育所	本谷合谷林道整備事業		60,000				27,000	210,000	12,000
	小計		2,800			51~52	5,820	3,000	19,180
消防施設	消防ポンプ自動車購入		4,000	"	"	52	12,000	-	2,800
	小計		275,900				155,684	69,000	512,159
合計									

(注) ※の事業は水特法新築のためにより行われる事業です。

25) 青野ダム

青野ダム の 概 要

ダムの名	所在集名	形 式	総貯水量	15,100千m <sup>3</sup>							
青野ダム	兵庫県 重力式コンクリート		有効貯水量	14,100千m <sup>3</sup>							
河川名	事業主体	地 域	流域面積	51.8 km <sup>2</sup>							
青野川	兵庫県	29.0 m	基本面積	247.1 ha							
日 的	計 画 概 要	費用負担率									
洪水調節	580 m <sup>3</sup> /s → 200 m <sup>3</sup> /s	53.8%									
不特定かんがい	地域 300 ha										
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s	%									
上 水	1,065 m <sup>3</sup> /s (兵庫県)	46.2%									
工 水	m <sup>3</sup> /s	%									
発電	kW	%									
	38.6億円										
(事業)	総事業費										
予備調査	昭和40年	昭和49年	7月20日								
実施計画調査	昭和43年	地域指定	昭和53年	10月5日							
建設	昭和48年	整備計画決定	昭和53年	11月25日							
全体計画	昭和49年	3月30日									
51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年		
補償工事											
仮設											
仮排水路											
本体掘削											
本体打設立											
水没市町村の概況	三 田 市	人口	36,593人	世帯数	9,458世帯	面積	211.9	財政規模	36.7億円	財政力指数	0.675
水特法水源地域	三田市大字米、北浦、下青野、加茂、小野、尼寺										
指定外整備事業実施地域	三田市大字上井沢、東野上、東山、上青野、乙原										
地域開発法の適用	農業団地造成整備法										

整 備 計 画 面 綜 括 表

区 分	事業	種 類	事業	事業 量	事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和何年)	費用負担区分(%)		備 考
									国	市町村	
土地改良	※1	団体菅小野地区良場整備事業	A = 2.7.7 ha	19,306.0	三田市小野 土地改良区	三田市	5.3~5.7	87,380	4,941.0	0	56,270
	※2	団体菅上青野・下青野地区良場整備事業	A = 4.9.0 ha	31,017.0	三田市	三田市	5.5~5.8	125,685	7,838.0	0	105,105
	※3	団体菅米野・中野地区良場整備事業	A = 7.0.0 ha	51,675.0	三田市	三田市	5.5~5.8	20,947.5	13,230.0	0	175,175
	※4	団体菅加茂地区良場整備事業	A = 4.0.0 ha	25,320.0	三田市	三田市	5.5~5.8	10,260.0	6,480.0	0	85,800
	5	団体菅小野川池老朽溜池整備事業	A = 8.0 ha V = 4.8千m <sup>3</sup> H = 8.0 m	7,385.0	三田市	三田市	5.4~5.8	36,925	15,400	0	21,525
	6	団体菅小野奥谷池老朽溜池整備事業	A = 5.0 ha V = 4.4千m <sup>3</sup> H = 6.0 m	26,370	三田市	三田市	5.5~5.8	13,185	5,500	0	76,885
	7	団体菅尼寺不動谷池老朽溜池整備事業	A = 6.0 ha V = 1.7.3千m <sup>3</sup> H = 6.0 m	36,920	三田市	三田市	5.6~5.8	18,460	7,700	0	107,760
	8	団体菅尼寺新池老朽溜池整備事業	A = 5.0 ha V = 5.4千m <sup>3</sup> H = 6.0 m	31,650	三田市	三田市	5.6~5.8	15,825	6,600	0	92,225
	9	団体菅一の井用水かんがい排水事業	A = 4.0.0 ha L = 7.0.0 m	10,128.0	三田市	三田市	5.5~5.8	4,584.0	1,920	0	53,520
	小 計			154,345.0				655,375	36,301.0	0	923,065
治 水	※10	青野川局部改良事業	護岸工 L = 1,750 m	20,000.0	兵庫県	三田市	5.4~5.7	66,666	13,333.4	0	0
	※11	黒川局部改良事業	護岸工 L = 979 m	19,200.0	兵庫県	三田市	5.3~5.6	64,000	128,000	0	0

(注) ※の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画画面概括表

(資料ダム2)

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期(頃/年度)	費用			備考	
		事業量	総事業費(千円)				国	市町村	受益者		
治水	12 松林寺川通常砂防事業	添土工 L=268m	6,000	兵庫県	三田市	53	4,000	2,000	0		
		添土工 L=1,099m	234,000	兵庫県	三田市	53~57	154,000	77,000	0		
	小計		628,000				288,866	340,334	0		
灌漑	14-1 泉道普地中三田線改善事業	改良、舗装 L=1,100m W=1.05m	227,700	兵庫県	三田市	53~57	151,800	75,900	0		
		改良、舗装 L=1,544(970) W=1.54(928) 橋梁L=928m W=1.5m(90m)	144,000	兵庫県	三田市	53~57	99,333	46,667	0	公共補償工事と合併	
		改良、舗装 L=800m W=7.0m	886,000	兵庫県	三田市	55~67	590,666	295,334	0		
	15 泉道福住三田線改善事業	改良、舗装 L=1,600m W=7.0m	153,000	兵庫県	三田市	53~57	84,500	68,500	0		
		改良、舗装 L=2,500m W=1.8(825) 橋梁L=1,878m W=2.5m(825m)	164,800	三田市	三田市	53~55	109,866	0	54,934	0	公共補償工事と合併
	小計		1,580,500				1,036,165	489,401	54,934	0	
合計			3,752,950				1,980,206	1,192,745	54,934	525,065	

(注) ※の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

26) 権現ダム ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量	有効貯水量	流域面積	湛水面積	費用負担率	治水機能	不特定	特定かんがい	上水	発電	総事業費	(事業)	経年	調査	建設	工期	工費	工事	総工費	水源地域	指定整備事業実施地域	地域開発法の適用															
権現ダム	兵庫県	ロックアップル	1,112.0千m <sup>3</sup>	1,000千m <sup>3</sup>	6.52km <sup>2</sup>	100ha							512億円	(水特法) 昭和43年 現況調査 昭和44年 地帯指定 昭和47年 概算計画決定	昭和43年 昭和44年 昭和47年	昭和49年7月20日 昭和52年8月10日 昭和52年9月29日	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年													
目的	計画		治水	かんがい	上水	発電																																	
治水機能		地域	m <sup>2</sup> /s	ha																																			
不特定		m <sup>2</sup> /s	ha																																				
特定かんがい		m <sup>2</sup> /s	ha																																				
上水		m <sup>2</sup> /s	ha																																				
発電		kW																																					
総事業費	(加工川二期工業用水道事業)																																						
(事業)																																							
経年																																							
調査																																							
建設																																							
工期																																							
工費																																							
工事																																							
総工費																																							
水源地域	加古川市																																						
指定整備事業実施地域	加古川市																																						
地域開発法の適用	加古川市平荘町(大字中山、大字上原)																																						
水源地域	加古川市		173,790人	4,590.5世帯		98,066ha																																	
指定整備事業実施地域	加古川市																																						
地域開発法の適用	加古川市平荘町(大字中山、大字上原)																																						
水源地域	加古川市		173,790人	4,590.5世帯		98,066ha																																	
指定整備事業実施地域	加古川市																																						
地域開発法の適用	加古川市平荘町(大字中山、大字上原)																																						

整理備計画画面総括表 (地理ダム)

区分	事業種別	事業量	事業計画	事業主体	施行年度 (昭和年度)	費用負担			備考
						限	負担	分(円)	
道	味道高砂橋補修新設事業	L=4.050m W=6.6~8.6m	105000	兵庫県	加古川市	70000	35000	0	0
土地改良事業	上原地区団体管理地整備事業	25.4ha	166000	上原地区改良区	加古川市	74700	41500	0	42800
	警地区団体管理地整備事業	30ha	425000	警地区改良区	加古川市	191200	106250	0	127550
小計			591000			265900	147750	0	177350
合 計			696000			335900	182750	0	177350

(注) ※の事業は水特法第5条のただし項により行われる事業です。

27) 香吐ダム 香吐ダムの概要

ダム名	所在県	形式	総貯水量	有効貯水量	堤高	溢流面積	治水面積	治水戸数	水没面積	水没農地	水没戸数	水没農地	主要水没公共施設
香吐ダム	兵庫県	重力式コンクリート	1,886.0千m <sup>3</sup>	1,780.0千m <sup>3</sup>	71.5m	49.8ha	105ha	33戸	21.7ha	0ha	33戸	0ha	味道三木~下谷上線
河川名	事業主体	71.5m							80.8	2.56	0	2.56	
山田川	森林水産省	治水面積											
目的	計画	治水面積											
洪水調節	m <sup>3</sup> /s	費用負担率											
不特定	地域	ha											
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s	ha	50.5%										
上水	m <sup>3</sup> /s(兵庫県)		4.95%										
工業	m <sup>3</sup> /s												
発電	kW												
(事業)		総事業費	234億円										
予備調査	昭和36年	ダム指定	昭和49年7月20日										
実施計画調査	昭和42年	地域指定	昭和51年11月13日										
建設	昭和55年	整備計画決定	昭和51年12月24日										
補償工事		人口	世帯数	面積									
50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年				
事業の工程	補償工事	設置											
治水	排水路												
本体掘削													
本体打設													
立													
水没農地の概況		市町村名	人口	世帯数	面積								
		神戸市	136,053	42,708	539								
		三木市	5,573	1,389	120								
		合計	141,626	44,097	659								
水特法水源地域		市町村名	人口	世帯数	面積								
		神戸市北区山田町大字御原											
		三木市志保町大字三津田											
指定外整備事業実施地域		財政規模	財政力指数										
		2221	0.72										
		53	0.60										
地域開発法の適用													

整備備計画総括表 (公社ダム)

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	名称工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				県	市町村		
土地改良	1	三善田地区区域整備事業	区面整理 47 ha	三木市	三木市 三善田	51~54	137340	76300	18312	
道路	2	赤道三木下谷上線改築事業	改良 L=5,460m W=2~35m(7.5)	兵庫県 神戸市	三木市 三善田 神戸市 御影	51~52	231817	2997	115909	公共補償工事と合併
合		計					369157	79297	18312	

(注) \*の事業は水防法第5条のただし書により行われずる事業です。

(注) 道路事業の事業量欄の( )番は全幅

28) 大滝ダム

大滝ダムの概要

所在県名	形	式	総貯水量	8,000 千 <sup>3</sup> m	水没農地	水没戸数	主要水没公共施設
奈良県	重力式コンクリート		有効貯水量	76,000 千 <sup>3</sup> m	5.3 ha	399 戸	国道169号線 1.21 km
事業主体	堤	高	堤頂面積	258 畝			夜場1件、小中学校2件、農路2件、
河川名	100 m		湛水面積	270 ha			発電所1件、銀行・郵便局2件、
記の川	建設省	概要	費用負担率				防災病院1件、公民館3件、
目的	5.400 m <sup>3</sup> /s	→ 2,700 m <sup>3</sup> /s		79.20 %	1531 ha	399 戸	神社・寺院4件
洪水調節	地域				1531	399	
不特定	m <sup>3</sup> /s	ha					
特定かんがい	ha						
上	6.49 m <sup>3</sup> /s (奈良県、和歌山県、和歌山市、橋本市)						
工	0.51 m <sup>3</sup> /s (和歌山市)						
発電	10,600 kW (関西電力)						
(事業)		総事業費		775 億円			
総子備調査	昭和35年4月	ダム指定	昭和49年7月20日				
実施計画調査	昭和37年4月	地域指定	昭和54年1月29日				
建設	昭和40年4月	整備計画決定	昭和54年3月26日				
基本計画	昭和47年3月17日						
ダム補償工事	56年57年58年59年60年61年62年63年64年65年						
事業の工							
程							
本体打設							
立							
市町村名	川上村	人口	4,497人	世帯数	1,431世帯	財政力指数	2.4億円
水没市町村の概況							人口、世帯数は56年7月1日現在 財政関係は55年度
水特法水源地域	川上村						
指定外整備事業実施地等							
地域開発法の適用	通灌法、山掘法、農工法、兵庫道法						



整備計画画面概括表 (大滝Z4.1)

区分	事業種別	事業量	事業主体	施行区域	完成工期 (昭和年度)	費用負担区		備考	
						国	市町村		
土地改良	1 伯耆谷地区等農地開発事業	造成A = 0.3ha 管理用 道路L = 500m	川上村	川上村	55	7500	3000	25500	山抵新2期
	2 寺尾地区等農地開発事業	造成A = 3.3ha	"	"	57~59	-	-	198000	-
	3 農道高平原整備事業	開設L = 466m 鋪設L = 700m	"	"	53~57	-	12000	51950	-
	小計					7500	15000	275050	
治山	4 大滝田川谷地区旧治山事業	谷止工 1基 土留工 1基 山腹工 0.044ha	奈良県	"	55	17314	5808	-	-
	5 高原等谷地区復旧治山事業	水路工 155m 土留工 10基	"	"	53	7500	2500	-	-
	6 神の谷馬冷し谷地区復旧治山事業	水路工 80m 山腹工 0.2ha	"	"	55	5158	1720	-	-
	7 井戸つみみ石谷地区復旧治山事業	山腹工 0.23ha	"	"	55	6750	2250	-	-
	8 上谷中谷下谷地区復旧治山事業	水路工 106m 土留工 11基	"	"	53	4500	1500	-	-
	9 西河音無川地区防治山事業	ダム工 2基	"	"	58	15750	5250	-	-
	10 井光山の神谷地区防治山事業	ダム工 1基 山腹工 0.1ha	"	"	53	7500	2500	-	-
	11 下多古阪本内谷地区防治山事業	ダム工 1基	"	"	56	5250	1750	-	-

(注) ※の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備計画画面概括表 (大滝Z4.2)

区分	事業種別	事業量	事業主体	施行区域	完成工期 (昭和年度)	費用負担区		備考
						国	市町村	
谷	12 東川高津谷地区復旧治山事業	ダム工 2基	奈良県	川上村	59	10500	3500	-
	13 谷尾高の谷地区	ダム工 1基	"	"	57	6750	2250	-
	14 中央風呂谷川地区	水路工 210m 床固工 80㎡	"	"	59	10125	3375	-
治山	15 入之波清水谷地区	ダム工 1基	"	"	58	5250	1750	-
	16 白鹿立木戸地区	山腹工 0.38ha	"	"	59	11250	3750	-
17 東川仲居谷地区等	2カ所 噴壺L=30m 水路工L=80	川上村	"	53~54	-	-	6000	-
	小計					113597	37903	6000
治水	18 下多古貴田谷地区通常砂防事業	流路工 100m ダム工 2基	奈良県	"	55~58	96000	32000	-
	19 上多古うしろ谷地区	流路工 109m ダム工 3基	"	"	55~58	80250	26750	-
	20 白屋地区対策事業	坑打工 40m	"	"	56	40000	20000	-
	21 西川河川改良事業	護岸 900㎡	"	"	54	-	18000	-
22 東川地区等河川改良事業	改修 2カ所 延長3403m	川上村	"	53~56	-	-	52450	-
	小計					216250	96750	52450

(注) ※の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表

区分	事業種別	事業概要	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者 分(円)	備考	
			事業量	総事業費(円)				概	市町村負担			
道	23 -1	国道16号路線改善事業	改良 L=524m W=6.75m(10.00m)	3525000	奈良県	川上村	53~57	2643750	881250	-	-	公共補償と合併施工
			トンネル L=580m W=8.25m									
			単管 L=250m W=8.25m									
			10m橋 L=772.3m W=23.5~4.1m									
			舗装 (87.5~100.0m)									
			改良 L=243.6m W=2.35~4.1m									
			(87.5~100.0m)									
23 -2	"	橋梁 (87.5~100.0m)	1493300	"	"	53~59	1119975	373325	-	-	"	
												舗装 (87.5~100.0m)
24	県道白川差線改善事業	改良 L=183.0m W=9.0m(87.5m)	1053200	"	"	"	55~59	769900	263300	-	-	
		新設 L=9.0m W=4.75m(87.5m)										
		新設 L=6.25m										
		舗装 L=162.0m W=4.0m										
		新設・舗装 L=9.0m W=4.0m										
25	村道東川谷高橋新設事業	改良 L=162.0m W=4.0m	144000	奈良県 川上村	"	53~55	102000	30000	12000	-	通車代行	
		新設 L=9.0m W=4.0m										
		新設 L=1720m W=25m 橋梁 L=58.65m W=12~3m										
26	村道迫高原線新設事業	改良 L=9.0m W=4.0m	195000	"	"	55~58	142500	45000	7500	-	"	
		新設 L=9.0m W=4.0m										
27	村道新設改善補修事業	改良 L=183.0m W=9.0m(87.5m)	711000	川上村	"	53~59	-	-	711100	-	"	
		新設 L=9.0m W=4.75m(87.5m)										
小計			7121600				4798125	1592875	730600			
簡易水道	28	計画給水人口 270人	37751	"	"	57	2536	1585	33630	-	-	
		計画給水量 135m <sup>3</sup> /D										
		計画給水人口 180人										
		計画給水量 90m <sup>3</sup> /D										
		計画給水人口 200人										
29	白屋	計画給水人口 180人	62801	"	"	53	13951	8720	40130	-	-	
		計画給水量 90m <sup>3</sup> /D										
30	武木	計画給水人口 200人	48346	"	"	54	1994	1246	45106	-	-	
		計画給水量 100m <sup>3</sup> /D										
31	下多	計画給水人口 160人	34145	"	"	56	1877	1173	31095	-	-	
		計画給水量 80m <sup>3</sup> /D										

(注) \*の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表

区分	事業種別	事業概要	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者 分(円)	備考	
			事業量	総事業費(円)				概	市町村負担			
簡易水道	32	簡易給水施設整備事業	延計画給水人口154人	49503	川上村	川上村	54~55	9904	3961	35638	-	山笠部2期
			延計画給水量77m <sup>3</sup> /D									
			延計画給水人口3850人									
33	簡易水道施設等整備事業	延計画給水量 192.5m <sup>3</sup> /D	232035	"	"	53~56	-	-	232035	-	"	
		延計画給水量										
小計			464581				30262	16685	417634			
義務教育施設	34	川上村立川上中学校統合事業	校舎 3100m <sup>2</sup>	51600	"	"	53~54	167302	-	350698	-	公共補償と合併施行
			校舎 1000m <sup>2</sup>									
			校舎 2300m <sup>2</sup>									
			校舎 1000m <sup>2</sup>									
			校舎 2300m <sup>2</sup>									
35	川上村立西部小学校統合事業	校舎 1000m <sup>2</sup>	153500	"	"	55~56	135280	-	18220	-	"	
		校舎 1004m <sup>2</sup>										
36	川上村立第三小学校改善事業	校舎 1004m <sup>2</sup>	443500	"	"	57~58	101513	-	341987	-	"	
		施設 260m <sup>2</sup>										
37	給食センター整備事業	施設 260m <sup>2</sup>	47800	"	"	56	23928	-	23872	-	"	
		設備一式										
38	教員宿舍建設事業	建物 40m <sup>2</sup> ~60m <sup>2</sup> 6戸	31800	"	"	55	12280	-	14520	-	"	
		大建物 125m <sup>2</sup>										
39	スターパス整備事業	大建物 100m <sup>2</sup>	35000	"	"	54	5250	-	29750	-	"	
		3合										
小計			1229600				445553	-	784047			
公営住宅	40	村営住宅整備事業	第2種 58.6m <sup>2</sup> 10戸	46400	"	"	57~58	29404	-	16996	-	"
			3合									

(注) \*の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面総括表 (大塚ダム5)

区分	事業種別	事業量	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用県		受益者	備考
						国	市町村		
林道	41 普通林道高原河川橋梁設置事業	L=1,600m W=4.0m	川上村	川上村	53~57	132000	48000	60000	-
	42 普通林道井戸線開設事業	新設L=500m 舗装W=3.0m	"	"	54~57	31200	4600	31200	-
	43 普通林道粉尾線開設事業	新設L=1,000m 舗装L=300m W=3.0m	"	"	53~58	68850	20895	65355	-
	44 普通林道井戸線改良事業	L=200m W=4.0m	"	"	58	5000	1000	4000	-
	小計					237050	79495	160555	-
農林・漁業 経営近代化 共同利用施設	45 淡水魚養殖施設整備事業	施設32.0㎡×2カ所	"	"	54~57	-	-	30000	-
	46 貯産物塩蔵施設整備事業	建物200㎡	"	"	57	-	-	32000	-
	47 特殊木工施設整備事業	建物130㎡×2カ所	"	"	58~59	-	-	38000	-
	小計					-	-	100000	-
公民館及び 民俗資料館	48 川上村中央公民館建設事業	RC造1,500㎡	"	"	58~59	36000	-	138000	-
	49 公民館・分館建設事業	建物70㎡×7館	"	"	53~56	-	-	57400	-
	50 地方歴史民俗資料館建設事業	建物385㎡	"	"	58~59	4000	-	50635	-
	小計					40000	-	246035	-

(注) ※の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面総括表 (大塚ダム6)

区分	事業種別	事業量	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用県		受益者	備考
						国	市町村		
モーター又はレクリエーション施設	51 登山道整備事業	L=1,700m W=1.5m 2路設	川上村	川上村	59	-	-	8500	-
	52 保育所整備事業	建物490㎡×2カ所	"	"	57~59	49328	18498	47574	-
無線電話	53 無線放送施設整備事業	本局 各受信施設1,400戸	"	"	54~59	35000	14000	62000	-
	54 消防施設整備事業	防火水槽29カ所 小型動力ポンプ5台	"	"	53~59	14110	-	72390	-
消防施設	55 屋外消火栓施設整備事業	280基	"	"	53~59	-	-	36400	-
	小計					14110	-	108790	-
し尿処理施設	56 し尿処理施設整備事業	浄化槽設置 処理場5ヶ所/D	"	"	53~59	13600	10200	86480	-
	57 ごみ処理施設整備事業	一式	"	"	53~59	-	-	210000	-
	合計					6029799	1881406	4090311	-

(注) ※の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

椋山ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水庫	4,900千㎡
椋山ダム	和歌山県	重力式コンクリート	有効貯水庫	3,950千㎡
河川名	事業主体	堤高	流域面積	3,765 ㎢
日高川	和歌山県	5.65 m	湛水面積	2.68 ha
目的	計画	画面概要	費用負担率	
洪水調節	4,500 m <sup>3</sup> /s →	2,860 m <sup>3</sup> /s	} 93.7 %	
不特定	美山町、中津村地域	1,839 ha		
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s	ha	%	
上水	m <sup>3</sup> /s		%	
工業	m <sup>3</sup> /s		%	
発電	11,400 kW (和歌山県)		6.3 %	
		総事業費	343億円	
(事業)		(水増法)		
竣工準備調査	昭和39年	ダム指定	昭和54年 4月17日	
実施計画調査	昭和41年	地域指定	昭和55年 3月1日	
建設	昭和43年	概算計画決定	昭和55年 3月28日	
全体計画	昭和56年 7月9日			
5年	55年 5.6年 5.7年 5.8年 5.9年 6.0年			
期償工事				
事業の				
工				
程				
本体打設				
立				
市町村名	人口	世帯数	面積	
美山村	4,034人	1,188世帯	168.6 ㎢	
竜神村	5,861人	1,651世帯	254.6 ㎢	
水投市町村の概況				
水特法水源地域	美山村(大字初野川、大字串本)、竜神村(大字小坂、大字甲斐ノ川)			
指定外整備事業現地敷	美山村(大字 滝頭、川原河、吾瀬、赤谷、上越方、浅間)			
地域開発法の適用	遠藤地域既設特別措置法、山村振興法、山村振興法、奥地等産業開発築路整備臨時措置法			

水投面積	水投戸数	水投農地	主要水没公米
14.4 ha	151戸	35 ha	県道8.4 ha、簡易便所1カ所
35 ha	14戸	21 ha	村道18.3 ha、診療所2カ所
17.9 ha	165戸	56 ha	小学校1カ所、農協支所1カ所 公民館1カ所、保母所1カ所 教員宿舎1カ所

技術調査立入	昭和41年	日	現況
一筆調査立入	昭和43年	日	<現況、見直し>
基準発表	昭和53年	8月22日	一般補償の契約は、ほぼ終了し
基準妥結	昭和54年	6月8日	移転中である。
(その他主な動き)			
漁業補償基本協定調印	昭和55年	11月29日	
公共補償妥結	昭和55年	12月2日	

交渉団体等	動	向
椋山ダム対策補償交渉委員会	解散	
椋山ダム対策串本同窓会	"	
椋山ダム対策協議会	ほぼ補償終了して、近く解散見込	

財政規模	財政力指数
15億円	0.120
22	0.153

整備計画画面総括表

区分	事業種別	事業量	事業量(円)	事業主体	施行区域(昭和年度)	費用負担率		備考
						市町村	受益者	
治山	1 小坂地区復旧治山事業	谷止工 1基 山復工 0.3 ha	35000	和歌山県	竜神村	55	26250	8750
	2 甲斐ノ川地区復旧治山事業	谷止工 1基	12000	"	"	"	9000	3000
	小計		47000				35250	11750
	3 初瀬川地区通常砂防事業	1基	150000	"	美山村	56~58	112500	37500
	4 小坂地区通常砂防事業	1基	98000	"	竜神村	56~57	73500	24500
治水	5 甲斐ノ川地区通常砂防事業	1基	50000	"	"	56~58	37500	12500
	小計		298000				223500	74500
治水	6-1 奥連田辺〜川上〜湯浅瀬改築事業	改良L=8388m W=20m(70m) トノケL=1010m 4ヶ所W=20m(30m) 橋L=30m 21基W=20m(70m) 舗装L=8388m W=20m(70m)	1557168	"	美山村 竜神村	54~58	1167876	389292
	6-2	改良L=2000m W=70m 舗装L=2000m W=70m	600000	"	竜神村	56~59	450000	150000
	7 村道甲斐ノ川小坂改築事業	改良L=2250m W=40m 舗装L=2250m W=40m	450000	竜神村	"	56~59	330000	120000
小計		2607168				1947876	539292	120000

(注) \*の事業は本誌第9巻のただし書により行われる事業です。

整備計画画面概括表

(中山ダム2)

区分	事業種別	事業内容	事業量	事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
							国	市町村		
簡易水道	8	川上簡易水道施設整備事業	計画給水人口18,000人 計画給水量450m <sup>3</sup> /日	美山村	美山村	56~57	400,000	60,000		
	9	高野給水施設整備事業(7ヶ所)	計画給水人口2,833人 計画給水量71m <sup>3</sup> /日	竜神村	竜神村	56	105,000	24,500		
		小計	103,500				400,000	84,500		
義務教育	10	ブール整備事業	7コース 2.5m <sup>2</sup> ブール	竜神村	竜神村	57	8,700	1,640		
	11	愛口集会所建設事業	建物 6.6m <sup>2</sup>	美山村	美山村	56	2,250	6,750		
	12	小塚集会所建設事業	"	竜神村	竜神村	58	2,250	6,750		
民俗資料館	13	地方歴史民俗資料館建設事業	建物 35.0m <sup>2</sup>	美山村	美山村	59	6,000	41,000		
		小計	68,000				6,000	54,500		
有線放送	14	テレビジョン施設	2,840m <sup>2</sup> (4面)	美山村	美山村	59	6,800	13,600		
	15	有線放送施設整備事業(4線路)	計画戸数 40戸	"	"	57		6,000		
消防施設	16	小型動力ポンプ設置事業	小型動力ポンプ2台	"	"	58	1,240	620		
	17	小型動力ポンプ付積載機設置事業	1台	"	"	58	1,556	778		
	18	防火水槽設置事業	2基 2.0m <sup>2</sup> 級	"	"	58		876		
	小計	5,946				2,796	876	2,274		
とみ処理施設	19	とみ処理施設整備事業(2ヶ所)	処理能力100t/h	美山村	美山村	57		800	12,000	
合		計	412,164				2,630,922	652,218	838,474	

(注) ※の事業は水特法第8条のただし書により行われる事業です。

賀津ダムの概要

ダム名	所在地	形状	総貯水量	有効貯水量	式	水没市町村	水没面積	水没戸数	水没地	主要水没公共施設
賀津ダム	鳥取県	重力式コンクリート堤	6,000千m <sup>3</sup>	5,240千m <sup>3</sup>		西伯町	53ha	38戸	22ha	町営住宅2カ所
河川名	事業主体	堤	流容量	25.4t		水没の概況				神社1 農協支所1 郵便局1
法寺川	鳥取県		4.60m	蓄水面積 51ha		計	53	38	22	
目的	計画	概要	費用負担率	100%		技術調査立入	昭和45年	月	日	現況
洪水調節	335 m <sup>3</sup> /s	→	220 m <sup>3</sup> /s			一筆調査立入	昭和47年	1月	9日	<現況、見直し>
不特定かんがい	m <sup>3</sup> /s		ha			基準発表	昭和50年	11月	日	
上水	m <sup>3</sup> /s					基準要約	昭和53年	1月	11日	
工水	m <sup>3</sup> /s					(その他主な動き)				
発電	kW					採用議決申請	昭和53年	5月	16日	
			総事業費	8.5億円		議決	昭和54年	3月	10日	
(事業)			(水特法)			交渉団体等				動
概予備調査	昭和45年	ダム指定	昭和49年	7月20日		財政規模	財政力指数	8.55		
実施計画調査	昭和46年	地域指定	昭和50年	6月21日		9億円	0.271			
建設	昭和48年	整備計画決定	昭和50年	11月20日						
基本計画	昭和	年月日								
55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	年	年	年	
補償工事										
事業										
飯俣水路										
工本体掘削										
本体打設										
水没市町村の概況	西伯町	人口	7,750人	世帯数	1,825世帯	面積	83.2t			
水特法水源地域	西伯町									
指定外整備事業実施地域										
地域開発法の適用										
新章都市建設促進法、山振法、豪雪地域対策特別措置法										

整備計画画面総括表

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	負担		
治水	1 ミトロキ川荒廃砂防事業	砂防ダム 堤高 1.0m	78,000	鳥取県	西伯町	50~51	52,000	26,000	-	継続事業
	2 寺谷川荒廃砂防事業	砂防ダム 堤高 1.8m	57,300	"	"	50~51	38,200	19,100	-	
	3 赤谷川荒廃砂防事業	砂防ダム 堤高 9m	51,000	186,300	"	"	34,000	17,000	-	
道路	小計		186,300				124,200	62,100	-	
	4 国道180号線道路整備事業	改良 L=7.048m W=6.009~6.0(7.5) 補装 L=6.948m 橋8か所 L=4.52m 計 L=7.500m	222,500	鳥取県	"	51~58	166,875	556,250	-	一部公共補償と合併
	※5 町道116号線道路整備事業	補装1種 L=17.0m W=4.0(5.0)m 橋1か所 L=95.669m	92,100	西伯町	"	50~52	60,550	-	31,550	
	小計		231,710				172,930	556,250	-	
	6 信類簡易水道施設整備事業	給水人口 11.0人 管長 L=6.00m	18,000	"	"	51	7,200	-	10,800	
7 入敷簡易水道施設整備事業	給水人口 13.7人 管長 L=17.00m	21,000	"	"	53	8,400	-	12,600		
簡易水道	8 醉牛簡易水道施設整備事業	給水人口 18.0人 管長 L=16.00m	24,000	"	"	52	9,600	-	14,400	
	9 赤谷簡易水道施設整備事業	給水人口 23.6人 管長 L=35.00m	39,000	"	"	53	15,600	-	23,400	
	小計		102,000				40,800	-	61,200	

(注) ※の事業は水特法第5条のただし欄により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

整備計画画面総括表

区分	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
		事業量	総事業費(円)				国	負担		
宅地造成	※10 北方宅地造成事業	造成面積 15,000㎡	57,000	西伯郡西部 土地開発 公社	西伯町	50	-	-	57,000	継続事業
	11 質伴宅地造成事業	造成面積 8,000㎡	40,000	"	"	50	-	-	40,000	
	12 信類宅地造成事業	造成面積 13,000㎡	75,000	"	"	51	-	-	75,000	
	13 定常宅地造成事業	造成面積 7,000㎡	25,000	"	"	50	-	-	25,000	
	小計		197,000				-	-	197,000	
林道	14 入敷、醉牛、柳林道整備事業	L=7.60m W=4m	24,000	西伯町	"	50~51	-	10,800	13,200	継続事業
	15 信類、早田、柳林道整備事業	L=3.200m W=4m	96,000	"	"	52~54	-	43,200	52,800	
小計		120,000					-	54,000	66,000	
合計			292,240				189,430	672,350	355,750	

(注) ※の事業は水特法第5条のただし欄により行われる事業です。

弥栄ダム名	存在県名	形式	総貯水量 112,000千 <sup>3</sup> m
弥栄ダム	広島県	重力式コンクリート	有効貯水量 106,000千 <sup>3</sup> m
河川名	事業主体	堤高	延長面積 30.1km <sup>2</sup>
小瀬川	建設者	120m	浸水面積 36.0ha
目的	計画	概要	費用負担率
洪水調節	2,600 m <sup>3</sup> /s → 1,700 m <sup>3</sup> /s		6.9%
不特定	大竹市、岩国市、和木町	150 ha	
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s	ha	%
上水	0.7 m <sup>3</sup> /s (広島県)		10.1%
工業	1.4 m <sup>3</sup> /s (広島県、山口県)		20.1%
発電	kw		%
(事業)	総事業費	93.0億円	
経予備調査	昭和43年	昭和49年7月20日	
実施計画調査	昭和46年	ダム指定	
建設	昭和48年	地蔵指定	
基本計画	昭和49年	整備計画決定	
	昭和54年	26日	
	昭和55年	3月26日	
ダム事業	55年	57年	58年
補償工事	59年	60年	61年
仮設橋			
仮排水路			
本体掘削			
本体打設			
水没市町村の概況	人口	世帯数	面積
大竹市	36,075人	10,969世帯	7,775km <sup>2</sup>
岩国市	11,252人	3,613世帯	2,201km <sup>2</sup>
大竹市(後飯谷、前飯谷、八丁、小方町小方)、美和町(日野、佐坂、大瀬川、百合谷、中型内、黒沢、津、瀬戸内、坂合、壺ヶ原)	5,813人	1,930世帯	1,277.9km <sup>2</sup>
指定外整備事業実施地域			
地域開発法の適用			

整備備計画画面総括表

区分	事業名	事業額	事業量	事業計画	事業主体	施行区域	大工工期(昭和年度)	費用負担区分		備考		
								国	市町村			
土地改良	1 佐坂地区農地開発事業	農地造成 1.2ha	108,000円	総事業費(円)	美和町	美和町	52~54	594,000	108,000	378,000		
治水	2 前飯谷川砂防ダム事業	砂防ダム 1基	30,000円		広島県	大竹市	53~55	20,000	10,000			
	3 国道186号線付替事業	L=9,120m 内橋梁 7.45m	1,748,000円				52~55	1,311,000	437,000		公共補償と合併施行	
4~1	県道大竹美和線付替事業	L=5,700m 内橋梁 2.80m	400,000円				52~54	1,333,333	24,667	20,000		公共補償と合併施行
		L=3,140m 内橋梁 6.40m	324,000円				51~56	216,000	108,000			公共補償と合併施行
4~2	県道当国美和線付替事業	L=4,620m 内橋梁 3.20m	1,032,000円				50~56	668,000	344,000			公共補償と合併施行
		L=1,510m 内橋梁 9.0m	162,000円				51~55	108,000	54,000			公共補償と合併施行
5	県道北中山岩園線改良事業	L=1,050m 内橋梁 3.5m	187,200円				52~56	124,800		62,400		公共補償と合併施行
		L=950m	108,000円				52~56	64,000		34,000		公共補償と合併施行
備用水遣	9 美和町東部簡易水道施設整備事業	給水人口 約8,000人	360,120円		美和町	美和町	51~53	321,600	4,020	49,720		
義務教育施設	10 坂上小学校水泳プール建設事業	2.5m7コース 400m <sup>2</sup>	20,000円				53	5,500		14,500		
宅地造成	11 後飯谷田地造成事業	宅地造成 3,300m <sup>2</sup>	20,000円		大竹市	大竹市	51~52			20,000		
	12 小方団地造成事業	宅地造成 4,200m <sup>2</sup>	94,000円				51~52			94,000		
	13 大根川団地造成事業	宅地造成 10,000m <sup>2</sup>	700,000円		美和町 開発公社	美和町	51~53			700,000		

(注) 本事業は水特法第5条のただし書により行われる事業です。

整 備 計 画 画 面 總 括 表 (※兼ダム2)

区分	事業		事業量	事業主体	施行区域 (昭和年度)	交付工期 (昭和年度)	費用負担		備
	種別	種別					市区町村	受益者	
宅地造成	14	左坂団地造成事業	宅地造成 23,000㎡	美和町 開発公社	美和町	51~53		160,000	
		小計						344,000	
公営住宅	15	美和町公営住宅建設事業	公営住宅2棟 20戸	美和町	美和町	52~53	32800		
		小計						25200	
公民館	16~1	大竹市民公民館建設事業	木造平屋建 50㎡ 2カ所 40㎡ 1カ所	大竹市	大竹市	53~55		10,500	後援会公民館 前廣舎公民館 小 方公民館
	16~2	美和町公民館建設事業	木造平屋建6.5㎡2カ所	美和町	美和町	54		10,000	佐 坂公民館 大根川公民館
保育所	17	大根川保育所建設事業	鉄筋コンクリート 平屋建 350㎡	美和町	美和町	54	19,160	7,185	
		小計						20,500	
消防施設	18~1	大竹市消防施設整備事業	防火セウ 4.0㎡級3基	大竹市	大竹市	53~55	1,350		後援会防火セウ 前廣舎防火セウ 小 方防火セウ
	18~2	美和町消防施設整備事業	防火セウ 4.0㎡級4基	美和町	美和町	52~53	3,600		佐 坂防火セウ2基 大根川防火セウ2基
合計		小計					4,950	9,050	
合計			432,710				270,4103	994,672	37,600

(注) ※の事業は本誌第5巻のただし書により行われる事業です。

4 水源地域整備計画のダム別概要表

32) 生見川ダム 生 見 川 ダ ム の 概 要

ダム名	所在地名	形式	総貯水量	水況面積		水況圃地	水況圃数	水況圃面積	水況圃戸数	水況圃の現況	備
				有効貯水量	浸漬面積						
生見川ダム	山口県	重力式コンクリート	308,000千㎡	有効貯水量	23,000千㎡	7,801 ha	45戸	535 ha		主要水況圃施設	
河川名	事業主体	堤		浸漬面積	724 ㎡	1,213	8	049			
生見川	山口県	90.0m		湛水面積	109 ha	1,780	1	024			
目的	計画概算		費用負担率		概況						
洪水調節	810 m³/s →	122 m³/s	5.52 %								
不特定	岩国地域	354 ha	-								
特定かんがい	地	㎡/s	-								
上水	㎡/s		-								
工事	1.48 m³/s (山口県念美町)		4.45 %								
発電	1,800 kW (山口県)		0.3 %								
(事業)	総事業費		24.3億円								
概予備調査	昭和36年	(本特法)									
実施計画調査	昭和44年	ダム指定	昭和49年	7月20日							
建設	昭和46年	地域指定	昭和50年	6月21日							
全体計画	昭和53年3月15日	概算計画決定	昭和50年	11月20日							
49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	動	
調査工費										生見川ダム対策 美和町ダム対策本部	
仮設橋										財政規模	
仮排水路										財政力指数	
本排水路										1.人口及び世帯数は昭和55年国勢調査結果	
本体打設										2.財政規模は55年度	
										3.財政力指数は53~55年度平均	
水特法水源地域	美和町(生見、下畑、西畑、表前)、美川町(南梁)	人口	世帯数	面積	価格	財政規模	財政力指数	備			
指定外整備事業実施地域	美和町(北中山)、岩国市(天尾)	5813人	1930世帯	12779㎡		9.1億円	0.196%				
地域開発法の適用	山村振興法(美和町、美川町)、遠藤地域振興特別措置法(美和町、美川町)、工業再配置促進法(美和町、美川町)	2967	1058	7662		5.9	0.156				
		112527	36134	22001		86.8	0.830				



整備計画画面概括表 (生見川ダム)

区分	事業名	事業概要		事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期(昭和年度)	費用			備考	
		種別	内容						国	県	市町村		受益者
土地改良	1 ニッ野地区農地開発事業	開発	1.3 ha	117000	美和町	美和町	50~56	64350	11700	0	40750		
治水事業	2 鎌川源流改良事業	堰橋L=	8.5 m	10000	山口県	美川町	50	0	10000	0		継続事業	
	3 峡道河原坂本郷御道踏付け事業	改良L=	9.18.5 m	982000	岩国市	岩国市	50~56	654660	327340	0		継続事業	
	道路	4 県道本郷岡東線道路付替事業	舗装L=	9.2.5.5 m	58000	美和町	美和町	51~54	32000	24000	2000		公共補償と合併施行
		5 県道岩国美和線道路付替事業	改良L=	7.0 m	50000	美和町	美和町	50~52	25000	25000	0		公共補償と合併施行
		6 町道岩国美和線道路付替事業	舗装L=	3.5.0 m	118900	山口県	美和町	50~56	79266	18300	21334		継続事業
		7 簡易水道	給水人口	2,000人	125720	美和町	美和町	50~51	49117	6139	70464		継続事業
義務教育施設	8 南知小学校	屋内運動場	4.7.3 m <sup>2</sup>	39259	美和町	美和町	50	15216	0	24043			
	9 水泳プール建設事業	2.5m×7m→2.5m×2.5m	40000	美和町	美和町	51~52	11000	0	29000				
	10 清泉中学校	2.5m×7m→2.5m×7m	20000	美川町	美川町	52	5500	0	14500				
	小計			99259				31776	0	67543			
公民館	11 長野公民館建設事業	平屋木造	6.5.0 m <sup>2</sup>	4500	美和町	美和町	50	0	4500				
	12 椋野公民館建設事業	平屋木造	5.0.0 m <sup>2</sup>	35000	美川町	美川町	50	0	35000				
消防施設	小計			8000				0	8000				
	13 西仰地区防火水セウ建設事業	4.0.0 m <sup>2</sup> 2基有蓋	4000	美和町	美和町	51~52	1800	0	2200				
合計				1572879				937909	430479	163541	40750		

(注) \*の事業は水防法第5条のただし書により行われる事業です。

末武川ダムの概要

ダム名	所在地	形式	総貯水容量	有効貯水容量	建設年度	建設費	水没状況			主要水没公共施設
							水没面積	水没戸数	水没農地	
末武川ダム	山口県	ロックアップ	19,350 千m <sup>3</sup>	18,550 千m <sup>3</sup>	昭和44年	4.41 億円	5,531 ha	46 戸	1,236 ha	
河川名	事業主体	高さ	建設面積	湛水面積	竣工年度	建設費	16.18	069		
末武川	山口県	9.6.3 m	69 ha		昭和49年					
目的	計画	概況	費用負担率				71.49	46	1305	
洪水調節	4.75 m <sup>3</sup> /s	175 m <sup>3</sup> /s	4.36 %							
不特定	下流地域	800 ha								
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s	ha								
上水	0.6.2.6 m <sup>3</sup> /s (下松市、徳山市)	321 %								
工業	0.1.8.8 m <sup>3</sup> /s (山口県)	11.3 %								
発電	130 %									
	kW	%								
		241 億円								
(事業)										
(水特法)										
経年調査 昭和44年 昭和52年3月23日										
実施計画調査 昭和47年 地域指定 昭和53年2月8日										
建設 昭和49年 詳細計画決定 昭和53年3月29日										
全体計画 昭和										
ダム事業										
補償工事										
取捨工事										
取捨水路										
本体打設										
本体打設										
市町村名										
人口										
世帯数										
面積										
価格										
水没市町村の概況										
下松市 54804人 9023 億円										
徳山市 111468 36716 33815										
下松市(下谷、瀬戸、中須賀、温見、大瀬谷)、徳山市(謹現)										
指定外整備事業実施地域										
地盤開発法の適用										
工業整備特別地域整備促進法(下松市、徳山市)										
交際団体等										
末武川ダム対策協議会										
末武川ダム一般地権者協議会										
米川開発促進協議会										
財政力指数										
1 人口及び世帯数は、昭和55年度調査結果										
2 財政規模は55年度										
3 財政力指数は53~55年度平均										

整備計画画面総括表

(米武川ダム1)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考	
		事業量	総事業取(円)				国	県			
土地改良	1 農道題見上瀬整備事業	L= 3.5 0 m W= 3.0 m	14,000	下松市	下松市	57~60	-	46,666	9,334	-	
		L= 1.3 0 0 m	24,000	山口県	"	54~60	16,000	80,000	-	-	
		L= 8.0 0 m	6,600	"	"	56~60	22,000	44,000	-	-	
小計	小計		306,000				182,000	124,000	-	-	
	道	4 県道下松・鹿野線改築事業	L= 6.1 0 0 m W= 3.0 m~1.0 m	133,500	"	"	53~59	89,000	44,500	-	公共補償工事と合併
L= 3.0 0 m W= 8.0 m~1.0 m			12,300	"	"	56~59	82,000	41,000	-	-	
6 市道瀬戸線改築事業		L= 2.9 5 0 m W= 2.0 m~7.0 m	31,000	下松市	"	55~60	153,333	-	156,667	-	一部公共補償工事と合併
		L= 2.5 0 m W= 4.0 m	5,000	"	"	57~60	-	-	50,000	-	-
8 市道下瀬羽線改良事業		L= 1.6 0 0 m W= 5.0 m	16,000	徳山市	徳山市	55~60	-	-	16,000	-	-
		小計		197,800				1,125,333	486,000	36,667	-

(注) ※の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

整備計画画面総括表

(米武川ダム2)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (昭和年度)	費用		受益者	備考
		事業量	総事業取(円)				国	県		
簡易水道	9 下谷・菅沢簡易水道施設整備事業	給水戸数142戸 給水人口533人	140,000	下松市	下松市	54	56,000	-	84,000	-
		面積600㎡ 収容人員150人	63,000	"	"	57~60	19,500	-	43,500	-
宅地造成	11 宅地造成事業	造成面積10,000㎡	25,000	"	"	53~54	-	-	25,000	-
		鉄筋コンクリート造 第1種(備二)10戸	60,000	"	"	56~60	19,200	-	40,800	-
林道	13 普通林道下谷線整備事業	L= 1.1 0 0 m W= 3.0 m	50,000	"	"	60	22,500	75,000	20,000	-
		L= 1.1 0 0 m W= 3.0 m	42,000	"	"	57~60	-	14,000	28,000	-
小計	小計		92,000				22,500	21,500	48,000	-
	合計		267,800				142,533	636,166	617,301	-

(注) ※の事業は本特設第5条のただし書により行われる事業です。

34) 新潟の原ダム

新潟の原ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量	276.2千m <sup>3</sup>	本設戸数	水没農地	主要水設公共施設
新潟の原ダム	山口県	重力式コンクリート	有効貯水量	20.50千m <sup>3</sup>	3戸	248ha	
河川名	事業主体	堤高	流域面積	10.16km <sup>2</sup>		111	
木屋川	山口県、下関市	18.5m	湛水面積	6.2ha			
目的	計画概要	費用負担率					
洪水調節	m <sup>2</sup> /s → m <sup>2</sup> /s*	%					
不特定	地域						
特定かんがい	m <sup>2</sup> /s	ha					
上水	0.375 m <sup>2</sup> /s (下関市)	57.69 %					
工業	0.275 m <sup>2</sup> /s (山口県)	4.231 %					
発電	kW						
(事業)	総事業費	億円					
予備調査	(水特法)						
安価計画調査	ダム指定	昭和54年4月17日					
建設	地域指定	昭和55年3月1日					
	整備計画決定	昭和55年3月28日					

54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	年	年
調査								
設計								
工事								
完成								
運用								
立上								
完成								

ダム	事業	工事	設備	道路	橋	堤	防	水	害	防	向
新潟の原ダム	山口県	7,507人	1,957世帯	83ha							
豊田町	豊田町	8,696	2,469	165							

水没水害地域	市町村名	人口	世帯数	面積	債	財源規模	財源増徴	備	要
新潟の原ダム	新潟市	7,507	1,957	83		5.03億円	0.229	50年国調	
新潟の原ダム	豊田町	8,696	2,469	165		6.10	0.259	50年国調	

水没水害地域 新潟市(大字上保木、大字東中山、大字西中山)、豊田町(大字東長野、大字西長野、大字坂戸、大字手洗)

指定外整備事業実施地域 遠藤地域(新潟市)別荘地(新潟市)、山村振興法(豊田町)、山村振興法(豊田町)、農業振興法(豊田町)、農村地帯工業導入促進法(新潟市、豊田町)

地域開発法の適用

整備計画画面概括表 (新潟の原ダム1)

区分	事業種別	事業量	総事業費(万円)	事業主体	施行区域(郡市町)	費用負担区分(万円)		備考
						国	市町村	
土地改良	1 上保木地区かんがい排水事業	排水路 受益 7.0ha A=4.0m L=1.20m W=4.0m	20000	新潟市	新潟市	57	20000	
	2 西中山地区農道整備事業	L=1.20m W=4.0m	1200	"	"	56	1200	
	3 東中山地区ほ場整備事業	A=1.65ha	10340	"	"	55~57	5687	3618
	4 西中山地区ほ場整備事業	A=3.68ha	19660	"	"	55~57	10811	1967
	5 城戸地区ほ場整備事業	A=5.5ha	4800	豊田町	豊田町	55~56	2540	480
	小計		56000				19140	24680
道路	6-1 泉道下関民門新改築事業	改良・舗装 L=8.50m W=8.5m	103400	山口県	新潟市 豊田町	55	102185	1215
	6-2	改良 L=5.00m W=8.5m	8600	"	新潟市	54	8170	430
	7 町道(上保木・中山橋外2段)改良事業	改良・舗装 L=3.650m W=4.0m~3.9m	88200	新潟市 豊田町	新潟市 豊田町	55~57	88200	
	8 町道中山上組線整備事業	線路整備 L=1.70m W=2.0m(6.2m)	57000	新潟市	新潟市	55~56	38000	19000
	小計		257200				38000	110355
簡易水道	新潟市北部簡易水道施設整備事業	計画給水量 4.0m <sup>3</sup> /d 計画給人口 2,000人	150000	新潟市	新潟市	55~56	60000	90000

(注) 6-2の事業は本特法第5条のただし書により行われる事業です。

整備備計画画面概括表 (新形の原ダム2)

区分	事業種別	事業内容	事業量	事業費(円)	事業主体	施行区域	予定工期(昭和年度)	費用		備考
								区	分(円)	
林道	10	林道改良事業(笹ヶ台線外2路線)	L=1,140m W=20~30m	12901	菊川町	菊川町	54~57	5805	1290	5806
農林経営近代化共同利用施設	12	中山養蠶場整備事業	防蠶加工施設 A=1,000㎡	7000	菊川町	菊川町	55~56		7000	
公民館及び集会施設	14	集会所補修事業(1ヶ所)	建物 130㎡	2500	"	"	54		2500	
消防施設	16	消防施設整備事業	集水井 12ヶ所	36000	菊川町 豊田町	菊川町 豊田町	54~56		36000	
スポーツ又はレクリエーション施設	18	遊泳場建設事業	2ヶ所 A=155㎡	5100	菊川町	菊川町	55~56		5100	

(注) \*の事業は本特法第5条の規定により行われる事業です。

野村ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量		水没町数	水没面積	水没戸数	水没農地	主要水没公共施設
			総貯水量	有効貯水量					
野村ダム	愛媛県	重力式コンクリート	16,000千㎡	12,700千㎡	30戸	30ha	11ha	11ha	宇和～野村5.9ha 宇和～野村1.7ha
河川名	事業主体	高さ	流域面積	168km <sup>2</sup>	6	45	5	5	大洲～城川1.6ha 野村町0.8ha
湛水川	建設省	6.0m	湛水面積	95ha	計	75	16	16	
洪水調節	1,300 m <sup>3</sup> /s → 1,000 m <sup>3</sup> /s	稼働期間	56.5%						
不特定	3.502 m <sup>3</sup> /s	5.670 ha	32.6%						
特定かんがい	0.49 m <sup>3</sup> /s (宇和町市外1市8町)	10.9%							
上水									
工業									
発電									
(事業)		総事業費	286億円						
予備調査	昭和43年	ダム指定	昭和49年7月20日						
実施計画調査	昭和46年	地域指定	昭和51年11月13日						
建設	昭和48年	整備計画決定	昭和51年12月24日						
基本計画	昭和48年12月26日								
48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年
補償工事									
仮設道路									
仮排水路									
木体掘削									
本体打設電立									
水没町村の概況	宇和町	人口	18,309人	世帯数	5,766世帯	13,323戸			
	野村町		1,3752		4,022	1,6761			
水没法水源地	宇和町(大字明間)、野村町(大字野村、大字河内)								
指定が整備事業実施地域	宇和町(大字龍生、大字岩田、大字下川)								
地域開発法の適用	過疎地域整備特別措置法(宇和町、野村町)、農業振興地域の整備に関する法律(宇和町、野村町)、農山村工業導入促進法(宇和町、野村町)、河川法(宇和町、野村町)、後援地確保法(宇和町、野村町)、工業団地確保法(野村町)								

整備備計画面計括表

(野村ダム)

区分	事業名	事業種別	事業計画		事業主体	施行区域 (市町村)	千定工期 (開始年度)	費用		受益者	備考
			事業量	総事業費(円)				国	県		
治水	1	梁山川通常荒廃砂防事業	砂防ダム1基	268,021	愛媛県	野村町	51~53	194,761	732,60		
	2	藍川小規模河川改修事業	築堤、護岸 L=2,800m	46,100	"	"	51~55	334,993	126,007		
道路	※3	県道29号宇野村橋改築事業	改良、舗装 L=1,690m W=1.5m (1.5)	954,463	愛媛県	宇和町 野村町	51~53	693,576	260,887		公共補償工事と合併
	※4	県道35号大洲川橋改築事業	改良、舗装 L=1,740m W=2.0m (2.0)	107,600	"	野村町	52~53	78,189	28,411		"
灌漑	5	町道田道小田屋敷橋架設工事	L=61m W=1.0m (S.0)	12,000	宇和町	宇和町	51	8,000	4,000		"
	6	町道黒井地帯橋架設準備事業	L=80m W=1.0m (S.0)	16,000	愛媛県	"	53	11,627	4,373		公共補償工事と合併 市町村道県代行事業の子 定(過渡)
義務教育施設	小	小		109,063				791,392	294,671	4,000	
	7	明間小学校改築事業	新築 L=89.0m W=8.90m	106,600	宇和町	宇和町	52	30,493	76,107		
林道	8	林道倉谷新設事業	新設 L=2,000m W=4.0m	40,000	"	"	53~55	20,000	6,000	14,000	
	9	林道坂ヶ谷新設事業	新設 L=1,500m W=4.0m	30,000	"	"	54~55	15,000	4,500	10,500	
保育所	小	小		70,000				35,000	10,500	24,500	
	10	明間保育園改築事業	既存新築 R.O平屋320㎡	38,400	社会福祉 法人宇和 町社会福 祉協議会	宇和町	52	13,692	68,46	178,62	
合	計			2,034,084				1,400,331	511,284	122,469	

(注) ※の事業は本特設法第5条のただし書により行われる事業です。

38) 耶馬溪ダム

耶馬溪ダムの概要

ダム名	所在県名	形式	総貯水量	有効貯水量	建設面積	湛水面積	水没面積	水没市町村	水没面積	水没戸数	水没農地	主要水没公共施設
耶馬溪ダム	大分県	重力式コンクリート	2,330.0千m <sup>3</sup>	2,100.0千m <sup>3</sup>	89.4	110.0	34.0	耶馬溪町	110.0	71戸	34.0ha	官公庁建物3戸、併住10戸、 付巻果・町道13.0ha
河川名	事業主体	建設者	計画	費用負担率								
山廻川	建設者	65m	70.1%					計	110	71	34	
目的												
洪水調節	9.70 m <sup>3</sup> /s	→ 2.60 m <sup>3</sup> /s										
不特定	ダム下流地球の流水の正常な機能の維持											
特定かんがい	m <sup>3</sup> /s	ha										
上水	0.8 m <sup>3</sup> /s (北九州市)											
工業	0.8 m <sup>3</sup> /s (大分県)											
発電	kW											
(事業)			380億円									
整子備調査	昭和31年											
実施計画調査	昭和45年	ダム指定	昭和49年7月20日									
建設	昭和47年	地帯指定	昭和52年8月10日									
基本計画	昭和49年	概算計画決定	昭和52年9月29日									
50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年			
補償工事												
医設												
医排水路												
本体掘削												
本体打設												
市町村名の概況	耶馬溪町	人口	7,272人	世帯数	1,959世帯	面積	18,465ha	財政力指数	0.172	56年6月末調べ		
水特法水源地域	下毛郡耶馬溪町(大字大島、大字柳坂、大字山形)											
指定整備事業地域	下毛郡耶馬溪町(大字小友田、大字深耶馬、大字平田)											
地域開発法の適用	山村振興法、過疎地域振興特別措置法、後進地振興法											



整備計画 画面 総括 表 (管・道開発事業)

区分	事業種別	事業量		事業主体	施行区域	予定工期 (令和年度)	費用		負担区	分(円)	備考
		面積	総事業費(円)				国	県			
1	土地改良	56 (地区)	3,605,354	県市町村	土浦市外 2.2市町村	50~58	180,267,770	7,376,285	-	106,904,895	
2~1	河川改修	1.6河川 延長3.9.3(km)	6,936,000	県	土浦市外 1.0市町村	50~58	44,667,700	24,673,300	-	-	
2~2	流入河川浄化	1.0河川、しゅんせつ 土量10.1,400.0(m³)	444,000	県	土浦市外 7町村	50~55	1,480,000	296,000	-	-	
2~3	観測浄化	3箇所、しゅんせつ 土量300,000.0(m³)	600,000	国	霞ヶ浦及び 北浦	50~55	3,000,000	300,000	-	-	
3	下水道	浜城2(箇所) 共2.7(箇所)	18,300,000	県、市町村	土浦市外 2.5市町村	50~58	98,279,000	13,524,000	50,263,500	20,933,500	
4	漁港	1.1(港)	891,400	県、市町村	土浦市外 4町村	52~58	38,655,500	29,108,000	21,377,000	-	
5	水産資源の保護培養	5.5(箇所)	12,738,400	県、漁連 漁協	土浦市外 1.9町村	50~58	311,536	66,181,100	-	300,493	
6	水産物の流通施設	1.1(箇所)	245,000	漁協、協会	土浦市外 4町村	50~58	65,700	56,800	-	122,500	
7	自然公園の保護利用	3(地区)、 64,000.0(m²)	244,845	県	桜川市外2 町	51~54	72,740	10,292,200	69,183	-	
8	簡易水道施設	2.2(箇所) 計画総人口56,900人	76,317,670	町村	大井町外 8町村	50~58	2,900,275	87,883,300	38,526,600	-	
9	畜産経営に係る汚水処理施設	6.9(地区)	4,970,731	県、市町村 農協	土浦市外 4.2市町村	50~57	15,244,890	1,312,161	21,501,100	191,907,000	
10	し尿処理施設	1.7(地区)	62,572,000	市町村 一部協議会	土浦市外 1.6市町村	50~55	98,241,500	13,526,200	51,395,200	-	
11	ごみ処理施設	1.5(地区)	50,202,320	市町、一部 協議会	土浦市外 1.0町村	50~58	1,118,814	16,040,300	374,091,500	-	
	合 計		253,566,556				128,585,036	27,562,895	634,945,600	33,924,048	

(注) ※の事業は本条第5条のただし書により行われる事業です。

## 5 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

水源地域整備事業 22 事業のうち、次の事業についての国庫補助の採択基準等についての概略を示す。

ここでは、水特法の水源地域で適用される可能性の高い事業を中心としており、例えば、採択基準としての事業の実施規模が極めて大きいもの、各種の公害防止事業、都道府県の基幹的な施設を整備するものなど、水源地域で行われる可能性の極めて小さいものは省略している。

また、補助制度はここに記載したもの以外にも各種の総合事業等の中で実施するもの、あるいはモデル的な奨励補助のようなものもあり、実施にあたっては、当然他の補助制度についても十分研究する必要がある。

掲 載 事 業

- |        |                  |
|--------|------------------|
| 1 土地改良 | 10 林道            |
| 2 治山   | 11 造林            |
| 3 治水   | 12 公民館等          |
| 4 道路   | 13 スポーツ・レクリエーション |
| 5 簡易水道 | 14 保育所・児童館等      |
| 6 下水道  | 15 老人福祉センター      |
| 7 義務教育 | 16 消防            |
| 8 診療所  | 17 し尿処理          |
| 9 公営住宅 | 18 ごみ処理          |

1) 土地改良

番号	項目	採択基準「内容説明」	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地区)		
1	かんがい排水事業	<採択基準> 次に掲げる一に該当するもの。 (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。 (2) 現に農業用排水施設の利益を受けているいり畑地を受益地とする農業用排水施設(以下「畑地を受益地とする農業用排水施設」という。)の新設であって、受益面積がおおむね100ha以上あり、かつ、末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。 (3) 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。 (4) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。 (5) 農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を作り農業用排水施設(以下「水管理改良施設を併せ行う農業用排水施設」という。)の新設又は変更であって受益面積がおおむね200ha(畑地を受益地とする農業用排水施設については100ha)以上のもの。 (6) 既存の農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(以下「単独の	50	25	取水施設であって、河川にかけらる土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴い河床の変動、流心の移動等により、その取水機能に障害が生じている場合の取水施設の機能障害対策に係る事業費にあつては、受益者負担金の額は、当該費用の15%以内とする。	御所
1-1	都府県営かんがい排水事業		25	25		



番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
1-2	排水対策特別事業	水管理改良施設」という。)の新設又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上のもの。 <採択基準> 米穀生産の転換を図るため特に排水条件の整備を目的とする農業用の排水施設の設置又は変更であって、受益面積がおおむね20ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね5ha以上のもの。 <採択基準> 農業水利用施設整備 農業水利用効果に見合う投資額の範囲内で、新規利水者の負担分を除いたものについて、補助の対象とするものであって、次に掲げる一に該当するもの。 1. 農業水利用施設整備 (1) 農業用排水施設(附帯施設を含む。)の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね5ha以上のもの。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限を設けない。 2. 土地整備 (1) 農業水利施設整備と同時に行うことが技術的又は経済的に必要かつ適当と認められるもので、次に掲げるもの。 (2) 都府県営かんがい排水事業の採択基準の(1)に掲げるもの及び団体営かんがい排水事業の採択基準の(1)に掲げるものうち排水施設にかかるとの。 (3) 都府県営一般農道整備事業、都府県営は場整備事業、土地改良総合整備事業、団体営農道整備事業及び団体営は場整備事業の採択基準に掲げるもの。	50	50		
1-3	農業用水合理化対策事業	合理化水量の比率が10%以上、又は合理化水量0.5m <sup>3</sup> /sec以上(ただし、合口しなかつたとすれば、合理化水量の比率が10%以上となつていたもの。)	50	50		
各事業の補助率						

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
1-4	団体営かんがい排水事業	<採択基準> 次に掲げる一に該当するもの。 (1) 農業用排水施設の設置、廃止又は変更であって、受益面積の一団地がおおむね20ha以上(雄島、振興山村、遠藤地域、特別産地帯、水源地域、急傾斜地帯、野菜指定地域、果樹密生園地及び水田転換面積がおおむね10ha以上含まれる場合)は10ha以上)であり、かつ、末端支配面積がおおむね5ha以上のもの。 (2) 農業用排水施設等において水害事故防止上必要となつて、ふた、スクリーン等の安全施設を設置するものであつて、総事業費がおおむね200万円以上であり、かつ当該安全施設を設置する農業用排水施設等がその設置場所において、おおむね100ha以上の農用地を支配しているもの。 <採択基準> 畑地帯において、次の(1)の事業を基準事業とし、(2)又は(3)の事業をあわせて総合的に行うもの。 (1) 農業用排水施設の設置若しくは変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上、又は農道の新設若しくは改良であつて、受益面積がおおむね100ha以上(当該事業の受益面積の20%以上が高能力生産団地育成事業のうち、野菜指定産地生産出荷近代化事業、地域野菜生産団地の受益面積と重複し、かつ受益面積中野菜の作付面積が第1位であるものは50ha以上)で全圃員がおおむね4.5m以上(傾斜地帯、振興山村は4m以上、急傾斜地帯は3m	45	55		七ヶ宿 豊田江 手取川 阿木川 青野 南川 玉川
2	都府県営畑地総合土地改良事業		50	25	(1) 基準事業の受益地の面積が受益面積全体の3分の2以上あること。 (2) あわせ行う事業のそれぞれの受益地の2分の1以上が重複すること。	
2-1	都府県営畑地帯総合土地改良事業		50	25		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
3-1	<p>1) 都府県営は場整備</p>	<p>以上のもの。</p> <p>(2) 農業用排水施設の施設若しくは変更(基幹事業以外)農道の施設若しくは変更(基幹事業以外)、客土、暗渠排水、区画整理(受益面積がいずれもおおむね50ha以上)、受益面積がおおむね30ha以上ある農用地の造成又は農地保全(受益面積がおおむね50ha以上、但し、特土指定地域、急傾斜地帯20ha以上)。</p> <p>(3) 智農用水事業にあつては、受益農家20戸以上(受益農家は、基幹事業又はあわせ行い事業の受益地において、酪農経営を営むことが確実なもの。)のもの。</p> <p>&lt;工種&gt;</p> <p>(1) 基幹事業 農業用排水 農道 客土 暗渠排水 農用地造成 区画整理 農地保全 営農用水</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>農地等につきも行う区画整理事業及びこれと相当の関連が</p>	(50)	(25)	(25)	御所 阿木川
			45	27.5	負担区分欄の( )は水特法第9条第4項	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
3-2	<p>2) 都府県営農住区開発関連土地整備整備</p> <p>1) 団体営は場整備</p>	<p>ある他の都府県営事業であつて、区画整理事業にかかるとる受益面積がおおむね200ha(事業地区の稲作転換率がおおむね25%以上の地区にあつては当分の間60ha)以上のもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>都市近郊において、農用地、農地住宅用地等を一体的に整備する必要がある地域において、区画整理事業及び区画整理区域内で創設された農業近代化施設用地等の整備を行うものであるもの。</p> <p>200ha(事業地区の稲作転換率がおおむね25%以上の地区にあつては、当分の間60ha)以上のもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>農地等につき行う区画整理事業及びこれと相当の関連がある他の団体営事業であつて、区画整理事業に係る受益面積がおおむね200ha(瀬島、振興山村、通瀬地域、特別豪雪地帯、急傾斜地帯、野菜指定産地、果樹園地、生産団地、活動火山周辺地域、及び水資源地域において行うもの、当該事業の受益面積の50%以上が高能率生産団地造成事業のうち地域野菜生産団地造成事業の受益面積と重複するもの並びに水田転換面積の合計がおおむね10ha以上含まれるもの)にあつては、10ha)以上のもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>都市近郊において、農用地、農地、住宅用地等を一体的に整備する必要がある地域において、は場整備事業及び区画整理区域内で創設された農業近代化施設用地等の整備を行うものであるもの。</p>	45	27.5	27.5	<p>農河江 南川 高滝 阿木川 権現 青野</p> <p>負担区分の( )欄は水特法9条第4項 過疎、離島及び振興山村にあつては30a 区画2/3以上を20a区画2/3以上とする。</p>
			30a区画 (50)	2/3以上 (50)		
			45	55		
			30a区画 (45)	2/3未満 (35)		
			40	60		
			45	55		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(他庁)		
4 4-1	<p>跡土地改良事業 土地改良総合整備事業 1) 土地改良総合整備</p>	<p>以上のもの。 &lt;採択基準&gt; 1 基幹事業 (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 暗渠排水事業 (4) 谷土事業 2 あわせ行う事業 (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 暗渠排水事業 (4) 谷土事業 (5) 区画整理事業 (6) 交換分合事業 (7) 農用地開発事業 (8) 管農用水事業 (9) 特認事業</p> <p>上記の1に掲げる事業を基幹とし、2に掲げる事業をあわせて総合的に実施するもの(管農改善局長が特に必要と認める場合は上記の1に掲げる事業のみを実施することができ)で、都府県営事業にあっては基幹事業(暗渠排水又は谷土事業とする。)の受益面積がおおむね60ha以上、団体営事業にあっては基幹事業の受益面積がおおむね20ha(湖島、振興山村、湯築地域、特別豪雪地帯、急傾斜地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法第3条の規定</p>	<p>(50) 45</p>	<p>(50) 55</p>	<p>負担区分の( )は振興山村、湯築地域、特別豪雪地帯、急傾斜地帯及び特別排水不良地域、土地改良総合整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付52管改D第2117号農林事務次官依命通達)第2の但し書きに定める「管農改善局長が特に必要と認める場合」に基づき採択された事業(暗渠排水事業、谷土事業及び主として畑地帯で実施する農業用排水施設整備事業(団体営増地かんがい事業))については当該事業に係る従前の補助率による。ただし、排水不良地域において、昭和54年度から昭和58年度の間には採択された団体営事業については、左の補助率による。</p>	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(他庁)		
	<p>2) 都府県営工業導入関連農業基盤整備</p>	<p>に採択された地域又は受益地域内の平均傾斜度が、15度以上の地域(水田地帯を除く) 野菜指定産地、地場野菜生産団地、果樹露地生産団地及び活動火山周辺地域において行うもの並びに水田転換面積がおおむね10ヘクタール以上含まれるもの(以下この項において「特殊地域」という。)にあっては、10ha)以上のもの。 なお、農道整備事業又は排水不良地域において行う事業にあっては次のとおりとする。 ア、農道整備事業を基幹とするものについては、受益面積がおおむね20ha以上、道路延長がおおむね1km以上、道路幅員4.5m以上のもの。ただし、特殊地域等で行うものについては、受益面積10ha以上、道路幅員3m以上のものである。 イ、排水不良地域において、昭和54年度から昭和58年度の間には採択される団体営事業にあっては基幹事業の受益面積がおおむね5ha以上のもの。 &lt;採択基準&gt; 農村地域工業導入促進法の趣旨に即して、農村地域への工業の誘入の促進と相まって農業構造改善を促進するため必要な農業基盤整備にあって、次の各号の一に該当するもの。 (7) は場整備事業 都府県営は場整備事業の採択基準の欄の1に掲げるもの。 (4) 農道整備事業 和府県営農道整備事業の2の一般農道整備事業の項の採択基準の欄の(1)に掲げるもの(ただし、舗装のみを</p>	<p>45</p>	<p>55</p>	<p>負担区分の( )欄は急傾斜地帯及び豪雪地帯。</p>	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
3)	団体等工業導入関連農業基盤整備	<p>行い場合を除く)。</p> <p>ただし、受益面積はおおむね100ha以上のもの。</p> <p>(ウ) 農業用排水施設整備事業</p> <p>和府県管かんがい、排水事業の項の採択基準の欄(ウ)を除く)に掲げるもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>農村地域工業誘入促進法の趣旨に即して、農村地域への工業の導入の促進と相まって、農業構造の改善を促進するために必要な農業基盤の整備であつて、次の各号の一に該当するもの。</p> <p>(ウ) 団地整備事業</p> <p>団体等団地整備事業の項の採択基準の欄に掲げるもの。</p>	50	55		
		<p>(イ) 農道整備事業</p> <p>団体等農道整備事業の項の採択基準の欄(イ)から(ウ)まで及び(ウ)に掲げるもの。</p> <p>(ウ) 農業用排水施設事業</p> <p>団体等かんがい排水事業の項の採択基準の欄(ウ)に掲げるもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>同和地区(同和関係農家戸数10戸以上、同和関係農家居住率が原則として50%以上の地区)内の同和関係農家に係る受益面積が総受益面積のおおむね50%以上のもので、受益面積がおおむね10ha以上の地域について行う事業(同和関係農家の受益面積率が30%以上の隣接地区</p>	30a区画 45 30a区画 40 (50) 45 細線の場合 40 45	2/3以上 55 2/3未満 60 (50) 55 60 55	1/3	通称、難島及び振興山村にあつては30a区画2/3以上を20a区画2/3以上とする。 負担区分欄の(イ)は難島、急傾斜地帯及び豪雪地帯(細線のみは除く)。
4)	同和対策	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>同和地区(同和関係農家戸数10戸以上、同和関係農家居住率が原則として50%以上の地区)内の同和関係農家に係る受益面積が総受益面積のおおむね50%以上のもので、受益面積がおおむね10ha以上の地域について行う事業(同和関係農家の受益面積率が30%以上の隣接地区</p>	2/3			

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
5)	調査設計	<p>であり、あわせて40%以上となる場合も実施できる。) &lt;工 種&gt;</p> <p>団体等団地整備</p> <p>団体等かんがい排水</p> <p>土地改良総合整備</p> <p>団体等農道整備</p> <p>農用地等集約団地</p> <p>交換分合附帯農道</p> <p>団体等農地開発</p> <p>団体等草地開発</p> <p>農地保全</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>団体等かんがい排水事業、団体等農道整備事業、団体等農林漁業用灌漑施設別荘等農道整備事業、団体等団地整備事業、同和関係農業基盤整備事業、農村集約総合整備事業実施要綱別添録1に掲げる農業生産基盤整備事業、及び土地改良総合整備事業に係る調査設計事業で各事業の採択基準に合致する範囲のもの。</p> <p>非補助土地改良事業助成措置要綱に定める事業に係る調査設計事業で、次の各号の一に該当する事業に係るもの。</p> <p>(ウ) 非補助土地改良事業助成措置要綱第2の1の(ウ)のイの団地整備事業及び同(ウ)のウの事業であつて、受益面積の1団地がおおむね50ha以上のもの。</p> <p>但し、地形上必要がある場合はおおむね20ha以上のもの。</p> <p>(イ) 非補助土地改良事業助成措置要綱第2の1の(ウ)の1の団地整備事業であつて、受益面積の1団地がおおむね20</p>	50	50		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
4-2	農地集団化事業 1) 農地集団化	<p>ha 以上の完全集積。</p> <p>(イ) 非補助土地改良事業助成措置要綱第2の1の(2)の7の農道事業であっても急傾斜地帯にあっては、おおよそ500m以上のもの、急傾斜以外の地帯にあっては、すい道、橋梁等特殊な工作物の含まれるおおよそ1,000m以上のもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 農用地等の集団化事業の一環として行われるものであって、次の各号の一に該当するもの。</p> <p>(1) 交換分合 交換分合を行おうとする農用地等の地積の面積がおおよそ20ha（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づいて行いしもの並びに沖繩県及び離島において行いしもの）にあっては10ha）以上のもの。</p> <p>(2) 換地計画 換地計画を要する土地改良事業の施行に係る地域（土地改良法第117条の規定により施行に係る地域を数区に分けたときはその区（以下「換地区」という。））の面積がおおよそ20ha（沖繩県及び離島において行いしもの）にあっては10ha）以上のもの。</p> <p>(3) 換地設計 換地計画を要する土地改良事業を予定している地区で換地計画樹立のための基準の作成に係る地域（換地区を分ける予定の時はその区）の面積がおおよそ20ha、（沖繩県、離島、奄美、振興山村、道南、特別豪雪地帯</p>	40	60		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
	2) 交換分合附帯農道	<p>急傾斜地帯、野菜指定産地、果樹密生産園地及び活動火山周辺地域において行いしもの、当該事業の受益面積の50%以上が密生産園地育成事業のうち地域野菜生産園地育成事業の受益面積と重複するもの並びに水田転換面積の合計がおおよそ10ha以上含まれるものにあつては10ha）以上のもの。</p> <p>(4) 区画整理確定測量 団体管轄場整備事業（昭和43年度以前にこの要綱により、国の補助金を受けて行われた区画整理事業及び昭和45年以前にこの要綱により国の補助金を受けて行われた特別区画整理事業を含む。ただし、沖繩県において行いしものにあつては、昭和47年5月15日以前に着手された区画整理事業を含む。）の施行に伴う確定測量であつて測量面積がおおよそ20ha（沖繩県、離島及び振興山村において行いしもの）にあっては10ha）以上のもの。</p> <p>(5) は地盤地帯形態作成 都道府県管轄場整備事業を行う見込みのある地区に係る地形図作成であつて、当該事業に係る地域の面積が、100ha以上のもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 農地等の交換分合と計画上一体としている農道の新設又は改良並びに急傾斜地帯において行いし農道及び軌道等運搬施設の新設又は改良であつて、かつ、農道にあってはその有効幅員が2m以上のもの、農道及び軌道等運搬施設にあっては、おおよそ延長300m以上のもの。</p>	<p>全幅員が4.5m未満 40</p> <p>全幅員が4.5m以上 45</p> <p>無道マンラック 45</p> <p>急傾斜地域 50</p>	60 55 55 50		

番号	項目	採択基準 1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
5 5-1	農道整備 都府県営農道 1) 広域農道	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>広域農道団地の差枠となる農道の新設又は改良であって受益面積がおおむね1,000ha(離島,振興山村,過疎急傾斜についてはおおむね300ha)以上,延長がおおむね10Km(離島,振興山村,過疎,急傾斜についてはおおむね5Km)以上であり,かつ,車道幅員がおおむね5m(離島,振興山村,過疎,急傾斜についてはおおむね4m)以上のもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 農道の新設又は改良であって受益面積がおおむね50ha以上,延長がおおむね1,000m以上であり,かつ全幅員がおおむね4.5m(特別豪雪地帯,振興山村,過疎,急傾斜についてはおおむね4m)以上のもの。</p> <p>(2) 舗装のみを行うものにあつては,(1)の条件に適合し,かつ,総就業人口に対する農業就業人口の比率がおおむね30%以上,最近5年間に於ける農地総面積に対する農地の人為的荒廃面積の比率がおおむね1%未満,日交雨量がおおむね100mm以上で過半数が農業に係るもの</p> <p>人家集積区域の延長がおおむね30m以内及び原則として舗装道路に接続するもの。</p> <p>(3) 相用地を主体とした農用地において行い農道の新設又は改良であつて,受益面積が(1)の条件に適合し,かつ,次に掲げるもののうち,農道網の整備に必要なもの。</p> <p>7, 延長及び全幅員が(1)の条件に適合する幹線農道。</p>	6.5	3.5		
	2) 一般農道		(5.0) 4.5	(5.0) 5.5	負担区分( )は急傾斜,豪雪地帯,水源地域	

番号	項目	採択基準 1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
5-2	団休営農道	<p>1, 全幅員がおおむね3m以上である支線農道 り,全幅員がおおむね2m以上である末端耕作道 ニ, 総延長がおおむね500m以上である幹線等運搬施設</p> <p>(4) 昭和51年度以前に農道整備事業として採択した地区にあつては,(1),(2),(3)の規定にかかわらず従前の例による。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 農道の新設又は改良であつて,受益面積がおおむね20ha以上,延長がおおむね1,000m以上であり,かつ,全幅員がおおむね4.5m以上のもの,ただし離島,特別豪雪地帯,振興山村,過疎,急傾斜,水源地域,野菜指定産地,果樹露地生産団地及び当該農道の受益面積の50%以上が高生産生産団地育成事業のうち,地域野菜生産団地育成事業,てん菜生産安定拡大対策事業の受益面積と重複する場合又は,おおむね10ha以上の水田転作面積が該当農道の受益面積に含まれるものであつて,受益面積がおおむね10ha以上,延長がおおむね500m以上であり,かつ,全幅員がおおむね3m以上のもの。</p> <p>(2) 舗装のみを行うものにあつては,(1)の条件に適合し,かつ,次のいずれかに該当するもの。</p> <p>7, 延長のうち農用地割合率が70%以上のもの(荷棚み防止を主目的とするもの(舗装することによつて発生する直接的効果のうち荷棚み防止効果の占める割合が50%以上の場合に限り)を除く。)で,かつ,原則として舗装道路に接続するもの。</p>	(5.0) 4.5 4.0	(5.0) 5.5 6.0	負担区分( )は急傾斜,豪雪地帯,水源地域 ★七ヶ宿(★兼山打)	

番号	項目	採択基準，内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(地元)		
		<p>1. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、特殊土壌地帯、特別豪雪地帯又は急傾斜地帯において行う防災上必要なもの。</p> <p>(3) 農道橋の新設又は改良であって、受益面積が(1)の条件に適合し、車道幅員が3 m以上で、かつ、その構造が永久的であるもの。</p> <p>(4) 軌道等運送施設の新設又は改良であって、受益面積が(1)の条件に適合し、かつ、総延長がおおむね500 m以上のもの。</p> <p>(5) 街路地を主体とした農用地において行う農道の新設又は改良であって、受益面積が(1)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち農道網の整備に必要なもの。</p> <p>ア、延長及び全幅員が(1)の条件に適合する幹線農道</p> <p>イ、全幅員がおおむね3 m以上2 m以下である支線農道</p> <p>ウ、全幅員がおおむね2 m以上である米焼酎作道</p> <p>エ、総延長がおおむね500 m以上である軌道等運送施設</p> <p>(6) 農業集落整備事業により造成され、受益面積が(1)の条件に適合し、かつ、管理者が適正な維持管理を行っている農道の改良で次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア、安全施設の整備</p> <p>次のいずれかに該当するものであって、かつ、それぞれの新設費がおおむね2百万円以上のもの。</p> <p>(7) 排水施設、法面保護工、法留擁壁、待避所、駐車帯、路肩若しくは安全視距確保施設等の整備又は突岬の切り取り</p> <p>(8) 防護柵の整備（(7)に掲げるものと併せ行うものに限る。）</p>				

番号	項目	採択基準，内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(地元)		
6.	農林業用排水施設財源身 若農道整備事業	<p>1. 橋梁塗装の整備</p> <p>堤管の及び範囲における橋長がおおむね100 m以上の鋼橋のもの（架設後おおむね10年以内において1回のみ実施するものを対象とし、当該費用の10%以上を国及び地方公共団体以外の者が負担するものに限る。）</p> <p>ア、路切の整備</p> <p>鉄道と交差している既設農道の現況全幅員が4 m以上であって、かつ、当該交差が適切安全対策上緊急に改良を要するもの。</p> <p>(7) 昭和51年度以前に農道整備事業として採択した地区にあっては、(1)から(6)の規定にかかわらず後述の例による。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>受益面積がおおむね50 ha以上、車道幅員がおおむね4 m（離島、振興山村にあってはおおむね3 m）以上であり、かつ、総事業費2千万円以上のもの。</p>	2/3	1/3		
7. 7-1	農村総合整備事業 農村基盤総合整備 1) 農村基盤総合整備パイロット	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>農村の総合的な整備に資するため、土地基盤の整備（農業用排水施設整備、農道整備、庄場整備、農地開発、草場開発、農用地の改良又は保全、農業近代化施設等用備整備等）及びこれと密接な関連を有する生活環境施設の整備（農村集落排水施設整備、農村公園緑地整備等）を総合的に計画的に行うもの。</p> <p>&lt;工 型&gt;</p> <p>(1) 農業用排水施設（かんがい排水、管用水、軟硬用</p>	6.0	4.0		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(他)元		
	2) 農村基盤総合整備	<p>(水)</p> <p>(2) 農道整備 (3) 反場開闢 (4) 農地開闢 (5) 草地改良又は保全 (6) 農用地の改良又は保全 (7) 農業近代化施設等用地整備 (8) 農村集落排水施設 (9) 農村公園緑地整備 (10) 特認事業</p> <p>&lt;採択基準&gt; (1) 事業実施の対象となった農業集落にかかわる農用地の1/2以上が農業生産基盤の受益地となること。 (2) 基幹となる農業生産基盤整備事業を二以上行うこと。 (3) 工程順に掲げる事業のうち、一の事業に係る事業費が総事業費のおおむね1/2を越えないこと。</p> <p>&lt;工種&gt; 1. 農業生産基盤整備 (1) 反場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) 農用地開闢 (5) 農用地の改良又は保全事業 2. 農村環境基盤整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 畜糞処理用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備</p> <p>ただし、特認地区として試行</p>	5.5	4.5		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(他)元		
7-2	農村総合整備モデル	<p>的に実施する場合は、単独で実施できる。</p> <p>(4) 農村公園緑地整備 (5) 農業近代化施設等用地整備事業 (6) 集落防災安全施設整備</p> <p>3. 特認事業</p> <p>&lt;採択基準&gt; 農村の生活環境の整備に資するため、農業生産基盤の整備(反場整備、農業用排水施設整備、農道整備等)と併せて農業集落における生活環境の整備(農村環境遊歩道整備、農業集落排水施設整備、畜糞処理用水施設整備、集落防災安全施設整備等)、農村環境施設整備(農業集落環境管理施設整備、農村環境改善センター整備、農村公園施設整備)及び特認事業)を総合的に行うもの。</p> <p>&lt;工種&gt; (1) 農業生産基盤整備 (1) 反場整備 (2) 農業用排水施設整備 (3) 農道整備 (4) その他農用地の開拓改良保全のための施設整備 (2) 農村環境基盤整備 (1) 農業集落道整備 (2) 農業集落排水施設整備 (3) 畜糞処理用水施設整備 (4) 農用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (3) 農村環境施設整備</p>	5.0	5.0		寒河江



番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
8-1	農地防災事業 ダム	(4) 農業集落環境管理施設整備 (4) 農村環境改善センター整備 (4) 農村公園施設整備 (4) 特設事業 ＜採択基準＞ 洪水調節用のダム（その附帯施設を含む。）の新設又は改修であつて受益面積がおおむね100ha以上で農業関係効果が全体の事業効果の50%以上のもの。	65	35		御所
8-2	ため池等整備 1) 一般	＜採択基準＞ 農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる事業であつて、大規模又は小規模の基準に該当するもの。 (1) 築造後における自然的社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、用排水機揚、水路等の用排水施設の改修並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の建設又は改修（以下「北朽たね池等整備工事」という。） (2) 池、沼又は湖に隣接する農用地を重積外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の建設又は改修並びに昭和43年以前に発生した災害により海岸保全施設等が被害を受け損害を生じている地域においてこれを防止するために行う隣接池、堤防等の整備（「湖岸堤防工事」という。） (3) 風水害等によって土砂崩壊の危険が生じた箇所にかい				

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
		て農用地及び農業用施設の災害を防止するため行う土留石垣、擁壁、土砂ダム埋戻、水路等の新設又は改修（以下「土砂崩壊防止工事」という。） 1. 大規模 (1) 受益面積がおおむね200ha（老朽ため池等整備工事のうち、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつてはおおむね40ha）以上のもの（土砂崩壊防止工事に係るものを除く。但し、県営は5ha以上） (2) 総事業費がおおむね5,000万円以上のもの。 2. 小規模 (1) 受益面積がおおむね20ha（老朽ため池等整備工事のうち、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね5ha（地震関連地域にあつては2ha））以上のもの（土砂崩壊防止工事に係るものを除く。但し、県営は5ha以上） (2) 総事業費がおおむね200万円以上のもの。 ＜採択基準＞ 河川の直轄管理区間及び知事管理区間で河川の整備されている区間に設置された農業用河川作物のうち河川管理施設等応急対策基準に照らして改善措置を要するものについて、災害を未然に防止するために行う頭首工、水門、樋管、揚水等の整備、補強の事業であつて大規模又は小規模の基準に該当するもの。 1 大規模 事業費がおおむね5,000万円以上であつて都道府県が行うもの。	60	40		青野
	2) 農業用河川工作物応急対策		50	50		
			60	30以上	左の補助率	

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
8-3	港水防除	2 小規模 事業費がおおむね200万円以上のもの。 <採択基準> 既存の排水施設の耐用年数以内で立地条件の変化により漏水被害のおそれのある地域においてこれを防止するために行う排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修(予想被害額が事業費に比して同等か又は大であり、かつ、農業以外の事業効果が全体の50%未満のものに限る。)でもって原則として、応急治水排除事業が実施された地域とする。 1 大規模 (1) 受益面積おおむね300ha以上 (2) 総事業費おおむね1億円以上 2 小規模 (1) 受益面積おおむね30ha以上 (2) 総事業費おおむね1,000万円以上	50	30以上 左の補助率		
9	農地保全事業		60	40		
9-1	地すべり対策 1) 防止工事	<採択基準> 地すべり現象に対する国土保安及び民生の安定を図る事業であって、 (防止工事)「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域であること。 <採択基準> (関連工事)地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため必要があると認められる区画整理、暗渠排水、農道、暗渠排水	2/3 1/2	1/3 1/2		
	2) 関連工事	区画整理	40	60		

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
9-2	緊急地すべり対策	農業用排水、ため池の整備 <採択基準> 当該年発生した風水害、震災等により、農地関係の地すべり防止区域(指定予定区域を含む)において地すべり現象が活発となり緊急的に防止工事の施行を必要とするもので次の各号に該当するもの。 1. 緊急な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの。 2. 次の各号に直接被害を及ぼすと認められるもの。 (1) 多量の崩土が溪流又は河川に流入するもの。 (2) 幹道、都道府県道以上の道路又は迂回道路のない市町村道、受益面積100ha以上の農道等のうち重要なもの。 (3) 官公署、学校又は病院等のうち重要なもの。 (4) 貯水量3万立方メートルのたけ池、関係面積100ha以上の用排水施設、若しくは農道。 (5) 人家10戸以上 (6) 農地10ha以上 <採択基準> 1. 急傾斜地帯(土地の傾斜度が1.5°以上の地域をいう)又は特殊土壌地帯(侵食を受けやすい性状の土壌地帯をい	40 45 50 50	60 5.5 5.5 5.5 50 50		
9-3	農地侵食防止	(県管) 本工事	2/3 1/2	2/3 1/2		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地区)		
9-4	特殊農地保全整備	<p>9.) における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修、並びに特殊土壌層又はさんご等の排除工事であつて、受益面積が果が行うものにあつてはおおむね50ha（畑地帯にあつてはおおむね20ha）以上、団体が行うものにあつてはおおむね10ha以上。ただし、排除工事は団体に限る。</p> <p>2. 前項の事業（排除工事を除く）と併せ行うことが技術的・経済的に適当と認められる次に掲げる事業</p> <p>(1) 1に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修</p> <p>(2) 農道の新設又は改修</p> <p>(3) 農道の物用を兼ねる水路の新設又は改修</p> <p>&lt;工 程&gt;</p> <p>本工事 関連排水路 関連農道 水路兼用農道</p>	<p>50</p> <p>シラス地帯 } 65 } 55 } (傾斜度15°未満)</p> <p>45 } 50 } (傾斜度15°以上)</p> <p>(団休帯)</p> <p>本工事 } 50 } シラス地帯 } 45 } 関連工事 } 45 } 55 } 排除工事 } 50 }</p>			
		<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>農地侵食防止事業（排除工事を除く。）と受益面積のおおむね3分の2以上がこれに重複するは場整備事業、畑地かんがい事業又は農地開発事業を併せて行うものである。各事業がそれぞれ次の要件に該当するもの。</p> <p>(1) 農地侵食防止事業については、受益面積がおおむね40</p>				

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地区)		
		<p>ha 以上のもの。</p> <p>(2) 是場整備事業については、受益面積がおおむね50ha 以上のもの。</p> <p>(3) 畑地かんがい事業については、受益面積がおおむね50ha 以上のもの。</p> <p>(4) 農地開発事業については、造成農地面積がおおむね30ha 以上のもの。</p> <p>なお、事業の実施は、前九が畑作暫農改善資金融通臨時措置法（昭和43年法律第17号）第2条により指定された南九州畑作振興地域とする。</p> <p>&lt;工 程&gt;</p> <p>1. 農地侵食防止事業</p> <p>本 工 事 関 連 排 水 路 関 連 農 道 水 路 兼 用 農 道</p> <p>2. 是場整備事業</p> <p>3. 畑地かんがい事業</p> <p>4. 農地開発事業</p>	<p>50</p> <p>シラス地帯 } 65 } 55 } (傾斜度15°未満)</p> <p>45 } 50 } (傾斜度15°以上)</p> <p>50 } 50 } は場整備 } 30a区画2/3未満 } 40 } 60 } 30a区画2/3未満 } 45 } 55 } 畑地かんがい } 50 } 農地開発 }</p>			

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(他庁)		
10-1	農地開発事業 10-1 景観農地開発	<採択基準> 次に掲げる一に該当するもの。 (1) 造成農地面積がおおむね40ha以上であって、灌漑工事を併行地区について、農地造成にかかると農業用排水施設、農業用道路、放牧用水施設、その他の新設又は変更開墾及び土壌改良等及び附帯事業にかかると農地造成の改良その他農用地の改良又は保全のため必要とする工事等 (2) (1)に掲げる事業とおおむね受益面積20ha（隣接するものにあっては140ha）以上の区画整理事業あるいは10ha以上の農業用排水事業（地地かんがい70ha以上の受益地が連続し一体的な事業実施を必要とするもの） <工 種> 1 農地造成事業 附帯事業 2 併せ行い事業 (1) 農業用排水 (2) 区画整理	6.5	35 (30) 35 (併せ行い場合) 左の補助率 総合	1. 昭和46年度以前灌漑地区で開拓財産たる土地が過半を占める場合にあつては補助率は5割とする。 2. 附帯事業（団体営以下の附帯事業については団体営の補助率とする）を含む場合は総合補助率とする。 3. 水源地域対策特別措置法に基づき地区は補助率を5割アップする。	御 所
10-2	団体営農地開発	造成農地面積がおおむね10ha（水田転換5ha以上を含む場合）にあつては5ha）以上の地区において市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他構造改善局長が特に必要と認められたものが行い前記監督と同様の事業	5.5	4.5	1. 昭和46年度以前灌漑地区で開拓財産たる土地が過半を占める場合にあつては補助率は5割とする。 2. 附帯事業（県営農地開発に同じ）	生 見 川
10-3	水田転換特別対策 1) 県	<採択基準>	6.5	3.5		

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(他庁)		
2) 団 体 営		下記条件のすべてに該当する地区において行い事業 (1) 水田面積の80%以上を他地目に転換し、かつ、転換水田面積が40ha以上であること (2) 現状が水田以外の農用地又は開墾して農用地とする土地を事業対象とする場合は、水田転換面積の10%以内であること <採択基準> 下記条件のすべてに該当する地区において行い事業 (1) 水田面積の80%以上を他地目に転換し、かつ、転換水田面積が5ha以上であること (2) 現状が水田以外の農用地又は開墾して農用地とする土地を事業対象とする場合は、水田転換面積の10%以内であること <採択基準> 1. 開墾建設事業、開墾建設補助事業により造成された道路等についての改修（補修を含む）工事 2. 開墾建設事業、開墾建設補助事業及び入植施設補助事業により造成された放牧用水施設の整備	5.5	4.5		
10-4	開拓地整備	<採択基準> 1. 開墾建設事業、開墾建設補助事業により造成された道路等についての改修（補修を含む）工事 2. 開墾建設事業、開墾建設補助事業及び入植施設補助事業により造成された放牧用水施設の整備	2/3	1/3		七ヶ宿
10-5	農地開発利用促進	<採択基準> 10ha（水田転換5ha以上を含む場合）にあつては5ha以上の地区において、農地保有合理化法人が事業主体となつて行い事業。 <工 種> 農地造成事業、附帯事業、果樹園の設置、施設用地の造成	5.5 4.0	4.5 6.0		
10-6	農林地一体開発整備 パイロプラットフォーム 1) 大規模（県営）	<採択基準>	6.5	3.5		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(地元)		
11	2) 小規模(団体管)	農地造成面積がおおむね4.0ha以上で農林地一体開発道路の開設を伴うこと。 <工種> 農地造成事業、農林地一体開発道路、果樹棚、土地の集約化、施設用地の造成	5.5	4.5		
11-1	草地開発事業 県管草地開発	農地造成面積がおおむね1.0ha(水田転換地区5ha)以上で農林地一体開発道路の開設を伴うこと。 <工種> 農地造成事業、農林地一体開発道路、果樹棚、土地の集約化、施設用地の造成	5.5	4.5		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(地元)		
11-2	国管等草地開発附帯	補用水施設整備 特認施設整備 <採択基準> 国管又は都府県管による草地開発事業に附帯する利用施設であること <工種> 利用施設 障害物 電気導入 畜舎保護施設 飼料貯蔵施設 牧野樹林整備 飼料乾燥施設 特認施設 牧場用機械施設 <採択基準> 次のいずれかを満たすこと (1) 草地造成改良面積10ha以上(小規模特定地5ha以上) (2) 整備改良と併せて造成5ha以上 事業完了後作付面積30ha以上(離島20ha) (3) 野草地受基面積20ha以上 (4) 放牧林地受基面積100ha以上 <工種> 1. 基本施設	40 60 1/3	60 2/3		
11-3	団体管草地開発整備	基本施設改良面積 <採択基準> 次のいずれかを満たすこと (1) 草地造成改良面積10ha以上(小規模特定地5ha以上) (2) 整備改良と併せて造成5ha以上 事業完了後作付面積30ha以上(離島20ha) (3) 野草地受基面積20ha以上 (4) 放牧林地受基面積100ha以上 <工種> 1. 基本施設	45 55 40 60 1/3	55 60 2/3		七ヶ宿

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(地元)		
11-4	農業公社牧場設置	<p>草地造成改良 野草地整備改良 野草地整備改良 特認施設 2. 利用施設 電気導入 家畜保護施設 飼料乾燥施設 飼料貯蔵施設 牧野樹林 特認施設 牧場用機械施設 3. 土地利用円滑化</p> <p>&lt;採択基準&gt; (1) 将来にわたり畜産の発展が期待される地域において、都道府県農業公社が用地を確保して高効率の畜産経営の展開をはかるため牧場を建設整備し、これを熱意と能力のある農業者に提供すること。 (2) 事業計画面積は1地区10ha（小規模特設地5ha）以上、1団地1ha以上。</p> <p>&lt;工種&gt; 1. 基本施設 草地造成改良 草地整備改良 野草地整備改良 2. 利用施設</p>	<p>基本施設 45 利用施設 40 牧場用機械施設のみ 1/3 2/3</p>	<p>55 60</p>		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(地元)		
11-5	都府県畜産経営環境整備	<p>障壁物 電気導入 家畜保護施設 飼料乾燥施設 牧野樹林 特認施設 牧場用機械施設</p> <p>&lt;採択基準&gt; (1) おおむね旧市町村の範囲以上の広がりを持ち、かつ、概換算おおむね2000頭以上の家畜飼養頭数があること (2) この事業により実施する畜産整備に係わる受益面積がおおむね50ha以上であること (3) 畜産の業務を営む者が原則として10人以上あること</p> <p>&lt;工種&gt; 1. 畜産整備 畜産用地の造成 家畜排せつ物土地還元施設 特認施設 家畜排せつ物処理施設等整備 家畜排せつ物処理施設 電気導入施設 特認施設</p> <p>&lt;採択基準&gt; (1) この事業により実施する畜産整備に係わる受益面積がおおむね10ha以上であること、ただし、事業参加者が移転に係わる者のみの場合、畜産にあつてはおおむね5ha以上、養鶏にあつてはおおむね3ha以上であること。</p>	<p>畜産整備 50 家畜排せつ物処理施設等整備 1/3 2/3</p>	<p>50 2/3</p>		
11-6	団体畜産経営環境整備	<p>&lt;採択基準&gt; (1) この事業により実施する畜産整備に係わる受益面積がおおむね10ha以上であること、ただし、事業参加者が移転に係わる者のみの場合、畜産にあつてはおおむね5ha以上、養鶏にあつてはおおむね3ha以上であること。</p>	<p>畜産整備 45 家畜排せつ物処理施設等整備 1/3 2/3</p>	<p>55 2/3</p>		

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	県 市町村(他庁)		
11-7	公共育成牧場整備	<p>(2) 畜の業務を営む者が5人又は1法人以上であること</p> <p>&lt;工 種&gt;</p> <p>1. 基礎整備 畜産用地の造成 家畜排せつ物土地還元施設 柵 認 施 設 2. 家畜排せつ物処理施設等整備 家畜排せつ物処理施設 電気導入施設 特 認 施 設</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>(1) 公共育成牧場であって、牧場建設完了年度から起算し、5カ年以上経過したもの。</p> <p>(2) 既存の草地面積がおおむね30ha以上。</p> <p>(3) 造成改良又は整備改良される草地面積がおおむね10ha以上。</p> <p>(4) 全体事業費に占める基礎整備事業に係る事業費の割合がおおむね100分の50以上であること。</p> <p>ただし、地域の畜産振興及び当該公共育成牧場の機能の高度化の観点から特に畜産局長が認めた場合にあつてはこれの限りでない。</p> <p>&lt;工 種&gt;</p> <p>1. 基礎整備 2. 利用施設整備 3. 土地利用円滑化</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>(1) 草地造成改良面積が、おおむね30ha以上であり、か</p>	<p>基礎整備 45</p> <p>55</p> <p>40</p> <p>60</p> <p>1/3</p> <p>2/3</p> <p>50</p>			
11-8	公社畜舎並其他施設事業		50			

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	県 市町村(他庁)		
		<p>つ、造成改良面積のおおむね2分の1以上が畜産経営を移転する者に係るものであること。</p> <p>(2) 畜種複合型事業にあつては、当該受益地域において飼養される頭羽数が豚養頭数でおおむね2,000頭以上であること。</p> <p>(3) 単一畜種型事業にあつては、造成改良面積と整備改良面積と放牧地面積(10分の1換算)の合計がおおむね100ha以上であること。</p> <p>(4) 事業参加資格者のうち業畜の業務を営む者が5人以上の個人であるか又は1以上の農業生産法人(農地法第2条第7項に規定するものをいう。)であること。</p> <p>&lt;工 種&gt;</p> <p>1. 事業実施計画策定 2. 基本施設整備 3. 農業用施設整備 4. 農機具等導入 5. 土地利用円滑化</p>				

2) 治山

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地区)		
1 1-1	山地治山 復旧治山	<p>&lt;概要&gt; 山崩れを起した崩壊地、はげ山、浸食された異常な堆積を している渓流などの荒廃した山地を復旧整備し、災害の防止 軽減を図るための事業である。 工法には、崩壊地の山脚の固定と渓流を安全に維持するた めの治山ダム工、崩壊高面を安定させるための土留工、水敵 森林造成のための植栽工などがある。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪 流、はげ山及び地盤で、理に下流に被害を与える、又は被害を 与える恐れがある、又は、流域保全上重要なもの及び公共の利害 に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の 番号の1に該当するもの。 1 1級河川上流 2 2級河川上流 3 その他の河川又は地区で、次の各号の1に該当するもの イ 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護 ロ 主要公共施設(学校、官公署、病院、鉄道(私鉄を含 む。以下同じ。)、道路(道路法上の道路並びに林道及 び農道をいう。)、港灣等)の保護 ハ 農地(10ha以上のもの(農地5ha以上10ha未 満であった当該地域に存する人家の被害を含む考慮し、 それが農地10ha以上の被害に相当するもの)と認めら れるものを含む。)に限る。「港灣附森林造成」の場合 を除き、以下同じ。)、ため(貯水量3万m<sup>3</sup>以上のもの</p>	2/3	1/3	水特法9条ダムは国の負担率を3/4に嵩上げ	★七ヶ宿 大川 ★川治 ★宮ヶ瀬 ★手取川 阿木川 ★大滝 (★嵩上げ)

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地区)		
1 1-2	平防治山	<p>&lt;概要&gt; 山腹崩壊危険地、はげ山移り地、浸食などにより荒廃のき ましのある渓流などを対象として、荒廃を未然に防ぎ、災害 から国土をまもるための事業である。 工法には、山脚、溪床を固定するための治山ダム工、山腹 地盤を安定させるための土留工、排水工、森林造成のための 植栽工などがある。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃 移り地で、下流に被害を与える恐れがあり、流域保全上重要 なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置 しがたいもので、次の各号の1に該当するもの。 (番号は復旧治山に同じ) (工事規模) 1 施行箇所工事費 年総計画 山腹35万円以上 渓流85万円以上</p> <p>&lt;概要&gt; 人家等おおよそ50戸以上の集落に対し、山腹の崩壊、土 砂の崩出等により被害を与えるおそれのある山地の一定地区 を対象として、山地災害を未然に防止するため、予防事業を</p>	2/3	1/3	水特法9条ダムは国の負担率を3/4に嵩上げ	★宮ヶ瀬 大川 荒川 長島 阿木川 ★大滝 (★嵩上げ)
1-3	集落保全総合治山		2/3	1/3	水特法9条ダムは国の負担率を3/4に嵩上げ	



番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
2	緊急治山	<p>おおむね3箇年で緊急かつ総合的に実施するものである。 工法は、予防治山に類似している。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は、荒廃移行地の一定地区で、人家等がおおむね50戸以上の集積に被害を与える恐れがあり、集積保全上緊急かつ総合的な整備を実施する必要があるもので、全体計画の工事規模が5000万円以上のもの。</p> <p>&lt;概要&gt; 風水害等により発生又は拡大した荒廃山地のうち、次期の降雨又は出水により人家、公共施設等に被害を与えると認められ民生安定上放置しがたいものを、災害発生年度内に緊急に復旧整備し、災害の防止、軽減を図るための事業である。 工法は、復旧治山事業の場合と類似している。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 1 当該風水害等により発生又は拡大した荒廃山地で、生産土砂が山腹下部に堆積し、又は荒廃拡大の恐れが濃厚で、次期出水により容易に下流に流下し、著しい被害を与えるものと認められるものうち2の各号の1に該当するものについて、他事業(特に崩壊省所管予防事業)と調整を図りつつ採択する。 2 当該風水害等により発生又は拡大した荒廃山地で、次期降雨時の荒廃拡大により直接被害を与えると認められるものうち、次の各号の1に該当するもの。 (1) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して順行する必要があるもの。</p>	2/3	1/3	水特法9条ダムは国の負担率を3/4に据上げ	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
3	重要水源山地整備治山	<p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上設置しがたいもので、次の各号の1に該当するもの。 7 鉄道、都道府県道(指定都市の市道を含む。)以上の道路又は迂回路のない市町村道、利用区域面積500ha以上の林道、その他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。 1 官公署、学校若しくは病院等の公共建築物又は就工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。 ウ ため池、用排水施設又は護道(関係面積1.0ha以上)のものに限る。以下同じ。)に直接被害を与えるものと認められるもの。 エ 人家10戸以上に直接被害を与えると認められるもの。 オ 農地に直接被害を与えると認められるもの。 3 次の各号の1に該当するものは採択しない。 (1) 1箇所の復旧事業費が原則として80万円以下のもの。 (2) 森林法上の違反状態に起因する山地荒廃。 (3) 鉱石、石材等の採取による山地荒廃で、当該業種者等にその復旧の責の存するもの。 (4) 復旧事業費に比し経済効果の小なるもの。</p> <p>&lt;概要&gt;  Watershed上重要な流域の水源山地において、森林の有する水源かん養機能等を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地及び荒廃移行地並びにその周辺の森林の整備を一定の計画に基づき、緊急に実施する事業である。</p>	2/3	1/3	水特法9条ダムは国の負担率を3/4に据上げ	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(他庁)		
		<p>工法には、山腹荒廃地の安定を図るための土留工、階段工、根柢侵食防止効果と併せて、堆砂による保水力と伏流効果を発揮させるための治山ダム群の設置、劣悪化している森林に対する植栽工などがある。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>1 対象地区は、水需給上重要な流域の水源地域であつて、山地の荒廃、林相の悪化等により、森林の有する水源かん養機能が低下しており、水資源の確保及び圃士の保全に資するため、一定の計画に基づき、荒廃山地等の整備を緊急に実施する必要があるもので、次の各号の1に該当するものとする。</p> <p>(1) 広域水源地に係る地区 重要なダム等に水源地の水源地域がおおむね3,000ha以上で、かつ、その30%以上が森林法第25条第1項第1号から第7号までの保安林に指定されているか又は指定されることが確実な地区(以下「保安林等の地区」という。)において、当該山地の荒廃率が0.5%以上か、又は放置すれば0.5%以上に移行する恐れのあるもので、全体計画の工事規模が1億円以上のもの</p> <p>(2) 地蔵水源地に係る地区 人家100戸以上の集落又はため池等に係る水源地の森林面積がおおむね200ha以上で、かつ、その大半が保安林等の地区であつて、当該山地の荒廃率が0.5%以上か、又は放置すれば0.5%以上に移行する恐れのあるもので、全体計画の工事規模が4千万円以上のもの(離島、電線調査及び沖縄線にあつては、人家50戸、森林面積100ha以上で、全体計画の工事規模が2千万円以上のもの。)</p>				

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(他庁)		
4	防災林造成	<p>2 1の(1)及び(2)の地区において、次の各号の1に該当する箇所のうち、水源かん養及び圃士保全上放置しがたいものについて実施する。</p> <p>(1) 崩壊地、荒廃渓流、荒廃の可能性がある濃厚な箇所、流砂発生地、はげ山等であつて、現に下流に被害を与え、又は与える恐れのある箇所</p> <p>(2) 当該林地の林相が悪化し、樹冠疎密度が0.5以下となつた箇所又は放置すれば樹冠疎密度が0.5以下に移行する恐れのある箇所</p>				
4-1	海岸防災林造成	<p>&lt;概要&gt; 海岸における飛砂、潮風、高潮、強風、霧等の被害を防止するための事業である。 工法には、海岸から飛砂を止め堆積させて砂丘を造成するための堆砂工、雑生を保護するための防風工、波浪、潮流などによる海岸侵食から森林を保護するための防潮流岸工、森林造成のための植栽工などがある。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 海岸防災林延長100mにつき後方2ha以上の農地又はこれと同等以上の重要性のある保全対象のある箇所。 (工事規模) 1施行箇所の仕事量: 40万円以上</p>	1/2	1/2		
4-2	防風林造成	<p>&lt;概要&gt; 内陸部で季節など強風による被害を防ぐための事業である。工法には、防風森林帯を造成するための植栽工、樺太木を風害から</p>	1/2	1/2		

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(地元)		
4-3	なだれ防止林造成	保護するための防風工などがある。 <採択基準> 造成面積の1.0倍以上の保安対象を有する箇所。 (工事規模) 1施行箇所の工事費 2.0万円以上 <概要> 積雪帯等で発生するなだれの被害を防止するための事業である。 工法には、なだれを阻止するための階段工、柵工、雪を分散させるための土盛り、森林によりなだれを防止するための植栽工などがある。 <採択基準> 過去になだれが発生したか、又は発生する恐れのある箇所中で、直接公道、その他公共施設に被害を与え、民生安定上施設を必要とする箇所。 (工事規模) 1施行箇所の工事費 2.5万円以上	1/2	1/2		
4-4	防火林造成	<概要> 山火事発源地域に防火帯及び空間地帯からなる防火帯を造成し、山火事による被害を防止するための事業である。 <採択基準> 山火事が発源地域に発生した地域、又は発生する恐れのある箇所中で、造成面積の1.0倍以上で、かつ、3.0ha以上の保安対象を有する箇所。 (工事規模) 1施行箇所の工事費 2.5万円以上	1/2	1/2		
5	保安林整備					

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(地元)		
5-1	保安林改良	<概要> 所有者等の責に帰しえない原因で保安林が毀滅され、あるいは林況が著しく悪化し、保安林の指定目的が果たされない箇所にて植栽を行い、編柵工、排水工などの簡易施設をもうけ、林況を復旧する事業である。 <採択基準> 既往の治山工事施行地であつて、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化し、施設目的が果たされない箇所及び工事施行地以外の保安林中、崩記の原因のため毀滅され、所期の林況に復旧せしめる必要のある箇所。 (工事規模) 1施行箇所の工事費 3.5万円以上	1/2	1/2		
5-2	生活環境保全林整備	<概要> 治山効果と保健効果を兼ね備えた保安林を整備する事業である。事業内容は、森林の有する保健効果を高度に発揮させるための自然林の造成、改良等である。 <採択基準> 次の各号のすべての条件を満たすもの。 1 治山機能が高く、かつ、公衆の保健の観点からの効果的効果が顕著であるものとして、次の(1)及び(2)の2つの種類の保安林指定が行われているか、又は行われることが確実であると見込まれるもの (1) 森林法第25条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する保安林 (2) 同法第25条第1項第10号の保安林 2 公衆のための保健効果が大きく、かつ、その保健効果が	1/2	1/2		

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
5-3	生活環境保全林買入	<p>広域にわたるものであつて緊急に整備を必要とするもの</p> <p>3 地方公共団体において当該事業の用地が確保されるもの</p> <p>4 1箇所当たりの面積がおおむね10 ha以上であるもの</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>周辺に開発が及ぶなど、流失の危険に直面している治山効果と保樹効果を兼ね備えた保安林を都道府県が買入れ、その適正な維持を図る事業である。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>1の(1)から(3)までのすべての条件を満たすものであつて、2の(1)又は(2)の条件のいずれかにも適合するもの。</p> <p>1(1) 森林法第25条第1項第1号から第7号までのいずれかの目的と第10号の目的を兼ねて指定されている保安林及びその付帯地</p> <p>(2) 買入れ補助対象を含む一円の保健保安林の指定面積が50 ha以上の規模を有しているもの</p> <p>(3) 現に周辺に開発が及ぶ等流失の危険に直面し、その適正な維持(造成を含む。)のため買入れを以て手段がないと認められる私有のもの</p> <p>2(1) 主として生活環境の保全に資するもの</p> <p>人口より密な市街地、集落地に近接しているが、又は工場地帯等と人口より密な地域との間に介在する森林で、次のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>ア 国土保全等の機能を特に発揮している10 ha以上のまとまりを有する箇所</p> <p>イ 生活環境の保全、形成の目的を達成するため、林相改良等の機能強化事業を20 ha以上の区域にわたる</p>	1/3	2/3		

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
5-4	保育	<p>実施する必要がある箇所</p> <p>(2) 主として保健休養の場に資するもの</p> <p>人口の多い都市から近距離に位置し、国土保全等の機能を特に発揮しており適正な維持管理を必要とするもので、次のいずれかにも該当するもの</p> <p>ア 林相・景観が特に優れているが、又は湧出、湧流等固有の景観と一体となつており、特にその保存が要請される10 ha以上のまとまりを有する箇所</p> <p>イ 入込み利用者が年間10万人以上あり、特に公的管理を必要とする区域が10 ha以上のまとまりを有する箇所</p> <p>ウ 保健休養の目的を達成するため林相改良等の機能強化事業を20 ha以上の区域にわたる実施する必要がある箇所</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>治山事業施行地の植栽木の保護を行うもので、下刈、追肥、剪定等の作業種がある。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>既往の治山事業施行地であつて保育を必要とする箇所。(工事規模) 1箇行箇所の工事費 10万円以上</p>	1/3	2/3		
6	治山激甚災害対策特別緊急事業	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>台風、集中豪雨等によつて、いちじるしく激甚な災害が発生し、一定の要件に該当した地域に対して、再度災害防止のため、一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に実施する復旧整備事業である。</p>	2/3	1/3		

番号	項目	採択基準1内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(地元)		
		<p>災害発生当年は緊急治山事業で実施し、次年度以降はわね2箇年において本事業を実施する。</p> <p>工法は、復旧治山に類似している。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>1 治山地区災害対策特別緊急事業の対象地区は、林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、次の各号のいずれかに該当する災害が発生した一連地区のうち、次期の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与える恐れがあるため、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であり、かつ、初年度緊急治山事業が実施されたものである。</p> <p>(1) 全額(流火を含む。以下同じ。)家屋敷がおおむね50戸以上であるもの</p> <p>(2) 全額家屋敷と次期の崩壊、出水等で全壊の危険が極めて大きい家屋敷と合わせおおむね50戸以上であるもの</p> <p>(3) 浸水家屋敷が2,000戸以上であるもの</p> <p>2 1の地区において、次の各号のいずれかに該当するものを採択する。</p> <p>(1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの(治山事業のみを施行する場合にあつては、地区内の林地の保全上等に緊急に施行するものを含む。)</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置しがたいもので、次の各号の1に被害を及ぼす恐れがあると認められるもの</p>				

番号	項目	採択基準1内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(地元)		
7	地すべり防止	<p>7 入家10戸以上</p> <p>イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路(利用区域面積5,000ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。)堤防、重層な工業施設等</p> <p>ロ 農地、ため池、用排水施設、農道等</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべりを防止する事業である。</p> <p>工法には、地すべり斜面の荷重を減じ滑動力を軽減するための削土工、地すべりを誘発する地下水を排除するための地下水排除工、防の抵抗力によつて地すべりを防止するための杭打工、堆砂により地すべり先端部の崩壊を抑制し地すべりを防止するためのダム工などがある。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>地すべり指定地域内の地すべりで、現に下流に被害を与え又は与える恐れがあり、流域保全上重要なものおよび公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置しがたいもので、次の各号の1に該当するもの。</p> <p>(各号は復旧治山に同じ)</p> <p>(工費規模) 1 施行箇所の工費</p> <p>全体計画 山腹 450万円以上                      渓流 650万円以上                      年度計画 山腹 60万円以上                      渓流 95万円以上</p>		<p>渓流 2/3</p> <p>山腹 1/2</p> <p>1/3</p> <p>1/2</p>		

3) 治水

番号	項目	採択基準；内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
1 1-1	河川 河川改修事業 1) 中小河川改修	<p>&lt;採択基準&gt; 指定区間内の一級河川は二級河川において、一定の計画に基づき施行される改良工事であって、その総事業費が都市河川にあっては、おおむね20億円以上(都市河川改修事業で採択されるものを除く。)、その他の河川にあっては、おおむね10億円以上のもので、次の各号の一に該当するもの。</p> <p>1. 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が200ha以上であるもの、宅地(公共用地又は5ヶ年以内に宅地となることか予測される土地を含む。以下同じ。)が20ha以上であるもの、家屋が200戸以上あるもの又は農耕地が100ha以上であるもので、かつ、宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上であるもの。</p> <p>2. 改良工事による年便益が別に定める計算方式により、総事業費の1/17以上であるもの。</p>	1級河川 2/3 2級河川 1/2	1/3 1/3 1/2	水特法9条ダムは国の負担率を3/4に嵩上げ	★宮ヶ瀬 (★嵩上げ)
	2) 小規模河川改修	<p>&lt;採択基準&gt; 指定区間内の一級河川において施行される改良工事であって、その総事業費が都市河川にあっては、おおむね5億円以上20億円以内(都市河川改修事業で採択されるものを除く。)、その他の河川にあっては、おおむね3億円以上10億円以内のもの。</p> <p>採択のうち、次の各号の一に該当するもの。</p> <p>1. 改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が</p>	1級河川1種 2/3 1級河川2種 4/10 2級河川 4/10	1/3 6/10 6/10	水特法9条ダムは国の負担率を3/4に嵩上げ	野村

5 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

番号	項目	採択基準；内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
		<p>10Km<sup>2</sup>以上又は計画高水流量が毎秒100m<sup>3</sup>以上の区間において施行する改良工事であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が100ha以上であるもの、宅地が10ha以上であるもの、家屋が100戸以上であるもの、又は農耕地が50ha以上であってかつ宅地が5haもしくは家屋が50戸以上であるもの。</p> <p>② 改良工事による年便益が別に定める計算方式により総事業費の1/17以上であるもの。</p> <p>2. 建設大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので、建設大臣の施行する改良工事と一体となって効用をはたすこととなるもの。</p> <p>採択のうち、次の各号に該当するもの。</p> <p>(1) 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が60ha以上であるもの、宅地が5ha以上であるもの、家屋が50戸以上であるもの又は農耕地が30ha以上であって、かつ、宅地が2.5ha以上もしくは家屋が25戸以上であるもの。</p> <p>(2) 一級河川において施行される改良工事でないもの。</p> <p>二級河川において施行される改良工事であって、その総事業費が都市河川にあっては、おおむね5億円以上20億円以内(都市河川改修事業で採択されるものを除く。)、その他の河川にあっては、おおむね3億円以上10億円以内のもので、改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が60ha以上であるもの、宅地が5ha以上であるもの、家屋が50戸以上であるもの。</p>				

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
3)	局部改良	あるもの、又は農耕地が30ha以上であって、かつ、宅地が2.5ha以上又は家屋が2.5戸以上であるもの。  ＜採択基準＞ 指定区間内の一級河川又は二級河川において施行する河川工事であって、中小河川改修又は小規模河川改修のいずれの事業にも含まれないもので、かつ、その総事業費が都市河川にあっては、おおむね3千万円以上5億円以内(都市河川改修事業で採択されるものを除く。)、その他の河川にあっては、おおむね3千万円以上3億円以内のもので、次の各号の一に該当するもの。 ① 局部的に施行される改良工事であって、その改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が30ha以上であるもの、家屋が2.5戸以上であるもの、農耕地が1.5ha以上であって、かつ、宅地が1.5ha以上もしくは、家屋が1.5戸以上であるもの。 ② 局部的に河況線形が不良であるか、又は河運が減少である等のため、当該箇所又はその上下流における河川の機能に著しく障害となっている区間の河川工事。 ③ 局部的な河床の洗掘、堆積等のため、河川の機能が著しく低下している区間の河川工事。	1/3	2/3		七ヶ宿 寒河江 玉川 相生川 手取川 狸野 菅一庫 耶馬姿
4)	河川工作物関連応急対策事業	＜採択基準＞ 指定区間内の一級河川、又は二級河川であって、次の各号に該当するもの。 1 堤内地盤からの高さが0.6m以上の一連の堤防が設けられている区間で、かつ河運が整備されている一連の区間。	1/3	2/3		

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
1-2	都市河川改修 1) 都市河川改修 (1) 中小河川改修	2. 床止め、堰、水門、樋管、橋梁等工作物の附属施設又は附属施設である護岸、擁壁、護床工、高水敷保固工又は門扉等の構造が不十分又は適当でないため、前後の通過区間の治水機能に比較して、工作物周辺の治水機能が劣っているものについて応急的に改良並びに新増設の改善措置を必要とするもの。  ＜採択基準＞ 人口の集む大都市の著しい大都市の地域に係る指定区間内の一級河川又は、二級河川において、一定の計画に基づき施行される改良工事であって、その総事業費が、おおむね20億円以上のもので、次の各号の一に該当するもの。 1. 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が200ha以上であるもの、宅地(公共用地又は5ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。以下同じ。)が20ha以上であるもの、家屋が200戸以上であるもの、又は農耕地が100ha以上であって、かつ、宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上であるもの。 2. 改良工事による年便益が別に定める計算方式により総事業費の1/17以上であるもの。  ＜採択基準＞ 人口の集む大都市の著しい大都市の地域に係る指定区間内の一級河川において施行される改良工事であって、その総事業費がおおむね5億円以上20億円以内のもの。 標記のうち、次の各号の一に該当するもの。	1級河川 2/3 3/4 2級河川 1/2	1級河川 1/3 1/4 2級河川 1/2	河川法施行法第5条の規定により100億円以上の大規模工事	
	(2) 小規模河川改修		1級河川1種 2/3 1級河川2種 4/10	6/10	水害法9条ダムは圃の負担率を3/4に純上げ	

番号	項目	採択基準；内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
	(3) 局部改良事業	<p>1 改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が10Km<sup>2</sup>以上又は計画高次流量が毎秒100m<sup>3</sup>以上の区間において施行する改良工事であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(イ) 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が100ha以上であるもの、宅地が10ha以上であるもの、家庭が100戸以上であるもの、又は農耕地が50ha以上であって、かつ、宅地が5haもしくは家庭が50戸以上であるもの。</p> <p>(ロ) 改良工事による年便益が別に定める計算方式により総事業費の1/7以上であるもの。</p> <p>2 建設大臣の施行する改良工事に継続して施行するもので建設大臣の施行する改良工事と一体となって効用をばたすこととなるもの。</p> <p>標記のうち、次の各号に該当するもの。</p> <p>(1) 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が60ha以上であるもの、宅地が5ha以上であるもの、家庭が50戸以上であるもの又は農耕地が30ha以上であって、かつ、宅地が2.5ha以上もしくは家庭が2.5戸以上であるもの。</p> <p>(2) 一種の採択基準に該当しないもの。</p> <p>大都市の地域に係る二級河川において施行される改良工事であって、その総事業費がおおむね5億円以上20億円以内のもので、改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が60ha以上であるもの、宅地が5ha以上であるもの、家庭が50戸以上であるもの又は農耕地が30ha以上であって、かつ</p>	2 級 河川 4/10	6/10		

番号	項目	採択基準；内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
	(3) 局部改良事業	<p>宅地が2.5ha以上又は家庭が2.5戸以上であるもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>人口の集中の著しい大都市の地域に係る指定区間内の一級河川又は二級河川において施行する河川工事であって、中小河川改修又は小規模河川改修のいずれの事業にも含まれないもので、かつ、その総事業費がおおむね3千万円以上5億円以内のもので、次の各号の一に該当するもの。</p> <p>(1) 局部に施行される改良工事であって、その改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が30ha以上であるもの、家庭が2.5戸以上であるもの、農耕地が1.5ha以上であって、かつ、宅地が1.5ha以上もしくは、家庭が1.5戸以上であるもの。</p> <p>(2) 局部的に河道形態が不良であるか、又は河道幅が狭少であるため、当該箇所又はその上下流における河川の機能に著しく障害となっている区間の河川工事。</p> <p>(3) 局部的な河床の沈没、堆積等のため、河川の機能が著しく低下している区間の河川工事。</p>	1/3	2/3		
	2) 総合治水対策特定河川事業	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>三大都市圏の既設市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既設都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては、近郊整備区域）並びに主要な地方中核都市に係る一級河川または二級河川のうち、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>a) 流域面積がおおむね30Km<sup>2</sup>以上、1000Km<sup>2</sup>未満であること。</p>	1 級 河川 2/3   1/3 2 級 河川 1/2   1/2			



番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用タム例
			国	県		
	3) 都市小河川改修	<p>&lt;採択基準&gt;                      東京都西部、地方自治法第252条の19による指定都市及び指定新市に隣接し、市街化の著しい都市並びに主要な地方中核都市の市街化区域にかかわる指定区間内の一級河川又は二級河川の改良工事であって、流域面積が30Km<sup>2</sup>以下の区間であること。</p>	1/3	2/3		
	4) 低地対策河川事業	<p>&lt;採択基準&gt;                      指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、高潮により被害を生ずる地域についての高潮対策事業。</p> <p>&lt;採択基準&gt;                      既設市街地の浸水多発地域あるいは低地地域（ゼロメートル地帯等）にかかわる河川改修事業のうち、市街地開発事業等の他事業と一体として緊急に実施する必要があるもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;                      指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、特に地盤</p>	3/10 4/10	7/10 6/10		補助金は都道府県の財政力指数による
	(2) 都市河川総合整備事業	<p>&lt;採択基準&gt;                      既設市街地の浸水多発地域あるいは低地地域（ゼロメートル地帯等）にかかわる河川改修事業のうち、市街地開発事業等の他事業と一体として緊急に実施する必要があるもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;                      指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、特に地盤</p>	3/10	7/10		
	(3) 地盤沈下対策河川事業	<p>&lt;採択基準&gt;                      指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、特に地盤</p>	4/10	6/10		

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用タム例
			国	県		
	(4) 耐震対策河川事業	<p>沈下の著しい地区で、内水対策等の必要な河川について地盤沈下対策河川事業。</p> <p>&lt;採択基準&gt;                      都市区域に係る指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、特に耐震対策を必要とする河川に於いての対策河川事業。</p>	3/10	7/10		
	5) 河川環境整備事業	<p>(1) 河川浄化事業</p> <p>&lt;採択基準&gt;                      指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、汚濁の著しい河川についての河川浄化事業。</p> <p>&lt;採択基準&gt;                      指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、特に河道整備を必要とする区域についての河道整備事業。</p>	1/3 1/3	2/3 2/3		1/2 1/2
	6) 都市河川治水緑地事業	<p>(1) 治水緑地事業</p> <p>&lt;採択基準&gt;                      都市河川の全体計画において計画高水流量を低減するものとして定められた治水池の用地取得事業。</p>	1/3	2/3		1/2 1/2
	(2) 多目的治水池事業	<p>&lt;採択基準&gt;                      次の各号に該当するもの。                      1. 工事業実施計画に基づく河川改良工事全体計画の中で、当該地点の治水池計画があること。                      2. 市街化区域または、市街化区域に近接した市街化調整区域であって、都市機能上一定の住宅・公園等の都市施設を設ける計画があること。</p>	1/3 1/3 1/3 6/10 1/2	2/3 1/3 1/3 6/10 1/2		1/2 1/2 1/2 6/10 1/2

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
1-3	7) 防災調節池事業	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>一級河川の指定区画および二級河川において著しい市街化により早急な治水対策を必要とし、かつ開発面積50ha以上の区域で治水計画調節池方式が適当であるもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>次の各号に該当する河川工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該河川流域における下水道(雨水排水)の整備水準に比べて河川の整備水準が著しく低く、特に緊急に整備を要する河川に関するものであること。</li> <li>都市河川改修事業のうちの中・小規模河川改修事業、都市小規模河川改修事業、多目的遊水池事業のいずれかの採択基準に該当するものであること。</li> <li>分水路、放水路若しくは調節池の整備又はこれら施設整備と一連のものであること。</li> </ol>	<p>一級河川</p> <p>4/10 6/10</p> <p>二級河川</p> <p>1/3 2/3</p>		<p>該当する都市河川改修事業の補助率による</p> <p>河川法施行法律5条による100億円以上の大規模工事</p>	
	8) 都市河川緊急整備事業	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指定基準 指定区画内の一級河川又は二級河川において、施行される改良工事であって、次の各号のいずれかに該当するもの。                      (1) 河川の氾濫による一区域の被害が次のいずれかに該当する場合                      イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの。                      ロ 浸水家屋数が2000戸以上であるもの。                      ハ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸に相当するもの。                      ④ 半壊家屋 2戸                      ⑤ 著しい浸水家屋(軒下浸水程度) 3戸                      ⑥ 浸水家屋 40戸                      河川の氾濫による一市町村の区域内の一水系に係る被害が前号のいずれかに該当する場合。                      2. 採択基準 河川緊急災害対策特別緊急事業の採択基準は次のとおりとする。                      (1) 再度災害を防止するために必要な一定の計画に基づく工事であること。                      (2) 前号に掲げる計画は、当該工事施行箇所の上流部及び下流部と均衡のとれたものであること。                      (3) 施行区域は、災害の発生状況を十分検討し、必要最少限度の区域とすること。                      (4) 全体事業費は10億円以上で、かつ、原則として当該災害による一般被害総額に相当する額を限度とすること。                      なお一般被害総額の算定基準は、別に定めるところによる。</li> </ol>	<p>一級河川</p> <p>2/3 1/3</p> <p>3/4 1/4</p> <p>二級河川</p> <p>1/2 1/2</p>			

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
1-4	準用河川改修 1) 準用河川改修	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>総事業費が都市河川に係るものにあつては、おおむね3千万円以上5億円以内、その他の河川に係るものにあつては、おおむね3千万円以上3億円以内の準用河川に係る河川工事であつて、かつ、次の各号の何れかの要件に該当するもの。                      (1) 過去3箇年間に氾濫被害が3回以上発生した区域に</p>	<p>1/3</p> <p>2/3</p>			

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
2)	雨水貯留事業	<p>関する工事であること。</p> <p>(2) 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存すること。</p> <p>(3) 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して当該河川工事が必要となるものであること。</p> <p>(4) 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため当該河川工事が必要となるものであること。</p> <p>1/3 2/3</p> <p>&lt;採択基準&gt;                      準府河川改修事業の採択基準のうち、都市河川に係る雨水貯留施設であり、総事業費がおおむね3千万円以上、5億円以内であること及び次の各号の要件に該当するもの。</p> <p>(1) 総貯水容量(複線箇所でもよい)がおおむね50000m<sup>3</sup>もしくは下流準府河川区間に於ける洪水調節効果がおおむね10m<sup>3</sup>/S以上である雨水貯留全体計画におおむね10m<sup>3</sup>以上であること、当該施設が貯水容量がおおむね5000m<sup>3</sup>以上であること。</p> <p>(2) 上記の雨水貯留全体計画の総事業費が、当該雨水貯留全体計画にもとづく洪水調節によって削減される下流準府河川区間の改修事業費よりも小さいものであること。</p>	1/3	2/3		
1-5	河川修繕	<採択基準> 指定区間内の一級河川の修繕及び二級河川の修繕	1/3	2/3		
2	河川総合開発事業					
2-1	河川総合開発事業	一級河川の指定区間で河道改修によることが困難であり洪水調節と併せて、かんがい、発電、上水道、工業用水等				

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
2-2	治水ダム建設事業	<p>&lt;採択基準&gt;                      一級河川の指定区間で河道改修によることが困難であり、洪水調節を必要とするものであり、特定利水の目的を含まないもの。</p> <p>二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、上水道、工業用水等を必要とするもの。</p>	3/4 1/4 1/2	1/4 二級河川 1/2	河川法施行法第5条の規定によるダム事業	
2-3	ダム周辺環境整備事業	<p>&lt;採択基準&gt;                      一級河川又は二級河川において、都道府県の管理するダムで、ダムと一体となって管理を必要とする区域内のうち特に環境整備を必要とするもの。</p>	1/3	2/3	河川法施行法第5条の規定によるダム事業	
2-4	堰堤改良	<p>&lt;採択基準&gt;                      一級河川又は二級河川において都道府県の管理するダムで、次の各号の一に該当するもの。</p> <p>1. ダム本体、放流設備並びにこれに附属する設備、観測通報、緊急設備の改良、ダム貯水池周辺の地山の安定のための工事で1件の工事費が比較的大規模なもの。</p> <p>2. ダム直下の河道改良工事。</p> <p>3. 貯水池の堰砂等による機能低下を防止するための貯砂ダムの設置等。</p>	1/3 4/10	2/3 6/10		

番号	項目	採択基準；内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
2-5	堤防修繕費	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>一般河川及び二級河川において、都道府県の管理するダムで下記に掲げる各号の1に該当する修繕で1件の工事費が100万円以上のもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ダム本体、放流設備及びこれらに附帯する設備の修繕。</li> <li>貯水池及び貯水池周辺の保全のための崩壊の修繕。</li> <li>観測、警報及び通信施設に関するもの。</li> <li>ダムと一体として管理を必要とする河川区域の保全のための施設の修繕。</li> </ol>	1/3	2/3		
3	砂防事業					
3-1	通常砂防事業	<p>(1) 荒廃砂防事業</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>次の各号の1に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一、二級水系に係るもので、次の各号の1に該当するもの。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えらるもの。</li> <li>流出土砂量が甚しく、その量が本川流量の1割を超えるもの。</li> <li>河床に土砂堆積が甚しく、流下するおそれのあるもの。</li> </ol> </li> <li>二、二級水系以外の水系に係るもので前項各号の1に該当し、かつ次の各号の1に該当する効果のあるもの。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>公共施設の保護</li> <li>市街地、部落の保護</li> </ol> </li> </ol>	2/3	1/3	水衝法9条ダムは国の負担率を3/4に嵩上げ	★七ヶ宿 ★川治 ★宮ヶ瀬 ★手取川 ★川寛 ★川生 ★滝野 ★野祥 ★栄 ★未武 ★川野 ★村馬 ★野馬 ★山

番号	項目	採択基準；内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
	(2) 予防砂防事業	<p>(3) 耕地の保護</p> <p>(4) 港溝又は河口の崩壊防止</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>現在荒廃しているが、豪雨等により崩壊するおそれのあるもので次の各号の1に該当する効果のあるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市街地、部落の保護</li> <li>重要飲工業施設及び公共施設の保護</li> <li>耕地の保護</li> </ol>	2/3	1/3		
	(3) 都市対策砂防事業	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>荒廃砂防の採択基準に該当し、かつ、次の各号の1に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>都市区域及び都市区域間線2kmの区域内の河川又は溪流において施行するもの。</li> <li>都市区域間線2kmから上流部の流域面積が10km<sup>2</sup>以下の河川又は溪流において施行するもの。</li> </ol>	2/3	1/3		
	(4) 火山噴火緊急対策砂防事業	<p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>砂防指定区域内に施設された砂防設備に対して都道府県知事が施行する砂防工事で、次の各号に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>火山活動等に より上流部の土砂生産源に対し、通常の工事では有効な対策工事が困難で、かつ、土石流等の危険度が高く既設砂防設備の堆砂等を除去することが緊急に必要と判断される場合の</li> <li>砂防設備堆砂地内の土砂等の除去工事</li> <li>土石流の衝撃力に対して必要を当該砂防設備の改良工事</li> </ol> <p>2. 前号(イ)、(ロ)の工事であって事業費が500万円以上のもの。</p>	2/3	1/3		(★嵩上げ)

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	県		
3-2	2) 砂防環境整備	<p>&lt;採択基準&gt;                      都市河川砂防の対象区域及びこれに隣する区域に係る河川又は溪流で自然的に土石流の被害を受けるおそれのない区間において、特に環境整備を必要とするもの。</p>	1/3	2/3		
	3) 緊急砂防	<p>&lt;採択基準&gt;                      当該年度発生した風水害、震災等により生じた土砂が溪流に堆積し、放塵すれば、次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれがあり、かつ次の各号の一に該当するもの。                      1. 緊急な災害復旧事業に先行して施行する必要があるもの。                      2. 次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの。                      (1) 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道等。                      (2) 公共建築物又は鉱工業施設のうち重要なもの。                      (3) 人家200戸以上。                      (4) 農地20ha以上。</p>	1/3	2/3		
3-2	砂防緊急災害対策特別緊急事業	<p>&lt;採択基準&gt;                      土石流等により、次の各号のいずれか以上に該当する災害が発生した一連地区のうち、堆積土砂又は崩壊により、次期出水時等に下流に著しい被害を与えるおそれのあるものであつて、再度災害を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上となるもの。</p>	2/3	1/3		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	県		
3-3	砂防設備修繕	<p>採択基準、内容説明                      1. 流失又は全壊家屋数が50戸以上のもの。                      2. 次期出水で流失又は全壊の危険が顕著である家屋数が50戸以上のもの。                      3. 浸水家屋が2000戸以上のもの。                      かつ、次の各号のいずれか以上に該当するもの。                      1. 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの。                      2. 次のいずれか以上に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの。                      イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道等。                      ロ 公共建築物又は鉱工業施設のうち重要なもの。                      ハ 人家200戸以上。                      ニ 農地20ha以上。</p>	1/3	2/3		
		<p>&lt;採択基準&gt;                      砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、同法第4条に規定された砂防設備について行方修繕工事であるとして、その工事費が100万円以上で次の各号の一に該当するもの。                      (1) 砂防ゲートのうち、土ダム、石積ダム等の修繕工事費が3千万円以内のもの。                      (2) 局所的に河床に堆積した土砂等の排除工事等工事費が3千万円以内のもの。</p>	2/3	1/3		
3-4	地すべり対策事業	<p>&lt;採択基準&gt;                      次の各号の一に該当するもの                      1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に被害</p>	1/2	1/2		
	地すべり対策		2/3	1/3		地すべり等防止法（昭和33年法律第30号） 第29条 国は、政令で定めるところにより

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(他庁)		
	2) 緊急地すべり対策	<p>を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの並びにその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>3. 公共建築物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>4. 貯水量30,000m<sup>3</sup>以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区画面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>5. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>6. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの。(農地5ha以上、10ha未満であって、当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>当該年発生した風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又は河川山崩等の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ、当該工事が年内に完成の見込のあるもので、次の各号のいずれに該当する場合。</p> <p>1. 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。</p>	2/3 1/2	1/3 1/2	<p>り、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で、渓流において施行するもの及びこれと一体となって直接渓流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用の2/3を、これ以外は1/2を負担する。</p> <p>)同上</p>	

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(他庁)		
3-5	地すべり災害対策特別緊急事業	<p>3. 公共建築物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>4. 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>&lt;採択基準等&gt;</p> <p>(指定基準)</p> <p>土石流等により激甚な災害の発生した一連地区が、次のいずれかに該当し、一定計画に基づき、一定期間内(概ね3年)に緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業および治山事業による整備事業費の合計額が概ね10億円以上の場合。</p> <p>① 流出又は全壊家屋数が50戸以上の場合</p> <p>② 次期出水で全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上の場合</p> <p>③ 浸水家屋が2,000戸以上の場合</p> <p>(採択基準)</p> <p>特に地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難いもので、次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 地すべり区域ならびに上、下流域の緊急な整備に先立ち必要となるもの。</p> <p>② 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>③ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないものその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。</p>	2/3 1/2	1/3 1/2	<p>)同上</p>	

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	市町村(地元)		
4	急傾斜地崩壊対策事業 1) 急傾斜地崩壊対策 2) 緊急急傾斜地崩壊対策	<p>(4) 公共建築物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>(5) 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 次の各号に該当する場合 1. 急傾斜地の高さが10m以上であること。 2. 移転要典がないこと。 3. 人家がおおむね10戸(公共的建築物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすかそれのあるもの。</p> <p>&lt;採択基準&gt; 1. 豪雨等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放倒すれば次の降雨により崩壊が拡大するおそれがあり、当該年度に緊急に施行を必要とするもので次の各号に該当する場合 (1) 急傾斜地の高さが10m(人家等に実際の被害があったものについては5m)以上であること。 (2) 移転要典がないこと。 (3) 人家がおおむね5戸(公共的建築物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>2. 前項の場合において、第四半期に生じた崩壊に係るものについては、翌年度の緊急急傾斜地崩壊対策事業として採択できる。</p>	1/2	1/2		

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	市町村(地元)		
1	道路改良事業	<p>現道の拡張や線形改良またはバイパス等の建設を行う事業であり、踏切除却、橋梁整備、舗装新設及び特殊改良で行われるものを除く事業である。</p>	<p>国 道 3/4   1/4 2/3   1/3</p> <p>県 道 2/3   1/3 市町村道 2/3</p>	1/3	都市計画決定済で4車線以上のもの	多数
2	踏切除去事業	<p>道路と鉄道との平面交差を除却し、立体交差とする事業のほか、道路の改良によりルートをつけ替えることにより当該踏切を廃却することになるもの、または除却しないまでも踏切の種別が格下げされるものもこの事業に含まれる。</p>	<p>国 道 3/4   1/4</p> <p>県 道 2/3   1/3 市町村道 2/3</p>	1/3		
3	橋梁整備事業	<p>木橋を鋼橋またはコンクリート橋に架け替えたり、現在鋼橋またはコンクリート橋であっても耐荷力が劣ったり、耐震性の劣る橋梁を架け替える事業と道路の改良に伴って橋梁を新たに架設する事業である。</p>	<p>国 道 3/4   1/4 2/3   1/3</p> <p>県 道 2/3   1/3 市町村道 2/3</p>	1/3	都市計画決定済で4車線以上のもの	多数

番号	項目	採択基準	内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
				国	市町村(他庁)		
4	舗装新設事業	改良が終了区間の砂ろ道を通交通の質と量に応じた規格によって舗装する事業である。		国 3/4 道 1/4 2/3 県 1/3 2/3 市町村道 1/3 2/3 1/3	市町村(他庁)	都市計画決定済で4車線以上のもの	多数
5	特殊改良事業		道路改良等と同様、広橋には改良事業の概念にはいる事業であるが、道路整備緊急措置法施行令(以下単に「緊急措置法施行令」という。)第2条第1項及び第3条第1項の規定によつて、他の改良事業とは補助率又は負担率が異なる小規模改良事業であり、事業の内容により次の4種類に区別される。				
5-1	特殊改良一種事業		緊急措置法施行令第2条第1項第1号に規定している事業で、道路構造令第3条第1項(小区間改良の場合の特例)の規定により同令の規定による基準によらないことが出来る改良で、これに要する費用の額が2.5億円(市町村道にかかるとは4千万円)を越えない事業である。	国 1/2 道 1/2 県 1/2 市町村道 1/2	1/2		生見川 一庫
5-2	特殊改良二種事業		緊急措置法施行令第2条第1項第2号に規定している事業で、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水設備の整備又は待避所の設置を行う事業である。	国 1/2 道 1/2 県 1/2 市町村道 1/2	1/2		

番号	項目	採択基準	内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
				国	市町村(他庁)		
5-3	特殊改良三種事業		緊急措置法施行令第2条第1項第3号に規定している事業で、道路の区域を変更し、当該変更にかかる部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所を改良を行う事業である。この事業は、さらに改良、舗装、橋梁の各事業に分けられる。	国 1/2 道 1/2	1/2		
5-4	特殊改良四種事業		緊急措置法施行令第2条第1項第4号に規定している事業で、原則として、道路整備五箇年計画の改良計画に含まれていない車道幅員3.5メートル以上の未改良区間の現道について簡易舗装(道路構造令第2.3条第2項及び第3項に規定する基準によらないもの)を行う事業である。	国 1/2 道 1/2 県 1/2 市町村道 1/2	1/2		美利河 柴河江 手取川 多数
6	橋梁補修事業		舗装路面の破損状態が甚だしい舗装の補修を行う事業であるが、簡易舗装が破損された場合の補修はこの事業の対象とはならない。	国 1/2 道 1/2 県 1/2 市町村道 1/2	1/2		
7	橋梁補修事業		鋼橋またはコンクリート橋で損傷が比較的高度的であり、損傷した部分を補修すれば当分の間交通の用に供することが可能な場合に行う修理工事である。	国 1/2 道 1/2 県 1/2 市町村道 1/2	1/2		



番号	項目	採択基準 1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
8	道路災害防除事業	岩石のおそれのある箇所や、波浪の影響をうけるような箇所、既存の施設をそのまま放置すれば、交通に著しい支障を及ぼす恐れのある箇所について、災害の発生を未然に防ぐために行う事業である。	1/2   1/2 道	1/2		
9	雪害地域道路事業	雪害事業は、他の改修事業等と同様に道路整備五箇年計画事業として実施されるものであると同時に、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において、道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定し、この指定路線について閣議決定された「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に基づき実施される事業である。雪害事業は、除雪（除雪機械の整備を含む。）、防雪及び凍結防止の各事業に区分される。	1/2   1/2 市町村道	1/2		
9-1	除雪事業	積雪地域内の指定路線のうち重要な路線について、道路上の積雪を排除し交通の確保を図るための事業である。 なお、52年度から一般国道の重積事業、53年度から一般国道の補助事業で歩道除雪の試験的実施をはじめ、54年度からは道府県道にこれを拡大する。	2/3   1/3 道	1/3		
9-2	防雪事業	防雪事業は、積雪地域内の道路について、なだれの発生により危険が生じたり、自動車交通が不能となる箇所、または地形や風向上防雪効果のいらいしる箇所について防雪施設を設置を行う事業である。防雪施設は、防雪柵、スノーシェッド(雪覆工)、なだれ防止柵、なだれ防止壁、消雪パイプ	2/3   1/3 道	1/3		七ヶ宿

番号	項目	採択基準 1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
9-3	凍雪防止事業	等がある。 凍雪防止事業は、雪害地域内の道路について、凍上したり、融雪のため交通荷重により路盤が破壊されることを防ぐため、路盤の入換え、嵩上げ等の路盤改良及び制氷の整備、流雪溝の設置等の排水施設の整備を行う事業である。	2/3 道	1/3		
10	交通安全施設等整備事業	交通安全施設等整備事業は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」に基づき実施する事業で、一種事業及び二種事業に区分される。	2/3   1/3 市町村道	1/3		
10-1	一種事業	歩道、自転車道、側断歩道橋、地下横断歩道等の設置を行う事業であり、個別の事業の全体事業費が16億円を超えないものである。 なお、昭和51年度から、防雪柵の設置を含む路肩改良が新たに補助対象として採択されている。	1/2   1/2 道	1/2		集河江
10-2	二種事業	道路照明、防護柵、道路標識、視線誘導線、道路反射鏡及び区画線の設置を行う事業で、沖繩県関係特別措置法により沖繩県に対して補助することができている以外に法律での補助の規定はない。ただし、予算補助で51年度から3年間に限って大型道路標識の設置について沖繩以外の地域についても補助を行った。	1/2   1/2 市町村道	1/2 1/3	通学路に係るもの 沖繩以外該当せず (国道、地方道とも補助率は1/2)	生島川

(参考)

### 1. 過疎地域、振興山村、特別豪雪地帯における基幹道路整備事業

この事業は、過疎地域、振興山村、特別豪雪地帯内の基幹的な市町村道で建設大臣が指定する道路についての新設（過疎、山村のみ）、改築事業であり、本来ならば市町村道の道路管理者が行うことになっている道路法の規定にかかわらず、過疎地域対策緊急措置法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法に基づき、都道府県が道路管理者である市町村に代って行う事業である。従って、事業そのものは一般の市町村道事業と何ら異なる点はないが当該事業に要する経費にかかる国の補助については、当該市町村道を都道府県道とみなして補助し、その新設、改築に要する補助金以外の経費即ち補助事業者の裏負担分については、当該都道府県が本来の道路管理者である市町村に代ってこれを負担して事業を行うところに特色がある。

### 2. 後進地域特例法適用団体等補助率差額

公共事業を実施するときは、通常国庫補助負担率に応じた地方負担が必要であるが、地方公共団体の財政事情により、その円滑な執行を期し難しい場合もある。公共事業にかかる地方負担の財源対策としては、道路事業の場合は、地方の特定財源として地方道路譲与税、石油ガス譲与税、軽油引取税、自動車取得税及び自動車重量譲与税があり、なお不足するものについて地方税、交付税、地方債等により措置されるが、国庫負担制度の面においても、(1)国の負担割合を一定率引上げる方法及び(2)国の負担割合を当該団体の財政力、事業量等を勘案して一定の方式により引上げる方法が採用されている。道路局所管の補助事業についてみると、(1)による方法としては、道路整備緊急措置法による一般的な引上げのほか、沖縄、奄美群島、離島振興、北海道開発、奥地開発等地域的な補助率の引上げがある。

また、(2)による方法がここで述べようとする補助率差額方式であり次のようなものがある。

- ⑦ 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年）による特例
- ⑧ 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和40年）による特例
- ⑨ 産炭地域振興臨時措置法（昭和40年）による特例
- ⑩ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年）による特例
- ⑪ 地方財政再建促進特別措置法（昭和37年）の規定による特例

この補助率かさ上げの制度は、個々の地方公共団体の財政力、財政事情、事業量を勘案して一定の方式により補助率を引上げるものであり、定率補助がこれらの事情を無視して、いかなる団体に対しても定率であるのと異なり、地方公共団体の実情に即した財政援助が可能である。

これらのかさ上げが適用される団体は、上記⑦の特例は、都道府県のみ適用され、⑧から⑪までは、市町村のみに適用される。

これらの特例措置が適用される対象事業は、道路改良、踏切除却、橋梁整備、舗装新設の改築事業、雪寒地域道路事業（除雪以外の防雪及び凍雪防止事業）であり、このほか⑦に係るものにあつては、特殊改良二種事業及び災害防除事業のうち特殊土壌地帯対策事業として実施されるものに限り対象とされることになっている。以上の事業について、国の通常の補助割合をこえて補助することになる額は原則として翌年度に、やむを得ない場合は翌々年度において交付されることになっている。

### 3. 関係通達（国・県道アロケーション）

〇ダムの建設に伴い付け替えられる道路が改良される場合の費用負担についての覚書について

建設省道一発第3号  
 昭和51年2月2日 建設省道二発第5号  
 建設省道地発第5号

建設省道路局国道第一課長，国道第二課長，地方道課長  
 から都道府県土木部長，指定市土木局長あて

標記については，昭和51年2月2日付けをもって別添のとおり覚書を縮結し，またその運用について申し合せをしたので，今後河川管理施設であるダムとの費用負担の協議にあたっては，遺憾のないよう取り扱われたい。

(別添)

建設省河開発第8号  
 建設省道一発第2号  
 建設省道二発第4号  
 建設省道地発第4号  
 昭和51年2月2日

ダム建設に伴い付け替られる道路が改良される場合の費用負担  
 についての覚書

河川局開発課長  
 佐々木 才 朗  
 道路局国道第一課長  
 坂 上 義次郎  
 道路局国道第二課長  
 渡 辺 修 自  
 道路局地方道課長  
 三 野 栄三郎

ダムの建設に伴い付け替えられる道路の改良工事等の事業量が增大して

いることに鑑み，これらの事務の簡素化と費用負担基準の明確化を図り，もってその実施を促進するとともに，水源地域対策特別措置法に基づく整備事業等の実施の円滑化を図るため，下記の通り了解し，覚書を交換する。

記

- 1 この覚書は，河川法第3条第2項の河川管理施設であるダム（河川管理施設以外の施設又は工作物と相互に効用を兼ねるものを含む。以下「ダム」という。）の建設に伴い水没することとなる道路法第3条の一般国道又は都道府県道を改良して付け替えられる場合の費用負担について適用するものとする。
- 2 この覚書で「ダム建設事業者」とは，ダムを建設する者（水資源開発公団法第23条の規定に基づき河川管理者の権限を行う水資源開発公団を含む。）をいい，「道路管理者」とは道路法第18条に規定する道路管理者をいう。
- 3 ダムの建設に伴い水没することとなる道路（以下「現道」という。）に替えて建設される道路（橋梁及びトンネルを含む。以下「付替え道路」という。）の建設に要する費用は，現道の総幅と付替えに伴い拡幅される幅との比率により，ダム建設事業者及び道路管理者がそれぞれ負担するものとする。  
 ただし，付替え道路の橋梁又はトンネルの現況及び改良の緊急度等を勘案して，均衡を欠くと認められる場合は，ダム建設事業者及び道路管理者が，協議して，その費用負担割合を定めるものとする。
- 4 付替え道路の舗装に要する費用は，現道が舗装済みの場合は，前項本文の規定により，ダム建設事業者及び道路管理者がそれぞれ負担するものとし，現道が舗装されていない場合は，道路管理者が負担するものとする。
- 5 道路の総幅は，付替え区間における直線部の標準断面より算出される

車道、歩道及び路肩（保護路肩を除く。）の幅員の総和とし、現道の総幅が5m未満の場合は、5mとみなすものとする。

なお、現道の総幅については、ダム建設事業者及び道路管理者が道路の現況を調査し、協議して定めるものとする。

6 付替え道路の建設に要する費用は、道路法第29条及び第30条に基づく技術的基準に適合する道路を設けるのに必要な費用とするものとする。

7 前項に規定する費用の範囲は、工事費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、機械器具費並びに営繕費）及び事務費とするものとする。

8 この覚書に定めのない事項、この覚書の適用に関し疑義を生じた事項又はこの覚書により難しい事情のある事項については、関係者が協議のうえ定めるものとする。

「ダムの建設に伴い付け替えられる道路が改良される場合の費用負担についての覚書」に関する申し合せ

昭和51年2月2日

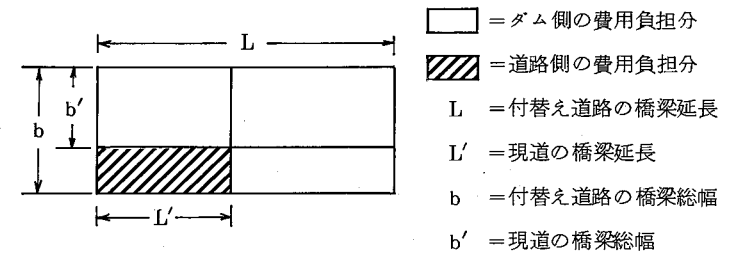
河川局開発課長  
 佐々木 才 朗  
 道路局国道第一課長  
 坂 上 義次郎  
 道路局国道第二課長  
 渡 辺 修 自  
 道路局地方道課長  
 三 野 栄三郎

1 ダムの建設に伴い付け替えられる道路が改良される場合の費用負担についての覚書（昭和51年2月2日付け建設省河開発第8号、建設省道

一発第2号、建設省道二発第4号、建設省道地発第4号、河川局開発課長、道路局国道第一課長、道路局国道第二課長、道路局地方道課長、覚書。以下「覚書」という。）第3項ただし書きを適用する場合は、原則として次によるものとする。

(1) 付替え道路に設けられる延長20m以上の橋梁について

(i)  $L \geq 100$ mで、かつ、 $L/L' \geq 2$ の場合



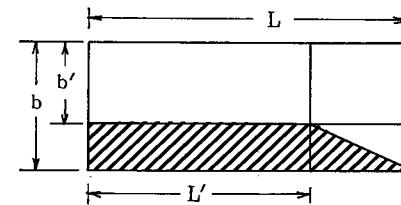
$$\text{ダム側の費用負担比率} = 1 - \frac{(b - b') L'}{b L}$$

$$\text{道路側の費用負担比率} = \frac{(b - b') L'}{b L}$$

$50\text{m} > L' \geq 0$ の場合は、 $L' = 50\text{m}$ とする。

また、現道に橋梁がない場合の $b'$ は現道の総幅とする。

(ii) (i)以外の場合



$$\text{ダム側の費用負担比率} = 1 - \frac{(b - b') L' + \frac{1}{2} (b - b') (L - L')}{b L}$$

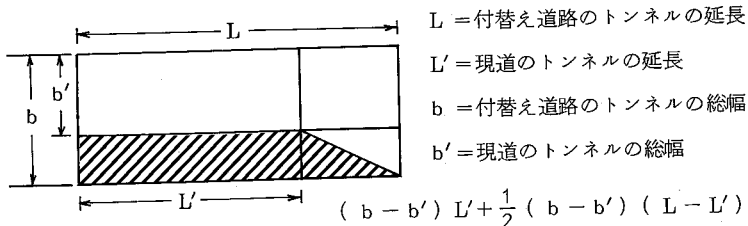
道路側の費用負担比率

$$\frac{(b - b') L' + \frac{1}{2} (b - b') (L - L')}{b L}$$

L'は、実延長を用いるものとする。

また、現道に橋梁がない場合のb'は現道の総幅とする。

(2) 付替え道路に設けられる延長100m以上のトンネルについて



ダム側の費用負担比率

$$1 - \frac{(b - b') L' + \frac{1}{2} (b - b') (L - L')}{b L}$$

道路側の費用負担比率

$$\frac{(b - b') L' + \frac{1}{2} (b - b') (L - L')}{b L}$$

100m > L' ≥ 0 の場合は L' = 100m とする。

また、現道にトンネルがない場合のb'は現道の総幅とする。

(注) 上記(1), (2)において b' < 5m の場合は b' = 5m とし、また、L' > L の場合は

L' = L とする。

- 付替え道路に歩道を新たに設ける場合においては、覚書第5項による現道の総幅に、当該歩道の幅員の $\frac{1}{2}$ を加えた幅を覚書第3項の現道の総幅とみなすものとする。
- 現道と付替え道路との橋又は、トンネルの対応については、河川又は、稜線の状況からみて対応することが明らかな場合を除き、付替え区間の起点より順次対応するものとみなすものとする。

5) 簡易水道

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用地域例
			国	市町村地区		
1	簡易水道事業	<p>&lt;補助率&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>財政力指数が0.30を越える市町村にあっては1/4 但し、(1)単位管延長が20メートル以上であるものについては4/10 (2)単位管延長が6メートル以上20メートル未満であるものについては1/3</li> <li>財政力指数が0.30以下の市町村にあっては1/3 但し、単位管延長が7メートル以上であるものについては4/10</li> <li>1及び2にかかわらず、次の各号の場合については、それぞれ各号に掲げる補助率とする。 (1)河川対策事業については2/3 (2)水源地域対策事業については4/10</li> </ol> <p>&lt;定額&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「簡易水道」とは、101人以上5,000人以下を給水人口とする水道をいう。</li> <li>「広域簡易水道」とは、簡易水道を布置し得る条件を備えないいくつかの地域の相互間の距離が、原則として、500m以上の連続管で連絡した5,000人を越える給水人口を有する単一の水道をいう。</li> <li>「無水源地域簡易水道」とは、簡易水道(ただし、計画給水人口が200人未満である場合を除く。)を布置し得る条件を備えた地域において、当該地域又はその周辺で、水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から取水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域からの距離が、原則として500m以上の連続管</li> </ol>	1/4 1/3 4/10 2/3	3/4 2/3 6/10 1/3	<p>河江 利河 七ヶ 南宮 宮大 宮大 取手 長島 阿木 運目 滝山 滝山 滝山 大賀 武見 新藤ノ原</p>	

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	県 市町村(他)		
		<p>で連結したものをいう。</p> <p>&lt;国庫補助対象事業&gt;</p> <p>1 公衆衛生上必要があると認められる、次に掲げる簡易水道事業</p> <p>(1)市町村が、簡易水道施設を新設する事業</p> <p>ただし、計画給水人口が現在人口の2倍をこえる場合にあってはそのこえる部分については補助対象事業とはしない。</p> <p>なお、日本住宅公団等が行う宅地開発若しくは住宅建設又は住宅金融公庫等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合にはこの限りでない。</p> <p>簡易水道施設の新設事業のうち、国庫補助の対象となる同和対策事業は、簡易水道の布設対象区域(以下「給水区域」という。)に同和関係人口が50人以上ある場合に限るものとし、その補助対象事業の範囲は、次によるものとする。</p> <p>①給水区域内の現在人口に対する当該区域内の同和関係人口の占める割合が70.0% (小数点以下2位を4捨5入とする。) 以上の場合は、全補助対象事業を同和対策事業とする。</p> <p>②市町村が、簡易水道施設を拡張する事業(ただし、過去において整備されたものを除く。)であって、次のア又はイに該当するもの。</p> <p>ア、拡張しようとする計画給水量が原則として従前の計画給水量の20%以上である場合。</p> <p>イ、拡張しようとする区域の計画給水人口が原則として従前の計画給水人口の20%以上(ただし、50人未満を除く。)又は200人以上である場合。</p> <p>なお、同和対策事業に限り、同和関係人口だけの地区であって、かつ、当該区域が簡易水道の新設として布設し得る条件を備えているが、当該地域の周辺では水道を確保することが困難なため、やむを得ず簡易水道施設を拡張して布設しなければならない場合に限り、従前の計画給水人口に関係なく、拡張しようとする区域の人口が50人以上である場合は、この限りでない。</p> <p>簡易水道施設を拡張する事業のうち、国庫補助の対象となる同和対策事業は、当該拡張区域に同和関係人口が50人以上ある場合に限るものとし、その補助対象事業の範囲は、次によるものとする。</p> <p>③当該拡張区域内の現在人口に対する同和関係人口の占める割合が70.0% (小数点以下2位を4捨5入とする) 以上の場合は、全補助対象事業を同和対策事業とする。</p> <p>④①による同和関係人口の占める割合が70.0%未満の場合には全補助対象事業にその同和関係人口の占める割合を算じて得た事業を同和対策事業とする。</p> <p>(3)市町村が、竣工後 10年以上経過した簡易水道施設の</p>				

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	県 市町村(他)		
		<p>又又はイに該当するもの。</p> <p>ア、拡張しようとする計画給水量が原則として従前の計画給水量の20%以上である場合。</p> <p>イ、拡張しようとする区域の計画給水人口が原則として従前の計画給水人口の20%以上(ただし、50人未満を除く。)又は200人以上である場合。</p> <p>なお、同和対策事業に限り、同和関係人口だけの地区であって、かつ、当該区域が簡易水道の新設として布設し得る条件を備えているが、当該地域の周辺では水道を確保することが困難なため、やむを得ず簡易水道施設を拡張して布設しなければならない場合に限り、従前の計画給水人口に関係なく、拡張しようとする区域の人口が50人以上である場合は、この限りでない。</p> <p>簡易水道施設を拡張する事業のうち、国庫補助の対象となる同和対策事業は、当該拡張区域に同和関係人口が50人以上ある場合に限るものとし、その補助対象事業の範囲は、次によるものとする。</p> <p>④当該拡張区域内の現在人口に対する同和関係人口の占める割合が70.0% (小数点以下2位を4捨5入とする) 以上の場合は、全補助対象事業を同和対策事業とする。</p> <p>⑤①による同和関係人口の占める割合が70.0%未満の場合には全補助対象事業にその同和関係人口の占める割合を算じて得た事業を同和対策事業とする。</p> <p>(3)市町村が、竣工後 10年以上経過した簡易水道施設の</p>				

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	県 市町村(他庁)		
		<p>増補改良を行う事業であって、次のア又はイに該当するもの。</p> <p>なお、当該事業のうち国庫補助の対象となる同和対策事業は、給水区域に同和関係人口が50人以上ある場合に限るものとし、その補助対象事業の範囲は、当該給水区域内の現在人口に対する同和関係人口の占める割合が70.0%多(小数点以下2位を4捨5入とする。)</p> <p>以上の場合は全補助対象事業を同和対策事業とし、70.0%未満の場合は全補助対象事業にその同和関係人口の占める割合を算じて得た事業を同和対策事業とする。</p> <p>ア、水源の枯渇又は使用水量の増加にかかわるものであって、次の各号に該当するものであること。</p> <p>①増補改良しようとする簡易水道施設(以下「旧施設」という。)の計画水量が、水源の枯渇のため当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。</p> <p>②旧施設における取水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。</p> <p>③旧施設の年間平均新水時間率が、次の算式により計算して概ね4%以上であること。(延新水時間数には割戻給水時間数を含む。)(算式参照)</p> <p>イ、旧施設の水质が「水质基準に届する省令」(昭和53年8月31日厚生省令第56号)による水质基準に</p>				

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	県 市町村(他庁)		
		<p>適合しなくなり、飲用困難となったものであること。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{過去1か年間の延新水時間数}}{\text{過去1か年間の時間数}} \times 100 = \text{年間平均新水時間率}$ <p>&lt;国庫補助対象施設&gt;</p> <p>1 次に定める施設及び当該施設設置のための必要な最少限の用地及び補償費</p> <p>(1)井戸、集水堰きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</p> <p>(2)導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</p> <p>(3)浄水池、除菌装置その他浄水に必要な施設</p> <p>(4)配水池、配水管その他配水に必要な施設</p> <p>ただし、広域簡易水道及び無水源地域簡易水道については連絡管を除く。</p> <p>2 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</p> <p>(1)事務所及び倉庫(工事施行のための仮事務所及び仮倉庫を除く。)並びに門、さく、へい、種樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設</p> <p>(2)給水装置</p>				
2	飲料水供給施設	<p>&lt;定義&gt;</p> <p>「飲料水供給施設」とは、50人以上100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設の総体をいふ。</p>	4/10	6/10		

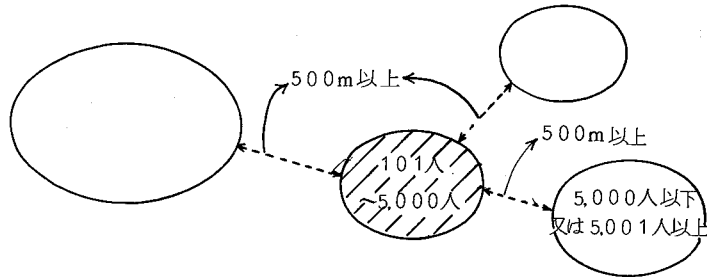
番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
3	特殊水道施設	<p>&lt;国庫補助対象事業&gt; 市町村が、公衆衛生上必要があると認められるため飲料水供給施設を新設する事業。</p> <p>&lt;国庫補助対象施設&gt; 簡易水道施設の国庫補助対象施設種の1の(4)の次に次の項1を加えて、当該種を準用する。 (5)給水に必要な施設であって他に新設する部分。ただし、次に掲げるものを除く。 ア. 給水塔 イ. 立上り管</p> <p>&lt;定額&gt; 「特殊水道施設」とは特別法管理区域臨時措置法（昭和25年5月法律第176号）の適用をうけて復旧した水道施設をいう。（以下「特殊水道施設」という。）</p> <p>&lt;国庫補助対象事業&gt; 特殊水道施設で営業経営者の維持管理していたものを閉山等に伴い市町村が維持管理することになった施設についてこれを改良、更新する事業。</p> <p>&lt;国庫補助対象施設&gt; 簡易水道施設の国庫補助対象施設種の1の(4)の次に次の1項を加えて、当該種を準用する。 (5)共同給水装置</p>	1/3	2/3		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
4	閉山炭鉱水道施設	<p>&lt;定額&gt; 「閉山炭鉱水道施設」とは、石炭鉱業の整備等（鉱山の廃止、経営規模の縮小等）に伴い、当該石炭鉱業の施設等に係る鉱業経営者（以下「鉱業経営者」という。）の設置した水道施設（住宅、鉱業補償地区に給水するために設置した専用水道又はその取用水を供給する施設（以下「旧施設」という。））をいう。</p> <p>&lt;国庫補助対象事業&gt; 「閉山炭鉱水道施設」について、旧施設又は鉱業経営者が消滅し、あるいは旧施設が鉱業経営者の管理外になったため、市町村があわって給水を行う場合において、当該市町村が旧施設を改良又は更新する事業。</p> <p>&lt;国庫補助対象施設&gt; 特殊水道施設の国庫補助対象施設種を準用する。</p>	1/3	2/3		
5	離島簡易水道施設		1/2 2/3	1/2 1/3	阿和	

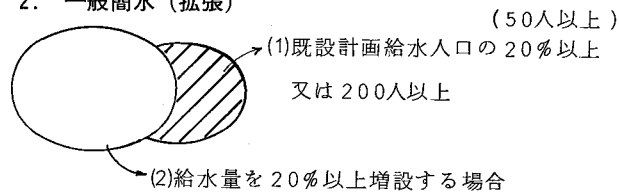


(参 考) 簡易水道等施設整備費補助の形態

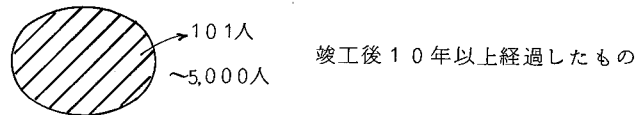
1. 一般簡水 (新設)



2. 一般簡水 (拡張)



3. 一般簡水 (増補、改良)

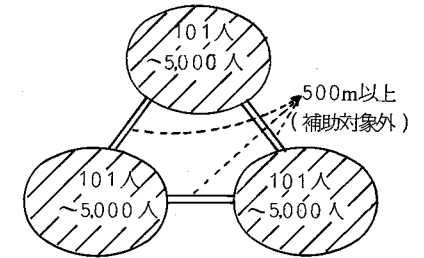


(1)増補……水源の枯渇による断減水年間14日程度以上の場合、井戸等の増設に対して補助される。

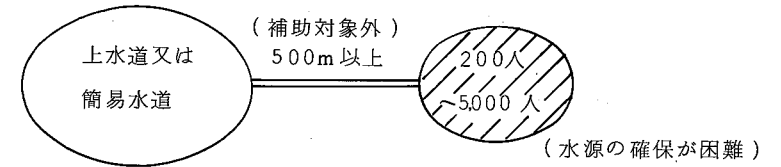
(2)改良……水質悪化に伴ない飲用困難となった場合、浄水施設整備費に対して補助される。

4. 広域簡水

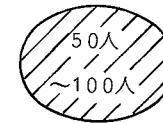
上水道(5,001人以上)であるが厚生省補助制度上は簡水扱い。



5. 無水源地域簡易水道

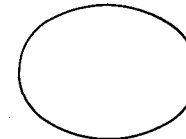


6. 飲料水供給施設

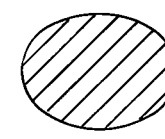


水道法適用外であるが補助制度上は簡水扱い

凡 例 (数字は計画給水人口)



同一行政区域内の既設水道の給水区域



今回計画給水区域



連絡管

(参考)

## 簡易水道の施設基準

○簡易水道等国庫補助事業にかかる施設基準について

昭和53年1月30日 環水第8号  
 厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課  
 長から各都道府県水道主管部局長あて

標記については、昭和52年7月22日付、環水第71号で通知したとおり、日本水道協会発行「水道施設設計指針解説」に準拠しておこなうほか、別添「簡易水道等国庫補助事業にかかる施設基準」に掲げられた事項については、当該基準によるものとするので、ご了知のうえ周知せしめられたい。

本基準は、昭和53年度以降において新たに着工する事業から適用することとし、昭和52年度以前において着工したものは従前の基準によることができるものとする。

なお、この基準の設定にともなって、過去において通達された施設の基準にかかる事項については、すべてこれによることになるので、念のため申し添える。

## 簡易水道等国庫補助事業にかかる施設基準

簡易水道等国庫補助事業の技術基準は、日本水道協会発行「水道施設設計指針・解説」（以上「設計指針」という。昭和52年7月22日付、環水第71号「水道施設に関する技術基準について、通知済み。」）に準拠するほか次の諸事項については、本基準によるものとする。

## I 基本計画

I-1(1) 計画目標年次は、計画時点から10年後とする。

I-1(2) 計画給水区域は、配水管の布設計画のある区域とし、その決定にあたっては、広域的な配慮の下に、既設水道との統合を含めて検討して施設、経営の両面から合理的な水道計画になるようつとめること。

I-3) 「簡易水道」は、101人以上、5,000人以下を計画給水人口とする水道をいう。

「広域簡易水道」は、「簡易水道」を布設し得る条件を備えた区域の相互間の距離が、原則として500m以上の連絡管で連絡した5,000人を超える計画給水人口を有する有機的・一体的な水道をいう。「無水源地域簡易水道」は、「簡易水道」を布設し得る条件（但し、計画給水人口が200人未満を除く。）を備えた地域において当該地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域からの距離が原則として500m以上の連絡管で連絡した有機的・一体的なものをいう。

「飲料水供給施設」は、計画給水人口50人以上100人以下の水を人の飲用に供する施設の総体をいう。

I-4) 国庫補助対象となる事業は、市町村がI-3)による事業をおこなう場合であって、次の範囲とする。

## ア. 新設事業

計画給水人口が現在人口の2倍を超えない部分。

ただし、地方公共団体、日本住宅公団等がおこなう宅地開発若しくは住宅建設、または、住宅金融公庫等の宅造融資を受けた者がおこなう宅地開発等によって、人口が急激に増加する場合はこの限りでない。

## イ. 拡張事業

拡張しようとする区域の計画給水人口が、従前の計画給水人口の20%以上であり、かつその人口が200人以上であるもの。

ウ. アの限度を超える部分は単独事業とし、計画給水人口（1人1日最大給水量が400ℓを超える場合は、計画1日最大給水量）の比率で按分して算定するものとする。

I-5) 計画給水人口は、計画給水区域内の常住人口を基として、過去10か年程度の人口動態に基づいて、計画目標年次における人口を推定し、

これに給水普及率を乗じて求めるものとする。ただし、常住人口が減少傾向を示す区域にあっては次によるものとする。

① 計画時点における現在人口が100人以下のものは、この現在人口を計画給水人口とする。

② 計画時点における現在人口が100人を超え、現在人口が3,000人以下のものについては、通水後1年目の常住人口に、また、3,000人を超えるものについては、通水後2年目の常住人口に、給水普及率を乗じたものを計画給水人口とすること。

給水普及率は、原則として100%とするが、飲料水確保の状況等から100%の普及が困難な区域にあっては、90%を限度として下げることができるものとする。

I-(6) 計画1日最大(平均)給水量は、計画給水人口に計画1人1日最大(平均)給水量を乗じて求めること。計画1人1日最大(平均)給水量は200ℓ(150ℓ)とし、必要に応じて、次表による水量を限度と

用途区分	基本数量(a)	1人1日最大給水量(b)	1人1日平均給水量(c)	加算水量
一般	計画給水人口1人あたり	ℓ/人・日 50	ℓ/人・日 40	m <sup>3</sup> /日 (a)×(b)~(c)
学校	収容人員	100	50	"
旅館	宿泊収容人員	300	200	"
官公署	常勤職員	120	80	"
病院	病床1床あたり	450	300	"
その他	厚生大臣が必要と認める水量			

して加算することができる。

注(1) 一般用が加算できる場合は、計画給水人口が5,000人を超えた水道(広域簡易水道ならびに5,000人以下であっても、区域内の人口密度が高いとか、公共点施設があ

る等により昼間人口が集中するとか、民度、生活水準が高いなど、社会、経済的に多量の水を必要とする要件を備えているような場合とする。

注(2) 用途区分中、学校、旅館、官公署にはこれに準ずるものを含めることもさしつかえない。例えば幼稚園、保育園は学校に準じ、事務所の寮、養老院、国民宿舎、民宿は旅館に準ずる等である。

注(3) 厚生大臣が必要と認める水量とは、特別多量に水を使用する病院、駅などの公共的施設ならびに家内産業の用に供する水量、あるいは観光地、海水浴場などで日帰り観光客等の用に供する水量をいう。ここで、日帰り観光客の用に供する水量とは、過去の日帰り観光人口の動向などからみた計画目標年次における1日最大観光人口の20ℓを乗じた水量を、また、キャンプ場などでは収容人口60ℓを乗じた水量とする。

注(4) 加算水量のうち、国庫補助対象となるのは、計画1日最大給水量について、計画給水人口に200ℓを乗じた水量を限度とする。(計画1日最大給水量は400ℓが限度となる。)なお、補助対象事業費は計画1日最大給水量比によって、算出するものとする。ただし、配水施設については、計画1日最大給水量に消火用水量を加算した量の比率によることことができる。

## II 取水、導水、浄水施設

II-(1) 地下水または伏流水を取水するための井戸の安全な揚水量は、渇水期における限界揚水量の50%を標準とすること。このさい、安全な揚水量は、定常的に運転されるポンプの能力に対応させることとする。

II-(2) 塩素消毒を除く浄水施設を有する場合の計画取水量ならびに計画導水量は、計画1日最大給水量の10%増しを標準とする。

II-(3) 浄水方法選定の基本は、「設計指針」によるが、簡易水道においては、一般にその管理能力に高度なものが期待できないので、できるだけ維持管理が容易であることと、安全性の高いことを主眼に選定をおこなうこと。従って、除鉄、除マンガンを目的とする場合を除き、予備処理の難しい急速ろ過法の採択は避けることが望ましい。

II-(4) 新しい機種 of 浄水施設については、構造、ろ過速度、砂層の厚さ、

ろ砂の有効径、均等係数、中部集水装置、洗條方式、水圧、水量等に関して「設計指針」に合致し、かつ、水源水質に対応したものを採用すること。「設計指針」に合致しないものについては、その取り扱いはいく々に考えることとし、取扱い基準未定の機種を採用にあたっては予め本省と協議すること。

II-(5) ろ過池の池数は、予備池一池を含めて2池以上とすること。ただし1池が休止しても、ろ過速度が、急速ろ過方程式にあっては120m/日、緩速ろ過方程式にあっては4m/日として、計画浄水量の75%以上の能力を有する場合にはさしつかえない。ただし、除鉄、除マンガンを目的とする急速ろ過池の予備池についてもこれに準ずるが、ろ過速度は標準速度を上廻ることはさしつかえない。

II-(6) 横流式沈でん池の容量は、次の有効容量に、流入流出側にそれぞれ1mでいどの影響域（直角整流壁を設ける場合には、整流壁から1mでいどの影響壁）および汚泥堆積部として底部に30cmでいどを加算して定めるものとする。

普通沈でん池 8時間（池内平均流速 30cm/分以下）

薬品沈でん池 3時間（池内平均流速 40cm/分以下）

ただし、とくに有効な構造によって、これと同等以上の機能を有すると認められる場合はこの限りでない。

II-(7) 浄水池の有効容量は、計画1日最大給水量の1時間分を標準とする。

### III 配水施設

III-(1) 平常時の時間最大給水量は、別図の時間最大比を標準とする。

III-(2) 火災時の給水量は、1日最大給水量に消火用水量を加算したものとす

る。  
消火用水量は、消火栓の1栓の放水量1m<sup>3</sup>/分、同時に開放する消火栓数1栓を標準とする。

ただし、特殊な気象条件あるいは家屋の密度が高い区域ならびに、計

画給水人口10,000人以上の水道にあっては、2栓開放を限度として増加してもさしつかえない。

また、家屋の稠密度、気象条件、水道以外の消防水利、消防ポンプ能力を考慮して、上記標準による必要のない区域については、次によることことができる。

使用する消火栓		使用水量
単口消火栓	65%	0.50 m <sup>3</sup> /分
小形	50%	0.26 "
"	40%	0.13 "

ただし、とくに消火用水を必要としないと判断される場合には、消火用水量を加算しないで、初期消火のために一時に多量の水を得るために40~50%のアングルバルブを設置することはさしつかえない。

III-(3) 配水管の最少動水圧は、平均時1.5Kg/cm<sup>2</sup>以上を標準とする。ただし区域内の一部にこれを下廻る区域のあることはやむを得ない。この場合には給水装置の設計に注意すること。

また、火災時の動水圧は、動力消防ポンプを用いる場合には、火点（原則として最末端消火栓の位置）で正圧であればよいが、それ以外の場合には1.5Kg/cm<sup>2</sup>でいどの水圧を確保すること。

III-(4) 配水管の最大静水圧は、3.0~4.0Kg/cm<sup>2</sup>でいどであることが望ましいが、区域内の一部の静水圧が管の許容最大静水圧の範囲内で大きくなることは止むを得ない。

III-(5) 配水池の有効容量は、次を標準とする。

ただし、消毒を除く浄水施設を有しない場合であって、水源水量が十分に豊富な場合等において、上記準値による必要がないと認められる場合には、これを下廻ることはさしつかえない。

なお、配水区が2以上（例えば高区、低区等）あって、夫々の配水

区で配水調整をおこなう必要がある場合、配水池の有効容量はそれぞれの配水池が受け持つ区域の人口に対応する容量をとるものとし、また、送水調整容量として受けもつ区域の人口に対応する1日最大給水量の1時間分を加算することができるものとする。

計画給水人口	配水池の有効容量
5,000人以上	1日最大給水量の8時間分と消火栓1栓の1時間放水量の合計量
3,000人以上～5,000人未満	9 "
2,000 " ～3,000 "	10 "
1,000 " ～2,000 "	12 "
500 " ～1,000 "	14 "
300 " ～500 "	16 "
100 " ～300 "	18 "
100人未満	20 "

また、ポンプに時間最大能力がある場合には、配水池は圧力調整のみを目的として、時間最大給水量の30分間分を標準とし、必要に応じ消火用水量として設置された消火栓の1時間放水量を加算するものとする。

- Ⅲ-⑥ 配水方式は、高所に配水池を設けて、自然流下によって配水する方式（配水池方式）が望ましいが、適当な高所がない平坦な区域においては、高架タンク方式か、または圧力タンク方式によって配水調整をおこなうこと。
- Ⅲ-⑦ 高架タンクは、大容量のものをつくることは、建設費が増大するので、主として、水圧調整を目的として設置するものとし、その有効容量は時間最大給水量の30分間を標準とすること。

このさい、浄水池または低置の配水池の有効容量、Ⅲ-⑤による配水池の有効容量を標準とすること。

- Ⅲ-⑧ 高架タンク方式または圧力タンク方式による場合であって、火災時の

水圧が不足する場合には、別途直送ポンプを設置するよう配慮することが望ましい。

- Ⅲ-⑨ 圧力タンクの有効容量は、時間最大給水量の10分間分を標準とすること。
- Ⅲ-⑩ 高架タンク方式による場合には、その建設費ならびに維持管理費について、圧力タンク方式による場合と比較検討の上、経済的に有利な方を採用すること。経済性の比較は、関連部分（高架タンクまたは圧力タンク、配水池または浄水池、配水ポンプ、同室、電気設備、予備動力ならびに圧力タンクの場合はエアコンプレッサー等）の建設費と10年間分の維持管理費の合計によること。

#### Ⅳ その他

- Ⅳ-① ポンプの運転時間は原則として24時間とする。

なお、小規模の場合には、ポンプの効率が低い点にとくに注意し、ポンプ容量ならびに動力を決定すること。

- Ⅳ-② ポンプの台数は、原則として、常用1台、予備1台（常用のものと同規模）とすること。
- Ⅳ-③ 予備動力は原則として設けるものとする。（水中ポンプについては予備発電設備を設ける。）

ただし、電力事情が良好で、長時間の停電がない場合には、とくに設ける必要はない。

- Ⅳ-④ 着水井、接合井、沈でん池、浄水池、配水池、井戸などの形状、寸法は、その機能上支障のない範囲で、構造上有利であるか、どうかを基として定めてもさしつかえない。
- Ⅳ-⑤ 道路面復旧は、道路管理者の指示に従うものとするが、とくに指示のない場合には、舗装材料の区分なく、管布設等のための床掘幅に、20cm以内を加えた幅員とする。また、コンクリート、アスファルト舗装道路における復旧は原形復旧を原則とし、必要最少限度の厚さと

する。また、砂利道路における敷砂利の厚さは15cm以内とする。

IV-(6) 配水管の土被りは、原則として90cm以上を確保すること。このさい、国道、府県道等において道路管理者の指示ある場合は、これに従うほか車馬交通の少くないところでは、60cmを限度として浅くすることは止むを得ない。また、車馬交通の全くないところでは、管の保護上支障のない範囲で浅くすることもさしつかえない。なお、寒冷地においては、凍結深度以下に埋設すること。

IV-(7) 施設の管理操作上必要な建物は、なるべく、不燃性の耐久的な構造とし、国庫補助対象となる建物の種類ならびに面積は次を限度とすること。

ア. 水質試験室は、水道法にもとづく定期水質検査の毎日検査ができるていどとして5㎡以内とする。ただし、同法の水質基準のうち、細菌試験2号および3号を除く残りの項目の検査をおこなう必要がある場合には15㎡以内とする。

イ. ポンプ場(滅菌室、操作盤室等もこれに準ずる。)は、機械、電気設備を容易に据えつけ、かつ従業員が安全に監視、操作ができ、また設備の分解修理のため必要な最少限の床面積とする。

ウ. 管理室等(事務所、倉庫、車倉、会議室、応接室、公舎を除く。)は、管理室として10㎡以内、その他当該施設の管理操作に必要な最少限の床面積を加えることができる。ただし、管理室の床面積は、管理室と水質試験室と兼用する場合には、アによる床面積に5㎡を加えた床面積とし、またポンプ場と兼用する場合には、イによる面積に、10㎡を加えた床面積とする。

IV-(8) 施設の用地面積は、次を限度として国庫補助対象とする。

ア. 水源用地は、浅井戸にあっては井戸側から、集水管にあっては埋管中心線から、周囲20m(この円に外接する方形を含む。)とする。また深井戸については井戸側の周囲3m(この円に外接する方形を含む。)とする。

イ. ア以外の構造物については、構造物の総平面積を次表の用地利用率

で除した値以内とする。ここでいう構造物とは、水道施設と、IV-(7)による建物、洗砂場、弁室量水器室等をいう。

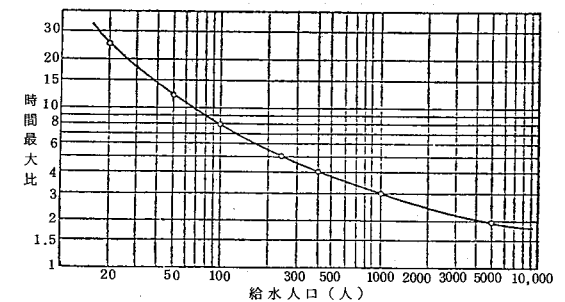
構造物平面積		用地利用率
	300㎡以上	25%以上
100㎡以上	300㎡未満	20 "
50 "	100 "	17 "
10 "	50 "	13 "
	10㎡未満	10 "

ウ. ア施設と、イ構造物が同一敷地内にあるときは、イによって算定された面積に、アの面積を加算することができるものとする。

エ. 敷地周辺に盛土あるいは切土がある場合には、それによって増加する面積を加算することができる。

(別図) 給水対象人口一時間最大比

(時間最大給水量/日最大給水量)



ただし、上表は1戸5人、1戸3栓とした場合であり、これらの仮定が変われば時間最大比も変わることはさしつかえない。

6) 下水道

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例																		
			国	市町村(他庁)																				
1	公共下水道	<p>主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は汚濁下水道に接続するもの</p> <p>&lt;補助対象施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 終末処理場、ポンプ場、主要な補充施設、ただし、門、さく、へい、等を除く。</li> <li>○ 主要な管渠</li> </ul> <p>既成市街地……指定都市、一般都市別に建設告示で定めている。</p> <p>新市街地……管渠事業費の40%（60%は開発者の負担）</p> <p>（昭和46年11月10日建設省地下令第35号都庁局長通達）</p> <p>主要な管渠の例（公共下水道（分流式）の汚水管）</p> <p>(1) 指定都市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予定処理区域の面積 (単位：ヘクタール)</th> <th>口 径 (単位：ミリメートル)</th> <th>下水道排除量(単位：立方メートル/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500未満</td> <td>350以上</td> <td>400以上</td> </tr> <tr> <td>500以上 1000未満</td> <td>350以上</td> <td>800以上</td> </tr> <tr> <td>1000以上 2000未満</td> <td>350以上</td> <td>1500以上</td> </tr> <tr> <td>2000以上 3000未満</td> <td>350以上</td> <td>3000以上</td> </tr> <tr> <td>3000以上</td> <td>700以上</td> <td>6000以上</td> </tr> </tbody> </table>	予定処理区域の面積 (単位：ヘクタール)	口 径 (単位：ミリメートル)	下水道排除量(単位：立方メートル/日)	500未満	350以上	400以上	500以上 1000未満	350以上	800以上	1000以上 2000未満	350以上	1500以上	2000以上 3000未満	350以上	3000以上	3000以上	700以上	6000以上	6/10	4/10	管渠等 終末処理場 回和	御所 玉川
予定処理区域の面積 (単位：ヘクタール)	口 径 (単位：ミリメートル)	下水道排除量(単位：立方メートル/日)																						
500未満	350以上	400以上																						
500以上 1000未満	350以上	800以上																						
1000以上 2000未満	350以上	1500以上																						
2000以上 3000未満	350以上	3000以上																						
3000以上	700以上	6000以上																						

5 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例																		
			国	市町村(他庁)																				
2	特定公共下水道	<p>(2) 一般都市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予定処理区域の面積 (単位：ヘクタール)</th> <th>口 径 (単位：ミリメートル)</th> <th>下水道排除量(単位：立方メートル/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500未満</td> <td>300以上</td> <td>150以上</td> </tr> <tr> <td>500以上 1000未満</td> <td>300以上</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>1000以上 2000未満</td> <td>300以上</td> <td>300以上</td> </tr> <tr> <td>2000以上 3000未満</td> <td>350以上</td> <td>350以上</td> </tr> <tr> <td>3000以上</td> <td>350以上</td> <td>400以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 この表中指定都市とは、都の特別区及び昭和三十九年四月一日現在の指定都市をいい、一般都市とは、指定都市以外の都市をいう。</p> <p>2 この表による主要な管渠は、左欄の予定処理区域又は予定排水区域の面積に応じ、中欄の口徑以上の管渠又は右欄の下水道排除量を大きくは下水道除量を受け持つ管渠をいう。</p> <p>○国庫補助対象範囲 総事業費の60%（一般都市 75% 指定都市 45%）</p> <p>公共下水道のうち、主として事業費での事業活動に伴って排出される下水を処理するもの</p> <p>&lt;補助対象施設&gt;</p> <p>公共下水道に同じ</p>	予定処理区域の面積 (単位：ヘクタール)	口 径 (単位：ミリメートル)	下水道排除量(単位：立方メートル/日)	500未満	300以上	150以上	500以上 1000未満	300以上	250以上	1000以上 2000未満	300以上	300以上	2000以上 3000未満	350以上	350以上	3000以上	350以上	400以上	2/9	7/9	1. 補助対象事業費の1/3は企業負担とする ことを前提としている。(建設省告示) 2. 公害の防止に際する国の財政上の特別措置 に関する法律適用地域は補助率3/3又は1/3	七ヶ宿
予定処理区域の面積 (単位：ヘクタール)	口 径 (単位：ミリメートル)	下水道排除量(単位：立方メートル/日)																						
500未満	300以上	150以上																						
500以上 1000未満	300以上	250以上																						
1000以上 2000未満	300以上	300以上																						
2000以上 3000未満	350以上	350以上																						
3000以上	350以上	400以上																						
3	特定環境保全公共下水道	<p>公共下水道のうち、農村部の中心集落、及び御用間河川の観光地等において実施されるもの</p>	6/10	4/10	管渠等																			

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
4	流域下水道	<補助対象施設> 公共下水道に同じ  もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するため2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するもの <補助対象施設> ○除染事業費の93%（補助対象とならない7%は、終末処理場の門、さく、へい等の事業費である）	2/3	1/3	終末処理場	物所
			2/3 3/4	1/3 1/4	管渠等 終末処理場	
5	都市下水路	主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、その規模が政令（下水道法施行令第1条）で定める規模以上であり、かつ当該地方公共団体が下水道法第27条の規定により指定したものである。 <補助対象施設> ○100%	4/10	6/10		<都市下水路の最小規模> 1. 主として製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設から排除される汚水を排除し、又は処理するために設けられるもの。 当該下水道の始まる箇所における排水管内径又は排水量の内のり幅（壁の上
			1/2	1/2	公害対策法	
			2/3	2/3	同和	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
					端において計るものとする。以下同じ。）が250mmで、かつ、当該下水道の終る箇所における管渠（排水管又は排水渠をいふ。以下同じ。）の排除することができ、る下水の量が1日に1万m <sup>3</sup> のもの。 2. その他のもの 当該下水道の始まる箇所における管渠の内径又は内のり幅が500mmで、かつ、地形上当該下水道による雨水を排除することができ、る地域の面積が10ヘクタール以上のもの。	



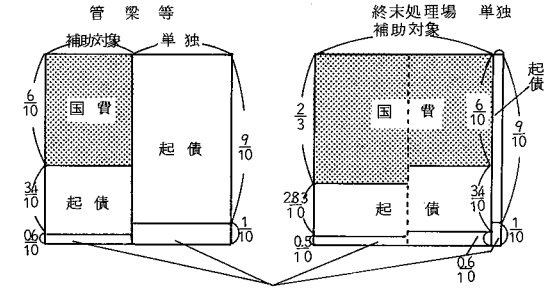
2. 下水道各事業の建設財源内訳

1. 下水道事業の財源

(参考)

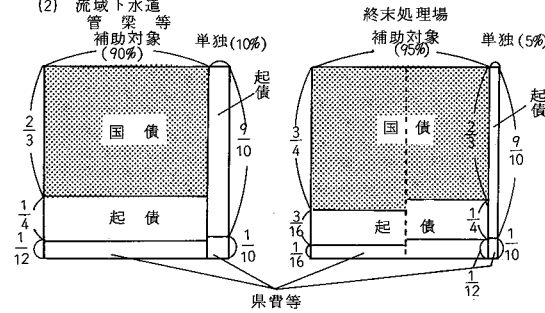
種類	建設費	維持管理費
公共下水道 及び 特定環境保全 公共下水道	国費(国庫補助金) 地方費 一般市費 地方債(準公営企業債) 府県費(補助金) 受益者負担金	使用料 一般市費
流域下水道	国費(国庫補助金) 地方費 府県費 関連市町村分担金 (地方債、一般市費) 地方債(準公営企業債)	府県費 関連市町村分担金 使用料 一般市費
都市下水道	国費(国庫補助金) 地方費 一般市費 地方債(一般公共事業債) 府県費(補助金)	一般市費
特定公共下水道	国費(国庫補助金) 地方費 一般市費 地方債(準公営企業債) 企業負担 府県費(補助金)	使用料 一般市費

(1) 公共下水道



都市計画税、受益者負担金、市費等

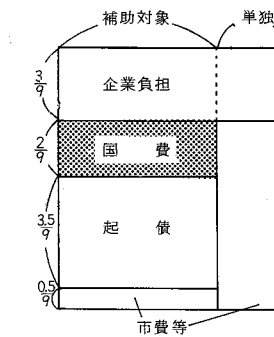
(2) 流域下水道



果費等

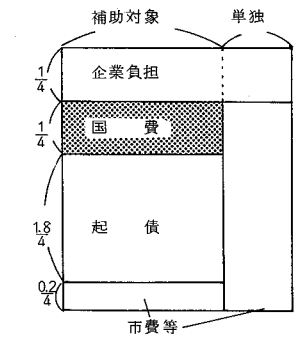
(3) 特定公共下水道

昭和46年度以降新規分



市費等

その他



市費等

7) 義務教育

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
1-1	公立小・中学校施設整備 小・中学校校舎	<p>&lt;概要&gt; 「校舎」とは、学習および学校の管理運営を行うための中心的施設であり、普通教室、特別教室、図書室、専用講堂、遊戯室等の保育、遊戯、養護、学習、実験実習、視聴覚教育、特別活動等を行なう室、校長室、職員室、保健衛生室、給食室、用務員室、便所等の管理関係室、理科付属室、物置等の付属室および上記各室に付随する玄関、昇降口、階段り廊下(吹き抜けの渡り廊下(両面が壁(壁障は壁でないものとする。))で囲まれていない渡り廊下。以下同じ。)を除く。)等の通路部分をいう。</p> <p>ただし、小学校、中学校および幼稚園(盲学校、ろう学校および養護学校の小学部、中学部および幼稚部を含む。)の温室および畜舎は含まない。</p>	1/2	1/2	分校についてのみ、豪雷については国庫補助率2/3嵩上げ	瀬川 生見川 本武川
1-2	小・中学校屋内運動場	<p>&lt;概要&gt; 「屋内運動場」とは屋内で運動を行うための施設であり主室およびこれに付属する控室、器具室、便所等ならびに上記各室に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下(吹き抜けの渡り廊下を除く。)等の通路部分をいう(「へき地集会所」、「講堂(専用講堂を除く。)」および「格技場を含む。))。</p>	1/2	1/2	分校についてのみ豪雷については国庫補助率2/3嵩上げ	
1-3	へき地集会所	<p>&lt;概要&gt; へき地学校または離島学校に設けられる体育、音楽等の学校教育および社会教育の用に供するための施設をいう。</p>	1/2	1/2	分校についてのみ豪雷については国庫補助率2/3嵩上げ	

5. 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
1-4	寄宿舎	<p>&lt;概要&gt; 「寄宿舎」とは幼児、児童、生徒および学生(以下「児童等」という。)の寄宿のための施設であり、居室および寝室、管理入室、食堂、便所等の管理関係室および物置等の付属室ならびに上記各室に付随する玄関、昇降口、渡り廊下(吹き抜けの渡り廊下を除く。)等の通路部分をいう。</p>	1/2	1/2	豪雷については国庫補助率2/3嵩上げ	
1-5	統合校舎	<p>&lt;概要&gt; 統合とは、二以上の学校の全部もしくは一部をもって学校を設置し(以下「新設統合」という。)または学校の全部もしくは一部を他の学校に編入する(以下「吸収統合」という。)こと、関係学校数の減少を伴うものをいう。 統合しようとするとは、新設統合の場合にあっては学校の設置および廃止の予定日が、吸収統合の場合にあっては学校の廃止の予定日が、それぞれ、条項またはこれに基づき規則をもって定められたことをいい、統合したとは、新設統合の場合にあっては学校の設置および廃止が、吸収統合の場合にあっては学校の廃止が、それぞれ、完了したことをいう。</p>	1/2	1/2	水俣法9条適用ダム、過疎については国庫補助率2/3嵩上げ	★御所 ★手取川 ★大滝 ★(嵩上げ)
2	危険建築物等改築費	<p>&lt;概要&gt; 小学校、中学校の構造上危険な状態にある校舎、屋内運動場及び寄宿舎の改築費</p>	1/3	2/3	過疎、豪雷については国庫補助率2/3嵩上げ	★野村 ★宮ヶ瀬 ★大滝 ★布目 ★(嵩上げ)
3	高校へき地生徒寄宿舎	<p>&lt;概要&gt; へき地出身の高校生又はへき地学校に勤務する教員の子弟である高校生を収容するために必要な寄宿舎の新増築事業</p>	1/3	2/3		
4	へき地教員宿舎	<p>&lt;概要&gt;</p>	1/2	1/2		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
5	へき地児童生徒援助費	<p>&lt;概要&gt;                      スクールのバス・ボート等購入費                      市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)がへき地学校(へき地教育振興法第5条の2に規定するへき地学校をいう。以下同じ。)における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和並びに人口の過疎現象に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統合及び通疎地域等(通疎地域別算定法による通疎地域、山村振興法による山村、離島振興法による離島とする。)におけるバス路線、ボートの運行(航)の廃止(バス・ボートの運行(航)の休止、通学時間帯における運行(航)回数削減)の減少及び運行(航)の休止を含む。)による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るために行(航)するスクールのバス・ボートの購入費とする。</p>	1/2	1/2		

(参 考)

1. 補助金額の算定方法

公立学校の建物整備費に係る補助金額は、次の算式により算定される。

$$\left( \begin{array}{l} \text{工事費} + \text{事務費 (注1)} \\ \text{又は} \\ \text{買収費 (注2)} \end{array} \right) \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

(注)1. 学校の設置者に対するものであり、工事費の1%を限度とする。

2. 買収に準ずる方法による場合(「買収」とは購入により新築、増築、改築に代える方法をいい、「その他これに準ずる方法」とは、買収して移築する方法、買収して改造する方法等をいう)にあつては、事務費を含む。

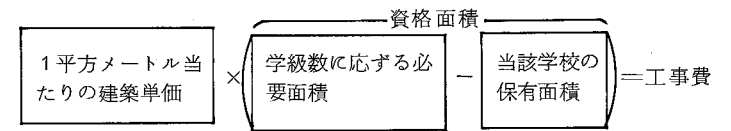
(1) 工事費の算定方法

工事費は、実施面積に一平方メートル当たりの実施単価を乗じて算定されるが、実施面積又は実施単価が国が設定した資格面積又は一平方メートル当たりの建築単価を超える場合は、これを限度として補助対象とすべき工事費を算定する。

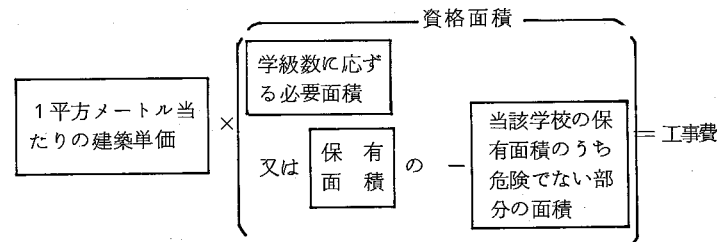
この工事費の補助対象限度額の算定方式は次のとおりである。

(ア)校舎又は屋内運動場

① 新增築の場合

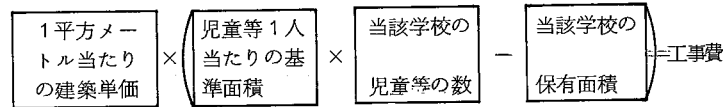


⑥改築の場合

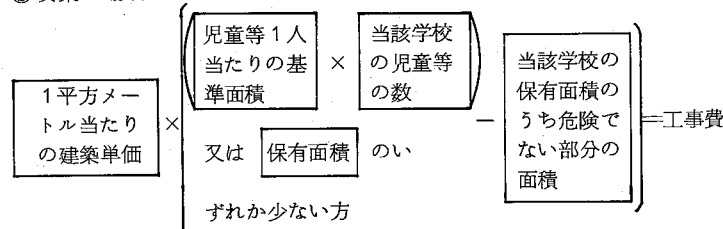


(1) 寄宿舎

④ 新增築の場合



⑤ 改築の場合



(2) 資格面積

資格面積は、(1)の算式に示したように、新增築の場合にあっては各学校ごとに必要面積から保有面積を控除した面積（整備資格面積）であり、改築の場合にあっては必要面積又は保有面積のうちいずれか少ない面積から危険でない部分の面積を控除した面積（要改築面積）である。

なお、小学校又は中学校の校舎の新增築費に係る補助を受けるためには、当該学校において整備資格面積があることに加えて、教室不足があり、かつこれを解消するための建築を行うことが必要である。したがって、便所、倉庫だけを建築するような場合は、整備資格面積があっても補助対象とはなり得ない。

教室の不足とは、普通教室又は特別教室の教室数又は総面積のいずれかが小学校又は中学校の別に学級数に応じ次の基準に達しない場合をいう。

① 小学校

室名	学級数(特殊学級を除く)	1～5	6～11	12～17	18～23	24～35	36～47	48学級以上
	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級
特別教室	教室数	2	5	6	7	8	9	10
	総面積	191	406	647	841	931	1,081	1,200
普通教室	教室数	学級数(特殊学級を含む) × 1						
	総面積	学級数(特殊学級を含む) × 74						

② 中学校

室名	学級数(特殊学級を除く)	1～2	3～8	9～14	15～20	21～26	27～32	33～38	39～44	45～50	51～56	57学級以上
	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級
特別教室	教室数	2	8	11	13	13	14	15	16	17	18	19
	総面積	207	693	1,124	1,501	1,627	1,792	1,948	2,110	2,275	2,416	2,535
普通教室	教室数	学級数(特殊学級を含む) × 1										
	総面積	学級数(特殊学級を含む) × 74										

(注) 1. 総面積の単位は平方メートルとし、教室数の単位は室とする。

2. 特別教室の教室数とは特別教室の種類ごとの数の合計数をいい、特別教室の種類は次に掲げるものとし、特別教室の総面積とは、これらの種類ごとの特別教室の面積の合計面積に資料室、児童等の更衣室及び特別教室の準備室（中学校にあっては体育及び特別活動に必要な器具器材庫（屋内運動場に付属するものを除く。）を加える。）の面積を含めたものとする。

学校の種類	特別教室の種類
小学校	理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、図書室、特別活動室
中学校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、職業教室、視聴覚教室、図書室、特別活動室、教育相談室

2. 公立文教施設整備国庫負担(補助)率一覧(昭和54年度)

区分	所管省庁補助金(項)		文 部 公 立 文 教 省 所 管										沖 縄
	学校種別	建 区 分	一 般	離 島	過 疎	特 別 豪 雪	成 田	急 増	奄 美	筑 波	そ の 他		
新 増 築	小中学校	校	義1/2 \$30(+) )	離2/3 \$9②		④雪2/3 \$150(+) )	空2/3 \$3①	義2/3 附3	奄2/3 \$60冷\$1①	予2/3 <2(3)>		沖9/10 \$50冷\$2①	
		屋	義1/3 \$30(□)	離2/3 \$9②		④雪2/3 \$150(+) )	空2/3 \$3①		奄2/3 \$60冷\$1①			沖9/10 \$50冷\$2①	
		へき集	へ1/2 \$6①	離2/3 \$9②		④雪2/3 \$150(+) )			奄2/3 \$60冷\$1①				沖2/3 \$50冷\$2①
事 業	盲・ろう学校 (小・中・学部)	(注1) 寄宿舎	予1/2 <2(1)>	予2/3 <2(1)>	④予2/3 <2(1)>	空2/3 \$3①			奄2/3 \$60冷\$1①		水2/3 \$9冷\$6①	沖9/10 \$50冷\$2①	
		統合(伴 う)校・屋	義1/3 \$30(□)	離2/3 \$9②	疎2/3 \$9				奄2/3 \$60冷\$1①			沖9/10 \$50冷\$2①	
		校・屋・ 寄	義1/2 \$30(□)	離2/3 \$9②					奄2/3 \$60冷\$1①				沖9/10 \$50冷\$2①
業	養護学校 (小・中・学部)	校・屋・ 寄	義1/2 \$2①									沖9/10 \$50冷\$2①	
		(注2) 校・屋・寄	予1/2 <2(7)>								備養2/3 附5 ④予2/3 <2(4)>	予2/3 <沖1 2(2)>	
		(注3) 寄	予1/3 <2(1)>									予2/3 <沖1 2(4)>	
高 等 学 校	全課程 通信制 定時制	校・屋・ 寄	予1/3 <2(9) (10)>									予2/3 <沖1 2(4)>	
		校・屋・ 寄	予1/3 <2(1)>									予2/3 <沖1 2(4)>	
		校・屋・ 寄	予1/3 <2(9) (10)>									予2/3 <沖1 2(4)>	
全 日 制	校・屋・寄	校・屋・寄	予1/3 <2(6)>									予2/3 <沖1 2(4)>	
		校・屋・寄	予1/3 <2(6)>									予2/3 <沖1 2(4)>	
		校・屋・寄	予1/3 <2(6)>									予2/3 <沖1 2(4)>	

5 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

危 険	幼稚園 小・中学校	園 舎	予1/3 <2(6)>						予1/3 <2(6)>				予2/3 <沖1 2(2)>
			義1/3 \$30(知)	離2/3 \$9②	予2/3 <2(2)>	④校舎予2/3 <2(2)> ⑤校舎雪2/3 \$15①(+) ) ⑥雪2/3 \$15①(□)	空2/3 \$3①		奄2/3 \$60冷\$1①	予2/3 <2(2)>	沖7. 5/10 \$50冷\$2①		
			義1/3 \$30(知)	離2/3 \$9②					奄2/3 \$60冷\$1①		沖7. 5/10 \$50冷\$2①		
改 築	盲・ろう学校 (小・中・学部)	校・屋・寄	義1/3 \$30(知)	離2/3 \$9②									沖7. 5/10 \$50冷\$2①
			義1/3 \$30(知)	離2/3 \$9②									沖7. 5/10 \$50冷\$2①
			義1/3 \$30(知)	離2/3 \$9②									沖7. 5/10 \$50冷\$2①
事 業	盲・ろう学校 (高等部)	校・屋・寄	義1/3 \$30(知)	離2/3 \$9②									沖7. 5/10 \$50冷\$2①
			義1/3 \$30(知)	離2/3 \$9②									沖7. 5/10 \$50冷\$2①
			義1/3 \$30(知)	離2/3 \$9②									沖7. 5/10 \$50冷\$2①
不 適 格 改 築 事 業	幼稚園 盲・ろう学校(幼稚部)	園 舎	予1/3 <2(6)>										予2/3 <沖1 2(2)>
			予1/3 <2(6)>										予2/3 <沖1 2(2)>
			予1/3 <2(6)>										予2/3 <沖1 2(2)>
公 害 防 止 事 業 等	校・屋・寄	予1/3 <2(8)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予2/3 <沖1 2(1)>	
		予1/3 <2(4)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予2/3 <沖1 2(1)>	
		予1/3 <2(4)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予2/3 <沖1 2(1)>	
児 童 生 徒 急 増 市 町 村 公 立 小・中 学 校 設 施 特 別 整 備	校・屋・寄	予1/3 <2(4)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予1/3 <沖1 2(1)>	
		予1/3 <2(4)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予1/3 <沖1 2(1)>	
		予1/3 <2(4)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予1/3 <沖1 2(1)>	
提 供 設 代 替 借 用 地 購 入	校・屋・寄	予1/3 <2(4)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予1/3 <沖1 2(1)>	
		予1/3 <2(4)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予1/3 <沖1 2(1)>	
		予1/3 <2(4)>	④予2/3 <2(3)>	④中予2/3 <2(3)>								予1/3 <沖1 2(1)>	

1. 凡例

- (1) ④寄雪2/3 …分校の寄宿舎、補助率2/3(法律補助)  
 §15 ①(二) …豪雪地帯対策特別措置法第15条第1項第2号  
 小中予2/3 …小・中学校建物のみ、補助率2/3(予算補助)
- (2) <2(3)> …公立文庫施設整備費国庫補助要項2の(3)  
 予1/3相当 …補助率1/3相当(予算補助)
- (3) <沖Ⅱ3(1)> …沖縄県公立文庫施設整備費国庫補助要項Ⅱの3の(1)

2. 表中の注、法令等略称の説明

(1) 注1～8

- 注1 へき地の小中学校の児童生徒を収容するために必要な寄宿舎に限る。ただし、豪雪地帯対策特別措置法の適用がある場合を除く。
- 注2 幼稚部は園舎、寄宿舎のみ。
- 注3 へき地出身の高等学校の生徒又はへき地学校に勤務する教員の子弟である高等学校の生徒を収容する寄宿舎に限る。
- 注4 定時制通信制教育モデル校の指定をうけた高等学校にあつては建物それ以外のものうち定時制にあつては校舎及び屋内運動場、通信制にあつては校舎に限る。
- 注5 小中学校及び特殊教育諸学校の小中学部にあつては75/10、幼稚園、高等学校及び特殊教育諸学校の幼稚部、高等部にあつては2/3

注6 航空機騒音等については、次の補助制度がある。

- (1) 運輸省所管 空港整備特別会計(項)空港整備事業費  
 (目) 教育施設等騒音防止対策事業費補助……補助率 $\frac{10}{10}$ 以内
- (2) 総理府所管(防衛施設庁)(項)施設運営等関連諸費  
 (目) 教育施設等騒音防止対策事業費補助……補助率 $\frac{10}{10}$ 以内

注7 公害防止対策事業として行われるものについては、補助率は次のとおりである。

- 小学校・中学校・盲学校・ろう学校及び養護学校の建物……2/3
- 幼稚園及び高等学校の建物……1/2

注8 活動火山対策特別措置法第12条で指定された降灰防除地域に所在する学校における降灰防除施設の整備に要する費用に対する補助。降灰防除地域のうち文部大臣が指定する地域に所在する義務教育諸学校に係る場合に限り、補助率は2/3。

(2) 法令の略称

- 義務教育諸学校施設費国庫負担法 空…新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- へ…へき地教育振興法 沖…沖縄振興開発特別措置法
- 危…公立高等学校危険建築物対策促進臨時措置法 奄…奄美群島振興開発特別措置法
- 養…公立養護学校整備特別措置法 公…公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 離…離島振興法 活…活動火山対策特別措置法
- 疎…過疎地域対策緊急措置法 水…水源地域対策特別措置法
- 雪…豪雪地帯対策特別措置法

(3) 補助要項等の略称

- <> …公立文庫施設整備費国庫補助要項
- <高> …公私立高等学校新增設建物整備費補助金交付要綱
- <沖> …沖縄県公立文庫施設整備費国庫補助要項
- <用> …児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金交付要綱

(4) 用語等の略称

- 校 …校舎のみ
- 校舎 …校舎・屋体のみ
- 寄宿 …寄宿舎のみ
- 本 …本校のみ
- 分 …分校のみ
- 果 …都道府県立
- 政 …政令指定都市立
- 増 …増築のみ
- 統 …統合に伴うもののみ
- ギ …義務教育諸学校(小・中学校および盲・ろう学校の小・中学部)に係るものに限る。
- 小中…小・中学校建物に限る。
- 職 …職業学科(職業コース)に係るもの
- 山 …山村振興法に基づく振興山村に所在するもの
- 火 …活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に所在するもの
- 予 …予算補助

8) 診療所

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例																																												
			国	市町村(他庁)																																														
1	医療施設等施設整備 1-1) へき地中核病院	<p>&lt;採択事業&gt; 昭和55年11月5日医薬審1117号医務局長通知「へき地医療対策事業について」(以下「へき地医療対策実施要綱」という。)に基づいて実施する次の事業とする。 7. 都道府県が行うへき地中核病院の施設整備事業 1. 都道府県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地中核病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>&lt;対象経費&gt; へき地中核病院として必要な次の各部門の新築、増築に要する工事費又は工事補助費 (1) 検査、放射線、手術部門(検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟(病室、診察室、処置室、リネン室、廊下、便所、更衣室、附属設備等)</p> <p>&lt;基準額&gt; 基準面積(700㎡)×単価(単位)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別等</th> <th rowspan="2">構造別</th> <th colspan="4">地域区分</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病棟</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>134600</td> <td>128200</td> <td>121800</td> <td>115400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック</td> <td>117400</td> <td>111800</td> <td>106200</td> <td>100600</td> </tr> <tr> <td>診療棟</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>150600</td> <td>143400</td> <td>136200</td> <td>129100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック</td> <td>131600</td> <td>125300</td> <td>119000</td> <td>112800</td> </tr> </tbody> </table>	種別等	構造別	地域区分				A	B	C	D	病棟	鉄筋コンクリート	134600	128200	121800	115400		ブロック	117400	111800	106200	100600	診療棟	鉄筋コンクリート	150600	143400	136200	129100		ブロック	131600	125300	119000	112800	1/2	1/2	<p>補助単価の地域区分は次のとおり (以下同じ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、沖縄県</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、滋賀県、岡山県</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>茨城県、栃木県、群馬県、鳥取県、島根県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>	区分	地 域	A	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、沖縄県	B	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、滋賀県、岡山県	C	茨城県、栃木県、群馬県、鳥取県、島根県、広島県、山口県	D	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
種別等	構造別	地域区分																																																
		A	B	C	D																																													
病棟	鉄筋コンクリート	134600	128200	121800	115400																																													
	ブロック	117400	111800	106200	100600																																													
診療棟	鉄筋コンクリート	150600	143400	136200	129100																																													
	ブロック	131600	125300	119000	112800																																													
区分	地 域																																																	
A	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、沖縄県																																																	
B	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、滋賀県、岡山県																																																	
C	茨城県、栃木県、群馬県、鳥取県、島根県、広島県、山口県																																																	
D	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																																																	

5 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
1-2	へき地診療所	<p>&lt;採択事業&gt; へき地医療対策実施要綱に基づき都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所(国民健康保険医療通常診療所を含む。以下同じ。)及びその医師住宅の新築、買収及び増改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。)にかかるとる施設整備事業</p> <p>&lt;対象経費&gt; へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事補助費 (1) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護婦居室、玄関、廊下等) (2) 医師住宅</p> <p>&lt;基準額&gt; 次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 (基準面積) (1) 病床の場合 160㎡ (2) 有床の場合 ア. 6床未満 240㎡ イ. 6床以上 760㎡</p>	2/3	1/3		<p>浅瀬石川 榮河江 布 目</p>

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例																																							
			国	市町村(他市)																																									
1-3	へき地保健指導所	<p>&lt;採択事業&gt;</p> <p>「へき地医療対策実施要綱」に基づき都道府県又は市町村が行う指導部門及びその保健指導住宅の施設整備事業</p> <p>&lt;対象経費&gt;</p> <p>へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費（ブロック造り又はこれと同等以上に限る。）</p> <p>(1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、カウンセリング室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室）</p> <p>(2) 保健指導住宅</p> <p>&lt;基準額&gt;</p> <p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>(基準面積)</p> <p>(1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡</p>	1/2	1/2	<p>福島、茨城地区とは、福島振興法（昭和37年法律第72号）第2条第1項、茨城地域対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項及び沖繩振興特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第1項の規定に基づき指定地域に該当する地域とする。</p> <p>都道府県別の地域区分は次のとおりとする。</p>	通用ダム例																																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別等</th> <th rowspan="2">構造別</th> <th colspan="4">地域区分</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般地区</td> <td>鉄骨コンクリート</td> <td>101,200</td> <td>101,200</td> <td>101,200</td> <td>101,200</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離島等</td> <td>木造</td> <td>66,200</td> <td>66,200</td> <td>66,200</td> <td>66,200</td> </tr> <tr> <td>鉄骨コンクリート</td> <td>108,400</td> <td>108,400</td> <td>108,400</td> <td>108,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域</td> <td>ブロック</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>71,200</td> <td>71,200</td> <td>71,200</td> <td>71,200</td> </tr> </tbody> </table>	種別等			構造別	地域区分				A	B	C	D	一般地区	鉄骨コンクリート	101,200	101,200	101,200	101,200	ブロック	87,900	87,900	87,900	87,900	離島等	木造	66,200	66,200	66,200	66,200	鉄骨コンクリート	108,400	108,400	108,400	108,400	地域	ブロック	94,300	94,300	94,300	94,300	木造	71,200
種別等	構造別	地域区分																																											
		A	B	C	D																																								
一般地区	鉄骨コンクリート	101,200	101,200	101,200	101,200																																								
	ブロック	87,900	87,900	87,900	87,900																																								
離島等	木造	66,200	66,200	66,200	66,200																																								
	鉄骨コンクリート	108,400	108,400	108,400	108,400																																								
地域	ブロック	94,300	94,300	94,300	94,300																																								
	木造	71,200	71,200	71,200	71,200																																								

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例																				
			国	市町村(他市)																						
1-4	過疎地域特定診療所	<p>(2) 指導部門のみの場合 70㎡</p> <p>(3) 住宅部門のみの場合 50㎡</p> <p>(単価)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別等</th> <th rowspan="2">構造別</th> <th colspan="4">地域区分</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般地区</td> <td>ブロック</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> </tr> <tr> <td>離島等</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;採択事業&gt;</p> <p>昭和55年1月4日医発第1106号発務局長通知「過疎地域等特定診療所の整備について」に基づき実施する次の事業</p> <p>ア. 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業</p> <p>イ. 市町村が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>&lt;対象経費&gt;</p> <p>過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築・増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護婦居室、玄関、廊下等）</p> <p>(2) 医師住宅</p> <p>&lt;基準額&gt;</p> <p>次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。</p>	種別等	構造別	地域区分				A	B	C	D	一般地区	ブロック	87,900	87,900	87,900	87,900	離島等	94,300	94,300	94,300	94,300	1/2	1/2	通用ダム例
					種別等	構造別	地域区分																			
A	B	C	D																							
一般地区	ブロック	87,900	87,900	87,900	87,900																					
	離島等	94,300	94,300	94,300	94,300																					



番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用システム例																																												
			国	市町村(地元)																																														
2	医療施設等整備事業 へき地中核病院設備整備事業	<p>(基準面積) 160㎡ (単 価)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別等</th> <th rowspan="2">構造別</th> <th colspan="4">地 域 区 分</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地区</td> <td>鉄骨コンクリート</td> <td>101,200</td> <td>101,200</td> <td>101,200</td> <td>101,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木 造</td> <td>ブローック</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> <td>87,900</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>66,200</td> <td>66,200</td> <td>66,200</td> <td>66,200</td> </tr> <tr> <td>精進藪雪</td> <td>鉄骨コンクリート</td> <td>108,400</td> <td>108,400</td> <td>108,400</td> <td>108,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 区 不 造</td> <td>ブローック</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> <td>94,300</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>71,200</td> <td>71,200</td> <td>71,200</td> <td>71,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;採択事業&gt; 昭和55年11月5日医務局長通知「へき地医療対策事業について」(以下「へき地医療対策実施要綱」という。)に基づき実施する次の事業とする。 ア. 都道府県が行うへき地中核病院の医療機器整備事業 イ. 都道府県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地中核病院の医療機器整備事業に対し、都道府県が補助する事業 &lt;対象経費&gt; へき地中核病院として必要な医療機器購入費 &lt;基準額&gt; 1カ所当たり 新設 5,000千円 既設 5,000千円</p>	種別等	構造別	地 域 区 分				A	B	C	D	一般地区	鉄骨コンクリート	101,200	101,200	101,200	101,200	木 造	ブローック	87,900	87,900	87,900	87,900	木	66,200	66,200	66,200	66,200	精進藪雪	鉄骨コンクリート	108,400	108,400	108,400	108,400	地 区 不 造	ブローック	94,300	94,300	94,300	94,300	木	71,200	71,200	71,200	71,200	1/2	1/2		
					種別等	構造別	地 域 区 分																																											
A	B	C	D																																															
一般地区	鉄骨コンクリート	101,200	101,200	101,200	101,200																																													
木 造	ブローック	87,900	87,900	87,900	87,900																																													
	木	66,200	66,200	66,200	66,200																																													
精進藪雪	鉄骨コンクリート	108,400	108,400	108,400	108,400																																													
地 区 不 造	ブローック	94,300	94,300	94,300	94,300																																													
	木	71,200	71,200	71,200	71,200																																													
2-1			1/2	1/2																																														

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	市町村(地元)		
2-2	へき地保健指導所設備整備事業	<採択事業> 「へき地医療対策実施要綱」に基づき都道府県又は市町村が行うへき地保健指導のための設備整備 <対象経費> 保健婦用自動車購入費 <基準額> 1台当たり 447千円	1/2	1/2		
		<採択事業> ア. 「へき地医療対策実施要綱」に基づき都道府県又は市町村が行う患者輸送車、患者輸送要及び患者輸送用雪上車の整備事業 イ. 豪雪地域対策特別措置法第2条第1項の規定に基づき指定区域内に所在するへき地診療所(へき地診療所施設整備費補助金の交付を受け、設置した診療所及び国民保険面補診療所をいう。)の開設者が行う医師往診用小型雪上車の整備事業 <基準額> (1) 患者輸送車 ①マイクローバース又はジーブ型の場合 1台当たり 1,200千円 ②ライトバンの場合 1台当たり 960千円 (2) 患者輸送要	1/2	1/2		
2-3	へき地患者輸送車(艇)整備事業		2/3	1/3		長 島

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	市町村(他市)		
2-4	へき地巡回診療車(約)整備事業	1 機当たり 4,000千円	2/3	1/3	豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づく地域は国庫補助率 2/3	
		(3) 患者輸送用雪上車 1台当たり 1,800千円				
		(4) 医師在診用小型雪上車 1台当たり 4,000千円	1/2	1/2		
		<採択専業> 「へき地医療対策実施要綱」に基づき実施する次の事業 7. 都道府県、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療給及び歯科巡回診療車の整備事業 1. 都道府県知事の指定を受けたへき地中核病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療給及び歯科巡回診療車の整備事業に対し都道府県が補助する事業 <基準額> 巡回診療車 1台当たり 1,335千円 巡回診療用雪上車 1台当たり 3,855千円 巡回診療給 1機当たり 8,255千円 (中間の場合は1機につき22712千円) 歯科巡回診療車 1台当たり 3,500千円 次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療車購入車 早上型ユニット、歯科治療台、歯科用コンプレッサー				

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	市町村(他市)		
2-5	ヘリコプター整備事業	「ヘリコプター、蒸沸消毒器、その他診療に必要な機器」	2/3	1/3		
		<採択専業> 「へき地医療対策実施要綱」に基づき都道府県が行うヘリコプターの整備事業 <基準額> 1機当たり 100,000千円				
2-6	離島歯科巡回診療用設備整備事業	<採択専業> 「へき地医療対策実施要綱」に基づき都道府県が行う離島歯科診療支援推進事業に必要な歯科医療機器の整備事業 <基準額> 遠隔型診療設備 1機当たり 1,700千円 近接型診療設備 1機当たり 1,000千円	1/2	1/2		
		<採択専業> 「へき地医療対策実施要綱」に基づき都道府県又は市町村が行う特定地域保健医療システムに必要な機器の整備事業 <基準額> 伝送装置 1台当たり 10,000千円 特定地域保健医療システムの構築に必要な伝送装置(ファイバオプティック)及び回線保護装置の購入費(取付工料を含む。)				
2-7	特定地域保健医療システム設備整備事業	<採択専業> 「へき地医療対策実施要綱」に基づき都道府県又は市町村が行う特定地域保健医療システムに必要な機器の整備事業 <基準額> 伝送装置 1台当たり 10,000千円 特定地域保健医療システムの構築に必要な伝送装置(ファイバオプティック)及び回線保護装置の購入費(取付工料を含む。)	1/2	1/2		
2-8	豪雪地帯等特定診療所設備整備事業	<採択専業>	1/2	1/2		

(参 考) へき地医療対策実施要綱

(昭和55年11月5日 医発第1117号)

番号	項 目	採 取 基 準、内 容 説 明	負 担 区 分		備 考	適用ゾム例
			国	市町村(地元)		
		<p>&lt;採択事業&gt;                      昭和55年11月4日医発第1110号医務局長通知「過疎地域等特定診療所の整備について」に基づき実施する次の事業                      業                      了、都道府県が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業                      1、市町村が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業に對し都道府県が補助する事業</p> <p>&lt;基準額&gt;                      医療機器整備費 1カ所当たり 10,000千円                      (過疎地域等特定診療所として必要な医療機器整備費)</p>				

1 へき地中核病院

(1) 目 的

この事業は、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4Kmの地域内50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区(以下「無医地区」という。)を有する広域市町村圏にへき地中核病院を整備し、圏域内の無医地区を対象とする巡回診療、へき地診療所への医師派遣等を行い、無医地区等における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県等とする。

(3) へき地中核病院の指定

ア. 都道府県知事は、原則として無医地区を有する広域市町村圏内に所在する病院のうちから、無医地区を対象とする巡回診療、へき地診療所への医師派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院をへき地中核病院として指定するものとする。

イ. へき地中核病院の指定にあたっては次の点に配慮するものとする。

(ア) 主要な診療科を有し、かつ、原則として200床程度の一般病床を有する病院であること。

(イ) あらかじめ医療対策協議会等において決定されたへき地医療確保計画に基づくへき地医療活動(年間を通して運営をする場合は130回以上を目標とする。)を行うことができる医師、看護婦等を配置していること。

(4) 事業の内容

へき地中核病院は、次に掲げる事業を行うものとする。

ア. 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

- イ. へき地診療所等への医師派遣及び技術指導・援助に関すること。
- ウ. へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- エ. その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

(5) 整備基準

ア. 施設

新たにへき地中核病院についてその診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応ずるための病棟、検査、放射線及び手術部門を設けるものとする。

イ. 設備

へき地中核病院として必要な医療機器を整えるものとする。

(6) 運営基準

へき地中核病院が行う圏域内のへき地を対象とする巡回診療等医療活動を行うものとする。

2 へき地診療所

(1) 目的

この事業は、無医地区等における診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会とする。

(3) 整備基準

ア. へき地診療所を設置しようする場所を中心として概ね半径4キロメートルの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として、1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上（通常の交通機関を利用できない

い場合は徒歩で30分以上）要するものであること。

イ. 施設

へき地診療所として必要な診療部門（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護婦居室、玄関、廊下等）及び医師住宅を設けるものとする。

3 へき地保健指導所

(1) 目的

この事業は、へき地における無医地区に保健指導所を整備し、保健婦の配置を行い、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県又は市町村とする。

(3) へき地保健指導所の整備及び保健婦の配置基準等

ア. へき地保健指導所の整備及び保健婦の配置は、無医地区のうち人口200人以上で、最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域について行うものとする。

イ. この事業の実施に当たっては保健衛生水準、保健医療施設の配置状況医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮したへき地保健医療計画の策定とその実施に充分配慮すること。

(4) 運営基準

保健婦は次の事項に留意し、専ら担当無医地区の住民に対する保健指導にあたること。

ア. 保健婦はへき地保健指導所に駐在するものとする。

イ. 当該無医地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りの医療機関との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うこと。

(5) 整備基準

ア. 施設

へき地保健指導所として必要な指導部門（問診室、診察室、事務室、カウンセリングルーム、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室）及び住宅部門を設けるものとする。

イ. 設備

へき地保健指導所に駐在する保健婦が、無医地区の保健指導を行うに必要な自動車を整えるものとする。

4 へき地巡回診療車（船）

(1) 目的

この事業は、巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車を整備し、無医地区又は無歯科医地区に対する巡回診療を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のものとする。

ア. 都道府県

イ. 都道府県の定めた巡回診療計画により行う日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会

ウ. 過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）第15条第2項  
離島振興法（昭和28年法律第72号）第9条の2第2項、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第49条第2項の規定に基づき都道府県知事の要請をうけて行う病院又は診療所の開設者

エ. へき地中核病院の開設者

(3) 整備基準

ア. 巡回診療車

概ね無医地区を有する広域市町村圏単位に整備するものとする。

イ. 巡回診療用雪上車

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域にある無医地区の巡回診療を実施するため、無医地区を有する広域市町村圏単位に整備するものとする。

ウ. 巡回診療船

離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域に無医地区がある場合に当該都道府県を単位として整備するものとする。

エ. 歯科巡回診療車

無歯科医地区人口概ね15,000人に対して1台程度を各都道府県の実情を勘案のうえ整備するものとする。

5 へき地患者輸送車（艇）

(1) 目的

この事業は、へき地の患者を最寄り医療機関まで輸送するため、患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車を整備し、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

(3) 整備基準

ア. 患者輸送車

整備しようとする場所を中心とする概ね半径4Kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で）15分以上を要する地域であること。

イ. 患者輸送艇

次に掲げる地域であって、上記アに定める要件に該当する地域であること。

(ア) 離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域

(イ) 沖縄振興開発特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(ウ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域

(エ) 小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条に規定する地域

ウ. 患者輸送用雪上車

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく指定地域であって、上記アに定める要件に該当する地域であること。

## 6 ヘリコプター整備

### (1) 目的

この事業は、主として離島、豪雪地帯等の無医地区における緊急時の医療を確保するため、ヘリコプターにより、患者を医療機関まで搬送して必要な医療を確保することを目的とする。

### (2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

### (3) 整備基準

ヘリコプターは、緊急時の患者搬送に利用できる都道府県内の他のヘリコプターの保有状況は十分勘案して整備するものとする。

### (4) 運営方針

ア. 緊急時の患者搬送のための出動体制を確立し、周知させること。

イ. ヘリコプターの維持管理は、関係法令の定めるところにより行うこと。

## 7 へき地担当病院医師派遣事業

### (1) 目的

この事業は、へき地診療所における医師の確保を図り、へき地住民の医療を確保することを目的とする。

### (2) 事業の実施主体

事業の実施主体は、次のものとする。

ア. 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（以下「公的医療機関」という。）

イ. 過疎地域振興特別措置法第15条第2項、離島振興法第9条の2第2項、沖縄振興開発特別措置法第49条第2項の規定に基づき都道府県知事の要請をうけて行う公的医療機関の開設者

### (3) 運営基準

ア. 上記(2)のイにあっては、担当病院の医師派遣体制が確立されており、へき地診療所に対する継続的な医師派遣契約が締結されており、かつ、原則として年間延30日以上医師を派遣するものであること。

イ. 上記(2)のイにあっては、関係法令に基づく都道府県知事の要請によりへき地診療所に対して医師を派遣するものであること。

## 8 特定地域保健医療システム

### (1) 目的

この事業は、隔絶性の高い離島や積雪のため交通が途絶する特別豪雪地帯等の無医地区に伝送装置による医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図ることを目的とする。

### (2) 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

### (3) 整備基準

次に掲げる地域に所在する無医地区のうち、原則として人口が200人以上1,000人未満であり、最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域であって、かつ、へき地保健指導所が設置されている地域について最寄り医療機関及びへき地保健所に伝送装置（ファクシミリ）を設置する。

ア. 離島振興法第2条の規定に基づく指定地域

イ. 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく指定地域

ウ. 沖縄振興開発特別措置法第2条第2項に基づき指定した離島

エ. 奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）のうち、アと同等と認められる地域

オ. その他厚生大臣が必要と認める地域

(4) 運営方針

ア. データの蓄積、管理

最寄り医療機関においては、あらかじめ対象となる地区住民に対して総合検診を実施するなどにより基礎データを収集適宜検索できるように整理し、保管すること。

なお、これらデータの管理にあっては秘密厳守に十分配慮しなければならないこと。

イ. 保健婦の活動

へき地保健指導所の保健婦は、あらかじめデータが管理されている者について診療、健康相談等の申し出があった場合、当該患者等に開する諸情報を最寄り医療機関の医師に伝送し、当該医師の指示を受けて必要な処置等を行う。

9 へき地診療所サポートシステム

(1) 目的

この事業は、へき地診療所の機能を強化するため、へき地中核病院及びへき地診療所に伝送装置を設置し、へき地中核病院がへき地診療所の診療活動等を援助することにより医療機関相互の連けいを強化し、へき地における医療水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

事業の実施主体は、へき地中核病院及びへき地診療所の開設者とする。

(3) 整備基準

ア. へき地中核病院及びこれと連けいするへき地診療所に伝送装置（ファクシミリ）を設置する。

イ. へき地中核病院の医師は、伝送装置により送られた医学的諸情報をも

とに、へき地診療所の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

10 離島歯科診療班派遣事業

(1) 目的

この事業は、歯科医療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。

(3) 実施方法

ア. 近接型離島の場合

㊦ 定期船の就航が1日3便以下であり、かつ所要時間が30分以上で容易に歯科受診できない離島の住民を対象とする。

㊧ 原則として、歯科医師1人、歯科衛生士2人及び事務職員1人で診療班を編成し、2日から3日程度の日程で策定した歯科診療計画に基づき予防、応急処置及び保健指導を行う。

イ. 遠隔型離島の場合

㊦ 定期船の便数が極端に少ないため、受診することが極めて困難である離島の住民を対象とする。

㊧ 原則として歯科医師1人、歯科衛生士2人、歯科技工士1人で診療班を編成し、1週間から2週間程度の日程で策定した歯科巡回診療計画に基づき予防、治療及び保健指導を行う。

(4) 整備基準

離島歯科診療班派遣に必要な歯科医療機器を備えるものとする。

11 へき地勤務医師等確保修学資金貸与事業

(1) 目的

この事業は、大学において医学又は歯学を専攻する学生で将来へき地診療所等都道府県知事の指定する医療機関に勤務しようとする者に対して修

学資金を貸与し、へき地診療所等における医師等の確保を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

へき地勤務医師等確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与は都道府県が行うものとする。

(3) 対象及び期間

ア. 修学資金の貸与の対象となる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学において医学又は歯学を専攻する学生であって、卒業後都道府県知事の指定する医療機関に勤務しようとする者とする。

イ. 修学資金の貸与期間は、原則として専門課程に相当する4年間とする。ただし、例外的に当該年度の予算に余裕のあるときは、進学課程の期間も貸与の対象とすることができる。

(4) 都道府県知事の指定する医療機関

都道府県知事は、貸与者が勤務すべき医療機関として、次に掲げるものを指定するものとする。

ア. へき地診療所

イ. へき地中核病院

ウ. へき地担当病院

エ. 公的医療機関

医療法第31条に規定する病院又は診療所であって、へき地医療の確保のため都道府県知事が必要と認めるもの。

オ. その他の医療機関

上記アからエ以外の医療機関であって、市町村長及び保健所長の意見を聴いて、都道府県知事が必要と認めるもの

(5) 貸与方法及び利子

都道府県知事と貸与対象者との契約により、無利子で貸与するものとする。

(6) 保証人

ア. 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

イ. 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(7) 貸与契約の解除及び貸与の休止

ア. 都道府県知事は、貸与契約の相手方（以下「修学生」という。）が修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるときは、その契約を解除するものとする。

イ. 都道府県知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(8) 返還の債務の当然免除

都道府県知事は、修学生が次の各号の1に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除することができる。

ア. 大学を卒業し、医師又は歯科医師の免許を取得した後、直ちに修学資金の貸与を受けた都道府県知事の指定する医療機関において貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（臨床研修2年間を含む。）以上在職したとき。

イ. 前号に規定する在職期間中に、業務上の事由により死亡したとき及び業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(9) 返還の債務の裁量免除

都道府県知事は、修学生が知事の指定する医療機関に在職中に業務上以外の事由により死亡、不具廃疾その他やむを得ない理由により、その返還の債務を免除することが適当と認めた場合は、修学資金の返還、債務の全部又は一部を免除することができる。

(10) 返 還

都道府県知事は、修学生が次の各号の1に該当する事由が生じたときは



その事由が生じた日から原則として1カ月以内に貸与金額の全額を返還させなければならない。在職期間ある場合には、その在職期間の3分の2に相当する貸与額を控除するものとする。

ア. 修学資金の貸与契約を退学、死亡等により解除されたとき。

イ. 大学を卒業した日から原則として1年以内に医師又は歯科医師の免許を取得しなかったとき。

ウ. 医師又は歯科医師の免許を取得した後、都道府県知事の指定する医療機関において業務に従事しなかったとき。

#### (11) 返還債務の履行猶予

都道府県知事は、修学生が次の各号の1に該当し、修学資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、修学資金返還の債務の履行を猶予することができる。

ア. 修学資金の貸与契約を解除された後も引き続き大学に在学しているとき。

イ. 都道府県知事が指定する医療機関以外の病院で臨床研修を行っているとき。ただし、その期間は2年間とする。

ウ. 災害、疾病、その他やむを得ない事由があるとき。

#### (12) 延滞利子

都道府県知事は、修学生が正当の理由がなく、返還額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5%の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

#### (13) 経理区分

ア. 都道府県は、この制度の会計経理を明確にしておかなければならない。

イ. 当該年度の交付額は、対象経費の支出予定額から前年度の返還金収入相当額を控除し算定するものとする。

なお、前年度の返還額が当該年度における修学資金貸与予定額を上廻るときは、その上廻る額の2分の1に相当する金額を国庫に返還しなけ

ればならない。

ウ. 都道府県は、この事業を廃止したときは、その年度以降返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。

#### (14) その他

この事業の実施のための手続その他必要な実施細則については、都道府県において定めるものとする。

### 12 へき地勤務医師等確保修学資金貸与者のワークショップ実施事業

#### (1) 目的

この事業は、へき地勤務医師等確保修学資金（以下「修学資金」という）の貸与者を対象に、へき地医療に関するワークショップを実施することにより、修学資金貸与事業の実効を高め、もってへき地における医師等の確保を図ることを目的とする。

#### (2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、修学資金貸与事業を実施している都道府県とする。

#### (3) 事業の実施方法等

ア. 本事業は、原則として修学資金貸与者を対象として実施するものであること。

イ. 本事業の実施に当たっては、夏期休暇期間等参加者の学業に影響の少ない時期に概ね1週間前後の期間で実施するものとする。

ウ. 本事業は、地域医療が当面している現実的な諸問題等について、ワークショップを行うとともに、実際にへき地医療活動へ参加させることにより、へき地医療の実態等についての理解と認識を得られるものとすることが望ましいこと。

過疎地域等特定診療所整備事業実施要綱

昭和55年11月4日 医発第1106号

1 目的

この事業は、過疎地域等における住民の眼科、耳鼻いんこう科の特定の診療科の医療を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 整備基準

- (1) 当該市町村内に眼科又は耳鼻いんこう科の診療機能を有する医療機関がなく、当該診療科の医療の確保が極めて困難であるため、眼科又は耳鼻いんこう科の診療施設を整備する事業であること。
- (2) 当該医療施設は、当該診療科の診療に従事する医師が確保されていること。
- (3) 当該医療施設を設置する市町村の、昭和51年度から昭和53年度までの各年度における財政力指数（地方交付税（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算出した当該市町村の基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値をいう。）を合算したものの3分の1の数値が、0.37以下であること。

(4) 施設及び設備

ア. 施設

眼科、耳鼻いんこう科の診療部門及び医師住宅部門を設けるものとする。

イ. 設備

眼科、耳鼻いんこう科の診療機能として必要な医療機器を整えるものとする。

番号	9) 公営住宅	採択基準、内容説明	負担区分	備考	適用ダムの例															
	公営住宅建設費	<p>&lt;医療等&gt;</p> <p>1. 規格は特別の事情のある場合を除き、次のとおりである。(公営住宅法施行令第2条)</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>現行(54.11.24改正後)</td> </tr> <tr> <td>第一種公営住宅</td> <td>55,000円以上、95,000円以下 (200,166円) (296,250円)</td> </tr> <tr> <td>第二種公営住宅</td> <td>55,000円以下 (200,166円)</td> </tr> </table> <p>第1種公営住宅 19㎡/ ~70㎡/</p> <p>第2種公営住宅 19㎡/ ~65㎡/</p> <p>2. 入居基準収入は次のとおりである。(令第5条)</p> <p>(1)内は標準世帯(4人世帯)給与所得者の租収入(月額)</p> <p>&lt;補助対象&gt;</p> <p>県住宅建設5ヶ年計画(注1)に基づいて行方公営住宅の建設(租税を含む)に係る次の事業費及び事務費</p> <p>① 主体工事費</p> <p>② 屋外附帯工事費……③ 整地工事費 ④ 灌漑工事費</p> <p>⑤ 給排水工事費 ⑥ 電気ガス工事費 ⑦ 緑地整備工事費</p> <p>⑧ 物干、じんあい処理設備工事費等</p> <p>(注1)住宅建設計画法第6条に規定されたもの</p> <p>&lt;補助基本額&gt;</p> <p>補助基本額=主体附帯工事費(注2)+特例加算(注3)+事務費(注4)</p>	種別	現行(54.11.24改正後)	第一種公営住宅	55,000円以上、95,000円以下 (200,166円) (296,250円)	第二種公営住宅	55,000円以下 (200,166円)	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>第一種公営住宅 1/2</td> <td>第二種公営住宅 2/3</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村(地元)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	国	第一種公営住宅 1/2	第二種公営住宅 2/3	県	1/2	1/3	市町村(地元)			補助基本額に對する負担割合	美利河 沼瀬石川 手取川 長島 末武川
種別	現行(54.11.24改正後)																			
第一種公営住宅	55,000円以上、95,000円以下 (200,166円) (296,250円)																			
第二種公営住宅	55,000円以下 (200,166円)																			
国	第一種公営住宅 1/2	第二種公営住宅 2/3																		
県	1/2	1/3																		
市町村(地元)																				

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ゲーム例																																																																					
			国	市町村(他庁)																																																																							
		<p>(注2) 採択基準・内容説明</p> <p>(北海道・沖縄以外の地域)</p> <p>5.6年度実施予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採択別</th> <th>地区別</th> <th>1戸あたり戸数以上の戸数</th> <th>1戸あたり戸数以上の戸数</th> <th>1戸あたり戸数以上の戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">緊急防火 消火設備等</td> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">緊急防火 消火設備等</td> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">緊急防火 消火設備等</td> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注3) 次の場合には建設大臣が認められた国庫補助基本額に計算される。(5年度取組予定)</p> <p>ア. 特殊差費 イ. 特別規模追加算 ク. 作業場工事費(農山漁村等・同和的)</p>	採択別	地区別	1戸あたり戸数以上の戸数	1戸あたり戸数以上の戸数	1戸あたり戸数以上の戸数	緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840					
採択別	地区別	1戸あたり戸数以上の戸数	1戸あたり戸数以上の戸数	1戸あたり戸数以上の戸数																																																																							
緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ゲーム例																																																																					
			国	市町村(他庁)																																																																							
		<p>(注4)</p> <p>1. 主体調整工事費に対する附帯工事費支出割合 (北海道・沖縄以外の地域)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採択別</th> <th>地区別</th> <th>1戸あたり戸数以上の戸数</th> <th>1戸あたり戸数以上の戸数</th> <th>1戸あたり戸数以上の戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">緊急防火 消火設備等</td> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">緊急防火 消火設備等</td> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">緊急防火 消火設備等</td> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> <td>5,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ. 緊急防火工事費 オ. 併存施設費 カ. 居住住宅加算費 キ. 特殊差費 ク. コロネア、国外運搬工事費 コ. 特別設備等工事費(老人回遊施設等・心身障害者世帯向け) ク. 工事費積立金等改定による工事費の増額 シ. その他特別の取扱いがある場合</p>	採択別	地区別	1戸あたり戸数以上の戸数	1戸あたり戸数以上の戸数	1戸あたり戸数以上の戸数	緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840	特別	5,840	5,840	5,840					
採択別	地区別	1戸あたり戸数以上の戸数	1戸あたり戸数以上の戸数	1戸あたり戸数以上の戸数																																																																							
緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
緊急防火 消火設備等	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							
	特別	5,840	5,840	5,840																																																																							

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例																				
			国	市町村(他元)																						
		<table border="1"> <tr> <td>4450001 ~ 4750000</td> <td>11500000/A</td> </tr> <tr> <td>4750001 ~ 4750000</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>4750001 ~ 4750000</td> <td>1850000/A</td> </tr> <tr> <td>8300001 ~ 8300000</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>22000001 ~ 24000000</td> <td>4800000/A</td> </tr> <tr> <td>24000001 ~ 30000000</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>30000001 ~ 43000000</td> <td>77500000/A</td> </tr> <tr> <td>43000001 ~ 65000000</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>65000001 ~ 73000000</td> <td>117000000/A</td> </tr> <tr> <td>73000001 ~</td> <td>160</td> </tr> </table> <p>2. 特選工採択 事業主体の当該事業における特定工事の会計種別のいかんにかかわらず、前書き数値の算出割合は2.5とする。</p>	4450001 ~ 4750000	11500000/A	4750001 ~ 4750000	240	4750001 ~ 4750000	1850000/A	8300001 ~ 8300000	220	22000001 ~ 24000000	4800000/A	24000001 ~ 30000000	220	30000001 ~ 43000000	77500000/A	43000001 ~ 65000000	180	65000001 ~ 73000000	117000000/A	73000001 ~	160				
4450001 ~ 4750000	11500000/A																									
4750001 ~ 4750000	240																									
4750001 ~ 4750000	1850000/A																									
8300001 ~ 8300000	220																									
22000001 ~ 24000000	4800000/A																									
24000001 ~ 30000000	220																									
30000001 ~ 43000000	77500000/A																									
43000001 ~ 65000000	180																									
65000001 ~ 73000000	117000000/A																									
73000001 ~	160																									

10) 林道

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例							
			国	市町村(他元)									
1	氏有林林道開設事業	<p>&lt;採択基準等&gt;</p> <p>1. 国が補助の対象とする林道の種類は、自道車道とし、その設置は別に定める林道規程（昭和48年4月1日付48林野通第107号林野庁長官通達）による。</p> <p>2. (1) 林道開設事業における補助対象路線は、森林法に基づいて都道府県知事が設立する地域森林計画に記載された路線で、地方公共団体、森林組合又は森林組合連合会（以下施行主体）という。）が施行するものである。ただし、次の各号に掲げる路線は除外する。                      ① 当該路線の利用対象となる地域（以下「当該路線の利用区域」という。）内の森林面積が50ha未満である路線                      ② 保安林整備臨時措置法に基づいて国が買入、交換又は買収の決定をした森林等を当該路線の利用区域とする路線                      ③ 他の法令に基づき又は他の群管により施設し又は施設しようとする道路施設（以下「道路等」という。）と重複する路線                      (2) 地域森林計画に記載された路線が次の各号の一に該当する場合において、林野庁長官が森林事業上に必要であると認めた路線については、前項ただし書③にかかわらずこれを補助対象とすることとする。                      ① 林野庁が、道路等に林道開設事業により所掌の工事を施行することに基づいて、当該道路等の管理者（当該道路等について他の法令に基づき又は工</p>	<table border="1"> <tr> <td>広域基幹林道</td> <td rowspan="2">35</td> </tr> <tr> <td>65</td> </tr> <tr> <td>普通林道</td> <td rowspan="2">55</td> </tr> <tr> <td>(50)</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td></td> </tr> </table>	広域基幹林道	35	65	普通林道	55	(50)	45			<p>川 治</p> <p>★養河江 ★セク宿 滝 畑 ★川 治 未認可 ★ 運 ★聖馬路 ★布 目 ★大 滝 ★阿木川 ★野 村 ★嵩上げ</p>
広域基幹林道	35												
65													
普通林道	55												
(50)													
45													

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例									
			国	市町村(地元)											
		<p>事の進行、経費の負担等に関連して権限を有する官庁を含む。)と協議を行い、工事の進行並びに施設管理の責任等に際する協議が整った場合</p> <p>② 初選府県が、建設等の管理者と協議して、当該道路等と重複する部分の延長が当該路線の計画延長の10分の2以内で当たる路線を開削する場合</p> <p>3. (1) 補助対象路線は、広域森林林道及び普通林道に区分し、この林道の区分ごとの利用区域の森林面積及び「森林法施行令第11条第4号、第12条第1項及び別表第2の規定に基づき農林大臣が定める事項及び基準について」6の(2)に定める算式により算出した数値(以下「林業効果指数」という。)の算式により算出される林業効果指数の最悪基準は、それぞれ下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>林道の区分</th> <th>利用区域の森林面積</th> <th>林業効果指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域森林林道</td> <td>1000ha</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>普通林道</td> <td>50</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当該路線の利用区域において面積50ha以上の民有林と国有林が併存する場合における前記の表の適用にあたっては、当該民有林の面積が当該利用区域内の森林面積の20%以上あるときは当該民有林面積に当該民有林面積を加えた面積を、当該民有林面積が当該利用区域内の全森林面積の20%に満たないときは当該民有林の面積をそれぞれ同表の利用区域の森林面積とする。</p> <p>(3) 当該路線の利用区域内に官行造林地がある場合は、その森林面積のうち、国と国以外の者との分担割合に</p>	林道の区分	利用区域の森林面積	林業効果指数	広域森林林道	1000ha	1.1	普通林道	50	0.8				
林道の区分	利用区域の森林面積	林業効果指数													
広域森林林道	1000ha	1.1													
普通林道	50	0.8													

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(地元)		
2	民有林道改良事業	<p>対応する森林面積をそれぞれ国有林面積又は民有林面積とみなし、この区分により前(1)、(2)の規定を適用する。ただし、官行森林契約地であっても、その中に造林未済地がある場合は、その造林未済地面積は造林完了の日まで国有林面積として取り扱う。</p> <p>&lt;事業実施主体&gt; 市町村又は森林組合</p> <p>&lt;採択基準等&gt;</p> <p>1. (1) 「林道改良事業」とは、林道の機能向上を図るため、林道規格(昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達。以下「林道規格」という。)に規定する自動車道(以下「林道」という。)について、その構造の一部を改良する事業のうち、1箇所の手業費が10万円以上のものをいう。</p> <p>(2) 林道改良事業の種類は、橋りょう改良、局部改良、雪害防止、すい道改良、幅員拡張、法面保全及び山火事防止の工事に係るものに区分する。</p> <p>① 橋りょう改良 架設後5年以上を経過した橋りょうで、その機能が著しく失われているもの若しくは著しく低下していると思われるものを永久構造の橋りょう(敢合渡版を含む。)に架け替える工事又は当該橋りょうを架けかえることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに代るべき必要な施設を新設する工事及び修繕を要する工事</p>		<p>幹線林道 1/2</p> <p>その他の林道 7/10</p>		<p>荒川 長島 阿木川</p>

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
		<p>② 局部改良 開設後5年以上を経過した林道の林道規定に定める幅員5.0メートル未満のものを5.0メートル以上のものとする工事</p> <p>③ 雷害防止 次に掲げる林道に係る雷害防止施設(なだれ、吹きだまり等)による雷害を防止するための構工、開設工、防止壁又はスノーネット等の施設で、治山事業5か年計画において計画されていない施設をいう。)を新設する工事</p> <p>7. 冬山生産が行われている地域にある林道</p> <p>イ. 雷害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道</p> <p>ウ. 治道人家又は公共施設がある林道</p> <p>④ ずい道改良 通行後5年以上を経過したずい道で、その断面が林道規程に定める建築限界を満足しないもの及び落石、落盤等により著しく通行に支障があると認められるものを改良する工事</p> <p>⑤ 職員出張 開設後5年以上を経過した林道において、その規程に定める自動車道に該当するものについて、その全職員(林道規程に定める車道係職員と路肩係員とを加えたものをいう。以下同じ。)4.0メートル未満のもの</p>				

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
		<p>⑥ 法面保全 林道に係る法面の崩れ、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事</p> <p>⑦ 山火事防止 前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事</p> <p>(3) 林道改良事業の区分による2以上の工事を施行するに当たり、当該2以上の工事を分離して施行すること、その施設の効用上困難又は不相当である場合には、当該2以上の工事に係る事業費は1か所の事業費とみなす。</p> <p>2. 林道改良事業の事業費とは、林道改良事業のため直接必要な工事費及び事務経費の合計額をいい、指導監督費とは、都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費をいう。</p> <p>3.(1) 林道改良事業における補助対象路線は、森林法に基づき、都道府県知事が地域森林計画において林道改良事業を要する旨を記載した林道のうち、当該路線の利用対象となる地域(以下「利用区域」という。)内の森林面積が50ha以上で、かつ、その民有林面積が(当該利用区域の針葉樹面積×70m<sup>2</sup>/当該利用区域の広葉樹面積×20m<sup>2</sup>)以上あるもので、地方公共団体の森林組合又は森林組合連合会が施行するものとする。</p>				

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分			備考	適用システム例														
			国	県	市町村(地元)																
3	農林漁業用揮発油税財源身 幹林道 峠越え幹林道	<p>(2) 林道改良事業により改良される林道の構造は、林道規程による。</p> <p>4.(1) 林道改良事業は、その改良される林道の利用区域の資源内容により、次表の基準に従い、「幹線林道」に係るものと「その他の林道」に係るものとに区分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用区域の資源内容の最低基準</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>民有林</th> <th>面積</th> <th>積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線林道 500ha</td> <td>蓄積=<math>\frac{\text{針葉樹}}{\text{林面積}} \times 80\text{m}^3</math>、<math>\frac{\text{広葉樹}}{\text{林面積}} \times 30\text{m}^3</math></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の林道 50ha</td> <td>蓄積=<math>\frac{\text{針葉樹}}{\text{林面積}} \times 70\text{m}^3</math>、<math>\frac{\text{広葉樹}}{\text{林面積}} \times 20\text{m}^3</math></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 当該林道の利用区域内において面積50ha以上の民有林と国有林が併存する場合並びに当該利用区域内に官庁造林地がある場合の取扱いは、民有林林道開設事業計画補助要領（昭和32年5月6日付32林野第5676号林野庁長官通達。以下「開設補助要領」という。）第5の2及び3の取扱いに準ずる。ただし、農林漁業用揮発油税財源身養林道整備事業により開設された幹道に係る場合は、同要領第2の(3)の取扱いに準ずる。</p> <p>&lt;事業実施主体&gt; 市町村又は森林組合</p>	区分		利用区域の資源内容の最低基準		面積	民有林	面積	積	幹線林道 500ha	蓄積= $\frac{\text{針葉樹}}{\text{林面積}} \times 80\text{m}^3$ 、 $\frac{\text{広葉樹}}{\text{林面積}} \times 30\text{m}^3$			その他の林道 50ha	蓄積= $\frac{\text{針葉樹}}{\text{林面積}} \times 70\text{m}^3$ 、 $\frac{\text{広葉樹}}{\text{林面積}} \times 20\text{m}^3$			<p>幹線林道 2/3</p> <p>峠越え幹林道 1/3</p>	<p>過疎地域（過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項の過疎地域をいう。）又は林分改良開発事業に係る林道改良事業については、4の(1)の表中その他の林道の項の面積の欄中「50」とあるのは「30」と読み替えるものとする。</p>	
区分		利用区域の資源内容の最低基準																			
面積	民有林	面積	積																		
幹線林道 500ha	蓄積= $\frac{\text{針葉樹}}{\text{林面積}} \times 80\text{m}^3$ 、 $\frac{\text{広葉樹}}{\text{林面積}} \times 30\text{m}^3$																				
その他の林道 50ha	蓄積= $\frac{\text{針葉樹}}{\text{林面積}} \times 70\text{m}^3$ 、 $\frac{\text{広葉樹}}{\text{林面積}} \times 20\text{m}^3$																				

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分			備考	適用システム例
			国	県	市町村(地元)		
3-2	林道舗装事業		<p>その他の林道 1/2</p> <p>1/3</p>	<p>1/2</p> <p>2/3</p>			

11) 造林

番号	項目	日	採択基準	内容説明	負担区分			備考	適用ダムの例
					国	県	市町村(他庁)		
1	人工造林		<p>＜概要＞</p> <p>1 事業の種類</p> <p>(ア) 再造林</p> <p>人工林伐跡地における森林の造成を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業を行う事業</p> <p>(イ) 拡大造林</p> <p>天然林伐跡地又は原野等における森林の造成を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業を行う事業</p> <p>2 人工造林の区分</p> <p>ア 特定団地造林</p> <p>特定団地造林区域内で行う造林であって、次の(ア)、(イ)いずれかの要件を満たすもの</p> <p>(ア) 団地造林事業実施要綱(昭和48年4月24日付け48林野造第71号農林省告示)第6条第4号林野造第71号農林省告示(官命依命)第6条の規定に基づき都道府県知事が認定した団地造林事業実施計画に基づいて行う造林(以下「団地造林」という。)</p> <p>(イ) 中核林業振興地域育成特別対策事業実施要綱(昭和51年6月1日付け51林野計第169号農林省告示)官命依命(通達)第2の2に規定する総合施策団地において、森林法第18条第1項第2号に規定する森林につき作成し、同法第11条第5項の規定に基づき都道府県知事が認定した森林施策計画(以下「団地共同森林施策計画」という。)に基づき造林公社、森林組合等の造林事業を計画的、組織的に実施する</p>	3/10	1/10	6/10		七ヶ宿川治	
<p>(注) 人工造林を行う際の地域区分について</p> <p>森林をその期待される主たる機能によって地域的に区分し、それぞれの地域における森林造成目的に副した造林事業を推進することによって、森林の有する多面的機能を総合的かつ高価に発揮させるため、都道府県知事は、次に定める基準により、あらかじめ林野庁長官の承認を受けて地域区分を行うことができることとする。</p> <p>1 森林保安地域</p> <p>森林法第25条第1項の規定により指定された保安林が全森林面積のおおむね50%以上である市町村</p> <p>2 林業振興地域</p> <p>昭和45年度現在の民有林面積がおおむね2000ヘクタール以上で、かつ民有林の目標人工林面積がおおむね1000</p>									

5 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

番号	項目	日	採択基準	内容説明	負担区分			備考	適用ダムの例
					国	県	市町村(他庁)		
			<p>団体(以下「組織体」という。)が行う造林(以下「中核造林」という。)</p> <p>イ 一般団地造林</p> <p>林業振興地域内で行う団地造林及び中核造林</p> <p>ウ 保安林等造林</p> <p>保安林、自然公園(特別地域、その他法令等により施業制限を受ける森林(以下「保安林等」という。))で行う造林</p> <p>エ 計画造林</p> <p>次の各号のいずれかの要件を満たす造林。ただし、ア～ウの造林を除く。</p> <p>(ア) 森林法第11条第5項の規定に係る森林施策計画に基づいて行う造林</p> <p>(イ) 北海道において管理権林造成のために行う造林</p> <p>(ウ) 林野庁長官が別に定める入会林野整備地造林及び青年の山プロジェクト活動に基づいて行う造林</p> <p>オ 計画保安林</p> <p>森林保安地域内で行う計画造林</p> <p>カ 保安林</p> <p>森林保安地域内で行う造林又は狭くい虫害害跡地で行う造林。ただし、ア～オの造林を除く。</p> <p>キ 組織造林</p> <p>組織体の行う1施行地1ヘクタール以上の造林。ただし、ア～オの造林を除く。</p> <p>ク 一般造林</p> <p>ア～キ以外の造林</p> <p>3 補助対象事業実施者</p>						
								<p>ヘクタール以上である市町村</p> <p>3 特定振興地域</p> <p>林業振興地域のうち、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす市町村</p> <p>(1) 林業振興を必要とする民有林面積が昭和45年度末現在のおおむね3000ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) (1)の要件に該当しない市町村であつて、「大規模林業園開発基本計画調査実施要綱について」(昭和45年9月3日45林野計第467号林野庁長官通達)第2の規定により林野庁長官が指定したものであること。ただし、昭和45年度末現在の林野率がおおむね70%以上で、かつ民有林の人工林率がおおむね35%以下であること。</p> <p>4 一般地域</p> <p>1、2、3以外の市町村</p>	



番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分			備考	適用ゲーム例																													
			国	県	市町村他(元)																															
		<p>森林所有者(森林法第2条第2項に定める森林所有者)森林組合及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)第14条第4号に規定する団体(以下「森林所有者等」という。)</p> <p>ただし、次に掲げる場合(Ⅱ、Ⅲ)にあっては保安林等造林及び農林漁業金融公庫の融資を受けられない場合を除く。)を除く。</p> <p>ア 経営する森林面積が500ヘクタールをこえる個人又は会社が人工造林を行うとき。</p> <p>イ 郡道府県又は市町村が人工造林を行うとき。</p> <p>ただし、学校植林等特別な事由があつて補助することが適当であると郡道府県知事が認めるものを除く。</p> <p>ウ 人工林伐跡地に對して保安林等造林、計画保全造林及び計画造林以外の人工造林を行うとき。</p> <p>4. 事業規模 0.1 ha以上</p> <p>&lt;補助額&gt; 補助額=標準経費×査定係数×補助率 (標準経費=標準単価×事業量)</p> <p>標準単価構成因子 地帯費、苗木代、区隔費、苗木運搬費、植付費 査定係数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>人工造林種別</th> <th>標準単価</th> <th>標準経費</th> <th>標準単価</th> <th>標準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別計画造林</td> <td>1区画</td> <td>970</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計画保全造林</td> <td>1区画</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計画伐跡地造林</td> <td>1区画</td> <td>130</td> <td>80</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計画伐跡地造林</td> <td>1区画</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>一般造林</td> <td>1区画</td> <td>100</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	人工造林種別	標準単価	標準経費	標準単価	標準単価	特別計画造林	1区画	970	-	-	計画保全造林	1区画	150	100	-	計画伐跡地造林	1区画	130	80	-	計画伐跡地造林	1区画	120	-	-	一般造林	1区画	100	-	-				
人工造林種別	標準単価	標準経費	標準単価	標準単価																																
特別計画造林	1区画	970	-	-																																
計画保全造林	1区画	150	100	-																																
計画伐跡地造林	1区画	130	80	-																																
計画伐跡地造林	1区画	120	-	-																																
一般造林	1区画	100	-	-																																

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分			備考	適用ゲーム例
			国	県	市町村他(元)		
2	天然林改良	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. 事業の種類 (ア) 誘導造林 アと同様の目的をもって、支障木の除去、地帯かき起し、苗木の植栽及びこれらに伴う作業を行い、あかまつ、くろまつ、とどまつ等の天然下種更新を促進させる事業</p> <p>(イ) 天然下種補整 アと同様の目的をもって、支障木の除去、地帯かき起し、その他これらに準ずる作業を行い、天然下種更新を促進させる事業</p> <p>(ロ) 広葉樹林改良 アと同様の目的をもって、不良木の淘汰、不用萌芽の除去、その他これらに準ずる作業を行い、優良な林分へ誘導させる事業</p> <p>2. 補助対象事業実施者 森林所有者等</p> <p>3. 事業規模 0.3 ha以上</p> <p>&lt;補助額&gt; 補助額=標準経費×補助率 (標準経費=標準単価×事業量)</p> <p>標準単価構成因子 (1) 誘導造林 地帯かき起し費、支障物除去費、苗木代、区隔費、苗木運搬費、植付け費</p> <p>(2) 天然下種補整</p>	3/10	1/10	6/10		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
3	停 疎 林 地 改 良	<p>地味かき起し費、式障物除去費、その他これらに準ずる作業費</p> <p>(3) 広葉樹林地改良 不具木淘汰費、不用萌芽除去費、その他これらに準ずる作業費</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. 事業の概要 林木の成長が不良な土地の土壌条件等を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として、土壌改良木を含む苗木の圃敷又は種子の播付け、施肥、特殊な地植えその他これらに準ずる作業を行う事業</p> <p>2. 補助対象事業実施者 森林所有者等</p> <p>3. 事業規模</p> <p>① 狭く、虫害害跡地において行う停疎林地改良 0.1 ha 以上</p> <p>② ①以外の停疎林地改良 0.5 ha 以上</p> <p>&lt;補助額&gt;</p> <p>補助額＝標準経費×補助率 (標準経費＝標準単価×専業量) 標準単価＝圃成因子 地指費、苗木代、仮植費、苗木運搬費、種付け費、草類種子代、草類播種、肥料代、消石灰、施肥費</p>	5/10	2/10	3/10	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
4	復 旧 造 林	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>1. 事業の概要 火災、気象災、病虫害等により被害を受けた森林の早期かつ確実な復旧をはかることを目的として、苗木の確保、種子の播付けその他これらに準ずる作業を行う事業</p> <p>2. 事業の区分</p> <p>7 激甚災害復旧造林 復旧造林は次のとおり区分する。</p> <p>次の(ア)、(イ)のいずれかの要件を満たす市町村内の森林において行われる復旧造林で、林野庁長官の指定したもの。</p> <p>(ア) 災害が都道府県にまたがり、当該災害による森林被害額の合計が30億円以上の場合の当該都道府県、又は災害による森林被害額が15億円以上の都道府県内において、災害による森林被害額が500万円以上であり、かつ被害復旧面積が30ヘクタール以上である市町村</p> <p>(イ) 災害による森林被害額が3000万円以上でありかつ被害復旧面積が150ヘクタール以上である市町村</p> <p>イ 指定災害復旧造林 災害による森林被害額が500万円以上の都道府県がある場合において、当該災害により被害を受けた都道府県内において、当該災害による森林被害額が100万円以上であり、かつ被害復旧面積が20ヘクタール以上である市町村内の森林において行われる復旧造林で、林野庁長官の指定したもの</p>	3/10	1/10	6/10	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例										
			国	市町村(地区)												
5	育林	<p>ウ 森林病害虫等被害復旧造林森林病害虫等により被害を受けた森林で行われるア及びイ以外の復旧造林</p> <p>エ 一般災害復旧造林 災害により被害を受けた森林で行われるア、イ及びイ以外の復旧造林</p> <p>3. 補助対象事業実施者 森林所有者等</p> <p>4. 事業規模 0.1 ha 以上</p> <p>&lt;補助額&gt; 補助額＝標準経費×査定係数×補助率 (標準経費＝標準単価×事業量) 標準単価構成因子 地券費、苗木代、仮構費、苗木運搬費、播行費 査定係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>復旧造林区分</th> <th>査定係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般災害復旧造林</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>指定災害復旧造林</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>森林病害虫等被害復旧造林</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>一般災害復旧造林</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 事業の種類 (ア) 普通下列 林木の健全な成長を促進させることを目的として、1齢級の人工林に対する雑草木の除去及びこれに伴う作業を行う事業</p>	復旧造林区分	査定係数	一般災害復旧造林	130	指定災害復旧造林	100	森林病害虫等被害復旧造林	100	一般災害復旧造林	80	3/10	1/10	6/10	
復旧造林区分	査定係数															
一般災害復旧造林	130															
指定災害復旧造林	100															
森林病害虫等被害復旧造林	100															
一般災害復旧造林	80															

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例						
			国	市町村(地区)								
6	森林整備	<p>(イ) 施肥下列 (ウ)に掲げる事業にあわせ施肥を行う事業</p> <p>(ロ) 雷起し 多雲地における林木の健全な成長を促進させることを目的としてⅡ齢級の人工林における雪圧倒伏木の倒木起し及びこれに伴う作業を行う事業</p> <p>2. 補助対象事業実施者 次の①、②のいずれかの要件を満たす実施主体 (1) 保安林等において育林又は森林整備を行う組織体 (2) 国地共同森林整備計画に基づき育林又は森林整備を行う組織体。</p> <p>ただし、当該森林整備計画樹立団地の人工林目標達成率がおおむね50%以上の森林において行うものに限る。</p> <p>3. 事業規模 ① 保安林等において行う育林………1 ha以上 ② ①以外の育林………3 ha以上</p> <p>&lt;補助額&gt; 補助額＝標準経費×補助率 (標準経費＝標準単価×事業量) 標準単価構成因子</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>普通下列</th> <th>標準木除去費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施肥下列</td> <td>雑草木除去費、肥料代、施肥費</td> </tr> <tr> <td>雷起し</td> <td>倒木起し費、チープ(紐)代</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 事業の概要</p>	普通下列	標準木除去費	施肥下列	雑草木除去費、肥料代、施肥費	雷起し	倒木起し費、チープ(紐)代	3/10	1/10	6/10	
普通下列	標準木除去費											
施肥下列	雑草木除去費、肥料代、施肥費											
雷起し	倒木起し費、チープ(紐)代											

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他庁)		
		林木の健全な成長を促進させることを目的として、Ⅲ Ⅳ齢級の人工林に対する不用木の除去、不良木の構状及 びこれらに伴う作業を行う事業 2. 補助対象事業実施者 育林と同じ 3. 事業規模 ① 保安林等において行う森林整備………1 ha以上 ② ①以外の森林整備………2 ha以上 <補助額> 補助額＝標準経費×補助率 (標準経費＝標準単価×事業量) 標準単価構成因子 不用木除去費、不良木撤出集積費、そ の他これらに準ずる作業費	5/10	5/10		
7	青少年の森造成	<概要> 1. 事業の概要 青少年を作業補助者として容易な造林の作業に参加さ せることにより、青少年の心身の健全な発育と森林愛護 思想の醸成を図り、もって、森林造成の推進に資する ことを目的とし、人工造林、天然林改良、及びこれに伴 う作業を行う青少年の森整備事業と一体として行う事業 2. 補助事業対象事業者 都道府県	5/10	5/10		

12) 公民館等

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例	
			国	市町村(他庁)			
1	公民館	<設備基準> 1. 市では中学校区単位、町村では小学校区単位に設置す ることが望ましい。 2. 建物面積は330㎡以上とすること(講堂を設ける場 合は、講堂以外の建物面積が330㎡以上)。 3. 建物は公民館の設置及び運営に関する基準に掲げる次 の各室を有すること。 (イ) 資料の保管及びその利用に必要な施設(図書室、児 童室又は服立室等) (ロ) 学習に必要な施設(講義室又は実験・実習室等) (ハ) 事務管理に必要な施設(事務室、宿直室又は倉庫等) 4. 次に掲げる設備を備えること。 (イ) 机、椅子、黒板及びその他の教具 (ロ) 写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音器 テレビジョン受像機、幻燈機、ラジオ取機、拡声用 増幅器及びその他の視聴覚教育用具 (ハ) ビデオ又はオルガン及びその他の楽器 (ニ) 図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための 器材器具 (イ) 実験・実習に関する器材器具 (ロ) 体育及びびレクリエーションに関する器材器具 5. 体育及びびレクリエーションに必要な広場を備えるよう 務めること。 6. 対象区域が広範囲にわたる場合は、分館を設けること。 7. その他、公民館の詳細な設置基準については「公民館 の設置及び運営に関する基準」(昭34.1.2.8文部省		補助費	補助単価は社会教育施設整備費補助金配分 基準表による。 <社会教育施設整備費補助金配分基準表> 建物延面積 (㎡) 補助単価 (千円) 補正面積330㎡以下 330～400 6,000 400～500 7,000 500～600 9,000 600～700 12,000 700～800 15,000 800～900 18,000 900～1,000 20,000 1,000～1,100 22,000 1,100～1,200 24,000 1,200～1,300 26,000 1,300～1,400 28,000 1,400～1,500 30,000 1,500～1,600 32,000 1,600～1,700 34,000 1,700～1,800 36,000 1,800～1,900 38,000 1,900～2,000 40,000 2,000～2,500 50,000 2,500～3,000 60,000 3,000～3,500 70,000		改修石 布目 高滝 阿木川

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例	
			国	市町村(地方)			
2	図書館	<p>告示第98号)を参照。                      &lt;補助対象&gt;                      公民館の新築及び増・改築に係る次の事業費                      (ア) 本工事業……基礎、く体、屋根、造作及び仕上部分                      (イ) 附帯工事費……電気、ガス、給排水、冷暖房等</p>			3500~4000 4000~4500 4500㎡以上 100000	80000 90000 100000 備考 1. 建物の構造が鉄骨及び木造のものは、それぞれ建物の延面積に、鉄骨の場合は0.83、木造の場合は0.61を乗じ鉄筋構造の面積に補正した数値により左記の配分基準表を適用する。 2. 文部大臣が特異な事情があると認められた場合には、この基準表によらず個々にその補助金額を定めるものとする。 (注) この配分基準表は、公民館・図書館・博物館について適用する。  補助単価は社会教育施設整備補助金配分基準表による(前出)	
	図書館	<p>&lt;配分基準&gt;                      蔵書数及び面積について「図書館法施行規則」第10条以下において、次のとおり定められている。</p>	定額		補助費		

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例																									
			国	市町村(地方)																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地区別・施設別補助率</th> <th>年立区分</th> <th>新立区分</th> <th>町立区分</th> <th>国庫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">片</td> <td rowspan="2">AII</td> <td>人口40万未満</td> <td>経 費 A03月未満 24483</td> <td>経 費 A11月未満 15577</td> <td rowspan="2">経 費 A11月未満 15577</td> </tr> <tr> <td>人口40万未満</td> <td>3月~4月 27769 4月~5月 31075 5月~6月 34381 6月~7月 37687 7月~8月 40993 8月~9月 44299</td> <td>1月~2月 20476 2月~3月 24463 3月~4月 27769 4月~5月 31075</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">片</td> <td rowspan="2">AII</td> <td>人口40万未満</td> <td>経 費 A03月未満 24483</td> <td>経 費 A11月未満 15577</td> <td rowspan="2">経 費 A11月未満 15577</td> </tr> <tr> <td>人口40万未満</td> <td>3月~4月 27769 4月~5月 31075 5月~6月 34381 6月~7月 37687 7月~8月 40993 8月~9月 44299</td> <td>1月~2月 20476 2月~3月 24463 3月~4月 27769 4月~5月 31075</td> </tr> </tbody> </table> <p>                     (注) 1. 人口40万人以上の場合は、経費に人口1万人当たりの増減を考慮し、経費が15577万円を超え4557万円未満(超過148%)の場合は、超過部分(超過148%)を国庫負担する(超過148%)                      (超過148%)                      (超過148%)                 </p>	区分	地区別・施設別補助率	年立区分	新立区分	町立区分	国庫	片	AII	人口40万未満	経 費 A03月未満 24483	経 費 A11月未満 15577	経 費 A11月未満 15577	人口40万未満	3月~4月 27769 4月~5月 31075 5月~6月 34381 6月~7月 37687 7月~8月 40993 8月~9月 44299	1月~2月 20476 2月~3月 24463 3月~4月 27769 4月~5月 31075	片	AII	人口40万未満	経 費 A03月未満 24483	経 費 A11月未満 15577	経 費 A11月未満 15577	人口40万未満	3月~4月 27769 4月~5月 31075 5月~6月 34381 6月~7月 37687 7月~8月 40993 8月~9月 44299	1月~2月 20476 2月~3月 24463 3月~4月 27769 4月~5月 31075					
区分	地区別・施設別補助率	年立区分	新立区分	町立区分	国庫																										
片	AII	人口40万未満	経 費 A03月未満 24483	経 費 A11月未満 15577	経 費 A11月未満 15577																										
		人口40万未満	3月~4月 27769 4月~5月 31075 5月~6月 34381 6月~7月 37687 7月~8月 40993 8月~9月 44299	1月~2月 20476 2月~3月 24463 3月~4月 27769 4月~5月 31075																											
片	AII	人口40万未満	経 費 A03月未満 24483	経 費 A11月未満 15577	経 費 A11月未満 15577																										
		人口40万未満	3月~4月 27769 4月~5月 31075 5月~6月 34381 6月~7月 37687 7月~8月 40993 8月~9月 44299	1月~2月 20476 2月~3月 24463 3月~4月 27769 4月~5月 31075																											
		<p>&lt;補助対象&gt;                      図書館の新築及び増・改築に係る次の事業費                      (ア) 本工事業……基礎、く体、屋根、造作及び仕上部分                      (イ) 附帯工事費……電気、ガス、給排水冷暖房等</p>																													

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国定額	県補助		
3	博物館	<p>&lt;設置基準&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物の面積は660㎡以上とすること。</li> <li>2. 設置する場合は、報道関係者委員会の備える登載原簿に登録を受けなければならないが、その要件は次のとおりである。</li> </ol> <p>(ア) 博物館資料があること。</p> <p>(イ) 学芸員その他の職員を有すること。</p> <p>(ロ) 建物及び土地があること。</p> <p>(ハ) 1年を通じて150日以上開館すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 博物館の種類には次のものがある。</li> </ol> <p>総合博物館 人文科学及び自然科学の両分野における資料を総合的な立場から扱うもの。</p> <p>人文系博物館 考古、歴史、民俗、造形美術等の人間の生活及び文化に関する資料を扱うもの(歴史博物館、民俗博物館等)。</p> <p>自然系博物館 自然界を構成している事物等の資料、科学技術、歴史等に関する資料を扱うもの(動物園、植物園、水族館、科学博物館等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 詳細は公立博物館の設置及び運営に関する基準(昭48.11.30文部省告示第164号)による。</li> </ol> <p>&lt;&lt;補助対象&gt;&gt;</p> <p>博物館の新築に係る次の事業費</p> <p>(ア) 本工事費……基礎、く体、屋根、造作及び仕上げ費</p> <p>(イ) 附帯工事費……電気、ガス、給排水、冷暖房等</p>			補助率は社会教育施設整備費補助金配分基準表による(前出)	

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国定額	県補助		
4	歴史民俗資料館	<p>&lt;設置基準&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用地は原則として公有地とする。</li> <li>2. 施設は、次の2種のうち、いずれかとする。ただし、併用してもまじつかえないこと。</li> </ol> <p>ア 耐火構造として新設するもの。</p> <p>イ 地方的特色を示す民家又は郷土にとって歴史的に重要な建造物の既存建築物を利用するもの。</p> <p>3. 取藏品は、山村、離島、平地農村、町力など広くその地域の特色を示す民俗資料、及び当該地域の歴史の流れを捉えける文書遺物等の歴史資料等</p> <p>&lt;補助対象&gt;</p> <p>新設………施設の新設に要する本工事費、附帯工事費、工事事務費</p> <p>既存建築物を利用する場合………民家等の修繕費、改装費、防災施設費、工事事務費</p>			補助金額は一件 4,000千円	長島 磐山

13) スポーツ・レクリエーション

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(市)		
1	国民体育館(総合)	<p>&lt;補助対象&gt; 国民体育館(総合)の新設に係る次の事業費 (ア) 木工事費…基礎、床、天井、屋根等の骨組及び壁、造作、建具、仕上並びに固定して取付けられる設備等の工事費 (イ) 附帯工事費…電気、給排水、衛生等の工事費 (ロ) 事務費</p> <p>&lt;補助基本額&gt; (注1) 補助基本額＝建設単価×補助対象面積 (注2) 1㎡当たり 82,500円 ただし、実施設単価がこれに満たないときは実施設単価を建築単価とする。この場合において実施設単価の算出は次の式による。 (木工事費+附帯工事費+事務費)÷床面積 (注3) 4,000㎡を限度とする。 (注4) 工事に直接必要な事務の経費で工事費の10.0分の1を限度とする。</p> <p>&lt;設置基準&gt; 1. 住民一般が利用できる同種の施設がその地域に少ない団体であること。 2. 敷地が確保しているとともに、施設にふさわしい環境にあり、利用しやすい位置にあること。 3. 構造は鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りとする。こと。 4. 床面積は3,000㎡以上とすること。 5. 次の設備を備えること。 (イ)屋内運動場 (ロ)管理室 (ハ)更衣室 (ニ)便所 (ホ)用具室 6. 設計が適切(各種種目が同時に行われるよう)に設計された施設等)であること。</p>	1/3	2/3	補助基本額ベース	

5 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
			国	市町村(市)		
2	国民体育館	<p>&lt;補助対象&gt; 国民体育館の新設に係る次の事業費 (ア) 木工事費…基礎、床、天井、屋根等の骨組及び壁、造作、建具、仕上並びに固定して取付けられる設備の工事費 (イ) 附帯工事費…電気、給排水衛生等の工事費 (ロ) 事務費</p> <p>&lt;補助基本額&gt; (注1) 補助基本額＝建設単価×補助対象面積 (注2) 1㎡当たり 61,200円 ただし、実施設単価がこれに満たないときは実施設単価を建築単価とする。この場合において実施設単価の算出は次の式による。 (木工事費+附帯工事費+事務費)÷床面積 (注3) 4,000㎡を限度とする。 (注4) 工事に直接必要な事務の経費で工事費の10.0分の1を限度とする。</p> <p>&lt;設置基準&gt; 1. 設計が適切であって住民一般が利用できる同種の施設がその地域に少ない団体であること。 2. 敷地が確保しているとともに施設にふさわしい環境にあり、利用しやすい位置にあること。 3. 構造は鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りとする。こと。 4. 次の設備を備えること。 (イ)屋内運動場 (ロ)管理室 (ハ)更衣室 (ニ)便所 (ホ)用具室</p>	1/3	2/3	補助基本額ベース	真野

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(他)元		
3	国民運動場	<p>国民運動場の新設に係る次の事業費</p> <p>(ア) 本工事費</p> <p>(a) 運動場、野球場、コート等の整地舗装・附属施設及び建物以外の工作物の工事費(ただし、附属施設事業により補助対象となる場合の附属施設工事費は除く。)</p> <p>(b) 附属施設の建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組及び造作、建具、仕上並びに固定して設けられた設備等の工事費</p> <p>(c) 照明施設の投光器、ポール、支柱材料、分電盤、変圧器設置等の工事費</p> <p>(イ) 附帯工事費</p> <p>運動場、野球場・コート(ただし、附属施設事業により補助対象となる場合の附帯工事費は除く。)及び附属施設の電気、給排水、衛生等の工事費</p> <p>(ロ) 借務費</p> <p>＜補助基本額＞</p> <p>(注1) (注2)</p> <p>補助基本額＝建設単価×補助対象面積</p> <p>(注1) (a)運動場 1㎡当り 18000円(10000㎡を限度とする)</p> <p>(注2) (a)野球場 1㎡当り 27000円(10000㎡ )</p> <p>(b)コート 1㎡当り 6920円( 2840㎡(4面) )</p> <p>(c)附属施設 ㎡ 50000円( 330㎡ )</p> <p>(d)照明施設 ㎡ 3300円(10000㎡ )</p> <p>ただし、実施建設単価がこれに満たないときは、実施建設単価を建設単価とする。この場合において、実施建設単価の算出は次の式による。(注4)</p> <p>(注3) (注4)</p> <p>(本工事費+附帯工事費+借務費)÷実施面積</p>	1/3	2/3	補助基本額ベース	長島橋山

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(他)元		
		<p>(注3) 工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。</p> <p>(注4) 附属施設にあつては床舗装、照明施設にあつては装飾照明設備</p> <p>＜設置基準＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国民運動場の施設は運動場、野球場、コート、附属施設、照明施設とする。</li> <li>運動場は、陸上競技場(ラグビー・サッカー等)・運動広場等を備え、900㎡以上のものであり、陸上競技場等として実際に運動を行う目的の区画の面積であること。</li> <li>野球場は、外周フェンス、バックネット、マウンド等を備え、野球を行う目的の区画の面積であること。</li> <li>コートは屋外に設置する専用の庭球場、バレーボール場、バスケットボール場(いずれも外周フェンス付設)の施設で、座席等として実際に運動を行う目的の区画の面積であること。</li> <li>附属施設として次の設備を設けることが望ましい。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ウ)管理室 (エ)更衣室 (オ)シャワー室 (カ)用具室 等</li> </ul> </li> <li>附属施設の構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものであること。</li> <li>照明施設を設ける場合は、照明しようとする面積に対し、二辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であつて、地上面における平均照度が200ルクス以上であること。</li> </ol>				



番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例												
			国	県(市町村地区)														
4	国民系剣道場	<p>&lt;補助対象&gt; 国民系剣道場の新設に係る次の事業費                      (ウ) 本工事費…基礎、床、天井、屋根、壁、造作、仕上及び固定して設けられる設備                      (イ) 附帯工事費…電気給排水衛生等の工事費                      (ロ) 事務費</p> <p>&lt;補助基本額&gt;                      (注1) 補助基本額＝建設単価×補助対象面積                      (注2)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>補助対象面積</th> <th>建設単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小</td> <td>型</td> <td>450㎡を限度とする</td> <td>55,000 (5,500円)</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>型</td> <td>2,000㎡を限度とする</td> <td>33,000 (3,300円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、突換築造単価が上記に満たないときは突換築造単価を築造単価とする。この場合において突換築造単価の算出は次の式による。                      (注3) (本工事費+附帯工事費+事務費)÷床面積                      (注3) 工事に直接必要な事務の経費で工事費の10.0分の1を限度とする。</p> <p>&lt;設置基準&gt;                      1. 一般住民の利用に供するための柔・剣道場で、柔・剣道を行うにふさわしい施設として設計されたものであること。                      2. 同種の施設が少ない団体で、敷地が確定し、利用しやすい位置にあること。                      小型国民系剣道場…柔道と剣道が一堂にて同時に行われるよう設計され、これに附属する更衣室、管理室、便所、器具庫等を備え、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は木造のものであること。</p>	区分		補助対象面積	建設単価	小	型	450㎡を限度とする	55,000 (5,500円)	大	型	2,000㎡を限度とする	33,000 (3,300円)	1/3	2/3	補助基本額ベース	
区分		補助対象面積	建設単価															
小	型	450㎡を限度とする	55,000 (5,500円)															
大	型	2,000㎡を限度とする	33,000 (3,300円)															

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県(市町村地区)		
5	水泳プール	<p>大型国民系剣道場…柔道と剣道の室が分離しており同時に利用されるように設計され、これに附属する更衣室、便所、器具庫等を備え、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものであること。</p>				
5-1	屋外プール	<p>&lt;補助対象&gt; 水泳プール(屋外)の新設に係る次の事業費                      (ウ) 本工事費…水槽及び附属施設工事費                      (イ) 附帯工事費…電気、給排水衛生等の工事費                      (ロ) 事務費</p> <p>&lt;補助基本額&gt;                      (注1) 補助基本額＝建設単価×補助対象水面積                      (注2)</p> <p>(注1) 1㎡当たり98,500円                      ただし、突換築造単価がこれに満たないときは突換築造単価を建設単価とする。この場合において突換築造単価の算出は次の式による。                      (注3) (本工事費+附帯工事費+事務費)÷水面積                      (注3) 工事に直接必要な事務の経費で工事費(本工事費+附帯工事費)の10.0分の1を限度とする。</p> <p>&lt;設置基準&gt;                      1. 設計が適切であって住民一般が利用できる同種の施設がその地域に少ない団体であること。                      2. 敷地が確定していること。                      3. 施設にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあること。</p>	1/3	2/3	補助基本額ベース	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
5-2	屋内プール	<p>4. プール(水槽)には付属施設として次のものを設けること。</p> <p>(イ)更衣室 (ロ)シャワー室 (ハ)管理室 (ニ)便所 (ホ)浄化装置 (ヘ)足洗い場 (ヘ)脱洗設備等</p> <p>&lt;補助対象&gt;</p> <p>水泳プール(屋内)の新設に係る次の事業費</p> <p>(イ) 本工事費…水槽、建物及び附属施設及び固定諸設備等の工事費</p> <p>(ロ) 附帯工事費…電気、給排水衛生、暖房等の工事費</p> <p>(ハ) 事務費</p> <p>&lt;補助基本額&gt;</p> <p>補助基本額=(建設単価×補助対象水面積)</p> <p>(注1)1㎡当り495,000円</p> <p>ただし、築造施設単価がこれに満たないときは、実築造施設単価を建設単価とする。この場合において築造施設単価の算出は次の式による。</p> <p>(注2) (本工事費+附帯工事費+事務費)÷水面積</p> <p>(注3)水容量600㎡を限度とする。</p> <p>(注4)工事に直接必要な事務の経費で工事費の10分の1を限度とする。</p> <p>&lt;設置基準&gt;</p> <p>1. 設計が適切であって在民一般が利用できる同種の施設がその地域に少ない団体であること。</p> <p>2. 敷地が確定しているとともに、施設にふさわしい環境にあり、利用しやすい位置にあること。</p> <p>3. 上層は鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものとする。</p>	1/3	2/3	補助基本額ベース	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
5-3	飛込プール	<p>4. 管理施設は鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものとし次の設備を設けること。</p> <p>(イ)切符売り場 (ロ)更衣室 (ハ)洗濯場 (ニ)シャワー室 (ホ)足洗い場 (ヘ)便所 (ヘ)脱洗室 (ヘ)監視室 (ロ)放送室 (ロ)監視室 (ロ)事務室 (ロ)管理人室 (ロ)貴重室を含む (ロ)機庫室 (ロ)廊下部分</p> <p>5. 温水施設等により、一年を通じて利用可能ならしめること。</p> <p>&lt;補助対象&gt;</p> <p>水泳プール(飛込)の新設に係る次の事業費</p> <p>(イ) 本工事費…水槽、飛込台、附属施設及び固定諸設備等の工事費</p> <p>(ロ) 附帯工事費…電気、給排水衛生、暖房等の工事費</p> <p>(ハ) 事務費(注1)</p> <p>(注1)工事に直接必要な事務経費で工事費の10分の1を限度とする。</p> <p>&lt;補助基本額&gt;</p> <p>270,000円を限度とする。</p> <p>&lt;設置基準&gt;</p> <p>1. 設計が適切であって在民一般が利用できる同種の施設がその地域に少ない団体であること。</p> <p>2. 敷地が確定しているとともに、施設にふさわしい環境にあり、利用しやすい位置にあること。</p> <p>3. 水槽、飛込台(原則として1m及び3m飛板飛込と5m、7.5m及び10m高飛込が実施できるもの。)及び</p>	定額(1/3相当)	2/3相当	補助基本額ベース 補助金 2,000,000円	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(他元)		
6.	野外活動施設	<p>附属する仮更衣室 (イ)シャワー室 (ロ)管理室 (ハ)便所 (ニ)浄化装置等設備を設けること。</p> <p>&lt;補助対象&gt; 野外活動施設の新築に係る次の事業費 (ア) 本工事費 (イ) メイン施設、野外調理所、野外便所の建物の基礎、骨組、屋根、器具、仕上げ等の工事費 (ロ) 野外集会所の建設・整地・芝草・コンクリート等の工事費 (ハ) 屋外電気設備の敷地内引込み、配線、変電設備等の工事費 (ニ) 屋外給・排水施設の敷地内引込み、配管、貯水設備等の工事費 (ホ) 附帯工事費…(ウ)～(イ)の電気、給・排水衛生設備及び敷地内の道路、橋等 (ロ) 事務費</p> <p>&lt;補助基本額&gt; 原則として実施事業費であるが1野外活動施設当り60000千円を限度とする。なお、メイン施設の面積は1000㎡を限度とする。</p> <p>&lt;設置基準&gt; 1. 野外活動施設(キャンプ場)の面積は150000㎡以上であること。</p>	定額 (1/3相当)	2/3 相当	補助基本額ベース 補助金 20000千円	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(他元)		
7.	青年の家	<p>施設とは災害時の避難場所として利用するメイン施設及び野外調理所、野外便所その他野外施設を設けること。</p> <p>3. メイン施設は鉄骨コンクリート造りとし、次の設備を設けること。 (イ)事務室 (ロ)管理入室(夜間室を含む。) (ハ)宿泊室(膳所用) (ニ)会議室 (ホ)医務・体業室 (ロ)倉庫 (ハ)調理室 (イ)シャワー・更衣室 (ロ)食堂・厨房 (ハ)便所</p> <p>4. 野外施設には次の設備を設けること。 (イ)野外集会所 (ロ)屋外電気設備 (ハ)屋外給・排水設備 (ニ)道路、橋その他</p> <p>&lt;補助対象&gt; 青年の家の新設に係る次の事業費 (ア) 本工事費…基礎、く体、屋根、造作、仕上げ部分 (イ) 附帯工事費…電気、ガス、給排水、冷暖房、厨房設備 洗濯工場設備等</p> <p>&lt;設置基準&gt; 1. 設置する団地は、都道府県、市、市町村の一部事務組合とする。ただし、特別な事情のある場合には、町村が設置するものとする。 2. 建物の面積は、原則として1000㎡以上、宿泊定員はおおむね100人以上とする。 3. 次の設備を備えること。 (イ)宿泊室 (ロ)研修室 (ハ)管理室 (ニ)体育館(等)</p>	定額	補助費	補助金額は予算内の定額でおおむね 42000千円	

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム別
			国	市町村(他庁)		
8	少年自然の家	<p>(注1) 国庫部に設置する青年の家には、設けなくともよい。</p> <p>＜補助対象＞ 少年自然の家の新設に係る次の事業費 ① 本工事費…基礎、く体、屋根、造作、仕上部分 ② 附帯工事費…電気、ガス、給排水、冷暖房、厨房設備、洗濯機設置等</p> <p>＜設置基準＞ 1. 設置する団体は、都道府県、市、市町村の一部事務組合とする。ただし、特別な事情のある場合には、町村が設置するものとする。 2. 建物の面積は原則として2000㎡以上、宿泊定員はおおむね200人以上とする。 3. 次の設備を備えること。 ① 浴室 ② 調理室 ③ 管理室 ④ 体育館等</p>	定額	補助費	補助金額は予算内の定額でおおむね110,000千円	

14) 保育所・児童館等

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム別																																																																																																													
			国	市町村(他庁)																																																																																																															
1	保育所	<p>＜補助基本額＞ 基準主体工事業×基準面積×基準設備費 (以上の基準は全て厚生大臣が定める；児童福祉法施行令第15条)</p> <table border="1"> <caption>(市町村) 保育所主体工事業(1㎡当たり)</caption> <tr><td>北海道</td><td>旭川</td><td>128,000円</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>青森</td><td>134,400円</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>山形</td><td>117,200円</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>仙台</td><td>82,400円</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>秋田</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>山形</td><td>82,400円</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>福島</td><td>128,000円</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>水戸</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>宇都宮</td><td>82,400円</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>前橋</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>さいたま</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>千葉</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>東京</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>横浜</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>新潟</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>富山県</td><td>富山</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>金沢</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>福井</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>岐阜県</td><td>岐阜</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>静岡県</td><td>静岡</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>名古屋</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>津</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>彦根</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>奈良</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>和歌山</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>神戸</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>徳島</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>香川県</td><td>高松</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>愛媛県</td><td>松山</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>高知県</td><td>高知</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>福岡</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>佐賀県</td><td>佐賀</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>長崎</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>熊本</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>鹿児島</td><td>112,000円</td></tr> <tr><td>沖縄県</td><td>那覇</td><td>112,000円</td></tr> </table> <p>昭和56年度 社会福祉施設整備事業基準          暖房設備工事(1㎡当たり) 10,600円          90人以下 保育所標準設備          91~120人 6.0㎡          121~180人 8.6㎡          181~180人 8.6㎡          181~210人 9.9㎡          211~240人 9.9㎡          241~270人 9.9㎡          271人以上 16.100㎡          (母子寮 5.15㎡×炊事設備)</p>	北海道	旭川	128,000円	青森県	青森	134,400円	岩手県	山形	117,200円	宮城県	仙台	82,400円	秋田県	秋田	112,000円	山形県	山形	82,400円	福島県	福島	128,000円	茨城県	水戸	112,000円	栃木県	宇都宮	82,400円	群馬県	前橋	112,000円	埼玉県	さいたま	112,000円	千葉県	千葉	112,000円	東京都	東京	112,000円	神奈川県	横浜	112,000円	新潟県	新潟	112,000円	富山県	富山	112,000円	石川県	金沢	112,000円	福井県	福井	112,000円	岐阜県	岐阜	112,000円	静岡県	静岡	112,000円	愛知県	名古屋	112,000円	三重県	津	112,000円	滋賀県	彦根	112,000円	奈良県	奈良	112,000円	和歌山県	和歌山	112,000円	兵庫県	神戸	112,000円	徳島県	徳島	112,000円	香川県	高松	112,000円	愛媛県	松山	112,000円	高知県	高知	112,000円	福岡県	福岡	112,000円	佐賀県	佐賀	112,000円	長崎県	長崎	112,000円	熊本県	熊本	112,000円	鹿児島県	鹿児島	112,000円	沖縄県	那覇	112,000円	1/2	1/4	1/4	<p>通称、山村振興、同和は国庫補助率を2/3に高上げ</p> <p>1. 御所ダム              (水没平屋 332㎡)              補助基本額 18,090円              補助額 9,045円 (1/2)              市町村民負担額 4,522円 (1/4)              市町村民負担額 1,360円</p> <p>2. 七ヶ宿              総事業費 108,800千円              補助基本額 44,286円              補助額 29,524円 (2/3)              市町村民負担額 11,071円 (1/4)              定員60人 856</p> <p>3. 遊              総事業費 67,645千円              補助基本額 45,734円              補助額 30,489円 (2/3)              補助基本額 11,433円 (1/4)              市町村民負担額 25,723円</p>	<p>御所 七ヶ宿</p> <p>★七ヶ宿 ★遊 (★遊上げ)</p>
北海道	旭川	128,000円																																																																																																																	
青森県	青森	134,400円																																																																																																																	
岩手県	山形	117,200円																																																																																																																	
宮城県	仙台	82,400円																																																																																																																	
秋田県	秋田	112,000円																																																																																																																	
山形県	山形	82,400円																																																																																																																	
福島県	福島	128,000円																																																																																																																	
茨城県	水戸	112,000円																																																																																																																	
栃木県	宇都宮	82,400円																																																																																																																	
群馬県	前橋	112,000円																																																																																																																	
埼玉県	さいたま	112,000円																																																																																																																	
千葉県	千葉	112,000円																																																																																																																	
東京都	東京	112,000円																																																																																																																	
神奈川県	横浜	112,000円																																																																																																																	
新潟県	新潟	112,000円																																																																																																																	
富山県	富山	112,000円																																																																																																																	
石川県	金沢	112,000円																																																																																																																	
福井県	福井	112,000円																																																																																																																	
岐阜県	岐阜	112,000円																																																																																																																	
静岡県	静岡	112,000円																																																																																																																	
愛知県	名古屋	112,000円																																																																																																																	
三重県	津	112,000円																																																																																																																	
滋賀県	彦根	112,000円																																																																																																																	
奈良県	奈良	112,000円																																																																																																																	
和歌山県	和歌山	112,000円																																																																																																																	
兵庫県	神戸	112,000円																																																																																																																	
徳島県	徳島	112,000円																																																																																																																	
香川県	高松	112,000円																																																																																																																	
愛媛県	松山	112,000円																																																																																																																	
高知県	高知	112,000円																																																																																																																	
福岡県	福岡	112,000円																																																																																																																	
佐賀県	佐賀	112,000円																																																																																																																	
長崎県	長崎	112,000円																																																																																																																	
熊本県	熊本	112,000円																																																																																																																	
鹿児島県	鹿児島	112,000円																																																																																																																	
沖縄県	那覇	112,000円																																																																																																																	

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	県 市町村(地元)		
		<p>&lt;保育所併設認可の条件等の概略&gt;  「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚令63号)によるほか次に従うこと。</p> <p>1. 一般施設  (「保育所の設置認可等について」  昭和38・3・3・19 児発271 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童局長通知  (改正 昭40児発786・昭43児発569)より抜すい。</p> <p>(設置位置)  (1) 保育所を設ける位置は、設置の保育所がその周辺のおおむね2キロメートルの地域内でないこと。ただし、要措置児童の分布状況、地理的条件等の事情がある場合は、この限りでないこと。  (定員)  (2) その保育所の定員は60人以上とし、措置児童のおおむね2割以上は3歳未満児を入院させるものとし、かつ定員のおおむね1割以上の2歳未満児の設備を設けるものであること。(以下略)</p> <p>2. へき地保育所  (昭和36・4・3 厚生省発見76 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知  (改正 昭37厚生省発見128・昭47厚生省発見104)より抜すい。</p> <p>1) 設置場所  へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでないければならない。</p>				

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用システム例
			国	県 市町村(地元)		
		<p>(1) へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当」という。)の支給の指定をうけているへき地学校の通学区域内にあること。</p> <p>(2) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特勤勤務手当(以下「特勤勤務手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。</p> <p>(3) へき地手当又は特勤勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。</p> <p>(4) (1)から(3)までのいずれかに準ずるものとして都道府県知事が認める地域内にあること。</p> <p>2) 定員  入所児童の定員はおおむね30名程度とし、入所児童については幼児を原則とし、特に必要があるときはその児童をも入所させることができること。  (以下略)</p> <p>3. 小規模保育所  「小規模保育所の設置認可等について」  昭和46・3・29 児発191 各都道府県知事  各指定都市市長宛 厚生省児童局長通知  より抜すい。</p> <p>1) 適用地域  (1) 市部又はその周辺の要保育児童が多い地域にあり、特に3歳未満児の保育を要する割合が高く、か</p>				

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(地元)		
2	児童館	<p>つ、用地の取得難等の実情があるため、定員60人以上の保育所を設置することが著しく困難又は適切でない地域であること。</p> <p>(2) 過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条第2項の規定により自治大臣が告示した「過疎地域をその区域とする市町村(昭和45年自治省告示第98号)」内の地域等であること。</p> <p>2) 定員 定員は、30人以上60人未満とし、1の(1)の地域に設置する保育所については、措置児童のおおむね3割以上は3歳未満児を入所させるものとする。</p> <p>なお、1の(1)の地域に設置する保育所については、原則として、児童第271号通知に定める3歳未満児にかかるとの規定が適用されることとなるので念のため。</p> <p>3) 職員 施設長は、父母の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置すること。 係母については、児童福祉施設最低基準又は関係通知に定めるところにより所定の数を配置すること。また調理員1人を配置すること。</p> <p>&lt;概算&gt; 小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館(1/3相当)</p> <p>&lt;補助基本額&gt; (昭和56年度)</p>	定額 1/3相当	1/3相当		
2-1	小型児童館			定額 1/3相当	1/3相当	

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	県 市町村(地元)		
		<p>鉄筋 20,940千円(補助額 6,980千円)</p> <p>ブロック 1,8210 ( " 6,070 )</p> <p>木造 13,470 ( " 4,490 )</p> <p>&lt;設置運営の基準&gt; 「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚令63号)に従うほか、次によること。 (「児童館の設置運営について」昭和53年6月9日厚生省発児117 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知より抜粋、)</p> <p>1) 機能 小型児童館は、小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を集団的及び個別的に指導して児童の健康を増進し、情緒を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。</p> <p>2) 設備等 (1) 設備 7. 構造設備については、採光、換気等利用する者の保健衛生及びこれらの者のための危害防止に十分な考慮を払うこと。 4. 建物の広さは、原則として、18.5.12平方メートル(56坪)以上とし、適当な広場を有すること。 ウ、建物には、集会室、遊戯室、図書室、便所、湯沸場及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて駄写室、静養室等を設けること。 エ、児童のための図書、遊具、医薬品等を整備すること。</p>				

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(他記)		
2-2	児童センター	<p>(2) 職員 2人以上の専任の児童厚生員を置くほか、必要に応じてその他の職員を置くこと。</p> <p>&lt;概要&gt; 小型児童館の機能に加えて児童の体力増進に関する特別の機能を併せもつ児童館</p> <p>&lt;補助基本額&gt; (昭和56年度) 鉄 筋 3,357,000円 (補助額 1,119,000円) ブロック 2,922,000円 (補助額 974,000円)</p> <p>&lt;設置運営の基準&gt; 「児童福祉施設最低基準」によるほか、次に従うこと。 (「児童館の運営について」厚生事務次官通知より抜粋) 1) 機能 児童センターは、第2に掲げる小型児童館の機能に加えて、遊び(運動を主とする)を通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力の醸成等による体力増進を図ることを目的とした特別の指導機能を有する児童館であること。 2) 設備 (1) 設備 設備については、小型児童館の設備基準(ただし、建築物の広さを規定した部分を除く。)によるほか、児童の体力増進に資するため、次に掲げる設備を設けるものとする。</p>	定 額 (1/3相当)	1/3相当		

番号	項目	採択基準・内容説明	負担区分		備考	適用ダムの例
			国	市町村(他記)		
3	児童遊園	<p>7. 建築物の広さは、原則として、297平方メートル(90坪)以上とし、屋外における体力増進指導を実施するため必要とする適当な広場を有すること。 なお、遊戯室は、屋内における体力増進指導が実施できるような必要な広さを有すること。</p> <p>イ. 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。 また、必要に応じて、器材の収納庫も整備すること。</p> <p>(2) 職員 職員については、小型児童館について規定するところによるものとし、体力増進指導に關し知識技能を有する者を充てるものとする。</p> <p>この場合、体力増進指導従事者等については常勤職員であることとを要しないが、児童センターとして小型児童館の機能に加えて常時体力増進に關する特別の指導が実施できる体制を確保すること。</p> <p>補助制度はない。</p>				

## (参考)

## 児童福祉施設最低基準(抄)

昭和23.12.29  
(厚令 63)

改正 昭28厚令4・53・昭31厚令33・昭33厚令50・昭39  
厚令21・昭40厚令55・昭42厚令46・昭44厚令12・  
昭45厚令45・51・昭48厚令20・昭52厚令8・昭53  
厚令62

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準を次のように定める。

## 児童福祉施設最低基準(抄)

## 第5章 保育所

## (設備)

第49条 保育所には、乳児又は幼児の保育及び保育所の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

## (設備の基準)

第50条 乳児又は幼児通じて30人以上を入所させる保育所の設備の基準は、次の通りとする。

1. 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
2. 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
3. ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
4. 乳児室又はほふく室には室内滑台、椅子ぶらんこ、歩行器及び手押車

を備えること。

5. 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の附近にある屋外遊戯場にかわるべき場所を含む。以下同じ。)、調理室及び便所を設けること。
6. 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
7. 保育室又は遊戯室には楽器、黒板、机、椅子、積木及び絵本を備えること。
8. 保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室又は遊戯室を3階以上に設ける建物は、次のイ及びハからチまでの要件に該当するものであること。
  - イ. 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
  - ロ. 屋内階段のほか、幼児の避難に適した建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段が設けられていること。
  - ハ. 地上又は避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)に直通し、かつ、幼児の避難に適した建築基準法施行令(昭和25年政令第328号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段及び同条第2項各号に規定する構造の屋外階段が設けられていること。この場合において、これらの階段は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその1に至る歩行距離及び遊戯室の各部分からその1に至る歩行距離がいずれも30メートル以下となるように設けられていること。
  - ニ. 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室及び当該建物の保育所



以外の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第110条に規定する甲種防火戸で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ホ. 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ. 保育室、遊戯室その他幼児が出入し、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト. 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ. 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

9. 屋外遊戯場には、砂場、滑台及びぶらんこを設けること。

10. 第5号の便所の数は、男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上とすること。

(一部改正=昭33厚令50・昭42厚令46)

第51条 乳児又は幼児通じて30人未満を入所させる保育所には、必要に応じ前条に定める設備の一部を設けないことができる。

(備える医療品)

第52条 保育所には、必要な医療器具、医薬品及びほう帯材料を備えなければならない。

(職員)

第53条 保育所には、保母、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

2. 保母の数は、乳児又は満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、

満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。

(一部改正=昭39厚令21・昭40厚令55・昭42厚令46・昭44厚令12。昭48厚令20)

(保育時間)

第54条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第55条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡の外、第13条第1項に規定する健康診断を含むものとする。

2. 健康状態の観察は、顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無及び清潔状態につき毎日登所するときこれをを行う。

3. 個別検査は、清潔、外傷、服装等の異常の有無につき毎日退所するときこれをを行う。

4. 健康状態の観察及び個別検査を行ったときには、必要に応じ適当な措置をとらなければならない。

5. 自由遊びは、音楽、リズム、絵画、製作、お話、自然観察、社会観察、集団遊び等を含むものとする。

(保護者との連絡)

第56条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育方針、栄養状況等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(備える帳簿)

第57条 保育所には、入所している乳児又は幼児の家庭等の状況及び入所中に行った保育の経過を記録する帳簿を備えなければならない。

(15人未満を入所させる保育所)

第58条 乳児又は幼児通じて15人未満を入所させる保育所は、この省令の精神を尊重して運営しなければならない。

第6章 児童厚生施設

(設備)

第59条 児童厚生施設には、児童の遊び及び児童厚生施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

(設備の基準)

第60条 児童厚生施設の設備の基準は、左の通りとする。

1. 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、ぶらんこ、及び便所の外、必要に応じ砂場及び滑台を設けること。
2. 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所の外、必要に応じ映写室(遊戯室その他大きな室と兼ねることができる)を設けること。

(職員)

第61条 児童厚生施設には、児童厚生員(児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2. 児童厚生員は、左の各号の1に該当する者でなければならない。
  1. 寮母の資格(第44条)を有する者
  2. 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、都道府県知事が適当と認定した者

(遊びの指導)

第62条 児童厚生施設における遊びは、遊具による遊び、集団遊び、音楽、舞踊、読書、製作、お話、紙芝居、人形芝居、劇、映画、遠足、運動、キャンプ等のうち、適当なものを選びこれを行うものとする。

2. 遊びの指導は、集団的及び個別的にこれを行い、集団的に指導するときは、特にクラブ組織による指導を重んじなければならない。

15) 老人福祉センター

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分			備考	適用ﾀﾞｲﾚｸﾄ
			国	県	市町(他庁)		
	老人福祉センター	<補助対象> 老人福祉センターの創設、拡張、移設築費 (対象外) 用地費 職員宿舍 門、さく、へい <補助基本額> 1. 特A型(総ね800㎡以上) 鉄 筋 90480千円(補助額 30160千円) フロック 78720千円( " 26240千円) 2. A型(総ね495.5㎡以上) 鉄 筋 56040千円(補助額 18680千円) フロック 48750千円( " 16250千円) 3. B型(総ね165㎡以上) 鉄 筋 18660千円(補助額 6220千円) フロック 16230千円( " 5410千円) 4. 老人福祉施設付設作業所 鉄 筋 11190千円(補助額 3730千円) フロック 4750千円( " 3250千円)	定額 (1/3相当)	1/3相当	1/3相当	補助対象事業費ベース	
		<設置運営基準(抄)> (老人福祉センター設置運営基準、昭和52年8月1日 付社会局長通知より抜粋) 1. 老人福祉センター(特A型) 1) 老人福祉センター(特A型)においては、次に掲げる 事業を行うものとする。 (1) 各種相談					

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
		<p>7. 生活相談 老人の生活、住宅、身上等に関する相談に応じ、 適当な援助、指導を行うこと。</p> <p>1. 健康相談 老人の疾病の予防、治療に関する相談に応じ、適 当な援助、指導を行うこと。</p> <p>(2) 健康増進に関する指導 老人の健康増進を図るための栄養、運動等の指導を 行うこと。</p> <p>(3) 生業及び就労の指導 老人の生業及び就労等について指導を行い、必要に 応じ授産事業を行うこと。</p> <p>(4) 機能回復訓練の実施 老人の後遺機能の回復訓練を行うこと。</p> <p>(6) 敬業講座等の実施 老人の敬業の向上及びレクリエーション等のための 事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供するこ と。</p> <p>(6) 老人クラブに対する奨励等 老人クラブの運営について奨励を行うとともに、老 人に対する調査、研究、広報等の事業を行うこと。</p> <p>2) 建築物等</p> <p>(1) 建築物の構造、規模</p> <p>7. 老人福祉センター(特A型)の建築物の構造は、簡 易耐火建築又は耐火建築とし、その規模は800㎡ 以上とする。</p> <p>1. 老人福祉センター(特A型)には、もっぱら当該</p>				

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
		<p>施設の利用に供する次の設備を設けなければならない。 ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用す ること等により当該施設の運営上支障が生じない場 合にはこの限りでない。</p> <p>所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、診療室、 検査室、栄養指導室、保健資料室、機能回復訓練室、 集会及び運動指導室、敬業相談室、図書室、浴場、 便所</p> <p>(2) 立地条件 老人の利用上の便宜を図ることが可能であり、かつ 事業を円滑に行うことのできる場所に設置するものと する。</p> <p>2. 老人福祉センター(A型)</p> <p>1) 事業 老人福祉センター(A型)においては、次に掲げる事 業を行うものとする。</p> <p>(1) 各種相談</p> <p>7. 生活相談 老人の生活、住宅、身上等に関する相談に応じ、適 当な援助、指導を行うこと。</p> <p>1. 健康相談 老人の疾病の予防、治療に関する相談に応じ、適 当な援助、指導を行うこと。</p> <p>(2) 生業及び就労の指導 老人の生業及び就労等について指導を行い、必要に 応じ授産事業を行うこと。</p> <p>(3) 機能回復訓練の実施</p>				

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
		<p>老人の後述機能の回復訓練を行うこと。</p> <p>(4) 教養講座等の実施 老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供すること。</p> <p>(5) 老人クラブに対する援助等 老人クラブの運営について援助を行うとともに、老人に対する調査、研究、広報等の事業を行うこと。</p> <p>2) 建物等</p> <p>(1) 建物の構造、規模 7. 老人福祉センター(A型)の建物の構造は、簡易耐火建築又は耐火建築とし、その規模は495.5㎡以上とする。</p> <p>イ. 老人福祉センター(A型)には、もっぱら当該施設の利用に供する次の設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。</p> <p>所設室、事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会所、教養読書室、図書室、浴場、便所</p> <p>(2) 立地条件 老人の利用上の便宜を図ることが可能であり、かつ事業を円滑に行うことのできる場所に設置するものとする。</p> <p>3. 老人福祉センター(B型)</p> <p>1) 事業</p>				

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
		<p>老人福祉センター(B型)においては、老人福祉センター(A型)の機能を補充する次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 各種相談 7. 生活相談 老人の生活、住居、身の上等に関する相談に応じ、適当な援助、指導を行うこと。</p> <p>イ. 健康相談 老人の疾病の予防、治療に関する相談に応じ、適当な援助、指導を行うこと。</p> <p>(2) 教養講座の実施 老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供すること。</p> <p>(3) 老人クラブに対する援助 老人クラブの運営について援助を行うこと。</p> <p>2) 建物等</p> <p>(1) 建物の構造・規模 7. 老人福祉センター(B型)の建物の構造は、原則として平家建ての簡易耐火建築とし、その規模は、165㎡以上495.5㎡未満とする。</p> <p>イ. 老人福祉センター(B型)には、もっぱら当該施設の利用に供する次の設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合にはこの限りでない。</p> <p>管理入室、生活相談室、健康相談室、教養読書室、集会所、便所</p>				

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
		<p>(2) 立地条件 老人福祉センター(A型)との有機的な連携及び老人の利用上の便宜を図ることが可能であり、かつ、事業を円滑に行うことのできる場所に設置するものとする。</p> <p>4. 老人福祉施設付設作業所</p> <p>1) 設置 老人福祉施設付設作業所は、地方公共団体又は社会福祉法人が老人福祉施設に付設して設置するものとする。なお、老人福祉施設付設作業所は、それぞれ付設される老人福祉施設の機能の活用を図ることにより、老人福祉センターの目的とする老人の福祉を推進するための総合的な便宜の供与を果たすものであり、老人福祉センターとして取扱うものとする。</p> <p>2) 事業 老人福祉施設付設作業所においては、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>7. 老人が行う工芸品の製作、編物、手芸等の作業に必要な場所を提供すること。</p> <p>イ. 老人の作業に關する各種指導助言を行うこと。</p> <p>ウ. 老人の作品の展示、即売を行う場所を提供すること。</p> <p>3) 建築物等</p> <p>(1) 立地条件 老人福祉施設付設作業所は、利用希望者の数が多く、かつ、それらの総合的意欲が高い地域に設置するものとし、利用者の効率的な活用が確保でき、かつ、事業を円滑に行うことのできる場所に設置するものとする。</p>				

番号	項目	採択基準：内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(他市)		
		<p>(2) 建築物の種類、規模 老人福祉施設付設作業所の建築物の種類は、簡易耐火建築物又は耐火建築物であって、付設される老人福祉施設の利用者等の利用を妨げることのないよう独立性が確保できるものとし、その規模は、99㎡以上とする。</p> <p>(3) 設備 老人福祉施設付設作業所には、老人が行う作業等に必要ない設備を設けるものとする。</p>				

16) 消防

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例													
			国	市町村(地区)															
1	防火水そう	<p>&lt;&lt;補助対象施設&gt;&gt;                      容量20m<sup>3</sup>以上の防火水そうの建設                      &lt;&lt;補助基本額&gt;&gt;                      下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>型別</th> <th>補助基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">40m<sup>2</sup>有蓋</td> <td>遊楽用</td> <td>2010千円</td> </tr> <tr> <td>空地用</td> <td>1,530</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60m<sup>2</sup>有蓋</td> <td>遊楽用</td> <td>1,290</td> </tr> <tr> <td>空地用</td> <td>1,290</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;&lt;設置基準&gt;&gt;                      1. 市町村は国が告示した「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき、市街地及び集落地に対し消防水利を設けなければならない。                      2. 防火対象物から1つの消防水利に至る距離は、用途地域によって異なるが80~120m以下となるように設けなければならない。                      3. 消防水利は、常時貯水量が4.0m<sup>3</sup>以上又は取水可能水量が毎分1m<sup>3</sup>以上で、かつ連続4.0分以上給水能力を有しなければならない。</p>	種類	型別	補助基本額	40m <sup>2</sup> 有蓋	遊楽用	2010千円	空地用	1,530	60m <sup>2</sup> 有蓋	遊楽用	1,290	空地用	1,290	1/3	2/3	人口急増団地は補助率 1/2 過疎、同和、離島は補助率 2/3 補助基本額ベース	★美河江 ★蓮 ★弥栄 ★川治 ★生見川 布目 (★嵩上げ)
種類	型別	補助基本額																	
40m <sup>2</sup> 有蓋	遊楽用	2010千円																	
	空地用	1,530																	
60m <sup>2</sup> 有蓋	遊楽用	1,290																	
	空地用	1,290																	
2	消防ポンプ自動車等の消防施設	<p>&lt;&lt;補助対象施設&gt;&gt;                      消防施設の購入費                      &lt;&lt;補助基本額&gt;&gt;</p>	1/3	2/3	人口急増団地は補助率 1/2 過疎、同和、離島は補助率 2/3 補助基本額ベース	★美河江 ★福山 ★弥栄 長島 七ヶ宿													

5 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例																																																																																																				
			国	市町村(地区)																																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防施設名</th> <th>補助基本額(千円)</th> <th>補助施設名</th> <th>補助基本額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CD-II</td> <td>6920</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>CD-I</td> <td>6660</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>BD-II</td> <td>5460</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>BD-I</td> <td>4820</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>BS-II</td> <td>5070</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>BS-I</td> <td>4230</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>1710</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>2890</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>1890</td> </tr> <tr> <td>I-B</td> <td>6070</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>6000</td> </tr> <tr> <td>I-A</td> <td>3350</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>14401</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>30360</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>10500</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>24760</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>10350</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>22260</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>48210</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>11190</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>1001+</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>10240</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>165000</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>24960</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>24972</td> </tr> <tr> <td>38m<sup>2</sup></td> <td>64130</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>18870</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>2</sup></td> <td>47250</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>9460</td> </tr> <tr> <td>24m<sup>2</sup></td> <td>38150</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>6840</td> </tr> <tr> <td>18m<sup>2</sup></td> <td>28160</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>27234</td> </tr> <tr> <td>15m<sup>2</sup></td> <td>25720</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td>16119</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>2</sup></td> <td>35880</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m<sup>2</sup></td> <td>25860</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B2線</td> <td>774</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B3線</td> <td>621</td> <td>空川橋上ポンプ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	消防施設名	補助基本額(千円)	補助施設名	補助基本額(千円)	CD-II	6920	空川橋上ポンプ	720	CD-I	6660	空川橋上ポンプ	420	BD-II	5460	空川橋上ポンプ	540	BD-I	4820	空川橋上ポンプ	420	BS-II	5070	空川橋上ポンプ	270	BS-I	4230	空川橋上ポンプ	1710	II	2890	空川橋上ポンプ	1890	I-B	6070	空川橋上ポンプ	6000	I-A	3350	空川橋上ポンプ	14401	V	30360	空川橋上ポンプ	10500	IV	24760	空川橋上ポンプ	10350	III	22260	空川橋上ポンプ	48210	II	11190	空川橋上ポンプ	1001+	I	10240	空川橋上ポンプ	165000	大	24960	空川橋上ポンプ	24972	38m <sup>2</sup>	64130	空川橋上ポンプ	18870	30m <sup>2</sup>	47250	空川橋上ポンプ	9460	24m <sup>2</sup>	38150	空川橋上ポンプ	6840	18m <sup>2</sup>	28160	空川橋上ポンプ	27234	15m <sup>2</sup>	25720	空川橋上ポンプ	16119	20m <sup>2</sup>	35880	空川橋上ポンプ		15m <sup>2</sup>	25860	空川橋上ポンプ		B2線	774	空川橋上ポンプ		B3線	621	空川橋上ポンプ					池畑 南川 ★大滝 阿木川 布目 (★嵩上げ)
消防施設名	補助基本額(千円)	補助施設名	補助基本額(千円)																																																																																																							
CD-II	6920	空川橋上ポンプ	720																																																																																																							
CD-I	6660	空川橋上ポンプ	420																																																																																																							
BD-II	5460	空川橋上ポンプ	540																																																																																																							
BD-I	4820	空川橋上ポンプ	420																																																																																																							
BS-II	5070	空川橋上ポンプ	270																																																																																																							
BS-I	4230	空川橋上ポンプ	1710																																																																																																							
II	2890	空川橋上ポンプ	1890																																																																																																							
I-B	6070	空川橋上ポンプ	6000																																																																																																							
I-A	3350	空川橋上ポンプ	14401																																																																																																							
V	30360	空川橋上ポンプ	10500																																																																																																							
IV	24760	空川橋上ポンプ	10350																																																																																																							
III	22260	空川橋上ポンプ	48210																																																																																																							
II	11190	空川橋上ポンプ	1001+																																																																																																							
I	10240	空川橋上ポンプ	165000																																																																																																							
大	24960	空川橋上ポンプ	24972																																																																																																							
38m <sup>2</sup>	64130	空川橋上ポンプ	18870																																																																																																							
30m <sup>2</sup>	47250	空川橋上ポンプ	9460																																																																																																							
24m <sup>2</sup>	38150	空川橋上ポンプ	6840																																																																																																							
18m <sup>2</sup>	28160	空川橋上ポンプ	27234																																																																																																							
15m <sup>2</sup>	25720	空川橋上ポンプ	16119																																																																																																							
20m <sup>2</sup>	35880	空川橋上ポンプ																																																																																																								
15m <sup>2</sup>	25860	空川橋上ポンプ																																																																																																								
B2線	774	空川橋上ポンプ																																																																																																								
B3線	621	空川橋上ポンプ																																																																																																								

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用タム例
			国	市町村(他庁)		
		<p>「消防力の基準」(昭和36年8月1日消防庁告示第2号)において、消防施設の基準及び人員の基準が定められているが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(ア) 市街地(街区が連続した区域で人口が1万人以上)には、人口、年間平均風速、樹葉率の3要素により、配置すべき消防ポンプ自動車の数を定める。</p> <p>(イ) 密集地(街区が連続した区域で人口が100人以上1万人未満)には、人口、樹葉率の2要素により、配置すべき消防ポンプ自動車の数を定める。</p> <p>(ロ) 人口30万人を超える市街地に設置する署所の数及び消防ポンプ自動車の数は、その市街地を人口30万人以下の2以上の地域に分割して定める。</p> <p>(ハ) 人口5千人以上1万人未満の密集地には、署所が設置されないときは、常備部(消防団の組織のうち、火災の警戒及び鎮圧のため常時消防署に準ずる態勢をとるものをいう。)を設置する。</p> <p>(ニ) 人口3千人以上5千人未満の密集地で署所が設置されないときは、消防団に常勤の機関員を置くものとする。</p> <p>(ホ) 消防本部又は署所における動力消防ポンプ1台につき、それぞれ種類ごとに操作員の数を定めている。また消防ポンプ自動車の数に応じて、消防司令長・消防団令・消防司令補を配置することとしている。</p> <p>(ヘ) ホテル、旅館その他の宿泊施設の数が多い市街地又は密集地については、人口を加算して計算する。</p> <p>(ヘ) 高層建築物、危険物の製造所等の火災の鎮圧又は水浸に際した市街地の火災の鎮圧のため、必要な地域ではし</p>				

番号	項目	採択基準1 内容説明	負担区分		備考	適用タム例
			国	市町村(他庁)		
		<p>ご自動車、化学自動車又は消防艇を配置する。</p> <p>(イ) 消防本部及び署所の相互連絡のため、消防専用電話装置を設ける。消防団に適切な通信施設を備える。また、署所で管理する消防ポンプ自動車に最小限の無線電話装置を装備する。</p>				

17) し尿処理

番号	項目	採択基準	内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
				国	市町村(他)		
1	し尿処理施設	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>生活環境の保全及び、公衆衛生の向上を図るために、政取し尿に、生物化学的又は理化学的操作を加え、短期間に分解、分離処理して衛生的に無害な水にして放流する施設で、地方公共団体が設置管理するものである。</p> <p>&lt;補助対象施設&gt;</p> <p>次の施設及び当該施設設置に必要な最小限の用地取得又は造成に係る事業費</p> <p>(イ) 投入施設 (ロ) スクリューかんす処理施設 (ハ) 混合処理施設 (ニ) 消化処理施設 (ヘ) 脱臭装置 (ホ) し尿消化の加温施設 (ト) 薬品添加施設 (チ) P H調整 (リ) 汚泥処理 (ル) 乾燥汚泥焼出し施設 (レ) 排水施設 (ロ) 給排水施設 (リ) 搬入施設 (ル) 最小限の構内排水施設 (リ) 水質試験室、作業員控室、管理室 (ロ) 防寒、防臭、防塵、換気等に必要施設 (リ) 上屋及び配管、電気等の施設 (ロ) 運転始動施設 (リ) 希釈調整施設 (ル) 酸化処理施設 (ロ) 沈殿処理施設 (リ) 計量施設 (ル) 液面処理施設 (ロ) 濃縮分離施設 (リ) 門、さく、へい、槽等</p>	1 / 3	2 / 3	公害防止地域、北海道、離島、沖縄は 回転補助率 1/2		
2	地域し尿処理施設	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>建築基準法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきし尿浄化槽であって、ある地域の水洗便所のし尿と家庭排水水を併せて処理する施設の総体をいう。</p> <p>&lt;補助対象施設&gt;</p> <p>1. 処理施設</p> <p>次の施設及び当該施設設置に必要な最小限の用地取得又は造成に係る事業費</p> <p>(イ) スクリューかんす処理施設 (ロ) 沈砂処理施設 (リ) 排水施設</p>	1 / 3	2 / 3			

番号	項目	採択基準	内容説明	負担区分		備考	適用ガイド例
				国	市町村(他)		
		<p>(イ) 排水施設 (ロ) 沈殿処理施設 (リ) 搬水戸床処理施設 (ル) 汚泥処理施設 (ヘ) 消毒施設 (ホ) 放流施設 (ロ) 電気施設 (リ) 汚泥脱水施設 (ル) 汚泥処理施設 (ロ) 構内排水施設 (リ) 防臭、防塵、換気等に必要施設 (ル) 送排汚水施設 (ロ) 水質検査室、作業員控室等 (リ) 隔壁、遮扉、防潮壁等 (ロ) 門、さく、へい</p> <p>(計画処理人口 101人以上30000人未満)</p> <p>2. 管きよ等</p> <p>幹線管渠(内径150mm以上)及びこれに付属するます、取りつけ管、マンホール等の設備</p>					



18) ごみ処理

番号	項目	採択基準、内容説明	負担区分		備考	適用ダム例
			国	市町村(地元)		
1	ごみ処理施設	<p>採択基準、内容説明</p> <p>&lt;補助対象施設&gt; 次の施設（設備を含む。）及び当該施設設置に必要な最小限の用地取得又は造成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 投入設備</li> <li>(ロ) 貯上屋及び下屋</li> <li>(ハ) 貯体</li> <li>(ニ) 給排水施設</li> <li>(ホ) 各種計器</li> <li>(ヘ) 通風設備</li> <li>(ヘ) 防臭、防塵、換気施設</li> <li>(ト) 燃設備</li> <li>(チ) 搬入施設</li> <li>(ト) 煙突</li> <li>(チ) 上屋及び配管、電気施設並びに作業員遮室、管理室、糞尿、脱臭、防漏等</li> <li>(チ) 排焼処理施設</li> <li>(チ) 塵別処理施設</li> </ul> <p>(焼却等施設の補助対象は5t/日以上のもの)</p>	1 / 4	3 / 4	同和は補助率 2 / 3 公害防止地域、沖縄は補助率 1 / 2 北海道、鹿児島は補助率 1 / 3	

## 6 水源地域整備事業の国庫補助率の地域特例等の一覧

6 水源地域整備事業の国庫補助率の地域特例等の一覧

事業区分	事業名	通常の補助率等	北海道	沖縄	離島	奄美	小笠原	水特法	後進	過密	豪雪	農地	公害	人口急増	猛獣害	新工業	産業	新都市	新空港	備考		
土	かんがい排水	総合強度～6/10	7/10 6.5/10	8.5/10																		
		都道府県管	一般かんがいの排水 } 排水対策特別事業 } 5/10 農業用水合理化 }	5.5/10	8/10	5.5/10	7/10		○											6.5/10		
		団体管		5/10	8/10	5/10	6/10		○											6/10		
	畑舎総合改良	団体管	一般かんがいの排水	5/10	8/10	5/10	6/10													6.5/10		
		国管	かんがいの排水事業として実施																			
	圃場整備	都道府県管	5/10	6/10	7.5/10	5.5/10	7.5/10			○										6.5/10		
		団体管	-																			
		国管	かんがいの排水事業として実施																			
	土地改良総合整備	都道府県管	4.5/10	5/10	7.5/10	5/10	6/10		5/10											6.5/10		
		団体管	4.5/10、4/10			5/10	5/10	5/10	5/10											6/10		
国管		4.5/10	5/10	7.5/10	5/10	6/10			5/10	5/10												
農地集約化	土地改良総合整備	4/10		7.5/10																		
	土地改良施設維持管理適正化	3/10																				
農道整備	土地改良施設事業等推進対策	5/10																				
	都道府県管	広域																				
	団体管	一般	5/10	6/10	5/10	7/10		5/10	○										5/10			
		4.5/10 (舗装のみ4/10)	5/10	7.5/10	5/10	5.5/10		5/10											5/10			

事業区分	事業名	通常の補助率等	北越道	沖繩	離島	奄美	小笠原	水特法	後進	過疎	豪雪	雪害	奥地	公共	人口急増	琵琶湖	新工特	産災	官公庁等	新空港	備考		
土	農林漁業田圃発油汚染 財原身替農基	2/3	75/10	9/10	75/10																		
	農村総合整備																						
	農村基盤総合整備 ベイロケット	6/10																					
	農村基盤総合整備	55/10		75/10																			
	農村総合整備モデル	5/10		2/3																			
	農地防災	国庫かん地と併せ行う防災ダム及 り難地防排水 65/10		8/10																			
	地	管	防災ダム 65/10		8/10																		
		管	ため池 6/10、5/10		8/10		65/10	8/10															
		管	湖沼除 5/10				6/10	75/10															
		管	農業用河川工物 6/10、5/10																				
良	農地保全	洪水防除 6/10、55/10、5/10																					
	管	地すべり対策 2/3、1/2																					
農	公害対策事業	農地汚染防止 5/10、45/10		8/10		6/10	7/10																
	農地改良	農用土壌汚染対策 2/3																					
		水質汚濁対策	2/3																				
		環境自然環境等対策 65/10、55/10、5/10																					
	水質改善対策	55/10、5/10																					
	湖沼た下対策	6/10、55/10																					
	農用地	農地改良	4/10、5/10																				
		建設	58/10																				
		管理	1/3、4/10、1/2																				
		災害復旧	65/10																				
農地造成のみ		75/10		8/10																			
附属手荒きみ		75/10~65/10		8/10																			
農業用排水		6/10~4/10		8/10																			
農用地開墾	区画整理	45/10~35/10																					
	施設防除	65/10、総合補助率		7/10		8/10	7/10	7/10															
	団体管	55/10		6/10		75/10	6/10	75/10															
	管	65/10		7/10																			
	果	55/10		6/10																			
池	農地改良	45/10		5/10		5/10	5/10																
	山	2/3		10/10		85/10	3/4																
	山	2/3		10/10		85/10	3/4																
山	集産保全総合治山	2/3					3/4																
	山																						

事業区分	事業名	通常の補助率等	北越道	沖繩	離島	奄美	小笠原	水特法	後進	過疎	豪雪	雪害	奥地	公共	人口急増	琵琶湖	新工特	産災	官公庁等	新空港	備考
土	国営造成土地改良施設整備	6/10	55/10 65/10																		
	国営造成施設管理	5/10	2/3																		
地	国営造成施設管理費補助	4/10、5/10																			
	水資源開発公団事業	建設 58/10 管理 1/3、4/10、1/2 災害復旧 65/10																			
農	農地改良	4/10、5/10																			
	建設	58/10																			
	管理	1/3、4/10、1/2																			
	災害復旧	65/10																			
	農地造成のみ	75/10		8/10																	
	附属手荒きみ	75/10~65/10		8/10																	
	農業用排水	6/10~4/10		8/10																	
農用地開墾	区画整理	45/10~35/10																			
	施設防除	65/10、総合補助率		7/10		8/10	7/10	7/10													
	団体管	55/10		6/10		75/10	6/10	75/10													
	管	65/10		7/10																	
	果	55/10		6/10																	
池	農地改良	45/10		5/10		5/10	5/10														
	山	2/3		10/10		85/10	3/4														
	山	2/3		10/10		85/10	3/4														
山	集産保全総合治山	2/3					3/4														
	山																				

事業区分	事業名	通常の補助率等	北海道	沖縄	離島	電装	小笠原	水特法	後進	過疎	豪雪	雪害	美地	公害	人口急増	琵琶湖	新工特	産休	首都圏等	新空港	備考	
山	緊急治山	2/3	10/	10/10	85/10		3/4								3/4							
	重要水源山地整備治山	2/3		10/10	85/10		3/4								3/4							
	防災林造成	1/2		8/10	65/10																	
	保安林改良	1/2																				
	生活圏確保保全林整備	1/2																				
	生活圏確保保全林買入	1/3																				
	保	1/3																				
	治山事業緊急対策特別緊急事業	2/3																				
	地すべり防止	脱流 2/3 山腹 1/2																				
	中小河川改修	1級 2/3,3/4 2級 1/2 1級 2/3,3/4,4/10 2級 4/10	9/10 6/10 10/10 9/10 1/2				3/4 2/3 3/4 2/3															
水	局部改良	1/3	1/3																			
	総合治水対策特定河川事業	1級 2/3,3/4 2級 1/2	9/10 6/10																			
	都市河川改修	1/3																				

事業区分	事業名	通常の補助率等	北海道	沖縄	離島	電装	小笠原	水特法	後進	過疎	豪雪	雪害	美地	公害	人口急増	琵琶湖	新工特	産休	首都圏等	新空港	備考		
水	河川環境整備事業	1/3,1/2																					
	河川工作物関連応急事業	1/3																					
	準用河川改修	1/3																					
	通常砂防事業	高層砂防 2/3 平野砂防 2/3	10/10	10/10	85/10	7/10	3/4																
	砂防環境整備事業	1/3																					
	緊急砂防事業	2/3				7/10																	
	地すべり対策事業	1/2,2/3		8/10	6/10																		
	道路改良	国道 3/4,2/3 都道府県道 2/3	10/10 3/4	10/10 10/10 3/4	9/10 3/4	3/4															市町村道 8/10		
	道	路切除却	国道 3/4 地方道 2/3		8/10	75/10																	
		橋梁整備	国道 3/4,2/3			9/10																	
		都道府県道 2/3	3/4	10/10 3/4	9/10	3/4																	
		市町村道 2/3		8/10	75/10																		
路	舗装新設	国道 3/4,2/3 都道府県道 2/3 市町村道 2/3	3/4 3/4	10/10 10/10 3/4	9/10 9/10	3/4 3/4																	

6 水源地域整備事業の国庫補助率の地域特例等の一覧

事業区分	事業名	通常の補助率等	北海道	沖繩	離島	奄美	小笠原	本特法	後進	過疎	豪雪	災害	興地	公害	人口急増	見込	新工特	震災	新空港	備考		
道	自動車道整備	地方道 1/2																				
	特殊改良一種	1/2	県道 10/10	市町村道 2/3															市町村道 2/3			
	特殊改良二種	1/2	県道 10/10	市町村道 2/3																		
	特殊改良三種	国道 1/2	10/10																			
	特殊改良四種	1/2	10/10	市町村道 2/3																市町村道 2/3		
	舗装補修	1/2	県道 10/10																			
	橋梁補修	1/2																				
	道路災害防除	1/2	10/10				65/10															
	管渠施設道路誘導	除雪・防雪，或雪害防止 2/3																				
	市	湧き水法等施設	1/4, 1/3, 4/10	県道 1/2	1/2				4/10													
飲料水供給施設		4/10																				
特設水道施設		1/3																				
閉山災害水運		1/3																				
下		公共下水道	留保等 6/10																			
		水	排水処理場	経費処理場 2/3																		
			管渠等	2/3																		
			終末処理場	3/4																		
道		都市下水道	4/10												1/2							

事業区分	事業名	通常の補助率等	北海道	沖繩	離島	奄美	小笠原	本特法	後進	過疎	豪雪	災害	興地	公害	人口急増	見込	新工特	震災	新空港	備考	
市	特定公共下水道	2/9																			
	水	特定埋設公共下水道	管渠等 6/10																		
		終末処理場	2/3																		
	小・中	小学校用地	なし																		
		校舎	新築 1/2, 改築 1/3	9/10	2/3	2/3	4/5								2/3	2/3		0	0	2/3	
			増築	1/2	9/10	2/3	2/3												0	0	
		総合等	1/2															0	0		
		アール	1/3	75/100					2/3									0	0		
		給食施設	1/2, 1/3	75/100														0	0		
		寄宿舎	なし															0	0		
職員住宅		なし					2/3	2/3									0	0			
幼稚園	児童教育 (中学校)	1/3	75/100														0	0			
	盲ろうきょう児 (小・中・高)	新築 1/2, 改築 1/3	9/10	2/3													0	0			
		1/3, 2/3															0	0			
	診療所	なし						1/2													
公営住宅	1種	1/2		2/3													0	0			
	2種	2/3		3/4													0	0			
改良住宅	不衛生除菌等 1/2 土地取得，建設 2/3		3/4													0	0				

事業区分	事業名	通常の補助率等	北海道	沖縄	離島	奄美	小笠原	水特法	後進地	過疎	豪雪	雪害	美地	公害	人口急増	琵琶湖	新工業特	産状	自然公園	新空港	備考		
林道	広域林道	6.5/10			8/10				○*												*非道府県のみ		
	普通林道	5.5/10、4.5/10	6/10 5/10		5/10																		
	林道改良	幹線	5/10																				
		その他	3/10																				
	養分林道	幹線 2/3 その他 1/2	3/4		3/4																		
造林	(造林事業については特別制度はない)																						
自然公園	自然公園	1/2														55/100							
公園等	(公民館等については特別制度はない)																						
ボ・ン	(スゴーワ・レタリェーション施設については特別制度はない)																						
保樹所	保樹所	1/2		75/100	1/2 2/3	2/3			1/2 2/3								○	○	○	2/3			
		1/2		3/4										2/3									
消防施設	消防施設	1/3																			1/2		

事業区分	事業名	通常の補助率等	北海道	沖縄	離島	奄美	小笠原	水特法	後進地	過疎	豪雪	雪害	美地	公害	人口急増	琵琶湖	新工業特	産状	自然公園	新空港	備考
し尿処理	し尿処理施設	1/3		1/2	1/2									1/2			○	○	○	1/3	
		1/4		1/2	1/3									1/2			○	○	○	1/3	
ごみ処理	ごみ処理施設																				

## 7 過疎地域振興計画の例

〇 〇 町 過 疎 地 域 振 興 計 画

昭 和 〇 〇 年 〇 月

〇 〇 県 〇 〇 郡 〇 〇 町



## 1. 町の概況

## (1) 自然的、歴史的条件等

## ① 自然的条件

本町は、〇〇県の南西部に位置し、〇〇川上流全域におよぶほか、一部は〇〇川上流流域を含んで、広さは26237km<sup>2</sup>である。しかし、町域総面積の93%は山地で占められ、耕地はわずか666ha(2.5%)である。

本町は、また標高220~1760メートルで、〇〇脊梁上の高地帯を占める関係から、寒冷地であり、町の中心集落である〇の平均気温は、下流地帯(〇〇、〇〇〇)に比べ、3~4℃低く、日数にしておよそ半月の遅れをみせている。

年間の降水量は1400ミリメートルと多く、特に7、8月の降水量が著しい。風向は、北西と南東のはぼ2方向が年間を通じて主である。また、降雪は12月上旬から4月上旬にかけてあり、積雪量は〇で50センチメートル、〇〇で200センチメートルに達する。

## ② 歴史的条件

現在の国道〇〇〇号は、藩政時代「〇〇〇〇〇街道」と称して参勤交代の要路であった。〇〇三山講や諸国の行商人も頻繁に往来したため、当時の住民の殆どは、輸送と旅人宿をもって生業としていたのであったが、明治32年 〇〇線の開通によって要路としての意義を失った。以来住民はもっぱら農林業に依存しなければならなくなった。

明治維新の町村分合の際、〇〇、〇〇、〇〇、〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇の7つの宿場のうち、〇〇〇、〇〇〇が〇〇村(現〇〇市)に編入されたほかは、「〇外一ヶ村」および「〇〇外一ヶ村」となった。明治17年には、この4ヶ村が合併して「〇外三ヶ村」と改称され、ついで明治22年町村制の施行とともにこれが「〇〇村」となった。

昭和28年町村合併促進法が施行され、これに基づく県の合併案では、〇〇村との併合であったが、〇〇村が〇〇市と合併したので、昭和32年

4月1日単独で町制を施行し、現在にいたっている。

## ③ 社会的条件

本町の人口は3207人(昭和50年国調)で、人口密度は12.2人と県下で最も低い。大正9年に4490人であった人口は、増加傾向をたどり、昭和25年には5536人(16.5%増)を数えている。しかし、その後は減少に転じ、昭和50年には3207人と急減した。また、人口の減少とともに、高齢化が目立ち昭和30年における65歳以上の高齢人口が、5.4%であったのに対し、昭和50年においては15.2%を占めて、県平均の7.7%の2倍に達している。

本町は、面積26237km<sup>2</sup>におよぶ広大な地域の中に少ない人口が点在していることから、すべての面において行政費が割高になる。

住民の所得水準は県平均の70%程度であり、産業基盤や生活環境の整備が遅れている。

本町には、現在建設省直轄のダム建設計画が進められており、これが実現すれば約〇〇〇haの用地と〇〇〇世帯が水没することになり、水没世帯の離町によって急激な人口の減少が予想され、本町の社会的条件に大きな影響をおよぼすことになる。

## ④ 経済的条件

本町の面積は26237haであるが、そのうち24398haは山地で、全体の93%を占めている。農用地は水田、畑など合わせてわずか666haにすぎず、農家は零細経営を余儀なくされているうえ、高冷地であることから稲作を中心とする耕種農業の生産性は低く、今後においても規模拡大をはかるための開発可能地は少ない。

一方、林業についても、広大な林野面積にも拘らず、内容においては、国有林、町外の所有者による山林が多く、直接町民が経営対象とする面積は、1林家当たり4.8haと少なくなっている。

昭和50年における本町の産業別人口の割合は、第1次50.9%、第2次27.8%、第3次21.3%で、1次産業の割合が最も多くなっている。

また、昭和52年度の産業別純生産額では、第1次産業が14億8,868万円で47.9%を占め、第2次産業が5億4,817万円で17.6%、第3次産業が10億7,477万円で34.5%になっており、生産額においても第1次産業の割合が高くなっている。

本町の労働力人口は、総人口の減少傾向に比例して年々減少しており、昭和35年の2,549人から昭和50年には1,781人に減少し、労働人口にも高齢化が進んでいる。

## (2) 過疎の実態

### ① 過疎現象

本町の人口の推移をみると、昭和25年の5,536人をピークに年々減少を続け、その減少率は35年対40年で13.5%、40年対45年で17.1%、45年対50年で13.6%となっており、過去3回とも10%を越す減少率を示している。昭和30年代から昭和40年前半にかけては、我が国経済の成長期であり、全国的にも農山村の減少率は、高率を示していたが、本町の場合いわゆる低成長と言われる48年以降においても13.6%と高い減少率を示している。

この結果、絶対的な人口の減少に加え、内容的には、幼、少、青年の割合が著しい減少傾向の反面、65歳以上の老人の占める割合が15.2%（50年国調）と大幅に増加し、高齢化現象が進んでいる。

このような人口の急激な減少によって、既存施設の運営や集落機能に困難な問題が生じ、また産業面においても基幹労働力の減少によって農林業をはじめ、新規の産業形成が物心両面から困難を極めている。

### ② その原因

本町の人口減少が顕著にあらわれたのは、日本経済の高度成長の影響が山村に浸透しはじめた30年代後半である。

従来の本町農家経営の基盤は、零細な稲作と雑穀作、薪炭生産にあったが30年を過ぎるころから始まった燃料革命によって、薪炭生産が衰退し冬場の仕事を失って出稼ぎ労働者となって大量に流出する。

一方、30年代後半になって住民の「人なみ」「都市なみ」の生活欲求が旺盛になり、同時にまた、高校進学率が急上昇して、子弟の教育費の負担が増すなど、生活費の増加が著しくなった。

町内には、かさむ生活費を賄うだけの魅力ある職場がなく、収入源を他地域に依存しなければならなくなり、それが兼業化、脱農の引金となって後継者をも含め転出することになり、過疎の原因の一つとなった。

また本町は、山間の僻村で、若人に夢と希望を持たせる生活環境条件が整っているとは言いがたく、都市的ムードに欠け、嫁のきてが少ないなど青年の留町あるいはUターンを拒んでいる。

### ③ 旧過疎法に基づく対策と評価

本町は、昭和45年5月1日、過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）に基づいて過疎地域の指定を受け、前期、後期にわたって過疎対策計画を進めてきた。

計画では、前期において主として道路の整備を主体とした交通通信施策、山村開発センター、公民館建設事業を主とした教育文化施設の整備が中心となっており、生活環境整備と産業の振興面は稀薄であった。

後期においては、各地区ごとに簡易水道施設の設置を中心に、生活環境施設の整備を重点に進め、水道の普及は急速に進んだ。また、産業の振興をはかるため、観光関係の整備を進めたほか、農業の基盤整備として用水路改修やほ場整備などを進めたが全町的な広がりは見えていない。

### ④ 今後の見通し

本町の今後の人口を予測すると、人口の流出は次第に鈍化するもののまだ減少することが予想される。このため、農林業や観光産業などの振興をはかって安定した収入を得られる途を切拓くとともに快適な生活環境の整備をはかって人口の流出を防止することが必要である。特に生産年齢階層の定着化あるいはUターンできる環境の整備は急務と言える。

また、本町においては、現在建設省直轄の「〇〇ダム」建設計画が進められており、これが実現した場合、大幅な人口の流出が予想される。

## (3) 本町における人口、行財政、施設整備水準の現況と動向

## ① 人口の推移

本町の人口の推移をみると、昭和25年から次第に減少傾向を示し、35年対40年で13.5%、40年対45年で17.1%、45年対50年で13.6%の減少率になっている。

年齢階層別にみると、若年層の減少率が高く、昭和40年から50年にかけての10年間に15歳未満が57.4%、15～29歳が24.7%、30～44歳が45.7%の減少となっており、逆に45歳以上の層では、45～64歳22.3%、65歳以上の高齢者は19.0%の増加となっている。これは出生率の著しい減少と生産年齢人口に達するにつれ若者が大量に流出した結果によるものであり、若年層の極端な減少によって年齢構成の不健全化が進行している。

表-1 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実 数	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	
総 数	5,177人	4,476人	△13.5%	3,712人	△17.1%	3,207人	△13.6%	
(a) 0歳～14歳	1,937	1,536	△20.7	998	△35.0%	654	△34.5	
(b) 15歳～64歳	2,896	2,530	△12.6	2,271	△10.2	2,065	△9.1	
(c) 65歳以上	344	410	19.2	443	8.0	488	10.2	
(c)/総数 老年人口係数	6.6	9.2		11.9		15.2		

表-2 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	昭和50年3月31日		昭和54年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	3,553人	100%	3,248人	100%	△8.6%
男	1,750	49.3	1,597	49.2	△8.7
女	1,803	50.7	1,651	50.8	△8.4

## ② 行 財 政

## ⑦ 行 政

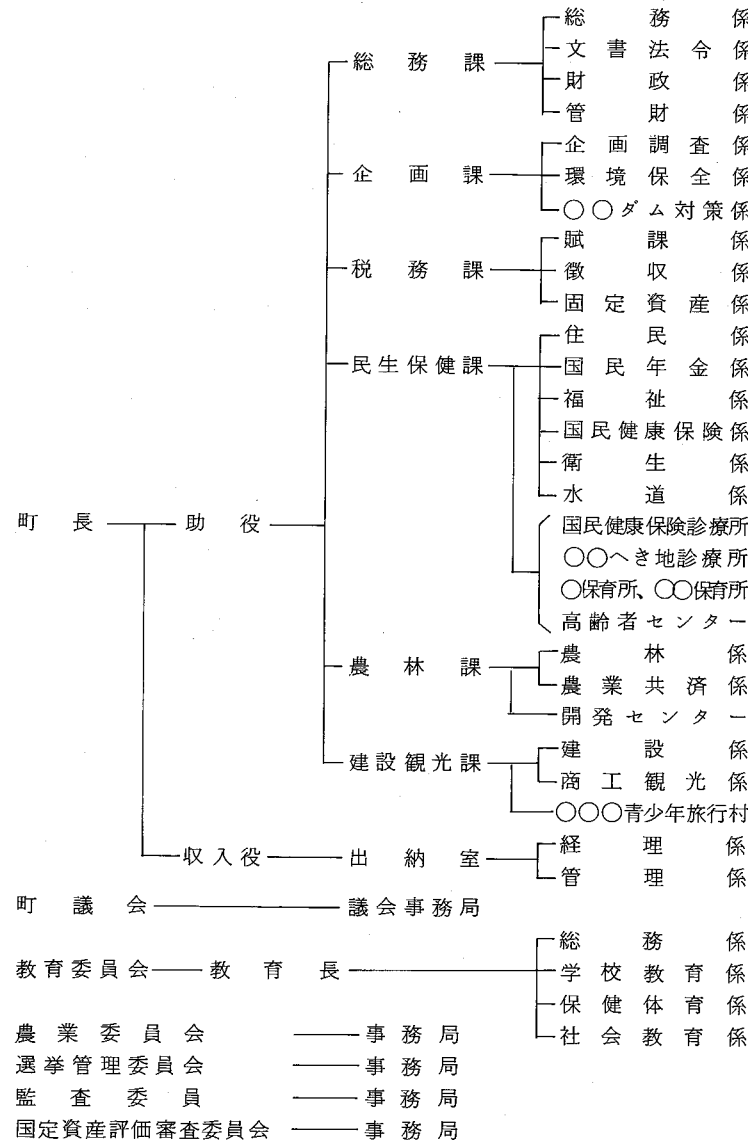
町村合併の際、残置町村となったことから昭和32年4月単独で町制を施行し、現在にいたっているが、法定の行政委員会のほか特記すべき組織はない。

住民との行政上の運営は、町内集落を11地区に分けて行政区とし、各区に区長をおいている。このほか、保健連合会、環境衛生組合、婦人防火クラブ等が各区に組織され、それぞれ活動を行っている。

広域行政面においては、〇〇市、〇〇町、本町の一市二町で一部事務組合を設立して、公立〇〇病院を運営しており、また本町を含む〇〇二市七町で〇〇地域広域行政事務組合を設立している。

本町は昭和41年〇〇県へき地振興モデル市町村に指定、昭和42年に第1期、昭和48年に第2期山村振興計画樹立地域に選定され、その事業の遂行にあたってきた。

〇〇町行政組織図



① 財政の状況

本町の財政規模は年々膨張しているが、投資的経費の影響により毎年度の増減が大きくなっている。

最近3ケ年(昭和51~53年度)平均普通会計決算額は、歳入においては944,200千円で、その構成比は町税7.3%、地方交付税46.8%、国県支出金14.9%、地方債14.3%、その他16.7%となっている。

歳出は917,221千円で人件費23.1%、物件費11.1%、投資的経費35.9%、その他29.9%となっており、財政構造の弾力性を示す經常収支率は、3ケ年平均85.4%とかなり高くなっている。また、財政需要に対する自主的な適応が示す財政力指数は0.14で、公債費比率は平均8.3%になっている。

高度成長から安定成長へと、我が国の経済体質が変化したことによって、本町の財政もこれまでのような歳入の伸びを期待することは困難である。

財政の弾力性を維持し、計画的、安定的な財政運営を確立するため、常に事務事業の見直しを行い、義務的経費の抑制に努める必要がある。

表-3 市町村行財政の状況

単位：千円

区分	昭和50年度	昭和53年度
歳入総額 A	798,192	1,075,019
一般財源	518,826	718,281
国庫支出金	30,970	135,643
県支出金	34,314	59,078
地方債	121,800	127,100
うち過疎債	58,900	39,900
その他	92,282	35,917
歳出総額 B	742,021	1,054,318
義務的経費	234,563	326,258
投資的経費	251,977	388,238
うち普通建設事業	251,977	385,848

その他	255,481	339,822
過疎対策事業費	94,037	57,670
歳入歳出差引額C(A-B)	56,171	21,701
翌年度へ繰越すべき財源D	748	0
実質収支C-D	55,423	21,701
公債費比率	5.6	9.6
地方債現在高	328,830	643,271
財政力指数	0.150	0.140

## ③ 施設整備水準等

本町は、脆弱な財政事情などから各種施設の整備において低い水準にある。主な施設について、その整備状況を見るとつぎのとおりである。

## ⑦ 道 路

本町の町道総延長は、昭和53年度末現在69,453mで改良率26.6%、舗装率21.1%で県平均の28.1%、および32.1%より低い水準にある。

## ⑧ 生活環境施設

本町の水道普及率は、昭和49年度以来各地区ごとに簡易水道を整備したため高まり76.3%になっているが、県平均の90.6%におよばない。

し尿処理については、〇〇地域広域行政事務組合に委託していることよって、その処理率は84.6%と県平均を上まわっているが、ごみ収集率においては30.0%と県平均の73.9%に遠くおよばない。

消防施設のうち消火機械器具は、国の基準力を上まわっているが、防火用水施設が国の基準力に達していない。

## ⑨ 福祉施設

保育所の保育対象者に対する収容数の割合は100%となっている。また、老人福祉施設として、昭和54年度で高齢者センターを建設し、医療施設としては国保診療所を開設している。

## ⑩ 文教施設

これまで小学校は2本校と1分校を配していたが、昭和54年度をもって分校を廃止し、本校に統合した。

中学校は2校設置しているが、そのうち1校は老朽化している。

昭和53年度における非木造校舎面積の割合では、小学校82.0%、中学校70.2%と県平均の小学校68.8%、中学校68.1%を上まわる水準にある。

表-4 主要施設の整備水準(昭和53年度公共施設状況調)

区 分		〇〇町	〇〇計	郡部計	市部計	県 計
道 路	改 良 率 (%)	26.6	23.5	22.2	43.1	28.1
	舗 装 率 (%)	21.1	26.3	22.0	57.9	32.1
橋りょう	永 久 橋 率 (%)	90.9	92.3	84.0	88.0	84.9
し 尿	収 集 率 (%)	84.6	57.2	51.6	51.6	51.6
ご み	収 集 率 (%)	30.0	54.9	48.0	90.5	73.9
上水道等	普 及 率 (%)	76.3	79.6	82.0	96.2	90.6
保育所	収 容 率 (%)	100.0	39.0	47.4	50.5	49.0
小 学 校	非木造校舎面積比率 (%)	82.0	67.1	60.5	76.3	68.8
	学校プール保有校率 (%)	0.0	75.5	67.0	79.6	71.9
中 学 校	非木造校舎面積比率 (%)	70.2	51.7	62.4	74.5	68.1
	学校プール保有校率 (%)	50.0	75.0	51.3	73.2	60.2

## (4) 社会経済発展の方向

## ① 産業構造の変化

本町の産業構造を昭和52年の産業別純生産額でみると、第1次産業47.9%、第2次産業17.6%、第3次産業34.5%で第1次産業の割合が最も大きくなっている。

第1次産業の割合は、昭和40年代においては年々低下して、逆に第2次産業の占める割合が増加する傾向をみせていたが、昭和50年度にいた

って第2次産業の割合が急激に低下し、逆に第1次産業の割合が10%近く増加した。その後は第2次産業の割合がゆるやかではあるが増加している。

第1次産業の就業者は、昭和35年ごろから減少を始め、構成比では77%から50%まで低下し、就業者数も50%以上の減少となっている。一方、第2次産業の就業者は、製造業を中心に著しい伸びを示し、昭和35年から50年までの15年間に約4倍に増加した。また、第3次産業の就業者は35年よりも50年においては減少しているが、構成率では逆に17.6%から21.3%と増加している。これは本町内の就業者数そのものが30%も減っているためである。

表-5 産業別就業人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	2,549人	2,096人	△17.8%	2,032人	△3.1%	1,781人	△12.4%	
第一次産業 就業人口 比率	1,963 77.0	1,642 78.3	△16.4	1,412 69.5	△14.0	906 50.9	△35.8	
第二次産業 就業人口 比率	138 5.4	119 5.7	△13.8	291 14.3	144.5	496 27.8	70.4	
第三次産業 就業人口 比率	448 17.6	335 16.0	△25.2	328 16.1	△1.8	375 21.1	14.3	

表-6 最近5ケ年の純生産の推移

単位:千円%

年度	純 生 産				構 成 比			
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
48	717,018	472,698	733,596	1,923,312	37.3	24.6	38.1	100.0
49	784,724	513,010	863,419	2,161,153	36.3	23.7	40.0	100.0
50	1,017,903	315,521	899,742	2,233,166	45.6	14.1	40.3	100.0
51	1,238,841	424,906	1,019,101	2,682,848	46.2	15.8	38.0	100.0
52	1,488,680	548,165	1,074,765	3,111,610	47.9	17.6	34.5	100.0

表-7 産業別人口の推移

年度	就 業 人 口				構 成 比			
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
30	1,595人	135人	318人	2,048人	77.9%	6.6%	15.5%	100.0%
35	1,963	138	448	2,549	77.0	5.4	17.6	100.0
40	1,642	119	335	2,096	78.3	5.7	16.0	100.0
45	1,412	291	328	2,032	69.5	14.3	16.1	100.0
50	906	496	375	1,781	50.9	27.8	21.1	100.0

表-8 出稼者の推移

年次	出稼者数	指数 50年=100	備考
50	124人	100	
51	123	99	
52	93	75	
53	83	67	
54	83	67	

## ② 地域の経済的な立地特性

本町は面積26237km<sup>2</sup>におよぶ広大な地域におよそ4~5kmの間隔で集落が点在している山間の僻村である。

標高220メートル以上に位置する本町は、年間平均気温9℃と冷涼で、降雪は12月上旬から4月上旬にかけてあり、積雪量は、〇〇県境に近い地域ほど多く2メートルを越える。

しかし、本町の幹線道路国道〇〇〇号は、除雪体制も強化され、通年交通が確保されて、〇〇縦貫自動車道〇〇ICまで40分の時間で到達することができるなど、交通条件は大幅に改善されている。

## ③ 県の総合計画等における位置づけ

本町は26237km<sup>2</sup>という広大な町土を有し、その90%以上は山林で殆ど緑地で占められていると言っても過言ではなく、これらの緑の資源の有効利用によって発展の可能性は大きくなるものである。

〇〇国定公園や〇〇連峯県立自然公園など〇〇地方における代表的な山岳公園は、清く澄んだ空とともに四季を通じて心身に安らぎを与えるので県民の保養地区としてその役割を果し得るものと考えられる。

また、本町は冷涼な地域であることから野菜や果樹など生鮮食料品の供給地としての役割を果せる可能性を秘めており、今後は農業や観光レクリエーションの振興をはかる必要がある。

## 2. 振興の基本方針

### (1) 町の将来像

本町の過疎性を脱却するためには、農業、工業および観光を中心とする産業の振興による町民所得の拡大と、文化的に快適な生活環境を実現することが必要である。

本町の将来像を求めるとすれば、経済的な安らぎのうえに、安全で健康が守られ、しかも利便があって快適さが実現される環境のもとで、生きがいをもって生活できるような豊かな住みよい町と言える。

農業、工業および観光産業などの振興により、町内の純生産は昭和65年度には、昭和50年度の1.7倍の38億4,700万円(50年価格)に達するものと見込まれる。

第1次産業では、農業における基盤整備の進展や生産性の高い作目への転換によって、昭和65年の純生産額が16億400万円程度に、第2次産業では、2.3倍の7億1,300万円に達するものと見込まれる。また、第3次産業は、観光開発の推進などによってサービス業の進展が見込まれ、65年度には50年の1.7倍15億3,000万円に達するものと期待される。この結果、町民1人当りの所得は1,539千円となり、昭和50年のほぼ2倍になるものと見込まれる。

### (2) 土地利用および施設整備

#### ① 土地利用計画

本町は総面積26,237km<sup>2</sup>で93%が山地で占められ、耕地はわずか666ha(2.5%)でしかない。

本町の土地利用分布をみると、〇〇川と〇川の両岸に宅地(集落)が散在し、それを結ぶ形で農用地が帯状に伸びている。

本町の土地利用計画は、土地需要が地積的に町域全体の土地利用現況を抜本的に変更させるものでないことと、開発規制条件が地形的な面を含めて極めて大きいことから、基本的には、現況の部分的修正の方向で決せられる。

町域北東部山地一帯の自然公園地域のうち〇〇国定公園地域は、他の保安林とともに自然環境保護地域とする。

国定公園内の「集団施設地区」指定がされている〇〇湖周辺地区と〇〇ダム湖周辺とを両極の拠点としてその間に広がる県立自然公園地域は、自然利用型を主にした観光レクリエーション地域とする。

観光拠点地として、〇〇岳周辺に「スキー場」「観光牧場」などの組合せによる開発と、〇〇地区に点在する「水芭蕉群生地」を保存発展させる。

国道〇〇〇号と〇〇川および〇川に沿って伸びる平坦部については、農業振興地域とし、高生産性農業展開をはかる基盤として確保する。

上記以外の山林地域は「林業地域」として地域森林計画の推進をはかる地域とするとともに、特殊林産物生産の開発地とする。

#### ② 施設整備計画

町道の整備については、住民の日常生活に関連の強い路線の改良舗装を促進するとともに、冬期間における交通の確保をはかるため、除雪機械等の整備をはかる。

教育文化施設としては、地域の民俗資料を体系的に保存するため民俗資料館の建設を進め、更に〇〇公民館を改築するほか昭和54年度限り廃止となった〇〇分校を公民館に改装する。

また、アナライザーやアスレチックを整備するなど教育施設の充実に努めるとともに、町民の健全な心身の発達を促すため、町民総合運動場を整備する。

生活環境施設としては、生活水準の向上をはかるため、水道の未整備地区に簡易水道施設を整備するほか、水質の保全を考慮して、家屋連たん地域を中心に特定環境保全公共下水道を建設する。

暫定的に旧役場庁舎を改装して業務を行っている〇保育所の保育環境を改善するため、新たに保育所を建設することとし、また、消防力を増強するため、消防ポンプ自動車を更新するほか、防火水槽を建設する。

住宅困窮者を解消するため、公営住宅の建設を進める。

### (3) 産業の振興

本町の産業は、従来から農林業が中心となっており、今後もその地位は変わらないと考えられる。しかし、本町は耕地が少ないことや、最近の米をめぐる情勢などから、米を中心とした農業に安定性を欠く面があり、収入にも限界があるので、今後は稲作に加え、本町の気象上の特性を活かして果樹作を中心とした畑作農業を展開する。

森林は、経済的機能のほかに公益的機能を有している。森林そのものの資源と、公益的資源造成の見地から造林を拡大し、これによって就労機会の拡大をはかるとともに、豊かな資源を活用して特殊林産物の生産振興をはかる。また、本町は、清冷な溪流に恵まれているので、観光に結びつけて内水面漁業を振興し、養殖の導入、稚魚放流、釣り場の造成などを進める。

近年、経済の基調が高度成長から安定成長へ変化したことによって、従来のような活発な企業の進出が期待できない情勢にある。今後は、単に企業を誘致するという考えばかりでなく、地元資本による企業の創設を促進する。交通手段の発達、周辺市町への大型店の進出によって、本町の商業をとりまく環境は厳しい状態におかれている。このため、商工団体の機能強化をはかり、商店経営の安定をはかる。

本町は自然の豊かな町であり、観光資源が多く賦存していると言える。本

町の観光開発を促進するにあたっては、住みよい町づくりの一つとして観光開発を位置づけ、住民の参加を求めて推進する。観光レクリエーションの場として、〇〇湖周辺、ダム湖周辺、〇〇周辺の3ブロックを重点的に整備する。従来、本町の観光は、夏期間だけのいわゆる一季型であるので、〇〇岳にスキー場を開発して二季型観光とし、冬期における本町産業の活発化を促す。

### (4) 住民参加

町の振興をはかるには、町民が積極的にとり組むのでなければその達成はあり得ない。町民が自ら集落や町のあり方を考え、それぞれの立場からその実現に参画するという気概をもつことが極めて大切となってくる。

町では、今後も積極的にその判断の材料となる資料を町民に提供し、計画の立案、実施に当たっても可能な限り町民との話し合いの機会をつくり、町民とともに考え、行政を進めるという立場を貫くものとする。

### (5) 計画期間

この計画は、昭和55年度から昭和59年度までの5ケ年とする。

## 3. 交通通信体系の整備

### (1) 現況と問題点

① 国道〇〇〇号は、本町の主な集落をつらねて横断し、〇〇市および〇〇県〇〇市などの地方都市と連絡する重要な路線で、町内の殆どは改良舗装が完了している。しかし、この路線の本町から〇〇および〇〇県〇〇町にいたる区間は未改良であり、時間距離の短縮をはばんでいる。また、町内の区間も改良されたとは言え、旧構造令に基づく道路規格が多く、幅員が狭いことやカーブが多いなどから、交通事故が多発している。

② 県道は、〇を地点とし〇〇〇、〇〇を通過して〇〇にいたる「〇〇〇〇線」、〇〇を起点とし〇〇を経て国道〇〇〇号にいたる「〇〇〇〇線」〇〇から〇〇を経て〇〇に通ずる「〇〇〇〇線」それに山岳道路〇〇エ



ーラインの「○○○○線」の4路線がある。

○○○○線は○○山麓、○○○などを経て○○に通ずることから“観光レクリエーション幹線道路”としての性格を有しているが、○、○○間および○○、○○間は未改良で幅員が狭いうえ、曲線が多く、交通に困難を極めている。

また、○○○○線のうち、○○から国道○○○号交点間は整備済であるが、○○○○間は未改良である。○○○○線は、本町の○○を通過して本町内延長5.5kmであるが、改良はされていない。

- ③ 本町の町道は43路線で実延長69.5kmに達している。このうち1級町道は40.0km、2級町道は14.7km、その他の町道は14.8kmである。
  - ④ ○○市と本町を結ぶ町道○○線は、○○温泉、○○スカイラインと○○○地区が短絡される新しい観光ルートとして期待されるが、未改良である。
  - ⑤ 町道の整備状況は、改良率26.6%、舗装率21.1%となっている。
  - ⑥ 豪雪地帯である本町にとって冬期交通の確保は、町民生活の向上と安全性を増すうえで極めて重要な課題である。
- 現在、除雪車は県管で8台、町管分5台を配備し、町内国道○○○号の全線と、県道○○○○線の○○、国道○○○号交点間および○○○○線の全線について冬季全期間除雪をして交通確保をはかっている。町道については生活関連路線を中心に除雪を行って町民生活を守っているほか、冬期間除雪が困難な○○地区については、雪上車を配置して物資輸送や緊急時に備えている。また、除雪体制の強化をはかるため、○○地区に除雪車格納庫、気象観測装置、無線通信施設、駐車場などの整備をしている。
- ⑦ バス路線は○○を除く各集落に○○(交通株)の路線が通っているが、○○○地区は冬期間運休となる。また、近年の自家用自動車普及などによりバス利用者減が目立ち、不採算路線となっているが、不採算路線の運行経費に対して助成措置を講じ運行の維持に努めている。
  - ⑧ 電話は○○以東の全地区は完全自動化されているが、西部地区は一部一般加入電話があるほか地域集団電話であり、“話中”が多いことや、市外

への交信が自動化されないなど利用上不便が多い。普通加入区域が○○以東の山岳部を除く全域に拡大され、○○地区も普通区域になったことにより加入者が増加した。全町の加入状況を見ると、昭和53年11月現在で768世帯が加入しておち、全世帯846に対し90.8%の加入率を示している。また、官公庁、事業所の加入数を加えると856台に達し、住民100人当たり普及状況は26.2台になっている。

## (2) その対策

- ① 本町の社会的、経済的地位の向上をはかるうえでの最も必要なことは、近接都市との時間距離を短縮し、都市への接近をはかることである。このため、本町から近接市町にいたる未改良区間の早期整備を強く促進する。
- ② ○○ダム建設に伴い、水没する国道○○○号については、地形、除雪作業などの点からみて左岸に付替えることとし、右岸についても民有林開発のために補償工事としての道路開設を実現するよう努める。この両岸に並行する道路を連絡するため、水没する町道○○○線に橋梁を架設する。
- ③ 交通量の増大に対応できるよう国道○○○号の急カーブの除去、幅員の拡幅など二次改築促進に努める。
- ④ 県道○○○○線の○、○○間と、○○○○線の○○部落から○○県にいたる区間の整備を促進し、両路線の全線整備を早期に完了するよう働きかける。
- ⑤ 主要地方道○○○○線を国道に昇格させ、町道○○線は過疎代行路線の指定を受けて、その整備を促進する。
- ⑥ 町道については、産業と住民生活に密着した道路の整備を早め、昭和65年までに改良率68%、舗装率68%を目標として整備をはかる。
- ⑦ 今後も除雪車を増設し、除雪体制の強化をはかるとともに、消雪パイプ、流雪溝など雪害防除施設の整備充実を促進する。
- ⑧ 自家用自動車の増大につれて、公共輸送機関の利用頻度は低下しているが自家用自動車を運行できない老人や子供、生徒は、どうしてもバスに頼らざるを得ないので、路線存続の維持をはかり、冬期間運休となる○○、

○○地区も通年運行するよう働きかける。

- ⑨ ○○以西の地域集団電話の一般化と普通加入区域の拡大化を促進し、一世帯一電話を目標にその普及に努める。

(3) 整備計画

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1. 交通通信体系の整備	(1)市町村道路	○○線 舗装 L=2,573m W=7.0m	町	
		○○線 改良 L=983m W=5.0m	"	
		○○線 舗装 L=1,154m W=5.0m	"	
		○○線 改良 L=600m W=5.0m	"	
		○○線 改良 L=261.2m W=5.0m	"	
		○○線 舗装 L=261.2m W=5.0m	"	
		○○線 改良 L=82m W=4.0m	"	
		○○線 舗装 L=245m W=4.0m	"	
		○○○○線 待避所設置 11ヶ所	"	
		○○線 改良 L=310m W=4.0m	"	
		○○線 舗装 L=310m W=4.0m	"	
		○○線 測溝改良 L=2,000m W=0.6m	"	
		○○線 改良 L=800m W=7.0m	"	
		○○線 舗装 L=856m W=7.0m	"	
		○○線 改良 L=500m W=7.0m	"	
		○○線 舗装 L=500m W=7.0m	"	
○○○線 改良 L=1,100m W=6.0m	"			
○○○線 舗装 L=2,240m W=6.0m	"			
○○○線 改良 L=400m W=7.0m	"			
○○○線 舗装 L=400m W=7.0m	"			
○○○線 舗装 L=1,504m W=6.0m	"			

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	
	橋梁	○○○線 改良 L=430m W=2.0m(7.0m)	町		
		○○○線 舗装 L=430m W=2.0m(7.0m)			
		○○○線 舗装 L=800m W=4.0m	"		
		○○○線 舗装 L=2,730m W=4.0m	"		
		○○○線 改良 L=240m W=2.0m(7.0m)	"		
		(2)農道	○○○○線 改良 L=1,600m W=4.0m	県	
			○○○線 改良 L=1,980m W=6.0m	"	
			○○○線 改良 L=2,675m W=4.0m	"	
			○○○線 改良 L=1,850m W=4.0m	"	
			○○○線 改良 L=450m W=4.0m	町	
	○○○線 橋梁架替 L=50m W=4.0m				
	○○○線 開設 L=500m W=4.0m		"		
	○○○線 開設 L=300m W=3.0m		"		
	○○○線 開設 L=500m W=4.0m		"		
	○○○線 開設 L=110m W=3.6m		"		
	(3)林道	○○○線 開設 L=1,200m W=4.0m	"		
		○○○線 開設 L=1,600m W=4.0m	"		
		○○○線 開設 L=800m W=4.0m	"		
		○○○線 開設 L=2,000m W=4.0m	"		
		○○○線 開設 L=300m W=4.0m	"		
		○○○線 開設 L=600m W=4.0m	"		
		○○○線 開設 L=1,000m W=4.0m	"		
	○○○線 開設 L=500m W=4.0m	"			
	○○○線 開設 L=800m W=4.0m	"			
	○○○○線 開設 L=500m W=4.0m	"			
	○○○線 開設 L=600m W=4.0m	"			

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(8)道路整備 機械等	除雪ドーザ (車輪式) 3 台	町	
		除雪ドーザ (履带式) 1 台	〃	
		除雪トラック 1 台	〃	
		除雪機械格納庫 1棟 210㎡	〃	

## 4. 教育文化施設の整備

## (1) 現況と問題点

- ① 本町は26237km<sup>2</sup>という広大な地域に11集落が散在している関係から、小、中学校それぞれ2校ずつ設置されている。児童生徒は年々減少の途をたどり昭和55年度の児童生徒数は小学校197人、中学校110人で、これを昭和45年度に比べると小学校は58.6%、中学校が66.0%の著しい減少をみせている。
- ② 屋内運動場は、○中学校、○○中学校および○○小学校が有しており、○小学校は町体育館を利用している。またプールは、○○中学校が有していて○○小学校と併用し、○小中学校とともに町民プールを利用している。
- ③ 社会教育施設としての公民館は、各集落に整っているが、小学校の分校統合で不要となった校舎を改装して利用しているものは老朽化が目立っている。
- ④ 有形文化財の恒久的保存管理施設がないため、貴重な資料の散逸の恐れがあり保護体制の整備が望まれる。

表-9 児童生徒数の推移

区分	年度		備考
	昭和45年度	昭和55年度	
○小学校	312人	161人	
○小学校○○分校	19	-	
○○小学校	139	36	
○○小学校○○分校	6	-	
○中学校	223	73	
○○中学校	101	37	

## (2) その対策

- ① 児童生徒の学力向上をはかるため、設備の充実をはかる。
- ② 社会教育の主体である公民館機能の充実をはかる。
- ③ 老朽化した○○と稲子公民館を改築する。
- ④ 文化財保護思想の普及、啓蒙をはかりながら、文化財の調査収集をすすめる、文化財の収蔵管理施設の建設をすすめる。

## (3) 整備計画

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2.教育文化施設の整備	(1)学校教育 関連施設 (イ)その他の 施設 校舎	○○○○分校整備 増築 30㎡ 改築 204㎡	町	
		給施設食 ○○小学校食堂施設整備 建物改装 145㎡ 設備一式	〃	
		○小学校食堂施設整備 建物改装 288㎡ 設備一式	〃	
	その他	TV放送施設 2組	〃	
		木製アスレチック (○小)(○小)	〃	
		アナライザー (○中)	〃	
		○中環境緑化事業	〃	

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(3)社会教育施設 集会施設	〇〇集会所	町	
		〇〇生活センター	〃	
		〇〇公民館改装	〃	
		広 報 車	〃	
	体育施設	町民総合運動場 2,105 <sup>9</sup> m <sup>2</sup> 300mトラック テニスコート2面	〃	
(4)その他	民俗資料館 資料館RC-1 300 <sup>m</sup> 収蔵庫RC-1 100 <sup>m</sup>	〃		

## 5. 生活環境施設および福祉施設等厚生施設の整備

## (1) 現況と問題点

- ① 町内の大部分の家庭では、これまで井戸水や湧水を利用していたが、不適な飲料水が多かったため、各地区ごとに簡易水道を整備してきた。昭和54年度現在で〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇、〇〇、〇〇地区の整備を完了しており、今後は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇地区の整備が望まれている。
- ② 生活文化の向上に伴い、家庭からの排水が増大し、汚染が進行している。汚水のはほとんどは、未処理のまま河川や灌がい用水路に流入しているため、生活環境および農地に悪い影響をおよぼしている。本町の下水道整備は皆無である。
- ③ し尿およびごみ処理は、〇〇地域広域行政事務組合に委託している。
- ④ 消防施設のうち、機械は基準口数を充足しているが、老朽化しており更新の必要が生じている。また、水利は基準口数に対し、15%の整備率である。
- ⑤ 出生率の低下、若年層の転出などにより、老人(65歳以上)人口の占める割合がきわめて高く50年10月1日現在で15.2%に達しており、今後も高くなる傾向にある。老人福祉施設として〇地区に高齢者センター

を設置している。

- ⑥ 〇、〇〇にそれぞれ保育所を設置して業務を行っているが、〇保育所は、旧役場庁舎を暫定的に改装して利用しているため、保育環境の面から建物の設置が望まれる。
- (2) その対策
- ① 水道の未整備地区である〇〇、〇〇、〇〇地区に簡易水道施設を整備し、〇〇地区に簡易給水施設を整備する。
  - ② 水質の保全をはかり、快適な生活、生産環境を確保するため、家屋連たん地域を中心に特定環境保全公共下水道を建設する。
  - ③ 消防力の強化をはかるため、消防ポンプ自動車を更新するほか、防火水槽の整備を促進する。
  - ④ 住宅困窮者の解消をはかるため、〇地区に公営住宅を建設する。
  - ⑤ 〇地区に新たに保育所を建設し、認可保育所に適合させる。
  - ⑥ 現在設置している母子健康センターの体制を、充実強化して保健センターに改組し、町民の健康増進のための拠点とする。

## (3) 整備計画

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
3.生活環境施設および福祉施設等の厚生施設の整備	(1)児童福祉施設 保育所	〇 保 育 所 RC-1 410 <sup>m</sup>	町	
		児童遊園 遊具、附帯施設一式	〃	
	(4)水道施設 簡易水道	〇〇地区 計画給水人口 150人	〃	
		〇〇地区 〃 140人	〃	
		〇〇地区 〃 100人	〃	
	その他	〇〇飲料水供給施設 計画給水人口 25人	〃	
		(6)消防施設	消防ポンプ自動車 1台	〃
	(7)公営住宅	防火水槽 有蓋40t 14基	〃	
		第2種公営住宅 10戸	〃	

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(8)その他	特定環境保全 計画面積 24ha 公共下水道 計画人口 2,500人	町	
		保健センター改装	〃	

## 6. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- ① 本町における医療施設は、○に国民健康保険診療所と民間の医療機関が各々1、○○にへき地診療所が設置されている。へき地診療所では、現在毎週2回の割合で国保診療所の医師が出張して診療にあたっている。また国保診療所では、毎週2回医師の派遣を求めて歯科診療を行っている。
- ② このほか、医療対策としては地区医師会が中心となって組織している○○○地区地域医療対策委員会の協力による地域巡回診療、歯科巡回診療、○○保健所による保健活動が行われている。
- ③ 国保診療所の医師確保は極めて困難である。

### (2) その対策

- ① 町民の医療に対する不安を解消し、町民生活を守るため医療施設の充実をはかる必要がある。このため現在設置している国民健康保険診療所の充実をはかるとともに医療従事者の確保に努める。
- ② 交通事故、各種産業災害事故など救急医療対策として、○○○○地域医療対策委員会を活用するほか、隣接広域圏(○○)との相互救助体制確立に努める。

### (3) 整備計画

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
4.医療の確保	(1)診療施設 患者 輸送車	ライトバン(2,000cc) 1台	町	
	(2)特定診療 科に係る 診療施設 その他	歯科用医療機械	〃	

## 7. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### 〔農業〕

- ① 昭和52年の本町の農業生産額は11億1,000万円で、その構成内容は米36.2%、畜産55.6%、その他8.2%となっている。
- ② 経営面積は、昭和53年において田が334ha、畑309ha、樹園地23ha、合計666haで町域全面積の2.5%を占めるにすぎない。本町における農家1戸当りの経営面積は1.13haで、そのうち水田は0.56haと極めて零細規模である。
- ③ 本町の地形的な条件と、米をめぐる需給関係から水田の新規造成は困難であり、今後の農業の振興の方向としては、土地生産性の高い作目の導入とその産地化をはかる必要にせまられている。
- ④ 本町の酪農は、従来水稻に対する補完的役割であったが、近年、水稻から独立した部門として確立しつつあり、昭和52年の粗生産額は3億6,100万円に達し、農業粗生産額の32.9%を占めている。しかし、生乳の生産調整が為されるなど価格に不安を残している。
- ⑤ 昭和53年における果樹作農家は39戸で、栽培面積は1.42haと少ない。しかし、本町は高冷地で出荷時期がおくれ、市場取引が有利に展開できることや気象条件が良いことなどから果樹作は有望と考えられる。
- ⑥ たばこの耕作農家は現在わずか8戸で1.7haと少ない。たばこは価格補償制度が確立されており、本町の気象条件も栽培に適している。
- ⑦ 農道は62路線、総延長が18.5kmで農道密度は耕地1ha当り27.8mである。また、用水路は素堀が多く殆んど未改良である。

#### 〔林業〕

- ① 本町の林野面積は2万3,478haで、町域全面積の89.5%を占め林野率は高い。しかし、その広大な林野面積の多くは国有林野で、町民の所有林は林家1戸当り4.8haである。経営規模は、総林家609戸の78%が

5 ha 未満層で、そのうちには1 ha 未満層が25%も占めるなど極めて零細である。

- ② 林道は54年現在22路線、延長35.0kmで、林道密度は1 ha 当り4.1 mと県平均の4.7 mを下まわっている。

#### 〔水産業〕

- ① 本町は清冷な溪流に恵まれ、養漁管理に適した条件を備えていながら、いわな、やまめなど自然繁殖による生産のほか、ごく一部でこい、にじますなどを養殖しているにすぎない。

#### 〔工業〕

- ① 本町の工業は、昭和53年において事業所数20、従業員数379人で出荷額は14億1,928万円となっている。しかし、従業員30人以上の企業はわずか4事業所だけで、殆どが小規模経営である。

#### 〔商業〕

- ① 本町の昭和51年における商店数は68店で、そのすべてが小売業であり、うち67.6%に当たる46店が飲食料点小売業である。従業員は148人で、1店当り平均2.2人と零細規模である。

51年の年間販売額は、6億7,984万円で、1店当り販売額は1,000万円となっている。また、本町は〇〇市および〇〇県〇〇町、〇〇市など強い商勢力に狭まれており、交通機関の普及によって購買力の流出がみられる。

#### 〔観光〕

- ① 本町の観光資源としては、〇〇〇、〇〇、〇〇湖、〇〇〇、〇〇〇滝、ミズバショウ群生地および宿場などがあるが、国立公園などのように第1級ではない。しかし、これらの資源は俗化されない自然のままであり、近年の観光形態からみると最大の資源と考えられる。
- ② 観光施設としては〇〇〇青少年旅行村、〇〇〇ユースホテル、町営キャンプ場、民宿などがあるが、利用は夏期に集中していて冬期は全くない一季型となっている。

- ③ 現在計画中の〇〇ダムは県内最大のもので、完成すれば観光客も急増するものと予想される。

#### (2) その対策

##### 〔農業〕

- ① 稲作の合理化、近代化を促進して、生産性を高めるため土地基盤整備を推進する。
- ② 本町は、地形的条件から耕地特に水田の拡大には制限をうけるので、米作を主体とした農業から畜産、果樹および農薬などを導入した畑作農業を積極的に推進する。
- ③ 飼料生産を増強し、自給率の向上をはかるため、既存草地45 haを改良するほか、山林など27 haを牧草地に転換する。
- ④ 町営放牧場の機能を充実させるため、町営放牧場の施設整備をはかる。
- ⑤ 本町の気象上の特性、土地生産性などの点から果樹は有利なので、樹園地を造成して生産地化をはかる。
- ⑥ たばこ栽培面積拡大について関係機関に働きかけ、増産をはかる。

##### 〔林業〕

- ① 施業面積の拡大をはかり、林業の振興をはかる。
- ② 拡大造林、保育を推進するうえで、林道の整備は不可欠である。今後は林道密度1 ha 8 mを目標に林道の開設を進めるとともに、保育管理のための作業道の整備推進をはかる。
- ③ 近年、食生活におけるきのこの需要が増大している。しいたけ、なめこなどは年間を通じて消費される大衆食品として需要が高まっているので、積極的にその生産拡大をはかり、主産地化をめざす。

##### 〔水産業〕

- ① いわな、やまめ、にじますなどの種苗放流を実施して、溪流における魚族の増殖をはかる。
- ② 遊魚者、滞在旅行者の増加に対処して釣り場を造成整備して観光養殖業を推進する。

〔工業〕

- ① 工場の立地を円滑に推進するため、奨励措置を講ずる。
- ② 農業の振興、観光の開発と相俟って、地元資本による加工製造業の創設を推進する。
- ③ 既存企業の振興をはかるため、企業における体質改善、技術水準の向上企業規模の適正化などについて経営指導援助に努める。

〔商業〕

- ① 購買力を高めるためには商業者の経営意識の高揚が必要であるので、商工会および関係機関と連携を強め、経営診断、経営セミナー、講習会など経営指導を推進する。
- ② 観光開発と相俟って将来の民芸品需要の増大を考慮し、地元観光土産品の製造販売を推進する。

〔観光〕

- ① ダム湖周辺環境整備事業実施を働きかけ、サイクリングロード、運動広場、園地、水生植物園などの施設整備を促進する。
- ② ○○森に通ずる遊歩道を整備し、休み場、展望施設などを建設する。
- ③ ○○○青少年旅行村の施設を充実するため、フィールドアスレチックを整備する。また、○○湖周辺の道路の舗装、駐車場の整備をはかる。
- ④ ○○民宿の振興をはかるため、スケート場を整備する。
- ⑤ 本町西部は屈指の豪雪地帯なので、○○岳にスキー場を設置し、宿泊施設として○○を中心に民宿の整備をはかる。
- ⑥ ミズバショウ群生地に遊歩道を、○○○滝に駐車場を整備する。

(3) 整備計画

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
(5)産業の振興	(1)基盤整備 農業	果樹団地造成 矢立平外 50ha	県	
		公共育成牧場整備 10ha	町	

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	
	団地菅草地造成	○○ 2 ha	町		
		〇〇 5 ha	〃		
		〇〇 5 ha	〃		
		〇 2 ha	〃		
		〇〇 3 ha	〃		
		団地菅草地改良	〇〇 3 ha	〃	
		〃	〇〇 5 ha	〃	
		〃	〇〇 9 ha	〃	
		〃	〇〇 3 ha	〃	
		〃	〇〇 6 ha	〃	
		〃	〇 3 ha	〃	
		〃	〇〇 16 ha	〃	
		ため池等整備事業	〇〇〇地区水路 L=160m	〃	
		用水路改修	〇〇 L=110m	〃	
		〃	〇〇 L=300m	〃	
	〃	〇〇 L=500m	〃		
	〃	〇〇 L=1,520m	〃		
	〃	〇〇 L=500m	〃		
	〃	〇〇〇 L=90m	〃		
	〃	〇〇〇 L=300m	〃		
〃	〇〇〇頭首工1基	〃			
〃	〇〇 L=20m	〃			
(3)経営近代化施設 農業	果樹園造成	〇〇外 5.0ha	共同		
	ワサビ栽培田造成	50a	〃		
	家畜ふん尿散布車	1台 3t	町		
	農具庫	鉄骨造 100㎡	〃		

振興施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
		牧場用機械整備 トラクター 1台	町	
		隔 障 物 L=2000m	〃	
		電気導入L=150m 公共育成牧場整備 雑用水施設一式 家畜保護施設 1棟 140㎡	〃	
		葉タバコ乾燥施設 2棟 30㎡	共同	
		1棟 500㎡ 畜舎等環境施設 バンクリーナー パイプライン	〃	
		大型機械導入 トラクター 25馬力	〃	
		野菜集荷施設 1棟 60㎡	〃	
		ワサビ貯蔵庫 1棟 50㎡	〃	
		果樹集荷施設 1棟 100㎡	〃	
	林 業	シイタケ栽培施設 フレーム1棟130㎡ 水槽、搬送機外	〃	
	(7)観光又はレクリエーション	〇〇〇青少年旅行村整備 フィールドアスチレック	町	
		野外スケート場	〃	
		〇〇湖畔道路舗装 L=1,828m	〃	
		ミズバショウ群生地遊歩道 L=500m	〃	
		〇〇〇滝駐車場整備 500㎡	〃	
		〇〇湖畔駐車場整備 1,500㎡	〃	
		〇〇〇 休 憩 所 130㎡ 遊歩道新設	〃	
		国設〇〇スキー場整備 リフト2基 休憩棟1棟 ロープトウ1基ゲレンデ整地 圧雪車1台 外	〃	
		民 宿 育 成 (利子補給)	〃	

## 8. 集落の整備

## (1) 現況と問題点

① 本町の集落は、現在〇のほか10集落にわかれており、そのうち7集落は国道〇〇〇号沿に、他の集落は県道沿に散在している。国道沿の集落は藩制時代宿場として形成されたことから、ほぼ5kmの間隔に配置されており、各集落は独立している状況にある。

〇〇川支流〇川に沿って、〇〇と〇〇の集落があり、この地域も〇から4～5kmの間隔に形成されている。〇〇は第二次大戦後開拓された地区である。

〇〇地区は、〇〇川流域に形成された集落で、本町の集落のうちで最も小規模であり、国道〇〇〇号から8kmの位置にあって、冬期間は交通がとだえ陸の孤島となる。

② 〇〇、〇、〇〇の3集落は、〇〇ダム建設によって水没することとなる。

③ 各地区とも集落を中心として農林業の生産基盤を有している。

④ 〇地区は、役場、学校、診療所、郵便局、町体育館など公共施設が一応整備され、町の中心地としての形態が整っている。また、〇につぐ規模をもつ〇〇地区にも学校、郵便局、集会所などの公共施設が整備されている。

⑤ 〇、〇〇以外の各集落には集会所が整備されているものの、スポーツ施設がない。施設の整備されている中心集落から距離があり、適正利用圏外となるため、手軽に利用できない面がある。

## (2) その対策

① 〇〇ダム建設により、水没となる〇〇、〇、〇〇のうち、本町に留まることを希望する世帯については、〇集落を中心とした地域への移転を促進する。

② 日常生活の拠点である集落の居住環境を改善するため、集落内道路、上下水道など未整備の施設の早期実現をはかる。



〇〇町過疎地域振興計画参考資料

事業計画（昭和55～59年度）

昭和〇〇年〇月

〇〇県〇〇郡〇〇町

事業計画（昭和55～59年度）  
(単位：千円)

振興施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	総事業費 (見込)	年度別				備考
					55	56	57	58	
1. 交通通信体系の整備	(1) 市町村道路	〇〇線 舗装 L=2723m W=7.0m	町						
		〇〇線 改良 L=982m W=5.0m	"						
		〇〇線 舗装 L=1154m W=5.0m	"						
		〇〇線 改良 L=600m W=5.0m	"						
		〇〇線 改良 L=2612m W=5.0m	"						
		〇〇〇〇線 改良 L=82m W=4.0m	"						
		〇〇〇〇線 舗装 L=245m W=4.0m	"						
		〇〇〇〇線 舗装 L=310m W=4.0m	"						
		〇〇〇〇線 舗装 L=310m W=4.0m	"						
		〇〇〇〇線 舗装 L=2000m W=6.0m	"						
		〇〇〇〇線 改良 L=800m W=6.0m	"						
		〇〇〇〇線 舗装 L=856m W=7.0m	"						
		〇〇〇〇線 改良 L=500m W=7.0m	"						
		〇〇〇〇線 舗装 L=500m W=7.0m	"						
		〇〇〇〇線 改良 L=1100m W=6.0m	"						
〇〇〇〇線 舗装 L=2240m W=6.0m	"								

〇〇町  
(単位 千円)

振興施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	郵便事業費 (見込)	年度別区分					備考
					55	56	57	58	59	
		改良 L=400m W=7.0m 〇〇〇線	町							
		架設 L=400m W=7.0m 〇〇〇線	"							
		改良 L=150.4m W=6.0m 〇〇〇線	"							
		改良 L=430m W=2.0m (70m) 〇〇〇線	"							
		架設 L=800m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=2730m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=2.40m W=2.0m (70m) 〇〇〇線	"							
		改良 L=16.00m W=4.0m 〇〇〇〇線	県							
		改良 L=1.280m W=6.0m 〇〇〇線	"							
		改良 L=2.675m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		改良 L=18.60m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		改良 L=4.50m W=4.0m 〇〇線	町							
		架設 L=50m W=4.0m 未設 〇〇〇線	"							
		架設 L=500m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=300m W=3.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=500m W=4.0m 〇〇線	"							
		架設 L=110m W=3.8m 〇〇線	"							

〇〇町  
(単位 千円)

振興施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	郵便事業費 (見込)	年度別区分					備考
					55	56	57	58	59	
		改良 L=1200m W=4.0m 〇〇線	町							
		架設 L=1600m W=4.0m (2600m) 〇〇線	"							
		架設 L=800m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=2000m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=300m W=4.0m 〇〇線	"							
		架設 L=600m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=1000m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=500m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=800m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=500m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=600m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		架設 L=400m W=4.0m 〇〇〇線	"							
		装置 トーン (複式車) 3台	"							
		装置 トーン (複式) 1台	"							
		装置 トラック 1台	"							
		装置 郵便機 1機 210円	"							
小計										

〇〇町  
(単位:千円)

振興施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度別区分					備考
					55	56	57	58	59	
2. 教育文化施設の整備	(1) 学校教育関連施設	〇〇〇〇 増築 30㎡ 分校整備 改築 204㎡ 〇〇小学校舎増設後援 建物改築 1.45 ㎡(設置一式) 〇小学校舎増設整備 運動広場 288 ㎡(設置一式)	町							
	その他	TV放送施設 2 組 本製アスレチック (〇小)(〇小) アナライザー (〇中) 〇中規模緑化事業	"							
3. 社会教育施設	〇総合所	495㎡	"							
	〇生活センター	330㎡	"							
体育施設	〇公民館 改築S-200㎡		"							
	広 報 車 1台 町民総合運動場300㎡(芝草) 2,103㎡(アスファルト芝面)		"							
(4) その他	民俗資料館収蔵庫RC-1 300㎡ RC-1 100㎡		"							
小 計										

〇〇町  
(単位:千円)

振興施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度別区分					備考
					55	56	57	58	59	
3. 生涯学習施設等による 福祉施設等学生施設 の整備	(1) 児童福祉施設	〇保育所 RC1 410㎡	町							
	その他の	児童遊園遊具、附帯施設一式	"							
(4) 水選施設	〇〇地区 計画給水人口150人		"							
	〇〇地区 " 140人		"							
簡易水道	〇〇地区 " 100人		"							
	〇飲料水供給施設 計画給水人口 23人		"							
(6) 消防施設	消防ポンプ自動車 1台		"							
	防火水槽 有蓋 40.14基(18基)		"							
(7) 公営住宅	第2地区公営住宅 10戸		"							
(8) その他	特定高齢者公共下水道 計画面積24ha 計画人口2500人		"							
	保健センター改築		"							
小 計										
4. 医療の確保	(1) 診療施設									
	患者輸送車									



〇〇町  
(単位:千円)

振興地域区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度別区分					備考
					55	56	57	58	59	
		公共育成児童遊園 電気給入L=150m 複用高層遊一式 家庭用遊具設置 1棟 140㎡ 栗タバコ収容施設 2棟 30㎡ 1棟 500㎡ パンクリーパー 音倉等環境施設 パイプライン 大型機材運入 トラクター25馬力 野飯集荷施設 1棟 60㎡ ワナビ貯蔵庫 1棟 50㎡ 林相換荷施設 1棟 100㎡ シイタケ製材施設 1棟 130㎡ 水場、集産機外	町 共同 " " " " " "							
	林業									
	(7) 観光又はレクリ エーション	〇〇〇青少年交流村整備 フィールドアスレチック 野外スケート場 〇〇〇遊歩道舗装 L=1828m ミスバシヨク居住地域遊歩道 L=500m 〇〇〇遊歩道整備 500㎡ 〇〇〇遊歩道整備 1500㎡ 〇〇〇 休憩所 130㎡ 〇〇〇 遊歩道新設	町 " " " " " "							

〇〇町  
(単位:千円)

振興地域区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度別区分					備考
					55	56	57	58	59	
		国設〇〇スキー場整備 リフト 2基(5基) 休憩棟 1棟(2棟) ロープウェイ 1基 圧雪車 1台 クランプ整備 2ヶ所 (5ヶ所) 遊歩道整備 20000㎡ 遊歩道舗装 (L=800m) 民間育成 10戸分(30戸)	町 "							
	小計									
	総計									

## 8 山村振興計画の例

## 第三期山村振興計画

都道府県	○ ○ 県
市町村名	○ ○ 町
(振興山村名)	( ○ ○ 村 )
申請番号	○○○変-○

## 1 山村振興計画変更の理由

本地域は、町全体が振興山村で広範な山間地帯に11の集落が比較的まとまりをもって点在し、耕地は河川沿いの平坦地に形成されている。山村には就業の場が少ないこと、若者が進んで定着するための魅力ある生活環境に欠けることなどから人口の地域外流出が続き、本地域は県内市町村の中で最も人口の高齢化が進行している地域である。

本町は、山村のへき地性を解消するため、昭和43～46年度に第一期対策、昭和49～52年度に第二期対策を実施し、交量網の整備をはじめ、学校教育施設、社会教育施設の整備を積極的に行ってきた。

しかしながら、地域の担い手である若者の意識調査をみると、若者の半数以上が山村は「住みにくい」とし、医療、買物等の日常生活の不便、就業機会の不足から若者の7割近くが山村から「出たい」という結果になっている。また、山村振興対策として若者は、医療施設の整備、集会、スポーツ施設等の設置、交通網の整備等を期待しており、今後これらに対する施設の推進が課題となっている。

このため建設省直轄の○○ダムの建設に伴う地区住民の生活再建及び周辺環境整備の促進とともに若者にとって魅力ある住民環境の整備を進めてきているが更に、第三期対策では、交通網の整備をはじめ、生活基盤、農業の経営近代化施設、社会生活環境施設、観光施設を整備し、魅力と活力にあふれ誇りをもって定住できる山村づくりを推進するため、先に定めた山村振興計画を変更するものである。

## Ⅱ 振興の基本方針

本町は、県の南西部に位置し、東部は〇〇市、西部は〇〇県、南部は〇〇県に接し、本町のはぼ中央を〇〇川が貫流している。総面積は2,623.7 haでそのうち、林野面積は2,347.8 ha（林野率89.5%）、耕地面積67.4 ha（耕地率2.6%）、人口（昭和55年4月1日現在）は3,182人である。

本地域は、経営耕地面積が農家総数の6割強が1 ha未満と零細であること地域内に就業の場が少ないことなどから出稼ぎ者が多く、若年層を中心として人口の流出が続ぎ、昭和50年における高齢人口係数は15.2%と県内市町村の中で最も高齢化が進んでいる過疎地域である。また、〇〇ダムの建設に伴い東部の3集落（戸数〇〇〇戸、人口〇〇〇人）が水没し、水没者の8割強が地域外に転出することにより過疎化は更に進行する。

以上の山村をとりまく厳しい情勢を踏まえ、本町は、振興の基本方針として農業と観光を中心に産業を振興し、住民所得の向上と就業の場の確保を図るとともに、生活関連施設の整備を推進する。このため、本地域の主要産業である農業については、水稻、酪農、果樹等を根幹とした複合農業を育成する。また、地域の活性化を図るため、観光施設の整備を推進する。

なお、本地域を振興するための重点施策は、次のとおりである。

1. 農林業の生産基盤の整備と経営近代化の促進
2. 観光開発の推進
3. 交通網の整備と除雪体制の強化
4. 生活関連施設の整備

## Ⅲ 振興施策

### 1. 交通施策

集落間の連絡道路及び集落内部の生活道路の整備並びに除雪車の装備

### 3. 産業の生活基盤施策

- (1) 草地造成及び農道、かんがい排水施設、ほ場整備等生産基盤の整備
- (2) 林道の整備及び造林事業

### 4. 産業の経営近代化施策

- (1) 牧場用機械及び家畜糞尿散布車等の装備
- (2) 果樹集荷施設、しいたけ栽培施設及びイワナ、ヤマメの養魚施設の設置

### 5. 文教施策

- (1) VTR、アナライザー等教育機器、給食施設（食堂）等学校教育施設の整備
- (2) 民俗資料館、公民館の新增改築及び広報車の装備

### 6. 社会生活環境施策

- (1) 簡易水道施設、飲用水供給施設等給水施設の整備
- (2) 保育所、多目的集会施設及び公営住宅の建設
- (3) 防火水槽、消防自動車等消防施設の整備と患者輸送車の装備

### 8. 国土保全施策

河川改修、ダム工等、治水、治山施設の整備

### 9. 観光施策

- (1) 観光地の遊歩道、駐車場等の整備、野外スケート場の設置及びスキー場建設のための基礎調査の実施
- (2) 民宿施設整備の借入資金に係る利子補給等民宿の育成



〇〇町第三期山村振興計画参考資料

郵 送 所 限	〇	〇	限
市 町 村 名	〇	〇	町
(振興山村名)	(〇	〇	村)
申 請 番 号	〇〇〇	案一〇	

I 振興事業の概算事業量、概算事業費及び財源内訳

施 設 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 主 体	事 業 量	概 算 事 業 費	財 源 内 訳				備 考 (内訳は図面番号)	
					国 庫 補 助 金	市 町 村 負 担 額	そ の 他			
							計	千 円		千 円
1	道路改良事業									
	(1) 〇 〇 線	県	L= 822m, W=50m						01	
	(2) 〇 〇 〇 線	町	L= 482m, W=50m						02	
	(3) 〇 〇 〇 線	"	L= 334m, W=50m						03	
	(4) 〇 〇 〇 線	"	L= 725m, W=50m						04	
	(5) 〇 〇 〇 線	"	L= 310m, W=40m						05	
	(6) 〇 〇 〇 線	"	側溝改良 L=2000m, W=0.6m						06	
	(7) 〇 〇 〇 線	"	L= 856m, W=7.0m						07	
	(8) 〇 〇 〇 線	"	L= 500m, W=7.0m						08	
	(9) 〇 〇 〇 線	"	L=1100m, W=6.0m						09	
2	通称維持事業									
	(10) 〇 〇 〇 線	町	L= 400m, W=7.0m						00	
	(11) 〇 〇 〇 線	"	L= 215m, W= 2.0m						01	
	(12) 〇 〇 〇 線	"	L=1060m, W=50m						02	
	(小 計)								03	
	3	〇 〇 〇 線	町	L=254.3m, W=7.0m						04
		〇 〇 〇 線	"	L=1154m, W=50m						05

施 設 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 主 体	事 業 量	概 算 事 業 費	財 源 内 訳				備 考 (内訳は図面番号)	
					国 庫 補 助 金	市 町 村 負 担 額	そ の 他			
							計	千 円		千 円
1	05 〇 〇 線	町	L= 725m, W=50m						04	
	06 〇 〇 線	"	L= 310m, W=40m						05	
	07 〇 〇 線	"	L= 856m, W=70m						06	
	08 〇 〇 線	"	L= 250m, W=70m						07	
	09 〇 〇 〇 線	"	L=1220m, W=60m						08	
	10 〇 〇 〇 線	"	L=1060m, W=50m						09	
	11 〇 〇 〇 線	"	L=1504m, W=60m						10	
	12 〇 〇 〇 線	"	L= 800m, W=40m						11	
	(小 計)		60m						12	
	2	00 〇 〇 〇 線	町	L= 240m, W=20m						00
01 〇 〇 〇 線		町	L= 810m W=4.0m-6.0m						01	
02 〇 〇 〇 線		"	2台						02	
03 〇 〇 〇 線		"	1台						03	
04 〇 〇 〇 線		"	1台						04	
05 〇 〇 〇 線		"	1棟210㎡						05	
(小 計)									06	
計									07	
3		00 〇 〇 〇 線	町	L=810m W=4.0m-6.0m						07
		01 〇 〇 〇 線	町	改修L=150m, W=4.0m 橋長L=50m, W=4.0m						08

施設区分	事業名(施設名)	事業主体	事業量	事業費 千円	財源				備考 (1)内は図面番号)			
					国庫補助金	県負担額	市町村負担額			その他		
							計	一般財源			特定財源	起債
3.	03 〇〇〇線	町	開設L=500m,W=40m						千円	03		
	04 〇〇〇線	〃	開設L=400m,W=40m							04		
	05 〇〇〇線	〃	開設L=500m,W=40m							05		
産	06 〇〇〇線	〃	開設L=110m,W=3.6m							06		
	07 〇〇〇線	〃	改良L=430m,W=30m							07		
	08 〇〇〇線	〃	開設L=480m,W=30m							08		
基	09 〇〇〇線	〃	開設L=500m,W=40m							09		
	(小計)											
	林道整備事業											
施	01 〇〇〇線	町	開設L=660m,W=40m							01		
	02 〇〇〇線	〃	開設L=1600m,W=40m							02		
	03 〇〇〇支線	〃	開設L=500m,W=40m							03		
築	04 〇〇〇線	〃	開設L=600m,W=40m							04		
	05 〇〇〇線	〃	開設L=1000m,W=40m							05		
	06 〇〇〇線	〃	開設L=800m,W=40m							06		
(小計)												
は	道路整備事業											
07 〇〇〇地区	町	A=3.0ha								07		
か	かんが排気事業											
08 〇〇〇地区	町	用水路 L=110m								08		

施設区分	事業名(施設名)	事業主体	事業量	事業費 千円	財源				備考 (1)内は図面番号)			
					国庫補助金	県負担額	市町村負担額			その他		
							計	一般財源			特定財源	起債
3.	09 〇〇〇地区	町	頭工1基						千円	09		
	10 〇〇〇地区	〃	用水路 L=500m							10		
	11 〇〇〇地区	〃	L=1288m							11		
産	12 〇〇〇地区	〃	L=500m							12		
	13 〇〇〇地区	〃	L=200m							13		
	14 〇〇〇地区	〃	頭工1基							14		
基	15 〇〇〇地区	〃	用水路 L=35m							15		
	16 〇〇〇地区	〃	L=60m							16		
	17 〇〇〇地区	〃	L=20m							17		
(小計)												
農	農用地造成事業											
18 〇〇〇地区	町	〇〇地区ほか 17ha								18		
19 〇〇〇地区	〃	〇〇地区ほか 45ha								19		
20 〇〇〇地区	〃	〇〇〇 10ha								20		
(小計)												
造	造林事業											
21 〇〇〇地区	社	地積100ha 新植100ha 旧植100ha										
22 〇〇〇地区	社	地積2.5ha 新植2.5ha 旧植2.5ha										
23 〇〇〇地区	社	地積322ha 新植322ha										
24 〇〇〇地区	社	地積479ha 新植479ha										
(小計)												

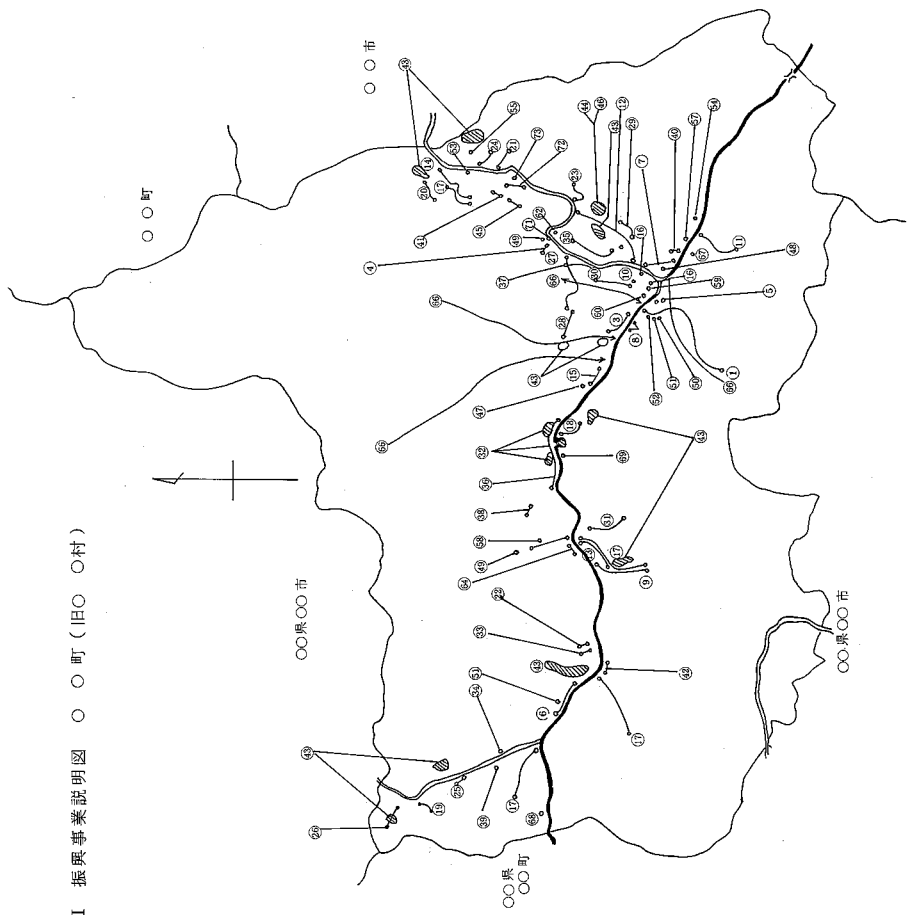
編 号 区 分	事 業 名 (補 助 名)	事 業 主 体	事 業 量	課 目 事 業 費	財 源		財 源 内 訳				備 考 (1)は図面番号)	
					国 庫 補助金	県 債 負担額	市 町 村 負 担 額					そ の 他
							計	一般財源	特定財源	起 債		
	農地の災害対策			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	〇〇〇地区水防	町	L=160m									(65) 実施中
	計											
	畜産経営近代化施設 整備事業											
	(6) 畜産かん保牧林里	町	3t: 1台									
4.	農 業 振 興		鉄骨造 100㎡									
	〇〇 飼 養 場 新 築		L=2000m									(66)
	(6) 牧物用除糞機		トラクター 1台									
	(6) 公共用除糞機		電気原力=150、燃料用 水=5、公設用除糞機1機									
	(小 計)											
	畜産経営近代化施設 整備事業											
	(6) 果樹集荷施設	共同	柳中神庫設1棟10㎡									(67)
	(6) 果樹集荷施設	町	乾しいたけ保管 室1棟									(68)
	(6) 果樹集荷施設		遊歩作業場、低騒音化か 生しいたけ貯蔵 トラックほか									
	(6) 果樹集荷施設		フレーム、水機、乾燥機ほか									
	(小 計)											
	内水面漁業近代化施設 整備事業											
	(6) 淡水魚養殖施設	共同	いわな、ヤマメ、養殖施設 2地区各100㎡									(69)
	計											

編 号 区 分	事 業 名 (補 助 名)	事 業 主 体	事 業 量	課 目 事 業 費	財 源		財 源 内 訳				備 考 (1)は図面番号)	
					国 庫 補助金	県 債 負担額	市 町 村 負 担 額					そ の 他
							計	一般財源	特定財源	起 債		
	学校体育施設整備事業			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	(1) 〇〇高校〇〇校	町	増築30㎡、改修204㎡									50
5.	T V 放 送 機 設		VTR 2台									
	(1) 児童公園遊具		木製ベンチ、〇〇学校 〇〇学校									51
	(1) アナライザー		〇〇学校									
	(小 計)											
	学校体育施設整備事業											
	(1) 〇〇小学校遊具	町	〇〇小学校改修286㎡									52
	社会教育施設整備事業											
	(1) 公民館	町	〇〇公民館改修200㎡									53
	(1) 公民館		弘報車 1台									
	(小 計)											
	その他											
	(1) 文化財保存施設	町	民俗資料館RC300㎡ 改修RC100㎡									54
	計											
6.	畜産施設整備事業											
	(1) 簡易水道	町	〇〇地区給水口150人									55
	(1)		〇〇地区 " 100人									57
	(1) 飼料供給施設		〇〇地区 " 25人									59
	(小 計)											

事業区分	事業名(施設名)	事業主体	事業量	事業費 千円	財源				備考 (1)印は図面番号)	
					国庫補助金 千円	県負担額 千円				その他 千円
						市町村負担額 千円	特定財源 千円	起債 千円		
	医療施設整備事業									
6.	⑧ 車庫移送車	町	ライトバン 1台							
	公営住宅建設事業	町	第2棟 10戸						69	
	⑨ 保育所	町	〇保育所 RC1500㎡						69	
	生活	町	1台							
	環境	町	倉庫 12基							
	娯楽	町								
	施設	町	430㎡ 1棟						69	
	その他	町	改善						69	
	計									
8.	治水事業									
	〇〇川河川改修	県	改良延長 510 m H=7.3m L=122.0m V=34.1m						69 実 施 中	
	〇〇川河川改修	町							69 実 施 中	
	計									
	治山事業	町								
	〇〇御田山〇〇沢	県	谷止工 8基, 85.7ha						69	

事業区分	事業名(施設名)	事業主体	事業量	事業費 千円	財源				備考 (1)印は図面番号)	
					国庫補助金 千円	県負担額 千円				その他 千円
						市町村負担額 千円	特定財源 千円	起債 千円		
8.	〇〇 御田山〇〇沢	県	谷止工 8基, 188ha							
	〇〇 〇〇沢	町	谷止工 2基, 0.94ha						69	
	〇〇 〇〇沢	町	谷止工 2基, 156ha							
	(小計)									
	計									
	観光施設整備事業									
9.	〇〇〇 地区	町	休けい所, 遊歩道						69	
	〇〇 水芭蕉群生地	町	遊歩道 L=500m						69	
	〇〇 〇〇 池	町	駐車場 500㎡						69	
	〇〇 スキー場整備	町	調査費						69	
	(小計)									
	公園等施設整備事業									
	〇〇 野外スケート場	町	10e						70	
	〇〇 〇〇 湖	町	湖畔遊歩道延長=1828m						72	
	〇〇 〇〇 〇〇	町	駐車場整備 1500㎡						73	
	(小計)									
	その他									
	〇〇 民権育成事業	町	民権施設資金 借入金利子補給10戸分							
	計									
	総計									

II 振興事業説明図 ○○町(旧○○村)



凡 例	
国 道	—
界 道	==
振 興 事 業 振 興 施 設 簡 所	◎
振 興 事 業 振 興 施 設 簡 所	○

1:100,000

III 第二期対策の実績と第三期対策の関連

(A) 施策区分	(B) 事業名	第二期対策		第三期対策		構成比			備 考
		(C) 計画額 千円	進捗率 %	(D) 計画額 千円	(D)/(C) %	二期 %	三期 %	予 %	
① 交通施設策	道路整備								
	橋梁整備								
	その他								
	計								
② 通信施設策	電話整備								
	電線整備								
	道路整備								
	橋梁整備								
③ 産業の生産基盤構築策	市場整備								
	かんがい排水								
	農用地造成								
	うま地造成								
	造林								
	その他								
④ 産業の経営近代化構築策	計								
	校舎整備								
⑤ 文教施設策	附属施設整備								
	その他								
	計								

(A) 施策区分	(B) 事業名	第二期別策		第三期別策		構成比		備考
		(C) 計画額	進捗率	(D) 計画額	(D)/(C)	二期	三期	
④ 社会生活環境施策	給水施設整備	円	%	円	%	%	%	
	医療施設整備							
	その他							
	計							
① 集落整備施策								
② 国土保全施策								
③ 観光施策								
④ その他								
合 計								
	基幹的な町付道の整備(山村代行)(再掲)							
	基幹的な農道の整備(山村代行)(再掲)							
	基幹的な林道の整備(山村代行)(再掲)							
	山村地域農林漁業特別対策事業(再掲)							

Ⅳ 人口の見通し及び主要生産物の生産目標

(1) 人口の見通し

現在	動向	将来(10年後)の見通し
<p>① 本町の人口の推移をみると、昭和25年の5,536人をピークに、昭和35年5,177人、40年4,476人、45年3,712人、50年3,207人と減少を続け、その減少率は35年対40年で1.35%、40年対45年で1.71%、45年対50年で1.36%といずれも10%を越す大層な減少率を示しており、現在でも減少率は鈍化したというものの減少傾向が続いている。</p> <p>② 人口構成においては、人口の減少とともに高齢化が目立ち、昭和40年における65歳以上の高齢人口が9.2%であったのに対し昭和50年においては1.5.2%を占めて、年平均7.7%の2倍に達している。</p> <p>③ 産業別就業人口についてみると、昭和50年では総数で1,781人で、昭和40年と比べ31.5人の減少で、減少率は1.5.2%であり、その構成比第1次が、50.9%、第2次が27.8%、第3次21.3%となっている。また、昭和50年における産業別人口を昭和40年と比較してみると第1次産業は4.4.8%減少し、第2次では31.6.8%、第3次では1.3.1%の増加となり、特に昭和40年代後半に立地した企業の影響で第2次産業の就業人口が大幅に増加している。</p>	<p>① 人口の減少は、依然として続いているもののその傾向は鈍化するものと考えられる。しかし建設費が建設する〇〇ダムにより、水没する住民の多くは他市町に移転することになるので、昭和65年には2,500人になるものと予想される。</p> <p>② 人口構成においては、人口の老齢化が更に進むことが予想され、昭和65年においては高齢人口が全人口の20%に達するものと見込まれる。</p> <p>③ 就業者は、昭和50年の1,781人から65年には1,370人へと400人余りも減少するものと予想される。</p>	

(2) 主要生産物の生産目標

(A) 産 業 名	(B) 生産物等名	現 在		目 標		(F)/(D)	備 考
		(C) 生産量	(D) 生産額	(E) 生産量	(F) 生産額		
農 業	米 生 乳 肉 用 牛	t	千円	t	千円	多	ha × 1/ha = t 乳牛 頭 × kg/牛 = t
		頭		頭			※平均作 多の甲 目標作=現在× 積木 1/ha = kg/牛 = kg 産出高1/ha = kg
工 業	繊維衣服 電気部 品 機 械	kg		kg			過去の出荷額の推移から予測 年平均 多増加 目標年=現在× 多
		kg		kg			
服 装	百貨 百貨行村 民 俗 ス キ ー 場	人		人			1人当り 円× 人= " 円× 人= " 円× 人=
		人		人			
		人		人			
そ の 他							

## 9 水源地域対策基金に関する資料

## 1) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金

### (1) 設立趣意書

今日、水は貴重で有限な資源であり、水資源の確保の有無がその地域の発展を左右する重要な要素であることが認識されるようになってきておりますが、今後の水資源の確保をめぐる情勢には厳しいものがあります。

利根川、荒川の両水系に水源を依存している首都圏においても、昭和51年4月に決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画にあるとおり、昭和60年度にいたる間の水需給の見とおしは大変厳しいものとなっております。

今後、増大する水の需要に対応して水を供給していくためには、ダム等の建設をなお一層積極的に促進していくことが必要であります。そのためには、ダム等の建設に伴って生ずる水没関係住民の生活再建問題の解決と水没関係地域の振興対策の充実が強く求められているところであります。

このような現状に鑑み、国と、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京の6都県の協力を得て、地方公共団体等が行う水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策に対して援助を行うことによって、水資源の確保、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の振興に資することを目的として、ここに財団法人「利根川・荒川水源地域対策基金」を設立しようとするものであります。



## (2) 寄 附 行 為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「基金」）という。

(事 務 所)

第2条 基金は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 基金は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 基金は、利根川水系及び荒川水系におけるダム等の建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域（水源地域及びその周辺地域をいう。以下同じ。）の振興対策に必要な資金の貸付け、交付等の援助及び調査を行うことにより、当該ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助
- (2) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の生活安定に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助
- (3) 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助

(4) 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託

(5) その他基金の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項に規定する事業の実施については、別に定める業務方法書による。
- 3 業務方法書の制定又は変更については、理事会の議決を経て、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 基金の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初に寄附された財産
- (2) 設立後に寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 国及び地方公共団体等からの委託費等
- (5) 会費収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 基金の資産は、これを基本財産、第3項に規定する基本基金及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) その他理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基金は、業務の円滑な運営に資するため、次の各号に掲げるものをもって構成する基本基金を置く。

- (1) 基本基金とすることを指定して都県から出えんされた財産
- (2) 基本基金とすることを指定して国から補助された財産

4 運用財産は、基本財産及び基本基金以外の財産とする。

## (資産の管理)

第7条 基金の資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。  
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託し、又は  
国公債その他確実な有価証券にかえて保管する。

## (基本財産及び基本基金の処分の制限)

第8条 基本財産及び基本基金は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、内閣総理大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

## (経費の支弁)

第9条 基金の経費は、運用財産をもって支弁する。

## (事業年度)

第10条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## (事業計画書及び収支予算書)

第11条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を経て、内閣総理大臣に提出するとともに、関係都県知事に通知しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

## (事業報告書及び収支決算書)

第12条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに次の各号の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 財産目録
  - (4) 剰余金の処分案又は損失の処理案
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の議決

を経て、内閣総理大臣に提出するとともに、関係都県知事に通知しなければならない。

## 第4章 役員

## (役員の数)

第13条 基金に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 10名以内(理事長を含む。)
- (3) 監事 2名以内

## (役員を選任)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事の選任(理事長の選任を含む。)は、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

## (役員職務)

第15条 理事長は、基金を代表し、その業務を統轄する。

- 2 理事は、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、基金の業務を執行する。
- 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

## (常務理事の選任)

第16条 理事長は、必要があるときは、理事会の議決を経て、理事のうちから常務理事を選任し、理事長の定めるところにより、その業務を分掌させ、又は代行させることができる。

- 2 常務理事の選任は、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

## (役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期中に選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、内閣総理大臣の承認を受けて、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の過半数又は監事から請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、あらかじめ通知して行わなければならない。

(理事会の権限)

第22条 理事会は、この寄附行為において別に定める事項のほか、基金の業務の運営上必要な事項について議決することができる。

(理事会の議決方法等)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為において別に定めるもののほか、

次の各号によって行う。

- (1) 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
- (2) 理事会の議決は、出席理事の4分の3以上の同意を得なければならない。
- (3) 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(特別議決)

第24条 次の各号に掲げる事項についての理事会の議決は、出席理事全員の同意を得なければならない。

- (1) 業務方法等の制定又は変更
- (2) 基本財産又は基本基金を処分し、又は担保に供すること。
- (3) 事業計画書及び収支予算書のうち第4条に掲げる事業に係る部分の作成又は変更
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 解散
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他理事会において重要事項として議決した事項

(代理人による表決等)

第25条 理事会に出席できない理事は、代理人によって表決権を行使することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、議事録を作成し、主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも、次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事2名以上がこれに署名押印しなければならない。
  - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
  - (2) 理事の現在数

- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議事の経過の概要及び議決事項

## 第6章 評 議 員

(評 議 員)

第27条 基金に評議員若干名を置くことができる。

- 2 評議員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、基金の業務に関する基本的な運営事項に関し、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

## 第7章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第28条 基金の趣旨に賛同する者は、基金の賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるところに従い、毎事業年度所定の会費を納めるものとする。

## 第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第29条 基金に事務局を置き、事務局に必要な職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。
- 3 職員は理事長が任免する。

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会の議決を経、かつ、内閣総理大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第31条 基金は、理事会の議決を経、かつ、内閣総理大臣の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第32条 基金が解散した場合における残余財産の処分は、理事会の議決を経、かつ、内閣総理大臣の許可を受けて、国若しくは関係都県又はこの基金と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

## 第10章 雑 則

(理事会への委任)

第33条 この寄附行為に定めるもののほか、基金の業務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、基金の設立許可のあった日から施行する。
- 2 基金の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和52年3月31日までとする。
- 3 基金の設立当初の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立発起人会において定め、関係都県知事に通知しなければならない。
- 4 基金の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会において、選任するものとする。
- 5 基金の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和52年3月31日までとする。

## (3) 業務方法書

内閣総理大臣承認 昭和 52 年 8 月 19 日

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、財団法人利根川、荒川水源地域対策基金寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、財団法人利根川、荒川水源地域対策基金（以下「基金」という。）の事業の実施について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 基金は、その事業の公共性に鑑み、主務官庁、ダム等起業者及び関係地方公共団体等と緊密な連繫を図ることにより、その業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

(定 義)

第 3 条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ダム等」とは、利根川水系及び荒川水系に建設されるダムその他水資源の開発のための施設をいう。
- (2) 「水没関係住民」とは、ダム等の建設により、その生活の基礎に著しい影響を受ける者をいう。
- (3) 「水没関係地域」とは、ダム等の建設により、その基礎条件が著しく変化する地域及びその周辺地域をいう。
- (4) 「関係地方公共団体等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア. 当該ダム等に係る地方公共団体
  - イ. 土地開発公社等の法人で理事会で適当と認めるもの。
- (5) 「資金の貸付け、交付等の援助」とは、関係地方公共団体等に対する資金の貸付け、交付（関係地方公共団体等が借入れた資金に係る利

子補給を含む。）及び融資のあっせんをいう。

(対象ダム等)

第 4 条 基金が行う業務の対象とするダム等は、広域的な受益にかかるもののうちから理事会において定めるものとする。

(事 業)

第 5 条 基金は寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事業として、関係地方公共団体等が実施する次の各号に掲げる措置に対する資金の貸付け、交付等の援助を行う。

- (1) 水没関係住民のために行う代替地等の不動産取得
- (2) 水没関係住民が代替地等の不動産を取得する場合に行う助成
- (3) 水没関係住民が営業開始をする場合に行う助成
- (4) 水没関係住民が職業転換をする場合に行う助成
- (5) 生活相談員の設置
- (6) 水没関係地域の振興対策
- (7) 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査
- (8) その他当該ダム等の関係都県の申出により理事会で議決した事業

2 基金は、寄附行為第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる事業として水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託を行う。

(業務細則)

第 6 条 基金は、前条第 1 項に規定する事業の細目及び資金の貸付け、交付等の援助の基準等（金額、期間、対象者等）につき地域の実情に応じ、ダム等ごとに業務細目を定めるものとする。

2 基金は、業務細則を定め又は変更するにあたっては、あらかじめ、国土庁の意見をきき、理事会の議決を経なければならない。

3 基金は、特別の事情がある場合には、第 1 項の業務細則につき、その行う事業の一部について定めることができる。

(ダム等ごとの事業計画書及び収支予算書)

第 7 条 基金は、第 2 条の趣旨にそって、関係都県が作成したダム等ごと

附 則

この業務方法書は、内閣総理大臣の承認のあった日から施行し、昭和51年12月22日から適用する。

(4) 業務細則（滝沢ダムの例）

昭和52年11月9日制定

昭和55年2月21日改正

昭和56年2月19日改正

(目 的)

第1条 この業務細則は、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書（以下「業務方法書」という。）第6条第1項の規定に基づき、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「基金」という。）が、埼玉県、埼玉県土地開発公社又は埼玉県秩父郡大滝村（以下「関係団体」という。）の実施する滝沢ダムに関する事業に要する経費に対して、資金の貸付け、交付等の援助を行う基準等を定めることを目的とする。

(援助の対象事業等)

第2条 関係団体の行う事業のうち、基金が援助の対象とする事業及び援助の基準等は、次表のとおりとする。

対 象 事 業	援助の基準等
関係団体が水没関係住民のために代替地（宅地、農地、山林等）を取得する事業 ただし、対象となる代替地の面積は、宅地については、水没が予定される面積の3倍、農地及び山林等については、水没が予定される面積を	取得額に対し、昭和55年7月31日以前の取得にかかわるものについては、取得日（基金設立日前に取得したものについては、設立日とする。）から分譲日までの期間に応じて、年利率8%を乗じて得た額、昭和55年8月1日以後の取得にかかわるも

の水没関係住民の生活再建計画及び水没関係地域の振興計画に即し、寄附行為第11条の事業計画書及び収支予算書の附属書類として、ダム等ごとに当該ダム等に係る業務細則に従い毎年度事業計画書及び収支予算書を作成する。

(事業に要する経費の負担に関する協定)

第8条 基金は、その事業に要する経費の負担について、ダム等ごとに、当該ダム等の関係都県と協定を結ぶものとする。

(事業の実施)

第9条 基金は、関係都県の申出に基づき第7条に規定するダム等ごとの毎年度の事業計画書により、事業を行うものとする。

2 基金は、特に必要があるときは、その事業に要する資金を借入れることができる。

3 基金は、前項の資金の借入れにあたっては、関係都県の意見をきかなければならない。

(負担金見込額の通知)

第10条 基金は、第8条の協定に基づき算出された関係都県ごとの負担金の見込額を毎年度、関係都県の予算編成期前に関係都県知事に通知するものとする。

(負担金の通知)

第11条 基金は、毎事業年度当初に関係都県知事に対し、当該事業年度における関係都県の負担金の額、納入の時期その他必要な事項を通知するものとする。

(事業の実施方法)

第12条 基金は、その事業（第5条第2項の規定により基金が自ら行う調査を除く。）を行うときは、関係都県を通じてするものとする。

(事業報告)

第13条 基金は、関係都県に対し、その事業に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

超えて対象とすることができない。	のについては、取得日から分譲日までの期間に応じて、関係団体が負担した利子相当額 ただし、援助の期間は一般補償基準妥結後2年を限度とする。
埼玉県が水没関係住民のために、埼玉県の「ダム建設に伴う水没者等に対する代替地取得等資金の貸付けに係る利子補給金交付要綱」に基づき、融資担当金融機関に行う利子補給の事業	利子補給額の実額 ただし、利子補給の対象限度額1件につき1,500万円、補給利率9.5%以内、補給期間は、借受けた日から補償金受領後1月を経過した日までとする。
埼玉県が水没関係住民のために、生活相談員を設置する事業	対象人員は、1人とし、報酬、期末手当、通勤費、旅費の支給実額及び社会保険料等の事業主負担額 ただし、援助の期間はダム完成までを限度とする。
埼玉県が水没関係住民の生活再建対策又は水没関係地域の振興のために行う調査事業	調査に要した費用の実額 ただし、援助の期間は調査を必要とする期間とする。

## (事業費の負担)

第3条 事業費の負担については、業務方法書第8条の規定に基づく協定書によるものとする。

## 附 則

この業務細則は、昭和52年11月9日から施行し、昭和51年12月22日から適用する。

## 附 則

この業務細則の変更は、昭和55年2月21日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

## 附 則

この業務細則の変更は、昭和56年2月19日から施行し、昭和55年8月1日から適用する。

## 2) 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金

### (1) 設立趣意書

神奈川県における水資源の開発は、昭和13年から昭和22年にかけて実施した相模川河水統制事業をはじめ、戦後の人口の増加、産業の発展、生活水準の向上などによる都市用水を中心とした水需要に対処するための相模川総合開発事業により行ってきました。

この開発事業により神奈川県民の貴重な水がめとして相模湖、津久井湖が誕生し、水源保全、水質保全等について津久井郡各町の協力をいただき、県内都市地域への水道水の供給等が円滑に行われてきました。また、県及び関係自治体は、ダム周辺地域住民の福祉水準向上のための各種行政施策を重ねてきています。

一方、水道事業者及び発電事業者としても、都市地域とダム周辺地域との連帯性をより一層強くし、ダム周辺地域の福祉の向上、住民の生活基盤の向上等をダム設置者として希求しているものであります。

このような実情に鑑み、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の利水事業者が一体となり感謝の意をもってダム周辺地域の住民福祉の向上及び環境整備等のための事業の振興助成をするため、民法第34条の規定に基づく公益法人として「財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金」を設立しようとするものであります。

### (2) 寄 附 行 為

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(以下「基金」という。)という。

(事 務 所)

第2条 基金は、事務所を神奈川県横浜市中区日本大通1番地に置く。

(目 的)

第3条 基金は、相模湖と津久井湖が位置する神奈川県津久井郡城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町(以下「ダム周辺地域」という。)において当該地域内の地方公共団体等が行う環境の保全及び整備並びに住民の生活基盤の向上に資する事業に対し助成を行い、もってその地域の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 基金は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興に資するため当該地域の地方公共団体等が行う事業に対する助成
- (2) ダム周辺地域の住民の生活基盤向上のため当該地域の地方公共団体等が行う事業に対する助成
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

#### 第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 基金の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入



- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 基金の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 基金の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 基金の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 基金の事業計画及び予算は、毎年事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 基金の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に、理事会の承認を得なければならない。

(剰余金)

第13条 事業年度末に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、積み立て又は翌年度に繰り越すものとする。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類別)

第14条 基金に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。) 11人以上15人以内
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 副理事長及び専務理事は、理事のうちから理事長が選任する。

4 理事が任期中に退任した場合において、やむを得ない事情があるときは、理事長は、第1項の規定にかかわらず後任の理事を選任することができる。ただし、この場合においては、次に開催される理事会において承認を得なければならない。

5 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第16条 理事長は、基金を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、4年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事の5分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(事務局)

第19条 基金の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。

## 第4章 理事会

(構成及び権能)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この基金の運営に関し、重要な事項を議決する。

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上又は監事から会議に付議しようとする事項を示し

て請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(定足数)

第22条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、理事がその代理人を定めて権限を委任した場合は出席とみなす。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第24条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による表決)

第25条 理事長は、軽易な事項又は急施を要する事項については書面を送付して賛否を求め、理事会にかえることができる。

- 2 理事長は、前項の表決を求めた場合には、次に開催される理事会においてその結果を報告しなければならない。

(議事録等)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、出席理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

3 前条第1項の表決をした場合は、次の事項を記載した記録を作成しなければならない。

- (1) 書面表決によった理由
- (2) 表決を求めた期間
- (3) 理事の現在数
- (4) 表決した理事の数及び氏名
- (5) 表決事項及びその結果

## 第5章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第27条 この寄付行為は、理事会において理事の4分の3以上の者の同意を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 基金は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか理事会において、4分の3以上の者の同意を経、かつ、主務官庁の承認があったときは解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市に寄付する。

## 第6章 雑 則

(委 任)

第29条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

## 附 則

- 1 この基金の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和54年3月31日までとする。
- 2 この基金の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

## 3) 埼玉県の水源地域対策基金制度

### (1) 埼玉県水源地域対策基金条例

(設 置)

第1条 県が水道の用に供する水資源の開発又は利用のための施設の建設に伴い、その生活の基礎に著しい影響を受ける者の生活の安定と福祉の向上並びにその基礎条件が著しく変化する地域及びその周辺地域の振興を図るため、埼玉県水源地域対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積 立 て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(市町村の協力)

第3条 前条の規定により積み立てる額の一部については、県から水道用水の供給を受ける市町村及び一部事務組合又は当該一部事務組合を組織する市町村に対し、その負担について協力を求めるものとする。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 埼玉県水資源対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、埼玉県水源対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、埼玉県に關係するダムの建設を促進するため、水源地域の実情についての理解を深め、その振興対策に協力することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水没関係者の生活再建対策についての協力に関すること。
- (2) 水源地域の振興対策事業についての協力に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(構 成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 埼玉県
- (2) 埼玉県水道用水供給事業の供給区域内の市町村及び水道事業管理者
- (3) 日本水道協会埼玉県支部

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は知事をもって充てる。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。ただし、会長に事故があるときは、会長の代理者が議長となる。

(幹 事 会)

第7条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会に付議する事案をあらかじめ整理する。

3 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成し、幹事長は、埼玉県企画財政部長をもって充てる。(注：別表は略)

4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、埼玉県企画財政部水資源課において処理する。

(委 任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和53年9月9日から施行する。

#### 4) 新規水源対策費及び新規水源開発基金 の処理要綱（東京都）

（目 的）

第1条 この要綱は、都民の水意識の高揚を図るとともに、新規水源地域住民の生活再建策を推進し、もって新規水源の開発促進に資するために設けることとした新規水源対策費及び新規水源開発基金の処理及び運用について定めることを目的とする。

（予算執行）

第2条 新規水源対策費は、現在の都民の負担により新規水源地域住民の生活再建を推進するとともに都民負担の長期平準化を図るため、予算に計上した全額を当該年度の費用として処理するものとする。

（充当対象）

第3条 新規水源対策費は、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「(財)基金」という。）が行う新規水源地域住民の生活再建策にかかわる東京都水道事業負担分のみを対象とする費用であり、他の目的には支出しないものとする。

（基金の積立）

第4条 新規水源対策費として予算計上した額のうち、当該年度において(財)基金への支出を要しない額は、年度末において新規水源開発基金（以下「基金」という。）として積立てるものとする。

（基金の管理）

第5条 基金は定期預金又は、確実な有価証券にかえて保管するものとする。

（基金の取崩し）

第6条 基金は、(財)基金への支出所要額が当該年度の新規水源対策費の

予算計上額を超えたときは、その全部又は一部を取崩しのうえ支出することができるものとする。

（繰替運用）

第7条 基金は、事業運営上やむを得ないときは、確実な繰戻の方法を定めて一般事業費その他に繰替運用することができるものとする。

（担 保）

第8条 基金の積立てに伴う預金証書及び有価証券は、東京都水道事業会計における借入金の担保に供することができるものとする。

（運用益金の処分）

第9条 基金の運用から生ずる利子その他の収入金は、基金に繰入れることなく、毎年度東京都水道事業会計の収入として処理するものとする。

（予算及び勘定科目）

第10条 新規水源対策費及び基金の経理上の処理に伴う予算及び勘定科目は次のとおりとする。

(1) 費用計上

（款）	水道経営費
（項）	営業費用
（目）	原水費
（節）	新規水源対策費〇〇

(2) 基金積立処理

（借方）	水道経営費
	営業費用
	原水費
	新規水源対策費〇〇
	（うち未支出額××）
（貸方）	固定負債
	引当金
	新規水源開発引当金××

(借方)	流動資産
	現金及び預金
	新規水源開基金××
(貸方)	流動資産
	現金及び預金
	預 金××

(適用年月日)

第 11 条 この要綱は、昭和 54 年 3 月 31 日から適用する。

## 5) 琵琶湖総合開発の下流負担金

### (1) 概 要

琵琶湖総合開発を実施するには巨額の経費が必要となりますが、琵琶湖総合開発特別措置法では、琵琶湖総合開発事業に対する地元の財政負担を軽くするため、国の補助割合等の特別措置とは別に、下流負担の制度を定めています。

特別措置法第 11 条では、下流利水団体に事業費の一部を負担させること、および資金を融通させることができると定めていますが、下流負担金とは、この前者のことをいいます。

下流負担金は、地域開発事業のうちで水資源開発事業の実施によって生じる不利益を補う意味で実施される事業について、その経費の一部を水資源開発によって恩恵をうける下流地方公共団体が負担するものです。

負担するのは、新たに供給される水を利用する大阪府、大阪市、枚方市、守口市、大阪臨海工業用水道企業団、神戸市、尼崎市、伊丹市、西宮市、阪神水道企業団の 10 団体です。その負担額は、関係地方公共団体が協議して決めることになっており、昭和 49 年 1 月 30 日、滋賀県、大阪府、兵庫県 の 3 知事によって基本協定が結ばれました。この協定で、下流負担金の額は、国が補助割合等の特例によって特別に負担する額、つまり、通常の場合より多く負担する分の額と同額とすることが決められています。この額は昭和 46 年度単価で約 150 億円となります。

(下水道事業などの補助率が、その後に改正されたため、国が特別に負担する額は約 150 億円から約 75 億円に変わりましたが、下流負担金はこの変更がなかったものとして、従来通り約 150 億円支払われることになってい

ます。)

具体的には、年度ごとに実施される事業のうち、補助割合等の特例措置のある事業が実施されるに応じて、国の負担増加額に相当する金額が下流利水団体から滋賀県に毎年支払われることになっており、建設物価の上昇にみあった額が支払われるしくみになっています。

「琵琶湖総合開発 100 問」滋賀県 S 53 年 4 月

該当する事業は、将来(琵琶湖総合開発事業の完成により水位低下がおこつてから)本格的に実施することとなるため、これに備えて毎年度基金として積立てをしています。

なお、昭和 47 年度から昭和 51 年度までの 5 年間に受入れた負担金は約 58 億円で、うち約 36 億円(県 19 億円、市町村 17 億円)を配分し、残額 22 億円は基金に積立てをしています。

「琵琶湖総合開発 100 問」滋賀県 S 53 年 4 月

## (2) 下流負担金の使途

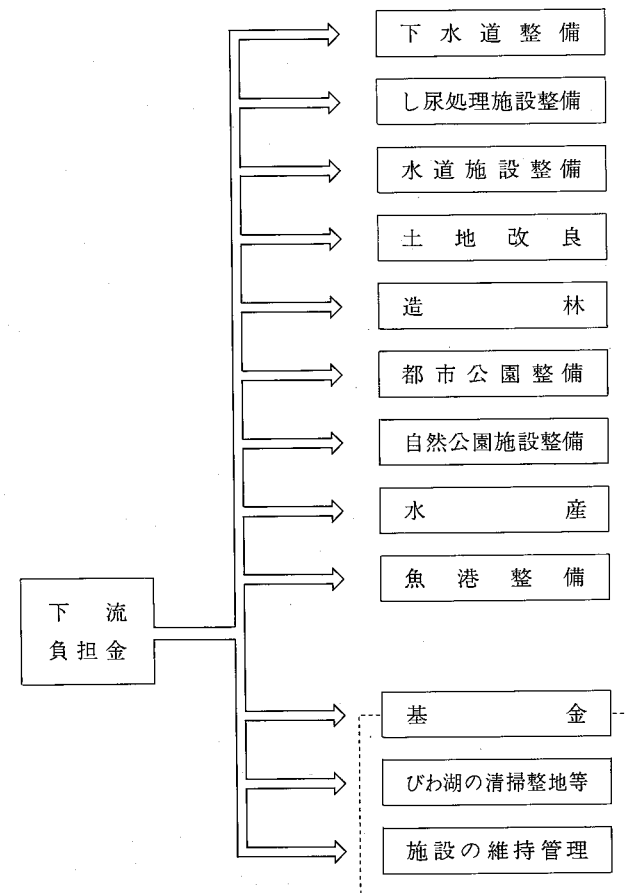
下流負担金の使途

下流負担金は、県や県内市町村などの地方公共団体の財政負担を軽減するため、大阪府、大阪市、神戸市などの 10 団体が毎年度の事業費に応じて負担するものですが、その使途は、琵琶湖総合開発特別措置法および同施行令で次のように限定されています。

まずこの負担金は、「水資源開発事業の実施により琵琶湖およびその周辺地域について生ずべき不利益を補う効用を有する事業」で「県内の地方公共団体が経費を負担するもの」という 2 つの条件を満たしている事業にあてるとなっており、具体的には次の 3 項目の事業に要する経費の一部に使うことになっています。

- ① 琵琶湖総合開発計画に基づき実施する事業のうち、下水道事業、し尿処理施設整備事業、水道事業、土地改良事業、造林事業、都市公園施設整備事業、自然公園施設整備事業、水産資源の保護培養および開発のための事業、水産物の流通および加工のための施設整備事業、漁港整備事業
- ② 琵琶湖の湖岸および湖底の清掃および整地の事業、湖水の清掃の事業
- ③ 1 に掲げる事業によって完成した施設の維持管理の事業（造林、水産物の流通加工、水道事業など企業として経営される事業を除く。）

県では毎年受入れる負担金のうち①に該当する事業に対しては、一定の配分基準に基づいて県や市町村が行う事業に配分しており、②および③に



### (3) 琵琶湖総合開発にかかる下流融資金制度

下流融資金は、琵琶湖総合開発特別措置法第11条第4項の規定によって下流の利水団体（大阪市など10団体）や大阪府、兵庫県が総合開発事業を行う県および県内市町村などへ必要な資金を融通することができるものと定められているものをいいます。

具体的には、昭和48年11月6日、自治大臣および近畿圏整備長官立会いのもとに滋賀、大阪、兵庫の3府県知事がとりかわした覚書に定められています。本県に関係のある部分の概要次のようなことです。

- ① 融資の総額は50億円とし、昭和48年度中に融資する。
- ② 融通の条件は、ア.利率年利3.5%、イ.償還期間35年（うち元金据置10年）、ウ.償還方法、元利均等年賦償還とする。
- ③ この融資金の運用は、財団法人琵琶湖総合開発事業資金管理財団において行う。

なお、覚書には明記していませんが、その後の話し合いでこの50億円の資金は、大阪府が39億3,900万円、兵庫県が10億6,100万円と決まり、昭和49年3月30日にこの2府県から滋賀県へ貸し出されました。

県では、この資金を財団法人琵琶湖総合開発事業資金管理財団へ貸し付けし、一括管理運用していますが、長期、低利の資金ながら、やはり将来は元利償還をしていくこととなりますので下流負担金のように対象事業を拡大することなく、資金の性質に適した事業を選び貸し付けしています。

いまのところ、貸し付け対象としている事業は、琵琶湖造林公社が行う造林事業と市町村振興資金貸付事業の2つの事業で、昭和52年度末の貸出残高は、琵琶湖造林公社に11億7,793万円、市町村に約9億2,000万円、合計で約20億9,793万円となる見込みです。

「琵琶湖総合開発100問」滋賀県 S 53年4月

### (4) 琵琶湖管理調整基金の概要

琵琶湖総合開発では、琵琶湖およびその周辺地域の保全および開発をはかるためにさまざまな施設を整備する事業を実施しますが、事業によっては、各種の公園などのように施設の整備を終えた後も、その施設を維持管理しなければならないものがあります。

また、琵琶湖の湖岸および湖底の清掃や整地をはじめ、その他、これに類する琵琶湖の維持管理の事業も必要となります。

これらの維持管理事業を適正かつ円滑に実施するためには、必要な経費を十分確保しなければなりません。

このため、琵琶湖総合開発特別措置法第12条で、琵琶湖およびその周辺地域をその区域に含む地方公共団体は、地方自治法第241条の基金として、琵琶湖管理基金を設けることができると定められています。

現在、県では「滋賀県琵琶湖管理調整基金」という名称で、下流負担金の一部をこの基金に積み立てており、維持管理事業の実施に必要な資金の確保を図っています。

昭和51年度末で、約22億円の基金積立てとなっていますが、琵琶湖の湖岸および湖底の清掃整地などの事業は、琵琶湖総合開発事業が完成してからのこととなりますので、いまのところ基金を本格的に使うような計画はたてられていません。

しかし、琵琶湖の周りの清掃や琵琶湖に関する調査研究など、急いでやらなければならない事業が多くあり、また、後半期に入った琵琶湖総合開発事業のなご一層の推進を図る必要もありますので、こういった面に基金を活用していくことについて具体的な方法などを検討しています。

「琵琶湖総合開発100問」滋賀県 S 53年4月

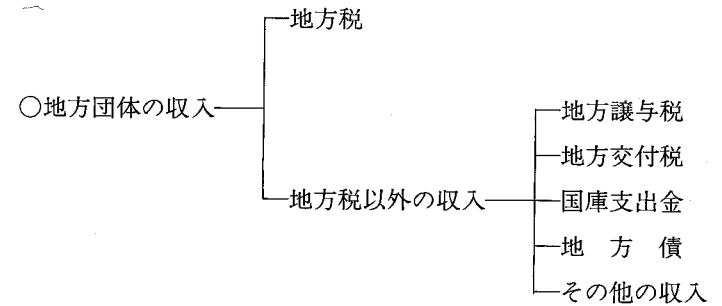


## 10 地方財政制度の概要

## 1) 概 説

ここでは地方財政制度の概要について、とくに地方団体の収入の種類と地方交付税制度に重点を置いて説明する。

地方団体の収入について分類すると以下のようなになる。



○地方団体の収入（主要なもの）の分類

支出 \ 収入	自主財源	依存財源
一般財源	地方税 (法定普通税) (法定外普通税)	地方交付税 地方譲与税 等
特別財源	使用料・手数料・分担金 ・負担金 等	国庫支出金・地方債・ 地方支出金 等

一般財源とは、どの経費にも自由に充当できる収入をいい、特別財源とは用途が規定されている収入をいう。

## 2) 地方税

地方団体の収入の中心をなすものは、地方税である。地方税は、地方団体がその行政活動を行なうのに必要な経費を賄うため、その地域内の住民から

地方税の種類

区 分	
道 府 県 税	市 町 村 税
1 普通税	1 普通税
(1) 法定普通税	(1) 法定普通税
ア 道府県民税	ア 市町村民税
イ 個人分	イ 個人均等割
ロ 法人分	ロ 所得割
エ 事業税	ロ 法人均等割
イ 個人分	ハ 法人税割
ロ 法人分	イ 固定資産税
ウ 不動産取得税	ロ 純固定資産税
エ 道府県たばこ消費税	土 地
オ 娯楽施設利用税	家 屋
カ 料理飲食等消費税	債 却 資 産
キ 自動車税	(イ) 交付金・納付金
ク 釧 区 税	ウ 軽自動車税
ク 狩猟者登録税	エ 市町村たばこ消費税
( 狩猟免許税 )	オ 電 気 税
コ 固定資産税	カ ガ ス 税
(2) 法定外普通税	キ 釧 産 税
2 目的税	ク 木 材 取 引 税
(1) 自動車取得税	ケ 特別土地保有税
(2) 軽油引取税	(2) 法定外普通税
(3) 入 猟 税	2 目的税
3 旧法による税	(1) 入 湯 税
	(2) 事 業 所 税
	(3) 都 市 計 画 税
	(4) 水 利 地 益 税
	(5) 共 同 施 設 税
	(6) 宅 地 開 発 税
	3 旧法による税

徴収するものである。

## 3) 地方譲与税

地方譲与税は、国が徴収した特定の税を地方団体に譲与するものである。なお、地方税収入についてはその80/100ないし75/100の相当額が地方交付税の算定の基礎となる基準財政収入額に算入されるのに対し、地方譲与税は100%が基準財政収入額に算入される。

### (1) 地方道路譲与税

#### ① 譲与総額

国税たる地方道路税の収入額の全額である。

#### ② 譲与団体

都道府県および指定市である。

#### ③ 譲与の基準

一般国道ならびに都道府県道の延長および面積（指定市の区域にかかるものについては、道路の種類等および延長、面積あたり人口に應ずる補正後の延長および面積。以下同じ。）にあん分して算定した額（前年度の地方交付税の算定上収入超過額のある都道府県および指定市に対しては、道路の延長および面積にあん分して算定した額から収入超過額の10分の2に相当する額〔当該額が道路の延長および面積にあん分して算定した額の3分の2をこえる場合にあっては、3分の2に相当する額とする。〕を控除した金額）を譲与し、その控除相当額は、当該都道府県および指定市以外の都道府県および指定市に対して道路の延長および面積にあん分して再譲与する。

#### ④ 譲与の時期

8月、12月および3月である。

#### ⑤ 使 途

道路に関する費用に充てなければならない。道路に関する費用であれば、工事請負費、原材料費、人夫費、職員給与費、道路関係の公債償還費、その他道路に関連する各種の事務費等何でも差し支えなく、細かい使途の制限はない。また、補助事業、単独事業、工事の箇所或は使用年度についても制限はない。したがって、地方道路譲与税は、道路の目的財源ではあるが、その使い方の規制がきわめて緩く、財政分析にあたっては、これを一般財源扱いとしている場合が多い。地方道路譲与税は、一種の道路に関する包括補助金といえることができる。

### (2) 石油ガス譲与税

#### ① 譲与総額

石油ガス税の収入額の2分の1の額である。

#### ② 譲与団体

都道府県および指定市である。

#### ③ 譲与の基準

一般国道および都道府県道の延長および面積にかかる地方交付税の算定の基礎に用いられた補正後の数値にあん分して譲与する。なお、石油ガス譲与税においては、地方道路譲与税と異なり、地方交付税の収入超過団体に対する譲与制限はない。

#### ④ 譲与の時期

8月、12月および3月である。

#### ⑤ 使 途

地方道路譲与税と同様、道路に関する費用に充てなければならないものとされている。

### (3) 自動車重量譲与税

#### ① 譲与総額

自動車重量税の収入額の4分の1に相当する額である。

#### ② 譲与団体

市町村である。

#### ③ 総額の各2分の1の額を市町村道の延長および面積にそれぞれあん分して譲与する。延長および面積に対しては、種別補正および人口補正が適用される。なお、地方交付税の収入超過団体に対する譲与制限はない。

#### ④ 譲与の時期

8月、12月および3月である。

#### ⑤ 使 途

道路に関する費用に充てなければならないものとされている。

### (4) その他の譲与税

その他の譲与税としては航空機燃料譲与税、特別とん譲与税がある。

## 4) 地方交付税

地方交付税の総額は、国税のうち所得税、法人税および酒税（通常「国税3税」といわれている。）の32%と定められている。

(注) 交付税総額の国税三税に占める率は昭和29年度の交付税制度創設以来、毎年度のように引き上げられていたが、昭和41年度以来現在の32%に固定されたままである。しかし近年の地方財政収支の悪化と国税三税の伸び悩みのため、昭和50年度以降はすでに32%に固執することが不可能となった。そのため交付税特別会計借入金という借入金や、特別の拠出金である臨時特例交付金、ある年度に交付総額を減額しそれを後年度にまわす減額措置等のいくつかの

特例措置により、実質的に交付税総額の比率を嵩上げしてきた。

地方交付税は、「普通交付税」と「特別交付税」の2種類に区分される。普通交付税の総額は地方交付税総額の94%に相当する額であり、特別交付税の総額は残り6%とされている。

基準財政需要額－基準財政収入額＝財政不足額＝普通交付税額

① 普通交付税が財源不足額の合算額に対して不足する場合

$$a = b - c \times \frac{B - A}{C}$$

a = 当該地方団体の普通交付税の額

b = 当該地方団体の財源不足額

c = 当該地方団体の基準財政需要額

A = 普通交付税の総額

B = 各地方団体ごとの財政不足額の合算額

C = 基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額

$(B - A) / C$  = 調整率

② 普通交付税に剰余を生じた場合

剰余額は、全額特別交付税の総額に加算される。

## (1) 基準財政需要額

基準財政需要額の水準の具体的根拠となるものは、地方財政計画（制度的には交付税法第7条の規定に基づき内閣が毎年度作成して国会に提出している「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」を意味する。）に示された歳出の内容と水準である。基準財政需要額は、同計画に組み込まれた給与費、社会福祉関係経費、公共事業費、単独事業費などの水準と内容とを基礎として計画され、算定されるものである。

基準財政需要額は、地方団体における、必要一般財源としての財政需要

額を示すもので、目的税、国庫支出金、使用料手数料、負担金分担金等の特定財源をもって賄われるべき財政需要は、基準財政需要額から除外することとされている。この場合の特定財源も、全国的水準等によって理論的に算定された、いわばあるべき特定財源を意味するものである。

しかし、若干の例外として、石油ガス譲与税、自動車取得税、自動車重量譲与税、航空燃料譲与税は目的財源であるが、この財源に見合う財政需要額は基準財政需要額に含めて算定することになっている。

## ア 算定の基本

基準財政需要額は、行政サービスの各項である行政項目（費目ともいう。）毎に、次の3つの数値を掛け合わせて求められる。

基準財政需要額 =  $\Sigma$  (測定単位) × (単位費用) × (補正係数)

測定単位 = 各行政項目の財政需要額を最も適切に反映すると考えられる指標

単位項目 = その指標の1単位当りにかかる財政需要の単価

補正係数 = 各自治体の自然的、社会的諸条件の差異により生じる経費の差の修正率

すなわち測定単位とは客観的統計数値であり、また単位費用は全自治体に一律な単価である。都市のスケールメリットやデメリットによる財政需要の多寡を計る理論値は、補正係数によって決められるのである。

## ア) 行政項目

基本的なものだけで都道府県分29項目、市町村分32項目あり、昭和44年の改正によって、これらの目的別に設定された行政項目のうち、投資的経費を含むものについては、さらに「経常経費」と「投資的経費」に区分されることになった。

## イ) 測定単位

測定単位は、「地方行政の種類ごとに設けられ、かつその種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるもの」をいう。

(ア) 例えば、国の指定統計調査の結果を用いるものとしては、

a 国勢調査の結果を用いるもの

人口——道府県分の「その他の土木費」, 「その他の教育費」, 「生活保護費」, 「社会福祉費」, 「衛生費」, 「労働費」, 「商工行政費」および「その他の諸費」, 市町村分の「消防費」, 「都市計画費」, 「公園費」, 「その他の土木費」, 「その他の教育費」, 「生活保護費」, 「社会福祉費」, 「保健衛生費」, 「清掃費」, 「商工行政費」および「その他の諸費」

人口集中地区人口——市町村分の「下水道費」

世帯数——市町村分の「戸籍住民基本台帳費」

林業、水産業および鉱業の従業者数——市町村分の「その他の産業経済費」

b 学校基本調査の結果を用いるもの

高等学校の生徒数——道府県および市町村分の「高等学校費」

小学校および中学校の児童生徒数, 学級数および学校数——市町村分の「小学校費」および「中学校費」

c 農業センサスの結果を用いるもの

農家数——道府県分および市町村分の「農業行政費」

耕地の面積——道府県分の「農業行政費」

d 漁魚センサスの結果を用いるもの

水産業者数——道府県分の「水産行政費」

e 港湾調査を用いるもの

港湾（漁港を含む。）のけい船岸の延長および外かく施設の延長——道府県分および市町村分の「港湾費」

(イ) 備付義務のある台帳の登載数値を用いるものとしては、

a 道路台帳の登載数値を用いるもの

道路（橋りょうを含む）の面積および延長——道府県分および市町村分の「道路橋りょう費」

b 河川現況台帳の登載数値によるもの

河川の延長——道府県分の「河川費」

c 海岸保全区域台帳の登載数値によるもの

海岸保全施設の延長——道府県分の「その他の土木費」

(ウ) 関係官庁の告示、公表、認可、調査等の結果を用いるものとしては、

a 面積

建設省国土地理院において公表した面積——道府県分および市町村分の「その他の諸費」

b 林野の面積

農林大臣の調査した林野の面積——道府県分の「林野行政費」

c 失業者数

労働大臣が調査した失業対策事業の就労者数——道府県分および市町村分の「労働費」

(エ) 法令により定められた数値を用いるものとしては、

a 警察職員数

警察法施行令に定める基準により算定した警察職員数——道府県分の「警察費」

b 教職員数

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める基準により算定した小学校および中学校の教職員定数——道府県分の「小学校費」および「中学校費」  
「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準に関する法

律」の規定により算定した教職員定数——道府県分および市町村分の「高等学校費」

(オ) 以上のほか、一定期日または一定期間における実数を用いるものとしては、恩給受給権者数（道府県分の「恩給費」）、公債費の元利償還金（道府県分および市町村分の「災害復旧費」および「特定償還費」）、地方債の発行許可額（「特別事業償還費」）などがあり、また、道府県分および市町村分の「徴税費」については、基準財政収入額を基礎として算定した税額を用いることとしている。

ウ) 単位費用

単位費用とは、基準財政需要額の測定単位1単位当りの単価である。これを算出するにあたり基礎となる自治体をモデル上で作成する。これを標準団体といい、道府県分については人口170万人、面積6,500km<sup>2</sup>、市町村分については人口10万人、面積160km<sup>2</sup>を想定している。単位費用の計算はこの標準団体で求め、それを全自治体に一律に適用する。さて、まず行政項目ごとに要する経費を求め、これから特定財源分を控除する。

これは交付税が一般財源である経費、つまり一般財源充当額のみを対象としているからである。単位費用はこの一般財源充当額を、あらかじめ定めた測定単位の数値で除したものである。

$$i \text{ 項目の単位費用} = \frac{\text{(標準団体の } i \text{ 項目にかかる一般財源充当額)}}{\text{(標準団体の測定単位の数値)}}$$

単位費用の算定例——昭和55年度の消防費の単位費用

(ア) 先ず、人口10万人の市を標準団体とし、この10万の市における行政規模を次のとおり想定する。

常備消防関係

- ① 消防署1署，出張所2カ所
- ② 消防ポンプ自動車8台，救急車3台
- ③ 職員数104人（吏員102人，その他2人）

非常備消防関係

- ① 消防団員563人（14分団）
- ② 消防ポンプ自動車11台，小型動力ポンプ付積載車3台，小型動力ポンプ14台

(イ) 次に、このような市において、合理的かつ妥当な水準の消防行政が行われるために必要とされる消防職員に係る給与費，消防団員に係る報酬，消火活動，救急活動に要する経費など消防行政に必要な経費を積算し、その総額から特定財源を控除して一般財源所要額を算定する。これを標準団体の測定単位の数値である人口10万人で除して得た額を消防費に係る単位費用とするものである。

(単位 千円)

細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (A) ÷ 10000人
			国庫支出金	手数料	小計		
1. 常備消防費	(1)常備消防費	358,245	7,587	1,600	9,187	349,058	3,491
	(2)救急業務費	60,178	363	-	363	59,815	598
2. 非常備消防費	非常備消防費	46,417	2,586	-	2,586	43,831	438
3. 給与改善費		7,116	-	-	-	7,116	71
4. 追加財政需要額		11,386	-	-	-	11,386	114
合計		483,342	10,536	1,600	12,136	471,206	4,710
内訳	給与費	365,068	-	-	-	365,068	3,651
	給与改善費	7,116	-	-	-	7,116	71
	追加財政需要費	11,386	-	-	-	11,386	114
	その他	99,772	10,536	1,600	12,136	87,636	876

昭和55年度単位費用一覧表

(道府県分)

区 分		經常投資の別	昭和55年度法定単位費用(A)	昭和54年度法定単位費用(B)	増差単位費用(A)-(B)(C)	増減率(B)(%)
一	警 察 費	警察職員数	円 5,575,000	円 5,338,000	円 237,000	% 4.4
二 土 木 費	1. 道路橋りょう費	道路の面積	經常 187,000	177,000	10,000	5.6
		道路の延長	投資 3,561,000	3,561,000	0	0.0
		河川の延長	經常 65,000	60,700	4,300	7.1
	2. 河川費	投資 397,000	248,000	149,000	60.1	
		3. 港湾費	港灣分	經常 19,200	18,300	900
	延外かく施設の長		投資 7,120	3,950	3,170	80.3
	4. その他の土木費	漁港分	經常 19,200	18,300	900	4.9
		延外かく施設の長	投資 7,120	3,950	3,170	80.3
	人口	經常 550	517	33	6.4	
	投資 2,590	2,040	550	27.0		
三 教 育 費	1. 小学校費	教職員数	經常 2,668,000	2,579,000	89,000	3.5
		2. 中学校費	教職員数	經常 2,775,000	2,648,000	127,000
	3. 高等学校費	教職員数	經常 4,590,000	4,448,000	142,000	3.2
		生徒数	經常 29,800	28,200	1,600	5.7
	4. 特殊教育諸学校費	投資 31,500	29,600	1,900	6.4	
		教職員数	經常 26,250,000	25,340,000	91,000	3.6
	5. その他の教育費	児童及び生徒数	經常 102,000	97,200	4,800	4.9
		学級数	經常 510,000	467,000	43,000	9.2
	投資 847,000	672,000	175,000	26.0		
	人口	經常 2,150	1,990	160	8.0	
四 厚生労働費	1. 生活保護費	町村部人口	經常 3,620	3,440	180	5.2
		2. 社会福祉費	人口	經常 2,460	2,300	160
	投資 484	441	43	9.8		
	3. 衛生費	人口	經常 2,300	2,190	110	5.0
4. 労働費	人口	經常 414	392	22	5.6	
	失業者数	投資 457,000	423,000	34,000	8.0	

区 分		經常投資の別	昭和55年度法定単位費用(A)	昭和54年度法定単位費用(B)	増差単位費用(A)-(B)(C)	増減率(B)(%)	
五 産業経済費	1. 農業行政費	農家数	經常 円 49,500	円 47,200	円 2,300	% 4.9	
		耕地の面積	投資 24,500	16,100	8,400	52.2	
	2. 林野行政費	林野の面積	經常 2,270	2,170	100	4.6	
		投資 3,540	2,530	1,010	39.9		
	3. 水産行政費	水産業者数	經常 105,000	97,600	7,400	7.6	
		投資 41,500	30,200	11,300	37.4		
	4. 商工行政費	人口	經常 1,200	1,120	80	7.1	
	六 その他の行政費	1. 徴税費	道府県税の税額	經常 40	40	0	0.0
2. 恩給費		恩給受給権者数	經常 929,000	866,000	63,000	7.3	
3. その他の費		人口	經常 2,940	2,720	220	8.1	
		投資 2,860	2,270	590	26.0		
面積		投資 751,000	603,000	148,000	24.5		
七 公 債 費		1. 災害復旧費		950	950	0	0.0
		2. 特定債償還費		250	250	0	0.0
		3. 特別事業債償還費		32	97	△65	△67.0
	4. 同和対策事業債償還費		800	800	0	0.0	
	5. 公害防止事業債償還費		500	500	0	0.0	
	6. 地方税減収補てん債償還費		168	168	0	0.0	
	7. 石油コンビナート等債償還費		500	500	0	0.0	
	8. 財源対策債償還費		201	212	△11	△5.2	



## (市町村分)

区 分		経常 投資の別	昭和55年 単 位 費 用 (A)	昭和54年 単 位 費 用 (B)	増 差 単 位 費 用 (A)-(B) (C)	増 減 率 (B)	
			円	円	円	%	
一	消 防 費	人 口	4,710	4,450	260	5.8	
二 土 木 費	1. 道路橋りょう費	道路の面積	77,700	72,100	5,600	7.8	
		道路の延長	359,000	336,000	23,000	6.8	
	2. 港湾費	港 湾 分	けい留施設の長	16,800	16,000	800	5.0
			延外かく施設の長	7,120	3,950	3,170	80.3
		漁 港 分	けい留施設の長	16,800	16,000	800	5.0
			延外かく施設の長	7,120	3,950	3,170	80.3
	3. 都市計画費	計画区域人口	436	413	23	5.6	
	4. 公園費	人 口	経常	231	180	51	28.3
			投資	264	162	102	63.0
	5. 下水道費	人口集中地区人口	経常	163	154	9	5.8
	6. その他の土木費	人 口	経常	615	589	26	4.4
			投資	347	313	34	10.9
三 教 育 費	1. 小学校費	児童数	20,800	19,300	1,500	7.8	
		学 級 数	経常	429,000	402,000	27,000	6.7
			投資	360,000	338,000	22,000	6.5
	2. 中学校費	学 校 数	経常	3,865,000	3,667,000	198,000	5.4
		生 徒 数	経常	19,400	17,800	1,600	9.0
			学 級 数	経常	558,000	522,000	36,000
	投資	投資	360,000	338,000	22,000	6.5	
		学 校 数	経常	3,871,000	3,666,000	205,000	5.6
	3. 高等学校費	教 職 員 数	経常	4,735,000	4,565,000	170,000	3.7
			生 徒 数	経常	29,300	27,700	1,600
		投資	19,000	18,000	1,000	5.6	
	4. その他の教育費	人 口	経常	3,670	3,480	190	5.5
投資			135	119	16	13.4	

区 分		経常 投資の別	昭和55年 単 位 費 用 (A)	昭和54年 単 位 費 用 (B)	増 差 単 位 費 用 (A)-(B) (C)	増 減 率 (B)	
			円	円	円	%	
四 厚 生 労 働 費	1. 生活保護費	市 部 人 口	3,300	3,140	160	5.1	
	2. 社会福祉費	人 口	経常	2,520	2,340	180	7.7
			投資	484	441	43	9.8
	3. 保健衛生費	人 口	1,040	971	69	7.1	
	4. 清掃費	人 口	経常	3,280	3,050	230	7.5
投資			437	406	31	7.6	
5. 労働費	失業者数	投資	457,000	423,000	34,000	8.0	
五 産 業 経 済 費	1. 農業行政費	農 家 数	経常	23,500	22,400	1,100	4.9
			投資	8,120	5,750	2,370	41.2
	2. 商工行政費	人 口	経常	510	484	26	5.4
3. その他の産業経済費	林業・水産業及び 鉱業の従業者数	経常	16,500	15,600	900	5.8	
		投資	15,200	12,200	3,000	24.6	
六 そ の 他 の 行 政 費	1. 徴 税 費	世 帯 数	経常	7,440	7,090	350	4.9
			投資	1,670	1,520	150	9.9
	2. 戸籍住民基本台帳費	世 帯 数	経常	3,130	2,960	170	5.7
			投資	7,130	6,790	340	5.0
3. その他の諸	人 口	経常	7,130	6,790	340	5.0	
		投資	1,670	1,520	150	9.9	
		面 積	経常	724,000	680,000	44,000	6.5
			投資	281,000	264,000	17,000	6.4
七 公 債 費	1. 災害復旧費		950	950	0	0.0	
	2. 特定債償還費		250	250	0	0.0	
	3. 辺地対策事業債償還費		800	800	0	0.0	
	4. 特別事業債償還費		88	110	△22	△20.0	
	5. 同和対策事業債償還費		800	800	0	0.0	
	6. 過疎対策事業債償還費		700	700	0	0.0	
	7. 公害防止事業債償還費		500	500	0	0.0	
	8. 地方税減収補てん債償還費		168	168	0	0.0	
	9. 石油コンビナート等債償還費		500	500	0	0.0	
	10. 財源対策債償還費		201	212	△11	△5.2	

## エ) 補正係数

- 現行交付税制度上の補正を分類してみると、①測定単位に関するもの、②都市のスケール差に関するもの、③都市発展の時間差に関するもの、④あるべき行政投資量に関するもの、に分けられる。

### (ア) 測定単位に関するもの

測定単位の種類ごとにそれぞれの単位当りの需要額が異なる場合、その差を補正する種別補正がこれにあたる。具体例で示すと、道路の経常経費（維持修繕費等）にかかる需要を計る場合、測定単位として道路面積がとられる。しかし広幅員の道路は交通量が多く路面の損傷もそれだけ激しい。つまり道路幅員の広狭によって道路費の割高、割安を修正せねばならない。そこで種別補正により幅員を考慮した値に測定単価（ここでは道路面積）を置き換えるのである。

ところで種別補正は測定単位にかかるものであり、以下に述べる他の補正が単位費用にかかっている点と比べれば、若干その意味が異なる。そこで今後の分析では原則として種別補正を他の補正と切り離して考えることとする。

### (イ) 都市のスケール差に関するもの

都市のスケールの違いによる需要の差を補正するものとしては、

- 人口、経済構造、地価、中心性（従属性）という都市態容の差による行政質量の差（給与の差、物件費の差等）を補正する普通態容補正
  - 都市規模（主として人口）のスケールメリット（デメリット）による原単位の差を補正する段階補正
  - 密度の差による効率性（非効率性を補正する密度態容補正の三つ）がある。
- a) 普通態容補正……市町村の規模や活動量が大きくなるに従い、単

位当りの給与費は増大する。また測定単位では把握できない需要発生因子の増大（例えば、道路での交通量等）、特殊な需要の発生（消防での特殊消防等）、物件費の増大等が付加される。こうした行政の質量の差に加えて、例えば保健衛生費の場合、府県事務の委託される政令指定都市、保健所設置市、その他の市町村の間に権能による差を考慮せねばならない。同補正はこのような都市の態容による需要量の変動を補正するものであり、一般に都市規模により係数は逓増する。

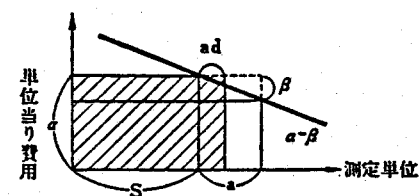
算定方法は年次により、また費目により異なるが、一般型として、行政の質量の差による地域区分（種地で表わす）に従って、

$$(\text{普通態容補正係数}) = \{(\text{種地別の親係数}) \times (\text{標準団体の給与費比率}) + (1 - \text{給与費比率})\} + (\text{行政質量差})$$

とされる。

- b) 段階補正……スケールメリットの作用により、人口1人当り吏員数等、単位当り費用が逓減する経費について、その逓減の率をもって補正係数とするものであり、当然都市規模に従って逓減する。

（算定方法）横軸に測定単位、縦軸に単位当り費用をとることにより得られる曲線において、標準団体の測定単位をS、単位費用（=法定単位費用）を $\alpha$ とする。ここで測定単位(S+a)の市の単位費用を $(\alpha - \beta)$ とすると、この市の財政需要額は $(S+a) \times (\alpha - \beta)$ である。これを $(S\alpha + ad\alpha) < \text{図の斜線部} >$ に等しいとおく。この時のdをもって段階補正係数とする。



c) 密度補正……大別して次の三種類に分けることができる。

(a) 測定単位の密度(人口密度, 1人当り税額等)による逓増, 逓減の補正

低密度地における消防, 徴税等の非効率による単価増(逓減の例)1人当り税額の増大に伴う徴税単価の増大(逓増の例)等への補正である。算定方法は各項目に従って異なるが, モデルによるいくつかの密度段階での試算により単価増率を求める方法, ある数値を超える比率に定率, 定数を加味する方法などがある。

(b) 測定単位の数値と, 下位需要単位との相違の補正

その他教育費(測定単位=人口)の中での公立幼稚園児数, 社会福祉費(測定単位=人口)の中での保育所入所措置児童数や老人人口等は, 測定単位と下位単位の間比例関係がないので, その差を是正するというもの。算定方法は対象人口比例(例えば幼稚園児数/人口)の標準団体との差に, 単価を乗じて求める。

(c) 特殊な需要量に対する補正

小中学校での遠距離通学者(寄宿舍, スクールバスの需要), 消防の石油化学コンビナート(特殊消防の需要)等特殊な需要量への補正である。算定方法は, 需要数に単価を乗じて割増しする。

(ウ) 都市発展の時間差に関するもの

人口急増都市での需要量の増大を補正する。数値急増補正, 過疎化進展地での行政の非効率化の補正, 基準財政需要額の急激な減少を緩和するための数値急減補正, の2種類がある。

数値急増補正はさらに次の三つに分けることができる。

- ① 人口急増補正I……人口急増する市に対し, 測定時以後の人口動態を考慮した割増補正, 「数値代置」方式。算定方式は(人口増加率の全国平均を超える部分)+1, で求める。
- ② 人口急増補正II……人口急増による投資的経費の急激な需要増へ

の補正, 「投資割増方式」

- ③ その他個別の数値の急増に関するもの……学級急増補正(小学校費, 中学校費)世帯数急増補正(戸籍住民基本台帳費)

(エ) あるべき行政投資量に関するもの

投資態容補正のうち, 投資量に関するものとしての投資補正と, 事業費に関するものとしての事業費補正とがある。特に後者は国の定める投資のあるべき姿を基準におき, 自治体の投資をこれに近づけようとするものである。

(ア) 投資補正……国の長期計画策定に基づくいくつかの指標を選び, その統計数値を用いて投資的経費の必要度を算定する補正。

算定方法は複雑な指標と係数が費目ごとに定められている。一例をあげると道路橋りょう費の場合は, 幅員別道路延長比率, 交通事故件数, 土地価格比等を, 都市計画費では可住地土地価格比等を用いて算定する。

(イ) 事業費補正……公共事業の地方負担額, 地方債元利償還金の一部を割増算入するための補正。

(オ) 種地

基準財政需要額を決める因子の一つである補正係数とは, 先にも述べたように各自治体の自然的, 社会的条件の差を表わすものである。しかし3,300余の自治体について, 個々にそれを把握して行くことはあまりに繁雑な作業である。ここで自治体をいくつかのグループに分類することは有効な手段であろう。この分類を種地区分, 個々のグループを種地という。

こうしたグルーピングの第一の指標は, ある自治体はその地方の中核都市であるか, その周辺都市かである。なぜなら両者では行政サービスの質や量が異なるからである。前者を甲地と区分し, 後者を乙区

と区分する。さらに、甲地ではその中核性をいくつかの指標にもとづき得点化する。この得点を評点というが、評点の高さが中核性の強さを示すのである。この評点にもとづいて甲地を細分化する。例えば評点の高い順に甲8種地から甲1種地に分割する。同様に乙地についても、その従属性の強さを示す評点により乙8種地から乙1種地に分割する。ある自治体が甲地をとるか乙地をとるかは自由である。両者から有利な方の種地を選べばよい。

種地はすべての補正係数算定に用いられるわけではない。自治体の都市形態の差にかかる普通態容補正にのみ適用される。またすでに明らかかなように種地区分は市町村について行なわれるもので、府県については行なわない。府県分では需要項目に応じて県庁所在地の値を使ったり、県内全市町村の値を積み上げたりして普通態容補正を求める。

## イ 市町村分の基準財政需要額の算定事例（市町村）

### ア) 土木費の道路橋りょう費のうちの経常経費

#### (ア) 算定方法の概要

基準財政需要額は、道路の面積を測定単位として次の算式により算定する。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times (\Sigma \text{道路の面積} \times \text{種別補正係数}) \\ \times \{ \text{普通態容補正係数} + (\text{寒冷補正係数} - 1) \}$$

#### (イ) 測定単位の数値

道路の面積は、前年4月1日現在において道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するもの（指定都市にあっては国道指定区間を含む。）の面積である。ただし、次に掲げる道路（幅員の狭いもの及び有料道路）の面積は数値から除くこととされている。

- a 路面幅員1.5m未満の市町村道（橋りょうを除く。）

- b 指定都市にあっては、(ア)のほか路面幅員2.5m未満の国道及び府県道（橋りょうを除く。）
- c 渡船施設
- d 道路整備特別措置法第3条、第5条又は第8条の規定によって料金を徴収するもの及び同法附則第4条又は第5条第2項の規定により維持、修繕その他の管理を行うもの。

#### (ウ) 単位費用

単位費用は、道路の面積2,000千㎡を標準団体の行政規模として、これの維持修繕に要する経費を算定し、その一般財源を測定単位の数値(2,000千㎡)で除して算定する。

#### (エ) 補正係数

適用する補正は、種別補正、普通態容補正及び寒冷補正である。

##### a 種別補正

道路の維持修繕に必要な費用は、その道路の交通量によって左右される。交通量が多ければ、路面の損傷が多く、したがって、維持修繕費も多額を要することになるので、路面幅員の広狭によるこれら経費の所要額の差を基準財政需要額に反映させるため適用する。

##### b 普通態容補正

市町村道の維持修繕に要する経費は、市町村の態容による給与差のほか、原材料の単価、舗装の普及率等の差によって異なるので、これらを基準財政需要額に反映させるため適用する。

##### c 寒冷補正

###### a) 給与差

寒冷地手当に要する経費を算入するため適用する。

###### b) 寒冷度

寒冷地帯における道路の凍結等による路面の損傷の修復に要する経費を算入するため適用する。

## c) 積雪度

積雪地帯において、冬期間の道路交通を確保するため必要な除雪及び排雪に要する経費を算入するため適用する。

## (オ) 算定上の注意事項

経常経費の算定上の注意事項は、次に述べる投資的経費と関連するので、投資的経費の項で一括説明する。

## イ) 土木費の道路橋りょう費のうちの投資的経費

## (ア) 算定方法の概要

基準財政需要額は、道路延長を測定単位として、次の算式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{基準財政需要額} = & \text{単位費用} \times \text{道路の延長} \times \{ \text{普通態容補正係数} \\ & \times \text{投資補正 I 係数} + (\text{寒冷補正係数} - 1) \\ & + (\text{投資補正 II 係数} - 1) \} \end{aligned}$$

## (イ) 測定単位の数値

道路の延長は、前年4月1日現在において道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するもの（指定都市にあっては、国道指定区間を含む。）の延長である。ただし、次に掲げる道路（幅員の狭い市町村道及び有料道路）の延長は数値から除くこととされている。

- a 路面幅員 1.5 m 未満の市町村道
- b 渡船施設
- c 道路整備特別措置法第3条、第5条又は第8条の規定によって料金を徴収するもの及び同法附則第4条又は第5条第2項の規定により維持、修繕その他の管理を行うもの。

## (ウ) 単位費用

単位費用は、道路の延長 500 km を標準団体の行政規模として、道路の改築及び交通安全施設等の整備に係る経費を算定し、その一般財源

を測定単位の数値（500 km）で除して算定する。

## (エ) 補正係数

適用する補正は、普通態容補正、投資補正 I、投資補正 II 及び寒冷補正である。

## a 普通態容補正

市町村道については、市町村の態容に応じて、舗装の程度その他工事の質量が異なるので、これらの経費の差を基準財政需要額に反映させるため適用する。

## b 投資補正 I

道路に関する投資的経費の動態的算定を行うため適用する。

市町村のうち指定都市については、その区域に存する国府県道を管理するため、国府県道については道府県分と同様に取り扱う必要がある。したがって、国府県道については市町村道とは別にその必要経費を算定している。

また、道路整備事業費における用地費の実態を考慮し、用地価格の 1 m<sup>2</sup> 当たり単価の差による補正を適用することとしている。

投資補正係数の算定方法は次のとおりである。

$$\begin{aligned} & (A \times \alpha_1 \times 30 + B \times \alpha_2 \times 5 + C \times 1.1 + D \times 1.0 + E \\ & \times 0.6) \times \beta_1 + F \times 45 + G \times \beta_2 \end{aligned}$$

算式の符号

- A 国道延長比率（橋りょうを含む。指定都市にのみ適用）
- B 道府県道延長比率（橋りょうを含む。指定都市にのみ適用）
- C 道路整備比率 I（市町村道のうち 4.5 m 以上の道路延長比率）
- D 道路整備比率 II（市町村道のうち 2.5 m 以上 4.5 m 未満の道路延長比率）
- E 道路整備比率 III（市町村道のうち 1.5 m 以上 2.5 m 未満の道路

延長比率)

F 非永久橋延長比率（市町村道に係る木橋及び石橋の延長に小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

G 交通事故件数比率（昭和52、53年の交通事故件数の平均値）

$\alpha_1$  北海道内の指定都市にあっては0.20, その他の指定都市にあっては1.00

$\alpha_2$  北海道内の指定都市にあっては0.75, その他の指定都市にあっては1.00

$\beta_1$  土地価格比率（昭和54年度固定資産税概要調査による土地決定価格総額に1,000を乗じて得た数を土地総評価地積で除して得た数）が5,800以上16,000未満の大都市及び大都市以外の市町村にあっては1, その他の大都市にあっては次の算式によって算定した数

$$\left(\text{土地価格比率} \times \frac{1}{\gamma}\right) \times 0.4 + 0.6$$

この場合において（）内の数が2.50を超えるときは、（）内の数はわ2.50とする。

（算式の符号）

$\gamma$  土地価格比率が16,000以上の大都市にあっては、16,000, 土地価格比率が5,800未満の大都市にあっては5,800

$\beta_2$  大都市にあっては0.02, 古然他の市町村にあっては0.04

$\alpha_1, \alpha_2$ の乗率が北海道内の指定都市とその他の大都市と異なっているが、これは、北海道における国・道々に対する国の負担率が他府県と異なること及び国道の指定区間の全体に占める比率に差異があることによるものである。

市町村道についての乗率の算定基礎等は次のとおりである。

投資補正に用いる指標は、市町村道については①路面幅員4.5 m

以上の道路の延長、②路面幅員2.5 m以上4.5 m未満の道路の延長、③路面幅員1.5 m以上2.5 m未満の道路の延長、④非永久橋の延長、⑤交通事故件数の5つの指標である。①、②及び③については道路整備率をみようとするものであり改築的要素を、④については橋りょう改築、⑤については交通安全施設整備の必要度を反映させるべく定めたものである。

a) 一般財源の充当構成比

一般財源の充当構成比率は、市町村道の事業種目別事業費等を勘案して定めたものであり、そのウェイトは次のとおりである。

改築経費（4.5 m以上の道路延長比率）	0.26
改築経費（2.5 m以上4.5 m未満の道路延長比率）	0.48
改築経費（1.5 m以上2.5 m未満の道路延長比率）	0.14
橋りょう改築経費（非永久橋比率）	0.09
交通安全施設等経費（交通事故件数比率）	0.03

b) 各指標ごとの全国数値の比率

昭和49年度の算定に用いた測定単位の全国数値等及び昭和46、47年の警察庁公表の交通事故件数を基礎として、次により求めた比率

$$\frac{\text{路面幅員4.5 m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.23$$

$$\frac{\text{路面幅員4.5 m未満2.5 m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.47$$

$$\frac{\text{路面幅員2.5 m未満1.5 m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.23$$

$$\frac{\text{非永久橋延長}}{\text{道路総延長}}=0.002$$

$$\frac{\text{昭和 46, 47 年の交通事故件数の平均}}{\text{道路総延長}}=0.79$$

## c) 補正率

以上②までの算出結果より、次のとおり係数を定めた。

- (a) 路面幅員 4.5 m 以上の道路延長  $1/0.23 \times 0.26 = 1.1$
- (b) 路面幅員 4.5 m 未満 2.5 m 以上の道路延長  $1/0.47 \times 0.48 = 1.0$
- (c) 路面幅員 2.5 m 未満 1.5 m 以上の道路延長  $1/0.23 \times 0.14 = 0.6$
- (d) 非永久橋  $1/0.002 \times 0.09 = 45.0$
- (e) 昭和 46, 47 年の交通事故件数の平均  $1/0.79 \times 0.03 = 0.04$

## c 投資補正 II

広域市町村圏内の市町村（大都市周辺地域広域行政圏内の市町村を含む）とその他の市町村に分け、それぞれの算式により適用する。

広域市町村圏内の市町村については、広域市町村圏における基幹生活関連道路の整備を促進するため関係市町村の市町村道に係る経費を算入すべく算式 I による補正を適用する。

また、その他の市町村についても、生活関連道の整備のための経費の充実をはかるため算式 II による補正を適用する。

それぞれの算式は次のとおりである。

## a) 広域市町村圏内の市町村

算式 I

$$(\text{係数}-1) = \frac{40,000 \text{ 円} + A \times 1,400 \text{ 円}}{359,000 \text{ 円}}$$

(算式の符号)

A：道路延長当たり人口比率(昭和 50 年国勢調査令によって調査し

た人口を測定単位の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときはその端数を 4 捨 5 入する。))

## b) その他の市町村

算式 II

$$(\text{係数}-1) = \frac{A \times 1,100 \text{ 円}}{359,000}$$

(算式の符号)

A：道路延長当たり人口比率

## d 寒冷補正

## a) 寒冷度

寒冷地帯における道路については、凍結防止等の特殊工法が採用され、経費が割高となるのでこれら増加経費を算入するため適用する。

## b) 積雪度

積雪地帯らにおける道路の幅員が他の地域における道路の幅員よりも広く設計施行されるので、これに要する増加経費を算入するため適用する。

## (オ) 算定上の注意事項

## a 数値のとり方

a) 市町村道とは、道路法第 8 条の規定に基づく道路であって道路台帳に記載されている道路であるので、農道、林道等は除かれるものである。

b) 指定都市にあつては、その区域内の国道、府県道についても市長又は市が管理することとなっているので、これらの道路を数値に算入するものである。この場合、延長に係る数値については、市町村道は路面幅員 1.5 m 未満のものは数値から除くこととされている

が、国、府県道の1.5m未満のものは、都道府県の道路の延長に係る数値のとり方と同様に数値に算入するものである。

## (2) 基準財政収入額

基準財政収入額は、基準税率をもって算定した法定普通税収入（これに準ずるものを含む。）および地方譲与税収入の見込額をいう。

都道府県……法定普通税、自動車取得税、軽油引取税、国有資産等所在都道府県交付金および納付金、地方道路譲与税、石油ガス譲与税。

市町村……法定普通税、事業所税、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金、国有資産等所在市町村交付金および納付金、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税。

### ア 基準税率と基準税額

地方譲与税を除く地方税（これに相当するものを含む。）に関する部分については、都道府県にあたってはその80/100、市町村にあたっては75/100を乗じたものを基準財政収入額とする。この基準財政収入額の算定に用いられる税率を「基準税率」と呼んでおり、この基準税率をもって算定した税目ごとの額を「基準税額」という。

### イ 基準財政収入額の算定方法

課税標準等の算定基礎としては、以下のものがある。

#### ア) 統計資料を用いるもの

##### (ア) 国税統計資料を用いるもの

料理飲食等消費税の算定の一部に用いる。

##### (イ) その他の統計資料を用いるもの

木材引取税

#### イ) 関係官庁の調査した課税容体の数量等を用いるもの

##### (ア) 課税客体の数量を用いるもの

娯楽施設利用税（同交付金を含む。）、自動車税、鉱区税、狩猟者登録税、自動車取得税、固定資産税のうち土地及び家屋に係るもの、軽自動車税

##### (イ) 納税義務者数を用いるもの

個人事業税、道府県民税及び市町村民税のうち均等割及び所得割に係るもの

#### ウ) 課税実績を用いるもの

##### (ア) 課税標準額を用いるもの

道府県民税及び市町村民税のうち法人税割に係るもの、法人事業税、不動産取得税、たばこ消費税、軽油引取税、固定資産税のうち償却資産に係るもの、鉱産税、特別土地保有税、事業所税、交納付金

##### (イ) 税額を用いるもの

電気税、ガス税

#### エ) 交付又は譲与実績を用いるもの

自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、特別とん譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税

### ウ 課税免除等の特例

政策的配慮に基づいて特別立法等によって認められ、地方団体が課税免除または不均一課税を行なった場合には、一定の要件に該当する限り、減収となる額の全部または一部を、当該年度の基準財政収入額となるべき額から控除するものとされている。

- ① 交付税法第14条の2の規定による特例
- ② 低開発地域工業開発促進法による特例
- ③ 産炭地振興臨時措置法による特例
- ④ 新産業都市建設促進法による特例



- ⑤ 工業整備特別地域整備法による特例
- ⑥ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による特例
- ⑦ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による特例
- ⑧ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律による特例
- ⑨ 農村地域工業導入促進法による特例
- ⑩ 沖縄振興開発特別措置法による特例
- ⑪ 工業再配置促進法による特例
- ⑫ 過疎地域振興特別措置法による特例

過疎地域振興特別措置法第 27 条の規定により、同法に基づき指定された過疎地域内において指定のあった日から 5 年以内に製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して地方団体が事業税、不動産取得税及び固定資産税について課税免除又は不均一課税を行った場合には、課税免除又は不均一課税に係る減収額のうち基準財政収入額として算定される額が減収補てんの対象となる。

また、過疎地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に対して都道府県が事業税について課税免除又は不均一課税を行った場合にも同様の特例措置が行われる。

なお、事業税及び固定資産税については、最初に課税免除等の措置が行われた年度から 3 ケ年度間における減収額に限って対象となるものである。

### (3) 特別交付税

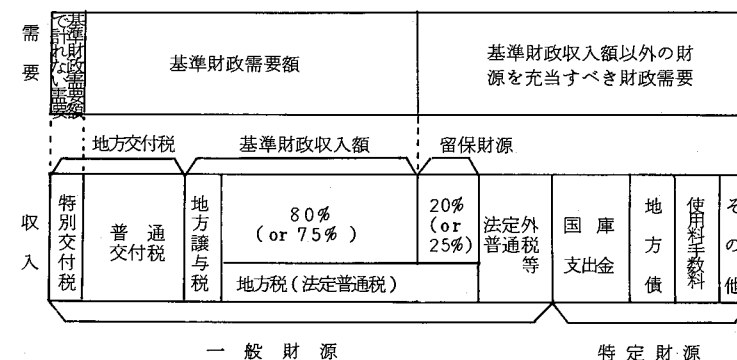
特別交付税は、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること、基準財政収入額のうち著しく過大に算定さ

れた財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、または財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額または基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大または基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、自治省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付される。

なお、特別交付税の算定方法は自治省令で定められている。

これまで述べてきた基準財政需要額、同収入額、交付税額等の関係を示すと次のようになる。

交付税算定上から見た需要と財源の関係（交付団体の場合）



## 5) 国庫支出金

国庫支出金とは、国庫から地方団体に支出される資金のうち補助金、負担金、利子補給金、損失補償金、交付金、助成金その他相当の反対給付を受けない国からの給付金をいう。

国庫支出金は、特定の事務事業の実施を地方団体に義務づけた場合に、当

該事務事業の執行に要する経費に充てることを条件として交付され、または特定の事務事業の実施を地方団体に奨励しようとする場合にその経費に充てることを条件として、その全部または一部に相当する額を交付するものであり、いわゆる紐付きの財源である。

## (1) 国庫負担金

### ア 普通国庫負担金

地方団体またはその機関が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方団体相互の利害に関係がある事務のうち、国が経費を負担する必要があるものに対して支出するものである。

[例]

義務教育費国庫負担金、生活保護費国庫負担金、公共事業費国庫負担金  
地方団体またはその機関が総合的に樹立された計画にしたがって実施しなければならない、法律または政令で定める土木その他の建設事業に要する経費に対して支出されるもので、道路、河川、港湾、小中学校、公共住宅等の公共施設の整備費に対するもの、土地改良事業に対するものおよび失業対策事業に対するものがある。

### イ 災害国庫負担金

地方団体またはその機関が実施しなければならない法律または政令で定める災害にかかる事務で、地方税または地方交付税法によっては、その財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する経費に対して支出されるものである。

国庫負担金の算定の基礎としては、概算で支出した額か実所要額に不足するときは精算交付する負担金と、定員定額、基礎数量、基準単価方式にたよっている「……補助金」または「……交付金」と称されているものがある。そして国庫負担金が支出される経費のうち地方団体が負担すべき部分（いわゆる裏負担金といわれているもの）は、地方

交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとされている。

## (2) 国庫補助金

各種の奨励的補助金、助成金、元利補給金、損失補償金、交付金、後進地域特別法適用団体等補助率差額等がこれに含まれ、地方財政法第16条の規定により支出されるものがこれに該当する。また国庫補助金の裏負担金は国庫負担金のそれとは違い、基準財政需要額に算入するという保障がない。

## (3) 国庫委託金

国庫委託金は、国会議員の選挙、国勢調査、外国人登録、自衛隊員の募集、国民年金その他各種の社会保険制度に関する国の事務を地方団体に委託する場合に支出されるものである。

## 6) 地方債

地方債とは、地方団体が財政収入の不足を補うための資金調達によって負担する債務で、その履行が一会計年度をまたがって行なわれるものであり、証書借入または証券発行の形式をとるものである。  
解説編の3-2、4)でくわしく説明しているのでここでは説明を省く。

## 7) その他の収入

### ① 分担金、負担金

## i 分担金

数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収されるものであり、公共下水道事業、土地改良事業、道路事業等においては経費の有力な財源となっている。

## ii 負担金

負担金は、都道府県が市町村から徴収するものであって、「都道府県が行う土木その他の建設事業（高校の施設の建設事業を除く）でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。」となっている。

## ② 使用料、手数料

## i 使用料

使用料は、「許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき」徴収されるものである。

〔例〕 高校授業料、保育所使用料、公営住宅使用料、発電水利使用料

## ii 手数料

手数料は、「当該地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき」徴収されるものである。

〔例〕 自動車運転免許手数料、戸籍手数料、高圧ガス取締手数料

## ③ 財産収入

財産収入には、財産の貸付、利子、配当等の運転収入と、土地家屋の売却、山林の伐採、生産物の売上げ等の財産売却収入がある。

## ④ 寄附金

P.T.A.寄附金といった教育関係に多い。

## ⑤ 繰入金

繰入金とは、企業会計等から他の会計への資金の移動であって、いわば会計操作上の収入である。

## ⑥ その他

繰越金、諸収入、収益事業収入（競馬、競輪、オートレース、競艇、宝くじ等）。

## 11 「税金のあらし」の例

〇〇ダム建設に伴う各種補償金の項目別課税区分及び税法上の取扱いについて、その要旨を「あらまし」としてまとめました。

ダム事業など公共事業に土地等を譲渡した場合、租税特別措置法により3,000万円の特別控除の特例又は代替資産の買換えの特例が受けられます。

この特例を受けるにはその事業が土地収用法第3条に規定する事業に該当し、同法に基づく事業認定等を受けていなければなりません。〇〇ダム建設事業は昭和〇〇年〇月〇日（〇〇ダム建設に伴う基本計画告示の日）をもって事業の認定等のあった日としています。

このふたつの特例のうち、どちらの適用を受けるかは本人の選択になります。

同一事業にあっては3,000万円の特別控除の特例は一回限りしか認められません。

同一事業において数年次にわたって買取りがあった場合、初年度3,000万円の特別控除の特例が適用され、年次度以後は代替資産の買換えの特例が適用されます。又、初年度代替資産の買換えの特例を適用した場合には、次年度以後も代替資産の買換えの特例だけになります。

〇〇ダム関連事業のうち次の3事業は原則としてそれぞれ別事業となり3,000万円の特別控除が適用されます。

(1) 県道

- (2) 村道
- (3) 墓地（事業認定が条件）

これ以外の工事用道路、林道等の用地についてはダム事業で必要な用地と一体のものとして取扱われることになります。

別事業であっても、同一年中に買取りが重複した場合は最高3,000万円の特別控除が限度です。

これらの事業の買取りが同一年中に行われた場合にあっては、最高3,000万円の特別控除が限度になります。

租税特別措置法による3,000万円の特別控除の特例を受けるには、最初にお買取りの申出があった日から6ヶ月以内に契約を締結しないと適用されません。

〇〇ダム建設事業の買取申出の日、各権利者に個人補償額の提示をした日になります。

取用事業により買取り等があった場合、これに代る一定の資産を取得したときには、補償金の額が代替資産の取得価額以下である場合には、譲渡がなかったものとされ課税されません。（これを「課税の繰延べ」といいます。）

しかし、補償金の額が代替資産の取得価額を超える場合には、その超える金額の部分だけ譲渡があったものとして課税されます。

(例)

土地建物の補償金	代替資産の取得価額	課税対象譲渡収入金額
5,000万円	5,000万円	0
5,000万円	4,000万円	1,000万円

ところで、課税の繰延べが認められる代替資産の範囲は

- (1) 取用などにより買取られた資産と同じ種類の資産を取得した場合（これを個別法といいます。）
  - (2) 二つ以上の資産で一つの効用を有する一組の資産が買取られた場合に、これと同じ効用を有する他の資産を取得した場合（これを一組法といいます。）
  - (3) 事業の用に使われていた資産が買取られた場合に、代わりに事業を営むための資産を取得した場合（これを事業継続法といいます。）
- 以上3つの区分ごとに次のように定められています。

① 個別法

取用事業により買取られた資産が、次の区分のいずれに属するかに応じて、これと同じ区分に属する資産が、代替資産となります。

例えば、取用などされた資産が土地であれば、その代替資産は土地ということになります。

イ 土地や土地の上に存する権利

(例)

譲渡した資産		代わりに取得した資産	
宅地	1,000万円	宅地	2,000万円
農地	1,000万円		農地
山林（土地のみ）	2,000万円		
共有地	500万円		
借地権	500万円		
合計	5,000万円	合計	5,000万円

## ロ 建物（付属設備も含む）や、建物に付属する構築物

		代わりに取得した資産	
(例)			
建物	1,000 万円	建物	1,050 万円
門	30 万円	庭園	40 万円
塀	50 万円	排水施設	10 万円
排水施設	20 万円		
合計	1,100 万円	合計	1,100 万円

## ハ ロ以外の構築物

ニ その他の資産（この場合は譲渡資産と種類および用途を同じくする資産に限られます。

## ② 一組法

収用事業により買取られた資産が、居住用の土地と建物のように、区分の異なる二つ以上の資産の組合せにより一つの効用を有する一組の資産となっている場合は、それと同じ効用を有する他の資産とすることもできます。

しかし、一組の資産として取扱われるのは、次の用途に供されるものに限られます。

## イ 居住の用

(例) 「一組の資産」とされる場合

譲渡した資産		代わりに取得した資産	
居住用土地	3,000 万円	居住用土地	1,500 万円
居住用家屋	500 万円	居住用家屋	2,000 万円
合計	3,500 万円	合計	3,500 万円

## ロ 店舗又は事務所の用

## ハ 工場・発電所又は変電所の用

## ニ 倉庫の用

## ホ イ～ニまでのほか劇場の用、運動場の用、など

以上の区分によるほか次のような場合も代替資産として認められま

す。

## (例 1)

譲渡した資産		代わりに取得した資産	
居住用土地	800 万円	居住用家屋	1,500 万円
居住用家屋	700 万円	(土地は収用前から所有合	
合計	1,500 万円	していたもの)	

## (例 2)

譲渡した資産		代わりに取得した資産	
店舗居住併用土地	2,000 万円	居住用土地	1,000 万円
家屋	1,000 万円	居住用家屋	2,000 万円
合計	3,000 万円	合計	3,000 万円

## ③ 事業継続法

収用事業に譲渡した資産がその人の営む事業の用に使われていたものであれば、譲渡した資産とちがう資産を取得しても、事業用に使うものであれば代替資産とすることができます。

## (例)

譲渡した資産		代わりに取得した資産	
工場敷地	3,000 万円	旅館用土地	1,000 万円
工場建物	2,000 万円	旅館建物構築物	3,000 万円
		貸家用地	1,000 万円
合計	5,000 万円	合計	5,000 万円

譲渡した資産の代わりに代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとして取扱われますが、代替資産の取得期間は次のように定められています。

(1) 買取りのあった日の属する年中に取得したもの→(譲渡した年の12月31日までに取得したもの)

- (2) 買取りのあった日から2年以内に取得したもの  
 (3) 買取りのあった日の属する年の1月1日前1年以内に取得したもので、かつ事業認定又は買取りの申し出があったことにより取用等されることが明らかになった日以後に取得したもの。

## (1)の例

56年10月1日に起業者と譲渡契約した場合は、56年12月31日までに代替資産を取得する。

## (2)の例

56年10月1日に起業者と譲渡契約した場合は、58年9月30日までに代替資産を取得する。

ただし、この場合確定申告日(57年3月15日)までに、取得予定の代替資産について、取得価格の見積額、取得予定年月日などを記載した「取得価格の見積額の承認申請書」を税務署長あて提出し、承認を受ける必要があります。

## (3)の例

56年10月1日に起業者と譲渡契約した場合は、55年1月1日以後取得したものは代替資産の先行取得として認められます。

やむを得ない事情のため代替資産を2年以内に取得できない場合、最高3年まで延長することができます。

取用などに伴い工場などを移転する場合など、取得する工場の敷地造成、工場の建設に要する期間が通常2年を超えるなど、やむを得ない事情があるため、2年以内に取得することが困難であると認められる場合は最高3年まで延長することができます。

この場合「取得価格の見積額の承認申請書」に取得期限の延長する事情、

取得することが認められる日を付記し税務署長の承認を得る必要があります。

代替資産を期限内に取得できなかった場合、取得期限を経過した日から4ヶ月以内に申告すれば3,000万円の特別控除の特例が適用できます。

代替資産を取得する予定で「予定価格の見積額の承認申請書」を提出し税務署長の承認を受けていた場合は、代替資産の取得期限(2年又は3年)を経過した日から4ヶ月以内に修正申告書を提出すれば、3,000万円の特別控除の特例が適用できます。

ただし、この取扱いは「買取りの申出」があった日から6ヶ月以内に事業用地の契約がなされていないと適用されません。

取用事業用地の補償金に代えて対償地として与えるために必要な土地について、代替地を提供した者に対して1,500万円の特別控除の特例が適用されます。

この代替地の提供に係る手続には次の二通りの場合がありますが、上の特別控除は原則として(2)の手続による場合に適用されます。

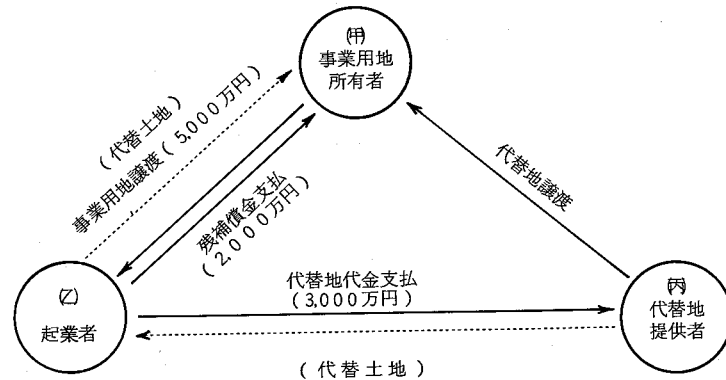
## (1) 三者契約方式

事業用地所有者、起業者及び代替地提供者の三者間で契約を締結し、代替地提供者に事業用地所有者の補償金のうちから代替地土地代金を起業者が直接支払う方法です。

## (例)

- 甲：(事業用地所有者) 起業者に事業用地5,000万円譲渡  
 乙：(起業者)  
 丙：(代替地提供者) 代替地3,000万円を譲渡





(2) 買取方式

起業者が、あらかじめ代替地提供者より土地の取得を行い、代替地希望者に対償地として、交換又は売払いうる方法です。

事業用地（水没地帯ダム本体事業用地又は付替県道等）の譲渡と代替地提供した場合の特別控除の取扱いは次の通りである。

- (1) 同一年中にそれぞれ譲渡等があった場合の特別控除は最高3,000万円が限度です。
- (2) 同一年中の譲渡であっても、代替地提供については1,500万円の特別控除の特例、水没地等本体事業用地については代替資産の買換えの特例と併用することができます。
- (3) 異なる年次にそれぞれ譲渡等があった場合は、それぞれ特別控除が適用されます。

収用事業による3,000万円の特別控除の特例と代替資産の買換えの特例は同一年中においては併用できませんが、居住用資産の譲渡による3,000万円の特別控除の特例を適用し、その他の資産について代替資産の買換えの特例を適用することは可能です。

山林の立木補償の税法上の扱いは次の通りです。

- (1) 山林の立木補償金は対価補償金として土地代金等と共に3,000万円の特別控除の特例が適用されます。
- (2) 代替資産を取得する場合で、山林を取得する場合には、山林の立木補償金も充てることができます。
- (3) 山林の立木補償金の課税区分は次の通りです。
 

長期保有の場合	→山林所得	→分離課税
(譲渡の日以前5年以上所有していた場合)		
短期保有の場合	→雑所得	→一般総合課税
(譲渡の日以前5年以内所有していた場合)		

(注) 補償を受けた立木を売却した場合、売却した立木の代金は保有の状態によってそれぞれ上記の区分により課税されますが、特例の適用はありません。

(例) 譲渡した資産

居住用土地	2,400万円	居住用資産の譲渡による 3,000万円の特別控除を適用
居住用建物	1,600万円	
合計	4,000万円	
農地	3,000万円	代替資産の買換えを適用
山林	6,000万円	

(注) 居住用資産が3,000万円を超える場合、3,000万円以下に分割して適用を受けることはできません。

〇〇ダム建設に伴う補償項目別課税区分は別表1のとおりです。

別表1 補償項目別課税区分一覧表

番号	補償の種類	税法適用区分	所得区分	摘要	
1	土地代金	対価補償金	分離譲渡所得		
2	権利消滅補償料	"	"		
3	建物移転料	移転補償金	一時所得	実質取りこわしの場合は 対価補償金 (分離譲渡所得)	
4	工作物移転料	"	"		
5	屋内動産移転料	"	"		
6	一般動産移転料	"	"		
7	仮住居補償	経費補償金	"		
8	仮倉庫補償	"	"		
9	仮車庫補償	"	"		
10	家賃減収補償	収益補償金	不動産所得		
11	借家・借間人補償	対価補償金	総合譲渡所得		
12	墓石移転料	移転補償金	一時所得		
13	改葬料	非課税			
14	還座祭典料	"			
15	弔祭料	"			
16	移 転 雑 費	移転先選索費	移転補償金	一時所得	建物に準じて取扱 う。
		法令上の手続費用	"	"	
		建築祭儀費補償	"	"	
		休業補償	"	"	
		その他雑費	"	"	
		子弟転校費	"	"	
17	庭木(收穫樹を含む)	移転補償金	一時所得	移植...移転補償金(一時所得) 伐採除却...対価補償金(総合譲渡所得)	
	山林立木	対価補償金	山林所得		
18	特産物補償	移転補償金	一時所得		
19	天恵物補償	"	"		

番号	補償の種類	税法適用区分	所得区分	摘要
20	労務休業補償	収益補償金	雑所得	
21	副業補償	"	"	
22	離転者補償	その他補償金	一時所得	
23	残存山林管理費補償	移転補償金	"	
24	飲料水補償	対価補償金	総合譲渡所得	
25	墳墓管理費補償	移転補償金	一時所得	
26	家畜・家きん補償	"	"	
27	営業 休止 補償	休業期間補償	収益補償金	事業所得
		営業用資産固定経費	経費補償金	"
		従業員休業手当	"	"
		得意先喪失補償	収益補償金	"
		営業収益減	"	"
		商品・仕掛品減損	"	"
		仮店舗費用	経費補償金	"
28	営業 廃止 補償	営業の権利	収益補償金	"
		機械器具売却損	対価補償金	総合譲渡所得
		商品仕掛品売却損	経費補償金	事業所得
		従業員休業手当	"	"
		営業収益	収益補償金	"
		解雇予告手当	経費補償金	"
		解雇帰郷旅費	"	"
退職手当	"	"		

## 12 参考法令

## 1) 地方債関連の法令

(解説編 3-2, 4) 水源地域整備事業の財源措置関係)

## ●地方自治法(抄) [昭和 22 年 法律第 67 号]

(地方債)

第 230 条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

(一時借入金)

第 235 条の 3 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

3 第 1 項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもって償還しなければならない。

(地方債の許可)

第 250 条 普通地方公共団体は、地方債を起し並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間、政令の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

(市に関する規定の適用)

第 283 条 この法律又は政令で特別の定をするものを除く外、第 2 編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。

(都道府県及び市町村に関する規定の準用)

第 292 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

(事業団の設置)

第 298 号 普通地方公共団体は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく次の各号に掲げる事業で当該普通地方公共団体の事務（当該普通地方公共団体の長の権限に属する国の事務を含む。）に属するものを総合的に実施するため、他の普通地方公共団体と共同して、これらの事業の実施を委託すべき地方開発事業団（以下「事業団」という。）を設けることができる。

- 一 住宅、工業用水道、道路、港湾、水道、下水道、公園緑地その他政令で定める施設の建設（災害復旧を含む。）
- 二 前号に掲げる施設の用に供する土地、工場用地その他の用地の取得又は造成
- 三 土地区画整理事業に係る工事

2 普通地方公共団体は、事業団を設けようとするときは、その議会の議決を経る協議により規約を定め、都道府県又は都道府県及び市町村が設けようとする場合にあっては自治大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。設置団体（事業団の設置者たる普通地方公共団体をいう。以下同じ。）の数の増減又は事業団の規約の変更についても、また同様とする。

（施設等の移管又は処分）

第 302 号 事業団は、第 298 条第 1 項第 1 号に掲げる事業（分譲住宅の建設を除く。）を完了したときは、当該事業に係る施設を設置団体又は設置団体の長に移管し、分譲住宅の建設又は同項第 2 号に掲げる事業を完了したときは、当該事業に係る住宅又は土地を処分し、又は設置団体若しくは設置団体の長に移管するものとする。

（会 計）

第 308 条 事業団の事業の経理は、会計を設けて行うものとする。

- 2 第 302 条の規定により事業団が処分する住宅又は土地に係る事業及び第 298 条第 1 項第 3 号に掲げる事業（以下「特定事業」という。）の経理は、他の事業に係る経理と別に会計を設けて行ない、その経費は、主として住宅又は土地の処分に伴う収入及び特定事業のために起こした地方債による収入をもって充てるようにしなければならない。
- 3 設置団体は、特定事業に係る会計に必要な出資を行なうことができる。

（財務に関する規定の準用）

第 314 条

- 2 第 230 条並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律 292 号）第 20 条、第 29 条、第 32 条第 5 項及び第 6 項並びに第 32 条の 2 の規定は、特定事業に係る財務についてこれを準用する。

（準用規定）

第 318 条 第 150 条、第 151 条第 1 項、第 245 条から第 246 条の 4 まで、第 250 条及び第 253 条の規定は事業団について、第 252 条の 14 から第 252 条の 16 までの規定は第 316 条の規定により事業団が設置団体の事務又は設置団体の長の権限に属する事務の委託を受ける場合についてこれを準用する。

●地方自治法施行令（抄）〔昭和 22 年 政令第 16 号〕

（起債等の許可）

第 174 条 地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、普通地方公共団体は、自治大臣及び大蔵大臣の定めるところにより、当分の間、自治大臣の許可を受けなければならない。但し、自治大臣及び大蔵大臣の指定する事件については、自治大臣の許可に代え都道府県知事の許可を受けるものとし又は自治大臣の許可を受けることを必要としないものとする。

●地方自治法施行令第 174 条の規定による地方債の許可に関する件

〔昭和 22 年 内務・大蔵省令第 5 号〕

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の借入金を除く外、地方債を起し又は起算の方法、利息の定率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、第 2 条に定めるものを除く外、都道府県、地方自治法第 155 条第 2 項の市及び特別区にあっては内務大臣、市町村にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 内務大臣は、前項の規定により、許可をしようとするときは、予め大蔵大臣と協議するものとする。但し、起債目的一件の金額が 500 万円未満のものについてはこの限りでない。

第2条 左の事件については、内務大臣の許可を受けることを必要としない。

- 一 小学校恩給基金又は罹災救助基金よりの借入にかかる都道府県債、地方自治法第155条第2項の市の市債及び特別区債に関すること。
- 二 自作農創設維持資金に充てる為借入れる都道府県債、地方自治法第155条第2項の市の市債及び特別区債に関すること。
- 三 都道府県の基金若しくは資金又は市町村に転貸の為借入れた都道府県債の収入金より借入れる市町村債に関すること。
- 四 地方債の借入額を減少し又は利息の定率を低減すること。
- 五 地方債の借入先を変更し又は債券発行の方法による地方債をその他の方法による地方債に変更し、若しくは債券発行の方法によらない地方債を債券発行の方法による地方債に変更すること。
- 六 地方債の償還年限を短縮し又はその償還年限を延長せず且つ利息の定率を高めなくて借替を為し若しくは繰上償還を為すこと。但し、外資によつた地方債の借替又は外資をもってする借替についてはこの限りではない。
- 七 地方債の償還年限を延長せずして不均等償還を元利均等償還に変更し又は年度内の償還期若しくは償還期数を変更すること。

第3条 この省令の適用については、都道府県、地方自治法第155条第2項の市及び特別区の加入する地方公共団体の組合の起債は、これを都道府県の起債とみなし、市町村の組合の起債は、これを市町村の起債とみなす。

#### ●地方行政調査委員会議の地方債に関する勧告に対する措置要綱

[昭和26年2月20日閣議決定]

地方行政調査委員会議の地方債に関する勧告を尊重して明年度以降における地方債の許可制度及び融資手続を簡略にするため、次の措置をとる。

- (1) 地方債を許可するに当っては、地方財政委員会と大蔵省との協議によつて定める起債許可方針により行うものとする。
- (2) 当該年度の地方債発行総額を定め、これを一般公共事業分（失業対策事業分を含む。以下同じ。）、災害復旧事業分（公共及び単独を含む。以下同じ。）および単独事業分に区分する。
- (3) 一般公共事業分と災害復旧事業分については、事業別の審査は行わない

が、単独事業分に限っては、その性質上事業別の審査を行うものとする。

(4) 都道府県（5大都市を含む。）の起債の許可は、地方財政委員会が次の方法により大蔵大臣と協議して決定する。

イ 一般公共事業分については一般公共事業の負担額と財政状態とを考慮して、都道府県毎の起債許可予定額を決定する。

都道府県は、その起債許可予定額の範囲内で、適宜、事業別の起債額を定め、地方財政委員会の許可を受ける。

ロ 災害復旧事業分については、災害復旧事業費の負担額を考慮して、都道府県毎の起債許可予定額を決定する。

都道府県は、その起債許可予定額の範囲内で、適宜、事業別の起債額を定め、地方財政委員会の許可を受ける。

ハ 単独事業分は、当該事業の緊急度及び財政状態並びに過去の起債実績等を勘案して事業別に許可額を決定する。

大蔵省預金部は、地方財政委員会の大蔵大臣に対する起債許可の協議に当り予め融資の承諾をしたものについては、起債許可あり次第速かに融資を実行するものとする。

(5) 市町村（5大都市を除く。）の起債の許可は、次の方法による。

1 地方財政委員会は大蔵大臣と協議して都道府県毎に

- イ 一般公共事業分
- ロ 災害復旧事業分
- ハ 単独事業分

の各事業区分につき、それぞれの(4)イ、ロ、ハの方法に準じて、起債許可予定額を決定する。

2 個々の市町村に対する許可は、各事業区分の起債許可予定額の範囲内において且つ起債許可方針に基き、都道府県が(4)のイ、ロ、ハの方法に準じて決定する。

3 1市町村に2以上の一般公共事業又は2以上の災害復旧事業がある場合において、当該市町村が都道府県知事より割当てられた事業区分毎の起債許可予定額の範囲内において、適宜事業別の起債額を定め許可を受け得ることは都道府県の起債の場合と同様とする。

4 大蔵省預金部(地方財務局)は、都道府県知事が、起債の許可をするに当たり、予め融資の承諾をしたものについては、速やかに融資を実行するものとする。

(6) 公募公債を許可額の枠外とすることは当分の間困難である。

●地方財政法(抄) [昭和23年 法律第109号]

一部改正 [昭和48年 法律第71号]

(地方債の制限)

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。但し左に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
  - 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付を目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
  - 三 地方債の借換のために要する経費の財源とする場合
  - 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
  - 五 普通税(道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税、鉦区税、狩猟者登録税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。)の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において、戦災復旧事業費及び学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費並びに公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合
- 2 特別区が地方債をもって前項第5号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、東京都が地方債をもってその財源とすることができる場合でなければならない。

(地方債の償還年限)

第5条の2 前条第1項第5号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地

方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数をこえないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、また同様とする。

(証券発行の方法による地方債)

第5条の3 地方公共団体は、証券を発行する方法によって地方債を起す場合においては、政令の定めるところにより、募集、売出又は交付の方法によることができる。

2 前項の証券は、割引の方法によって発行することができる。

3 第1項の地方債を償還する場合においては、政令の定めるところにより、抽せんの方法によってすることができる。

(商法の適用)

第5条の4 商法(明治32年法律第48号)第307条、第309条から第311条まで及び第316条の規定は、前条第1項の地方債について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」とあるのは「地方債」と、「社債権者」とあるのは「地方債権者」と、「債券」とあるのは「証券」と、第307条第1項中「記名社債」とあるのは「記名地方債」と、「社債原簿」とあるのは「地方債証券原簿」と、「会社」とあるのは「地方公共団体」と読み替えるものとする。

(一部事務組合による地方債)

第5条の5 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の規定による一部事務組合で、その規約に当該組合を組織する地方公共団体に貸しつけるための地方債を共同して起す旨を規定するものが起す地方債については、当該組合と当該組合を組織する地方公共団体とが連帯してその償還及び利息の支払の責に任ずるものとする。

(地方債証券の共同発行)

第5条の6 証券を発行する方法によって地方債を起す場合においては、2以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

(剰余金)

第7条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

2 第4条の3第2項及び第3項並びに第4条の4の規定は、前項の規定により積み立てた金額について準用する。

3 前条の公営企業について、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、第1項の規定にかかわらず、議会の議決を経て、その全部又は一部を一般会計又は他の特別会計に繰り入れることができる。

4 第1項及び前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

●地方財政法施行令（抄）〔昭和23年 政令第267号〕

(公営企業)

第12条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業

七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

八 病院事業

九 市場事業

十 と畜場事業

十一 観光施設事業

十二 宅地造成事業

十三 公共下水道事業

●地方公営企業法（抄）〔昭和27年 法律第292号〕

(地方自治法等の特例)

第6条 この法律は、地方公共企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109条）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。

(企業債)

第22条 地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起す地方債（以下「企業債」という。）については、行政庁の許可を必要としない。

(企業債についての配慮)

第22条の2 国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(償還期限を定めない企業債)

第23条 地方公共団体は、企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めないことができる。この場合においては、当該地方公営企業の毎事業年度における利益の状況に応じ、特別利息をつけることができる。

(財政再建計画の策定等)

第43条 この法律を適用している水道事業、工業用水道事業（その布設に要する経費について国から補助金の交付を受けたものを除く。第49条において同



じ。), 軌道事業, 自動車運送事業, 地方鉄道事業, 電気事業, ガス事業又は病院事業のうち実質上収支が均衡していないもので, 昭和 41 年 3 月 31 日(同年 4 月 1 日に新たにこの法律を適用した事業にあっては, 同日)において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合において, そのこえる額をいう。以下同じ。)を有するもの(同年 4 月 1 日においてこの法律を適用していなかった事業にあっては, 昭和 40 年度において実質赤字を有するもの。以下「昭和 40 年度の赤字企業」と総称する。)について, この章の規定によって財政の再建を行なおうとする地方公共団体は, 当該地方公共団体の議会の議決を経て, その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出て, 自治大臣の指定する日(以下「指定日」という。)現在により, 当該事業の財政の再建に関する計画(以下「財政再建計画」という。)を定めなければならない。

2 財政再建計画は, 指定日の属する年度及びこれに続くおおむね 7 年度以内に不良債務を解消し, 財政の健全性を回復するように次の事項について定めるものとする。

- 一 財政の再建の基本方針
- 二 各年度において解消する不良債務
- 三 不良債務を解消し, 財政の健全性を回復するための具体的措置
- 四 第 45 条の規定による企業債の各年度ごとの償還額

3 第 1 項に規定する実質赤字とは, 次に掲げる金額をいう。

- 一 歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額
- 二 実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べた額又は当該年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち翌年度に繰り越した額から, これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度に収入されなかった部分に相当する額を控除した金額

(財政再建計画の承認)

第 44 条 財政再建計画は, 昭和 40 年度の赤字企業を経営する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し, 当該地方公共団体

の議会の議決を経て, 自治大臣の承認を得なければならない。この場合において, 自治大臣は, その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように, 当該財政再建計画に必要な条件を付けて, 当該財政再建計画を承認することができる。

- 2 前項の規定は, 財政再建計画について承認を得た地方公共団体(以下「財政再建団体」という。)が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。
- 3 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなったため, 財政再建計画を変更する必要を生じた場合において, あらかじめその変更について, 自治大臣の承認を得るいとまがないときは, 財政再建団体は, 事後において, 遅滞なく, その変更につき前項において準用する第 1 項の自治大臣の承認を得なければならない。
- 4 財政再建団体の長は, 財政再建計画に従って予算を調製しなければならない。
- 5 再建企業(地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和 40 年度の赤字企業をいう。以下同じ。)の管理者は, 財政再建計画に従って当該再建企業の業務を執行しなければならない。

(財政再建債)

第 45 条 財政再建団体は, 昭和 41 年 3 月 31 日(同年 4 月 1 日に新たにこの法律を適用した事業にあっては, 同日)における不良債務又は昭和 40 年度の実質赤字(第 43 条第 3 項に規定する実質赤字をいう。第 49 条において同じ。)の範囲内における一時借入金の償還及び未払金の支払に充てるため並びに前条第 1 項の規定による財政再建計画の承認のあった日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に財政再建計画に基づく職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した管理者及び企業職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため, 企業債を起すことができる。

(財政再建債の償還)

第 46 条 前条の企業債(以下「財政再建債」という。)は, 指定日の属する年度の翌年度以降おおむね 7 年度以内(同条の退職手当の財源に充てるため起こした財政再建債にあっては, その起こした日の属する年度の翌年度以降 3 年度以内)に, 財政再建計画に基づき償還しなければならない。

(財政再建債の利子補給)

第47条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年3分5厘をこえるものにつき、政令で定める基準により、年4分5厘の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年3分5厘として計算して得た額をこえる部分に相当する額を当該財政再建団体に補給する。

(企業債の償還繰延べ等)

第48条 国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べその他再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

(赤字の企業の財政再建)

第49条 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業で昭和41年度以降の年度において不良債務又は実質赤字を有するもの(再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。)のうちこの法律を適用しているものを経営する地方公共団体は、当分の間、第43条第1項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができる。

2 第43条第2項及び第44条の規定は、前項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た地方公共団体の経営する赤字の企業に係る財政の再建について準用する。

(地方財政再建促進特別措置法の運用)

第50条 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195条)第4条、第5条第2項、第6条、第7条、第11条、第14条、第18条から第21条まで及び第24条第2項の規定は、再建企業又は赤字の企業の財政の再建について準用する。

## 附 則

(起債の特例)

2 企業債については、第22条の規定にかかわらず、当分の間、地方自治法第250条の規定の適用があるものとみなす。

(退職手当債を財政再建債とみなす措置)

5 財政再建団体(財政再建債を起こさない財政再建団体を除く。)が第50条において準用する地方財政再建促進特別措置法第24条第1項の規定により起こしている企業債がある場合には、当該企業債は、当該財政再建団体の財政再建計画について第44条第1項の自治大臣の承認を受けた日(同日以後に起こされた企業債については、その起こされた日)以後は、財政再建債とみなす。この場合において、財政再建債とみなされる企業債に係る第47条の規定による利子補給は、これらの日以後の分について行なうものとする。

## ●地方公営企業法施行令(抄) [昭和27年 政令第403号]

(財政の再建の申出の期限)

第31条 法第43条第1項に規定する政令で定める日は、昭和41年12月31日(法第49条第1項の赤字の企業(以下「赤字の企業」という。)にあっては、不良債務(法第43条第1項の不良債務をいう。以下同じ。)又は実質赤字(法第43条第3項の実質赤字をいう。以下同じ。)を生じ年度の翌年度の末日とする。

(財政再建債の利子補給の基準)

第32条 国は、再建企業(法第44条第5項の再建企業をいう。以下同じ。)の特別会計の昭和41年3月31日(同年4月1日に新たに法を適用したものにあっては、同日)における不良債務(同年4月1日において法を適用していなかった事業にあっては、昭和40年度の実質赤字)に相当する額を、当該特別会計の昭和40年度における営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額の10分の1に相当する額で除して得た数値(小数点以下4位未満は、4捨5入とする。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を当該再建企業を経営する地方公共団体に対して補給するものとする。

一 当該数値が2未満である場合 財政再建債(法第46条の財政再建債をいう。以下同じ。)の利子支払額のうち、利息の定率を年6分5厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額(財政再建債に年1分5厘(都道府県又は市にあっては、年1分)の定率を乗じて得た金額を限度とし、千円未満は、切り捨てる。)

二 当該数値が2以上である場合 財政再建債の利子支払額のうち、次の式

により算定した数(小数点以下4位未満は、4捨5入とする。以下同じ。)  
を利息の年率として計算して得た額をこえる部分に相当する金額(財政再  
建債に100分の8(都道府県又は市にあっては、100分の7.5)から次の式  
により算定した数を控除した数を年率として乗じて得た額を限度とし、千  
円未満は、切り捨てる。)

$$\frac{1/2(8 - \text{当該数値}(8 \text{ をこえるときは、} 8 \text{ とする。})) + 3.5}{100}$$

100

(地方財政再建促進特別措置法施行令の準用)

第33条 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和30年政令第333号)  
第4条、第14条の4、第15条及び第16条の規定は、再建企業又は赤字の企業  
の財政の再建について準用する。

●自治省組織令(抄) (昭和27年 政令第381号)

(財政局の分課)

第11条 財政局に左の6課を置く。

財政課  
交付税課  
地方債課  
公営企業第一課  
公営企業第二課  
指導課

(地方債課)

第13条 地方債課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方債に関する制度を企画し、及び立案すること。
- 一 の二 地方債の発行を許可すること。(公営企業第一課及び公営企業第二課  
の所掌に属するものを除く。)
- 一 の三 地方債の発行の許可に関する事務の総括その他地方債に関する事務  
を処理すること。
- 一 の四 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37  
年法律第150号)に基づく地方債の元利補給金の交付に関すること。

- 二 地方公共団体の財政資金の調達に関してあつ旋すること。
- 三 当せん金附証券を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行  
う当せん金附証券の発売の許可に関すること。
- 四 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことのできる市町  
村の指定に関すること。
- 五 所掌事務に関し、調査を行い、資料を収集すること。

(公営企業第一課)

第14条 公営企業第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公営企業の経営に関する制度を企画し、及び立案すること。
- 二 交通事業に係る地方債の発行を許可すること。
- 三 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の施行に関すること。(公営  
企業第二課の所掌に属するものを除く。)
- 四 地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律(昭和48年法律第  
59号)に関する企画立案その他同法の施行に関すること。
- 五 地方自治法第246条の規定に基づく自治大臣の権限の行使で、公営企業  
に係るものに関すること。(公営企業第二課の所掌に属するものを除く。)
- 六 公営企業の経営に対して協力し、及び技術的助言を行うこと。(公営企業  
第二課の所掌に属するものを除く。)
- 七 公営企業金融公庫の監督に関すること。
- 八 所掌事務に関し、調査を行い、統計を作成し、その他資料を収集するこ  
と。

(公営企業第二課)

第14条の2 公営企業第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公営企業のうち水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業、簡易  
水道事業、港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場  
及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)、病院  
事業、市場事業、と畜場事業、有料道路事業、駐車場事業、地域開発事業  
(地域開発のためにする土地の造成事業、土地区画整理事業として行う宅地  
造成事業及び市街地再開発事業をいう。)、下水道事業(都市下水路の整備  
事業を除く。)、公有林整備事業及び草地開発事業(以下この条において「水

- 道事業等」という。)に係る地方債の発行を許可すること。
- 二 水道事業等に係る地方公営企業法の施行に関すること。
- 三 地方自治法第246条の規定に基づく自治大臣の権限の行使で、水道事業等に係るものに関すること。
- 四 水道事業等の経営に対して協力し、及び技術的助言を行うこと。
- 五 所掌事務に関し、調査を行い、統計を作成し、その他資料を収集すること。

## 2) 電源三法関連の法令

(解説編3-3 電源三法による水源地域整備関係)

### ● 水源地域対策特別措置法と発電用施設周辺地域整備法の条文対比

水源地域対策特別措置法	発電用施設周辺地域整備法
(目的) 第1条 この法律は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基礎等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進することにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする。
(定義) 第2条 この法律において「指定ダム等」とは、指定ダム及び指定湖沼水位調節施設をいう。	(定義) 第2条 この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、火力発電施設又は水力発電施設で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のも
2 この法律において「指定ダム」とは	

国、地方公共団体、水資源開発公団又は電源開発株式会社が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当な面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。

3 この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は水資源開発公団が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令に指定するものをいう。

一 その建設により湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及ぶこと。

二 その建設により2以上の都府県が著しい利益を受けること。

(注)運用では水没戸数30戸以上又は水没する農地(田畑)面積が30ヘクタール以上(北海道60ヘクタール)のダムを指定ダムとしている。

の及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関係を有する施設で政令で定めるものをいう。

令1条 発電用施設周辺地域整備法(以下「法」という。)第2条の政令で定める者は、電気事業法(昭和39年法律第270号)第2条第2項に規定する一般電気事業者、同条第4項に規定する卸電気事業者及び動力炉・核燃料開発事業団(以下「事業団」という。)とする。

令2条 法第2条の政令で定める規模は次のとおりとする。

一 原子力発電施設又は火力発電施設にあっては、出力35万キロワット。ただし、次のイからニまでに掲げるものにあっては、それぞれイからニまでに定める規模とする。

イ 地熱を利用するもの 出力1万キロワット

ロ 石炭を主たる燃料とするもの(ハに掲げるもの及び燃料とする石炭の供給が主として船舶による輸送によって行われるものを除く。)出力10万キロワット

ハ 沖縄県の区域に設置されるもの(イに掲げるものを除く。)出力8万キロワット

ニ 事業団が設置するもの 出力15万キロワット

(水源地域の指定等)

- 第3条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる。
- 2 前項の申出は、あらかじめ関係市町村長の意見をきき、かつ、総理府令で定めるところにより、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長（以下「所管行政機関の長」という。）を通じてしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、水源地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 前3項の規定は、水源地域を変更する場合について準用する。

(注)運用では水源地域の範囲は、指定ダムを建設することにより生ずる貯水池又は指定水位調節施設を建設する湖沼が存在する市町村の区域を上限として、個々のケースに応じて著しい影響を受ける地域を市町村名又は大字名をもって指定

二 水力発電施設にあっては、出力1,000キロワット

(地点の指定)

- 第3条 主務大臣は、発電用施設の設置が予定されている地点のうち、次の各号に該当するものを指定し、これを公示するものとする。
- 一 その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であると認められること。
- 二 その地点が、工業再配置促進法(昭和47年法律第73号)第2条第1項に規定する移転促進地域又は移転促進地域以外の地域で工業の集積の程度について政令で定める要件に該当するものに属さないこと。
- 三 その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することがその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること
- 2 主務大臣は、前項の規定による地点の指定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない

(水源地域整備計画の決定及び変更)

- 第4条 都道府県知事は、前条第3項の公示があったときは、遅滞なく、水源地域整備計画の案を作成し、これを所管行政機関の長を通じて内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の水源地域整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、水源地域整備計画に基づく事業(以下「整備事業」という。)を実施することとなるべき者(国を除く。)、関係地方公共団体の長及び政令で定める者の意見をきかなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定により提出された案に基づき、関係行政機関の長に協議して、水源地域整備計画を決定するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、水源地域整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び当該水源地域整備計画の案を提出した都道府県知事に送付するとともに、総理府令で定めるところにより公示しなければならない。
- 5 前各項の規定は、水源地域整備計画を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の内容)

- 第5条 水源地域整備計画は、水源地域ごとに、次の各号に掲げる水源地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げ

(整備計画)

- 第4条 都道府県知事は、前条第1項の規定により指定された地点が属する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域(その地点に水力発電施設の設置が予定されている場合にあっては、その地点が属する市町村の区域。以下「周辺地域」という。)について道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設(以下「公共用施設」という。)の整備に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、主務大臣に承認を申請することができる。この場合において、その地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められるときは、当該周辺地域に隣接する市町村の区域に係る整備計画を含めて1の整備計画を作成することができる。
- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により指定された地点の2以上が近接している場合において、当該周辺地域(前項後段に規定する場合にあっては、同項後段に規定する市町村の区域を含む。以下同じ。)における公共用施設の整備を効率的に行うため必要があると認めるときは、当該周辺地域について1の整備計画を作成することができる。
- 3 整備計画は、当該周辺地域の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる公共用施設で、発電用施設又は工事用道路、荷揚げ用岸壁その

る事業（指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業を除く。）で当該水源地域内において実施するものの概要及び経費の概算について定めるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができる。

一 指定ダムに係る水源地域土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため必要と認められる事業

二 指定湖沼水位調節施設に係る水源地域土地改良事業、河川又は下水道の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又は湖沼の水質を保全するため必要と認められる事業

令2条 法第5条第1号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成の事業
- 二 公営住宅の建設の事業
- 三 林道の整備に関する事業
- 四 造林の事業
- 五 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同施設の整備に関する事

他の発電用施設（第5項において「発電用施設関連施設」という。と併せて整備することが必要と認められるものの整備に関する事業（水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第4条第2項に規定する整備事業及び発電用施設の設置に伴う損失の補償として行われるものを除く。）の概要及び経費の概算について定めるものとする。

4 都道府県知事は、整備計画を作成しようとするときは、第1項に規定する市町村の長、整備計画に基づく事業を行うこととなる者（国を除く。）及び発電用施設を設置する者の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、整備計画を作成するため必要があると認めるときは、発電用施設を設置する者に対し、当該周辺地域における発電用施設関連施設の整備に関する計画の提出を求め、及びその計画に関し意見を述べることができる。

6 整備計画は、他の法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和及び地域の環境の保全について適切な配慮が払われたものでなければならない。

7 主務大臣は、整備計画が適当なものであると認められるときは、協議により、これを承認するものとする。

8 主務大臣は、前項の規定により整備計画を承認しようとするときは、関係

業

六 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業

七 公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業

八 スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業（第6号に該当するものを除く。）

九 保育所、児童館又は児童遊園の整備に関する事業

十 老人福祉センターの整備に関する事業

十一 有線放送電話業務の用に供する施設又は無線電話の整備に関する事業

十二 消防施設の整備に関する事業

十三 し尿処理施設の整備に関する事業

十四 ごみ処理施設の整備に関する事業

令3条 法第5条第2号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 漁港の整備に関する事業
- 二 水産資源の保護培養又は開発のための事業
- 三 水産物の流通の施設の整備に

行政機関の長に協議しなければならない。

9 第1項及び第3項から前項までの規定は、整備計画を変更する場合に準用する。

令5条 法第4条第1項の政令で定める公共用の施設は、次のとおりとする。

- 一 通信施設
- 二 スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- 三 環境衛生施設（環境の汚染の状況を把握するために必要な監視、測定、試験又は検査に関する施設を含む。）
- 四 教育文化施設
- 五 医療施設
- 六 社会福祉施設
- 七 消防に関する施設
- 八 国土保全施設
- 九 熱供給施設（発電用施設において発生する温水又は蒸気を利用するものに限る。）
- 十 農林水産業に係る共同利用施設
- 十一 商工業その他の産業（農林水産業を除く。）に係る共同利用施設であって、国、地方公共団体又は公共的団体が設置するもの

## 関する事業

- 四 自然公園の保護又は利用のための施設に関する事業
- 五 簡易水道の整備に関する事業
- 六 畜産経営に係る汚水処理のための施設に関する事業
- 七 し尿処理施設の整備に関する事業
- 八 ごみ処理施設の整備に関する事業

## (事業の実施)

第6条 整備事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(注)その他の者としては土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等がある。

## (協 力)

第7条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、指定ダム等の建設及び水源地域計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

## (生活再建のための措置)

第8条 関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失うこととなる者について、次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、そ

## (事業の実施)

第5条 整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が行うものとする。

## (発電用施設を設置する者の協力)

第6条 発電用施設を設置する者は、整備計画に基づく事業が円滑に実施されるように協力しなければならない。

の者に申出に基づき、協力して、当該生活再建のための措置のあっせんに努めるものとする。

- 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。
- 四 他に適当な土地がなかったため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に関すること。

## (国の負担又は補助の割合の特例)

第9条 次の各号の1に該当する指定ダムで政令で指定するものの建設に対応する整備事業のうち、別表第1に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

- 一 その建設により水没する住宅の数が特に多いダム
- 二 その建設により水没する農地の面積が特に大きいダム
- 三 前2号に掲げるもののほか、その建設により水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、かつ、当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるダム

## (交付金)

第7条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体(港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の規定による港務局を含む。次条において同じ。)に対し、整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができる。

令7条 法第7条の交付金(以下「交付金」という。)は、整備計画に基づく事業(以下「整備事業」という。)のうち次に掲げるものの経費については、交付しない。ただし、第2号に掲げる事業(その経費に対する国の負担又は補助の割合が他の法令の規定により定められているものを除く。)の経費については、内閣総理大臣及び通商産業大臣(火力発電施設に係る整備事業に係る交付金については、通商産業大臣。以下同じ。)が

2 指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第2に掲げる事業で都府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

3 前2項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、前2項の政令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、これらの規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

4 第1項又は第2項に規定する事業に係る経費につき、前3項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金（以下「国庫負担金」という。）の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(注)第9条第1項第1号のダムは水没戸数150戸以上のダムをいう。

第9条第1項第2号のダムは水没農地面積150ヘクタール以上のダムをいう。

第9条第1項第3号のダムは水没戸数75戸以上又は水没農地75ヘクタール以上のダムをいう。

整備計画に係る発電用施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認める場合に限り、交付金を交付することができる。

- 一 国が行う事業
- 二 国がその経費の一部を負担し、又は補助する事業

2 交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、当該各号に定める者に交付するものとする。ただし、第1号に掲げる交付金のうち当該市町村以外の者が行う整備事業に係る交付金は、当該整備事業を行う者に交付することができる。

- 一 発電用施設が設置される市町村の区域において行われる整備事業に係る交付金 当該市町村
- 二 その他の整備事業に係る交付金 当該都道府県

3 前項各号に掲げる交付金の額は、それぞれ当該発電用施設の出力及び建設費その他の事項を基礎として内閣総理大臣及び通商産業大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。

(1) 発電用施設の所在市町村への交付金総額は、発電用施設の出力に、水力発電施設(揚水式)120円、揚水式を除く水力発電施設は200円と係数5を乗じた額を限度とする。

なお、次のいずれかの算式により算定した金額が、出力×単価により得られる金額より低い場合には、低い方の金額に水力発電施設の場合

別表第1 (第9条関係)

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法(昭和24年度法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更	10分の7以内
その他の政令で定める事業	
森林法(昭和26年法律第249号)第41条第2項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く。)	4分の3以内
河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項に規定する1級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	4分の3以内
河川法第5条第1項に規定する2級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	3分の2以内
砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事	4分の3以内
道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号の都道府県及び同条第4号の市町村道の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)	4分の3以内
水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	10分の4以内
下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定	10分の5.5以内

には係数5を乗じた額を限度とする。

(イ) 建設費による頭打ち  

$$\text{予定建設費} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}$$

(ロ) 財政状況による頭打ち  

$$\{(2.2\alpha - \beta)(1 + \gamma)^n\} \times \frac{4}{3} + A \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}$$

$\alpha$ : 基準財政需要額  
 $\beta$ : 基準財政収入額  
 $\gamma$ : 普通交付税の伸び率  
 $n$ : 水力発電施設は7  
 $A$ : 建物に係る予定建設費

(2) 最低保証額

出力の小さい水力発電所及び地熱発電所について、交付金額が(1)で定める金額に満たない場合は、次の最低保証額を交付する。

(イ) 当該地点が1の市町村の区域に属する場合

3,000万円/1市町村

(ロ) 当該地区が2又は3の市町村の区域に属する場合

2,000万円/1市町村

(ハ) 当該地区が4以上の市町村の区域に属する場合

6,000万円/当該市町村

(3) 交付期間

当該発電用施設の設置の工事が開始される年度から運転を開始する年度までとする。



<p>する公共下水道の設置又は改築</p> <p>義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。)</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)第1条第2項に規定する診療所の新設又は改築</p>	<p>3分の2 以内</p> <p>2分の1 以内</p>
--	---------------------------------------

令4条 法別表第1の農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業は、農業用道路の新設若しくは変更又は農用地の造成とする。

2 法別表第1の政令で定める保安施設事業は、防災林造成事業又は保安林整備事業として実施されるものとする。

3 法別表第1の政令で定める1級河川の改良工事は、小規模河川改良事業として実施されるもので内閣総理大臣が建設大臣と協議して指定するもの及び局部改良事業として実施されるものとする。

4 法別表第1の政令で定める2級河川の改良工事は、小規模河川改修事

業又は局部改良事業として実施されるものとする。

5 法別表第1の政令で定める都道府県及び市町村道の新設又は改築は、道路整備緊急措置法施行令(昭和34年政令第17号)第2条第1項各号(第3号を除く。)に掲げるものとする。

別表第2(第9条関係)

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	10分の5.5以内
河川法第4条第1項に規定する1級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	4分の3以内
下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置又は改築	10分の5.5以内
下水道法第2条第4号に規定する流域下水道の設置又は改築	3分の2以下

令5条 法別表第2の農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるものは、区画整理及びこれと併せて行う農業用排水施設の新設又は変更とする

2 法別表第2の政令で定める1級河川の改良工事は、小規模河川改修事

業として実施されるもので内閣総理大臣が建設大臣と協議して指定するもの及び局部改良事業として実施されるものとする。

令6条 法第9条第1項の政令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

事業の区分	国の負担 又は補助 の割合
土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設若しくは変更又は農地用の造成	通常の国の補助の割合に百分の5を加算した割合
森林法（昭和26年法律第249号）第41条第2項に規定する保安施設事業（第4条第2項に規定するものを除く。）	10分の7
河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する1級河川の改良工事（第4条第3項に規定するものを除く。）	10分の7
河川法第5条第1項に規定する2級河川の改良工事（第4条第4項に規定するものを除く。）	10分の5.5
砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防工事	10分の7
道路法（明治27年法律第80	4分の3

号）第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道の新設又は改築（第4条第5項に規定するものを除く。）	10分の4
水道法（昭和32年法律第177号）第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	10分の4
下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置又は改築	10分の5.5
義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法律第81号）第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。）	3分の2
医療法（昭和23年法律第205号）第1条第2項に規定する診療所の新設又は改築	2分の1
2 法第9条第2項の政令で定める割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。	
事業の区分	国の負担 又は補助 の割合
土地改良法第2条第2項に規	通常の国

定する土地改良事業のうち区画整理及びこれと併せて行う農業用排水施設の新設又は変更	の補助の割合に百分の5を加算した割合
河川法第4条第1項に規定する1級河川の改良工事(前条第2項に規定するものを除く。)	10分の7
下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置又は改築	10分の5.5
下水道法第2条第4号に規定する流域下水道の設置又は改築	3分の2

3 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第5条の規定に基づく政令で定める日の属する年度以前の年度(昭和48年度以前の年度を除く。)の予算に係る国の負担金又は補助金については、前2項の表中「10分の7」とあるのは、「4分の3」とし、第1項の表中2級河川の改良工事に関し「10分の5.5」とあるのは、「3分の2」とする。

(国の普通財産の譲渡)

第10条 国は、整備事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)

第11条 国は、前2条に定めるもののほか、水源地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、整備

の補助の割合に百分の5を加算した割合	
10分の7	
10分の5.5	
3分の2	

(国の普通財産の譲渡)

第8条 国は、整備計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)

第9条 国は、前2条に定めるもののほか整備計画を達成するため必要があると認めるときは、整備計画に基づく事

事業を実施する者に対し、財政上及び金銭上の援助を与えるものとする。

(整備事業についての負担の調整等)

第12条 整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、次に掲げる者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる。

- 一 指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者
- 二 次に掲げる区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体(イからハまでに掲げる区域については、前号に該当する地方公共団体を除く。)

イ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域

ロ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域

ハ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている工業用水道で工業用水道

業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(主務大臣等)

第10条 この法律における主務大臣は次のとおりとする。

- 一 第3条第1項及び附則第2項の規定による地点の指定に関する事項については、内閣総理大臣及び通商産業大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商産業大臣)

<p>事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域</p> <p>ニ 指定ダム等を利用して河川の流水をかんがいの用に供する土地の区域</p> <p>ホ 指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域</p> <p>2 関係行政機関の長は、前項の規定による負担に関し、関係当事者のうち1以上の申出に基づき、あつせんをすることができる。</p>	<p>二 第4条第7項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による整備計画の承認に関する事項については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣(火力発電施設及び水力発電施設に係る事項については、通商産業大臣及び当該整備計画に基づく事業を所管する大臣)</p> <p>2 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第11条 この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。</p>
--	---

- 8 福井県敦賀市明神町
- 9 福井県三方郡美浜町丹生
- 10 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 11 福井県大飯郡大飯町大島
- 12 愛媛県西宇和郡伊方町九町及び伊方町亀浦
- 13 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村及び同町大字普恩寺

(昭和49年10月12日 通商産業省告示第428号)

- 一 発電用施設周辺地域整備法第3条第1項の規定に基づいて指定した地点
- 1 山形県酒田市大字宮海
  - 2 福島県双葉郡広野町大字下北迫
  - 3 福島県大沼郡三島町大字桑原及び同町大字宮下
  - 4 福島県会津若松市大戸町
  - 5 福島県南会津郡下郷町大字大内及び同町大字下沼崎並びに同県会津若松市大戸町
  - 6 群馬県沼田市上発知町及び同県利根郡水山町大字藤原
  - 7 山梨県南巨摩郡早川町大字雨畑
  - 8 千葉県市原市姉ヶ崎海岸
  - 9 長野県木曾郡大桑村大字須原及び同村大字長野
  - 10 長野県下伊那郡天竜村大字長島
  - 11 岐阜県大野郡白川村大字小白川並びに富山県東砺波郡上平村大字西赤尾町、同村大字真木、同村大字成出及び同村大字楮
  - 12 愛知県北設楽郡稲武町大字小田木、同町大字黒田及び同町大字富永並びに同郡設楽町大字田峰及び同町大字西納庫
  - 13 愛知県北設楽郡稲武町大字小田木及び同町大字富永並びに同県東加茂郡旭町大字牛地及び同町大字田津原
  - 14 石川県石川郡白峰村大字白峰及び同村字桑島、同郡尾口村字東二口、同村字女原、同村字五味島、同村字釜谷、同村字深瀬、同村鶴ヶ谷、同村字尾添及び同村字東荒谷並びに同郡吉野谷村字瀬波並びに同村字中宮
  - 15 石川県石川郡鳥越村字仏師ヶ野、同郡尾口村字瀬戸、同村字東二口及び同村字女原、同郡吉野谷村字木滑、同村字吉野、同村字市原、同村字瀬波、

●発電用施設周辺地域整備法第3条第1項及び附則第2項の規定に基づく地点の指定

(昭和49年10月12日 科学技術庁・通商産業省告示第1号)

- 一 発電用施設周辺地域整備法第3条第1項の規定に基づいて指定した地点
- 1 福島県双葉郡榺葉町大字波倉
  - 2 新潟県柏崎市青山町、同市荒浜四丁目及び同市大字大湊
  - 3 茨城県那珂郡東海村大字白方字白根2の18
- 二 発電用施設周辺地域整備法附則第2項の規定に基づいて指定した地点
- 1 福島県双葉郡大熊町大字夫沢
  - 2 福島県双葉郡双葉町大字細谷及び同町大字郡山
  - 3 茨城県東茨城郡大洗町成田町
  - 4 茨城県那珂郡東海村大字白方字白根1及び白根2の33
  - 5 茨城県那珂郡東海村大字白方字白根2の38
  - 6 茨城県那珂郡東海村照沼
  - 7 静岡県小笠郡浜岡町佐倉

- 同村字木滑新及び同村字佐良並びに同郡河内村字吹上及び同村字久保
- 16 石川県石川郡河内村字口直海，同村字中直海及び同村字久保並びに同郡鶴来町中島
- 17 奈良県吉野郡十津川村大字旭
- 18 山口県下関市大字長府
- 19 高知県吾川郡吾川村濱溜，同村峠ノ越及び同村大渡
- 20 福岡県豊前市大字八屋
- 21 大分県玖珠郡九重町大字湯坪
- 二 発電用施設周辺地域整備法附則第2項の規定に基づいて指定した地点
- 1 北海道伊達市長和町
- 2 北海道上川郡上川町字層雲峡大学平
- 3 北海道新冠郡新冠町字岩清水
- 4 宮城県玉造郡鳴子町大字鬼首
- 5 秋田県秋田市飯島
- 6 新潟県北蒲原郡聖籠村大字亀塚浜及び同村大字網代浜
- 7 新潟県北蒲原郡聖籠村大字亀塚浜
- 8 新潟県東蒲原郡鹿瀬町大字豊実
- 10 茨城県鹿島郡神栖町東和田
- 11 群馬県勢多市東村大字草木，同村大字沢入，同村大字神戸及び同村大字座間
- 12 群馬県勢多郡東村大字座間及び同村大字小夜戸並びに同県山田郡内間々町大字小平，同町大字浅原及び同町大字高津戸
- 13 山梨県塩山市大字小屋敷及び同市大字藤木並びに同県東山梨郡三富村大字上釜口及び同村大字川浦
- 14 山梨県東山梨郡三富村大字川浦
- 15 千葉県君津郡袖ヶ浦町中袖
- 16 長野県大町市大字平字高瀬入 2118 の 2 から 2118 の 5 まで
- 17 長野県大町市大字平字高瀬入 2118 の 2 及び 2118 の 4
- 18 岐阜県益田郡金山町乙原，同町弓掛，同町卯野原及び同町岩瀬並びに同郡馬瀬村大字西村及び同村大字下山
- 19 岐阜県益田郡金山町岩瀬，同町中切及び同町乙原
- 20 岐阜県益田郡萩原町中呂及び同町西上田並びに同郡馬瀬村大字下山及び同村大字西村
- 21 岐阜県大野郡白川村大字椿原
- 22 静岡県天竜市大字船明，同市大字日明，同市大字大川，同市大字相津，同市大字谷山，同市大字横山，同市大字月及び同市大字伊佐
- 23 愛知県海部郡飛島村東浜
- 24 富山県新湊市堀江千石
- 25 富山県婦負郡細入村庵谷及び同村片掛
- 26 富山県東砺波郡上平村大字成出
- 27 福井県大野市下若生子及び同市五条方
- 28 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川
- 29 兵庫県朝来郡朝来町多々良木及び同郡生野町大字黒川
- 30 広島県広島市可部町
- 31 広島県高田郡八千代町大字勝田，同町大字佐々井，同町大字下根，同町大字上根及び同町大字向上並びに同県広島市白木町，同市可部町及び同市高陽町
- 32 山口県阿武郡阿東町大字生雲中及び同町大字蔵目喜，同郡福栄村大字福井上並びに同郡川上村
- 33 徳島県阿南市橘町
- 34 徳島県勝浦郡上勝町大字正木及び同町大字福原並びに同郡勝浦町大字棚野及び同町大字三溪
- 35 愛媛県川之江市金田町及び同市上分野，同県宇摩郡新宮村大字新瀬川，同村大字馬立及び同村大字新宮並びに同県伊予三島市金砂町
- 36 長崎県佐世保市光町
- 37 熊本県八代郡坂本村大字鮎婦並びに同県球磨郡五木村字内谷及び同村字上内谷
- 38 沖縄県浦添市字牧港
- (昭和 50 年 5 月 15 日 通商産業省告示第 186 号)
- 1 北海道砂川市豊沼町

- 2 北海道上川郡新得町字屈足富村牛
- 3 岩手県岩手郡雫石町大字西根
- 4 山形県最上郡大蔵村大字南山
- 5 愛知県知多市北浜町及び同市南浜町
- 6 鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷, 同町大字芦津, 同町大字大呂, 同町大字西野及び同町大字大内
- 7 新潟県糸魚川市大字大平, 同市大字北山, 同市大字砂場及び同市大字中川原新田

〔昭和 50 年 12 月 9 日 通商産業省告示第 488 号〕

- 1 石川県七尾市三室町及び同市鶴浦町
- 2 長野県大町市大字平
- 3 高知県土佐郡土佐山村大字中切及び同村大字東川並びに同郡土佐町大字有間, 同町大字東石原及び同町大字南川
- 4 福岡県北九州市小倉北区
- 5 福岡県北九州市戸畑区
- 6 熊本県球磨郡五木村字梶原, 同村字下梶原, 同村字嶽及び同村字入鴨

〔昭和 51 年 5 月 15 日 科学技術庁・通商産業省告示第 1 号〕

鹿児島県川内市久見崎町

〔昭和 51 年 5 月 15 日 通商産業省告示第 194 号〕

青森県黒石市大字板留

〔昭和 51 年 9 月 29 日 通商産業省告示第 422 号〕

- 1 北海道紋別郡白滝村字下白滝, 同郡丸瀬布町大平, 同町武利, 同町上武利及び同町新町並びに同郡遠軽町字柏, 同町字若咲内, 同町瀬戸瀬西町, 同町瀬戸瀬東町及び同町字栄野
- 2 岐阜県加茂郡白川町河東及び同町坂ノ東並びに同郡七宗町神淵, 同町上麻生及び同町川並
- 3 岐阜県益田郡金山町中津原, 同町大船渡及び同町田島並びに同県加茂郡白川町白山及び同町坂ノ東
- 4 鳥取県日野郡江府町大字洲河崎, 同町大字武庫及び同町大字久連並びに同郡溝口町庄

- 5 沖縄県石川市字赤崎

〔昭和 52 年 3 月 10 日 通商産業省告示第 94 号〕

- 1 北海道静内郡静内町字高見
- 2 福島県大沼郡金山町大字沼沢
- 3 岐阜県武儀郡板取村川浦及び同県本巢郡根尾村大字上大須
- 4 高知県土佐郡土佐町大字瀬戸及び同郡本川村大字脇ノ山
- 5 山口県下松市大字平田
- 6 長崎県西彼杵郡大瀬戸町松島

〔昭和 52 年 5 月 27 日 科学技術庁・通商産業省告示第 1 号〕

福島県双葉郡富岡町大字毛萱

〔昭和 52 年 5 月 27 日 通商産業省告示第 243 号〕

北海道勇払郡厚真町字浜真

〔昭和 53 年 5 月 4 日 通商産業省告示第 179 号〕

- 1 秋田県由利郡島海村中直根及び同村下直根
- 2 岐阜県益田郡下坂町大字落合
- 3 佐賀県東松浦郡巖木町大字天川及び同町大字広瀬

〔昭和 53 年 5 月 31 日 科学技術庁・通商産業省告示第 2 号〕

岡山県苫田郡上斎原村字大畝

〔昭和 53 年 8 月 4 日 通商産業省告示第 355 号〕

- 1 新潟県北蒲原郡聖籠町大字亀塚浜
- 2 愛媛県上浮穴郡柳谷村大字柳井川及び同村大字中津並びに高知県高岡郡仁淀村別枝

〔昭和 53 年 9 月 30 日 通商産業省告示第 440 号〕

- 1 群馬県勢多郡東村大字沢入並びに栃木県上都賀郡足尾町字橋ノ手及び同町字片向
- 2 栃木県上都賀郡足尾町字上山, 同町字半四郎街道, 同町字平藤路, 同町字下間藤, 同町字下ノ沢, 同町字上ノ沢, 同町字大久保, 同町字中峯, 同町字白砂, 同町字出沢, 同町字田元背戸山, 同町字湯舟沢, 同町字足尾銅山, 同町字新梨子裏, 同町字有越, 同町字猿沢, 同町字榎坂, 同町字古足尾, 同町字瀑沢, 同町字花柄山, 同町字巢上, 同町字井戸ノ沢, 同町字羽毛,

同町字羽茂，同町字坂下向，同町字木戸沢，同町字坂下，同町字峠，同町字畑ノ沢，同町字赤ブリ，同町字サンギ，同町字森沢，同町字坂詰，同町字唐風呂，同町字原山及び同町字丸山

〔昭和 53 年 11 月 30 日 通商産業省告示第 556 号〕

1 愛知県渥美郡渥美町大字中山

〔昭和 54 年 3 月 17 日 通商産業省告示 100 号〕

1 鳥取県日野郡江府町大字俣野及び同町大字武庫並びに岡山県真庭郡新庄村字土用

2 山口県岩国市藤生町

〔昭和 54 年 4 月 14 日 通商産業省告示第 146 号〕

1 北海道上磯郡知内町字元町

2 秋田県仙北郡田沢湖町大字玉川

3 富山県婦負郡八尾町大字滝谷及び同町大字切詰

4 熊本県球磨郡水上村大字江代

〔昭和 54 年 6 月 22 日 通商産業省告示第 269 号〕

1 岩手県岩手郡松尾村大字寄木

2 茨城県鹿島郡鹿島町大字新浜及び同町大字国末

3 兵庫県相生市相生

●電源開発促進税法（抄）〔昭和 49 年 法律第 79 号〕

第 1 章 総 則

（課税目的及び課税物件）

第 1 条 原子力発電施設，火力発電施設，水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置及び石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置に要する費用に充てるため，一般電気事業者の販売電気には，この法律により，電源開発促進税を課する。

（定 義）

第 2 条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業又は一般電気事業者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170

号）第 2 条第 1 項又は第 2 項（定義）に規定する一般電気事業又は一般電気事業者をいう。

二 販売電気 次に掲げる電気をいう。

イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気（他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの及び電気事業法第 25 条第 1 項（振替供給）の許可に係る契約により供給したものを除く。）

ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気（発電のために直接使用したものを除く。第 7 条第 1 項第 2 号において同じ。）

（納税義務者）

第 3 条 一般電気事業者は，その販売電気につき，電源開発促進税を納める義務がある。

（納税地）

第 4 条 電源開発促進税の納税地は，当該一般電気事業者の住所地とする。

第 2 章 課税標準及び税率

（課税標準）

第 5 条 電源開発促進税の課税標準は，一般電気事業者の販売電気の電力量とする。

（税 率）

第 6 条 電源開発促進税の税率は，販売電気 1,000 キロワット時につき，300 円とする。

●電源開発促進対策特別会計法（抄）〔昭和 49 年法律第 80 号〕

（設 置）

第 1 条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源多様化対策に関する政府の経理を明確にするため，特別会計を設置し，一般会計と区分する。

2 前項の「電源立地対策」とは，発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 7 条の規定に基づく交付金の交付及び同法第 2 条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施

設の設置の円滑化に資するための財政上の措置（当該財政上の措置に該当するものであって技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。

（管 理）

第 2 条 （略）

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては通商産業大臣が、その他のものについては、電源立地勘定又は電源多様化勘定及び所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

（勘定区分）

第 2 条の 2 この会計は、電源立地勘定並びに電源多様化勘定に区分する。

（電源立地勘定の歳入及び歳出）

第 3 条 電源立地勘定においては、第 3 条の 3 の規定により電源立地対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、第 11 条第 3 項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、第 1 条第 2 項の交付金及び同項の財政上の措置に要する費用、第 10 条第 1 項の規定による一時借入金の利子・同条第 3 項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費をもってその歳出とする。

（電源開発促進税の収入）

第 3 条の 3 電源開発促進税の収入は、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用の財源に当てるため、毎会計年度、これらの対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れるものとする。

●電源開発促進対策特別会計法施行令（抄）〔昭和 49 年 政令第 340 号〕

（電源開発促進対策に係る財政上の措置等）

第 1 条 電源開発促進対策特別会計法（以下「法」という。）第 1 条第 2 項〔電源開発促進対策の意義〕に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 2 条〔定義〕に規定する発電用施設（以下「発電用施設」という。）のうち、原子力発電施設又は原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（以下「原子力発電施設等」という。）の設置が、その区域内において行われ、又は予定されている都道府県（以下「所在都道府県」という。）又はこれに隣接する都道府県（次条第 1 項に規定する区分に応じ、イ又はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣（法第 2 条第 1 項〔会計の管理〕に規定する所管大臣をいう。以下同じ。）が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイ及びロに掲げる交付金の交付、所在都道府県並びに原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村及びこれに隣接する市町村（発電用施設周辺地域整備法第 4 条第 7 項の承認を受けた整備計画が同条第 1 項後段の規定により作成されたものである場合にあっては、同項後段に規定する市町村に該当するものを含む。）に対して行うハに掲げる交付金の交付、所在都道府県又は原子力に関する知識の普及に係る事業を行う民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条〔公益法人の設立〕の規定により設立された法人に対して行うニに掲げる補助金の交付並びに所在都道府県に対して行うホに掲げる補助金の交付（イ～ホ略。）

四 発電用施設のうち、原子力発電施設、火力発電施設若しくは水力発電施設の設置がその周辺の地域の環境に及ぼす影響又は原子力発電施設若しくは水力発電施設の設置が予定されている地点の地質に関しあらかじめ行う調査であって、当該発電用施設を設置する者による調査の結果を評価するために必要な調査に要する費用に係る委託費の交付

五 発電用施設のうち、水力発電施設の設置又は原子力発電施設若しくは火力発電施設において行う冷却水の採取及び温水の排出がその周辺の水域の水産動植物に及ぼす影響の調査に要する費用に係る委託費の交付。

八 発電用施設のうち、原子力発電施設、火力発電施設若しくは水力発電施設の設置が予定されている地点（当該発電用施設の設置が電気の安定供給の確保のため特に重要と認められる地点に限る。）の周辺の地域の住民に対する当該発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及又は当該地点の周



辺の地域をその区域に含む地方公共団体が行う当該地域の振興に関する計画の作成に必要な情報の提供に要する費用に係る委託料の交付。

(所管大臣の所掌区分)

**第2条** この会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる所管大臣が行うものとする。

- 一 電源開発促進税の収入の受入れ及び電源開発促進税に係る還付加算金の支出に関する事務 大蔵大臣
  - 二 電源立地促進対策交付金の交付に関する事務のうち、動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所が設置する原子力発電施設等に係るもの 内閣総理大臣
  - 三 電源立地促進対策交付金の交付に関する事務のうち、前号に掲げる事務以外のもの 通商産業大臣
  - 四 前条に規定する財政上の措置に関する事務のうち、次に掲げるもの 内閣総理大臣
    - イ 前条第1号イに掲げる交付金及び同条第2号に規定する委託費の交付に関する事務
    - ロ 前条第1号ハ及びニに掲げる交付金及び補助金並びに同条第9号に規定する事務費に充てるための交付金の交付に関する事務のうち、第2号に規定する原子力発電施設等に係るもの
  - 五 前条第3号に規定する委託費又は補助金の交付に関する事務 総理府令・通商産業省令で定める区分に応じ内閣総理大臣又は通商産業大臣
  - 六 前条に規定する財政上の措置に関する事務のうち、前2号に掲げる事務以外のもの 通商産業大臣
- 2 前条各項に掲げる事務以外のこの会計の管理に関する事務のうち、予備費の管理、法第10条〔余裕金の預託〕の規定による余裕金の預託、法第13条〔国債整理基金特別会計への繰入れ〕の規定による国債整理基金特別会計への繰入れその他この会計に属する現金の受入れ又は支払及びこの会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは、所管大臣が協議して定めるところにより通商産業大臣が行い、その他のものは、所管大臣の全部が行うものとする。

●**発電用施設周辺地域整備法第3条第1項の指定等の権限を科学技術庁長官に委任**

(昭和49年10月1日 総理府告示第32号)

発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第10条第2項の規定に基づき、同法及び発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和49年政令第293号)中次に掲げる内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任した。

**第1条** 発電用施設周辺地域整備法

- 一 第3条第1項及び附則第2項の指定及び公示
- 二 第3条第2項及び第4条第8項(同条第9項において準用する場合を含む。)並びに附則第3項の協議
- 三 第4条第7項(同条第9項において準用する場合を含む。)の協議及び承認

**第2条** 発電用施設周辺地域整備法施行令

- 一 第7条第1項の認定
- 二 第7条第3項の決定

●**火力発電施設及び水力発電施設に係る電源立地促進対策交付金交付規則(抄)**

(昭和49年11月29日号外 通商産業省告示第478号)

(通 則)

**第1条** 発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号。以下「法」という。)第7条に規定する交付金のうち火力発電施設及び水力発電施設に係るもの(以下「交付金」という。)の交付については、法及び発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和49年政令第293号。以下「令」という。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)によるほか、この規則の定めるところによる。

2 この規則において使用する用語は、法及び令において使用する用語の例による。

(交付金の交付限度額)

**第2条** 発電用施設が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村

の区域において行われる整備事業に係る交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 当該市町村の区域に一の発電用施設の設置の工事が行われる場合 イの算式により算定して得た金額若しくはロの算式により算定して得た金額のいずれか低い金額にハの算式により算定した値を乗じて得た金額(以下「出力等単位金額」という。)又はニの算式により算定して得た金額のいずれか低い金額(以下「単位金額」という。)に別表の上欄に掲げる発電用施設の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額

イ  $a \times b$

aは、別表の上欄に掲げる発電用施設の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる金額。ただし、卸電気事業者が設置する発電用施設のうち当該発電用施設において発電される電気の一部が一般電気事業者以外の者に供給されるものにあつては、当該金額に3分の1を乗じて得た金額とする。

bは、当該発電用施設の出力をキロワットを単位として表わした数

ロ 当該発電用施設の予定建設費  $\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}$

ハ  $\frac{\text{当該発電用施設のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該発電用施設の予定建設費}}$

ニ  $\{(2.2\alpha - \beta)(1 + \gamma)^n \times \frac{4}{3} + A \times \frac{1.4}{100}\} \times \frac{1}{4}$

$\alpha$ は、当該発電用施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度の前々会計年度(以下「基準会計年度」という。)における当該市町村の地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条の規定により算定した基準財政需要額

$\beta$ は、基準会計年度における当該市町村の地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額

$\gamma$ は、地方公付税法第6条の2に規定する普通交付税の総額の基準会計年度以前5年間の年平均伸び率

nは、火力発電施設である場合にあつては5、水力発電施設である場合にあつては7

Aは、当該発電用施設のうち当該市町村に係る部分の予定建設費(建物

の建設に係るものに限る。)

- 二 当該市町村の区域に二以上の発電用施設の設置の工事が併行して行われる場合次のイからハまでに掲げる発電用施設ごとに、それぞれイからハまでに定める金額

イ 当該二以上の発電用施設のうち最初に設置の工事が開始されるもの(以下「1号機」という。)前号に定める金額

ロ 当該二以上の発電用施設のうち2番目に設置の工事が開始されるもの(以下「2号機」という。)次の算式により算定して得た金額

$$(B - C) \times t_1 + D \times t_2$$

Bは、1号機に係る出力等単位金額と2号機に係る出力等単位金額の合計額又は2号機について前号ニの算式により算定して得た金額(当該金額が1号機について前号ニの算式により算定して得た金額より小さいときは、1号機に係る当該金額)のいずれか低い金額

Cは、1号機の単位金額

$t_1$ は、2号機の設置の工事が開始される日から1号機の設置の工事が終了する日(1号機の設置の工事が開始された日から終了する日までの期間が3年(1号機が水力発電施設である場合にあつては、5年)より長いときは、1号機の設置の工事が開始された日から3年(1号機が水力発電施設である場合にあつては、5年)を経過した日)までの期間を年を単位として表わした数

Dは、2号機の単位金額

$t_2$ は、2号機に係る別表の下欄に掲げる数から $t_1$ を減じた数

ハ 当該二以上の発電用施設のうち3番目以降に設置の工事が開始されるもの ロの算定方法に準じて算定した金額

- 2 前項に定める金額(同項第2号に掲げる場合にあつては、同号イからハまでに定める金額の合計額)が、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に満たない場合には、発電用施設が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域において行われる整備事業に係る交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該地点が一の市町村の区域に属する場合 3,000万円

- 二 当該地点が二又は三の市町村の区域に属する場合 2,000 万円
- 三 当該地点が四以上の市町村の区域に属する場合 6,000 万円を当該市町村の数で除して得た金額

第3条 発電用施設が設置される地点が属する市町村の区域以外の区域において行われる整備事業に係る交付金の交付限度額は、発電用施設が設置される地点が属する市町村の区域において行われる整備事業に係る交付金の交付限度額と同額とする。

第4条 通商産業大臣は、発電用施設の設置の円滑化に資するため特に必要があるときは、前2条の規定にかかわらず、別に通商産業大臣が定める金額を交付金の交付限度額とすることができる。

(交付期間)

第5条 一の発電用施設に係る交付金は、当該発電用施設の設置の工事が開始される日又は当該整備事業に係る整備計画の承認が行われる日のいずれか遅い日が属する会計年度から当該発電用施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度までの期間に行われる整備事業に係る経費について交付するものとする。ただし、通商産業大臣がやむを得ないと認める事由により整備事業が当該期間内に終了しないときは、2年を限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

(各年度の交付金)

第6条 交付金は、できる限り、各年度に均等に交付するものとする。

(交付金の交付申請)

第7条 交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年5月16日から5月31日まで又は10月16日から10月31日までの間に、様式第1による申請書7通（正本1通及び副本6通）に様式第2による交付金事業概要説明書を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 通商産業大臣は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 前項の交付金の交付決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含

むものとする。

- 一 工事費
- 二 用地費及び補償費
- 三 調査設計費
- 四 附帯雑費

(交付の条件)

第10条 通商産業大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- 一 第8条第2項の経費の配分の変更（二以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をしようとするときは、通商産業大臣の承認を受けるべきこと。
- 二 整備事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられるもの（以下「交付金事業」という。）の実施に関し契約をする場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- 三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、通商産業大臣の承認を受けるべきこと。
- 四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けるべきこと。
- 五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに通商産業大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(状況報告)

第11条 第8条第1項の決定を受けた者（以下「交付金事業者」という。）は、毎4半期（第4・4半期を除く。）終了後20日以内に前期における交付金事業の実施状況に関し、様式第4による交付金事業進行状況報告書7通（正本1通及び副本6通）を通商産業大臣に提出しなければならない。ただし、当該4半期に交付金事業を完了し、又は廃止した交付金事業者については、この限りではない。

## (実績報告)

第12条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から1月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月20日)までに、様式第5による実績報告書7通(正本1通及び副本6通)を通商産業大臣に提出しなければならない。

## (交付金の額の確定)

第13条 通商産業大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現場調査等により交付すべき交付金の額を確定して、交付金事業者に通知するものとする。

## (財産処分の制限)

第15条 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。)を交付金の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第6による申請書7通、(正本1通及び副本6通)を通商産業大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、通商産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

## (交付金の支払)

第16条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第7による交付金支払請求書7通(正本1通及び副本6通)を通商産業大臣に提出しなければならない。

## (交付金事業の経理)

第17条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

## (交付金調査)

第18条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式8による交付金調査書を作成しておかなければならない。

## 別表(第2条関係)

火力発電施設(第1種地域に設置されるもの)	450円	3
火力発電施設(第2種地域に設置されるもの)	200円	
水力発電施設(揚水式のもの)	120円	5
水力発電施設(揚水式のものを除く。)	200円	

## 備考

第1種地域とは、工業再配置促進法(昭和47年法律第33号)第2条第2項に規定する迫導地域又は工業再配置促進法施行令(昭和47年政令第383号)第3条第2項に規定する工業集積度が1未満の市町村の区域をいう。

第2種地域とは、第1種地域以外の地域をいう。

## 3) 過疎地域振興特別措置法、山村振興法関連の法令

(解説編3-4 過疎地域振興特別措置法、山村振興法による水源地域整備関係)

## ●過疎地域振興特別措置法〔昭和55年 法律第19号〕

## 第1章 総 則

## (目 的)

第1条 この法律は、人口が著しく減少したことにより地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にある地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。

(過疎地域)

第2条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

- 一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る昭和50年の人口を控除して得た人口を該当市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値が0.2以上であること。
- 二 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和51年度から昭和53年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.37以下であること。

2 内閣総理大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

(過疎地域振興のための対策の目標)

第3条 過疎地域の振興のための対策は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。
- 二 学校、集会施設、水道施設、老人福祉施設等の教育、文化、生活環境及び福祉に関する施設の整備並びに医療の確保を図ることにより、住民の福祉を向上させること。
- 三 農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。
- 四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

(国の責務)

第4条 国は、第1条の目的を達成するため、前号各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

## 第2章 過疎地域振興計画

(過疎地域振興方針)

第5条 都道府県知事は、当該都道府県における過疎地域の振興を図るため、過疎地域振興方針（以下「振興方針」という。）を定めるものとする。

2 振興方針は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の振興に関する基本的な事項
- 二 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備に関する事項
- 三 過疎地域における教育及び文化に関する施設の整備に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境に関する施設及び老人福祉その他の福祉に関する事項
- 五 過疎地域における医療の確保に関する事項
- 六 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項
- 七 過疎地域における集落の整備に関する事項

3 都道府県知事は、振興方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済圏生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県知事は、振興方針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

(市町村過疎地域振興計画)

第6条 過疎地域の市町村は、振興方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て市町村過疎地域振興計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

2 市町村計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 振興の基本方針に関する事項
- 二 交通通信体系の整備に関する事項
- 三 教育及び文化に関する施設の整備に関する事項
- 四 生活環境に関する施設及び老人福祉その他の福祉に関する施設の整備に関する事項

## 五 医療の確保に関する事項

## 六 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項

## 七 集落の整備に関する事項

- 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。
- 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、内閣総理大臣にこれを提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。
- 6 第1項及び前2項の規定は、市町村計画の変更について準用する。  
(都道府県過疎地域振興計画)
- 第7条 都道府県知事は、振興方針に基づき、過疎地域の振興を図るため、都道府県過疎地域振興計画（以下「都道府県計画」という。）を定め、これを内閣総理大臣に提出するものとする。
- 2 都道府県計画は、前条第2項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。
- 3 前条第5項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、第1項及び前条第5項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。  
(関係行政機関の長の協力)
- 第8条 内閣総理大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。  
(助言及び調査)
- 第9条 内閣総理大臣は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

## 第3章 過疎地域振興のための財政上の特別措置

## (国の負担又は補助の割合の特例)

第10条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

## (国の補助の特例)

第11条 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費については、当該事業を行う過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の3分の2を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により3分の2を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りではない。

2 国は、過疎地域の振興を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

## (過疎地域振興のための地方債)

第12条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う次の各号に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについてもその財源とすることができる。

- 一 集落と集落又は集落と公共施設を結ぶ市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道
- 二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設
- 三 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇

を含む。

- 四 保育所及び児童館
- 五 老人福祉施設
- 六 消防施設
- 七 漁港
- 八 公民館その他の集会施設
- 九 有線電気通信設備
- 十 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
- 十一 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- 十二 観光又はレクリエーションに関する施設
- 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

- 2 市町村計画に基づいて行う前項各号に掲げる施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（資金の確保）

- 第13条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

#### 第4章 過疎地域振興のためのその他の特別措置

（基幹道路の整備）

- 第14条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。
- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和37年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）に代わっ

てその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わって行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

- 3 第1項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第3項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下この条において「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事項に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第2項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものについては、第3項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、国は、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第1号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第2号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
- 一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特

例法第3条第1項及び第2項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(医療の確保)

第15条 都道府県知事は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送者(患者輸送艇を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健所の配置
- 五 公的医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医療地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要あると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医師地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保、その他当該無医師地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 都道府県は、第1項及び第2項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第1項第1号から第4号までに掲げる事業及び第2項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その2分の1を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により2分の1を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りではない。

第16条 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第1項各号に掲げる事業を実施しよう

とするときは当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(老人福祉の増進)

第17条 国は、過疎地域における老人福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内で、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

(交通の確保)

第18条 国の行政機関の長は、過疎地域の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を営業者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者がいない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者がいない地域について、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和26年法律第813号)に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(小規模校における教育の充実)

第19条 国及び地方公共団体は、過疎地域に所在する小規模の小学校及び中学校における教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第20条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和27年法律第229号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の振興が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第21条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け)

第22条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む。)林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であって農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するため



に必要な資金の貸付けを行うものとする。

(中小企業に対する資金の確保)

第23条 国及び都道府県は、過疎地域の中小企業が行う事業であって第1条の目的の達成に資すると認められるものの実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

(住宅金融公庫等からの資金の貸付け)

第24条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画ののっとり過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第25条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第26条 過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第27条 地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業

に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第14条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によって算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税額は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)について同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以降において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

## 第5章 雑 則

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第28条 この法律は、昭和51年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、第2条第1項第1号中「昭和35年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して15年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「昭和50年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年」と、「0.2」とあるのは「0.3を15で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して15年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第2号中「昭和51年度から昭和53年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前3箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(政令への委任)

第29条 第2条第1項各号に規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合についてこの法律を適用するために必要な事項、前条の場合におけるこの法令の適用に関し必要な事項、沖縄県の市町村について第2

条(前条の規定により読み替えて適用される第2条を含む。)の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事様は、政令で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は昭和55年4月1日から施行する。

(国の負担に関する規定の適用)

2 第10条、第11条、第14条第4項から第6項まで、第15条第5項及び第17条の規定は、昭和55年度分の予算に係る国の負担金又は補助金(昭和54年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和55年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金を除く。)から適用し、昭和54年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和55年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金及び昭和54年度以前の年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で昭和55年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(この法律の失効)

3 この法律は、昭和65年3月31日限り、その効力を失う。

(過疎地域対策緊急措置法の失効に伴う経過措置)

4 過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号。以下「旧過疎法」という。)第6条に規定する市町村計画又は都道府県計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、昭和54年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和55年度以後に支出すべきものとされたもの及び昭和54年度以前の年度分の予算に係るもので昭和55年度以後に繰り越されたものについては、同法第9条、第10条及び第14条第5項の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。

5 昭和55年3月31日において旧過疎法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下「旧過疎地域の市町村」という。)の区域内における同法第13条第1項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについては、同法第13条の規定は、昭和59年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

6 地方公共団体が、旧過疎地域の市町村の区域内において、事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第14条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、当該課税免除又は不均一課税が昭和55年3月31日(固定資産税については、政令で定める日)以前に行われた場合に限り、旧過疎法第22条の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。

(旧過疎地域の市町村等に対する法律の準用)

7 旧過疎地域の市町村並びに沖縄県の市町村で旧過疎法第2条第1項及び第23条の規定の例に準じて政令で定める基準に該当するもののうち、第2条第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当しないもので政令で定めるものについては、昭和55年度から昭和58年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第12条の規定を準用する。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

8 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)の一部を次のように改正する。

第48条第1項及び第51条中「過疎地域対策緊急措置法」を「旧過疎地域対策緊急措置法」に改める。

第55条第1項中「、過疎地域対策緊急措置法」を削る。

(地方交付税法の一部改正)

9 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第10条中「過疎地域振興」を「過疎地域等振興」に改め、同条第2項の表中「過疎地域対策緊急措置法」を「過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第12条第2項(同法附則第7項において準用する場合を含む。)又は旧過疎地域対策緊急措置法」に改める。

10 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第10条の規定は、昭和55年度分の地方交付税から適用する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

12 この法律の施行前に前項の規定による改正前の農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であって旧過疎法第19条に規定する資金に係るものについては、なお従前の例による。

(住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

- 14 この法律の施行前に前項の規定による改正前の住宅金融公庫法の規定により旧過疎法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとって住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに関しては、なお従前の例による。

(農村地域工業導入促進法の一部改正)

- 15 農村地域工業導入促進法(昭和46年法律第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)」を「過疎地域振興特別措置法(昭和55年度法律第19号)」に定める。

第5条第10項中「過疎地域対策緊急措置法」を「過疎地域振興特別措置法」に、「同法第6条第5項」を「同法第7条第1項」に、「同条第1項」を「同法第6条第1項」に改め、同条第10条1項を次のように改める。

- 11 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域振興特別措置法第7条第1項の都道府県計画又は同法第6条第1項の市町村計画を変更した場合における同法第7条又は同法第6条の規定の適用については、同法第7条第3項において準用する同法第1項中「これを内閣総理大臣に提出する」とあるのは「その旨を内閣総理大臣に報告する」と、同法第3項及び同法第6条第6項において準用する同条第5項中「の提出があった場合においては、直ちに、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告があった場合においては、直ちに、その旨」と、同条第6項において準用する同条第4項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」とする。

(地方税法の一部改正)

- 17 地方税法の一部を次のように改正する。

第586条第2項第1号ヌの次に次のように加える。

ル 過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区

(租税特別措置法の一部改正)

- 18 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表の第1号中「又は農村地域工業導入促進法(昭和46年

法律第120号)第5条第2項」を「、農村地域工業導入促進法(昭和46年法律第120号)第5条第2項」に定め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。

第45条第1項の表の第1号中「又は農村地域工業導入促進法第5条第2項」を「、農村地域工業導入促進法第5条第2項」に改め「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は過疎地域振興特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。

別表(第10条関係)

	事業の区分	国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)第2条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。)	3分の2
児童福祉施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備、修理、改造、拡張又は整備	2分の1から3分の2まで
消防施設	消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)第3条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	3分の2

●過疎地域振興特別措置法施行令〔昭和55年政令第50号〕

(過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準)

第1条 過疎地域振興特別措置法(以下「法」という。)第2条第1項に規定する政令で定める収入は、地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第17条の2第1項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第2項に規定する金額とする。

2 法第2条第1項に規定する政令で定める金額は、10億円とする。

3 第1項の収入についての法第2条第1項の規定の適用については、同項に規定する収入の額は、昭和53年度(法第28条の規定により法第2条第1項の

規定を読み替えて適用する場合にあっては、昭和 51 年以降において最近に行われた国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度の前年度)の公営競技に係るものとする。

(沖縄県の市町村に関する特例)

**第 2 条** 沖縄県の市町村に対する法第 2 条第 1 項第 1 号の規定(法第 28 条の規定により読み替えて適用される同号の規定を含む。)の適用については、沖縄県の統計法(1954 年立法第 43 号)第 5 条の規定により行われた国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 35 年の人口、昭和 40 年の人口及び昭和 45 年の人口は、それぞれ、同号に規定する国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和 35 年の人口、昭和 40 年の人口及び昭和 45 年の人口とみなす。

(市町村の廃置分合等があった場合における人口等の算定方法)

**第 3 条** 昭和 35 年 10 月 2 日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに新設された又は境界が変更された市町村について、法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する数値を算定する場合(法第 28 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和 35 年の人口、昭和 40 年の人口又は昭和 45 年の人口の算定方法は、次に定めるところによる。

- 一 廃置分合によって 2 以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。
- 二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。
- 三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。
- 四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境

界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

- 2 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する数値を算定する場合には、小数点以下 4 位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下 2 位未満を順次四捨五入するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合における基準財政収入額等の算定方法)

**第 4 条** 昭和 52 年 4 月 1 日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する数値を算定する場合(法第 28 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)には、当該算定の基礎となる当該市町村の廃置分合又は境界変更の日の属する年度(以下この条において「合併年度」という。)前の各年度の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、次に定めるところによる。

- 一 廃置分合によって 2 以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の合併年度前の各年度に係る地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 条)第 14 条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額を各年度ごとそれぞれ合算するものとする。
- 二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が合併年度前の各年度の 4 月 1 日に存在したものと仮定して地方交付税法第 9 条第 2 号の例によりそれぞれ計算するものとする。
- 三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該市町村の合併年度前の各年度における地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域をその区域とする市町村が合併年度前の各年度の 4 月 1 日に存在したものと仮定して同法第 9 条第 2 号の例により計算した基準財政収入額又は基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。
- 四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市

町村が合併年度前の各年度の4月1日に存在したものと仮定して地方交付税法第9条第2号の例により計算するものとする。

- 2 法第2条第1項第2号に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により算定するものとする。
- 一 地方交付税法第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下5位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。
  - 二 昭和51年度から昭和53年度までの各年度に係るものを合算したものの3分1の数値 小数点以下4位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下2位未満を順次四捨五入する。

(過疎地域をその区域とする市町村の廃置分合等があった場合の法の適用)

第5条 法第2条第2項の規定により過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総理府令で定める基準に該当するものは、同条第1項に規定する過疎地域とみなして、法の規定を適用するものとする。

(教職員住宅の建築に要する経費の範囲及び算定基準)

- 第6条 法第11条第1項に規定する住宅の建築に要する経費の範囲は、本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては、買収費。以下この条において「工事費」という。）並びに事務費とする。
- 2 前項の工事費は、同項の住宅の建築を行おうとする時における建築費を参酌して文部大臣が大蔵大臣と協議して定める一平方メートル当たりの建築単価（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収単価）に当該住宅の延べ面積を乗じて算定するものとする。ただし、その延べ面積は、各住宅1むねにつき、60平方メートルに当該住宅1むねの戸数を乗じた面積を限度とする。
- 3 第1項の事務費は、前項の規定により算定した工事費に100分の1を乗じて算定するものとする。

(地方債の対象となる施設で政令で定めるもの)

第7条 法第12条第1項第10号の集落の整備のための政令で定める用地及び

住宅は、法第6条第1項の市町村計画に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）存び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。

- 2 法第13条第1項第13号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
- 一 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設
  - 二 商店街振興のために必要な共同利用施設
  - 三 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）、及び渡船施設
  - 四 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった学校給食の実施に必要な施設及び設備
  - 五 除雪機械
  - 六 母子健康センター
  - 七 簡易水道施設
  - 八 無線電話

(基幹道路の指定等)

- 第8条 法第14条第1項に規定する政令で定める関係行政機関の長には、基幹的な市長村道については建設大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関係道については農林水産大臣とする。
- 2 都道府県は、法第14条第1項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。
- 3 法第14条第2項の規定により都道府県が市町村に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第4条第1項各号（第2号を除く。）に掲げるものとする。
- 4 前項に規定する都道府県の権限は、第2項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第4条第1項第16号及び第17号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 5 法第14条第2項に規定する都道府県が代わって行う権限のうち政令で定め

るものは、道路法施行令第4条第1項第1号、第3号から第15号まで、第18号及び第20号から第24号までに掲げるものとする。

6 都道府県知事は、法第14条第2項の規定により市町村に代わって道路法施行令第4条第1項第1号、第6号、第8号又は第18号の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を市町村に通知しなければならない。

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第9条 法第15条第5項の規定による補助は、同項に規定する事業につき都道府県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として厚生大臣が定めるところにより算定した額について支払うものとする。

(地方税の課税免除等に伴う措置が適用される場合等)

第10条 法第27条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項及び租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の2第2項又は同法第45条第1項及び同令第28条の3第2項の規定の適用を受ける設備(同令第6条の2第6項又は第28条の3第6項に規定する事業の用に供する設備を除く。以下この項において「低開発地域等特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

ロ 畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、法第2条第2項の規定による内閣総理大臣の公示の日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税

二 不動産取得税 低開発地域等特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(法第2条第2項の規定による内閣総理大臣の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。

三 固定資産税 低開発地域等特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による内閣総理大臣の公示の日以後において取得したものに限り、かつ土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

2 法第27条に規定する政令で定める期間に係る年度は、事業税の課税免除又は不均一課税をした最初の年度から5箇年度とする。

(新たに過疎地域の市町村となった場合の国の負担等に関する規定の適用)

第11条 法第28条の規定により読み替えて適用される法第2条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき法第10条、第11条、第14条第4項から第6項まで、第15条第5項及び第17条の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第2条第2項の規定による公示の日の属する年度(以下この条において「公示の年度」という。)分の予算に係る国の負担金又は補助金(公示の年度の前年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金を除く。)から適用する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、法の施行の日(昭和55年4月1日)から施行する。

(過疎地域対策緊急措置法施行令の失効に伴う経過措置)

第2条 法附則第4項から第6項までの規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第10条、第13条、第14条第5項及び第22条の規定(以下この条において「旧過疎法関係

規定」という。)に基づく旧過疎地域対策緊急措置法施行令(昭和45年政令第104号。附則第4条において「旧過疎法施行令」という。)の規定は、この政令の施行の日以後も、旧過疎法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

(固定資産税の課税免除等に伴う経過措置に係る期間)

第3条 法附則第6項に規定する政令で定める日は、昭和55年4月30日とする。

(沖縄県の市町村に適用する旧過疎地域対策緊急措置法の規定に準ずる基準等)

第4条 法附則第7項に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合することとする。この場合において、当該各号に規定する市町村について廃置分合又は境界変更があった場合における人口の算定方法並びに基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法については、それぞれ旧過疎法施行令第1条第1項及び第2条の規定の例による。

一 沖縄の統計法第5条の規定により定われた国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和40年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和40年の人口で除して得た数値(小数点以下3位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。)が0.1以上であり、かつ地方交付税法第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和47年度に係るものが0.4未満であること。

二 沖縄の統計法第5条の規定により行われた国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から国勢調査の結果による当該市町村人口に係る昭和50年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値(小数点以下3位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。)が0.1以上であり、かつ、地方交付税法第14条の規定により算定した当該市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和48年度から昭和50年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満であること。

2 法附則第7項に規定する政令で定める市町村は、法第2条第1項第1号並び

に第2条及び第3条の規定により算定した法第2条第1項第1号に規定する数値が正の数であり、かつ、同項第2号及び第4条の規定により算定した法第2条第1項第2号に規定する3分の1の数値が1未満である市町村とする。

3 内閣総理大臣は、法附則第7項の規定が適用される市町村を公示するものとする。

4 前項の規定による公示に係る市町村は、法第6条の規定の例により、市町村振興計画を定めなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、法第5条及び第7条の規定の例により、当該市町村の区域に係る振興方針及び振興計画を定めるものとする。

(国有財産特別措置法施行令の一部改正)

第6条 国有財産特別措置法施行令(昭和27年政令第264号)の一部を次のように改正する。

第1号第2項第2号中「昭和55年3月31日」を「昭和65年3月31日」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第7条 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部を次のように改正する。

第54条の14第1項第2号中「又はリ」を「、リ又はル」に改め、同条第2項の表に次のように加える。

八 法第586条第2項第1号ルに掲げる地区	過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第2項の規定による公示の日から昭和60年3月31日までの期間	前項第2号に規定する設備
-----------------------	---	--------------

第54条の14に次の1項を加える。

7 法第586条第2項第1号ルに規定する過疎地域のうち政令で定める地区は、同号ルに規定する過疎地域(過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎地域振興特別措置法第29条の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった地区を除く。)のうち、同号ルに規定する低開発地域工業開発地区として指定された地区並びに第4項及び前項に規定する地区以外の区域とする。

附則中第16条の2の5を第16条の2の6とし、第16条の2の4を第16条の2の5とし、第16条の2の3の次に次の1条を加える。

(第54条の14第2項の特例)

第16条の2の4 昭和55年4月1日において法第586条第2項第1号に掲げる地区である地区が、同年3月31日において地方税法等の一部を改正する法律(昭和55年法律第10号)による改正前の地方税法第586条第2項第1号に掲げる地区であった場合における第54条の14第2項の規定の適用については、同項の表の第8号中「過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)の第2条第2項」とあるのは、「旧過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条第2項」とする。

●過疎地域をその区域とする市町村(昭和55年4月1日 総理府告示第15号)

北海道	夕張市	磯谷郡	蘭越町
	美唄市	虻田郡	ニセコ町 真狩村
	芦別市		留寿都村 喜茂別町
	赤平市		京極町 豊浦町 洞爺村
	士別市	岩内郡	共和町
	三笠市	古宇郡	泊村 神恵内村
	歌志内市	積丹郡	積丹町
	富良野市	古平郡	古平町
	石狩郡 新篠津村	余市郡	仁木町 赤井川村
	厚田郡 厚田村	空知郡	北村 栗沢町 南幌町
	浜益郡 浜益村		奈井江町 上砂川町
	上磯郡 知内町		中富良野町 南富良野町
	亀田郡 戸井町 尻岸内町	夕張郡	由仁町 長沼町 栗山町
	茅部郡 南茅部町	樺戸郡	月形町 浦臼町
	山越郡 八雲町 長万部町		新十津川町
	檜山郡 上ノ国町 厚沢部町	雨竜郡	妹背牛町 秩父別町
	爾志郡 熊石町		雨竜町 北竜町 沼田町
	久遠郡 大成町	幌加内町	幌加内町
	奥尻郡 奥尻町	上川郡	鷹栖町 東神楽町
	瀬棚郡 瀬棚町 北檜山町		当麻町 比布町
			愛別町 上川町 東川町
			美瑛町 和寒町
	島牧郡 島牧村		剣淵町 朝日町 風連町
	寿都郡 寿都町 黒松内町		

	下川町	青森県	東津軽郡	蟹田町	平館村
勇払郡	占冠村 追分町 厚真町		中津軽郡	相馬村	西目屋村
	穂別町		北津軽郡	市浦村	
中川郡	美深町 音威子府村		上北郡	十和田湖町 天間林村	
	中川町 池田町 豊頃町		三戸郡	南郷村 倉石村 新郷村	
増毛郡	増毛町	岩手県	江刺市		
留萌郡	小平町	岩手郡	松尾村		
苫前郡	苫前町 羽幌町	稗貫郡	大迫町		
	初山別村	和賀郡	東和町 和賀町 湯田町		
天塩郡	遠別町 天塩町 幌延町		沢内村		
	豊富町	胆沢郡	衣川村		
宗谷郡	猿払村	西磐井郡	花泉町		
枝幸郡	中頓別町 歌登町	東磐井郡	大東町 藤沢町 室根村		
礼文郡	礼文町		川崎村		
利尻郡	利尻町 東利尻町	気仙郡	住田町		
網走郡	東藻琴村 女満別町	上閉伊郡	宮守村		
	津別町	下閉伊郡	田老町 岩泉町 新里村		
斜里郡	清里町 小清水町		川井村		
常呂郡	端野町 訓子府町	九戸郡	軽米町 山形村		
	置戸町 留辺蘂町	二戸郡	安代町		
	佐呂間町 常呂町	宮城県	刈田郡 七ヶ宿町		
紋別郡	生田原町 丸瀬布町	伊具郡	丸森町		
	白滝村 上湧別町	墨川郡	大郷町 大衡村		
	湧別町 滝上町 興部町	加美郡	宮崎町		
	西興部村 雄武町	玉造郡	岩出山町		
有珠郡	大滝村 壮瞥町	栗原郡	花柳町 栗駒町 一迫町		
沙流郡	日高町 平取町		瀬峰町 鶯沢町 金成町		
三石郡	三石町		志波姫町 花山村		
河東郡	士幌町 上士幌町	登米郡	登米町 東和町 中田町		
	鹿追町		南方町		
河西郡	中札内村 更別村	桃生郡	河北町 雄勝町 桃生町		
広尾郡	忠類村 大樹町		北上村		
足寄郡	足寄町 陸別町	牡鹿郡	牡鹿町		
十勝郡	浦幌町	本吉郡	津山町		
川上郡	標茶町	秋田県	鹿角市		
阿寒郡	阿寒町 鶴居村	北秋田郡	比内町 森吉町 阿仁町		
白糖郡	白糖町 音別町		田代町 合川町		



	上小阿仁村	西白河郡	大信村		中魚沼郡	川西町	津南町	中里村		北相木村			
山本郡	琴丘町 八森町 藤里町	東白川郡	矢祭町 塙町 鮫川村		刈羽郡	高柳町	小国町	刈羽村		北佐久郡	望月町		
	峰浜村		古殿町			西山町				小県郡	長門町 武石村 和田村		
南秋田郡	若美町	田村郡	都路村 常葉町		東頸城郡	安塚町 浦川原村				上伊那郡	高遠町 中川村 長谷村		
阿辺郡	河辺町 雄和町	双葉郡	檜葉町 川内村 葛尾村			松代村 松之山町				下伊那郡	阿南町 清内路村		
由利郡	矢島町 岩城町 由利町	相馬郡	飯館村			大島村 牧村					阿智村 浪合村 平谷村		
	鳥海村 東由利町	茨城県	北茨城市		中頸城郡	吉川町 妙高村 板倉町					根羽村 下条村 壳木村		
	大内町		東茨城郡	桂村 御前山村		清里村 三和村					天竜村 泰阜村 大鹿村		
仙北郡	協和町 南外村 仙南村		西茨城郡	七会村	西頸城郡	名立町 能生町					南信濃村		
平鹿郡	増田町 雄物川町		那珂郡	山方町 美和村 緒川村	岩船郡	関川村 朝日村 山北町				木曾郡	南木曾町 開田村		
	大森町 山内村		久慈郡	金砂郷村 水府村 里美村	佐渡郡	相川町 新穂村 畑野町					三岳村 王滝村 山口村		
雄勝郡	雄勝町 羽後町		大子町			真野町 小木町 羽茂町				東筑摩郡	四賀村 本城村 坂北村		
	東成瀬町 皆瀬町	栃木県	上都賀郡	栗野町 足尾町		赤泊村					坂井村 生坂村		
山形県	尾花沢市		芳賀郡	茂木町	富山県	婦負郡	山田村			北安曇郡	八坂村 美麻村 小谷村		
	西川町 朝日町 大江町		塩谷郡	栗山村		東礪波郡	平村 上平村 利賀村			更級郡	大岡村		
西村山郡	大石田町		那須郡	馬頭町	石川県	珠洲市				下高井郡	木島平村		
北村山郡	最上郡	群馬県	勢多郡	黒保根村 東村		石川郡	河内村 吉野谷村			上水内郡	信州新町 戸隠村		
	金山町 最上町 舟形町		群馬郡	倉淵村			鳥越村 尾口村 白峰村				鬼無里村 小川村		
	真室川町 大蔵村		多野郡	万場町 中里村 上野村			鹿島郡	能登島町			中条村		
	鮭川村 戸沢村		甘楽郡	下仁田町 南牧村			鳳至郡	門前町 柳田村			下水内郡	豊田村 栄村	
東置賜郡	川西郡		吾妻郡	六合村	福井県	足羽郡	美山町			揖斐郡	春日村 久瀬村 藤橋村		
西置賜郡	小国町 白鷹町 飯豊町		利根郡	白沢村 利根村 片品村		今立郡	池田町				坂内村 徳山村		
東田川郡	立川町 羽黒町 朝日村		秩父郡	吉田町 面神村 大滝村		南条郡	今庄町 河野村			本巢郡	根尾村		
西田川郡	温海町		児玉郡	神泉村		丹生郡	越廼村			武儀郡	洞戸村 板取村		
飽海郡	八幡町 松山町 平田町	埼玉県	山武郡	芝山町		遠敷郡	名田庄村				上之保村		
福島県	伊達郡		安房郡	丸山町 和田町	山梨県	東山梨郡	牧丘町 三富村			郡上郡	明方村 和良村		
	安達郡		安房郡	利島村 神津島村		東八代郡	芦川村			加茂郡	白川町		
	岩瀬郡		利根郡	白沢村 利根村 片品村		西八代郡	下部町			恵那郡	川上村 串原村		
	南会津郡		埼玉郡	川場村 昭和村		南巨摩郡	中富町 早川町 身延町				上矢作町		
	伊南村 南郷村 只見町	東京都	秩父郡	吉田町 面神村 大滝村			富沢町			益田郡	馬瀬村		
耶麻郡	熱塩加納村 北塩原町		秩父郡	吉田町 面神村 大滝村			中巨摩郡	芦安村		大野郡	丹生川村 清見村		
	塩川町 山都町	新潟県	秩父郡	吉田町 面神村 大滝村			北巨摩郡	明野村 須玉町 高根町			久々野町 朝日村		
	西会津町 高郷村		秩父郡	吉田町 面神村 大滝村				長坂町 大泉村 白州町		吉城郡	宮川村 上室村		
	猪苗代町		三島郡	出雲崎町				武川村		静岡県	榛原郡	川根町	
河沼郡	会津坂下町 湯川村		古志郡	山古志村				南都留郡	道志村		周智郡	春野町	
	柳津町		北魚沼郡	湯之谷村 広神村				北都留郡	小菅村 丹波山村			磐田郡	水窪町
大沼郡	会津高田町 新鶴村			守門村 入広瀬村	長野県	南佐久郡	小海町 南相木村			愛知県	西加茂郡	小原村	
	三島町 金山町 昭和村												

東加茂郡 足助町 下山村  
 北設楽郡 設楽町 東栄町 富山町  
 津具村 稻武町  
 南設楽郡 鳳来町 作手村  
 一志郡 美杉村  
 飯南郡 飯南町 飯高町  
 多気郡 宮川村  
 度会郡 南島町  
 南牟婁郡 紀和町  
 滋賀県 高島郡 朽木村  
 京都府 北桑田郡 京北町 美山町  
 船井郡 日吉町 瑞穂町 和知町  
 天田郡 三和町 夜久野町  
 加佐郡 大江町  
 与謝郡 伊根町  
 熊野郡 久美浜町  
 兵庫県 佐用郡 上月町 南光町  
 宍粟郡 千種町  
 出石郡 但東町  
 美方郡 村岡町 美方町 温泉町  
 養父郡 大屋町 関宮町  
 多紀郡 西紀町  
 津名郡 北淡町 一宮町 五色町  
 奈良県 宇陀郡 室生村 曾爾村 御杖村  
 吉野郡 黒滝村 西吉野村  
 天川村 野迫川村  
 大塔村 十津川村  
 上北山村 川上村  
 東吉野村  
 和歌山 海草郡 美里町  
 伊都郡 花園村  
 有田郡 清水町  
 日高郡 中津村 美山村 竜神村  
 西牟婁郡 中辺路町 大塔村  
 日置川町 すさみ町  
 東牟婁郡 古座町 古座川町  
 熊野川町 本宮町

北山村  
 鳥取県 八頭郡 八束町 若桜町 佐治村  
 東伯郡 三朝町 関金町  
 日野郡 日南町 日野町 江府町  
 溝口町  
 島根県 大田市  
 八束郡 島根町 八束町  
 能義郡 広瀬町 伯太町  
 仁多郡 仁多町 横田町  
 大原郡 木次町  
 飯石郡 吉田村 掛合町 頓原町  
 赤来町  
 簸川郡 佐田町 多伎町  
 邇摩郡 温泉津町 仁摩町  
 邑智郡 川本町 邑智町 大和村  
 羽須美村 瑞穂町  
 石見町 桜江町  
 那賀郡 金城町 旭町 弥栄村  
 三隅町  
 美濃郡 美都町 匹見町  
 鹿足郡 津和野町 日原町  
 柿木村 六日市町  
 隠岐郡 西郷町 布施村 五箇村  
 都万村 海士町  
 西ノ島町 知夫村  
 岡山県 高梁市  
 新見市  
 御津郡 建部町 加茂川町  
 赤磐郡 吉井町  
 和気郡 佐伯町  
 小田郡 美星町  
 後月郡 芳井町  
 上房郡 有漢町 北房町 賀陽町  
 川上郡 成羽町 川上町 備中町  
 阿哲郡 大佐町 神郷町 哲多町  
 哲西町  
 真庭郡 勝山町 湯原町 美甘村

新庄村 川上村 八束村  
 中和村  
 苫田郡 加茂町 富村 奥津町  
 上斎原村 阿波村  
 鏡野町  
 勝田郡 勝田町  
 英田郡 大原町 東粟倉村  
 西粟倉村 作東町  
 英田町  
 久米郡 中央町 旭町 久米南町  
 久米町 柵原町  
 広島県 庄原市  
 安芸郡 倉橋町 蒲刈町  
 佐伯郡 湯来町 吉和村 大柿町  
 山県郡 加計町 筒賀村  
 戸河内町 芸北町  
 大朝町 千代田町  
 豊平町  
 高田郡 美土里町 高宮町  
 甲田町 向原町  
 賀茂郡 福富町 豊栄町 大和町  
 豊田郡 豊浜町 豊町 大崎町  
 東野町 木江町  
 御調郡 御調町 久井町  
 世羅郡 甲山町 世羅町  
 世羅西町  
 沼隈郡 内海町  
 神石郡 油木町 神石町 豊松村  
 三和町  
 甲奴郡 上下町 総領町 甲奴町  
 双三郡 君田村 布野村 作木村  
 吉舎町 三良坂町  
 三和町  
 比婆郡 西城町 東城町 口和町  
 高野町 比和町  
 山口県 大島郡 久賀町 大島町 東和町  
 橘町

玖珂郡 本郷町 錦町 美川町  
 美和町  
 熊毛郡 上関町  
 都濃郡 鹿野町  
 佐波郡 徳地町  
 厚狭郡 楠町  
 豊浦郡 菊川町 豊田町 豊北町  
 美(9)郡 美東町 秋芳町  
 大津郡 日置町 油谷町  
 阿武郡 川上村 阿武町  
 田万川町 阿東町  
 むつみ村 須佐町  
 旭村 福栄村  
 徳島県 勝浦郡 上勝町  
 名西郡 神山町  
 那賀郡 鷺敷町 相生町  
 上那賀町 木沢村  
 木頭村  
 海部郡 由岐町 牟岐町 海南町  
 海部町 穴喰町  
 麻植郡 美郷村  
 美馬郡 美馬町 半田町 貞光町  
 一字村 穴吹町  
 木屋平村  
 三好郡 三野町 三好町 池田町  
 山城町 井川町  
 三加茂町 東祖谷山村  
 西祖祖山村  
 香川県 小豆郡 池田町  
 香川郡 塩江町  
 綾歌郡 綾上町  
 仲多度郡 琴南町  
 愛媛県 宇摩郡 新宮村 别子山村  
 越智郡 玉川町 吉海町 宮窪町  
 魚島村 上浦町  
 大三島町 関前村  
 中島町

上浮床郡	久万町 西河村 美川村 柳谷村 小田町	朝倉郡	小石原村 宝珠山村	熊本県	豊玉町	南海部郡	上浦町 本匠村 宇目町
伊予郡	広田村 中山町 双海町	八女郡	黒木町 上陽町 矢部村 星野村	上県郡	峰町 上県町 上対馬町		直川村 鶴見町
喜多郡	長浜町 内子町 五十崎町 肱川町 河辺村	田川郡	添田町 川崎町 赤池町 方城町 大任町 赤村	牛深市			米水津村 蒲江町
西宇和郡	保内町 瀬戸町 三崎町 三瓶町	京都郡	犀川町	宇土郡	三角町	大野郡	野津町 清川村 緒方町
東宇和郡	明浜町 宇和町 野村町 城川町	筑上郡	大平町	下益城郡	豊野村 中央町 砥用町		朝地町 大野町 千歳村
北宇和郡	吉田町 三間町 広見町 松野町 日吉村 津島町	佐賀県	多久市	玉名郡	菊水町 三加和町		犬飼町
南宇和郡	内海村 一本松町 西海町	佐賀郡	富士町	南関町		直入郡	荻町 久住町 直入町
高知県	安芸郡 東洋町 奈判利町 安田町 馬路村 芸西村	神埼郡	脊振村 三瀬村	鹿本郡	鹿北町 菊鹿町 鹿本町 鹿央町	玖珠郡	九重町 玖珠町
香美郡	香我美町 香北町 吉川村 物部村	小城郡	小城町	菊池郡	七城町 旭志村	日田郡	前津江村 中津江村
長岡郡	本山町 大豊町	東松浦郡	七山村 巖木町 相知町	阿蘇郡	南小国町 小国町		上津江村 大山町
土佐郡	鏡村 土佐山村 土佐町 大川村 本川村	北波多野	肥前町	産山村 波野村 蘇陽町			天瀬町
吾川郡	池川町 吾川村 吾北村	北波多野	肥前町 鎮西町 呼子町	高森町 白水村		下毛郡	三光村 本耶馬溪町
高岡郡	越知町 窪川町 橋原町 大野見村 東津野村	杵島郡	北方町 大町町 江北町 福富町 有明町	久木野村 西原村		宇佐郡	院内町 安心院町
幡多郡	佐賀町 大正町 大月町 十和村 西土佐村 三原村	藤津郡	塩田町	上益城郡	御船町 甲佐町 矢部町 清和村	宮崎県	串間市
福岡県	田川市 山田市	長崎県	平戸市	八代郡	東陽村 泉村	西都市	
宗像郡	大島村	松浦市		芦北郡	芦北町 津奈木町	えびの市	
遠賀郡	水巻町	西彼杵郡	伊王島町 高島町 野母崎町 西海町	球磨郡	錦町 上村 多良木町 前町 水上村 須恵村	南那珂郡	北郷町
鞍手郡	小竹町 鞍手町 宮田町	大島町	崎戸町	深田村 相良村 五木村		北諸県郡	高城町 山田町 高崎町
嘉穂郡	桂川町 稲築町 碓井町 嘉穂町 筑穂町 穂波町 庄内町 田町	大瀬戸町		山江村 球磨村		西諸県郡	高原町 野尻町 須木町
		南高来郡	千々石町 北有馬町 西有家町	天草郡	大矢野町 有明町 姫戸町 御所浦町	東諸県郡	高岡町 綾町
		北松浦郡	大島村 小値賀町 宇久町 福島町 鷹島町	倉岳町 栖本町 新和町 五和町 荅北町 天草町 河浦町		児湯郡	西米良村 木城町
		江迎町 鹿町町 小佐々町 佐々町 吉井町 世知原町		大分県	竹田市	東白杵郡	東郷町 南郷村 西郷村
		南松浦郡	富江町 玉之浦町 三井楽町 岐宿町 奈留町 若松町 上五島町 新魚目町 有川町 奈良尾町	豊後高田 市	鹿児島 県	北郷村 北方町 北川町 北浦町 諸塚村 椎葉村	西郷村 西郷村
		壱岐郡	芦辺町	杵築市		高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町	阿久根市
		下県郡	巖原町 美津島町	西国東郡	大田村 真玉町 香々地町	大口市	
				東国東郡	国見町 姫島村 国東町 武蔵町 安岐町	加世田市	
				速見郡	山香町	西之表市	
				大分郡	野津原町 庄内町	垂水市	
						鹿児島郡	吉田町 三島村 十島村
						攝宿郡	山川町 姪町 開闢町
						川辺郡	笠沙町 大浦町 坊津町
						智覧町	川辺町
						日置郡	東市来町 郡山町

	日吉町 吹上町 金峰町	熊毛郡	中種子町 南種子町
薩摩郡	樋脇町 入来町 東郷町		上久町 屋久町
	宮之城町 鶴田町	大島郡	大和村 宇検村
	薩摩町 祁答院町 里村		瀬戸内町 住用村
	上飯村 下飯村 鹿島村		竜郷町 喜界町
出水郡	高尾野町 東町 長島町		徳之島町 天城町
伊佐郡	菱刈町		伊仙町 和泊町 知名町
始良郡	蒲生町 横川町 栗野町	沖縄県 国頭郡	国頭村 大宜味村
	吉松町 福山町		東村 伊江村
曾於郡	大隅町 輝北町 財部町	島尻郡	仲里村 具志川村
	末吉町 松山町		渡嘉敷村 座間味村
	志布志町 有明町		粟国村 渡名喜村
	大崎町		南大東村 北大東村
肝属郡	串良町 東串良町		伊平屋村 伊是名村
	内之浦町 高山町	宮古郡	城辺町 下地町 上野村
	吾平町 大根占町		多良間村
	根占町 田代町 佐多町	八重山郡	竹富町 与那国町

●山村振興法〔昭和40年 法律第64号〕

改正〔昭和50年 法律第7号〕

(目的)

第1条 この法律は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発程度が低くかつ住民の生活文化水準が劣っている山間部その他の地域で政令で定める要件に該当

するものをいう。

(山村振興の目的)

第3条 山村の振興は、国土総合開発法(昭和25年法律第205号)の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調査が保たれるように考慮しつつ山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。
- 二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。
- 三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産業の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。
- 四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を行うことにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。
- 五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、集落の整備、生活改善、労働条件の改善を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

(国の施策)

第4条 国は、前条の目標を達成させるため、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第5条 地方公共団体は、第3条の目標を達成するため、国の施策に準じて、山林の振興のために必要な事業が円滑に実施されるよう努めなければならない。

(調査)

第6条 政府は、振興山村の指定。振興山村に係る山村振興に関する計画の承

認及び振興山村に係る山村振興に関する具体的方針の勧告のため必要な調査を行わなければならない。

- 2 前項の調査は、予算の範囲内において、振興の緊要度が高いと認められる山村から順次行うものとする。

(振興山村の指定)

第7条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議しかつ、山村振興対策審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による振興山村の指定は、前条第1項の規定により行う調査の結果に基づいてしなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第1項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

(山村振興計画)

第8条 都道府県知事は、前条第1項の規定により振興山村の指定があったときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画(以下「山村振興計画」という。)を作成し、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 前2項の規定は、山村振興計画を変更する場合について準用する。

(山村振興方針の勧告)

第9条 内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に関し必要があると認めるときは関係行政機関の長に協議し第3条の目標を達成するための当該振興山村に係る山村振興に関する具体的方針を定め、これを都道府県知事に勧告することができる。

- 2 第7条第3項の規定は、前項の具体的方針の勧告について準用する。

(山村振興計画に基づく事業の助成等)

第10条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

(基幹道路の整備)

第11条 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁業関連道(振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの(以下この条において「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の政令の規定にかかわらず、山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和27年法律第180号)第18条の第1項に規定する道路管理者をいう。)に代わってその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わって行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。
- 3 第1項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下この条において「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第3項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号。以下この条において「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に

対する国の負担又は補助の割合（以下この条において「国の負担割合」という。）がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第2項に規定する開発指定事業とみなし、負担特例法の規定を適用する。

- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第3項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道県が負担特例法第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、国は、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第1号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第2号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第3条第1項及び第2項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

（住宅金融公庫からの資金の貸付け）

第12条 住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり振興山村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）

第13条 農林漁業金融公庫は、振興山村において農業（畜産業を含む）、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うもの

とする。

（医療の確保）

第14条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健婦の配置等の事業が実施されるよう努めなければならない。

（地域文化の保存）

第15条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産を保存するため、適切な措置が講ぜられるよう努めなければならない。

（山村振興対策審議会）

第16条 総理府に、附属機関として、山村振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、第2項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和60年3月31日限りその効力を失う。

附 則〔昭和50年 法律第7号〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第10条の次に5条を加える改正規定中第11条に係る部分は、昭和51年4月1日から施行する。

●山村振興法案に対する附帯決議（昭和40年4月27日 参議院農林水産委員会）

政府は、本法施行にあたり、左記事項を検討し、これが措置に遺憾なきを期すべきである。

- 一 第4条の国の施策としての国有林野の積極的活用は林業基本法第4条の主旨に範り、放慢なる解決にならないよう厳格に措置すること。
- 二 政府は、振興山村の指定の全体計画を策定し、一定期間内に計画的に振興目標が達成できるよう機構の整備を図るとともに行政指導に遺憾なきを期するよう努力すること。
- 三 政府は、山村振興計画の実施が経済効果を十分発揮できるよう予算措置をすること。  
右決議する。

●山村振興法施行令（昭和40年 政令第331号）

改正（昭和50年 政令第321号）

（山 村）

第1条 山村振興法（以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める要件に該当するものは、昭和25年2月1日における市町村の区域（同日後において当該区域の全部又は一部について市町村の廃置分合又は境界変更があった場合（当該区域がそのまま他の市町村の区域となった場合を除く。）にあっては、総理府令で定める区域。以下「旧市町村の区域」という。）で次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 旧農林業センサス規則（昭昭34年農林省令第36号）に基づく林業調査の結果による当該旧市町村の区域に係る林野率が0.75以上で、かつ、当該調査の結果による当該旧市町村の区域に係る総人口（総理府令で定める旧市町村の区域にあっては総理府令で定める方法により算定した人数）を当該市町村の区域に係る総土地面積で除して得た数値が1.16未満であること。

- 二 当該旧市町村の区域の自然的条件若しくは社会的条件又は当該旧市町村の区域の属する市町村の財政事情により当該旧市町村の区域に係る法第3条各号に規定する施設（以下「施設」という。）の整備が十分に行われていないため、当該旧市町村の区域における経済力の培養及び住民の福祉の向上が阻害されていること。

（申請書の記載事項）

第2条 法第7条第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 区域
- 二 振興の基本構想
- 三 自然的条件及び社会的条件
- 四 産業の現況
- 五 施設の現況
- 六 市町村の財政事情

（山村振興計画の内容）

第3条 法第8条第1項に規定する山村振興計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 振興の基本方針
- 二 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発等産業の振興のための施策に関する事項
- 三 医療の確保、生活改善及び労働条件の改善のための施策に関する事項
- 四 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項

（基幹道路の指定等）

第4条 法第11条第1項に規定する関係行政機関の長は、市町村道については建設大臣、市町村が管理する農道、林道及び漁港関連道については農林大臣とする。

- 2 都道府県は、法第11条第1項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてそ

の旨を告示するものとする。

- 3 法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)第 4 条第 1 項各号(第二号を除く。)に掲げるものとする。
- 4 前項に規定する都道府県の権限は、第 2 項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第 4 条第 1 項第 16 号及び第 17 号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。
- 5 法第 11 条第 2 項後段の規定により都道府県知事が行う権限は、道路法施行令第 4 条第 1 項第 1 号第 3 号から第 15 号まで、第 18 号及び第 20 号から第 24 号までに掲げるものとする。
- 6 都道府県知事は、法第 11 条第 2 項の規定により道路法施行令第 4 条第 1 項第 1 号、第 6 号、第 8 号及び第 18 号の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

#### ●山村振興法施行規則〔昭和 40 年 総理府令第 45 号〕

改正〔昭和 49 年 総理府令第 39 号〕

第 1 条 山村振興法施行令(昭和 40 年政令第 331 号、以下「令」という。)第 1 条の総理府令で定める区域は、次の各号に定める区域とする。

- 一 昭和 25 年 2 月 2 日から昭和 35 年 2 月 1 日までに市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、当該配置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該市町村の区域(以下「分割後の区域」という。)ただし、分割後の区域に係る総土地面積が当該分割後の区域が昭和 25 年 2 月 1 日に属していた同日における市町村の区域に係る総土地面積の 100 分の 20 未満であるときは、当該分割後の区域と当該分割後の区域が旧農林業センサス規則(昭和 34 年農林省令第 36 号)に基づく林業調査(以下「林業調査」とい。)の結果において併合された同日における市町村の区域とを合した区域とする。
- 二 昭和 35 年 2 月 1 日後に市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域。ただし、前号に規定

する場合に該当するときは、同号に規定する区域とする。

第 2 条 令第 1 条第 1 号の総理府令で定める旧市町村は次のとおりとする。

山形県西置賜郡津川村  
長野県下伊那郡下沢村  
岐阜県可児郡姫治村  
熊本県上益城郡河原村

第 3 条 令第 1 条第 1 号の総理府令で定める方法は、林業調査の方法に準じて国土庁長官が定める方法とする。

#### ●山村振興法の一部を改正する法律の施行に伴う山村振興計画の取扱いについて

(昭和 50 年 8 月 8 日 50 国地山第 79 号地方振興局長通達)

山村振興法の一部を改正する法律の施行に伴う事務次官通達の改正については、「山村振興法の一部改正について」(昭和 50 年 8 月 8 日付け 50 国地山第 74 号)をもって通知したところであるが、これに伴い既に承認され、又は承認申請中の山村振興計画の取扱いについて下記のとおり定めただ、運用に遺憾のないようにされたい。

#### 記

山村振興法の一部を改正する法律の施行に伴い、基幹的な道路の整備等に係る山村振興計画の変更の承認申請の取扱いについては次に定めるところによるものとし、この場合における変更承認申請要領は別添によるものとする。また、この通達に基づく山村振興計画の変更承認申請は、昭和 50 年度中に行うものとする。ただし、特別の事由により関係省庁が協議して特にやむを得ないと認められる場合は、昭和 51 年度以降においても変更承認申請を行うことができるものとする。

#### 1 基幹的の道路の整備

基幹的な市町村道、農道、林道又は漁港関連道の整備をしようとする場合には、都道府県知事は、山村振興法運営要綱(昭和 40 年 10 月 14 日付け経企山村第 14 号経済企画事務次官通達)に基づき作成された山村振興計画(以下「第一期山村振興計画」という。)又は山村第二期対策運営要綱(昭和 47 年 5 月 24 日付け経企山村第 33 号経済企画事務次官通達)に基づき作成された第



二期山村振興計画（以下「第二期山村振興計画」という。）の変更承認申請を行うことができるものとする。

## 2 住宅金融公庫からの資金の貸付け

(1) 第一期山村振興計画又は第二期山村振興計画に集落の整備に関する事項に係る計画の記載がある地域の取扱い

集落の整備事業を実施しようとする場合には、都道府県知事は、参考資料のうち「集落整備資料」を国土庁長官及び建設大臣に提出するものとする。

(2) 第一期山村振興計画又は第二期山村振興計画に集落の整備に関する事項に係る計画の記載がない地域の取扱い。

集落の整備事業を実施しようとする場合には、都道府県知事は、第一期山村振興計画又は第二期山村振興計画の変更承認申請を行うことができるものとする。

## 3 林野火災による災害の防除

第一期山村振興計画又は第二期山村振興計画に消防施設の整備に関する計画の記載がない地域において、林野火災消防施設の整備をしようとする場合には、都道府県知事は、第一期山村振興計画又は第二期山村振興計画の変更承認申請を行うことができるものとする。

## 4) ダム税制関連の法令（解説編第6章ダム税制関係）

### ●国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(抄)

〔昭和31年 法律第82号〕

最終改正〔昭和54年 法律第12号〕

（用語の意義）

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、地方公共団体 都道府県、特別区及びこれらの組合をいう。

三、固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産に該当するものをいう。

四、土地地方税法第341条第2号に規定する土地に該当するものをいう。

五、家屋 地方税法第341条第3号に規定する家屋に該当するものをいう。

六、償却資産 地方税法第341条第4号に規定する償却資産に該当するものをいう。

（市町村に対する交付金の交付又は納付金の納付）

第2条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の3月31日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、

国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。  
一、当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産

（次号及び第3号に掲げるものを除く。）

四、発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第1号に掲げるものを除く。）

五、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設のうちダム（ダムと一体となってその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、政令で定めるもの（第1号に掲げるものを除く。）

（交付金額又は納付金額の算定）

第3条 市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」という。）又は市町村納付金として納付すべき金額（以下「納付金額」という。）は、交付金算定標準額又は納付金算定標準額にそれぞれ百分の1.4を乗じて得た額とする。

2 前項の交付金算定標準額又は納付金算定標準額は、固定資産の価格とする。

3 国又は地方公共団体が所有する固定資産に係る前項の固定資産の価格は、それぞれ国有財産法第32条第1項の台帳若しくは物品管理法（昭和31年法律

第113号)第36条の帳簿又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳(以下「国有財産台帳等」という。)に記載された当該固定資産の価格とする。

(交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例)

#### 第4条

3 変電所又は送電施設の用に供する償却資産に係る交付金算定標準額は前条第2項の規定にかかわらず、当該償却資産について市町村交付金が交付されることとなった年度から5年度分の市町村交付金については、同項の価格の3分の1の額とし、その後5年度分の市町村交付金については、同項の価格の3分の2の額とする。

4 第2条第1項第5号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る交付金算定標準額は、前条第2項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産について市町村交付金が交付されることとなった年度から5年度分の市町村交付金については、同項の価格の2分の1の額とし、その後5年度分の市町村交付金については、同項の価格の4分の3の額とする。

(大規模の償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例等)

第5条 国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は1の地方公共団体若しくは1の公社が所有する償却資産(公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するもののうち自治省令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。)のうち第2条の規定によって市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので1の市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。以下本条及び次条において同じ。)町村内に所在するものに係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格(前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によって交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。)の合計額(1の公社が所有する償却資産にあつては、当該合計額と当該1の公社が所有する固定資産税を課される償却資産(地方税法第349条の5第1項の新設大規模償却資産を除く。以下本条において同じ。)で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準となるべき額(同法第349条の2及び第349条の3の規定によって固定資産税の課

税標準となるべき額をいう。以下本条において同じ。)の合計額との合算額とする。)が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えるもの(以下「大規模の償却資産」という。)については、前2条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額(人口3万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の10分の4の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該交付金算定標準額となるべき価格の10分の4の額、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と当該大規模の償却資産を所有する公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の10分の4の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該合算額の10分の4の額)(以下本条、次条及び第16条第2項において「大規模の償却資産に係る算定額」という。)を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として当該市町村に市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。ただし、公社にあつては、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額から当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法第349条の2、第349条の3及び第349条の4の規

市町村の区分	金 額
人口5千人未満の町村	5億円
人口5千人以上1万人未満の町村	人口6千人未満の場合にあつては5億4千4百万円、人口6千人以上の場合にあつては5億4千4百万円に人口5千人から計算して人口1千人を増すごとに44百万円を加算した額
人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万2千人未満の場合にあつては7億6千8百万円、人口1万2千人以上の場合にあつては7億6千8百万円に人口1万人から計算して人口2千人を増すごとに4千8百万円を加算した額
人口3万人以上20万人未満の市市町	人口3万5千人未満の場合にあつては12億8千万円、人口3万5千人以上の場合にあつては12億8千万円に人口3万人から計算して人口5千人を増すごとに8千万円を加算した額
人口20万人以上の市	40億円

定によって算定した固定資産税の課税標準額(以下本条及び第16条第2項において「固定資産税の課税標準額」という。)を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額以上の額であるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

- 2 前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額(以下本項において「前年度の基準財政収入額」という。)からこれに算入された大規模の償却資産に係る市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条第2項の基準率をもって算定した市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額をいう。以下本項において同じ。)を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として交付されるべき市町村交付金又は納付されるべき市町村納付金の収入見込額を加算した額(1の公社が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合計額によって大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の税収入見込額(地方交付税法第14条第2項の基準税率をもって算定した税収入見込額をいう。以下本項において同じ。)との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第349条の2、第349条の3及び第349条の4第1項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額との合計額を加算した額とする。以下本項において「基準財政収入見込額」という。)が前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額(以下本項において「前年度の基準財政需要額」という。)の100分の60に満たないこととなる市町村については、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の100分の160に達することとなるように増額して前項の規定を適用する。この場合において、

当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の100分の160に達することとなるように当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額を増額するものとする。

- 3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産で交付金算定標準額となるべき価格の合計額が第1項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえるものがある場合においては、前年の9月30日までに、自治省令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を自治大臣に通知しなければならない。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りではない。
- 4 市町村長は、第6条、第8条若しくは第9条第2項の規定によって固定資産の価格の通知を受けた場合又は第10条第1項、第2項若しくは第4項の規定によって固定資産の価格の配分の通知を受けた場合において、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産についてその交付金算定標準額となるべき価格の合計額が第1項の表の上欄に掲げる市町村において当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額(第2項の規定によって当該金額を増額したときは、当該増額された後の金額とする。以下第16条第2項において同じ。)をこえるものがあるときは、遅滞なく、自治省令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を当該市町村を包括する都道府県の知事を経由して自治大臣に通知しなければならない。

(新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例)

- 第5条の2 国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は1の地方公共団体若しくは1の公社が所有する償却資産のうち第2条の規定によって市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので、1の市町村内に所在する新たに建設された1の工場又は発電所若しくは変電所(以下本項において「1の工場」と総称する。)(1の工場に増設された設備で1の工場に類すると認められるものを含む。)の用に供するものに

に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同条の規定によって市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付することとなった最初の年度から5年度間のうちいずれか1の年度において、前条第1項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえることとなるもの（以下本条及び第11条第2項において「新設大規模償却資産」という。）がある場合においては、当該こえることとなった最初の年度から6年度分の市町村交付金又は市町村納付金に限り、地方税法第349条の5第1項及び第2項並びに第5項に基く政令の規定の例により、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額を増額して前条第1項（ただし書を除く。）の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。

- 2 1の市町村の区域内に新設大規模償却資産が二以上ある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について大規模の償却資産に係る算定額を増加するための計算方法は、地方税法第349条の5第3項及び第4項に基く自治省令の規定の例による。

（台帳価格等の通知）

第6条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち第2条の規定によって市町村交付金を交付すべきものについて、自治省令で定めるところにより、前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項を前年の11月30日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りではない。

（価格の修正通知）

第8条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第2条の規定によって市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるも

のに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の11月30日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該通知に係る固定資産の価格の算定の根拠をあわせて通知しなければならない。

（価格の修正の申出等）

第9条 市町村長は、当該市町村内に所在する各省各庁の長が管理し、又は地方公共団体が所有する固定資産で第2条の規定によって市町村交付金を交付されるべきものについては、国有財産台帳等に価格が記載されていないものがある場合又は国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の12月31日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格を通知し、又は国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の申出があった場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。
- 3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第1項の申出があった場合において、その申出について正当な理由がないと認めため、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、その旨及びその理由を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定による通知は、おそくとも第1項の申出があった日から起算し

て2月以内にしなければならない。

- 5 市町村長は、第1項の申出をした場合において、当該申出をした日から起算して2月以内に第2項若しくは第3項の通知がないとき、又は当該通知に係る事項について不服があるときは、自治大臣に対してその旨を申し出ることができる。
- 6 自治大臣は、前項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、各省各庁の長又は地方公共団体の長に対してその意見を申し出ることができる。

(二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

- 第10条** 第2条第1項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二以上の市町村にわたって使用される償却資産又は空港の用に供する固定資産、発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産、水道若しくは工業用水道の用に供するダム等の用に供する固定資産その他二以上の市町村にわたって所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、自治省令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格（第8条の規定によって交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあっては、当該通知に係る固定資産の価格とする。）を当該市町村に配分し、これを前年の11月30日までに当該市町村の市町村長に通知しなければならない。
- 2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の通知をした後において、前条第2項（第4項において準用すべき場合を含む。）の規定により交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知した場合においては、前項の規定によって配分し、及び通知した価格を修正し、これを当該市町村の市町村長に通知しなければならない。
  - 3 第1項の規定によって固定資産の価格の配分を受けると認められるのにかかわらず配分を受けなかった市町村の市町村長又は同項の規定による固定資産の価格の配分に錯誤があると認める市町村長は、前年の12月31日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、当該市町村に固定資産

の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正すべきことを申し出ることができる。

- 4 前条第2項から第6項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正して市町村長」と、同条第3項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分せず、又は当該市町村に配分した固定資産の価格を修正しないときは、」と読み替えるものとする。

(交付金の請求又は納付金の納額告知)

- 第13条** 市町村長は、自治省令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年4月30日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。
- 2 市町村長は、自治省令で定めるところにより、公社が所有する固定資産について当該公社に対して、毎年4月30日までに、納付金納額告知書を送付するものとする。
  - 3 第1項の交付金交付請求書又は前項の納付金納額告知書には、自治省令で定める様式により、それぞれ固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額その他必要な事項を記載しなければならない。

(交付金の交付又は納付金の納付)

- 第14条** 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前条第1項の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、毎年6月30日までに、当該交付金交付請求書に記載された交付金額を固定資産所在の市町村に交付するものとする。
- (違法又は錯誤に係る交付金額又は納付金額の修正)

- 第15条** 各省各庁の長若しくは地方公共団体の長又は公社は、交付金額又は納付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合においては、それぞれ第13条第1項の交付金交付請求書又は同条第2項の納付金納額告知書の

送付を受けた日から起算して30日以内に、市町村長に対して当該交付金交付請求書に記載された交付金額又は当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修正を求めることができる。ただし、公社が第12条第2項の規定により固定資産の価格等の決定について自治大臣に異議を申し出ている場合においては、当該異議の申出について自治大臣の決定があった後において、市町村長に対して当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修正を求めなければならない。

- 2 市町村長は、前項の求めがあった場合において交付金額又は納付金額の算定について違法若しくは錯誤があると認めるとき、又は固定資産の価格等の決定の異議の申出について自治大臣が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、交付金交付請求書に記載された交付金額又は納付金納額告知書に記載された納付金額を修正しなければならない。

(都道府県に対する交付金の交付又は納付金の納付)

**第16条** 国又は地方公共団体は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格のうち第5条第1項及び第2項並びに第5条の2の規定によって当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村交付金の交付金算定標準額となるべき額をこえる部分の額を交付金算定基準額として国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）を交付するものとする。

- 3 自治大臣は、国又は地方公共団体が所有する償却資産で第1項の規定によって都道府県に対して都道府県交付金が交付されるべきであると認められるものがある場合においては、前年の10月31日までに、これを指定し、その旨を当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長並びに当該償却資産の所在地の市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第1項の規定によって都道府県交付金を交付するものとされる償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格及び都道府県交付金に係る交付金算定標準額を、毎年1月31日までに、当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に、第2項の規定によって都道府県納付金を納付される

べき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、毎年2月末日までに、当該償却資産を所有する公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

(使用料等の限度額の特例)

**第18条** 地方公共団体が所有する第2条第1項第1号に掲げる固定資産の使用料等（使用料、貸付料その他何らの名義をもってするを問わず、当該固定資産を使用する者がその使用について支払うべき金額をいう。以下同じ。）の限度額について法律の定がある場合において、当該限度額の算定の基礎に固定資産税に相当する額が加算されていないときは、地方公共団体は、当該固定資産については、当該法律の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該固定資産につき交付されることとなるべき市町村交付金又は都道府県交付金の交付金額に相当する額をこえない範囲内の額を当該法律に規定する使用料等の限度額に加算した額をもって当該法律に規定する使用料等の限度額とすることができる。

(交付金の交付の特例等)

**第19条** 市町村が所有する第2条第1項第1号若しくは第4号に掲げる固定資産が当該市町村の区域内に所在する場合若しくは都が所有する同条同項第1号若しくは第4号に掲げる固定資産が都の特別区の存する区域内に所在する場合又は都道府県が所有する大規模の償却資産が当該都道府県の区域内に所在する場合において、当該固定資産又は大規模の償却資産がそれぞれ当該市町村又は都道府県の特別会計に所属するものであるときは、当該市町村又は都道府県は、当該固定資産又は大規模の償却資産につき、第3条から第5条の2まで又は第16条第1項の規定の例によって算定した市町村交付金又は都道府県交付金に係る交付金額に相当する額を当該特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

- 2 前項の場合においては、当該一般会計に繰り入れた額は、当該固定資産につき交付されることとなるべき市町村交付金又は都道府県交付金の交付金額に相当する額とみなして前条の規定を適用する。

(国有財産台帳等の閲覧の請求等)

**第20条** 市町村長は、交付金額の算定のため必要があると認める場合において

は、各省各庁の長若しくは地方公共団体の長に対して国有財産台帳等の閲覧を求め、又は国有財産台帳等に記載された事項を記録することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 2 市町村長は、納付金額の算定のため必要があると認める場合においては、自治大臣に対して公社が第7条の規定によって自治大臣に申告した事項を記載した書類の閲覧を求め、又は当該書類に記載された事項を記録することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(多目的ダムに係る市町村交付金等)

**第21条の3** 特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第2条第1項に規定する多目的ダムについては、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を、建設大臣が管理する場合(同法第17条の規定によるダム使用权の設定前を含む。)にあっては国が、都道府県知事が管理する場合にあっては当該都道府県が所有する第2条第1項第4号に掲げる固定資産又は同項第5号に掲げるダムの用に供する固定資産と、当該固定資産につき政令で定める方法により算出した額を国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定(第20条を除く。)を適用する。

(端数計算)

**第21条の4** 交付金算定標準額又は納付金算定標準額を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるとき、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 交付金額又は納付金額の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(政令への委任)

**第22条** この法律に定めるもののほか、交付金額又は納付金額の算定、市町村交付金及び都道府県交付金の交付手続又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付手続、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合(都道府県の境界にわたって市町村の境界の変更があったため都道府県の境界に変更があった場合を含む。)におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に

関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和31年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

附 則 (抄) (昭和49年 法律第19号)

(施行期日)

**第1条** この法律は、昭和49年4月1日から施行する。(ただし書略)

**第28条** 別段の定めがあるものを除き、前条の規定により改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新交納付金法」という。)の規定は、昭和50年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下「交付金及び納付金」という。)から適用し、昭和49年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

- 2 新交納付金法の規定中水道又は工業用水道の用に供するダムに係る市町村交付金及び都道府県交付金に関する部分は、昭和49年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金について適用する。この場合において、昭和47年3月31日までの間において建設された新交納付金法第2条第1項第5号に掲げるダムの用に供する固定資産(新交納付金法第21条の3の規定により当該固定資産とみなされるものを含む。)のうち家屋及び償却資産については、新交納付金法第4条第5項中「当該固定資産につき市町村交付金が交付されることになった年度から5年度間」とあるのは、「当該固定資産が建設された日の属する年度の翌年度から昭和47年度までの年度の数5から控除し、昭和49年度から当該控除して得た数に相当する年度間」とする。
- 3 昭和49年度分の市町村交付金及び都道府県交付金のうち新交納付金法第2条第1項5号に掲げるダムの用に供する固定資産(新交納付金法第21条の3の規定により当該固定資産とみなされるものを含む。)に係るものに対する新交納付金法の規定の適用については、新交納付金法第5条第3項中「前年の9月30日」とあるのは、「昭和49年5月31日」と、新交納付金法第6条及び第8条中「前年の11月30日」とあるのは「昭和49年7月31日」と、新交納付金法第9条第1項中「前年の12月31日」とあるのは「昭和49年8月31日」とする。

日」と、新交納付金法第10条第1項中「前年の11月30日」とあるのは「昭和49年7月31日」と、同条第3項中「前年の12月31日」とあるのは「昭和49年8月31日」と、新交納付金法第13条第1項中「毎年4月30日」とあるのは「昭和49年11月30日」と、新交納付金法第14条第1項中「毎年6月30日」とあるのは「昭和49年12月31日」と、新交納付金法第16条第3項中「前年の10月31日」とあるのは「昭和49年6月30日」と、同条第4項中「毎年1月31日」とあるのは「昭和49年9月30日」とする。

- 4 新交納付金法第4条第3項の規定は、昭和49年4月1日以後において建設された発電所の用に供する固定資産について、昭和51年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。
- 5 昭和49年3月31日までの間において建設された発電所の用に供する固定資産に係る昭和50年度以降の各年度の市町村交付金及び都道府県交付金については、前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「旧交納付金法」という。）第4条第3項に規定する固定資産に係るものにあつては、同項中「地方税法第349条の3第1項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和49年法律第19号）附則第7条第2項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第349条の3第1項」とし、旧交納付金法第21条の3に規定する固定資産に係るものにあつては、同条中「この法律」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号。以下「旧交納付金法」という。）と、「第4条第3項中」とあるのは「旧交納付金法第4条第3項中「地方税法第349条の3第1項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律附則第7条第2項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第349条の3第1項」とし、」として、これらの規定の例による。
- 6 新交納付金法第5条の2の規定は、昭和48年3月31日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌々年度から昭和50年度までの年度の数が5を超えないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の同年度分以後の交付金及び納付金についても、適用する。

- 7 昭和48年3月31日までの間において建設された一の工場の用に供する資産で昭和49年度分の交付金及び納付金の交付算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において旧交納付金法第5条の2の規定の適用を受けていたものについては、昭和50年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもって新交納付金法第5条の2に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第7条第10項後段の規定を適用する。

附 則（抄）〔昭和52年 法律第6号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、昭和52年4月1日から施行する。〔ただし書略〕

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第26条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次頁において「新交納付金法」という。）第4条第4項の規定は、昭和53年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用し、昭和52年度分までの市町村交付金及び都道府県交付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第4条第5項の規定は、昭和51年4月1日以後に建設された新交納付金法第2条第1項第5号に掲げるガムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産について昭和53年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

3 前条の規定による改正前の国有資産等所在町村交付金及び納付金に関する法律第4条第5項の規定は、昭和51年3月31日までに建設された同法第2条第1項第5号に掲げるガムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る市町村交付金及び都道府県交付金については、なおその効力を有する。

附 則（抄）〔昭和54年 法律第12号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、昭和54年4月1日から施行する。〔ただし書略〕



(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第21条 別段の定めがあるものを除き、第4条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交納付金法」という。）の規定は、昭和55年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下この項において「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和54年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第4条第4項の規定は、昭和53年4月1日以後に建設された同法第2条第1項第5号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

3 第4条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（第5項において「旧交納付金法」という。）第4条第5項の規定は、昭和51年4月1日から昭和53年3月31日までの間に建設された同法第2条第1項第5号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る市町村交付金及び都道府県交付金については、なおその効力を有する。この場合において、同法第4条第5項中「同項の価格の10分の5の額」とあるのは、「昭和59年度までの各年度分の市町村交付金については、同項の価格の2分の1の額とし、昭和60年度から昭和64年度までの各年度分の市町村交付金については、同項の価格の4分の3の額」とする。

4 新交納付金法附則第17項の表の第5号及び第6号の規定は、昭和53年4月1日以後において建設され、又は敷設されたこれらの規定に掲げる償却資産及び構築物に係る市町村納付金から適用する。

●固定資産等所在市町村交付金および納付金に関する法律施行令（抄）

（昭和31年政令第107号）（法第2条第1項第5号の土地等）

第1条 国有資産等所在市町村交付金および納付金に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第5号に規定する土地で政令で定めるものは、取水施設、貯水施設若しくは浄水施設またはこれらの施設を管理するための施設で自治省令で定めるもの（ダム（ダムと一体となってその効用を全うする施

設および工作物を含む。以下同じ。）を除く。以下この項において「取水施設等」という。）の用に供する土地（取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該取水施設等の用に供する土地のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分として自治省令で定めるものを除く。）で地方公共団体が所有するもの（市町村の組合が所有する土地にあっては、当該組合を組織する市町村の区域内に所在する土地を除く。）とする。

2 法第2条第1項第5号に規定する固定資産で政令で定めるものは、水道または工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産（当該ダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該固定資産のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分として自治省令で定めるものを除く。）で国または地方公共団体が所有するもの（市町村の組合が所有する固定資産にあっては、当該組合を組織する市町村の区域内に所在する固定資産を除く。）とする。

（法第21条の3の算出方法）

第14条 法第21条の3に規定する政令で定める方法は、同条に規定する多目的ダム（以下この条において「多目的ダム」という。）の用に供する固定資産のうち発電、水道または工業用水道の用に供する部分ごとに、土地にあっては第1号に掲げる額に、家屋および償却資産にあっては第2号に掲げる額に、それぞれ当該部分を発電、水道または工業用水道の用に供する者が負担する特定多目的ダム法第7条第1項の負担金の額の当該多目的ダムの建設に要する費用の額に対する割合を乗ずる方法とする。

一 多目的ダムの用に供する土地の取得に要した費用の額

二 多目的ダムの用に供する家屋および償却資産の建設に要した費用の額から、当該多目的ダムが建設された年度から前々年度までの年度の数に同じて自治省令で定めるところにより計算した減価の価額を控除して得た額

2 多目的ダムの用に供する固定資産のうち特定多目的ダム法第27条の規定の適用を受ける者に係る同条の規定の適用に係る部分についての法第21条の3に規定する政令で定める方法は、前項の規定にかかわらず、特定多目的ダム法第27条の納付金の額を、自治省令で定めるところにより土地に係る部分の

額と家屋および償却資産に係る部分とに区分し、家屋および償却資産に係る部分の額については、当該額から、その者が同法第2条第2項に規定するダム使用権の設定を受けた年度から前々年度までの年度の数に応じて自治省令で定めるところにより計算した減価の価額を控除する方法とする。

●国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則（抄）

〔昭和31年総理府令第31号〕（政令第1条第1項の自治省令で定める施設）

第1条 国有資産等所在市町村交付金および納付金に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1条第1項に規定する自治省令で定める施設は、取水施設、貯水施設または浄水施設（以下次条第1項までにおいて取水施設等という。）の操作、監視その他の管理の用に供する施設で当該取水施設等と同一の構内に所在するものとする。

（政令第1条第1項の自治省令で定める土地および同条第2項の自治省令で定める固定資産）

第1条の2 政令第1条第1項に規定する自治省令で定める土地は、取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供給される場合において当該取水施設等の用に供する土地について、その面積に当該供給される水の量の当該取水施設等に係る水の量に対する割合を乗じて得た面積に係るものとして区分された土地とする。

2 政令第1条第2項に規定する自治省令で定める固定資産は、同項に規定するダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合において当該ダムの用に供する固定資産について、その価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道または工業用水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された固定資産とする。

（法第10条第1項の固定資産の価格の配分の方法）

第4条 法第10条第1項の固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長または当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、別表第1の上欄に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村に対し、同表の下欄に掲げる方法によって当該固定資産の価格を配分するものと

する。

（政令第14条第1項第2号の減価の価額等）

第13条 政令第14条第1項第2号に規定する減価の価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前々年度中に政令第14条第1項に規定する多目的ダム（以下この条において「多目的ダム」という。）が建設された場合多目的ダムの用に供する家屋および償却資産の建設に要した費用の額に、用途に応ずる減価率の2分の1の率を乗じて得た額

二 前々年度前に多目的ダムが建設された場合、多目的ダムの用に供する家屋および償却資産の建設に要した費用の額から前年度の減価の価額を控除した額に、用途に応ずる減価率を乗じて得た額と前年度の減価の価額とを合算した額（当該合算した額が当該多目的ダムの用に供する家屋および償却資産の建設に要した費用の額の100分の95に相当する額を超える場合には当該100分の95に相当する額とする。）

2 政令第14条第2項に規定する土地に係る部分の額または家屋および償却資産に係る部分の額は、それぞれ特定多目的ダム法第27条の納付金の額に、政令第14条第2項の規定の適用に係る多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額のうち土地の取得に要した費用の額または家屋および償却資産の取得に要した費用の額の当該多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額に対する割合を乗じて得た額とする。

3 政令第14条第2項に規定する減価の価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前々年度中に政令第14条第2項のダム使用権（以下この項において「ダム使用権」という。）の設定を受けた場合前項に規定する家屋および償却資産に係る部分の額に、用途に応ずる減価率の2分の1の率を乗じて得た額

二 前々年度前にダム使用権の設定を受けた場合、前項に規定する家屋および償却資産に係る部分の額から前年度の減価の価額を控除した額に、用途に応ずる減価率を乗じて得た額と前年度の減価の価額とを合算した額（当該合算した額が当該家屋および償却資産に係る部分の額の100分の95に相当する額を超える場合には、当該100分の95に相当する額とする。）

4 第1項および前項に規定する用途に応ずる減価率は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

用途	発電	水道	工業用水道
率	0.040	0.028	0.028

5 第1項または第3項の規定により計算した減価の価額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。

別表第1 (第4条)

固定資産	配分を受ける市町村	配分方法
一 土地(第5号の土地を除く。)	当該土地が所在する市町村	当該土地の地積にあん分する。
二 家屋および当該家屋に収容されている償却資産(第5号の家屋および償却資産を除く。)	当該家屋が所在する市町村	当該家屋の床面積にあん分する。
三~五 (略)		
六 電気事業に係る償却資産(第二号の償却資産を除く。)	当該償却資産が所在する市町村	
(一) 水力発電設備		
1 構築物		
(イ) えん堤		1 所在する市町村に配分する。この場合において、1のえん堤が2以上の市町村にわたるものにあつては、その価格を均分する。 2 えん堤の築造によりたん水区域が2以上の市町村にわたるときは、その価格の3分の2を前号の規定にかかわらず、通常の満水時におけるたん水面積にあん分してその市町村に配分し、他の3分の1を前項の規定により配分する。
(ロ) 取入口		取入口の箇所数にあん分する。この場合において、1の取入口が2以上の市町村にわたるものにあつては、その容積にあん分する。

固定資産	配分を受ける市町村	配分方法
(ハ) 導水路 (ニ) 沈砂池		導水路の延長にあん分する。 沈砂池の容積にあん分する。この場合において、1の沈砂池が2以上の市町村にわたるものにあつては、その容積にあん分する。
(ホ) 水槽		水槽の箇所数にあん分する。この場合において、1の水槽が2以上の市町村にわたるものにあつては、その容積にあん分する。
(ヘ) 水圧管路 (ト) 放水路 (チ) 雑工事		水圧管路の延長にあん分する。 放水路の延長にあん分する。 土捨場の箇所数にあん分する。
2 機械装置、諸装置および備品		所在する市町村に配分する。
(ニ) 送電設備		
1 架空電線路		架空電線路の支持物の基数にあん分する。
2 地中電線路		電線の延長にあん分する。
3 保安通信装置		通信装置の箇敷にあん分する。ただし、電話線については、支持物の基数にあん分する。
4 保安開閉装置および備品		開閉所の箇敷にあん分する。
(三) 変電設備	当該償却資産が所在する市町村	所在する市町村に配分する。
七 水道事業または工業用水道事業に係る償却資産(第二号の償却資産を除く。)		
(一) 構築物		
(イ) えん堤		1 所在する市町村に配分する。この場合において、1のえん堤が2以上の市町村にわたるものにあつては、その価格を均分する。 2 えん堤の築造によりたん水区域が2以上の市町村にわたるときは、その価格の3分の2を前項の規定にかかわらず、通常の満水時におけるたん水面積

(ロ) 雑工事 (ニ) 機械装置、 諸装置および 備品 八 第2号から前号までに掲げる償却資産以外の償却資産	当該償却資産 が所在する市 町村	にあん分してその市町村に配分し、他の3分の1を前項の規定により配分する。 土捨場の箇所数にあん分する。 所在する市町村に配分する。 前に掲げる 配分方法に 準じて当該 償却資産が 所在する市 町村に配分 する。
--	------------------------	--

●水道法（抄）〔昭和32年 法律第177号〕

（用語の定義）

第3条

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

●工業用水道事業法（抄）〔昭和33年 法律第84号〕

（定義）

第2条

6 この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。

●地方交付税法（抄）〔昭和25年 法律第211号〕

（普通交付税の額の算定）

第10条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地

方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

- 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合計額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×

財源不足額の合算額－普通交付税の総額

基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額

- 自治大臣は、前2項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年8月31日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、9月1日以降において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。
- 自治大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。
- 第3項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。
- 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第2項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

（基準財政収入額の算定方法）

第14条 基準財政収入額は、市町村にあっては基準税率をもって算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額、当該市町村の娯楽施設利用税交付金の収入見込額の100分の75の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の100分の75の額、当該市町村の特別とん譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもって算定した国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第2条第1項の国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交

付金」という。)及び同条第2項の公社有資産所在市町村納付金(以下「市町村納付金」という。)の収入見込額の合算額とする。

- 2 前項の基準税率は、地方税法第1条第1項第5号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、地方税法に定める税率とする。)の市町村税にあっては100分の75に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金及び都道府県納付金にあっては国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第3条第1項に規定する率の100分の80に相当する率、市町村交付金及び市町村納付金にあっては同項に規定する率の100分の75に相当する

地方団体の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
市 町 村	二 固定資産税	
	1 土地	当該市町村における土地の地目ごとの一平方メートル当たりの平均価格及びその地積
	2 家屋	当該市町村における家屋の一平方メートル当たりの平均価格及び床面積
	3 償却資産	(1) 地方税法第389条の規定により自治大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの 当該配分額 (2) その他の償却資産 当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額
	十九 市町村交付金及び市町村納付金	(1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第2条第1項各号に掲げる固定資産に係るもの 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第6条若しくは第8条又は第10条第1項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格 (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第1条第2号の公社が所有する固定資産に係るもの 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第11条第1項の規定により自治大臣が配分して通知した当該固定資産の価格

率とする。

- 3 第1項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により算定するものとする。

●特定多目的ダム法(抄) (昭和32年 法律第35号)

(特別の納付金)

第35条 第13条の規定による許可を受けたダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、3月31日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供している者は、翌年の6月30日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに関し国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)第21条の3の規定により地方公共団体に交付する交付金に相当する額の納付金を、国又は都道府県に納付しなければならない。

●地方税法(抄) (昭和25年 法律第226号)

第2節 固定資産税

第1款 通則

(固定資産税に関する用語の意義)

第341条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 固定資産 土地、家屋及び償却資産を総称する。
- 二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。
- 三 家屋 住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む。)、倉庫その他の建物をいう。
- 四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税

を課されない者が所有するものを含む。)をいう。但し、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

五 価格 適正な時価をいう。

六 基準年度 昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。

七 第2年度 基準年度の翌年度をいう。

八 第3年度 第2年度の翌年度(昭和33年度を除く。)をいう。

九 固定資産課税台帳 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称する。

十 土地課税台帳 土地登記簿に登記されている土地について第381条第1項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十一 土地補充課税台帳 土地登記簿に登記されていない土地でこの法律の規定によって固定資産税を課することができるものについて第381条第2項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十二 家屋課税台帳 建物登記簿に登記されている家屋(建物の区分所有等に関する法律第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第3条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。)の専有部分が建物登記簿に登記されている場合においては、当該区分所有に係る家屋とする。以下固定資産税について同様とする。)について第381条第3項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十三 家屋補充課税台帳 建物登記簿に登記されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によって固定資産税を課することができるものについて第381条第4項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十四 償却資産課税台帳 償却資産について第381条第5項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

(固定資産税の課税客体等)

第342条 固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

(固定資産税の納税義務者等)

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は100年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記又は登録されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

(固定資産税の非課税の範囲)

第348条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次の各号に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次の各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)第2条第7項の規定の適用がある場合を除き、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公用の用に供する固定資産

二 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、水資源開発公団、土地開発公団、土地改良区、土地改良区連合、土地開発公社及び石炭鉱害事業団が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

五 公用の用に供する道路、運河用地及び水道用地

六 公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝

十六 水力発電施設に設けられる魚道及び流筏路の用に供する償却資産  
(土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準)

第 349 条 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第 2 年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第 2 年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第 2 年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

一 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情

二 市町村の廃置分合又は境界変更

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第 3 年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（第 2 年度において前項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第 2 年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第 3 年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合にお

いては、当該土地又は家屋に対して課する第 3 年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第 2 年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第 2 年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第 2 年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第 2 年度の土地又は家屋に対して課する第 3 年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第 2 年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第 2 年度の土地又は家屋について、第 3 年度の固定資産税の賦課期日において第 2 項各号に掲げる事情があるため、第 2 年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第 3 年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第 3 年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第 3 年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第 3 年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準)

第 349 条の 2 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第 349 条の 3 新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の

規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税については当該償却資産の価格（償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下本条において同じ。）の3分の1の額とし、その後5年度分の固定資産については当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

- 2 水資源開発公団が所有するダム（ダムと一体となってその効用を全うする施設及び工作物を含む。）の用に供する家屋及び償却資産（第348条第2項第2号に掲げる家屋及び償却資産を除く。）のうち水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とし、その後5年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の4分の3の額とする。

（大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）

第349条の4 市町村（地方自治法第252条の19第1項の市を除く。以下本項、次項、第5項及び第7項並びに次条において同じ。）は、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額（第349条の2及び第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下本条及び次条において同様とする。）の合計額が次の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えるもの（以下「大規模の償却資産」という。）に対しては、第349条の2及び第349条の3の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額（人口3万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の価格の10分の4の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該大規模の償却資産の価額の10分の4の額）を課税標準として固定資産税を課するものとする。

- 2 前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収入見込額（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条第2項の基準税率をもって算定した税収入見込額をいう。以下本項において同様とする。）を控除した額に、当該大規模の

市町村の区分	金 額
人口5千人未満の町村	5億円
人口5千人以上1万人未満の町村	人口6千人未満の場合にあつては5億4千4百万円、人口6千人以上の場合にあつては5億4千4百万円に人口5千人から計算して人口千人を増すごとに4千4百万円を加算した額
人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万2千人未満の場合にあつては7億6千8百万円、人口1万2千人以上の場合にあつては7億6千8百万円に人口1万人から計算して人口2千人を増すごとに4千8百万円を加算した額
人口3万人以上20万人未満の市町村	人口3万5千人未満の場合にあつては12億8千万円、人口3万5千人以上の場合にあつては12億8千万円に人口3万人から計算して人口5千人を増すごとに8千万円を加算した額
人口20万人以上の市	40億円

償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額を加算した額（「基準財政収入見込額」という。以下本項及び次条において同様とする。）が、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額（「前年度の基準財政需要額」という。以下本項及び次条において同様とする。）の100分の160に満たないこととなる市町村については、同項の規定によって当該市町村が当該大規模の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき金額（以下本項及び次条第2項から第4項までにおいて「大規模の償却資産に係る課税定額」という。）を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の100分の160に達することとなるように増額して同項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち価額の低いものから順次当該価額を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の100分の160に達することとなるように当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額を増額するものとする。

- 5 第1項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。
- 6 市町村長は、第410条の規定によって価額を決定した場合、第417条第1項



の規定によって価額を決定し、若しくは修正した場合又は第 389 条第 1 項若しくは第 417 条第 2 項の規定による配分の通知を受けた場合において、一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第 1 項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、遅滞なく、自治省令で定めるところにより、当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事及び当該納税義務者に通知しなければならない。

7 道府県知事は、第 389 条第 1 項又は第 417 条第 2 項の規定によって市町村に固定資産の価額を配分する場合において、当該市町村において一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第 1 項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、第 389 条第 1 項、第 393 条又は第 417 条第 2 項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にその旨をあわせて記載しなければならない。

8 自治大臣は、第 389 条第 1 項又は第 417 条第 2 項の規定によって市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第 1 項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなる場合においては、自治省令で定めるところにより、第 389 条第 1 項、第 393 条又は第 417 条第 2 項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にあわせて当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

(新設大規模償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例)

第 349 条の 5 市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産で新たに新設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下本項において「一の工場」と総称する。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。）の用に供するもののうち、その価額の合計額が、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 5 年度間のうちいずれか一の年度において、前条第 1 項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえることとなるもの（以下本条及び第 740 条において「新設大規模償却資産」という。）がある場合においては、当該こえることとなった最初の年度（以下本条において「第 1 適用年度」という。）から 6 年度分の固定資産税に限り、その間において当該新設大規模償却資産の価額の合計額が同表の下欄に掲げる金額に満たないこととなった場合において

も、当該新設大規模償却資産又は当該納税義務者が所有する第 1 適用年度を異にする他の新設大規模償却資産若しくはこれらの新設大規模償却資産以外の償却資産を区分し、それぞれを各別に一の納税義務者が所有するものとみなして、第 349 条の 2、第 349 条の 3、前条及び次項から第 5 項までの規定により、当該新設大規模償却資産又は当該納税義務者が所有する第 1 適用年度を異にする他の新設大規模償却資産若しくはこれらの新設大規模償却資産以外の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき金額を算定し、当該金額を課税標準として固定資産税を課するものとする。この割合において、一の納税義務者が一の市町村の区域内において第 1 適用年度を同じくする二以上の新設大規模償却資産を所有するときは、これらの新設大規模償却資産をあわせて一の新設大規模償却資産とみなす。

2 新設大規模償却資産に対して課する第 1 適用年度から 6 年度分の固定資産税に限りそれぞれ前条第 2 項から第 4 項までの規定の例によって算定した基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額に次の各号に掲げる場合を乗じて得た額に満たないこととなる市町村については、同条第 2 項の規定にかかわらず、当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額を、それぞれ基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の当該各号に掲げる割合に達することとなるように増額して同条第 1 項の規定を適用するものとする。

- 一 当該年度が第 1 適用年度又は第 1 適用年度の翌年度（以下本条において「第二適用年度」という。）に該当することとなる新設大規模償却資産（以下本条において「第 1 次新設大規模償却資産」という。）にあっては、100 分の 220。
- 二 当該年度が第 2 適用年度の翌年度（以下本条において「第 3 適用年度」という。）又は第 3 適用年度の翌年度（以下本条において「第 4 適用年度」という。）に該当することとなる新設大規模償却資産（以下本条において「第 2 次新設大規模償却資産」という。）にあっては 100 分の 200。
- 三 当該年度が第 4 適用年度の翌年度（以下本条において「第 5 適用年度」という。）又は第 5 適用年度の翌年度に該当することとなる新設大規模償却資産（以下本条において「第 3 次新設大規模償却資産」という。）にあっては、100 分の 180。

- 3 前項の場合において、一の市町村の区域内にそれぞれ二以上の第1次新設大規模償却資産、第2次新設大規模償却資産又は第3次新設大規模償却資産があるときは、それぞれの新設大規模償却資産ごとに、当該新設大規模償却資産のうち価額の低いものから順次当該価額を限度として、当該市町村の前条第2項から第4項までの規定の例によって算定した基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の、第1次新設大規模償却資産にあつては100分の220、第2次新設大規模償却資産にあつては100分の200、第3次新設大規模償却資産にあつては100分の180に達することとなるように当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額を増額するものとする。
- 4 一の市町村の区域内に第1次新設大規模償却資産、第2次新設大規模償却資産又は第3次新設大規模償却資産のいずれか二以上がある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以上の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額を増額するための計算方法は、自治省令で定める。
- 5 前4項に定めるもののほか、新設大規模償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額の算定について必要な事項は、政令で定める。

(固定資産税の税率)

- 第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、100分の2.1をこえることができない。
- 2 市町村は100分の1.7をこえる税率で当該年度分の固定資産税を課するときはあらかじめ、文書で、その旨を自治大臣に届け出なければならない。ただし、その所有する固定資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2をこえる納税義務者がいない場合その他政令で定める場合は、この限りでない。
- 3 自治大臣は、前項の規定による届出があつた場合には、当該市町村がその届出に係る税率による税収入を災害その他やむを得ない事情による特別の財政需要に充てる必要があると認められる場合を除くほか、当該届出に係る税率を当該税率から100分の1.7までの間に定めるよう指示することができる。

(固定資産税の納税管理人)

- 第355条 固定資産税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを市町村に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

第2款 賦課及び徴収

(固定資産税の賦課期日)

- 第359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(固定資産税の納期)

- 第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

- 2 固定資産税額が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

(固定資産税の徴収の方法等)

- 第364条 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

- 2 固定資産税を徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書に記載すべき課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の価額並びにこれらの合計額とする。

(固定資産税に係る納期前の納付)

- 第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

- 2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、

当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りではない。

- 3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

（納期限後に納付する固定資産税の延滞金）

**第369条** 固定資産税の納税者は、第362条の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

#### 第4款 固定資産課税台帳

（固定資産課税台帳等の備付）

**第380条** 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

- 2 市町村は、前項の固定資産課税台帳の外、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。

（固定資産課税台帳の登録事項）

**第381条** 市町村長は、土地課税台帳に、自治省令で定める様式によって、土地登記簿に登録されている土地について不動産登記法第78条の規定により登記する事項、所有権、質権及び100年より永い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格（第343条第2項後段及び同条第4項の場合にあっては、当該各項の規定によって固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

- 2 市町村長は、土地補充課税台帳に、自治省令で定める様式によって、土地登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定によって固定資産税を課する

ことができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。

- 3 市町村長は、家屋課税台帳に、自治省令で定める様式によって、建物登記簿に登録されている家屋について不動産登記法第91条の規定により登記する事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該家屋の基準年度の価格又は比準価格（第343条第2項後段及び同条第4項の場合にあっては、当該各項の規定によって固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

- 4 市町村長は、家屋補充課税台帳に、自治省令で定める様式によって、建物登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によって固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。

- 5 市町村長は、償却資産課税台帳に、自治省令で定める様式によって、償却資産の所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならない。

- 6 市町村長は、前5項に定めるものの外、第349条の3又は第349条の3の2の規定の適用を受ける固定資産については当該固定資産の価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た金額を、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定によって市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

- 7 市町村長は、土地登記簿又は建物登記簿に登録されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合においては、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、その申出を相当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載)

第 382 条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10 日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前 2 項の規定による登記所からの通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載し、又はこれに記載された事項を訂正しなければならない。

(固定資産の申告)

第 383 条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第 389 条第 1 項の規定によって道府県知事若しくは自治大臣が評価すべき償却資産又は第 742 条第 1 項若しくは第 3 項の規定によって道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、自治省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(土地名寄帳及び家屋名寄帳)

第 387 条 市町村は、その市町村内の土地及び家屋について、固定資産課税台帳に基いて、自治省令で定める様式によって、土地名寄帳及び家屋名寄帳を備えなければならない。

#### 第 5 款 固定資産の評価及び価格の決定

(固定資産税に係る自治大臣の任務)

第 388 条 自治大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「固定資産評価基準」という。)を定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準には、その細目に関する事項について道府県知事をして定めさせる旨を定めることができる。

2 自治大臣は、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関する資料及び固定資産税の統計を作成するための標準様式を定めて、これを市町村長に示さなければならない。

(道府県知事又は自治大臣の評価の権限)

第 389 条 道府県知事(関係市町村が二以上の道府県に係るときは、自治大臣とする。以下本条、第 393 条、第 394 条第 1 項、第 399 条、第 400 条及び第 417 条第 2 項において同様とする。)は、次の各号に掲げる固定資産について、第 388 条第 1 項の固定資産評価基準によって、第 409 条第 1 項から第 3 項までの規定の例によって評価を行った後、自治省令の定めるところによって、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額(以下固定資産税について「価格等」という。)を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年 2 月末日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

二 鉄道、軌道、発電、送電若しくは配電の用に供する固定資産又は二以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち自治大臣が指定するもの。

2 市町村長は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該市町村に配分された固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

3 前項の場合において、第 1 項第 1 号の償却資産に係る価格等の配分の通知を受けた市町村長は、当該償却資産がその通知のあった日前に登録されていなかったときは、新たに第 381 条第 5 項に規定する登録事項を登録しなければならない。

4 市町村長は、第 1 項の規定によって道府県知事がした価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、道府県知事に対して、事由を具してその配分の調整を申し出ることができる。

5 道府県知事は、第 409 条第 1 項から第 3 項までの規定による市町村における固定資産の評価が第 388 条第 1 項の固定資産評価基準によって行なわれていないと認める場合においては、第 1 項の規定によって当該市町村に配分される当該固定資産の価格等について必要な調整を加えることができる。

(道府県知事又は自治大臣がする固定資産の価格等の納税者に対する通知)

第 393 条 道府県知事又は自治大臣は、第 389 条第 1 項の規定によって、固定

資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、その価格等を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。

(道府県知事又は自治大臣によって評価される固定資産の申告)

第394条 第389条第1項の規定によって道府県知事又は自治大臣が評価すべき固定資産の所有者で固定資産税の納税義務があるものは、自治省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載されている事項並びに法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる価額その他固定資産の評価に必要な事項を1月31日までに、道府県知事又は自治大臣に申告しなければならない。

(道府県知事又は自治大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する異議申立てに対する決定の通知)

第399条 道府県知事又は自治大臣は、第389条第1項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合においては、その決定をした日から10日以内にその旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

(決定された価格等の登録)

第400条 市町村長は、前条の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から10日以内に道府県知事又は自治大臣の決定に係る当該価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定によって固定資産の価格等を登録した場合においては、固定資産税の賦課後であっても、その登録した価格等に基づいて、既に決定した賦課額を修正しなければならない。

(大規模の償却資産の価格等の登録)

第400条の2 市町村長は、第743条又は第744条の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る償却資産の価格等及び市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を固定資産課税台帳に登録し、又は登録されているこれらの事項を修正して登録しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定によって市町村が課する固定資産税の課税標準とな

るべき金額を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であっても、その登録した金額に基づいて、すでに決定した賦課額を修正しなければならない。

(固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務)

第403条 市町村長は、第389条又は第743条の規定によって道府県知事又は自治大臣が固定資産を評価する場合を除く外、第388条第1項の固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない。

2 固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、自治大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならない。

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指導を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によって協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第1項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

(固定資産評価補助員)

第405条 市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる。

(固定資産評価員の兼職禁止等)

第406条 固定資産評価員は、左の各号に掲げる職を兼ねることができない。

一 国会議員及び地方団体の議会の議員

二 農業委員会の農地部会の委員(農地部会を置かない農業委員会にあっては委員)

三 固定資産評価審査委員会の委員

2 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価員の欠格事項)

第 407 条 左の各号の一に該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- 三 前号に規定する者を除く外、禁こ以上の刑に処せられた者であってその執行を終ってから、又は執行を受けることがなくなってから、2年を経過しない者
- 四 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(固定資産の実地調査)

第 408 条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも1回実地に調査させなければならない。

(固定資産の評価)

第 409 条 固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げる土地又は家屋の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格によって、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

2 固定資産評価員は、前項の規定によって土地又は家屋の評価をする場合において、道府県知事が第73条の21第3項の規定によって当該土地又は家屋の

土地又は家屋の区分	年 度	価 格
基準年度の土地又は家屋	基準年度	当該土地又は家屋の基準年度の価格
基準年度の土地又は家屋で第349条第2項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第2年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
基準年度の土地又は家屋で第349条第3項ただし書の規定の適用を受ける	第3年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
第2年度の土地又は家屋	第2年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
第2年度の土地又は家屋で第349条第5項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第3年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格
第3年度の土地又は家屋	第3年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格

所在地の市町村長に通知した価格があるときは、当該土地又は家屋について地目の変換、改築、損壊その他特別の事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除くほか、当該通知に係る価格に基づいて、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

- 3 固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基づいて当該市町村に所在する償却資産の評価をする場合においては、当該償却資産に係る賦課期日における価格によって、当該償却資産の評価をしなければならない。
- 4 固定資産評価員は、前3項の規定による評価をした場合においては、自治省令で定める様式によって、遅滞なく、評価調書を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。

(固定資産の価格等の決定)

第 410 条 市町村長は、前条第4項に規定する評価調書を受理した場合には、これに基づいて固定資産の価格等を毎年2月末日までに決定しなければならない。

(固定資産の価格等の登録)

第 411 条 市町村長は、前条の規定によって固定資産の価格等を決定した場合においては直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合において、その登録した価格等が基準年度の土地若しくは家屋又は第 2 年度の土地若しくは家屋について第 349 条第 2 項第 1 号に掲げる事情があるため、同条同項ただし書、第 3 項ただし書又は第 5 項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格によって決定したものであるときは、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2 第 2 年度又は第 3 年度において基準年度の土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準について基準年度の価格による場合にあっては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格をもって第 2 年度又は第 3 年度において土地課税台帳又は家屋課税台帳等に登録された価格とみなし、第 3 年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第 2 年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあっては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもって第 3 年度において土地課税台帳又は家屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす。

(償却資産の価格の最低限度)

第 414 条 市町村長、道府県知事又は自治大臣が償却資産の価格を決定する場合においては、その価格は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる償却資産の価格を下ることができない。

(固定資産課税台帳の縦覧)

第 415 条 市町村長は、毎年 3 月 1 日から同月 20 日までの間、固定資産課税台帳をその指定する場所において関係者の縦覧に供しなければならない。但し、災害その他特別の事情がある場合においては、毎年 3 月 21 日以後に縦覧期間を設けることができる。

2 市町村長は、前項の縦覧の場所及び同項但書の規定による縦覧期間を、あらかじめ、公示しなければならない。

(道府県知事に対する固定資産の価格等の概要調書の送付)

第 418 条 市町村長は、第 410 条の規定によって固定資産の価格等を決定した場合又は第 389 条第 2 項の規定によって固定資産の価格等を登録した場合においては、自治省令の定めるところによって、その結果の概要調書を作成し、毎年 4 月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された事項（土地登記簿又は建物登記簿に登録された事項を除く。）に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税の義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

8 固定資産評価審査委員会において処理すべき事務が多いと認める市は、第 2 項の規定にかかわらず、当該市の条例の定めるところによって、その委員の定数を 15 人までに増加し、及び固定資産評価審査委員会を委員 3 人をもって組織する部会に分ち、その部会に固定資産評価審査委員会の職務を行わせることができる。

9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの

間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

- 10 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

(固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等)

第 425 条 固定資産評価審査委員会の委員は、次の各号に掲げる職を兼ねることができない。

- 一 国会議員及び地方団体の議会の議員
- 二 地方団体の長
- 三 農業委員会の農地部会の委員(農地部会を置かない農業委員会にあっては委員)
- 四 固定資産評価員

- 2 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項)

第 426 条 次の各号の一に該当する者は、固定資産評価審査委員会の委員であることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- 三 前号に規定する者を除く外、禁こ以上の刑に処せられた者であってその執行を終ってから、又は執行を受けることがなくなってから、2年を経過し

ない者

- 四 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- 五 当該市町村の住民でなくなった者

(固定資産評価審査委員会の委員の罷免)

第 427 条 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得てその任期中にこれを罷免することができる。

(固定資産評価審査委員会の審査のための会議の開会の期間等)

第 428 条 固定資産評価審査委員会の審査のための会議は、毎年3月1日から4月30日までの間において開くものとする。但し、特別の事情がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、これと異なる会議の期間を定めることができる。

- 2 固定資産評価審査委員会の会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

- 3 審査の決定は、出席委員の過半数の同意がなければすることができない。

(固定資産評価審査委員会の資料提出請求権)

第 430 条 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基いて、又は関係人の請求によって審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、貸借対照表その他の審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

(固定資産評価審査委員会に関する条例又は規定事項)

第 431 条 この法律に規定するものを除く外、固定資産評価審査委員会の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

- 2 前項の条例で定めるべき事項は、当該条例の定めるところによって、固定資産評価審査委員会の規定で定めることができる。

(固定資産課税台帳の登録事項に関する審査の申出)

第 432 条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係



る固定資産について固定資産課税台帳に登録された事項（土地登記簿又は建物登記簿に登録された事項及び第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって道府県知事又は自治大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知した価格等に関する事項を除く。）について不服がある場合においては、第415条第1項（第419条第3項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後10日までの間において、又は第417条第1項の通知を受けた日から30日以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第411条第2項の規定によって土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第349条第2項第1号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

- 2 行政不服審査法第10条から第13条まで並びに第14条第1項ただし書、第2項及び第4項の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。
- 3 固定資産税の賦課について不服申立てにおいては、第1項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

（固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続）

- 第433条 固定資産評価審査委員会は、前条第1項の審査の申出を受けた場合においては、直ちにその必要と認める調査、口頭審査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から30日以内にその審査の決定をしなければならない。
- 2 前項の場合において審査を申し出た者の申請があったときは、特別の事情がある場合を除き、口頭審理の手続によらなければならない。
  - 3 前2項の場合において口頭審理を行うときは、固定資産評価委員会は、審査を申し出た者、市町村長又は固定資産評価審査員その他の関係者の出席及び証言を求めることができる。
  - 4 固定資産評価審査委員会は、当該市町村の条例の定めるところによって、審査の議事及び決定に関する記録を作成しなければならない。
  - 5 固定資産評価審査委員会は、第430条の規定によって提出させた資料又は前

項の記録を保存し、その定めるところによって、これを関係者の閲覧に供しなければならない。

- 6 口頭審理の手続による審査は、公開して行わなければならない。
- 7 行政不服審査法第26条、第27条、第29条、第30条、第33条、第36条、第37条、第39条、第40条第1項及び第2項、第42条第1項から第3項まで並びに第44条の規定は、第1項の審査の決定について準用する。
- 8 固定資産評価審査委員会は、第1項の規定による決定をした場合においては、その決定のあった日から10日以内に、これを審査を申し出た者及び市町村長に文書をもって通知しなければならない。この場合において同項の期限までに決定がないときは、この審査の申出を却下する旨の決定があったものとみなすことができる。

（争訟の方式）

- 第434条 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。
- 2 第432条第1項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（固定資産評価審査委員会の審査の決定に基く価格等の修正）

- 第435条 市町村長は、第433条第8項の規定による通知を受けた場合において固定資産課税台帳に登録された価格等を修正する必要があるときは、その通知を受けた日から10日以内にその価格等を修正して登録し、その旨を当該納税者に通知しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の規定によって価格等を修正した場合においては、固定資産税の賦課後であっても、その修正した価格等に基いて、既に決定した賦課額を更正しなければならない。

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

- 第436条 市町村長は、第410条、第417条、第419条第2項又は前条第2項の規定によって、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しな

ければならない。

●地方税法施行令〔昭和25年政令第245号〕

(法第348条第2項第2号の固定資産)

第49条の2

2 法第348条第2項第2号に規定する水資源開発公団が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、水資源開発公団が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産とする。

一 事務所及び倉庫

二 ダム（ダムと一体となってその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下本号及び第52条の10の4において同じ。）の用に供する固定資産（当該ダムが発電、水道又は工業用水道の用に供される場合には、当該固定資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分を除く。）

三 堰 湖沼水位調節施設及び水路施設並びにこれらの用に供する土地

四 前号の施設の操作又は監視の用に供する固定資産

---

## 水源地域対策便覧 資料編

昭和57年5月1日 発行

監修 建設省河川局開発課水源地対策室

発行 財団法人国土開発技術研究センター

〒105 東京都港区虎ノ門2-8-10

(第15森ビル)

Tel 03(503) 0391(代)

印刷 株式会社 TBS サービス

Tel 03(582) 7351(代)

---

落丁本・乱丁本はお取り替えます。 定価 4,900円